



大正十年一月十五日印刷
大正十年一月十八日發行
大正十年十二月卅一日再版印刷
大正十二年十二月八日三版發行
大正十四年六月十五日四版發行

國譯漢文大成
經子史部第六卷

【非賣品】

編輯兼發行者　國民文庫刊行會
東京市本郷區西片町十番地

右代表者　鶴田久作
東京市本郷區西片町十番地

印刷者　上村新輔
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所　株式會社博文館印刷所
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所　國民文庫刊行會
電話小石川五三〇二番
振替東京一八五七二番

之言及子贛。曰。若在此。吾不及此夫。武伯曰。然何不召。曰。固將召之。文子曰。他日請念。夏。四月己亥。季康子卒。公弔焉。降禮。晉荀瑤帥師伐鄭。次于桐丘。鄭駟弘請救于齊。齊師將興。陳成子屬孤子。三日朝。設乘車兩馬。繫五邑焉。召顏涿聚之子晉。曰。隰之役。而父死焉。以國之多難。未女恤也。今君命女以是邑也。服車而朝。毋廢前勞。乃救鄭。及留舒。違穀七里。穀人不知。及濮。雨不涉。子思曰。大國在敝邑之宇下。是以告急。今師不行。恐無及也。成子衣製杖戈。立於阪上。馬不出者。助之鞭之。知伯聞之。乃還。曰。我卜伐鄭。不卜敵齊。使謂成子曰。大夫陳子陳之自出。陳之不祀。鄭之罪也。故寡君使瑤察陳衷焉。謂大夫其恤陳乎。若利本之顚。瑤何有焉。成子怒曰。多陵人者皆不在。知伯其能久乎。中行文子告成子曰。有自晉師告寅者。將爲輕車千乘。以厭齊師之門。則可盡也。成子曰。寡君命恒曰。無及寡。無畏衆。雖過千乘。敢辟之乎。將以子之命告寡君。文子曰。吾乃今知所以亡。君子之謀也。始衷終皆擧之。而後入焉。今我三不知而入之。不亦難乎。公患三桓之侈也。欲以諸侯去之。三桓亦患公之妄也。故君臣多間。公游于陵阪。遇孟武伯於孟氏之衢。曰。請有問於子。余及死乎。對曰。臣無由知之。三問。卒辭不對。公欲以越伐魯而去三桓。秋。八月甲戌。公如公孫有陘氏。因孫于邾。乃遂如越。國人施公孫有山氏。悼之四年。晉荀瑤帥師圍鄭。未至。鄭駟弘曰。知伯愎而好勝。早下之則可行也。乃先保南里以待之。知伯入南里。門于桔柣之門。鄭人俘酅魁壘。賂之以知政。閉其口而死。將門。知伯謂趙孟入之。對曰。主在此。知伯曰。惡而無勇。何以爲子。對曰。以能忍恥。庶無害趙宗乎。知伯不悛。趙襄子由是惎知伯。遂喪之。知伯貪而愎。故韓魏反而喪之。

春秋左氏傳卷第三十 大尾

幣。期告王。王命取之。期以衆取之。公怒。殺期之甥之爲大子者。遂卒于越。宋景公無子。取公孫周之子得與啓。畜諸公宮。未有立焉。於是皇緩爲右師。皇非我爲大司馬。皇懷爲司徒。靈不緩爲左師。樂茷爲司城。樂朱鉏爲大司寇。六卿三族降聽政。因大尹以達。大尹常不告。而以其欲稱君命以令。國人惡之。司城欲去大尹。左師曰。縱之使盈其罪。重而無基。能無敝乎。冬。十月。公游于空澤。辛巳卒于連中。大尹興空澤之士千甲。奉公自空桐入。如沃宮。使召六子。曰。聞下有師。君請六子畫。六子至。以甲劫之曰。君有疾病。請二三子盟。乃盟于少寢之庭。曰。無爲公室不利。大尹立啓。奉喪殯于大宮。三日而後國人知之。司城茷使宣言于國。曰。大尹惑蠱其君。而專其利。今君無疾而死。死又匿之。是無他矣。大尹之罪也。得夢啓北首而寢於盧門之外。己爲烏而集於其上。咮加於南門。尾加於桐門。曰余夢美。必立。大尹謀曰。我不在盟。無乃逐我。復盟之乎。使祝爲載書。六子在唐盂。將盟之。祝襄以載書告皇非我。皇非我因子潞。門尹得。左師謀曰。民與我。逐之乎。皆歸授甲。使徇于國。曰。大尹惑蠱其君。以陵虐公室。與我者救君者也。衆曰。與之。大尹徇曰。戴氏皇氏將不利公室。與我者無憂不富。衆曰。無別。戴氏皇氏欲伐公。樂得曰。不可。彼以陵公有罪。我伐公則甚焉。使國人施于大尹。大尹奉啓以奔楚。乃立得。司城爲上卿。盟曰。三族共政。無相害也。衞出公自城鉏。使以弓問子贛。且曰。吾其入乎。子贛稽首受弓。對曰。臣不識也。私於使者曰。昔成公孫於陳。甯武子。孫莊子。爲宛濮之盟而君入。獻公孫於齊。子鮮。子展。爲夷儀之盟而君入。今君再在孫矣。內不聞獻之親。外不聞成之卿。則賜不識所由入也。詩曰。無競惟人。四方其順之。若得其人。四方以爲主。而國於何有。

傳　二十七年。春。越子使后庸來聘。且言邾田。封于駘上。二月。盟于平陽。三子皆從。康子病

子飲公酒。納夏戊之女。嬖。以爲夫人。其弟期。大叔疾之從孫甥也。少畜於公宮。以爲司徒。夫人寵衰。期得罪。公使三匠久。公使優狡盟拳彌。而甚近信之。故褚師比・公孫彌牟・公文要・司寇亥・司徒期因三匠與拳彌以作亂。皆執利兵。無者執斤。使拳彌入于公宮。而自大子疾之宮。譟以攻公。鄄子士請禦之。彌援其手曰。子則勇矣。將若君何。不見先君乎。君何所不逞欲。且君嘗在外矣。豈必不反。當今不可。衆怒難犯。休而易間也。乃出。將適蒲。彌曰。晉無信。不可。將適鄄。彌曰。齊晉爭我。不可。將適泠。彌曰。魯不足與。請適城鉏。以鉤越。越有君。乃適城鉏。彌曰。衛盜不可知也。請速。自我始。乃載寶以歸。公爲支離之卒。因祝史揮以侵衛。衛人病之。懿子知之。見子之。請逐揮。文子曰。無罪。懿子曰。彼好專利而妄。夫見君之入也。將先道焉。若逐之。必出於南門。而適君所。夫越新得諸侯。將必請師焉。揮在朝。使吏遣諸其室。揮出。信弗內。五日乃館諸外里。遂有寵。使如越請師。六月。公至自越。季康子・孟武伯逆於五梧。郭重僕。見二子曰。惡言多矣。君請盡之。公宴於五梧。武伯爲祝。惡郭重曰。何肥也。季孫曰。請飲彘也。以魯國之密邇仇讎。臣是以不獲從君。克免於大行。又謂重也肥。公曰。是食言多矣。能無肥乎。飲酒不樂。公與大夫始有惡。

傳二十六年。夏。五月。叔孫舒帥師會越皐如・后庸・宋樂茷。納衛侯。文子欲納之。懿子曰。君愎而虐。少待之。必毒於民。乃睦於子矣。師侵外州。大獲。出禦之。大敗。掘褚師定子之墓。焚之于平莊之上。文子使王孫齊私於皐如曰。子將大滅衛乎。抑納君而已乎。皐如曰。寡君之命無他。納衛君而已。文子致衆而問焉曰。君以蠻夷伐國。國幾亡矣。請納之。衆曰。勿納。曰。彌牟亡而有益。請自北門出。衆曰。勿出。重賂越人。申開守陴而納公。公不敢入。師還。立悼公。南氏相之。以城鉏與越人。公曰。期則爲此。令苟有怨於夫人者報之。司徒期聘於越。公攻而奪之

焉。是以不得助執紼。使求從輿人曰。以肥之得備彌甥也。有不腆先人之產馬。使求薦諸夫人之宰。其可以稱旌繁乎。夏。六月。晉荀瑤伐齊。高無丕帥師御之。知伯視齊師。馬駭。遂驅之。曰。齊人知余旗。其謂余畏而反也。及壘而還。將戰。長武子請卜。知伯曰。君告于天子。而卜之以守龜於宗祧。吉矣。吾又何卜焉。且齊人取我英丘。君命瑤。非敢燿武也。治英丘也。以辭伐罪足矣。何必卜。壬辰。戰于犂丘。齊師敗績。知伯親禽顏庚。秋。八月。叔青如越。始使越也。越諸鞅來聘。報叔青也。

傳　二十四年。夏。四月。晉侯將伐齊。使來乞師曰。昔臧文仲以楚師伐齊。取穀。宣叔以晉師伐齊。取汶陽。寡君欲徼福於周公。願乞靈於臧氏。臧石帥師會之。取廩丘。軍吏令繕將進。萊章曰。君卑政暴。往歲克敵。今又勝都。天奉多矣。又焉能進。是躗言也。役將班矣。晉師乃還。餼臧石牛。大史謝之曰。以寡君之在行。牢禮不度。敢展謝之。邾子又無道。越人執之以歸。而立公子何。何亦無道。公子荊之母嬖。將以爲夫人。使宗人釁夏獻其禮。對曰。無之。公怒曰。女爲宗司。立夫人國之大禮也。何故無之。對曰。周公及武公娶於薛。孝惠娶於商。自桓以下娶於齊。此禮也則有。若以妾爲夫人。則固無其禮也。公卒立之。而以荊爲大子。國人始惡之。閏月。公如越。得大子適郢。將妻公而多與之地。公孫有山使告于季孫。季孫懼。使因大宰嚭而納賂焉。乃止。

傳　二十五年。夏。五月庚辰。衛侯出奔宋。衛侯爲靈臺于藉圃。與諸大夫飲酒焉。褚師聲子韤而登席。公怒。辭曰。臣有疾異於人。若見之君將嗀之。是以不敢。公愈怒。大夫辭之。不可。褚師出。公戟其手曰。必斷而足。聞之。褚師與司寇亥乘曰。今日幸而後亡。公之入也。奪南氏邑。而奪司寇亥政。公使侍人納公文懿子之車于池。初衛人翦夏丁氏。以其帑賜彭封彌子。彌

梁伐東夷。三夷男女。及楚師盟于敖。冬。叔青如京師。敬王崩故也。

傳　二十年。春。齊人來徵會。夏。會于廩丘。爲鄭故謀伐晉。鄭人辭諸侯。秋。師還。吳公子慶忌驟諫吳子曰。不改必亡。弗聽。出居于艾。遂適楚。聞越將伐吳。冬。請歸平越。遂歸。欲除不忠者以說于越。吳人殺之。十一月。越圍吳。趙孟降於喪食。楚隆曰。三年之喪。親暱之極也。主又降之。無乃有故乎。趙孟曰。黃池之役。先主與吳王有質。曰。好惡同之。今越圍吳。嗣子不廢舊業。而敵之。非晉之所能及也。吾是以爲降。楚隆曰。若使吳王知之。若何。趙孟曰。可乎。隆曰。請嘗之。乃往。先造于越軍。曰。吳犯間上國多矣。聞君親討焉。諸夏之人。莫不欣喜。唯恐君志之不從。請入視之。許之。告于吳王曰。寡君之老無恤。使陪臣隆敢展謝其不共。黃池之役。君之先臣志父得承齊盟。曰。好惡同之。今君在難。無恤不敢憚勞。非晉國之所能及也。使陪臣敢展布之。王拜稽首曰。寡人不佞。不能事越。以爲大夫憂。拜命之辱。與之一簞珠。使問趙孟。曰。句踐將生憂寡人。寡人死之不得矣。王曰。溺人必笑。吾將有問也。史黯何以得爲君子。對曰。黯也進不見惡。退無謗言。王曰。宜哉。

傳　二十一年。夏。五月。越人始來。秋。八月。公及齊侯。邾子。盟于顧。齊人責稽首。因歌之。曰。魯人之皐。數年不覺。使我高蹈。唯其儒書。以爲二國憂。是行也。公先至于陽穀。齊閭丘息曰。君辱擧玉趾。以在寡君之軍。群臣將傳遽以告寡君。比其復也。君無乃勤。爲僕人之未次。請除館於舟道。辭曰。敢勤僕人。

傳　二十二年。夏。四月。邾隱公自齊奔越。曰。吳爲無道。執父立子。越人歸之。大子革奔越。冬。十一月丁卯。越滅吳。請使吳王居甬東。辭曰。孤老矣。焉能事君。乃縊。越人以歸。

傳　二十三年。春。宋景曹卒。季康子使冉有弔且送葬。曰。敝邑有社稷之事。使肥與有職競

如魚竀尾。衡流而方羊裔焉。大國滅之將亡。闔門塞竇。乃自後踰。冬。十月。晉復伐衛。入其郛。將入城。簡子曰。止。叔向有言。曰。怙亂滅國者無後。衛人出莊公而與晉平。晉立襄公之孫般師而還。十一月。衛侯自鄄入。般師出。初公登城以望。見戎州。問之。以告。公曰。我姬姓也。何戎之有焉。翦之。公使匠久。公欲逐石圃。未及而難作。辛巳。石圃因匠氏攻公。公閉門而請。弗許。踰于北方而隊。折股。戎州人攻之。大子疾・公子青・踰從公。戎州人殺之。公入于戎州己氏。初公自城上見己氏之妻髮美。使髡之。以爲呂姜髢。既入焉。而示之璧。曰。活我。吾與女璧。己氏曰。殺女。璧其焉往。遂殺之。而取其璧。衛人復公孫般師而立之。冬。十二月。齊人伐衛。衛人請平。立公子起。執般師以歸。舍諸潞。公會齊侯。盟于蒙。孟武伯相。齊侯稽首。公拜。齊人怒。武伯曰。非天子。寡君無所稽首。武伯問於高柴。曰。諸侯盟。誰執牛耳。季羔曰。鄫衍之役。吳公子姑曹。發陽之役。衛石魋。武伯曰。然則彘也。宋皇瑗之子麇。有友曰田丙。而奪其兄酁般邑以與之。酁般慍而行。告桓司馬之臣子儀克。子儀克適宋。告夫人曰。麇將納桓氏。公問諸子仲。初子仲將以杞姒之子非我爲子。麇曰。必立伯也。是良材。子仲怒弗從。故對曰。右師則老矣。不識麇也。公執之。皇瑗奔晉。宋公召之。

傳　十八年。春。宋殺皇瑗。公聞其情。復皇氏之族。使皇緩爲右師。巴人伐楚。圍鄾。初右司馬子國之卜也。觀瞻曰。如志。故命之。及巴師至。將卜帥。王曰。寧如志。何卜焉。使帥師而行。請承。王曰。寢尹工尹勤先君者也。三月。楚公孫寧・吳由于・薳固敗巴師于鄾。故封子國於析。君子曰。惠王知志。夏書曰。官占唯能蔽志。昆命于元龜。其是之謂乎。志曰。聖人不煩卜筮。惠王其有焉。夏。衛石圃逐其君起。起奔齊。衛侯輒自齊復歸。逐石圃。而復石魋與大叔遺。

傳　十九年。春。越人侵楚。以誤吳也。夏。楚公子慶・公孫寬追越師至冥。不及。乃還。秋。楚沈諸

曰。吾繼先君。而不得其器。若之何。良夫代執火者而言曰。疾與亡君。皆君之子也。召之而擇材焉可也。若不材。器可得也。豎告大子。大子使五人輿豭從己。劫公而强盟之。且請殺良夫。公曰。其盟免三死。曰。請三之後。有罪殺之。公曰。諾哉。

傳　十七年。春。衞侯爲虎幄於藉圃。成。求令名者。而與之始食焉。大子請使良夫。良夫乘衷甸兩牡。紫衣狐裘至。袒裘。不釋劍而食。大子使牽以退。數之以三罪。而殺之。三月。越子伐吳。吳子禦之笠澤。夾水而陳。越子爲左右句卒。使夜或左或右鼓譟而進。吳師分以御之。越子以三軍潛涉。當吳中軍而鼓之。吳師大亂。遂敗之。晉趙鞅使告于衞曰。君之在晉也。志父爲主。請君若大子來。以免志父。不然寡君其曰志父之爲也。衞侯辭以難。大子又使椓之。夏。六月。趙鞅圍衞。齊國觀陳瓘救衞。得晉人之致師者。子玉使服而見之曰。國子實執齊柄。而命瓘。曰無辟晉師。豈敢廢命。子又何辱。簡子曰。我卜伐衞。未卜與齊戰。乃還。楚白公之亂。陳人恃其聚而侵楚。楚既寧。將取陳麥。楚子問帥於大師子穀與葉公諸梁。子穀曰。右領差車與左史老。皆相令尹司馬以伐陳。其可使也。子高曰。率賤民慢之。懼不用命焉。子穀曰。觀丁父鄀俘也。武王以爲軍率。是以克州蓼。服隨唐。大啓群蠻。彭仲爽申俘也。文王以爲令尹。實縣申息。朝陳蔡。封畛於汝。唯其任也。何賤之有。子高曰。天命不謟。令尹有憾於陳。天若亡之。其必令尹之子是與。君盍舍焉。臣懼右領與左史有二俘之賤。而無其令德也。王卜之。武城尹吉。使帥師取陳麥。陳人御之敗。遂圍陳。秋。七月己卯。楚公孫朝帥師滅陳。王與葉公枚卜子良。以爲令尹。沈尹朱曰。吉。過於其志。葉公曰。王子而相國。過將何爲。他日改卜子國。而使爲令尹。衞侯夢于北宮。見人登昆吾之觀。被髮北面而譟。曰。登此昆吾之虛。緜緜生之瓜。余爲渾良夫。叫天無辜。公親筮之。胥彌赦占之。曰不害。與之邑。寘之而逃奔宋。衞侯貞卜。其繇曰。

西。子西曰。勝如卵。余翼而長之。楚國第。我死。令尹司馬非勝而誰。勝聞之曰。令尹之狂也。得死乃非我。子西不悛。勝謂石乞曰。王與二卿士。皆以五百人當之則可矣。乞曰。不可得也。曰市南有熊宜僚者。若得之可以當五百人矣。乃從白公而見之。與之言。說。告之故。辭。承之以劍。不動。勝曰。不爲利諂。不爲威惕。不洩人言以求媚者。去之。吳人伐愼。白公敗之。請以戰備獻。許之。遂作亂。秋。七月。殺子西子期于朝。而劫惠王。子西以袂掩面而死。子期曰。昔者吾以力事君。不可以弗終。抉豫章以殺人。而後死。石乞曰。焚庫弒王。不然不濟。白公曰。不可。弒王不祥。焚庫無聚。將何以守矣。乞曰。有楚國而治其民。以敬事神。可以得祥。且有聚矣。何患。弗從。葉公在蔡。方城之外皆曰。可以入矣。子高曰。吾聞之。以險徼幸者。其求無饜。偏重必離。聞其殺齊管脩也。而後入。白公欲以子閭爲王。子閭不可。遂劫以兵。子閭曰。王孫若安靖楚國。匡正王室。而後庇焉。啓之願也。敢不聽從。若將專利以傾王室。不顧楚國。有死不能。遂殺之。而以王如高府。石乞尹門。圉公陽穴宮。負王以如昭夫人之宮。葉公亦至。及北門。或遇之曰。君胡不胄。國人望君如望慈父母焉。盜賊之矢若傷君。是絕民望也。若之何不胄。乃胄而進。又遇一人。曰。君胡胄。國人望君如望歲焉。日日以幾。若見君面。是得艾。民知不死。其亦夫有奮心。猶將旌君以徇於國。而又掩面以絕民望。不亦甚乎。乃免胄而進。遇箴尹固帥其屬將與白公。子高曰。微二子者。楚不國矣。棄德從賊。其可保乎。乃從葉公。使與國人以攻白公。白公奔山而縊。其徒微之。生拘石乞而問白公之死焉。對曰。余知其死所。而長者使余勿言。曰。不言將烹。乞曰。此事克則爲卿。不克則烹。固其所也。何害。乃烹石乞。王孫燕奔頯黃氏。沈諸梁兼二事。國寧。乃使寧爲令尹。使寬爲司馬。而老於葉。衞侯占夢。嬖人求酒於大叔僖子。不得。與卜人比而告公曰。君有大臣在西南隅。弗去懼害。乃逐大叔遺。遺奔晉。衞侯謂渾良夫

經 十有六年。春。王正月己卯。衞世子蒯聵自戚入于衞。衞侯輒來奔。二月。衞子還成出奔宋。夏。四月己丑。孔丘卒。

傳 十六年。春。瞞成·褚師比·出奔宋。衞侯使鄢武子告于周曰。蒯聵得罪于君父君母。逋竄于晉。晉以王室之故。不棄兄弟。寘諸河上。天誘其衷。獲嗣守封焉。使下臣肸敢告執事。王使單平公對曰。肸以嘉命來告余一人。往謂叔父。余嘉乃成世。復爾祿次。敬之哉。方天之休。弗敬弗休。悔其可追。夏。四月己丑。孔丘卒。公誄之曰。旻天不弔。不憖遺一老。俾屏余一人以在位。煢煢余在疚。嗚呼哀哉尼父。無自律。子贛曰。君其不歿於魯乎。夫子之言曰。禮失則昏。名失則愆。失志爲昏。失所爲愆。生不能用。死而誄之。非禮也。稱一人。非名也。君兩失之。六月。衞侯飲孔悝酒於平陽。重酬之。大夫皆有納焉。醉而送之。夜半而遣之。載伯姬於平陽而行。及西門。使貳車反祏於西圃。子伯季子初爲孔氏臣。新登于公。請追之。遇載祏者。殺而乘其車。許公爲反祏遇之曰。與不仁人爭。明無不勝。必使先射。射三發。皆遠許爲。許爲射之。殪。或以其車從。得祏於橐中。孔悝出奔宋。楚大子建之遇讒也。自城父奔宋。又辟華氏之亂於鄭。鄭人甚善之。又適晉。與晉人謀襲鄭。乃求復焉。鄭人復之如初。晉人使諜於子木。請行而期焉。子木暴虐於其私邑。邑人訴之。鄭人省之。得晉諜焉。遂殺子木。其子曰勝。在吳。子西欲召之。葉公曰。吾聞勝也詐而亂。無乃害乎。子西曰。吾聞勝也信而勇。不爲不利。舍諸邊竟。使衞藩焉。葉公曰。周仁之謂信。率義之謂勇。吾聞勝也好復言。而求死士。殆有私乎。復言非信也。期死非勇也。子必悔之。弗從。召之使處吳竟。爲白公。請伐鄭。子西曰。楚未節也。不然吾不忘也。他日又請。許之。未起師。晉人伐鄭。楚救之。與之盟。勝怒曰。鄭人在此。讎不遠矣。勝自厲劍。子期之子平見之曰。王孫何自厲也。曰勝以直聞。不告女。庸爲直乎。將以殺爾父。平以告子

人之過也。吳人內之。秋。齊陳瓘如楚。過衞。仲由見之曰。天或者以陳氏爲斧斤。既斲喪公室。而他人有之。不可知也。其使終饗之。亦不可知也。若善魯以待時。不亦可乎。何必惡焉。子玉曰。然吾受命矣。子使告我弟。冬。及齊平。子服景伯如齊。子贛爲介。見公孫成曰。人皆臣人。而有背人之心。況齊人雖爲子役。其有不貳乎。子周公之孫也。多饗大利。猶思不義。利不可得。而喪宗國。將焉用之。成曰。善哉。吾不早聞命。陳成子館客。曰。寡君使恒告曰。寡人願事君如事衞君。景伯揖子贛而進之。對曰。寡君之願也。昔晉人伐衞。齊爲衞故。伐晉冠氏。喪車五百。因與衞地。自濟以西。禚媚杏以南。書社五百。吳人加敝邑以亂。齊因其病。取讙與闡。寡君是以寒心。若得視衞君之事君也則固所願也。成子病之。乃歸成。公孫宿以其兵甲入于嬴。衞孔圉取大子蒯聵之姊。生悝。孔氏之豎渾良夫長而美。孔文子卒。通於內。大子在戚。孔姬使之焉。大子與之言曰。苟使我入獲國。服冕乘軒。三死無與。與之盟。爲請於伯姬。閏月。良夫與大子入。舍於孔氏之外圃。昏二人蒙衣而乘。寺人羅御如孔氏。孔氏之老欒寧問之。稱姻妾以告。遂入適伯姬氏。既食。孔伯姬杖戈而先。大子與五人介。輿豭從之。迫孔悝於廁。強盟之。遂劫以登臺。欒寧將飲酒。炙未熟。聞亂。使告季子。召獲駕乘車。行爵食炙。奉衞侯輒來奔。季子將入。遇子羔將出。曰。門已閉矣。季子曰。吾姑至焉。子羔曰。弗及。不踐其難。季子曰。食焉不辟其難。子羔遂出。子路入及門。公孫敢門焉。曰。無入爲也。季子曰。是公孫也。求利焉而逃其難。由不然。利其祿。必救其患。有使者出。乃入。曰。大子焉用孔悝。雖殺之。必或繼之。且曰。大子無勇。若燔臺半。必舍孔叔。大子聞之懼。下石乞盂黶敵子路。以戈擊之。斷纓。子路曰。君子死。冠不免。結纓而死。孔子聞衞亂。曰。柴也其來。由也死矣。孔悝立莊公。莊公害故政。欲盡去之。先謂司徒瞞成曰。寡人離病於外久矣。子請亦嘗之。歸告褚師比。欲與之伐公。不果。

之曰。寡人與子有言矣。不可以絕向氏之祀。辭曰。臣之罪大。盡滅桓氏可也。若以先臣之故。而使有後。君之惠也。若臣則不可以入矣。司馬牛致其邑與珪焉。而適齊。向魋出於衞地。公文氏攻之。求夏后氏之璜焉。與之他玉。而奔齊。陳成子使爲次卿。司馬牛又致其邑焉。而適吳。吳人惡之。而反。趙簡子召之。陳成子亦召之。卒於魯郭門之外。阬氏葬諸丘輿。甲午。齊陳恒弒其君壬于舒州。孔丘三日齊。而請伐齊。三。公曰。魯爲齊弱久矣。子之伐之。將若之何。對曰。陳恒弒其君。民之不與者半。以魯之衆。加齊之半。可克也。公曰。子告季孫。孔子辭。退而告人曰。吾以從大夫之後也。故不敢不言。初孟孺子洩將圉馬於成。成宰公孫宿不受。曰。孟孫爲成之病。不圉馬焉。孺子怒襲成。從者不得入。乃反。成有司使。孺子鞭之。秋。八月辛丑。孟懿子卒。成人奔喪。弗內。袒免哭于衢。聽共。弗許。懼不歸。

經　十有五年。春。王正月。成叛。夏。五月。齊高無丕出奔北燕。鄭伯伐宋。秋。八月。大雩。晉趙鞅帥師伐衞。冬。晉侯伐鄭。及齊平。衞公孟彄出奔齊。

傳　十五年。春。成叛于齊。武伯伐成不克。遂城輸。夏。楚子西子期伐吳。及桐汭。陳侯使公孫貞子弔焉。及良而卒。將以尸入。吳子使大宰嚭勞。且辭曰。以水潦之不時。無乃廩然隕大夫之尸。以重寡君之憂。寡君敢辭。上介芋尹蓋對曰。寡君聞楚爲不道。荐伐吳國。滅厥民人。寡君使蓋備使。弔君之下吏。無祿使人逢天之慼。大命隕隊。絕世于良。廢日共積。一日遷次。今君命逆使人曰。無以尸造于門。是我寡君之命。委于草莽也。且臣聞之。曰。事死如生。禮也。於是乎有朝聘而終。以尸將事之禮。又有朝聘而遭喪之禮。若不以尸將命。是遭喪而還也。無乃不可乎。以禮防民。猶或踰之。今大夫曰。死而棄之。是棄禮也。其何以爲諸侯主。先民有言。曰。無穢虐士。備使奉尸將命。苟我寡君之命。達于君所。雖隕于深淵。則天命也。非君與涉

他日與之言政。說。遂有寵。謂之曰。我盡逐陳氏而立女。若何。對曰。我遠於陳氏矣。且其違者不過數人。何盡逐焉。遂告陳氏。子行曰。彼得君。弗先必禍子。子行舍於公宮。夏。五月壬申。成子兄弟四乘如公。子我在幄。出逆之。遂入閉門。侍人禦之。子行殺侍人。公與婦人飲酒于檀臺。成子遷諸寢。公執戈將擊之。大史子餘曰。非不利也。將除害也。成子出舍于庫。聞公猶怒。將出。曰。何所無君。子行抽劍曰。需事之賊也。誰非陳宗。所不殺子者。有如陳宗。乃止。子我歸。屬徒攻闈與大門。皆不勝。乃出。陳氏追之。失道於弇中。適豐丘。豐丘人執之以告。殺諸郭關。成子將殺大陸子方。陳逆請而免之。以公命取車於道。及耏。衆知而東之。出雍門。陳豹與之車。弗受。曰。逆爲余請。豹與余車。余有私焉。事子我而有私於其讎。何以見魯衛之士。東郭賈奔衛。庚辰。陳恒執公于舒州。公曰。吾早從鞅之言。不及此。宋桓魋之寵害於公。公使夫人驟請享焉。而將討之。未及。魋先謀公。請以鞌易薄。公曰。不可。薄宗邑也。乃益鞌七邑。而請享公焉。以日中爲期。家備盡往。公知之。告皇野曰。余長魋也。今將禍余。請卽救。司馬子仲曰。有臣不順。神之所惡也。而況人乎。敢不承命。不得左師不可。請以君命召之。左師每食擊鐘。聞鐘聲。公曰。夫子將食。既食又奏。公曰。可矣。以乘車往。曰。迹人來告。曰。逢澤有介麇焉。公曰。雖魋未來。得左師。吾與之田。若何。君憚告子。野曰。嘗私焉。君欲速。故以乘車逆子。與之乘至。公告之故。拜不能起。司馬曰。君與之言。公曰。所難子者。上有天。下有先君。對曰。魋之不共。宋之禍也。敢不唯命是聽。司馬請瑞焉。以命其徒攻桓氏。其父兄故臣曰。不可。其新臣曰。從吾君之命。遂攻之。子頎騁而告桓司馬。司馬欲入。子車止之曰。不能事君。而又伐國。民不與也。祇取死焉。向魋遂入于曹以叛。六月。使左師巢伐之。欲質大夫以入焉。不能。亦入于曹。取質。魋曰。不可。既不能事君。又得罪于民。將若之何。乃舍之。民遂叛之。向魋奔衛。向巢來奔。宋公使止

春秋左氏傳卷第三十

哀公下

經　十有四年。春。西狩獲麟。小邾射以句繹來奔。夏。四月。齊陳恒執其君。寘于舒州。庚戌。叔還卒。五月庚申朔。日有食之。陳宗豎出奔楚。宋向魋入于曹以叛。莒子狂卒。六月。宋向魋自曹出奔衛。宋向巢來奔。齊人弑其君壬于舒州。秋。晉趙鞅帥師伐衛。八月辛丑。仲孫何忌卒。冬。陳宗豎自楚復入于陳。陳人殺之。陳轅買出奔楚。有星孛。饑。

傳　十四年春。西狩於大野。叔孫氏之車子鉏商獲麟。以爲不祥。以賜虞人。仲尼觀之。曰。麟也。然後取之。小邾射以句繹來奔。曰。使季路要我。吾無盟矣。使子路。子路辭。季康子使冉有謂之曰。千乘之國。不信其盟。而信子之言。子何辱焉。對曰。魯有事于小邾。不敢問故。死其城下可也。彼不臣。而濟其言。是義之也。由弗能。齊簡公之在魯也。闞止有寵焉。及即位使爲政。陳成子憚之。驟顧諸朝。諸御鞅言於公曰。陳闞不可並也。君其擇焉。弗聽。子我夕。陳逆殺人。逢之。遂執以入。陳氏方睦。使疾而遺之潘沐。備酒肉焉。饗守囚者。醉而殺之而逃。子我盟諸陳於陳宗。初陳豹欲爲子我臣。使公孫言己。已有喪而止。既而言之。曰。有陳豹者。長而上僂。望視。事君子必得志。欲爲子臣。吾憚其爲人也。故緩以告。子我曰。何害。是其在我也。使爲臣。

改也。若不會。祝宗將曰。吳實然。且謂魯不共。而執其賤者七人。何損焉。大宰嚭言於王曰。無損於魯。而祇爲名。不如歸之。乃歸景伯。吳申叔儀乞糧於公孫有山氏。曰。佩玉繠兮。余無所繫之。旨酒一盛兮。余與褐之父睨之。對曰。粱則無矣。麤則有之。若登首山以呼曰庚癸乎。則諾。王欲伐宋。殺其丈夫而囚其婦人。大宰嚭曰。可勝也。而弗能居也。乃歸。冬。吳及越平。

春秋左氏傳 卷第二十九

之孫。遂圍嵒。十二月。鄭罕達救嵒。丙申。圍宋師。

經　十有三年。春。鄭罕達帥師取宋師于嵒。夏。許男成卒。公會晉侯及吳子于黃池。楚公子申帥師伐陳。於越入吳。秋。公至自會。晉魏曼多帥師侵衞。葬許元公。九月。螽。冬。十有一月。有星孛于東方。盜殺陳夏區夫。十有二月。螽。

傳　十三年。春。宋向魋救其師。鄭子賸使徇曰。得桓魋者有賞。魋也逃歸。遂取宋師于嵒。獲成讙・郜延。以六邑爲虛。夏。公會單平公・晉定公・吳夫差于黃池。六月丙子。越子伐吳。爲二隧。疇無餘・謳陽自南方。先及郊。吳大子友・王子地・王孫彌庸・壽於姚自泓上觀之。彌庸見姑蔑之旗。曰。吾父之旗也。不可以見讎而弗殺也。大子曰。戰而不克將亡國。請待之。彌庸不可。屬徒五千。王子地助之。乙酉戰。彌庸獲疇無餘。地獲謳陽。越子至。王子地守。丙戌復戰。大敗吳師。獲大子友・王孫彌庸・壽於姚。丁亥。入吳。吳人告敗于王。王惡其聞也。自剄七人於幕下。秋。七月辛丑盟。吳晉爭先。吳人曰。於周室我爲長。晉人曰。於姬姓我爲伯。趙鞅呼司馬寅曰。日旰矣。大事未成。二臣之罪也。建鼓整列。二臣死之。長幼必可知也。對曰。請姑視之。反曰。肉食者無墨。今吳王有墨。國勝乎。大子死乎。且夷德輕。不忍久。請少待之。乃先晉人。吳人將以公見晉侯。子服景伯對使者曰。王合諸侯。則伯帥侯牧以見於王。伯合諸侯。則侯帥子男以見於伯。自王以下。朝聘玉帛不同。故敝邑之職貢於吳。有豐於晉。無不及焉。以爲伯也。今諸侯會。而君將以寡君見晉君。則晉成爲伯矣。敝邑將改職貢。魯賦於吳八百乘。若爲子男。則將半邾以屬於吳。而如邾以事晉。且執事以伯召諸侯。而以侯終之。何利之有焉。吳人乃止。既而悔之。將囚景伯。景伯曰。何也立後於魯矣。將以二乘與六人從。遲速唯命。遂囚以還。及戶牖。謂大宰曰。魯將以十月上辛有事於上帝先王。季辛而畢。何也世有職焉。自襄以來。未之

之典在。若欲苟而行、又何訪焉。弗聽。

經　十有二年。春。用田賦。夏。五月甲辰。孟子卒。公會吳于橐皐。秋。公會衛侯・宋皇瑗于鄖。宋向巢帥師伐鄭。冬。十有二月。螽。

傳　十二年。春。王正月。用田賦。夏。五月。昭夫人孟子卒。昭公娶于吳。故不書姓。死不赴。故不稱夫人。不反哭。故不言葬小君。孔子與弔。適季氏。季氏不絻。收絰而拜。公會吳于橐皐。吳子使大宰嚭請尋盟。公不欲。使子貢對曰。盟所以周信也。故心以制之。玉帛以奉之。言以結之。明神以要之。寡君以爲苟有盟焉。弗可改也已。若猶可改。日盟何益。今吾子曰必尋盟。若可尋也。亦可寒也。乃不尋盟。吳徵會于衛。初衛人殺吳行人且姚而懼。謀於行人子羽。子羽曰。吳方無道。無乃辱吾君。不如止也。子木曰。吳方無道。國無道必棄疾於人。吳雖無道。猶足以患衛。往也。長木之斃。無不摽也。國狗之瘈。無不噬也。而況大國乎。秋。衛侯會吳于鄖。公及衛侯・宋皇瑗盟。而卒辭吳盟。吳人藩衛侯之舍。子服景伯謂子貢曰。夫諸侯之會。事既畢矣。侯伯致禮。地主歸餼。以相辭也。今吳不行禮於衛。而藩其君舍以難之。子盍見大宰。乃請束錦以行。語及衛故。大宰嚭曰。寡君願事衛君。衛君之來也緩。寡君懼。故將止之。子貢曰。衛君之來。必謀於其衆。其衆或欲或否。是以緩來。其欲來者。子之黨也。其不欲來者。子之讎也。若執衛君。是墮黨而崇讎也。夫墮子者得其志矣。且合諸侯而執衛君。誰敢不懼。墮黨崇讎。而懼諸侯。或者難以霸乎。大宰嚭說。乃舍衛侯。衛侯歸效夷言。子之尚幼。曰。君必不免。其死於夷乎。執焉而又說其言。從之固矣。冬。十二月。螽。季孫問諸仲尼。仲尼曰。丘聞之。火伏而後蟄者畢。今火猶西流。司歷過也。宋鄭之間。有隙地焉。曰彌作・頃丘・玉暢・嵒・戈・鍚。子產與宋人爲成。曰。勿有是。及宋平元之族。自蕭奔鄭。鄭人爲之城嵒戈鍚。九月。宋向巢伐鄭取鍚。殺元公

甲劍鈹。曰。奉爾君事。敬無廢命。叔孫未能對。衛賜進曰。州仇奉甲從君。而拜。公使大史固歸國子之元。寘之新篋。褽之以玄纁。加組帶焉。寘書于其上。曰。天若不識不衷。何以使下國。吳將伐齊。越子率其衆以朝焉。王及列士。皆有饋賂。吳人皆喜。唯子胥懼曰。是豢吳也夫。諫曰。越在我。心腹之疾也。壤地同而有欲於我。夫其柔服。求濟其欲也。不如早從事焉。得志於齊。猶獲石田也。無所用之。越不爲沼。吳其泯矣。使醫除疾。而曰必遺類焉者。未之有也。盤庚之誥曰。其有顚越不共。則劓殄無遺育。無俾易種于茲邑。是商所以興也。今君易之。將以求大。不亦難乎。弗聽。使於齊。屬其子於鮑氏。爲王孫氏。反役。王聞之。使賜之屬鏤以死。將死。曰。樹吾墓檟。檟可材也。吳其亡乎。三年其始弱矣。盈必毀。天之道也。秋。季孫命脩守備。曰。小勝大禍也。齊至無日矣。冬。衛大叔疾出奔宋。初疾娶于宋子朝。其娣嬖。子朝出。孔文子使疾出其妻。而妻之。疾使侍人誘其初妻之娣。寘於犂。而爲之一宮。如二妻。文子怒欲攻之。仲尼止之。遂奪其妻。或淫于外州。外州人奪之軒以獻。恥是二者。故出。衛人立遺。使室孔姞。疾臣向魋。納美珠焉。與之城鉏。宋公求珠。魋弗授。由是得罪。及桓氏出。城鉏人攻大叔疾。衛莊公復之。使處巢。死焉。殯於鄖。葬於少禘。初晉悼公子慭。亡在衛。使其女僕而田。大叔懿子。止而飮之酒。遂聘之。生悼子。悼子卽位。故夏戊爲大夫。悼子亡。衛人翦夏戊。孔文子之將攻大叔也。訪於仲尼。仲尼曰。胡簋之事。則嘗學之矣。甲兵之事。未之聞也。退命駕而行。曰。鳥則擇木。木豈能擇鳥。文子遽止之曰。圉豈敢度其私。訪衛國之難也。將止。魯人以幣召之。乃歸。季孫欲以田賦。使冉有訪諸仲尼。仲尼曰。丘不識也。三發。卒曰。子爲國老。待子而行。若之何子之不言也。仲尼不對。而私於冉有曰。君子之行也。度於禮。施取其厚。事舉其中。斂從其薄。如是則以丘亦足矣。若不度於禮。而貪冒無厭。則雖以田賦。將又不足。且子季孫若欲行而法。則周公

子有遠慮。小人何知。懿子強問之。對曰。小人慮材而言。量力而共者也。武叔曰。是謂我不成丈夫也。退而蒐乘。孟孺子洩帥右師。顏羽御。邴洩為右。冉求帥左師。管周父御。樊遲為右。季孫曰。須也弱。有子曰。就用命焉。季氏之甲七千。冉有以武城人三百。為己徒卒。老幼守宮。次于雩門之外。五日右師從之。公叔務人。見保者而泣曰。事充。政重。上不能謀。士不能死。何以治民。吾既言之矣。敢不勉乎。師及齊師戰于郊。齊師自稷曲。師不踰溝。樊遲曰。非不能也。不信子也。請三刻而踰之。如之。衆從之。師入齊軍。右師奔。齊人從之。陳瓘・陳莊涉泗。孟之側後入以為殿。抽矢策其馬曰。馬不進也。林不狃之伍曰。走乎。不狃曰。誰不如。曰然則止乎。不狃曰。惡賢。徐步而死。師獲甲首八十。齊人不能師。宵諜曰。齊人遁。冉有請從之三。季孫弗許。孟孺子語人曰。我不如顏羽。而賢於邴洩。子羽銳敏。我不欲戰而能默。洩曰。驅之。公為與其嬖僮汪錡乘。皆死。皆殯。孔子曰。能執干戈。以衞社稷。可無殤也。冉有用矛於齊師。故能入其軍。孔子曰。義也。夏。陳轅頗出奔鄭。初轅頗為司徒。賦封田以嫁公女。有餘。以為己大器。國人逐之。故出。道渴。其族轅咺進稻醴粱糗腶脯焉。喜曰。何其給也。對曰。器成而具。曰。何不吾諫。對曰。懼先行。為郊戰故。公會吳子伐齊。五月。克博。壬申。至于嬴。中軍從王。胥門巢將上軍。王子姑曹將下軍。展如將右軍。齊國書將中軍。高無丕將上軍。宗樓將下軍。陳僖子謂其弟書曰。爾死。我必得志。宗子陽與閭丘明相厲也。桑掩胥御國子。公孫夏曰。二子必死。將戰。公孫夏命其徒歌虞殯。陳子行命其徒具含玉。公孫揮命其徒曰。人尋約。吳髮短。東郭書曰。三戰必死。於此三矣。使問弦多以琴。曰。吾不復見子矣。陳書曰。此行也。吾聞鼓而已。不聞金矣。甲戌。戰于艾陵。展如敗高子。國子敗胥門巢。王卒助之。大敗齊師。獲國書・公孫夏・閭丘明・陳書・東郭書。革車八百乘。甲首三千。以獻于公。將戰。吳子呼叔孫曰。而事何也。對曰。從司馬。王賜之

趙曰。是謂如川之滿。不可游也。鄭方有罪。不可救也。救鄭則不吉。不知其他。陽虎以周易筮之。遇泰䷊之需䷄曰。宋方吉。不可與也。微子啓帝乙之元子也。宋鄭甥舅也。祉祿也。若帝乙之元子歸妹。而有吉祿。我安得吉焉。乃止。冬。吳子使來儆師伐齊。

經　十年。春。王二月。邾子益來奔。公會吳伐齊。三月戊戌。齊侯陽生卒。夏。宋人伐鄭。晉趙鞅帥師侵齊。五月。公至自伐齊。葬齊悼公。衞公孟彄自齊歸于衞。薛伯夷卒。秋。葬薛惠公。冬。楚公子結帥師伐陳。吳救陳。

傳　十年。春。邾隱公來奔。齊甥也。故遂奔齊。公會吳子・邾子・郯子伐齊南鄙。師于鄎。齊人弒悼公。赴于師。吳子三日哭于軍門之外。徐承帥舟師。將自海入齊。齊人敗之。吳師乃還。夏。趙鞅帥師伐齊。大夫請卜之。趙孟曰。吾卜於此起兵。事不再令。卜不襲吉。行也。於是乎取犂及轅。毀高唐之郭。侵及賴而還。秋。吳子使來復儆師。冬。楚子期伐陳。吳延州來季子救陳。謂子期曰。二君不務德。而力爭諸侯。民何罪焉。我請退以爲子名。務德而安民。乃還。

經　十有一年。春。齊國書帥師伐我。夏。陳轅頗出奔鄭。五月。公會吳伐齊。甲戌。齊國書帥師及吳戰于艾陵。齊師敗績。獲齊國書。秋。七月辛酉。滕子虞母卒。冬。十有一月。葬滕隱公。衞世叔齊出奔宋。

傳　十一年。春。齊爲鄎故。國書・高無丕帥師伐我。及清。季孫謂其宰冉求曰。齊師在清。必魯故也。若之何。求曰。一子守。二子從公禦諸境。季孫曰。不能。求曰。居封疆之間。季孫告二子。二子不可。求曰。若不可。則君無出。一子帥師。背城而戰。不屬者。非魯人也。魯之羣室。衆於齊之兵車。一室敵車。優矣。子何患焉。二子之不欲戰也宜。政在季氏。當子之身。齊人伐魯而不能戰。子之恥也。大不列於諸侯矣。季孫使從於朝。俟於黨氏之溝。武叔呼而問戰焉。對曰。君

百人。三踊於幕庭。卒三百人。有若與焉。及稷門之內。或謂季孫曰。不足以害吳。而多殺國士。不如已也。乃止之。吳子聞之。一夕三遷。吳人行成。將盟。景伯曰。楚人圍宋。易子而食。析骸而爨。猶無城下之盟。我未及虧。而有城下之盟。是棄國也。吳輕而遠。不能久。將歸矣。請少待之。弗從。景伯負載造於萊門。乃請釋子服何於吳。吳人許之。以王子姑曹當之。而後止。吳人盟而還。齊悼公之來也。季康子以其妹妻之。卽位而逆之。季魴侯通焉。女言其情。弗敢與也。齊侯怒。夏。五月。齊鮑牧帥師伐我。取讙及闡。或譖胡姬於齊侯曰。安孺子之黨也。六月。齊侯殺胡姬。齊侯使如吳請師。將以伐我。乃歸邾子。邾子又無道。吳子使大宰子餘討之。囚諸樓臺。栫之以棘。使諸大夫奉大子革以爲政。秋。及齊平。九月。臧賓如如齊涖盟。齊閭丘明來涖盟。且逆季姬以歸。嬖。鮑牧又謂羣公子曰。使女有馬千乘乎。公子愬之。公謂鮑子。或譖子。子姑居於潞。以察之。若有之。則分室以行。若無之。則反子之所。出門。使以三分之一行。半道使以二乘。及潞。麇之以入。遂殺之。冬。十二月。齊人歸讙及闡。季姬嬖故也。

經　九年。春。王二月。葬杞僖公。宋皇瑗帥師取鄭師于雍丘。夏。楚人伐陳。秋。宋公伐鄭。冬。十月。

傳　九年。春。齊侯使公孟綽辭師于吳。吳子曰。昔歲寡人聞命。今又革之。不知所從。將進受命於君。鄭武子賸之嬖許瑕求邑。無以與之。請外取。許之。故圍宋雍丘。宋皇瑗圍鄭師。每日遷舍。壘合。鄭師哭。子姚救之大敗。二月甲戌。宋取鄭師于雍丘。使有能者無死。以郟張與鄭羅歸。夏。楚人伐陳。陳卽吳故也。宋公伐鄭。秋。吳城邗。溝通江淮。晉趙鞅卜救鄭。遇水適火。占諸史趙史墨史龜。史龜曰。是謂沈陽。可以興兵。利以伐姜。不利子商。伐齊則可。敵宋不吉。史墨曰。盈水名也。子水位也。名位敵。不可干也。炎帝爲火師。姜姓其後也。水勝火。伐姜則可。史

賦八百乘。君之貳也。邾賦六百乘。君之私也。以私奉貳。唯君圖之。吳子從之。宋人圍曹。鄭桓子思曰。宋人有曹。鄭之患也。不可以不救。冬。鄭師救曹侵宋。初曹人或夢衆君子立于社宮。而謀亡曹。曹叔振鐸請待公孫彊。許之。旦而求之。曹無之。戒其子曰。我死。爾聞公孫彊爲政必去之。及曹伯陽即位。好田弋。曹鄙人公孫彊好弋。獲白鴈。獻之。且言田弋之說。說之。因訪政事。大說之。有寵。使爲司城以聽政。夢者之子乃行。彊言霸說於曹伯。曹伯從之。乃背晉而奸宋。宋人伐之。晉人不救。築五邑於其郊。曰黍丘·揖丘·大城·鍾·邘。

經　八年。春。王正月。宋公入曹。以曹伯陽歸。吳伐我。夏。齊人取讙及闡。歸邾子益于邾。秋。七月。冬。十有二月癸亥。杞伯過卒。齊人歸讙及闡。

傳　八年。春。宋公伐曹。將還。褚師子肥殿。曹人詬之。不行。師待之。公聞之怒。命反之。遂滅曹。執曹伯陽及司城彊以歸。殺之。吳爲邾故將伐魯。問於叔孫輒。叔孫輒對曰。魯有名而無情。伐之必得志焉。退而告公山不狃。公山不狃曰。非禮也。君子違不適讎國。未臣而有伐之。奔命焉。死之可也。所託也則隱。且夫人之行也。不以所惡廢鄉。今子以小惡而欲覆宗國。不亦難乎。若使子率。子必辭。王將使我。子張病之。王問於子洩。對曰。魯雖無與立。必有與斃。諸侯將救之。未可以得志焉。晉與齊楚輔之。是四讎也。夫魯齊晉之脣。脣亡齒寒。君所知也。不救何爲。三月。吳伐我。子洩率。故道險從武城。初武城人或有因於吳境田焉。拘鄫人之漚菅者。曰。何故使吾水滋。及吳師至。拘者道之以伐武城。克之。王犯嘗爲之宰。澹臺子羽之父好焉。國人懼。懿子謂景伯若之何。對曰。吳師來斯與之戰。何患焉。且召之而至。又何求焉。吳師克東陽而進。舍於五梧。明日舍於蠶室。公賓庚·公甲叔子與戰于夷。獲叔子與析朱鉏。獻於王。王曰。此同車必使能。國未可望也。明日舍于庚宗。遂次於泗上。微虎欲宵攻王舍。私屬徒七

經　七年。春。宋皇瑗帥師侵鄭。晉魏曼多帥師侵衛。夏。公會吳于鄫。秋。公伐邾。八月己酉。入邾。以邾子益來。宋人圍曹。冬。鄭駟弘帥師救曹。

傳　七年。春。宋師侵鄭。鄭叛晉故也。晉師侵衛。衛不服也。夏。公會吳于鄫。吳來徵百牢。子服景伯對曰。先王未之有也。吳人曰。宋百牢我。魯不可以後宋。且魯牢晉大夫過十。吳王百牢。不亦可乎。景伯曰。晉范鞅貪而棄禮。以大國懼敝邑。故敝邑十一牢之。君若以禮命於諸侯。則有數矣。若亦棄禮。則有淫者矣。周之王也。制禮上物不過十二。以為天之大數也。今棄周禮。而曰必百牢。亦唯執事。吳人弗聽。景伯曰。吳將亡矣。棄天而背本。不與必棄疾於我。乃與之。大宰嚭召季康子。康子使子貢辭。大宰嚭曰。國君道長。而大夫不出門。此何禮也。對曰。豈以為禮。畏大國也。大國不以禮命於諸侯。苟不以禮。豈可量也。寡君既共命焉。其老豈敢棄其國。大伯端委以治周禮。仲雍嗣之。斷髮文身。臝以為飾。豈禮也哉。有由然也。反自鄫。以吳為無能為也。季康子欲伐邾。乃饗大夫以謀之。子服景伯曰。小所以事大。信也。大所以保小。仁也。背大國。不信。伐小國。不仁。民保於城。城保於德。失二德者危。將焉保。孟孫曰。二三子以為何如。惡賢而逆之。對曰。禹合諸侯於塗山。執玉帛者萬國。今其存者。無數十焉。唯大不字小。小不事大也。知必危。何故不言。魯德如邾。而以衆加之可乎。不樂而出。秋。伐邾。及范門。猶聞鐘聲。大夫諫不聽。茅成子請告於吳。不許曰。魯擊柝聞於邾。吳二千里。不三月不至。何及於我。且國內豈不足。成子以茅叛。師遂入邾。處其公宮。衆師晝掠。邾衆保于繹。師宵掠。以邾子益來。獻于亳社。囚諸負瑕。負瑕故有繹。邾茅夷鴻以束帛乘韋。自請救於吳曰。魯弱晉而遠吳。馮恃其衆。而背君之盟。辟君之執事。以陵我小國。邾非敢自愛也。懼君威之不立。君威之不立。小國之憂也。若夏盟於鄫衍。秋而背之。成求而不違。四方諸侯。其何以事君。且魯

將戰。王有疾。庚寅。昭王攻大冥。卒于城父。子閭退曰。君王舍其子而讓。羣臣敢忘君乎。從君之命。順也。立君之子。亦順也。二順不可失也。與子西子期謀。潛師閉塗。逆越女之子章立之。而後還。是歲也。有雲如衆赤鳥。夾日以飛三日。楚子使問諸周大史。周大史曰。其當王身乎。若禜之。可移於令尹司馬。王曰。除腹心之疾。而寘諸股肱。何益。不穀不有大過。天其夭諸。有罪受罰。又焉移之。遂弗禜。　初昭王有疾。卜曰。河爲祟。王弗祭。大夫請祭諸郊。王曰。三代命祀。祭不越望。江漢雎漳。楚之望也。禍福之至。不是過也。不穀雖不德。河非所獲罪也。遂弗祭。孔子曰。楚昭王知大道矣。其不失國也宜哉。夏書曰。惟彼陶唐。帥彼天常。有此冀方。今失其行亂其紀綱。乃滅而亡。又曰。允出茲在茲。由己率常可矣。八月。齊邴意茲來奔。陳僖子使召公子陽生。陽生駕而見南郭且于曰。嘗獻馬於季孫。不入於上乘。故又獻此。請與子乘之。出萊門而告之故。闞止知之。先待諸外。公子曰。事未可知。反與壬也處。戒之遂行。逮夜至於齊。國人知之。僖子使子士之母養之。與饋者皆入。冬。十月。丁卯。立之。將盟。鮑子醉而往。其臣差車鮑點曰。此誰之命也。陳子曰。受命于鮑子。遂誣鮑子曰。子之命也。鮑子曰。女忘君之爲孺子牛而折其齒乎。而背之也。悼公稽首曰。吾子奉義而行者也。若我可。不必亡一大夫。若我不可。不必亡一公子。義則進。否則退。敢不唯子是從。廢興無以亂。則所願也。鮑子曰。誰非君之子。乃受盟。使胡姬以安孺子如賴。去鬻姒。殺王甲。拘江說。囚王豹于句竇之丘。公使朱毛告於陳子曰。微子則不及此。然君異於器。不可以二。器二不匱。君二多難。敢布諸大夫。僖子不對而泣曰。君舉不信群臣乎。以齊國之困。困又有憂。少君不可以訪。是以求長君。庶亦能容群臣乎。不然夫孺子何罪。毛復命。公悔之。毛曰。君大訪於陳子。而圖其小可也。使毛遷孺子於駘。不至。殺諸野幕之下。葬諸殳冒淳。

衞。范氏之故也。遂圍中牟。齊燕姬生子。不成而死。諸子鬻姒之子荼嬖。諸大夫恐其爲大子也。言於公曰。君之齒長矣。未有大子。若之何。公曰。二三子。閒於憂虞。則有疾疢。亦姑謀樂。何憂於無君。公疾。使國惠子・高昭子立荼。寘羣公子於萊。秋。齊景公卒。冬。十月。公子嘉・公子駒・公子黔・奔衞。公子鉏・公子陽生・來奔。萊人歌之曰。景公死乎不與埋。三軍之事乎不與謀。師乎師乎何黨之乎。鄭駟秦富而侈。嬖大夫也。而常陳卿之車服於其庭。鄭人惡而殺之。子思曰。詩曰。不解于位。民之攸塈。不守其位而能久者鮮矣。商頌曰。不僭不濫。不敢怠皇。命以多福。

經　六年。春。城邾瑕。晉趙鞅帥師伐鮮虞。吳伐陳。夏。齊國夏及高張來奔。叔還會吳于柤。秋七月庚寅。楚子軫卒。齊陽生入于齊。齊陳乞弑其君荼。冬。仲孫何忌帥師伐邾。宋向巢帥師伐曹。

傳　六年。春。晉伐鮮虞。治范氏之亂也。吳伐陳。復脩舊怨也。楚子曰。吾先君與陳有盟。不可以不救。乃救陳。師于城父。齊陳乞僞事高國者。每朝必驂乘焉。所從必言諸大夫。曰。彼皆偃蹇。將棄子之命。皆曰。高國得君。必偪我。盍去諸。固將謀子。子早圖之。圖之莫如盡滅之。需事之下也。及朝則曰。彼虎狼也。見我在子之側。殺我無日矣。請就之位。又謂諸大夫曰。二子者禍矣。恃得君而欲謀二三子。曰。國之多難。貴寵之由。盡去之而後君定。既成謀矣。盍及其未作也先諸。作而悔後。亦無及也。大夫從之。夏。六月戊辰。陳乞・鮑牧及諸大夫。以甲入于公宮。昭子聞之。與惠子乘如公。戰于莊。敗。國人逐之。國夏奔莒。遂及高張・晏圉・弦施來奔。秋。七月。楚子在城父。將救陳。卜戰。不吉。卜退。不吉。王曰。然則死也。再敗楚師。不如死。棄盟逃讎。亦不如死。死一也。其死讎乎。命公子申爲王。不可。則命公子結。亦不可。則命公子啓。五辭而後許。

經　四年。春。王二月庚戌。盜殺蔡侯申。蔡公孫辰出奔吳。葬秦惠公。宋人執小邾子。夏。蔡殺其大夫公孫姓公孫霍。晉人執戎蠻子赤歸于楚。城西郛。六月辛丑。亳社災。秋。八月甲寅。滕子結卒。冬。十有二月。葬蔡昭公。葬滕頃公。

傳　四年。春。蔡昭侯將如吳。諸大夫恐其又遷也。承公孫翩逐而射之。入於人家而卒。以兩矢門之。衆莫敢進。文之鍇後至。曰。如牆而進。多而殺二人。鍇執弓而先。翩射之中肘。鍇遂殺之。故逐公孫辰。而殺公孫姓·公孫盱。夏。楚人既克夷虎。乃謀北方。左司馬眅·申公壽餘·葉公諸梁。致蔡於負函。致方城之外於繒關。曰。吳將泝江入郢。將奔命焉。爲一昔之期。襲梁及霍。單浮餘圍蠻氏。蠻氏潰。蠻子赤奔晉陰地。司馬起豐析與狄戎。以臨上雒。左師軍于菟和。右師軍于倉野。使謂陰地之命大夫士蔑。曰。晉楚有盟。好惡同之。若將不廢。寡君之願也。不然將通於少習以聽命。士蔑請諸趙孟。趙孟曰。晉國未寧。安能惡於楚。必速與之。士蔑乃致九州之戎。將裂田以與蠻子而城之。且將爲之卜。蠻子聽卜。遂執之與其五大夫。以畀楚師于三戶。司馬致邑立宗焉。以誘其遺民。而盡俘以歸。秋。七月。齊陳乞·弦施·衛甯跪救范氏。庚午。圍五鹿。九月。趙鞅圍邯鄲。冬。十一月。邯鄲降。荀寅奔鮮虞。趙稷奔臨。十二月。弦施逆之。遂墮臨。國夏伐晉。取邢·任·欒·鄗·逆時·陰人·盂·壺口。會鮮虞。納荀寅于柏人。

經　五年。春。城毗。夏。齊侯伐宋。晉趙鞅帥師伐衛。秋。九月癸酉。齊侯杵臼卒。冬。叔還如齊。閏月。葬齊景公。

傳　五年。春。晉圍柏人。荀寅·士吉射奔齊。初范氏之臣王生惡張柳朔。言諸昭子。使爲柏人。昭子曰。夫非而讎乎。對曰。私讎不及公。好不廢過。惡不去善。義之經也。臣敢違之。及范氏出。張柳朔謂其子。爾從主勉之。我將止死。王生授我矣。吾不可以僭之。進死於柏人。夏。趙鞅伐

鄭師。姚般公孫林殿而射。前列多死。趙孟曰。國無小。既戰。簡子曰。吾伏弢嘔血。鼓音不衰。今日我上也。大子曰。吾救主於車。退敵於下。我右之上也。郵良曰。我兩靷將絕。吾能止之。我御之上也。駕而乘材。兩靷皆絕。吳洩庸如蔡納聘。而稍納師。師畢入。衆知之。蔡侯告大夫。殺公子駟以說。哭而遷墓。冬。蔡遷于州來。

經　三年。春。齊國夏衞石曼姑帥師圍戚。夏。四月甲午。地震。五月辛卯。桓宮僖宮災。季孫斯。叔孫州仇帥師城啓陽。宋樂髡帥師伐曹。秋。七月丙子。季孫斯卒。蔡人放其大夫公孫獵于吳。冬。十月癸卯。秦伯卒。叔孫州仇仲孫何忌帥師圍邾。

傳　三年。春。齊衞圍戚。求援于中山。夏。五月辛卯。司鐸火。火踰公宮。桓僖災。救火者皆曰。顧府。南宮敬叔至。命周人出御書。俟於宮。曰。庀女而不在。死。子服景伯至。命宰人出禮書。以待命。命不共有常刑。校人乘馬。巾車脂轄。百官官備。府庫愼守。官人肅給。濟濡帷幕。鬱攸從之。蒙葺公屋。自大廟始。外內以悛。助所不給。有不用命。則有常刑。無赦。公父文伯至。命校人駕乘車。季桓子至。御公立于象魏之外。命救火者傷人則止。財可爲也。命藏象魏。曰。舊章不可亡也。富父槐至。曰。無備而官辦者。猶拾瀋也。於是乎去表之槀。道還公宮。孔子在陳。聞火。曰。其桓僖乎。劉氏范氏世爲昏姻。萇弘事劉文公。故周與范氏。趙鞅以爲討。六月癸卯。周人殺萇弘。秋。季孫有疾。命正常曰。無死。南孺子之子男也。則以告而立之。女也。則肥也可。季孫卒。康子卽位。既葬。康子在朝。南氏生男。正常載以如朝。告曰。夫子有遺言。命其圉臣曰。南氏生男。則以告於君與大夫而立之。今生矣。男也。敢告。遂奔衞。康子請退。公使共劉視之。則或殺之矣。乃討之。召正常。正常不反。冬。十月。晉趙鞅圍朝歌。師于其南。荀寅伐其郛。使其徒自北門入。己犯師而出。癸丑。奔邯鄲。十一月。趙鞅殺士皐夷。惡范氏也。

曰。余無子。將立女。不對。他日又謂之。對曰。郢也不足以辱社稷。君其改圖。君夫人在堂。三揖在下。君命祗辱。夏。衛靈公卒。夫人曰。命公子郢爲大子。君命也。對曰。郢異於他子。且君歿於吾手。若有之。郢必聞之。且亡人之子輒在。乃立輒。六月乙酉。晉趙鞅納衛大子于戚。宵迷。陽虎曰。右河而南必至焉。使大子絻。八人衰絰。僞自衛逆者。告於門。哭而入。遂居之。秋。八月。齊人輸范氏粟。鄭子姚子般送之。士吉射逆之。趙鞅禦之。遇於戚。陽虎曰。吾車少。以兵車之旆與罕駟兵車先陳。罕駟自後隨而從之。彼見吾貌。必有懼心。於是乎會之。必大敗之。從之。卜戰。龜焦。樂丁曰。詩曰。爰始爰謀。爰契我龜。謀協以故兆詢可也。簡子誓曰。范氏中行氏反易天明。斬艾百姓。欲擅晉國而滅其君。寡君恃鄭而保焉。今鄭爲不道。棄君助臣。二三子順天明。從君命。經德義。除詬恥。在此行也。克敵者。上大夫受縣。下大夫受郡。士田十萬。庶人工商遂。人臣隸圉免。志父無罪。君實圖之。若其有罪。絞縊以戮。桐棺三寸。不設屬辟。素車樸馬。無入于兆。下卿之罰也。甲戌將戰。郵無恤御簡子。衛大子爲右。登鐵上。望見鄭師衆。大子懼。自投于車下。子良授大子綏而乘之曰。婦人也。簡子巡列曰。畢萬匹夫也。七戰皆獲。有馬百乘。死於牖下。羣子勉之。死不在寇。繁羽御趙羅。宋勇爲右。羅無勇。麇之。吏詰之。御對曰。痁作而伏。衛大子禱曰。曾孫蒯聵敢昭告皇祖文王。烈祖康叔。文祖襄公。鄭勝亂從。晉午在難。不能治亂。使鞅討之。蒯聵不敢自佚。備持矛焉。敢告。無絕筋。無折骨。無面傷。以集大事。無作三祖羞。大命不敢請。佩玉不敢愛。鄭人擊簡子中肩。斃于車中。獲其蠭旗。大子救之以戈。鄭師北。獲溫大夫趙羅。大子復伐之。鄭師大敗。獲齊粟千車。趙孟喜曰。可矣。傅傁曰。雖克鄭。猶有知在。憂未艾也。初周人與范氏田。公孫尨稅焉。趙氏得而獻之。吏請殺之。趙孟曰。爲其主也。何罪。止而與之田。及鐵之戰。以徒五百人宵攻鄭師。取蠭旗於子姚之幕下。獻曰。請報主德。追

吳其爲沼乎。三月。越及吳平。吳入越不書。吳不告慶。越不告敗也。夏。四月。齊侯・衞侯救邯鄲。圍五鹿。吳之入楚也。使召陳懷公。懷公朝國人而問焉曰。欲與楚者右。欲與吳者左。陳人從田。無田從黨。逢滑當公而進曰。臣聞國之興也以福。其亡也以禍。今吳未有福。楚未有禍。楚未可棄。吳未可從。而晉盟主也。若以晉辭吳。若何。公曰。國勝君亡。非禍而何。對曰。國之有是多矣。何必不復。小國猶復。況大國乎。臣聞國之興也。視民如傷。是其福也。其亡也以民爲土芥。是其禍也。楚雖無德。亦不艾殺其民。吳日敝於兵。暴骨如莽。而未見德焉。天其或者正訓楚也。禍之適吳。其何日之有。陳侯從之。及夫差克越。乃脩先君之怨。秋。八月。吳侵陳。脩舊怨也。齊侯・衞侯會于乾侯。救范氏也。師及齊師・衞孔圉・鮮虞人伐晉取棘蒲。吳師在陳。楚大夫皆懼曰。闔廬唯能用其民。以敗我於柏舉。今聞其嗣又甚焉。將若之何。子西曰。二三子恤不相睦。無患吳矣。昔闔廬食不二味。居不重席。室不崇壇。器不彤鏤。宮室不觀。舟車不飾。衣服財用。擇不取費。在國天有菑癘。親巡孤寡。而共其乏困。在軍熟食者分而後敢食。其所嘗者卒乘與焉。勤恤其民。而與之勞逸。是以民不罷勞。死知不曠。吾先大夫子常易之。所以敗我也。今聞夫差次有臺榭陂池焉。宿有妃嬙嬪御焉。一日之行。所欲必成。玩好必從。珍異是聚。觀樂是務。視民如讎。而用之日新。夫先自敗也已。安能敗我。冬。十月。晉趙鞅伐朝歌。

經　二年。春。王二月。季孫斯・叔孫州仇・仲孫何忌帥師伐邾。取漷東田及沂西田。癸巳。叔孫州仇・仲孫何忌及邾子盟于句繹。夏。四月丙子。衞侯元卒。滕子來朝。晉趙鞅帥師納衞世子蒯聵于戚。秋。八月甲戌。晉趙鞅帥師及鄭罕達帥師戰于鐵。鄭師敗績。冬。十月。葬衞靈公。十有一月。蔡遷于州來。蔡殺其大夫公子駟。

傳　二年。春。伐邾。將伐絞。邾人愛其土。故賂以漷沂之田而受盟。初衞侯遊于郊。子南僕。公

春秋左氏傳卷第二十九

哀公上

經　元年。春。王正月。公卽位。楚子・陳侯・隨侯・許男圍蔡。鼷鼠食郊牛。改卜牛。夏。四月辛巳。郊。秋。齊侯伐晉。冬。仲孫何忌帥師伐邾。

傳　元年。春。楚子圍蔡。報柏擧也。里而栽。廣丈高倍。夫屯晝夜九日。如子西之素。蔡人男女以辨。使疆于江汝之間而還。蔡於是乎請遷于吳。吳王夫差敗越于夫椒。報檇李也。遂入越。越子以甲楯五千。保于會稽。使大夫種因吳大宰嚭以行成。吳子將許之。伍員曰。不可。臣聞之。樹德莫如滋。去疾莫如盡。昔有過澆殺斟灌。以伐斟鄩。滅夏后相。后緡方娠。逃出自竇。歸于有仍。生少康焉。爲仍牧正。惎澆能戒之。澆使椒求之。逃奔有虞。爲之庖正。以除其害。虞思於是妻之以二姚。而邑諸綸。有田一成。有衆一旅。能布其德。而兆其謀。以收夏衆。撫其官職。使女艾諜澆。使季杼誘豷。遂滅過戈。復禹之績。祀夏配天。不失舊物。今吳不如過。而越大於少康。或將豐之。不亦難乎。句踐能親而務施。施不失人。親不棄勞。與我同壤。而世爲仇讎。於是乎克而弗取。將又存之。違天而長寇讎。後雖悔之。不可食已。姬之衰也。日可俟也。介在蠻夷。而長寇讎。以是求伯。必不行矣。弗聽。退而告人曰。越十年生聚。而十年敎訓。二十年之外。

也、驕近亂、替近疾、君爲主、其先亡乎、吳之入楚也、胡子盡俘楚邑之近胡者、楚旣定、胡子豹又不事楚、曰。存亡有命。事楚何爲。多取費焉。二月。楚滅胡。夏。五月壬申。公薨。仲尼曰。賜不幸言而中。是使賜多言者也。鄭罕達敗宋師于老丘。齊侯・衛侯次于蘧挐。謀救宋也。秋。七月壬申。姒氏卒。不稱夫人。不赴。且不祔也。葬定公。雨不克襄事。禮也。葬定姒。不稱小君。不成喪也。冬。城漆。書不時告也。

春秋左氏傳 卷第二十八

行屬。劒於頸。而辭曰。二君有治。臣奸旗鼓。不敏於君之行前。不敢逃刑。敢歸死。遂自剄也。師屬之目。越子因而伐之。大敗之。靈姑浮以戈擊闔廬。闔廬傷將指。取其一屨。還卒於陘。去檇李七里。夫差使人立於庭。苟出入。必謂己曰。夫差而忘越王之殺而父乎。則對曰。唯。不敢忘。三年乃報越。晉人圍朝歌。公會齊侯・衞侯于脾上梁之間。謀救范中行氏。析成鮒・小王桃甲。率狄師以襲晉。戰于絳中。不克而還。士鮒奔周。小王桃甲入于朝歌。秋。齊侯・宋公會于洮。范氏故也。衞侯爲夫人南子召宋朝。會于洮。大子蒯聵獻盂于齊。過宋野。野人歌之曰。既定爾婁豬。盍歸吾艾豭。大子羞之。謂戲陽速曰。從我而朝少君。少君見我。我顧乃殺之。速曰。諾。乃朝夫人。夫人見大子。大子三顧。速不進。夫人見其色。啼而走曰。蒯聵將殺余。公執其手以登臺。大子奔宋。盡逐其黨。故公孟彄出奔鄭。自鄭奔齊。大子告人曰。戲陽速禍余。戲陽速告人曰。大子則禍余。大子無道。使余殺其母。余不許。將戕於余。若殺夫人。將以余說。余是故許而弗爲。以紓余死。諺曰。民保於信。吾以信義也。冬。十二月。晉人敗范中行氏之師於潞。獲籍秦・高彄。又敗鄭師及范氏之師于百泉。

經　十有五年。春。王正月。邾子來朝。鼷鼠食郊牛。牛死。改卜牛。二月辛丑。楚子滅胡。以胡子豹歸。夏。五月辛亥。郊。壬申。公薨于高寢。鄭罕達帥師伐宋。齊侯・衞侯次于渠蒢。邾子來奔喪。秋。七月壬申。姒氏卒。八月庚辰朔。日有食之。九月。滕子來會葬。丁巳。葬我君定公。雨不克葬。戊午日下昃。乃克葬。辛巳。葬定姒。冬。城漆。

傳　十五年。春。邾隱公來朝。子貢觀焉。邾子執玉高。其容仰。公受玉卑。其容俯。子貢曰。以禮觀之。二君者皆有死亡焉。夫禮死生存亡之體也。將左右周旋進退俯仰於是乎取之。朝祀喪戎於是乎觀之。今正月相朝。而皆不度。心已亡矣。嘉事不體。何以能久。高仰驕也。卑俯替

多奉公以伐范氏中行氏。弗克。二子將伐公。齊高彊曰。三折肱知爲良醫。唯伐君爲不可。民弗與也。我以伐君在此矣。三家未睦。可盡克也。克之君將誰與。若先伐君。是使睦也。弗聽。遂伐公。國人助公。二子敗。從而伐之。丁未。荀寅・士吉射奔朝歌。韓魏以趙氏爲請。十二月辛未。趙鞅入于絳。盟于公宮。初衞公叔文子朝而請享靈公。退見史鰌而告之。史鰌曰。子必禍矣。子富而君貪。罪其及子乎。文子曰。然。吾不先告子。是吾罪也。君既許我矣。其若之何。史鰌曰。無害也。子臣。可以免。富而能臣。必免於難。上下同之。戍也驕。其亡乎。富而不驕者鮮。吾唯子之見。驕而不亡者。未之有也。戍必與焉。及文子卒。衞侯始惡於公叔戍。以其富也。公叔戍又將去夫人之黨。夫人愬之曰。戍將爲亂。

經　十有四年。春。衞公叔戍來奔。衞趙陽出奔宋。二月辛巳。楚公子結・陳公孫佗人帥師滅頓。以頓子牂歸。夏。衞北宮結來奔。五月。於越敗吳于檇李。吳子光卒。公會齊侯・衞侯于牽。公至自會。秋。齊侯・宋公會于洮。天王使石尙來歸脤。衞世子蒯聵出奔宋。衞公孟彄出奔鄭。宋公之弟辰自蕭來奔。大蒐于比蒲。邾子來會公。城莒父及霄。

傳　十四年。春。衞侯逐公叔戍與其黨。故趙陽奔宋。戍來奔。梁嬰父惡董安于。謂知文子曰。不殺安于。使終爲政於趙氏。趙氏必得晉國。盍以其先發難也。討於趙氏。文子使告於趙孟曰。范中行氏雖信爲亂。安于則發之。是安于與謀亂也。晉國有命。始禍者死。二子既伏其罪矣。敢以告。趙孟患之。安于曰。我死而晉國寧。趙氏定。將焉用生。人誰不死。吾死莫矣。乃縊而死。趙孟尸諸市。而告於知氏曰。主命戮罪人。安于既伏其罪矣。敢以告。知伯從趙孟盟。而後趙氏定。祀安于於廟。頓子牂欲事晉。背楚而絕陳好。二月。楚滅頓。夏。衞北宮結來奔。公叔戍之故也。吳伐越。越子勾踐禦之。陳于檇李。勾踐患吳之整也。使死士再禽焉。不動。使罪人三

側。仲尼命申句須・樂頎下伐之。費人北。國人追之。敗諸姑蔑。二子奔齊。遂墮費。將墮成。公斂處父謂孟孫。墮成齊人必至于北門。且成孟氏之保障也。無成是無孟氏也。子僞不知。我將不墮。冬。十二月。公圍成。弗克。

經　十有三年。春。齊侯・衞侯次于垂葭。夏。築蛇淵囿。大蒐于比蒲。衞公孟彄帥師伐曹。秋。晉趙鞅入于晉陽以叛。冬。晉荀寅・士吉射入于朝歌以叛。晉趙鞅歸于晉。薛弑其君比。

傳　十三年。春。齊侯・衞侯次于垂葭。實郹氏。使師伐晉。將濟河。諸大夫皆曰。不可。邴意茲曰。可。銳師伐河內。傳必數日而後及絳。絳不三月不能出河。則我既濟水矣。乃伐河內。齊侯皆斂諸大夫之軒。唯邴意茲乘軒。齊侯欲與衞侯乘。與之宴。而駕乘廣。載甲焉。使告曰。晉師至矣。齊侯曰。比君之駕也。寡人請攝。乃介而與之乘。驅之。或告曰。無晉師。乃止。晉趙鞅謂邯鄲午曰。歸我衞貢五百家。吾舍諸晉陽。午許諾。歸告其父兄。父兄皆曰。不可。衞是以爲邯鄲。而寘諸晉陽。絕衞之道也。不如侵齊而謀之。乃如之。而歸之于晉陽。趙孟怒。召午而囚諸晉陽。使其從者說劍而入。涉賓不可。乃使告邯鄲人曰。吾私有討於午也。二三子唯所欲立。遂殺午。趙稷涉賓以邯鄲叛。夏。六月。上軍司馬籍秦圍邯鄲。邯鄲午荀寅之甥也。荀寅范吉射之姻也。而相與睦。故不與圍邯鄲。將作亂。董安于聞之。告趙孟曰。先備諸。趙孟曰。晉國有命。始禍者死。爲後可也。安于曰。與其害於民。寧我獨死。請以我說。趙孟不可。秋。七月。范氏・中行氏伐趙氏之宮。趙鞅奔晉陽。晉人圍之。范皐夷無寵於范吉射。而欲爲亂於范氏。梁嬰父嬖於知文子。文子欲以爲卿。韓簡子與中行文子相惡。魏襄子亦與范昭子相惡。故五子謀。將逐荀寅而以梁嬰父代之。逐范吉射而以范皐夷代之。荀躒言於晉侯曰。君命大臣。始禍者死。載書在河。今三臣始禍。而獨逐鞅。刑已不鈞矣。請皆逐之。冬。十一月。荀躒韓不信魏曼

曰。謀免我。侯犯請行。許之。駟赤先如宿。侯犯殿。每出一門。郈人閉之。及郭門止之曰。子以叔孫氏之甲出。有司若誅之。羣臣懼死。駟赤曰。叔孫氏之甲有物。吾未敢以出。侯犯謂駟赤曰。子止而與之數。駟赤止。而納魯人。侯犯奔齊。齊人乃致郈。宋公子地嬖蘧富獵。十一分其室。而以其五與之。公子地有白馬四。公嬖向魋。魋欲之。公取而朱其尾鬣以與之。地怒。使其徒抶魋而奪之。魋懼。將走。公閉門而泣之。目盡腫。母弟辰曰。子分室以與獵也。而獨卑魋。亦有頗焉。子爲君禮。不過出竟。君必止子。公子地出奔陳。公弗止。辰爲之請。弗聽。辰曰。是我迋吾兄也。吾以國人出。君誰與處。冬。母弟辰暨仲佗石彄出奔陳。武叔聘于齊。齊侯享之。曰。子叔孫。若使郈在君之他竟。寡人何知焉。屬與敝邑際。故敢助君憂之。對曰。非寡君之望也。所以事君。封疆社稷是以。敢以家隸勤君之執事。夫不令之臣。天下之所惡也。君豈以爲寡君賜。

經　十有一年。春。宋公之弟辰及仲佗・石彄・公子地自陳入于蕭以叛。夏。四月。秋。宋樂大心自曹入于蕭。冬。及鄭平。叔還如鄭涖盟。

傳　十一年。春。宋公母弟辰暨仲佗・石彄・公子地入于蕭以叛。秋。樂大心從之。大爲宋患。寵向魋故也。冬。及鄭平。始叛晉也。

經　十有二年。春。薛伯定卒。夏。葬薛襄公。叔孫州仇帥師墮郈。衛公孟彄帥師伐曹。季孫斯・仲孫何忌帥師墮費。秋。大雩。冬。十月癸亥。公會齊侯盟于黄。十有一月丙寅朔。日有食之。公至自黄。十有二月。公圍成。公至自圍成。

傳　十二年。夏。衛公孟彄伐曹。克郊。還。滑羅殿。未出。不退於列。其御曰。殿而在列。其爲無勇乎。羅曰。與其素厲。寧爲無勇。仲由爲季氏宰。將墮三都。於是叔孫氏墮郈。季氏將墮費。公山不狃・叔孫輒帥費人以襲魯。公與三子入于季氏之宮。登武子之臺。費人攻之。弗克。入及公

不以甲車三百乘從我者。有如此盟。孔丘使茲無還揖對曰。而不反我汶陽之田。吾以共命者。亦如之。齊侯將享公。孔丘謂梁丘據曰。齊魯之故吾子何不聞焉。事既成矣。而又享之。是勤執事也。且犧象不出門。嘉樂不野合。饗而既具。是棄禮也。若其不具。用秕稗也。用秕稗君辱。棄禮名惡。子盍圖之。夫享所以昭德也。不昭不如其已也。乃不果享。齊人來歸鄆讙龜陰之田。晉趙鞅圍衛。報夷儀也。初衛侯伐邯鄲午於寒氏。城其西北而守之。宵熸。及晉圍衛。午以徒七十人門於衛西門。殺人於門中曰。請報寒氏之役。涉佗曰。夫子則勇矣。然我往。必不敢啓門。亦以徒七十人旦門焉。步左右。皆至而立。如植。日中不啓門。乃退。反役。晉人討衛之叛故。曰。由涉佗成何。於是乎執涉佗。以求成於衛。衛人不許。晉人遂殺涉佗。成何奔燕。君子曰。此之謂棄禮。必不鈞。詩曰。人而無禮。胡不遄死。涉佗亦遄矣哉。初叔孫成子欲立武叔。公若藐固諫曰。不可。成子立之而卒。公南使賊射之。不能殺。公南爲馬正。使公若爲郈宰。武叔既定。使郈馬正侯犯殺公若。弗能。其圉人曰。吾以劍過朝。公若必曰。誰之劍也。吾稱子以告。必觀之。吾僞固而授之末。則可殺也。使如之。公若曰。爾欲吳王我乎。遂殺公若。侯犯以郈叛。武叔懿子圍郈。弗克。秋。二子及齊師復圍郈。弗克。叔孫謂郈工師駟赤曰。郈非唯叔孫氏之憂。社稷之患也。將若之何。對曰。臣之業在揚水卒章之四言矣。叔孫稽首。駟赤謂侯犯曰。居齊魯之際而無事。必不可矣。子盍求事於齊以臨民。不然將叛。侯犯從之。齊使至。駟赤與郈人爲之宣言於郈中曰。侯犯將以郈易于齊。齊人將遷郈民。衆兇懼。駟赤謂侯犯曰。衆言異矣。子不如易於齊。與其死也。猶是郈也。而得紓焉。何必此。齊人欲以此偪魯。必倍與子地。且盍多舍甲於子之門。以備不虞。侯犯曰。諾。乃多舍甲焉。侯犯請易於齊。齊有司觀郈。將至。駟赤使周走呼曰。齊師至矣。郈人大駭。介侯犯之門甲。以圍侯犯。駟赤將射之。侯犯止之

之車。鍥其軸。麻約而歸之。載葱靈。寢於其中而逃。追而得之。囚於齊。又以葱靈逃。奔宋。遂奔晉。適趙氏。仲尼曰。趙氏其世有亂乎。秋。齊侯伐晉夷儀。敝無存之父將室之。辭以與其弟。曰。此役也。不死反必娶於高國。先登。求自門出。死於霤下。東郭書讓登。犂彌從之。曰。子讓而左。我讓而右。使登者絕而後下。書左彌先下。書與王猛息。猛曰。我先登。書斂甲曰。曩者之難。今又難焉。猛笑曰。吾從子。如驂之有靳。晉車千乘。在中牟。衛侯將如五氏。卜過之。龜焦。衛侯曰。可也。衛車當其半。寡人當其半。敵矣。乃過中牟。中牟人欲伐之。衛褚師圃亡在中牟。曰。衛雖小。其君在焉。未可勝也。齊師克城而驕。其帥又賤。遇必敗之。不如從齊。乃伐齊師。敗之。齊侯致禚媚杏於衛。齊侯賞犂彌。犂彌辭曰。有先登者。臣從之。皙幘而衣貍製。公使視東郭書。曰。乃夫子也。吾貺子。公賞東郭書。辭曰。彼賓旅也。乃賞犂彌。齊師之在夷儀也。齊侯謂夷儀人曰。得敝無存者。以五家免。乃得其尸。公三襚之。與之犀軒與直蓋。而先歸之。坐引者。以師哭之。親推之三。

經　十年。春。王三月。及齊平。夏。公會齊侯于夾谷。公至自夾谷。晉趙鞅帥師圍衛。齊人來歸鄆讙龜陰田。叔孫州仇・仲孫何忌帥師圍郈。秋。叔孫州仇・仲孫何忌帥師圍郈。宋樂大心出奔曹。宋公子地出奔陳。冬。齊侯・衛侯・鄭游速會于安甫。叔孫州仇如齊。宋公之弟辰暨仲佗・石彄出奔陳。

傳　十年。春。及齊平。夏。公會齊侯于祝其。實夾谷。孔丘相。犂彌言於齊侯曰。孔丘知禮而無勇。若使萊人以兵劫魯侯。必得志焉。齊侯從之。孔丘以公退。曰。士兵之。兩君合好。而裔夷之俘。以兵亂之。非齊君所以命諸侯也。裔不謀夏。夷不亂華。俘不干盟。兵不偪好。於神爲不祥。於德爲愆義。於人爲失禮。君必不然。齊侯聞之。遽避之。將盟。齊人加於載書曰。齊師出境。而

衞而騁。陽越射之。不中。築者闔門。有自門間射陽越。殺之。陽虎劫公與武叔。以伐孟氏。公斂處父帥成人。自上東門入。與陽氏戰于南門之內。弗勝。又戰于棘下。陽氏敗。陽虎脫甲如公宮。取寶玉大弓以出。舍于五父之衢。寢而爲食。其徒曰。追其將至。虎曰。魯人聞余出。喜於徵死。何暇追余。從者曰。嘻。速駕。公斂陽在。公斂陽請追之。孟孫弗許。陽欲殺桓子。孟孫懼而歸之。子言辨舍爵於季氏之廟而出。陽虎入于讙陽關以叛。鄭駟歂嗣子大叔爲政。

經　九年。春。王正月。夏四月戊申。鄭伯蠆卒。得寶玉大弓。六月。葬鄭獻公。秋。齊侯・衞侯次于五氏。秦伯卒。冬。葬秦哀公。

傳　九年。春。宋公使樂大心盟于晉。且逆樂祁之尸。辭僞有疾。乃使向巢如晉盟。且逆子梁之尸。子明謂桐門右師出。曰。吾猶衰經。而子擊鐘何也。右師曰。喪不在此故也。既而告人曰。己衰經而生子。余何故舍鐘。子明聞之怒。言於公曰。右師將不利戴氏。不肯適晉。將作亂也。不然無疾。乃逐桐門右師。鄭駟歂殺鄧析。而用其竹刑。君子謂子然於是不忠。苟有可以加於國家者。棄其邪可也。靜女之三章。取彤管焉。竿旄何以告之。取其忠也。故用其道。不棄其人。詩云。蔽芾甘棠。勿翦勿伐。召伯所茇。思其人。猶愛其樹。況用其道。而不恤其人乎。子然無以勸能矣。夏。陽虎歸寶玉大弓。書曰得器用也。凡獲器用曰得。得用焉曰獲。六月。伐陽關。陽虎使焚萊門。師驚。犯之而出奔齊。請師以伐魯。曰。三加必取之。齊侯將許之。鮑文子諫曰。臣嘗爲隷於施氏矣。魯未可取也。上下猶和。衆庶猶睦。能事大國。而無天菑。若之何取之。陽虎欲勤齊師也。齊師罷。大臣必多死亡。己於是乎奮其詐謀。夫陽虎有寵於季氏。而將殺季孫。以不利魯國。而求容焉。親富不親仁。君焉用之。君富於季氏。而大於魯國。茲陽虎所欲傾覆也。魯免其疾。而君又收之。無乃害乎。齊侯執陽虎。將東之。陽虎願東。乃囚諸西鄙。盡借邑人

者曰猛在此者必敗・猛逐之。顧而無繼。僞顚・虎曰。盡客氣也・苫越生子・將待事而名之。陽州
之役獲焉。名之曰陽州。夏四月。齊國夏・高張・伐我西鄙。晉士鞅・趙鞅・荀寅・救我。公會晉師于
瓦。范獻子執羔。趙簡子・中行文子・皆執鴈。魯於是始尙羔。晉師將盟衛侯于鄟澤。趙簡子曰。
羣臣誰敢盟衛君者。涉佗・成何曰。我能盟之。衛人請執牛耳。成何曰。衛吾溫原也。焉得視諸
侯。將歃。涉佗捘衛侯之手・及捥。衛侯怒。王孫賈趨進曰。盟以信禮也。有如衛君。其敢不唯禮
是事・而受此盟也。衛侯欲叛晉。而患諸大夫。王孫賈使次于郊。大夫問故。公以晉詬語之。且
曰。寡人辱社稷・其改卜嗣。寡人從焉。大夫曰・是衛之禍。豈君之過也。公曰。又有患焉。謂寡人
必以而子與大夫之子爲質。大夫曰。苟有益也。公子則往。羣臣之子。敢不皆負羈絏以從。將
行。王孫賈曰。苟衛國有難。工商未嘗不爲患。使皆行而後可。公以告大夫。乃皆將行之。行有
日。公朝國人。使賈問焉曰。若衛叛晉。晉五伐我。病何如矣。皆曰。五伐我。猶可以能戰。賈曰・然
則如叛之。病而後質焉。何遲之有。乃叛晉。晉人請改盟。弗許。秋。晉士鞅會成桓公侵鄭。圍蟲
牢。報伊闕也。遂侵衛。九月。師侵衛。晉故也。季寤。公鉏極・公山不狃。皆不得志於季氏。叔孫輒
無寵於叔孫氏。叔仲志不得志於魯。故五人因陽虎。陽虎欲去三桓。以季寤更季氏。以叔孫
輒更叔孫氏・己更孟氏。冬。十月。順祀先公而祈焉。辛卯。禘于僖公・壬辰・將享季氏于蒲圃而
殺之。戒都車曰。癸巳至。成宰公斂處父告孟孫曰。季氏戒都車・何故。孟孫曰。吾弗聞。處父曰。
然則亂也。必及於子。先備諸。與孟孫以壬辰爲期。陽虎前驅。林楚御桓子・虞人以鈹盾夾之。
陽越殿。將如蒲圃。桓子咋謂林楚曰。而先皆季氏之良也。爾以是繼之。對曰。臣聞命後。陽虎
爲政。魯國服焉。違之徵死。死無益於主・桓子曰。何後之有。而能以我適孟氏乎。對曰・不敢愛
死。懼不免主。桓子曰。往也。孟氏選圉人之壯者三百人・以爲公期築室於門外・林楚怒馬。及

春秋左氏傳 卷第二十八

定公下

經　八年。春。王正月。公侵齊。公至自侵齊。二月。公侵齊。三月。公至自侵齊。曹伯露卒。夏。齊國夏帥師伐我西鄙。公會晉師于瓦。公至自瓦。秋。七月戊辰。陳侯柳卒。晉士鞅帥師侵鄭。遂侵衞。葬曹靖公。九月。葬陳懷公。季孫斯・仲孫何忌帥師侵衞。冬。衞侯鄭伯盟于曲濮。從祀先公。盜竊寶玉大弓。

傳　八年。春。王正月。公侵齊。門于陽州。士皆坐列曰。顏高之弓六鈞。皆取而傳觀之。陽州人出。顏高奪人弱弓。籍丘子鉏擊之。與一人俱斃。偃且射子鉏。中頰殪。顏息射人中眉。退曰。我無勇。吾志其目也。師退。冉猛僞傷足而先。其兄會乃呼曰。猛也殿。二月己丑。單子伐穀城。劉子伐儀栗。辛卯。單子伐簡城。劉子伐盂。以定王室。趙鞅言於晉侯曰。諸侯唯宋事晉。好逆其使。猶懼不至。今又執之。是絕諸侯也。將歸樂祁。士鞅曰。三年止之。無故而歸之。宋必叛晉。獻子私謂子梁曰。寡君懼不得事宋君。是以止子。子姑使溷代子。子梁以告陳寅。陳寅曰。宋將叛晉。是棄溷也。不如待之。樂祁歸。卒于大行。士鞅曰。宋必叛。不如止其尸以求成焉。乃止諸州。公侵齊。攻廩丘之郛。主人焚衝。或濡馬褐以救之。遂毀之。主人出。師奔。陽虎僞不見冉猛

春秋左氏傳 卷第二十七

也。見溷而行。趙簡子逆而飲之酒於緜上。獻楊楯六十於簡子。陳寅曰。昔吾主范氏。今子手趙氏。又有納焉。以楊楯賈禍。弗可爲也已。然子死晉國。子孫必得志於宋。范獻子言於晉侯曰。以君命越疆而使。未致使而私飲酒。不敬二君。不可不討也。乃執樂祁。陽虎又盟公及三桓於周社。盟國人于亳社。詛于五父之衢。冬。十二月。天王處于姑蕕。辟儋翩之亂也。

經　七年。春。王正月。夏。四月。秋。齊侯鄭伯盟于鹹。齊人執衞行人北宮結以侵衞。齊侯衞侯盟于沙。大雩。齊國夏帥師伐我西鄙。九月。大雩。冬。十月。

傳　七年。春。二月。周儋翩入于儀栗以叛。齊人歸鄆陽關。陽虎居之以爲政。夏。四月。單武公劉桓公敗尹氏于窮谷。秋。齊侯鄭伯盟于鹹。徵會于衞。衞侯欲叛晉。諸大夫不可。使北宮結如齊。而私於齊侯曰。執結以侵我。齊侯從之。乃盟于瑣。齊國夏伐我。陽虎御季桓子。公斂處父御孟懿子。將宵軍齊師。齊師聞之。墮伏而待之。處父曰。虎不圖禍而必死。苫夷曰。虎陷二子於難。不待有司。余必殺女。虎懼乃還。不敗。冬。十一月戊午。單子劉子逆王于慶氏。晉籍秦送王。己巳。王入于王城。館于公族黨氏。而後朝于莊宮。

于城。麇復命。子西問高厚焉。弗知。子西曰。不能如辭。城不知高厚小大。何知。對曰。固辭不能。子使余也。人各有能有不能也。王遇盜於雲中。余受其戈。其所猶在。袒而示之背曰。此余所能也。脾洩之事。余亦弗能也。晉士鞅圍鮮虞。報觀虎之役也。

經　六年。春。王正月癸亥。鄭游速帥師滅許。以許男斯歸。二月。公侵鄭。公至自侵鄭。夏。季孫斯・仲孫何忌如晉。秋。晉人執宋行人樂祁犂。冬。城中城。季孫斯・仲孫忌帥師圍鄆。

傳　六年。春。鄭滅許。因楚敗也。二月。公侵鄭。取匡。爲晉討鄭之伐胥靡也。往不假道於衞。及還。陽虎使季孟自南門入。出自東門。舍於豚澤。衞侯怒。使彌子瑕追之。公叔文子老矣。輦而如公曰。尤人而效之。非禮也。昭公之難。君將以文之舒鼎。成之昭兆。定之鞶鑑。苟可以納之擇用一焉。公子與二三臣之子。諸侯苟憂之。將以爲之質。此群臣之所聞也。今將以小忿蒙舊德。無乃不可乎。大姒之子。唯周公康叔爲相睦也。而效小人以棄之。不亦誣乎。天將多陽虎之罪以斃之。君姑待之若何。乃止。夏。季桓子如晉。獻鄭俘也。陽虎強使孟懿子往報夫人之聘。晉人兼享之。孟孫立于房外。謂范獻子曰。陽虎若不能居魯。而息肩於晉。所不以爲中軍司馬者。有如先君。獻子曰。寡君有官。將使其人。鞅何知焉。獻子謂簡子曰。魯人患陽虎矣。孟孫知其釁。以爲必適晉。故強爲之請。以取入焉。四月己丑。吳大子終纍敗楚舟師。獲潘子臣・小惟子。及大夫七人。楚國大惕。懼亡。子期又以陵師敗于繁揚。令尹子西喜曰。乃今可爲矣。於是乎遷郢於鄀。而改紀其政。以定楚國。周儋翩率王子朝之徒。因鄭人。將以作亂于周。鄭於是乎伐馮滑胥靡負黍狐人闕外。六月。晉閻沒戍周。且城胥靡。秋。八月。宋樂祁言於景公曰。諸侯唯我事晉。今使不往。晉其憾矣。樂祁告其宰陳寅。陳寅曰。必使子往。他日公謂樂祁曰。唯寡人說子之言。子必往。陳寅曰。子立後而行。吾室亦不亡。唯君亦以我爲知難而行

月壬子。叔孫不敢卒。冬。晉士鞅帥師圍鮮虞。

傳　五年。春王人殺子朝于楚。夏。歸粟于蔡。以周亟。矜無資。越入吳。吳在楚也。六月。季平子行東野。還。未至。丙申。卒于房。陽虎將以璵璠斂。仲梁懷弗與曰。改步改玉。陽虎欲逐之。告公山不狃。公山不狃曰。彼爲君也。子何怨焉。既葬。桓子行東野。及費。子洩爲費宰。逆勞於郊。桓子敬之。勞仲梁懷。仲梁懷弗敬。子洩怒。謂陽虎。子行之乎。申包胥以秦師至。秦子蒲・子虎・帥車五百乘以救楚。子蒲曰。吾未知吳道。使楚人先與吳人戰。而自稷會之。大敗夫槩王于沂。吳人獲薳射於柏舉。其子帥奔徒以從子西。敗吳師於軍祥。秋。七月。子期子蒲滅唐。九月。夫槩王歸自立也。以與王戰而敗。奔楚爲堂谿氏。吳師敗楚師于雍澨。秦師又敗吳師。吳師居麇。子期將焚之。子西曰。父兄親暴骨焉。不能收。又焚之不可。子期曰。國亡矣。死者若有知也。可以歆舊祀。豈憚焚之。焚之而又戰。吳師敗。又戰于公壻之谿。吳師大敗。吳子乃歸。囚闉輿罷。闉輿罷請先。遂逃歸。葉公諸梁之弟后臧。從其母於吳。不待而歸。葉公終不正視。乙亥。陽虎囚季桓子及公父文伯。而逐仲梁懷。冬。十月丁亥。殺公何藐。己丑。盟桓子于稷門之內。庚寅。大詛。逐公父歜及秦遄。皆奔齊。楚子入于郢。初鬬辛聞吳人之爭宮也。曰。吾聞之。不讓則不和。不和不可以遠征。吳爭於楚。必有亂。有亂則必歸。焉能定楚。王之奔隨也。將涉於成臼。藍尹亹涉其帑。不與王舟。及寧。王欲殺之。子西曰。子常唯思舊怨以敗。君何效焉。王曰。善。使復其所。吾以志前惡。王賞鬬辛・王孫由于・王孫圉・鍾建・鬬巢・申包胥・王孫賈・宋木・鬬懷。子西曰。請舍懷也。王曰。大德滅小怨。道也。申包胥曰。吾爲君也。非爲身也。君既定矣。又何求。且吾尤子旗。其又爲諸。遂逃賞。王將嫁季芉。季芉辭曰。所以爲女子。遠丈夫也。鍾建負我矣。以妻鍾建。以爲樂尹。王之在隨也。子西爲王輿服。以保路。國于脾洩。聞王所在。而後從王。王使由

還。敗吳師于雍澨。傷。初司馬臣闔廬。故恥爲禽焉。謂其臣曰。誰能免吾首。吳句卑曰。臣賤。可乎。司馬曰。我實失子。可哉。三戰皆傷。曰。吾不可用也已。句卑布裳。剄而裹之。藏其身。而以其首免。楚子涉睢。濟江。入于雲中。王寢。盜攻之。以戈擊王。王孫由于以背受之。中肩。王奔鄖。鍾建負季芈以從。由于徐蘇而從。鄖公辛之弟懷將弑王。曰。平王殺吾父。我殺其子。不亦可乎。辛曰。君討臣。誰敢讎之。君命天也。若死天命。將誰讎。詩曰。柔亦不茹。剛亦不吐。不侮矜寡。不畏彊禦。唯仁者能之。違彊陵弱。非勇也。乘人之約。非仁也。滅宗廢祀。非孝也。動無令名。非知也。必犯是余將殺女。鬬辛與其弟巢以王奔隨。吳人從之。謂隨人曰。周之子孫在漢川者。楚實盡之。天誘其衷。致罰於楚。而君又竄之。周室何罪。君若顧報周室。施及寡人。以奬天衷。君之惠也。漢陽之田。君實有之。楚子在公宮之北。吳人在其南。子期似王。逃王。而己爲王。曰。以我與之。王必免。隨人卜與之。不吉。乃辭吳曰。以隨之辟小。而密邇於楚。楚實存之。世有盟誓。至于今未改。若難而棄之。何以事君。執事之患。不唯一人。若鳩楚竟。敢不聽命。吳人乃退。鑪金初宦於子期氏。實與隨人要言。王使見。辭曰。不敢以約爲利。王割子期之心。以與隨人盟。

初伍員與申包胥友。其亡也。謂申包胥曰。我必復楚國。申包胥曰。勉之。子能復之。我必能興之。及昭王在隨。申包胥如秦乞師曰。吳爲封豕長蛇。以荐食上國。虐始於楚。寡君失守社稷。越在草莽。使下臣告急曰。夷德無厭。若鄰於君。疆場之患也。逮吳之未定。君其取分焉。若楚之遂亡。君之土也。若以君靈撫之。世以事君。秦伯使辭焉曰。寡人聞命矣。子姑就館。將圖而告。對曰。寡君越在草莽。未獲所伏。下臣何敢卽安。立依於庭牆而哭。日夜不絕聲。勺飲不入口七日。秦哀公爲之賦無衣。九頓首而坐。秦師乃出。

經　五年。春。王三月辛亥朔。日有食之。夏。歸粟于蔡。於越入吳。六月丙申。季孫意如卒。秋。七

母弟也。猶先蔡。其載書云。王若曰。晉重。魯申。衛武。蔡甲午。鄭捷。齊潘。宋王臣。莒期。藏在周府。可覆視也。吾子欲復文武之略。而不正其德。將如之何。萇弘說。告劉子與范獻子謀之。乃長衛侯於盟。反自召陵。鄭子大叔未至而卒。晉趙簡子爲之臨。甚哀。曰。黃父之會。夫子語我九言。曰。無始亂。無怙富。無恃寵。無違同。無敖禮。無驕能。無復怒。無謀非德。無犯非義。沈人不會于召陵。晉人使蔡伐之。夏。蔡滅沈。秋。楚爲沈故圍蔡。伍員爲吳行人以謀楚。楚之殺郤宛也。伯氏之族出。伯州犂之孫嚭。爲吳大宰以謀楚。楚自昭王卽位。無歲不有吳師。蔡侯因之。以其子乾與其大夫之子爲質於吳。冬。蔡侯·吳子·唐侯伐楚。舍舟于淮汭。自豫章與楚夾漢。左司馬戌謂子常曰。子沿漢而與之上下。我悉方城外以毀其舟。還塞大隧直轅冥阨。子濟漢而伐之。我自後擊之。必大敗之。旣謀而行。武城黑謂子常曰。吳用木也。我用革也。不可久也。不如速戰。史皇謂子常。楚人惡子而好司馬。若司馬毀吳舟于淮。塞城口而入。是獨克吳也。子必速戰。不然不免。乃濟漢而陳。自小別至于大別。三戰。子常知不可。欲奔。史皇曰。安求其事。難而逃之。將何所入。子必死之。初罪必盡說。十一月庚午。二師陳于柏擧。闔廬之弟夫槩王。晨請於闔廬曰。楚瓦不仁。其臣莫有死志。先伐之其卒必奔。而後大師繼之。必克。弗許。夫槩王曰。所謂臣義而行。不待命者。其此之謂也。今日我死。楚可入也。以其屬五千。先擊子常之卒。子常之卒奔。楚師亂。吳師大敗之。子常奔鄭。史皇以其乘廣死。吳從楚師。及淸發。將擊之。夫槩王曰。困獸猶鬭。況人乎。若知不免而致死。必敗我。若使先濟者知免。後者慕之。蔑有鬭心矣。半濟而後可擊也。從之。又敗之。楚人爲食。吳人及之。奔食而從之。敗諸雍澨。五戰及郢。己卯。楚子取其妹季羋畀我以出。涉睢。鍼尹固與王同舟。王使執燧象以奔吳師。庚辰。吳入郢。以班處宮。子山處令尹之宮。夫槩王欲攻之。懼而去之。夫槩王入之。左司馬戌及息而

旆於鄭。鄭人與之。明日或旆以會。晉於是乎失諸侯。將會。衛子行敬子言於靈公曰。會同難。嘖有煩言。莫之治也。其使祝佗從。公曰。善。乃使子魚。子魚辭曰。臣展四體。以率舊職。猶懼不給而煩刑書。若又共二。徼大罪也。且夫祝社稷之常隸也。社稷不動。祝不出竟。官之制也。君以軍行。祓社釁鼓。祝奉以從。於是乎出竟。若嘉好之事。君行師從。卿行旅從。臣無事焉。公曰。行也。及皐鼬。將長蔡於衛。衛侯使祝佗私於萇弘曰。聞諸道路。不知信否。若聞蔡將先衛。信乎。萇弘曰。信。蔡叔康叔之兄也。先衛不亦可乎。子魚曰。以先王觀之。則尚德也。昔武王克商。成王定之。選建明德。以蕃屏周。故周公相王室。以尹天下。於周爲睦。分魯公以大路大旂。夏后氏之璜。封父繁弱。殷民六族。條氏徐氏蕭氏索氏長勺氏尾勺氏。使帥其宗氏。輯其分族。將其類醜。以法則周公。用即命于周。是以使之職事于魯。以昭周公之明德。分之土田陪敦。祝宗卜史。備物典策。官司彝器。因商奄之民。命以伯禽。而封於少皥之虛。分康叔以大路少帛綪茷旃旌。大呂。殷民七族。陶氏施氏繁氏錡氏樊氏饑氏終葵氏。封畛土略。自武父以南。及圃田之北竟。取於有閻之土。以共王職。取於相土之東都。以會王之東蒐。聃季授土。陶叔授民。命以康誥。而封於殷虛。皆啓以商政。疆以周索。分唐叔以大路密須之鼓。闕鞏。沽洗。懷姓九宗。職官五正。命以唐誥。而封於夏虛。啓以夏政。疆以戎索。三者皆叔也。而有令德。故昭之以分物。不然文武成康之伯猶多。而不獲是分也。唯不尚年也。管蔡啓商。惎間王室。王於是乎殺管叔。而蔡蔡叔。以車七乘徒七十人。其子蔡仲改行帥德。周公舉之。以爲己卿士。見諸王而命之以蔡、其命書云。王曰。胡無若爾考之違王命也。若之何其使蔡先衛也。武王之母弟八人。周公爲大宰。康叔爲司寇。聃季爲司空。五叔無官。豈尚年哉。曹文之昭也。晉武之穆也。曹爲伯甸。非尚年也。今將尚之。是反先王也。晉文公爲踐土之盟。衛成公不在。夷叔其

忌。及邾子盟于拔。

傳　三年。春。二月辛卯。邾子在門臺。臨廷。閽以缾水沃廷。邾子望見之。怒。閽曰。夷射姑旋焉。命執之。弗得。滋怒。自投于牀。廢于鑪炭。爛。遂卒。先葬以車五乘。殉五人。莊公卞急而好潔。故及是。秋。九月。鮮虞人敗晉師于平中。獲晉觀虎。恃其勇也。冬。盟于郯。脩邾好也。蔡昭侯爲兩佩與兩裘。以如楚。獻一佩一裘於昭王。昭王服之。以享蔡侯。蔡侯亦服其一。子常欲之。弗與。三年止之。唐成公如楚。有兩肅爽馬。子常欲之。弗與。亦三年止之。唐人或相與謀。請代先從者。許之。飲先從者酒。醉之。竊馬而獻之子常。子常歸唐侯。自拘於司敗。曰。君以弄馬之故。隱君身。棄國家。群臣請相夫人以償馬。必如之。唐侯曰。寡人之過也。二三子無辱。皆賞之。蔡人聞之。固請而獻佩于子常。子常朝。見蔡侯之徒。命有司曰。蔡君之久也。官不共也。明日禮不畢。將死。蔡侯歸。及漢。執玉而沈。曰。余所有濟漢而南者。有若大川。蔡侯如晉。以其子元與其大夫之子爲質焉。而請伐楚。

經　四年。春。王二月。癸巳。陳侯吳卒。三月。公會劉子・晉侯・宋公・蔡侯・衞侯・陳子・鄭伯・許男・曹伯・莒子・邾子・頓子・胡子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊國夏于召陵。侵楚。夏。四月庚辰。蔡公孫姓帥師滅沈。以沈子嘉歸。殺之。五月。公及諸侯盟于皐鼬。杞伯成卒于會。六月。葬陳惠公。許遷于容城。秋。七月。公至自會。劉卷卒。葬杞悼公。楚人圍蔡。晉士鞅・衞孔圉帥師伐鮮虞。葬劉文公。冬。十有一月庚午。蔡侯以吳子及楚人戰于柏舉。楚師敗績。楚囊瓦出奔鄭。庚辰。吳入郢。

傳　四年。春。三月。劉文公合諸侯于召陵。謀伐楚也。晉荀寅求貨於蔡侯。弗得。言於范獻子曰。國家方危。諸侯方貳。將以襲敵。不亦難乎。水潦方降。疾瘧方起。中山不服。棄盟取怨。無損於楚。而失中山。不如辭蔡侯。吾自方城以來。楚未可以得志。祇取勤焉。乃辭蔡侯。晉人假羽

乃歸諸侯之戍。齊高張後不從諸侯。晉女叔寬曰。周萇弘。齊高張皆將不免。萇叔違天。高子違人。天之所壞。不可支也。衆之所爲。不可奸也。夏。叔孫成子逆公之喪于乾侯。季孫曰。子家子亟言於我。未嘗不中吾志也。吾欲與之從政。子必止之。且聽命焉。子家子不見叔孫。易幾而哭。叔孫請見子家子。子家子辭曰。羈未得見。而從君以出。君不命而薨。羈不敢見。叔孫使告之曰。公衍・公爲・實使群臣不得事君。若公子宋主社稷。則群臣之願也。凡從君出而可以入者。將唯子是聽。子家氏未有後。季孫願與子從政。此皆季孫之願也。使不敢以告。對曰。若立君則有卿士大夫與守龜在。羈弗敢知。若從君者。則貌而出者。入可也。寇而出者行可也。若羈也則君知其出也。而未知其入也。羈將逃也。喪及壞隤。公子宋先入。從公者皆自壞隤反。六月癸亥。公之喪至自乾侯。戊辰。公卽位。季孫使役如闞公氏。將溝焉。榮駕鵞曰。生不能事。死又離之。以自旌也。縱子忍之。後必或恥之。乃止。季孫問於榮駕鵞曰。吾欲爲君謚。使子孫知之。對曰。生弗能事。死又惡之。以自信也。將焉用之。乃止。秋。七月癸巳。葬昭公於墓道南。孔子之爲司寇也。溝而合諸墓。昭公出故。季平子禱于煬公。九月。立煬宮。周鞏簡公棄其子弟。而好用遠人。

經　二年。春。王正月。夏。五月壬辰。雉門及兩觀災。秋。楚人伐吳。冬。十月。新作雉門及兩觀。

傳　二年。夏。四月辛酉。鞏氏之羣子弟賊簡公。桐叛楚。吳子使舒鳩氏誘楚人曰。以師臨我。我伐桐。爲我使之無忌。秋。楚囊瓦伐吳。師于豫章。吳人見舟于豫章。而潛師于巣。冬。十月。吳軍楚師于豫章。敗之。遂圍巣克之。獲楚公子繁。邾莊公與夷射姑飮酒。私出。閽乞肉焉。奪之杖以敲之

經　三年。春。王正月。公如晉。至河乃復。二月辛卯。邾子穿卒。夏。四月。秋。葬邾莊公。冬。仲孫何

春秋左氏傳 卷第二十七

定公上

經　元年。春。王三月。晉人執宋仲幾于京師。夏。六月癸亥。公之喪至自乾侯。戊辰。公卽位。秋七月癸巳。葬我君昭公。九月。大雩。立煬宮。冬。十月。隕霜殺菽。

傳　元年。春。王正月辛巳。晉魏舒合諸侯之大夫于狄泉。將以城成周。魏子涖政。衞彪傒曰。將建天子。而易位以令。非義也。大事奸義。必有大咎。晉不失諸侯。魏子其不免乎。是行也魏獻子屬役於韓簡子及原壽過。而田於大陸。焚焉。還卒於甯。范獻子去其柏椁。以其未復命而田也。孟懿子會城成周。庚寅。栽。宋仲幾不受功曰。滕薛郳吾役也。薛宰曰。宋爲無道。絕我小國於周。以我適楚。故我常從宋。晉文公爲踐土之盟。曰。凡我同盟。各復舊職。若從踐土。若從宋。亦唯命。仲幾曰。踐土固然。薛宰曰。薛之皇祖奚仲居薛。以爲夏車正。奚仲遷于邳。仲虺居薛。以爲湯左相。若服舊職。將承王官。何故以役諸侯。仲幾曰。三代各異物。薛焉得有舊。爲宋役亦其職也。士彌牟曰。晉之從政者新。子姑受功。歸吾視諸故府。仲幾曰。縱子忘之。山川鬼神。其忘諸乎。士伯怒。謂韓簡子曰。薛徵於人。宋徵於鬼。宋罪大矣。且己無辭。而抑我以神。誣我也。啓寵納侮。其此之謂矣。必以仲幾爲戮。乃執仲幾以歸。三月歸諸京師。城三旬而畢。

其誰矜之。社稷無常奉。君臣無常位。自古以然。故詩曰。高岸爲谷。深谷爲陵。三后之姓。於今爲庶。主所知也。在易卦。雷乘乾曰大壯☳☰。天之道也。昔成季友。桓之季也。文姜之愛子也。始震而卜。卜人謁之曰。生有嘉聞。其名曰友。爲公室輔。及生而如卜人之言。有文在其手曰友。遂以名之。既而有大功於魯。受費以爲上卿。至於文子武子。世增其業。不廢舊績。魯文公薨。而東門遂殺適立庶。魯君於是乎失國。政在季氏。於此君也四公矣。民不知君。何以得國。是以爲君愼器與名。不可以假人。

春秋左氏傳卷第二十六

傳　三十二年。春。王正月。公在乾侯。言不能外內。又不能用其人也。夏。吳伐越。始用師於越也。史墨曰。不及四十年。越其有吳乎。越得歲而吳伐之。必受其凶。秋。八月。王使富辛與石張如晉請城成周。天子曰。天降禍于周。俾我兄弟並有亂心。以爲伯父憂。我一二親暱甥舅。不遑啓處。於今十年。勤戍五年。余一人無日忘之。閔閔焉如農夫之望歲。懼以待時。伯父若肆大惠。復二文之業。弛周室之憂。徼文武之福。以固盟主。宣昭令名。則余一人有大願矣。昔成王合諸侯城成周。以爲東都。崇文德焉。今我欲徼福假靈于成王。脩成周之城。俾戍人無勤。諸侯用寧。蝥賊遠屏。晉之力也。其委諸伯父。使伯父實重圖之。俾我一人無徵怨于百姓。而伯父有榮施。先王庸之。范獻子謂魏獻子曰。與其戍周。不如城之。天子實云。雖有後事。晉勿與知可也。從王命以紓諸侯。晉國無憂。是之不務。而又焉從事。魏獻子曰。善。使伯音對曰。天子有命。敢不奉承以奔告於諸侯。遲速衰序。於是焉在。冬。十一月。晉魏舒·韓不信如京師。合諸侯之大夫于狄泉。尋盟。且令城成周。魏子南面。衛彪傒曰。魏子必有大咎。干位以令大事。非其任也。詩曰。敬天之怒。不敢戲豫。敬天之渝。不敢馳驅。況敢干位以作大事乎。己丑。士彌牟營成周。計丈數。揣高卑。度厚薄。仞溝洫。物土方。議遠邇。量事期。計徒庸。慮材用。書餱糧。以令役於諸侯。屬役賦丈。書以授帥。而效諸劉子。韓簡子臨之。以爲成命。十二月。公疾。徧賜大夫。大夫不受。賜子家子雙琥一環一璧輕服。受之。大夫皆受其賜。己未。公薨。子家子反賜於府人曰。吾不敢逆君命也。大夫皆反其賜。書曰。公薨于乾侯。言失其所也。趙簡子問於史墨曰。季氏出其君。而民服焉。諸侯與之。君死於外。而莫之或罪。何也。對曰。物生有兩。有三。有五。有陪貳。故天有三辰。地有五行。體有左右。各有妃耦。王有公。諸侯有卿。皆有貳也。天生季氏。以貳魯侯。爲日久矣。民之服焉。不亦宜乎。魯君世從其失。季氏世脩其勤。民忘君矣。雖死於外。

且曰。寡君使蹶以君命討於意如。意如不敢逃死。君其入也。公曰。君惠顧先君之好。施及亡人。將使歸糞除宗祧以事君。則不能見夫人。己所能見夫人者。有如河。荀躒掩耳而走。曰。寡君其罪之恐。敢與知魯國之難。臣請復於寡君。退而謂季孫。君怒未怠。子姑歸祭。子家子曰。君以一乘入于魯師。季孫必與君歸。公欲從之。衆從者脅公不得歸。薛伯穀卒。同盟故書。秋。吳人侵楚。伐夷侵潛六。楚沈尹戌帥師救潛。吳師還。楚師遷潛於南岡而還。吳師圍弦。左司馬戌・右司馬稽帥師救弦。及豫章。吳師還。始用子胥之謀也。冬。邾黑肱以濫來奔。賤而書名。重地故也。君子曰。名之不可不愼也如是。夫有所有名而不如其已。以地叛。雖賤必書地。以名其人。終爲不義。弗可滅已。是故君子動則思禮。行則思義。不爲利回。不爲義疚。或求名而不得。或欲蓋而名章。懲不義也。齊豹爲衛司寇。守嗣大夫。作而不義。其書爲盜。邾庶其・莒牟夷・邾黑肱以土地出。求食而已。不求其名。賤而必書。此二物者。所以懲肆而去貪也。若艱難其身。以險危大人。而有名章徹。攻難之士將奔走之。若竊邑叛君。以徼大利而無名。貪冒之民將寘力焉。是以春秋書齊豹曰盜。三叛人名。以懲不義。數惡無禮。其善志也。故曰。春秋之稱。微而顯。婉而辨。上之人能使昭明。善人勸焉。淫人懼焉。是以君子貴之。十二月辛亥朔。日有食之。是夜也。趙簡子夢童子贏而轉以歌。旦占諸史墨。曰。吾夢如是。今而日食。何也。對曰。六年及此月也。吳其入郢乎。終亦弗克。入郢必以庚辰。日月在辰尾。庚午之日。日始有謫。火勝金。故弗克。

經　三十有二年。春。王正月。公在乾侯。取闞。夏。吳伐越。秋。七月。冬。仲孫何忌會晉韓不信・齊高張・宋仲幾・衛世叔申・鄭國參・曹人・莒人・薛人・杞人・小邾人城成周。十有二月己未。公薨于乾侯。

與胡田以與之。將以害吳也。子西諫曰。吳光新得國。而親其民。視民如子。辛苦同之。將用之也。若好吳邊疆。使柔服焉。猶懼其至。吾又疆其讎。以重怒之。無乃不可乎。吳周之冑裔也。而棄在海濱。不與姬通。今而始大。比于諸華。光又甚文。將自同於先王。不知天將以爲虐乎。使翦喪吳國。而封大異姓乎。其抑亦將卒以祚吳乎。其終不遠矣。我盍姑億吾鬼神。而寧吾族姓。以待其歸。將焉用自播揚焉。王弗聽。吳子怒。冬。十二月。吳子執鍾吾子。遂伐徐。防山以水之。己卯。滅徐。徐子章禹。斷其髮。攜其夫人。以逆吳子。吳子唁而送之。使其邇臣從之。遂奔楚。楚沈尹戌帥師救徐。弗及。遂城夷。使徐子處之。吳子問於伍員曰。初而言伐楚。余知其可也。而恐其使余往也。又惡人之有余之功也。今余將自有之矣。伐楚何如。對曰。楚執政者衆而乖。莫適任患。若爲三師以肄焉。一師至。彼必皆出。彼出則歸。彼歸則出。楚必道敝。亟肄以罷之。多方以誤之。既罷而後以三軍繼之。必大克之。闔廬從之。楚於是乎始病。

經 三十有一年。春。王正月。公在乾侯。季孫意如會晉荀躒于適歷。夏。四月丁巳。薛伯穀卒。晉侯使荀躒唁公于乾侯。秋。葬薛獻公。冬。黑肱以濫來奔。十有二月辛亥朔。日有食之

傳 三十一年。春。王正月。公在乾侯。言不能外內也。晉侯將以師納公。范獻子曰。若召季孫而不來。則信不臣矣。然後伐之。若何。晉人召季孫。獻子使私焉曰。子必來。我受其無咎。季孫意如會晉荀躒于適歷。荀躒曰。寡君使躒謂吾子。何故出君。有君不事。周有常刑。子其圖之。季孫練冠麻衣跣行。伏而對曰。事君臣之所不得也。敢逃刑命。君若以臣爲有罪。請囚于費。以待君之察也。亦唯君。若以先臣之故。不絕季氏。而賜之死。若弗殺弗亡。君之惠也。死且不朽。若得從君而歸。則固臣之願也。敢有異心。夏。四月。季孫從知伯如乾侯。子家子曰。君與之歸。一慙之不忍。而終身慙乎。公曰諾。衆曰。在一言矣。君必逐之。荀躒以晉侯之命唁公。

爲稷。自夏以上祀之。周棄亦爲稷。自商以來祀之。冬。晉趙鞅。荀寅帥師城汝濱。遂賦晉國一鼓鐵。以鑄刑鼎。著范宣子所爲刑書焉。仲尼曰。晉其亡乎。失其度矣。夫晉國將守唐叔之所受法度。以經緯其民。卿大夫以序守之。民是以能尊其貴。貴是以能守其業。貴賤不愆。所謂度也。文公是以作執秩之官。爲被廬之法。以爲盟主。今棄是度也。而爲刑鼎。民在鼎矣。何以尊貴。尊何業之有。貴賤無序。何以爲國。且夫宣子之刑。夷之蒐也。晉國之亂制也。若之何以爲法。蔡史墨曰。范氏中行氏其亡乎。中行寅爲下卿。而干上令。擅作刑器。以爲同法。是法姦也。又加范氏焉。易之亡也。其及趙氏。趙孟與焉。然不得已。若德可以免。

經　三十年。春。王正月。公在乾侯。夏。六月庚辰。晉侯去疾卒。秋。八月葬晉頃公。冬。十有二月。吳滅徐。二子章羽奔楚。

傳　三十年。春。王正月。公在乾侯。不先書鄆與乾侯。非公。且徵過也。夏。六月。晉頃公卒。秋。八月葬。鄭游吉弔。且送葬。魏獻子使士景伯詰之曰。悼公之喪。子西弔。子蟜送葬。今吾子無貳。何故。對曰。諸侯所以歸晉君。禮也。禮也者小事大大字小之謂。事大在共其時命。字小在恤其所無。以敝邑居大國之間。共其職貢。其備御不虞之患。豈忘共命。先王之制。諸侯之喪。士弔。大夫送葬。唯嘉好聘享三軍之事。於是乎使卿。晉之喪事。敝邑之間。先君有所助執紼矣。若其不間。雖士大夫有所不獲數矣。大國之惠。亦慶其加。而不討其乏。明底其情。取備而已。以爲禮也。靈王之喪。我先君簡公在楚。我先大夫印段實往。敝邑之少卿也。王吏不討。恤所無也。今大夫曰。女盍從舊。舊有豐有省。不知所從。從其豐則寡君幼弱。是以不共。從其省則吉在此矣。唯大夫圖之。晉人不能詰。吳子使徐人執掩餘。使鍾吾人執燭庸。二公子奔楚。楚子大封。而定其徙。使監馬尹大心逆吳公子。使居養。莠尹然。左司馬沈尹戌城之。取於城父

以帷裹之、公賜公衍羔裘、使獻龍輔於齊侯、遂入羔裘、齊侯喜、與之陽穀、公衍公爲之生也、
其母偕出。公衍先生。公爲之母曰。相與偕出、請相與偕告、三日公爲生。其母先以告。公爲爲
兄。公私喜於陽穀、而思於魯曰、務人爲此禍也。且後生而爲兄、其誣也久矣。乃黜之、而以公
衍爲大子、秋。龍見于絳郊。魏獻子問於蔡墨曰、吾聞之。蟲莫知於龍、以其不生得也。謂之知、
信乎。對曰、人實不知、非龍實知、古者畜龍。故國有豢龍氏、有御龍氏、獻子曰、是二氏者、吾亦
聞之、而不知其故。是何謂也。對曰、昔有飂叔安。有裔子曰董父、實甚好龍。能求其耆欲、以飲
食之、龍多歸之、乃擾畜龍、以服事帝舜、帝賜之姓曰董、氏曰豢龍、封諸鬷川、鬷夷氏其後也、
故帝舜氏世有畜龍、及有夏孔甲、擾于有帝、帝賜之乘龍、河漢各二、各有雌雄、孔甲不能食、
而未獲豢龍氏、有陶唐氏既衰、其後有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲、能飲食之、夏后嘉
之賜氏曰御龍、以更豕韋之後、龍一雌死、潛醢以食夏后、夏后饗之、既而使求之、懼而遷于
魯縣、范氏其後也、獻子曰、今何故無之。對曰、夫物、物有其官、官脩其方、朝夕思之、一日失職、
則死及之、失官不食、官宿其業、其物乃至。若泯棄之、物乃坻伏、鬱湮不育、故有五行之官、是
謂五官、實列受氏姓、封爲上公、祀爲貴神、社稷五祀、是尊是奉、木正曰句芒、火正曰祝融、金
正曰蓐收、水正曰玄冥、土正曰后土、龍水物也。水官棄矣。故龍不生得、不然周易有之、在乾
䷀之姤䷫曰。潛龍勿用、其同人䷌曰、見龍在田。其大有䷍曰、飛龍在天、其夬䷪
曰、亢龍有悔。其坤䷁曰。見羣龍無首吉、坤之剝䷖曰、龍戰于野、若不朝夕見、誰能物之。
獻子曰、社稷五祀、誰氏之五官也。對曰。少皞氏有四叔、曰重、曰該、曰脩、曰熙、實能金木及水、
使重爲句芒。該爲蓐收、脩及熙爲玄冥。世不失職。遂濟窮桑、此其三祀也、顓頊氏有子、曰犂、
爲祝融、共工氏有子曰句龍、爲后土、此其二祀也。后土爲社、稷田正也。有烈山氏之子曰柱、

縣。見於魏子。魏子曰。辛來。昔叔向適鄭。鬷蔑惡。欲觀叔向。從使之收器者。而往立於堂下。一言而善。叔向將飲酒。聞之曰。必鬷明也。下執其手以上曰。昔賈大夫惡。娶妻而美。三年不言不笑。御以如皐。射雉獲之。其妻始笑而言。賈大夫曰。才之不可以已。我不能射。女遂不言不笑夫。今子少不颺。子若無言。吾幾失子矣。言之不可以已也如是。遂如故知。今女有力於王室。吾是以舉女。行乎敬之哉。毋墮乃力。仲尼聞魏子之舉也以爲義曰。近不失親。遠不失舉。可謂義矣。又聞其命賈辛也以爲忠。詩曰。永言配命。自求多福。忠也。魏子之舉也義。其命也忠。其長有後於晉國乎。冬。梗陽人有獄。魏戊不能斷。以獄上。其大宗賂以女樂。魏子將受之。魏戊謂閻沒女寬曰。主以不賄聞於諸侯。若受梗陽人。賄莫甚焉。吾子必諫。皆許諾。退朝待於庭。饋入召之。比置三歎。既食使坐。魏子曰。吾聞諸伯叔諺曰。唯食忘憂。吾子置食之間。三歎何也。同辭而對曰。或賜二小人酒。不夕食。饋之始至。恐其不足。是以歎。中置。自咎曰。豈將軍食之。而有不足。是以再歎。及饋之畢。願以小人之腹爲君子之心。屬厭而已。獻子辭梗陽人。

經　二十有九年。春。公至自乾侯。居于鄆。齊侯使高張來唁公。公如晉。次于乾侯。夏。四月庚子。叔詣卒。秋。七月。冬。十月。鄆潰。

傳　二十九年。春。公至自乾侯。處于鄆。齊侯使高張來唁公。稱主君。子家子曰。齊卑君矣。君祇辱焉。公如乾侯。三月己卯。京師殺召伯盈。尹氏固。及原伯魯之子。尹固之復也。有婦人遇之周郊。尤之曰。處則勸人爲禍。行則數日而反。是夫也其過三歲乎。夏。五月庚寅。王子趙車入于鄻以叛。陰不佞敗之。平子每歲賈馬。具從者之衣屨。而歸之于乾侯。公執歸馬者。賣之。乃不歸馬。衞侯來獻其乘馬。曰啓服。塹而死。公將爲之櫝。子家子曰。從者病矣。請以食之。乃

祁盈之黨也。而助亂。故殺之。遂滅祁氏羊舌氏。初叔向欲娶於申公巫臣氏。其母欲娶其黨。叔向曰。吾母多而庶鮮。吾懲舅氏矣。其母曰。子靈之妻。殺三夫一君一子。而亡一國兩卿矣。可無懲乎。吾聞之。甚美必有甚惡。是鄭穆少妃姚子之子。子貉之妹也。子貉早死無後。而天鍾美於是。將必以是大有敗也。昔有仍氏生女。黰黑。而甚美。光可以鑑。名曰玄妻。樂正后夔取之。生伯封。實有豕心。貪惏無饜。忿纇無期。謂之封豕。有窮后羿滅之。夔是以不祀。且三代之亡。共子之廢。皆是物也。女何以爲哉。夫有尤物。足以移人。苟非德義。則必有禍。叔向懼不敢取。平公強使取之。生伯石。伯石始生。子容之母。走謁諸姑。曰。長叔姒生男。姑視之。及堂聞其聲而還。曰。是豺狼之聲也。狼子野心。非是莫喪羊舌氏矣。遂弗視。秋。晉韓宣子卒。魏獻子爲政。分祁氏之田。以爲七縣。分羊舌氏之田。以爲三縣。司馬彌牟爲鄔大夫。賈辛爲祁大夫。司馬烏爲平陵大夫。魏戊爲梗陽大夫。知徐吾爲塗水大夫。韓固爲馬首大夫。孟丙爲盂大夫。樂霄爲銅鞮大夫。趙朝爲平陽大夫。僚安爲楊氏大夫。謂賈辛司馬烏。爲有力於王室。故舉之。謂知徐吾·趙朝·韓固·魏戊。餘子之不失職。能守業者也。其四人者。皆受縣而後見於魏子。以賢舉也。魏子謂成鱄。吾與戊也縣。人其以我爲黨乎。對曰。何也。戊之爲人也。遠不忘君。近不偪同。居利思義。在約思純。有守心。而無淫行。雖與之縣。不亦可乎。昔武王克商。光有天下。其兄弟之國者十有五人。姬姓之國者四十人。皆舉親也。夫舉無他。唯善所在。親疏一也。詩曰。惟此文王。帝度其心。莫其德音。其德克明。克明克類。克長克君。王此大國。克順克比。比于文王。其德靡悔。既受帝祉。施于孫子。心能制義曰度。德正應和曰莫。照臨四方曰明。勤施無私曰類。敎誨不倦曰長。賞慶刑威曰君。慈和徧服曰順。擇善而從之曰比。經緯天地曰文。九德不愆。作事無悔。故襲天祿。子孫賴之。主之舉也。近文德矣。所及其遠哉。賈辛將適其

不亦難乎。猶有鬼神。此必敗也。嗚呼爲無望也夫。其死於此乎。公使子家子如晉。公徒敗于且知楚郤宛之難、國言未已。進胙者莫不謗令尹。沈尹戌言於子常曰。夫左尹與中廄尹、莫知其罪。而子殺之、以興謗讟。至于今不已。戌也惑之。仁者殺人以掩謗。猶弗爲也。今吾子殺人以興謗而弗圖。不亦異乎、夫無極楚之讒人也。民莫不知。去朝吳。出蔡侯朱。喪大子建。殺連尹奢。屏王之耳目。使不聰明。不然平王之溫惠共儉。有過成莊。無不及焉。所以不獲諸侯。邇無極也。今又殺三不辜。以興大謗。幾及子矣。子而不圖。將焉用之。夫鄢將師矯子之命。以滅三族。三族國之良也。而不愆位。吳有新君。疆埸日駭。楚國若有大事。子其危哉。知者除讒以自安也。今子愛讒以自危也。甚矣其惑也。子常曰。是瓦之罪也。敢不良圖。九月己未。子常殺費無極與鄢將師。盡滅其族。以說于國。謗言乃止。冬。公如齊。齊侯請饗之。子家子曰。朝夕立於其朝。又何饗焉。其飲酒也。乃飲酒。使宰獻。而請安。子仲之子曰重。爲齊侯夫人。曰請使重見。子家子乃以君出。十二月。晉籍秦致諸侯之戍于周。魯人辭以難。

經　二十有八年、春、王三月。葬曹悼公。公如晉。次于乾侯。夏。四月丙戌。鄭伯寧卒。六月。葬鄭定公。秋。七月癸巳。滕子寧卒。冬。葬滕悼公。

傳　二十八年。春。公如晉。將如乾侯。子家子曰。有求於人。而即其安。人孰矜之。其造於竟。弗聽。使請逆於晉。晉人曰。天禍魯國。君淹恤在外。君亦不使一个辱在寡人。而即安於甥舅。其亦使逆君。使公復于竟。而後逆之。晉祁勝與鄔臧通室。祁盈將執之。訪於司馬叔游。叔游曰。鄭書有之。惡直醜正。實蕃有徒。無道立矣。子懼不免。詩曰。民之多辟。無自立辟。姑已若何。盈曰。祁氏私有討。國何有焉。遂執之。祁勝賂荀躒。荀躒爲之言於晉侯。晉侯執祁盈。祁盈之臣曰。鈞將皆死。慭使吾君聞勝與臧之死也以爲快。乃殺之。夏。六月。晉殺祁盈及楊食我。食我

君也。吾誰敢怨。哀死事生。以待天命。非我生亂。立者從之。先人之道也。復命哭墓。復位而待。吳公子掩餘奔徐。公子燭庸奔鍾吾。楚師聞吳亂而還。郤宛直而和。國人說之。鄢將師爲右領。與費無極比而惡之。令尹子常賄而信讒。無極譖郤宛焉。謂子常曰。子惡欲飮子酒。又謂子惡。令尹欲飮酒於子氏。子惡曰。我賤人也。不足以辱令尹。令尹將必來辱。爲惠已甚。吾無以酬之。若何。無極曰。令尹好甲兵。子出之。吾擇焉。取五甲五兵。曰。寘諸門。令尹至必觀之。而從以酬之。及饗日。帷諸門左。無極謂令尹曰。吾幾禍子。子惡將爲子不利。甲在門矣。子必無往。且此役也。吳可以得志。子惡取賂焉而還。又誤群帥。使退其師。曰。乘亂不祥。吳乘我喪。我乘其亂。不亦可乎。令尹使視郤氏。則有甲焉。不往。召鄢將師而告之。將師退。遂令攻郤氏。且爇之。子惡聞之。遂自殺也。國人弗爇。令曰。不爇郤氏。與之同罪。或取一編菅焉。或取一秉秆焉。國人投之。遂弗爇也。令尹炮之。盡滅郤氏之族黨。殺陽令終與其弟完及佗。與晉陳。及其子弟。晉陳之族呼於國曰。鄢氏費氏自以爲王。專禍楚國。弱寡王室。蒙王與令尹。以自利也。令尹盡信之矣。國將如何。令尹病之。秋。會于扈。令戍周。且謀納公也。宋衞皆利納公。固請之。范獻子取貨於季孫。謂司城子梁與北宮貞子曰。季孫未知其罪。而君伐之。請囚請亡。於是乎不獲。君又弗克。而自出也。夫豈無備而能出君乎。季氏之復。天救之也。休公徒之怒。而啓叔孫氏之心。不然豈其伐人而說甲執冰以游。叔孫氏懼禍之濫。而自同於季氏。天之道也。魯君守齊。三年而無成。季氏甚得其民。淮夷與之。有十年之備。有齊楚之援。有天之贊。有民之助。有堅守之心。有列國之權。而弗敢宣也。事君如在國。故鞅以爲難。二子皆圖國者也。而欲納魯君。鞅之願也。請從二子。而以圍魯。無成死之。二子懼皆辭。乃辭小國。而以難復。孟懿子・陽虎伐鄆。鄆人將戰。子家子曰。天命不慆久矣。使君亡者。必此衆也。天旣禍之。而自福也。

春秋左氏傳卷第二十六

昭公七

經　二十有七年。春。公如齊。公至自齊居于鄆。夏。四月。吳弒其君僚。楚殺其大夫郤宛。秋。晉士鞅宋樂祁犂衞北宮喜曹人邾人滕人會于扈。冬。十月。曹伯午卒。邾快來奔。公如齊。公至自齊居于鄆。

傳　二十七年。春。公如齊。公至自齊處于鄆。言在外也。吳子欲因楚喪而伐之。使公子掩餘・公子燭庸帥師圍潛。使延州來季子聘于上國。遂聘于晉。以觀諸侯。楚莠尹然・工尹麇帥師救潛。左司馬沈尹戌帥都君子與王馬之屬以濟師。與吳師遇于窮。令尹子常以舟師及沙汭而還。左尹郤宛・工尹壽帥師至于潛。吳師不能退。吳公子光曰。此時也。弗可失也。告鱄設諸曰。上國有言。曰。不索何獲。我王嗣也。吾欲求之。事若克。季子雖至。不吾廢也。鱄設諸曰。王可弒也。母老子弱。是無若我何。光曰。我爾身也。夏。四月。光伏甲於掘室而享王。王使甲坐於道。及其門。門階戶席皆王親也。夾之以鈹。羞者獻體改服於門外。執羞者坐行而入。執鈹者夾承之。及體以相授也。光僞足疾。入掘室。鱄設諸寘劍於魚中以進。抽劍刺王。鈹交於胸。遂弒王。闔廬以其子爲卿。季子至。曰。苟先君無廢祀。民人無廢主。社稷有奉。國家無傾。乃吾

春秋左氏傳卷第二十五

夏后及商。用亂之故。民卒流亡。若德回亂。民將流亡。祝史之爲。無能補也。公說。乃止。齊侯與晏子坐于路寢。公歎曰。美哉室。其誰有此乎。晏子曰。敢問何謂也。公曰。吾以爲在德。對曰。如君之言。其陳氏乎。陳氏雖無大德。而有施於民。豆區釜鍾之數。其取之公也薄。其施之民也厚。公厚斂焉。陳氏厚施焉。民歸之矣。詩曰。雖無德與女。式歌且舞。陳公之施。民歌舞之矣。後世若少惰。陳氏而不亡。則國其國也已。公曰。善哉。是可若何。對曰。唯禮可以已之。在禮家施不及國。民不遷。農不移。工賈不變。士不濫。官不滔。大夫不收公利。公曰。善哉。我不能矣。吾今而後知禮之可以爲國也。對曰。禮之可以爲國也久矣。與天地竝。君令臣共。父慈子孝。兄愛弟敬。夫和妻柔。姑慈婦聽。禮也。君令而不違。臣共而不貳。父慈而教。子孝而箴。兄愛而友。弟敬而順。夫和而義。妻柔而正。姑慈而從。婦聽而婉。禮之善物也。公曰。善哉。寡人今而後聞此禮之上也。對曰。先王所稟於天地。以爲其民也。是以先王上之。

隱上。癸酉。王入于成周。甲戌。盟于襄宮。晉師使成公般戍周而還。十二月癸未。王入于莊宮。王子朝使告于諸侯曰。昔武王克殷。成王靖四方。康王息民。並建母弟。以蕃屏周。亦曰。吾無專享文武之功。且爲後人之迷敗傾覆。而溺入于難。則振救之。至于夷王。王愆于厥身。諸侯莫不並走其望。以祈王身。至于厲王。王心戾虐。萬民弗忍。居王于彘。諸侯釋位。以間王政。宣王有志而後效官。至于幽王。天不弔周。王昏不若。用愆厥位。攜王奸命。諸侯替之。而建王嗣。用遷郟鄏。則是兄弟之能用力於王室也。至于惠王。天不靖周。生頹禍心。施于叔帶。惠襄辟難。越去王都。則有晉鄭。咸黜不端。以綏定王家。則是兄弟之能率先王之命也。在定王六年。秦人降妖曰。周其有頾王。亦克能脩其職。諸侯服享。二世共職。王室其有間王位。諸侯不圖。而受其亂災。至於靈王。生而有頾。王甚神聖。無惡於諸侯。靈王景王克終其世。今王室亂。單旗劉狄剝亂天下。壹行不若。謂先王何常之有。唯余心所命。其誰敢討之。帥群不弔之人。以行亂于王室。侵欲無厭。規求無度。貫瀆鬼神。慢棄刑法。倍奸齊盟。傲很威儀。矯誣先王。晉爲不道。是攝是贊。思肆其罔極。茲不穀震盪播越。竄在荊蠻。未有攸底。若我一二兄弟甥舅。奬順天法。無助狡猾。以從先王之命。毋速天罰。赦圖不穀。則所願也。敢盡布其腹心。及先王之經。而諸侯實深圖之。昔先王之命曰。王后無適。則擇立長。年鈞以德。德鈞則以卜。王不立愛。公卿無私。古之制也。穆后及大子壽早夭即世。單劉贊私立少。以間先王。亦唯伯仲叔季圖之。閔馬父聞子朝之辭曰。文辭以行禮也。子朝干景之命。遠晉之大。以專其志。無禮甚矣。文辭何爲。齊有彗星。齊侯使禳之。晏子曰。無益也。祇取誣焉。天道不諂。不貳其命。若之何禳之。且天之有彗也。以除穢也。君無穢德。又何禳焉。若德之穢。禳之何損。詩曰。惟此文王。小心翼翼。昭事上帝。聿懷多福。厥德不回。以受方國。君無違德。方國將至。何患於彗。詩曰。我無所監

邪。抑魯君有罪於鬼神。故及此也。君若待于曲棘。使群臣從魯君以卜焉。若可師有濟也。君
而繼之。茲無敵矣。若其無成。君無辱焉。齊侯從之。使公子鉏帥師從公。成大夫公孫朝。謂平
子曰。有都以衛國也。請我受師。許之。請納質。弗許。曰。信女足矣。告於齊師曰。孟氏魯之敝室
也。用成已甚。弗能忍也。請息肩于齊。齊師圍成。成人伐齊師之飲馬于淄者。曰。將以厭衆。魯
成備而後告曰。不勝衆。師及齊師戰于炊鼻。齊子淵捷從洩聲子。射之中楯瓦。繇朐汰輈。匕
入者三寸。聲子射其馬。斬鞅。殪。改駕。人以為鬷戾也而助之。子車曰。齊人也。將擊子車。子車
射之。殪。其御曰。又之。子車曰。衆可懼也。而不可怒也。子囊帶從野洩。叱之。洩曰。軍無私怒。報
乃私也。將亢子。又叱之。亦叱之。冉豎射陳武子。中手。失弓而罵。以告平子曰。有君子。白晳鬒
鬚眉。甚口。平子曰。必子彊也。無乃亢諸。對曰。謂之君子。何敢亢之。林雍羞為顏鳴右。下。苑何
忌取其耳。顏鳴去之。苑子之御曰。視下顧。苑子刜林雍。斷其足。鑋而乘於他車以歸。顏鳴三
入齊師。呼曰。林雍乘。四月。單子如晉告急。五月戊午。劉人敗王城之師于尸氏。戊辰。王城人
劉人戰于施谷。劉師敗績。秋。盟于鄩陵。謀納公也。七月己巳。劉子以王出。庚午。次于渠。王城
人焚劉。丙子。王宿于褚氏。丁丑。王次于萑谷。庚辰。王入于胥靡。辛巳。王次于滑。晉知躒・趙鞅・
帥師納王。使女寬守闕塞。九月。楚平王卒。令尹子常欲立子西。曰。大子壬弱。其母非適也。王
子建實聘之。子西長而好善。立長則順。建善則治。王順國治。可不務乎。子西怒曰。是亂國而
惡君王也。國有外援。不可瀆也。王有適嗣。不可亂也。敗親速讎。亂嗣不祥。我受其名。賂吾以
天下。吾滋不從也。楚國何為。必殺令尹。令尹懼。乃立昭王。冬。十月丙申。王起師于滑。辛丑。在
郊。遂次于尸。十一月辛酉。晉師克鞏。召伯盈逐王子朝。王子朝及召氏之族・毛伯得・尹氏固・
南宮嚚。奉周之典籍以奔楚。陰忌奔莒以叛。召伯逆王于尸。及劉子單子盟。遂軍圉澤。次于

而相之。且召六卿。公曰。寡人不佞。不能事父兄。以爲二三子憂。寡人之罪也。若以群子之靈。獲保首領以歿。唯是楄柎所以藉幹者。請無及先君。仲幾對曰。君若以社稷之故。私降昵宴。群臣弗敢知。若夫宋國之法。死生之度。先君有命矣。群臣以死守之。弗敢失隊。臣之失職。常刑不赦。臣不忍其死。君命祇辱。宋公遂行。己亥。卒于曲棘。十二月庚辰。齊侯圍鄆。初臧昭伯如晉。臧會竊其寶龜僂句。以卜爲信與僭。僭吉。臧氏老將如晉問。會請往。昭伯問家故。盡對。及内子與母弟叔孫則不對。再三問。不對。歸及郊。會逆。問。又如初。至。次於外而察之。皆無之。執而戮之。逸奔郈。郈魴假使爲賈正焉。大送計於季氏。臧氏使五人以戈楯伏諸桐汝之閭。會出。逐之。反奔。執諸季氏中門之外。平子怒曰。何故以兵入吾門。拘臧氏老。季臧有惡。及昭伯從公。平子立臧會。會曰。僂句不余欺也。楚子使薳射城州屈。復茄人焉。城丘皇。遷訾人焉。使熊相禖郭巢。季然郭卷。子大叔聞之曰。楚王將死矣。使民不安其土。民必憂。憂將及王。弗能久矣。

經　二十有六年。春。王正月。葬宋元公。三月。公至自齊。居于鄆。夏。公圍成。秋。公會齊侯・莒子・邾子・杞伯。盟于鄟陵。公至自會。居于鄆。九月庚申。楚子居卒。冬。十月。天王入于成周。尹氏・召伯・毛伯以王子朝奔楚。

傳　二十六年。春。王正月庚申。齊侯取鄆。葬宋元公。如先君。禮也。三月。公至自齊。處于鄆。言魯地也。夏。齊侯將納公。命無受魯貨。申豐從女賈。以幣錦二兩。縛一如瑱。而適齊師。謂子猶之人高齮。能貨子猶。爲高氏後。粟五千庾。高齮以錦示子猶。子猶欲之。齮曰。魯人買之。百兩一布。以道之不通。先入幣財。子猶受之。言於齊侯曰。群臣不盡力于魯君者。非不能事君也。然據有異焉。宋元公爲魯君如晉。卒於曲棘。叔孫昭子求納其君。無疾而死。不知天之棄魯

治將蘊。蘊蓄民將生心。生心。同求將合。君必悔之。弗聽。郈孫曰。必殺之。公使郈孫逆孟懿子。叔孫氏之司馬鬷戾言於其衆曰。若之何。莫對。又曰。我家臣也。不敢知國。凡有季氏與無。於我孰利。皆曰。無季氏是無叔孫氏也。鬷戾曰。然則救諸。帥徒以往。陷西北隅以入。公徒釋甲執冰而踞。遂逐之。孟氏使登西北隅。以望季氏。見叔孫氏之旌。以告。孟氏執郈昭伯。殺之于南門之西。遂伐公徒。子家子曰。諸臣僞劫君者。而負罪以出。君止。意如之事君也。不敢不改。公曰。余不忍也。與臧孫如墓謀。遂行。己亥。公孫于齊。次于陽州。齊侯將唁公于平陰。公先至于野井。齊侯曰。寡人之罪也。使有司待公于平陰。爲近故也。書曰。公孫于齊。次于陽州。齊侯唁公于野井。禮也。將求於人。則先下之。禮之善物也。齊侯曰。自莒疆以西。請致千社。以待君命。寡人將帥敝賦。以從執事。唯命是聽。君之憂寡人之憂也。公喜。子家子曰。天祿不再。天若胙君。不過周公。以魯足矣。失魯而以千社爲臣。誰與之立。且齊君無信。不如早之晉。弗從。臧昭伯率從者將盟。載書曰。戮力壹心。好惡同之。信罪之有無。繾綣從公。無通外內。以公命示子家子。子家子曰。如此吾不可以盟。羈也不佞。不能與二三子同心。而以爲皆有罪也。或欲通外內。而且欲去君。二三子好亡而惡定。焉可同也。陷君於難。罪孰大焉。通外內而去君。君將速入。弗通何爲。而何守焉。乃不與盟。昭子自闞歸。見平子。平子稽顙曰。子若我何。昭子曰。人誰不死。子以逐君成名。子孫不忘。不亦傷乎。將若子何。平子曰。苟使意如得改事君。所謂生死而肉骨也。昭子從公于齊。與公言。子家子命適公館者執之。公與昭子言於幄內。曰。將安衆而納公。公徒將殺昭子。伏諸道。左師展告公。公使昭子自鑄歸。平子有異志。冬。十月辛酉。昭子齊於其寢。使祝宗祈死。戊辰卒。左師展將以公乘馬而歸。公徒執之。壬申。尹文公涉于鞏。焚東訾。弗克。十一月。宋元公將爲公故如晉。夢大子欒卽位於廟。己與平公服

宋右師必亡。奉君命以使。而欲背盟以干盟主。無不祥大焉。有鸜鵒來巢。書所無也。師己曰。異哉。吾聞文武之世。童謠有之。曰。鸜之鵒之。公出辱之。鸜鵒之羽。公在外野。往饋之馬。鸜鵒跦跦。公在乾侯。徵褰與襦。鸜鵒之巢。遠哉遙遙。裯父喪勞。宋父以驕。鸜鵒鸜鵒。往歌來哭。童謠有是。今鸜鵒來巢。其將及乎。秋。書再雩。旱甚也。初季公鳥娶妻於齊鮑文子。生申。公鳥死。季公亥與公思展。與公鳥之臣申夜姑相其室。及季姒與饔人檀通。而懼。乃使其妾抶己。以示秦遄之妻。曰。公若欲使余。余不可而抶余。又訴於公甫。曰。展與夜姑將要余。秦姬以告公之。公之與公甫告平子。平子拘展於卞。而執夜姑將殺之。公若泣而哀之曰。殺是是殺余也。將爲之請。平子使豎勿內。日中不得請。有司逆命。公之使速殺之。故公若怨平子。季郈之雞鬭。季氏介其雞。郈氏爲之金距。平子怒。益宮於郈氏。且讓之。故郈昭伯亦怨平子。臧昭伯之從弟會爲讒於臧氏。而逃於季氏。臧氏執旃。平子怒。拘臧氏老。將禘於襄公。萬者二人。其衆萬於季氏。臧孫曰。此之謂不能庸先君之廟。大夫遂怨平子。公若獻弓於公爲。且與之出射於外而謀去季氏。公爲告公果公賁。公果公賁使侍人僚柤告公。公寢。將以戈擊之。乃走。公曰。執之。亦無命也。懼而不出。數月不見。公不怒。又使言。公執戈以懼之。乃走。又使言。公曰。非小人之所及也。公果自言。公以告臧孫。臧孫以難。告郈孫。郈孫以可。勸。告子家懿伯。懿伯曰。讒人以君徼幸。事若不克。君受其名。不可爲也。舍民數世。以求克事。不可必也。且政在焉。其難圖也。公退之。辭曰。臣與聞命矣。言若洩。臣不獲死。乃館於公宮。叔孫昭子如闞。公居於長府。九月戊戌。伐季氏。殺公之于門。遂入之。平子登臺而請曰。君不察臣之罪。使有司討臣以干戈。臣請待於沂上以察罪。弗許。請囚于費。弗許。請以五乘亡。弗許。子家子曰。君其許之。政自之出久矣。隱民多取食焉。爲之徒者衆矣。日入慝作。弗可知也。衆怒不可蓄也。蓄而弗

相泣也。樂祁佐。退而告人曰。今茲君與叔孫。其皆死乎。吾聞之。哀樂而樂哀。皆喪心也。心之精爽。是謂魂魄。魂魄去之。何以能久。季公若之姊爲小邾夫人。生宋元夫人。生子。以妻季平子。昭子如宋聘。且逆之。公若從。謂曹氏勿與。魯將逐之。曹氏告公。公告樂祁。樂祁曰。與之。如是魯君必出。政在季氏三世矣。魯君喪政四公矣。無民而能逞其志者。未之有也。國君是以鎭撫其民。詩曰。人之云亡。心之憂矣。魯君失民矣。焉得逞其志也。靖以待命猶可。動必憂。夏。會于黃父。謀王室也。趙簡子令諸侯之大夫。輸王粟具戍人。曰。明年將納王。子大叔見趙簡子。簡子問揖讓周旋之禮焉。對曰。是儀也。非禮也。簡子曰。敢問何謂禮。對曰。吉也聞諸先大夫子產曰。夫禮天之經也。地之義也。民之行也。天地之經。而民實則之。則天之明。因地之性。生其六氣。用其五行。氣爲五味。發爲五色。章爲五聲。淫則昏亂。民失其性。是故爲禮以奉之。爲六畜。五牲。三犧。以奉五味。爲九文。六采。五章。以奉五色。爲九歌八風七音六律。以奉五聲。爲君臣上下。以則地義。爲夫婦外內。以經二物。爲父子兄弟姑姊甥舅昏媾姻亞。以象天明。爲政事庸力行務。以從四時。爲刑罰威獄。使民畏忌。以類其震曜殺戮。爲溫慈惠和。以效天之生殖長育。民有好惡喜怒哀樂。生于六氣。是故審則宜類。以制六志。哀有哭泣。樂有歌舞。喜有施舍。怒有戰鬬。喜生於好。怒生於惡。是故審行信令。禍福賞罰。以制死生。生好物也。死惡物也。好物樂也。惡物哀也。哀樂不失。乃能協于天地之性。是以長久。簡子曰。甚哉。禮之大也。對曰。禮上下之紀。天地之經緯也。民之所以生也。是以先王尙之。故人之能自曲直以赴禮者。謂之成人。大不亦宜乎。簡子曰。鞅也請終身守此言也。宋樂大心曰。我不輸粟。我於周爲客。若之何使客。晉士伯曰。自踐土以來。宋何役之不會。而何盟之不同。曰同恤王室。子焉得辟之。子奉君命。以會大事。而宋背盟。無乃不可乎。右師不敢對。受牒而退。士伯告簡子曰。

晉也。三月庚戌、晉侯使士景伯涖問周故。士伯立于乾祭、而問於介衆。晉人乃辭王子朝、不納其使。夏、五月乙未朔、日有食之。梓愼曰、將水。昭子曰、旱也。日過分而陽猶不克。克必甚。能無旱乎。陽不克莫、將積聚也。六月壬申、王子朝之師攻瑕及杏、皆潰。鄭伯如晉。子大叔相見范獻子。獻子曰、若王室何。對曰、老夫其國家是不能恤之。敢及王室。抑人亦有言。曰、嫠不恤其緯、而憂宗周之隕、爲將及焉。今王室實蠢蠢焉。吾小國懼矣。然大國之憂也。吾儕何知焉。吾子其早圖之。詩曰、缾之罄矣、惟罍之恥。王室之不寧、晉之恥也。獻子懼、而與宣子圖之。乃徵會於諸侯、期以明年。秋、八月、大雩。旱也。冬、十月癸酉、王子朝用成周之寶珪、沈于河。甲戌、津人得諸河上。陰不佞以溫人南侵、拘得玉者、取其玉、將賣之、則爲石。王定而獻之、與之東訾。楚子爲舟師、以略吳疆。沈尹戌曰、此行也、楚必亡邑。不撫民而勞之、吳不動而速之、吳踵楚、而疆埸無備。邑能無亡乎。越大夫胥犴勞王於豫章之汭。越公子倉歸王乘舟。倉及壽夢帥師從王。王及圉陽而還。吳人踵楚、而邊人不備、遂滅巢及鍾離而還。沈尹戌曰、亡郢之始、於此在矣。王一動而亡二姓之帥。幾如是而不及郢。詩曰、誰生厲階、至今爲梗。其王之謂乎。

經　二十有五年、春、叔孫婼如宋。夏、叔詣會晉趙鞅・宋樂大心・衞北宮喜・鄭游吉・曹人・邾人・滕人・薛人・小邾人于黃父。有鸜鵒來巢。秋、七月、上辛大雩。季辛又雩。九月己亥、公孫于齊。次于陽州。齊侯唁公于野井。冬、十月戊辰、叔孫婼卒。十有一月己亥、宋公佐卒于曲棘。十有二月、齊侯取鄆。

傳　二十五年、春、叔孫婼聘于宋。桐門右師見之。語、卑宋大夫、而賤司城氏。昭子告其人曰、右師其亡乎。君子貴其身、而後能及人。是以有禮。今夫子卑其大夫、而賤其宗。是賤其身也。能有禮乎。無禮必亡。宋公享昭子。賦新宮。昭子賦車轄。明日宴。飮酒樂。宋公使昭子右坐。語

國奔。楚師大奔。書曰。胡子髡沈子逞滅。獲陳夏齧。君臣之辭也。不言戰。楚未陳也。八月丁酉。南宮極震。萇弘謂劉文公曰。君其勉之。先君之力可濟也。周之亡也。其三川震。今西王之大臣亦震。天棄之矣。東王必大克。楚大子建之母在郹。召吳人而啓之。冬。十月甲申。吳大子諸樊入。取楚夫人與其寶器以歸。楚司馬薳越追之。不及。將死。衆曰。請遂伐吳以徼之。薳越曰。再敗君師。死且有罪。亡君夫人。不可以莫之死也。乃縊於薳澨。公爲叔孫婼故如晉。及河。有疾而復。楚囊瓦爲令尹。城郢。沈尹戌曰。子常必亡郢。苟不能衛。城無益也。古者天子守在四夷。天子卑。守在諸侯。諸侯守在四鄰。諸侯卑。守在四竟。愼其四竟。結其四援。民狎其野。三務成功。民無內憂。而又無外懼。國焉用城。今吳是懼。而城於郢。守已小矣。卑之不獲。能無亡乎。昔梁伯溝其公宮而民潰。民棄其上。不亡何待。夫正其疆場。脩其土田。險其走集。親其民人。明其伍候。信其鄰國。愼其官守。守其交禮。不僭不貪。不懦不耆。完其守備。以待不虞。又何畏矣。詩曰。無念爾祖。聿脩厥德。無亦監乎若敖蚡冒至于武文。土不過同。愼其四竟。猶不城郢。今土數圻。而郢是城。不亦難乎。

經　二十有四年。春。王二月丙戌。仲孫貜卒。婼至自晉。夏。五月乙未朔。日有食之。秋。八月。大雩。丁酉。杞伯郁釐卒。冬。吳滅巢。葬杞平公。

傳　二十四年。春。王正月辛丑。召簡公。南宮嚚。以甘桓公見于王子朝。劉子謂萇弘曰。甘氏又往矣。對曰。何害。同德度義。大誓曰。紂有億兆夷人。亦有離德。余有亂臣十人。同心同德。此周所以興也。君其務德。無患無人。戊午。王子朝入于鄔。晉士彌牟逆叔孫于箕。叔孫使梁其踁待于門內。曰。余左顧而欬。乃殺之。右顧而笑。乃止。叔孫見士伯。士伯曰。寡君以爲盟主之故。是以久子。不腆敝邑之禮。將致諸從者。使彌牟逆吾子。叔孫受禮而歸。二月。婼至自晉。尊

命也。若皆相執。焉用盟主。乃弗與。使各居一館。士伯聽其辭。而愬諸宣子。乃皆執之。士伯御叔孫。從者四人。過邾館以如吏。先歸邾子。士伯曰。以芻蕘之難。從者之病。將館子於都。叔孫旦而立。期焉。乃館諸箕。舍子服昭伯於他邑。范獻子求貨於叔孫。使請冠焉。取其冠法。而與之兩冠。曰。盡矣。爲叔孫故。申豐以貨如晉。叔孫曰。見我。吾告女所行貨。見而不出。吏人之與叔孫居於箕者。請其吠狗。弗與。及將歸。殺而與之食之。叔孫所館者。雖一日必葺其牆屋。去之如始至。夏。四月乙酉。單子取訾。劉子取牆人直人。六月壬午。王子朝入于尹。癸未。尹圉誘劉佗殺之。丙戌。單子從阪道。劉子從尹道伐尹。單子先至而敗。劉子還。己丑。召伯奐南宮極以成周人戍尹。庚寅。單子劉子樊齊以王如劉。甲午。王子朝入于王城。次于左巷。秋。七月戊申。鄩羅納諸莊宮。尹辛敗劉師于唐。丙辰。又敗諸鄩。甲子。尹辛取西闈。丙寅。攻蒯。蒯潰。莒子庚輿虐而好劍。苟鑄劍。必試諸人。國人患之。又將叛齊。烏存帥國人以逐之。庚輿將出。聞烏存執殳而立於道左。懼將止死。苑羊牧之曰。君過之。烏存以力聞可矣。何必以弑君成名。遂來奔。齊人納郊公。吳人伐州來。楚薳越帥師。及諸侯之師奔命救州來。吳人禦諸鍾離。子瑕卒。楚師熸。吳公子光曰。諸侯之從於楚者衆。而皆小國也。畏楚而不獲已。是以來。吾聞之。曰。作事威克其愛。雖小必濟。胡沈之君幼而狂。陳大夫齧壯而頑。頓與許蔡疾楚政。楚令尹死。其師熸。帥賤多寵。政令不壹。七國同役而不同心。帥賤而不能整。無大威命。楚可敗也。若分師先以犯胡沈與陳。必先奔。三國敗。諸侯之師乃搖心矣。諸侯乖亂。楚必大奔。請先者去備薄威。後者敦陳整旅。吳子從之。戊辰晦。戰于雞父。吳子以罪人三千。先犯胡沈與陳。三國爭之。吳爲三軍以繫於後。中軍從王。光帥右。掩餘帥左。吳之罪人或奔或止。三國亂。吳師擊之。三國敗。獲胡沈之君及陳大夫。舍胡沈之囚。使奔許與蔡頓。曰。吾君死矣。師譟而從之。三

春秋左氏傳卷第二十五

昭公六

經　二十有三年。春。王正月。叔孫婼如晉。癸丑。叔鞅卒。晉人執我行人叔孫婼。晉人圍郊。夏六月。蔡侯東國卒于楚。秋七月。莒子庚輿來奔。戊辰。吳敗頓胡沈蔡陳許之師于雞父。胡子髡沈子逞滅。獲陳夏齧。天王居于狄泉。尹氏立王子朝。八月乙未。地震。冬。公如晉。至河有疾。乃復。

傳　二十三年。春。王正月壬寅朔。二師圍郊。癸卯。郊鄩潰。丁未。晉師在平陰。王師在澤邑。王使告間。庚戌還。邾人城翼。還將自離姑。公孫鉏曰。魯將御我。欲自武城還。循山而南。徐鉏・丘弱・茅地曰。道下。遇雨將不出。是不歸也。遂自離姑。武城人塞其前。斷其後之木而弗殊。邾師過之。乃推而蹷之。遂取邾師。獲鉏弱地。邾人愬于晉。晉人來討。叔孫婼如晉。晉人執之。書曰。晉人執我行人叔孫婼。言使人也。晉人使與邾大夫坐。叔孫曰。列國之卿。當小國之君。固周制也。邾又夷也。寡君之命介子服回在。請使當之。不敢廢周制故也。乃不果坐。韓宣子使邾人聚其衆。將以叔孫與之。叔孫聞之。去衆與兵而朝。士彌牟謂韓宣子曰。子弗良圖。而以叔孫與其讎。叔孫必死之。魯亡叔孫。必亡邾。邾君亡國。將焉歸。子雖悔之。何及。所謂盟主。討違

而克者多矣。從之。樊頃子曰、非言也。必不克。遂奉王以追單子。及領大盟而復。殺摯荒以說・
劉子如劉・單子亡。乙丑、奔于平畤。羣王子追之。單子殺還・姑・發・弱・鬷・延・定・稠。子朝奔京。丙寅・
伐之。京人奔山。劉子入于王城。辛未。鞏簡公敗績于京。乙亥。甘平公亦敗焉。叔鞅至自京師・
言王室之亂也。閔馬父曰。子朝必不克。其所與者天所廢也。單子欲告急於晉。秋七月戊寅・
以王如平畤。遂如圃車。次于皇。劉子如劉。單子使王子處守于王城。盟百工于平宮。辛卯・鄩
肸伐皇。大敗。獲鄩肸。壬辰。焚諸王城之市。八月辛酉。司徒醜以王師敗績于前城。百工叛。己
巳、伐單氏之宮。敗焉。庚午。反伐之。辛未。伐東圉。冬。十月丁巳。晉籍談・荀躒帥九州之戎。及焦
瑕溫原之師。以納王于王城。庚申。單子・劉盆以王師敗績于郊。前城人敗陸渾于社。十一月
乙酉。王子猛卒。不成喪也。己丑。敬王即位。館于子旅氏。十二月庚戌。晉籍談・荀躒・賈辛・司馬
督・帥師軍于陰。于侯氏。于谿泉。次于社。王師軍于氾。于解。次于任人。閏月。晉箕遺・樂徵・右行
詭・濟師取前城。軍其東南。王師軍于京楚。辛丑。伐京。毀其西南。

春秋左氏傳 卷第二十四

入于王城。冬。十月。王子猛卒。十有二月癸酉朔。日有食之。

傳　二十二年。春。王二月甲子。齊北郭啓帥師伐莒。莒子將戰。苑羊牧之諫曰。齊帥賤。其求不多。不如下之。大國不可怒也。弗聽。敗齊師于壽餘。齊侯伐莒。莒子行成。司馬竈如莒涖盟。莒子如齊涖盟。盟于稷門之外。莒於是乎大惡其君。楚薳越使告于宋曰。寡君聞君有不令之臣爲君憂。無寧以爲宗羞。寡君請受而戮之。對曰。孤不佞。不能媚於父兄。以爲君憂。拜命之辱。抑君臣日戰。君曰余必臣是助。亦唯命。人有言。曰。唯亂門之無過。君若惠保敝邑。無亢不衷。以獎亂人。孤之望也。唯君圖之。楚人患之。諸侯之戍謀曰。若華氏知困而致死。楚恥無功而疾戰。非吾利也。不如出之以爲楚功。其亦無能爲也已。救宋而除其害。又何求。乃固請出之。宋人從之。己巳。宋華亥・向寧・華定・華貙・華登・皇奄傷省・臧士平出奔楚。宋公使公孫忌爲大司馬。邊卬爲大司徒。樂祁爲司城。仲幾爲左師。樂大心爲右師。樂輓爲大司寇。以靖國人。王子朝・賓起有寵於景王。王與賓孟說之。欲立之。劉獻公之庶子伯蚠事單穆公。惡賓孟之爲人也。願殺之。又惡王子朝之言。以爲亂。願去之。賓孟適郊。見雄雞自斷其尾。問之侍者。曰。自憚其犧也。遽歸告王。且曰。雞其憚爲人用乎。人異於是。犧者實用人。人犧實難。己犧何害。王弗應。夏。四月。王田北山。使公卿皆從。將殺單子劉子。王有心疾。乙丑。崩于榮錡氏。戊辰。劉子摯卒。無子。單子立劉蚠。五月庚辰。見王。遂攻賓起殺之。盟羣王子于單氏。晉之取鼓也。既獻而反鼓子焉。又叛於鮮虞。六月。荀吳略東陽。使師僞糴者。負甲以息於昔陽之門外。遂襲鼓滅之。以鼓子鳶鞮歸。使涉佗守之。丁巳。葬景王。王子朝因舊官百工之喪職秩者。與靈景之族以作亂。帥郊要餞之甲。以逐劉子。壬戌。劉子奔揚。單子逆悼王于莊宮以歸。王子還夜取王以如莊宮。癸亥。單子出。王子還與召莊公謀曰。不殺單旗不捷。與之重盟必來。背盟

欲出。廚人濮曰。吾小人可藉死。而不能送亡。君請待之。乃徇曰。揚徽者公徒也。衆從之。公自揚門見之。下而巡之曰。國亡君死。二三子之恥也。豈專孤之罪也。齊烏枝鳴曰。用少莫如齊致死。齊致死莫如去備。彼多兵矣。請皆用劍。從之。華氏北。復卽之。廚人濮以裳裹首。而荷以走。曰、得華登矣。遂敗華氏于新里。翟僂新居于新里。既戰。說甲于公而歸。華妵居于公里。亦如之。十一月癸未。公子城以晉師至。曹翰胡。會晉荀吳。齊苑何忌。衛公子朝。救宋。丙戌。與華氏戰于赭丘。鄭翩願爲鸛。其御願爲鵞。子祿御公子城。莊堇爲右。干犨御呂封人華豹。張匄爲右。相遇城還。華豹曰。城也。城怒而反之。將注。豹則關矣。曰。平公之靈。尚輔相余。豹射。出其間、將注。則又關矣。曰。不狎鄙。抽矢。城射之殪。張匄抽殳而下。射之折股。扶伏而擊之。折軫。又射之。死。干犨請一矢。城曰。余言女於君。對曰。不死伍乘。軍之大刑也。干刑而從子。君焉用之。子速諸。乃射之殪。大敗華氏。圍諸南里。華亥搏膺而呼。見華貙曰。吾爲欒氏矣。貙曰。子無我迋。不幸而後亡。使華登如楚乞師。華貙以車十五乘徒七十人。犯師而出。食於睢上。哭而送之。乃復入。楚薳越帥師將逆華氏。大宰子犯諫曰。諸侯唯宋事其君。今又爭國。釋君而臣是助。無乃不可乎。王曰。而告我也後。既許之矣。蔡侯朱出奔楚。費無極取貨於東國。而謂蔡人曰。朱不用命於楚。君王將立東國。若不先從王欲。楚必圍蔡。蔡人懼。出朱而立東國。朱愬于楚。楚子將討蔡。無極曰。平侯與楚有盟。故封。其子有二心。故廢之。靈王殺隱大子。其子與君同惡。德君必甚。又使立之。不亦可乎。且廢置在君。蔡無他矣。公如晉。及河。鼓叛晉。晉將伐鮮虞。故辭公。

經　二十有二年。春。齊侯伐莒。宋華亥・向寧・華定。自宋南里出奔楚。大蒐于昌間。夏。四月乙丑。天王崩。六月。叔鞅如京師。葬景王。王室亂。劉子・單子。以王猛居于皇。秋。劉子單子以王猛

物和則嘉成。故和聲入於耳。而藏於心。心億則樂。窕則不咸。摦則不容。心是以感。感實生疾。今鐘摦矣。王心弗堪。其能久乎。三月。葬蔡平公。蔡大子朱失位。位在卑。大夫送葬者。歸見昭子。昭子問蔡故。以告。昭子歎曰。蔡其亡乎。若不亡。是君也必不終。詩曰。不解于位。民之攸塈。今蔡侯始即位。而適卑。身將從之。夏。晉士鞅來聘。叔孫爲政。季孫欲惡諸晉。使有司以齊鮑國歸費之禮。爲士鞅。士鞅怒曰。鮑國之位下。其國小。而使鞅從其牢禮。是卑敝邑也。將復諸寡君。魯人恐。加四牢焉。爲十一牢。宋華費遂生華貙。華多僚。華登。貙爲少司馬。多僚爲御士。與貙相惡。乃譖諸公曰。貙將納亡人。亟言之。公曰。司馬以吾故。亡其良子。死亡有命。吾不可以再亡之。對曰。君若愛司馬。則如亡。死如可逃。何遠之有。公懼。使侍人召司馬之侍人宜僚。飲之酒。而使告司馬。司馬歎曰。必多僚也。吾有讒子。而弗能殺。吾又不死。抑君有命。可若何。乃與公謀。逐華貙。將使田孟諸而遣之。公飲之酒。厚酬之。賜及從者。司馬亦如之。張匄尤之曰。必有故。使子皮承宜僚以劍而訊之。宜僚盡以告。張匄欲殺多僚。子皮曰。司馬老矣。登之謂甚。吾又重之。不如亡也。五月丙申。子皮將見司馬而行。則遇多僚御司馬而朝。張匄不勝其怒。遂與子皮。臼任。鄭翩殺多僚。劫司馬以叛。而召亡人。壬寅。華向入。樂大心。豐愆。華牼。禦諸橫。華氏居盧門。以南里叛。六月庚午。宋城舊鄘及桑林之門而守之。秋。七月壬午朔。日有食之。公問於梓愼曰。是何物也。禍福何爲。對曰。二至二分。日有食之不爲災。日月之行也。分同道也。至相過也。其他月則爲災。陽不克也。故常爲水。於是叔輒哭日食。昭子曰。子叔將死。非所哭也。八月。叔輒卒。冬。十月。華登以吳師救華氏。齊烏枝鳴戍宋。廚人濮曰。軍志有之。先人有奪人之心。後人有待其衰。盍及其勞且未定也伐諸。若入而固。則華氏衆矣。悔無及也。從之。丙寅。齊師宋師敗吳師于鴻口。獲其二帥公子苦雂。偃州員。華登帥其餘以敗宋師。公

其否。以成其可。君所謂否而有可焉。臣獻其可。以去其否。是以政平而不干。民無爭心。故詩曰。亦有和羹。既戒且平。鬷嘏無言。時靡有爭。先王之濟五味。和五聲也。以平其心。成其政也。聲亦如味。一氣。二體。三類。四物。五聲。六律。七音。八風。九歌。以相成也。清濁小大短長疾徐哀樂剛柔遲速高下出入周疏以相濟也。君子聽之以平其心。心平德和。故詩曰。德音不瑕。今據不然。君所謂可。據亦曰可。君所謂否。據亦曰否。若以水濟水。誰能食之。若琴瑟之專壹。誰能聽之。同之不可也如是。公飲酒樂。公曰。古而無死。其樂若何。晏子對曰。古而無死。則古之樂也。君何得焉。昔爽鳩氏始居此地。季萴因之。有逢伯陵因之。蒲姑氏因之。而後大公因之。古若無死。爽鳩氏之樂。非君所願也。鄭子產有疾。謂子大叔曰。我死子必爲政。唯有德者。能以寬服民。其次莫如猛。夫火烈。民望而畏之。故鮮死焉。水懦弱。民狎而翫之。則多死焉。故寬難。疾數月而卒。大叔爲政。不忍猛而寬。鄭國多盜。取人於萑苻之澤。大叔悔之。曰。吾早從夫子。不及此。興徒兵以攻萑苻之盜。盡殺之。盜少止。仲尼曰。善哉。政寬則民慢。慢則糾之以猛。猛則民殘。殘則施之以寬。寬以濟猛。猛以濟寬。政是以和。詩曰。民亦勞止。汔可小康。惠此中國。以綏四方。施之以寬也。毋從詭隨。以謹無良。式遏寇虐。慘不畏明。糾之以猛也。柔遠能邇。以定我王。平之以和也。又曰。不競不絿。不剛不柔。布政優優。百祿是遒。和之至也。及子產卒。仲尼聞之出涕曰。古之遺愛也。

經　二十有一年。春。王三月。葬蔡平公。夏。晉侯使士鞅來聘。宋華亥・向寧・華定自陳入于宋南里以叛。秋。七月壬午朔。日有食之。八月乙亥。叔輒卒。冬。蔡侯朱出奔楚。公如晉。至河乃復。

傳　二十一年。春。天王將鑄無射。泠州鳩曰。王其以心疾死乎。夫樂天子之職也。夫音樂之輿也。而鐘音之器也。天子省風以作樂。器以鍾之。輿以行之。小者不窕。大者不槬。則和於物。

敬。君盍誅於祝固史嚚以辭賓。公說。告晏子。晏子曰。日宋之盟。屈建問范會之德於趙武。趙武曰。夫子之家事治。言於晉國。竭情無私。其祝史祭祀。陳信不愧。其家事無猜。其祝史不祈。建以語康王。康王曰。神人無怨。宜夫子之光輔五君。以爲諸侯主也。公曰。據與款謂寡人能事鬼神。故欲誅於祝史。子稱是語何故。對曰。若有德之君。外內不廢。上下無怨。動無違事。其祝史薦信。無愧心矣。是以鬼神用饗。國受其福。祝史與焉。其所以蕃祉老壽者。爲信君使也。其言忠信於鬼神。其適遇淫君。外內頗邪。上下怨疾。動作辟違。從欲厭私。高臺深池。撞鐘舞女。斬刈民力。輸掠其聚。以成其違。不恤後人。暴虐淫從。肆行非度。無所還忌。不思謗讟。不憚鬼神。神怒民痛。無悛於心。其祝史薦信。是言罪也。其蓋失數美。是矯誣也。進退無辭。則虛以求媚。是以鬼神不饗。其國以禍之。祝史與焉。所以夭昏孤疾者。爲暴君使也。其言僭嫚於鬼神。公曰。然則若之何。對曰。不可爲也。山林之木。衡鹿守之。澤之萑蒲。舟鮫守之。藪之薪蒸。虞候守之。海之鹽蜃。祈望守之。縣鄙之人。入從其政。偪介之關。暴征其私。承嗣大夫。強易其賄。布常無藝。徵斂無度。宮室日更。淫樂不違。內寵之妾。肆奪於市。外寵之臣。僭令於鄙。私欲養求。不給則應。民人苦病。夫婦皆詛。祝有益也。詛亦有損。聊攝以東。姑尤以西。其爲人也多矣。雖其善祝。豈能勝億兆人之詛。君若欲誅於祝史。脩德而後可。公說。使有司寬政。毀關去禁。薄斂已責。十二月。齊侯田于沛。招虞人以弓。不進。公使執之。辭曰。昔我先君之田也。旃以招大夫。弓以招士。皮冠以招虞人。臣不見皮冠。故不敢進。乃舍之。仲尼曰。守道不如守官。君子韙之。齊侯至自田。晏子侍于遄臺。子猶馳而造焉。公曰。唯據與我和夫。晏子對曰。據亦同也。焉得爲和。公曰。和與同異乎。對曰。異。和如羹焉。水火醯醢鹽梅以烹魚肉。燀之以薪。宰夫和之。齊之以味。濟其不及。以洩其過。君子食之。以平其心。君臣亦然。君所謂可而有否焉。臣獻

事。臣不敢貳。主人曰。君若惠顧先君之好。照臨敝邑。鎭撫其社稷。則有宗祧在。乃止。衞侯固請見之。不獲命。以其良馬見。爲未致使故也。衞侯以爲乘馬。賓將掫。主人辭曰。亡人之憂。不可以及吾子。草莽之中。不足以辱從者。敢辭。賓曰。寡君之下臣。君之牧圉也。若不獲扞外役。是不有寡君也。臣懼不免於戾。請以除死。親執鐸。終夕與於燎。齊氏之宰渠子召北宮子。北宮氏之宰不與聞謀。殺渠子。遂伐齊氏滅之。丁巳晦。公入。與北宮喜盟于彭水之上。秋七月戊午朔。遂盟國人。八月辛亥。公子朝・褚師圃・子玉霄・子高魴出奔晉。閏月戊辰。殺宣姜。衞侯賜北宮喜謚曰貞子。賜析朱鉏謚曰成子。而以齊氏之墓予之。衞侯告寧于齊。且言子石。齊侯將飮酒。徧賜大夫曰。二三子之敎也。苑何忌辭曰。與於青之賞。必及於其罰。在康誥曰。父子兄弟。罪不相及。況在羣臣。臣敢貪君賜以干先王。琴張聞宗魯死。將往弔之。仲尼曰。齊豹之盜。而孟縶之賊。女何弔焉。君子不食姦。不受亂。不爲利疚於回。不以回待人。不蓋不義。不犯非禮。宋華向之亂。公子城・公孫忌・樂舍・司馬彊・向宜・向鄭・楚建・郳甲出奔鄭。其徒與華氏戰于鬼閻。敗子城。子城適晉。華亥與其妻。必盥而食所質公子者而後食。公與夫人每日必適華氏。食公子而後歸。華亥患之。欲歸公子。向寧曰。唯不信。故質其子。若又歸之。死無日矣。公請於華費遂。將攻華氏。對曰。臣不敢愛死。無乃求去憂而滋長乎。臣是以懼。敢不聽命。公曰。子死亡有命。余不忍其訽。冬十月。公殺華向之質而攻之。戊辰。華向奔陳。華登奔吳。向寧欲殺大子。華亥曰。干君而出。又殺其子。其誰納我。且歸之有庸。使少司寇牼以歸。曰子之齒長矣。不能事人。以三公子爲質。必免。公子旣入。華牼將自門行。公遽見之。執其手曰。余知而無罪也。入復而所。齊侯疥。遂痁。期而不瘳。諸侯之賓問疾者多在。梁丘據與裔款言於公曰。吾事鬼神豐。於先君有加矣。今君疾病。爲諸侯憂。是祝史之罪也。諸侯不知。其謂我不

仁也。擇任而往知也。知死不辟勇也。父不可棄。名不可廢。爾其勉之。相從爲愈。伍尚遂歸。奢聞員不來曰。楚君大夫其旰食乎。楚人皆殺之。員如吳。言伐楚之利於州于。公子光曰。是宗爲戮。而欲反其讎。不可從也。員曰。彼將有他志。余姑爲之求士。而鄙以待之。乃見鱄設諸焉。而耕於鄙。宋元公無信多私。而惡華向。華定華亥與向寧謀曰。亡愈於死。先諸。華亥僞有疾。以誘羣公子。公子問之。則執之。夏。六月丙申。殺公子寅・公子御戎・公子朱・公子固・公孫援・公孫丁。拘向勝・向行於其廩。公如華氏請焉。弗許。遂劫之。癸卯。取大子欒與母弟辰公子地以爲質。公亦取華亥之子無慼・向寧之子羅・華定之子啓。與華氏盟以爲質。衛公孟縶狎齊豹。奪之司寇與鄄。有役則反之。無則取之。公孟惡北宮喜褚師圃。欲去之。公子朝通于襄夫人宣姜。懼而欲以作亂。故齊豹・北宮喜・褚師圃・公子朝作亂。初齊豹見宗魯於公孟。爲驂乘焉。將作亂。而謂之曰。公孟之不善。子所知也。勿與乘。吾將殺之。對曰。吾由子事公孟。子假吾名焉。故不吾遠也。雖其不善。吾亦知之。抑以利故不能去。是吾過也。今聞難而逃。是僭子也。子行事乎。吾將死之。以周事子。而歸死於公孟。其可也。丙辰。衛侯在平壽。公孟有事於蓋獲之門外。齊子氏帷於門外。而伏甲焉。使祝鼃寘戈於車薪以當門。使一乘從公孟以出。使華齊御公孟。宗魯驂乘。及閎中。齊氏用戈擊公孟。宗魯以背蔽之。斷肱以中公孟之肩。皆殺之。公聞亂。乘驅自閱門入。慶比御公。公南楚驂乘。使華寅乘貳車。及公宮。鴻駵魋駟乘于公。公載寶以出。褚師子申遇公于馬路之衢。遂從公。過齊氏。使華寅肉袒執蓋以當其闕。齊氏射公。中南楚之肩。公遂出。寅閉郭門。踰而從公。公如死鳥。析朱鉏宵從竇出。徒行從公。齊侯使公孫青聘于衛。既出。聞衛亂。使請所聘。公曰。猶在竟內。則衛君也。乃將事焉。遂從諸死鳥。請將事。辭曰。亡人不佞。失守社稷。越在草莽。吾子無所辱君命。賓曰。寡君命下臣於朝曰。阿下執

者。晉大夫而專制其位。是晉之縣鄙也。何國之爲。辭客幣而報其使。晉人舍之。楚人城州來。沈尹戌曰。楚人必敗。昔吳滅州來。子旗請伐之。王曰。吾未撫吾民。今亦如之。而城州來以挑吳。能無敗乎。侍者曰。王施舍不倦。息民五年。可謂撫之矣。戌曰。吾聞撫民者。節用於內。而樹德於外。民樂其性。而無寇讎。今宮室無量。民人日駭。勞罷死轉。忘寢與食。非撫之也。鄭大水。龍鬭于時門之外洧淵。國人請爲禜焉。子產弗許曰。我鬭。龍不我覿也。龍鬭。我獨何覿焉。禳之則彼其室也。吾無求於龍。龍亦無求於我。乃止也。令尹子瑕言蹶由於楚子曰。彼何罪。諺所謂室於怒。市於色者。楚之謂矣。舍前之忿可也。乃歸蹶由。

經　二十年。春。王正月。夏。曹公孫會自鄸出奔宋。秋。盜殺衞侯之兄縶。冬。十月。宋華亥。向寧。華定。出奔陳。十有一月辛卯。蔡侯廬卒。

傳　二十年。春。王二月。己丑。日南至。梓愼望氛曰。今茲宋有亂。國幾亡。三年而後弭。蔡有大喪。叔孫昭子曰。然則戴桓也。汏侈無禮已甚。亂所在也。費無極言於楚子曰。建與伍奢將以方城之外叛。自以爲猶宋鄭也。齊晉又交輔之。將以害楚。其事集矣。王信之。問伍奢。伍奢對曰。君一過多矣。何信於讒。王執伍奢。使城父司馬奮揚殺大子。未至而使遣之。三月。大子建奔宋。王召奮揚。奮揚使城父人執己以至。王曰。言出於余口。入於爾耳。誰告建也。對曰。臣告之。君王命臣曰。事建如事余。臣不佞。不能苟貳。奉初以還。不忍後命。故遣之。既而悔之。亦無及也已。王曰。而敢來。何也。對曰。使而失命。召而不來。是再奸也。逃無所入。王曰。歸從政如他日。無極曰。奢之子材。若在吳。必憂楚國。盍以免其父召之。彼仁。必來。不然將爲患。王使召之曰。來吾免而父。不來吾殺而父。棠君尚謂其弟員曰。爾適吳。我將歸死。吾知不逮。我能死。爾能報。聞免父之命。不可以莫之奔也。親戚爲戮。不可以莫之報也。奔死免父孝也。度功而行

經　十有九年。春。宋公伐邾。夏。五月戊辰。許世子止弑其君買。己卯。地震。秋。齊高發帥師伐莒。冬。葬許悼公。

傳　十九年。春。楚工尹赤遷陰于下陰。令尹子瑕城郟。叔孫昭子曰。楚不在諸侯矣。其僅自完也。以持其世而已。楚子之在蔡也。郹陽封人之女奔之。生大子建。及即位。使伍奢爲之師。費無極爲少師。無寵焉。欲譖諸王。曰。建可室矣。王爲之聘於秦。無極與逆。勸王取之。正月。楚夫人嬴氏至自秦。鄅夫人宋向戌之女也。故向寧請師。二月。宋公伐邾圍蟲。三月取之。乃盡歸鄅俘。夏。許悼公瘧。五月戊辰。飮大子止之藥。卒。大子奔晉。書曰。弑其君。君子曰。盡心力以事君。舍藥物可也。邾人・郳人・徐人會宋公。乙亥。同盟于蟲。楚子爲舟師以伐濮。費無極言於楚子曰。晉之伯也。邇於諸夏。而楚辟陋。故弗能與爭。若大城城父。而寘大子焉。以通北方。王收南方。是得天下也。王說。從之。故大子建居于城父。令尹子瑕聘于秦。拜夫人也。秋。齊高發帥師伐莒。莒子奔紀障。使孫書伐之。初莒有婦人。莒子殺其夫。已爲嫠婦。及老託於紀障。紡焉以度而去之。及師至。則投諸外。或獻諸子占。子占使師夜縋而登。登者六十人。縋絕。師鼓譟。城上之人亦譟。莒共公懼。啓西門而出。七月丙子。齊師入紀。是歲也。鄭駟偃卒。子游娶於晉大夫。生絲。弱。其父兄立子瑕。子產憎其爲人也。且以爲不順。弗許。亦弗止。駟氏聳。他日絲以告其舅。冬。晉人使以幣如鄭。問駟乞之立故。駟氏懼。駟乞欲逃。子產弗遣。請龜以卜。亦弗予。大夫謀對。子產不待而對客曰。鄭國不天。寡君之二三臣。札瘥夭昏。今又喪我先大夫偃。其子幼弱。其一二父兄。懼隊宗主。私族於謀。而立長親。寡君與其二三老曰。抑天實剝亂是。是吾何知焉。諺曰。無過亂門。民有亂兵。猶憚過之。而況敢知天之所亂。今大夫將問其故。抑寡君實不敢知。其誰實知之。平丘之會。君尋舊盟曰。無或失職。若寡君之二三臣。其即世

及司馬司寇列居火道。行火所焮。城下之人。伍列登城。明日使野司寇各保其徵。郊人助祝
史。除於國北。禳火于玄冥回祿。祈于四鄘。書焚室。而寬其征。與之材。三日哭。國不市。使行人
告於諸侯。宋衛皆如是。陳不救火。許不弔災。君子以是知陳許之先亡也。六月。鄅人藉稻。邾
人襲鄅。鄅人將閉門。邾人羊羅攝其首焉。遂入之。盡俘以歸。鄅子曰。余無歸矣。從帑於邾。邾
莊公反鄅夫人。而舍其女。秋。葬曹平公。往者見周原伯魯焉。與之語。不說學。歸以語閔子馬。
閔子馬曰。周其亂乎。夫必多有是說。而後及其大人。大人患失而惑。又曰。可以無學。無學不
害。不害而不學。則苟而可。於是乎下陵上替。能無亂乎。夫學殖也。不學將落。原氏其亡乎。七
月。鄭子產爲火故大爲社。祓禳於四方。振除火災。禮也。乃簡兵大蒐。將爲蒐除。子大叔之廟
在道南。其寢在道北。其庭小。過期三日。使除徒陳於道南廟北。曰。子產過女。而命速除。乃毀
於而鄉。子產朝。過而怒之。除者南毀。子產及衝。使從者止之曰。毀於北方。火之作也。子產授
兵登陴。子大叔曰。晉無乃討乎。子產曰。吾聞之。小國忘守則危。況有災乎。國之不可小。有備
故也。既晉之邊吏讓鄭曰。鄭國有災。晉大夫不敢寧居。卜筮走望。不愛牲玉。鄭之有災。寡君
之憂也。今執事撊然授兵登陴。將以誰罪。邊人恐懼。不敢不告。子產對曰。若吾子之言。敝邑
之災。君之憂也。敝邑失政。天降之災。又懼讒慝之間謀之。以啓貪人。荐爲敝邑不利。以重君
之憂。幸而不亡。猶可說也。不幸而亡。君雖憂之。亦無及也。鄭有他竟。望走在晉。既事晉矣。其
敢有二心。楚左尹王子勝言於楚子曰。許於鄭仇敵也。而居楚地。以不禮於鄭。晉鄭方睦。鄭
若伐許。而晉助之。楚喪地矣。君盍遷許。許不專於楚。鄭方有令政。許曰。余舊國也。鄭曰。余俘
邑也。葉在楚國。方城外之蔽也。土不可易。國不可小。許不可俘。讎不可啓。君其圖之。楚子說。
冬。楚子使王子勝遷許於析。實白羽。

春秋左氏傳 卷第二十四

昭公五

經　十有八年。春。王三月。曹伯須卒。夏。五月壬午。宋衛陳鄭災。六月。邾人入鄅。秋。葬曹平公。冬。許遷于白羽。

傳　十八年。春。王二月乙卯。周毛得殺毛伯過。而代之。萇弘曰。毛得必亡。是昆吾稔之日也。侈故之以。而毛得以濟侈於王都。不亡何待。三月。曹平公卒。夏。五月。火始昏見。丙子風。梓慎曰。是謂融風。火之始也。七日其火作乎。戊寅。風甚。壬午。大甚。宋衛陳鄭皆火。梓慎登大庭氏之庫以望之。曰。宋衛陳鄭也。數日皆來告火。裨竈曰。不用吾言。鄭又將火。鄭人請用之。子產不可。子大叔曰。寶以保民也。若有火。國幾亡。可以救亡。子何愛焉。子產曰。天道遠。人道邇。非所及也。何以知之。竈焉知天道。是亦多言矣。豈不或信。遂不與。亦不復火。鄭之未災也。里析告子產曰。將有大祥。民震動。國幾亡。吾身泯焉。弗良及也。國遷其可乎。子產曰。雖可吾不足以定遷矣。及火。里析死矣。未葬。子產使輿三十人遷其柩。火作。子產辭晉公子公孫于東門。使司寇出新客。禁舊客勿出於宮。使子寬子上巡羣屏攝。至于大宮。使公孫登徙大龜。使祝史徙主祏於周廟。告于先君。使府人庫人各儆其事。商成公儆司宮。出舊宮人。寘諸火所不

遠。乃紀於近。爲民師而命以民事。則不能故也。仲尼聞之。見於郯子而學之。既而告人曰。吾聞之。天子失官。官學在四夷。猶信。晉侯使屠蒯如周。請有事於雒與三塗。萇弘謂劉子曰。客容猛。非祭也。其伐戎乎。陸渾氏甚睦於楚。必是故也。君其備之。乃警戎備。九月丁卯。晉荀吳帥師涉自棘津。使祭史先用牲于雒。陸渾人弗知。師從之。庚午。遂滅陸渾。數之以其貳於楚也。陸渾子奔楚。其衆奔甘鹿。周大獲。宣子夢文公攜荀吳而授之陸渾。故使穆子帥師獻俘于文宮。冬。有星孛于大辰西。及漢。申須曰。彗所以除舊布新也。天事恒象。今除於火。火出必布焉。諸侯其有火災乎。梓愼曰。往年吾見之。是其徵也。火出而見。今茲火出而章。必火入而伏。其居火也久矣。其與不然乎。火出於夏爲三月。於商爲四月。於周爲五月。夏數得天。若火作。其四國當之。在宋衛陳鄭乎。宋大辰之虛也。陳大皡之虛也。鄭祝融之虛也。皆火房也。星孛及漢。漢水祥也。衛顓頊之虛也。故爲帝丘。其星爲大水。水火之牡也。其以丙子若壬午作乎。水火所以合也。若火入而伏。必以壬午。不過其見之月。鄭裨竈言於子產曰。宋衛陳鄭將同日火。若我用瓘斝玉瓚。鄭必不火。子產弗與。吳伐楚。陽匄爲令尹。卜戰。不吉。司馬子魚曰。我得上流。何故不吉。且楚故。司馬令龜。我請改卜。令曰。魴也以其屬死之。楚師繼之。尙大克之。吉。戰于長岸。子魚先死。楚師繼之。大敗吳師。獲其乘舟餘皇。使隨人與後至者守之。環而塹之及泉。盈其隧炭。陳以待命。吳公子光請於其衆曰。喪先王之乘舟。豈唯光之罪。衆亦有焉。請藉取之以救死。衆許之。使長鬣者三人潛伏於舟側。曰。我呼餘皇。則對。師夜從之。三呼皆迭對。楚人從而殺之。楚師亂。吳人大敗之。取餘皇以歸。

春秋左氏傳 卷第二十三

子。私覿於子產。以玉與馬。曰。子命起舍夫玉。是賜我玉。而免吾死也。敢不藉手以拜。公至自晉。子服昭伯語季平子曰。晉之公室。其將遂卑矣。君幼弱。六卿彊而奢傲。將因是以習。習實爲常。能無卑乎。平子曰。爾幼。惡識國。秋。八月。晉昭公卒。九月。大雩。旱也。鄭大旱。使屠擊。祝款。豎柎。有事於桑山。斬其木。不雨。子產曰。有事於山。蓺山林也。而斬其木。其罪大矣。奪之官邑。冬。十月。季平子如晉葬昭公。平子曰。子服回之言猶信。子服氏有子哉。

經　十有七年。春。小邾子來朝。夏。六月甲戌朔。日有食之。秋。郯子來朝。八月。晉荀吳帥師滅陸渾之戎。冬。有星孛于大辰。楚人及吳戰于長岸。

傳　十七年春。小邾穆公來朝。公與之燕。季平子賦采叔。穆公賦菁菁者莪。昭子曰。不有以國。其能久乎。夏。六月甲戌朔。日有食之。祝史請所用幣。昭子曰。日有食之。天子不舉。伐鼓於社。諸侯用幣於社。伐鼓於朝。禮也。平子禦之曰。止也。唯正月朔。慝未作。日有食之。於是乎有伐鼓用幣。禮也。其餘則否。大史曰。在此月也。日過分而未至。三辰有災。於是乎百官降物。君不舉。辟移時。樂奏鼓。祝用幣。史用辭。故夏書曰。辰不集于房。瞽奏鼓。嗇夫馳。庶人走。此月朔之謂也。當夏四月。是謂孟夏。平子弗從。昭子退曰。夫子將有異志。不君君矣。秋。郯子來朝。公與之宴。昭子問焉曰。少皞氏鳥名官。何故也。郯子曰。吾祖也。我知之。昔者黃帝氏以雲紀。故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀。故爲火師而火名。共工氏以水紀。故爲水師而水名。大皞氏以龍紀。故爲龍師而龍名。我高祖少皞摯之立也。鳳鳥適至。故紀於鳥。爲鳥師而鳥名。鳳鳥氏歷正也。玄鳥氏司分者也。伯趙氏司至者也。靑鳥氏司啓者也。丹鳥氏司閉者也。祝鳩氏司徒也。鴡鳩氏司馬也。鳲鳩氏司空也。爽鳩氏司寇也。鶻鳩氏司事也。五鳩鳩民者也。五雉爲五工正。利器用。正度量。夷民者也。九扈爲九農正。扈民無淫者也。自顓頊氏以來。不能紀

有環。其一在鄭商。宣子謁諸鄭伯。子產弗與曰。非官府之守器也。寡君不知。子大叔子羽謂子產曰。韓子亦無幾求。晉國亦未可以貳。晉國韓子不可偷也。若屬有讒人交鬪其間。鬼神而助之。以興其凶怒。悔之何及。吾子何愛於一環。其以取憎於大國也。盍求而與之。子產曰。吾非偷晉而有二心。將終事之。是以弗與。忠信故也。僑聞君子非無賄之難。立而無令名之患。僑聞爲國非不能事大字小之難。無禮以定其位之患。夫大國之人。令於小國。而皆獲其求。將何以給之。一共一否。爲罪滋大。大國之求。無禮以斥之。何饜之有。吾且爲鄙邑。則失位矣。若韓子奉命以使。而求玉焉。貪淫甚矣。獨非罪乎。出一玉以起二罪。吾又失位。韓子成貪。將焉用之。且吾以玉賈罪。不亦銳乎。韓子買諸賈人。既成賈矣。商人曰。必告君大夫。韓子請諸子產曰。日起請夫環。執政弗義。弗敢復也。今買諸商人。商人曰。必以聞。敢以爲請。子產對曰。昔我先君桓公與商人皆出自周。庸次比耦以艾殺此地。斬之蓬蒿藜藋。而共處之。世有盟誓。以相信也。曰。爾無我叛。我無强賈。毋或匄奪。爾有利市寶賄。我勿與知。恃此質誓。故能相保。以至于今。今吾子以好來辱。而謂敝邑强奪商人。是教弊邑背盟誓也。毋乃不可乎。吾子得玉。而失諸侯。必不爲也。若大國令而共。求而無藝。鄭鄙邑也。亦弗爲也。僑若獻玉。不知所成。敢私布之。韓子辭玉曰。起不敏。敢求玉以徼二罪。敢辭之。夏。四月。鄭六卿餞宣子於郊。宣子曰。二三君子。請皆賦。起亦以知鄭志。子齹賦野有蔓草。宣子曰。孺子善哉。吾有望矣。子產賦鄭之羔裘。宣子曰。起不堪也。子大叔賦褰裳。宣子曰。起在此。敢勤子至於他人乎。子大叔拜。宣子曰。善哉子之言。是不有是事。其能終乎。子游賦風雨。子旗賦有女同車。子柳賦蘀兮。宣子喜曰。鄭其庶乎。二三君子。以君命貺起。賦不出鄭志。皆昵燕好也。二三君子數世之主也。可以無懼矣。宣子皆獻馬焉。而賦我將。子產拜。使五卿皆拜曰。吾子靖亂。敢不拜德。宣

父其無後乎。數典而忘其祖。籍談歸。以告叔向。叔向曰。王其不終乎。吾聞之。所樂必卒焉。今王樂憂。若卒以憂。不可謂終。王一歲而有三年之喪二焉。於是乎以喪賓宴。又求彝器。樂憂甚矣。且非禮也。彝器之來。嘉功之由。非由喪也。三年之喪。雖貴遂服。禮也。王雖弗遂。宴樂以早。亦非禮也。禮王之大經也。一動而失二禮。無大經矣。言以考典。典以志經。忘經而多言。舉典將焉用之。

經　十有六年。春。齊侯伐徐。楚子誘戎蠻子殺之。夏。公至自晉。秋。八月己亥。晉侯夷卒。九月。大雩。季孫意如如晉。冬。十月。葬晉昭公。

傳　十六年。春。王正月。公在晉。晉人止公。不書諱之也。齊侯伐徐。楚子聞蠻氏之亂也與蠻子之無質也。使然丹誘戎蠻子嘉殺之。遂取蠻氏。既而復立其子焉。禮也。二月丙申。齊師至于蒲隧。徐人行成。徐子及郯人莒人。會齊侯盟于蒲隧。賂以甲父之鼎。叔孫昭子曰。諸侯之無伯害哉。齊君之無道也。興師而伐遠方。會之有成而還。莫之亢也。無伯也夫。詩曰。宗周既滅。靡所止戾。正大夫離居。莫知我肄。其是之謂乎。三月。晉韓起聘于鄭。鄭伯享之。子產戒曰。苟有位於朝。無有不共恪。孔張後至。立於客間。執政禦之。適客後。又禦之。適縣間。客從而笑之。事畢。富子諫曰。夫大國之人。不可不慎也。幾為之笑。而不陵我。我皆有禮。夫猶鄙我。國而無禮。何以求榮。孔張失位。吾子之恥也。子產怒曰。發命之不衷。出令之不信。刑之頗類。獄之放紛。會朝之不敬。使命之不聽。取陵於大國。罷民而無功。罪及而弗知。僑之恥也。孔張君之昆孫。子孔之後也。執政之嗣也。為嗣大夫。承命以使。周於諸侯。國人所尊。諸侯所知。立於朝而祀於家。有祿於國。有賦於軍。喪祭有職。受脤歸脤。其祭在廟。已有著位。在位數世。世守其業。而忘其所。僑焉得恥之。辟邪之人。而皆及執政。是先王無刑罰也。子寧以他規我。宣子

夏。蔡八逐朝吳。朝吳出奔鄭。王怒曰。余唯信吳。故寘諸蔡。且微吳吾不及此。女何故去之。無極對曰。臣豈不欲吳。然而前知其爲人之異也。吳在蔡。蔡必速飛。去吳所以翦其翼也。六月乙丑。王大子壽卒。秋。八月戊寅。王穆后崩。晉荀吳帥師伐鮮虞。圍鼓。鼓人或請以城叛。穆子弗許。左右曰。師徒不勤。而可以獲城。何故不爲。穆子曰。吾聞諸叔向。曰。好惡不愆。民知所適。事無不濟。或以吾城叛。吾所甚惡也。人以城來。吾獨何好焉。賞所甚惡。若所好何。若其弗賞。是失信也。何以庇民。力能則進。否則退。量力而行。吾不可以欲城而邇姦。所喪滋多。使鼓人殺叛人而繕守備。圍鼓三月。鼓人或請降。使其民見。曰。猶有食色。姑脩而城。軍吏曰。獲城而弗取。勤民而頓兵。何以事君。穆子曰。吾以事君也。獲一邑而教民怠。將焉用邑。邑以賈怠不如完舊。賈怠無卒。棄舊不祥。鼓人能事其君。我亦能事吾君。率義不爽。好惡不愆。城可獲而民知義所。有死命而無二心。不亦可乎。鼓人告食竭力盡。而後取之。克鼓而反。不戮一人。以鼓子鳶鞮歸。冬。公如晉。平丘之會故也。十二月。晉荀躒如周。葬穆后。籍談爲介。既葬除喪。以文伯宴。樽以魯壺。王曰。伯氏。諸侯皆有以鎭撫王室。晉獨無有。何也。文伯揖籍談。對曰。諸侯之封也。皆受明器於王室。以鎭撫其社稷。故能薦彝器於王。晉居深山。戎狄之與鄰。而遠於王室。王靈不及。拜戎不暇。其何以獻器。王曰。叔氏。而忘諸乎。叔父唐叔成王之母弟也。其反無分乎。密須之鼓。與其大路。文所以大蒐也。闕鞏之甲。武所以克商也。唐叔受之以處參虛。匡有戎狄。其後襄之二路。鏚鉞秬鬯。彤弓虎賁。文公受之。以有南陽之田。撫征東夏。非分而何。夫有勳而不廢。有績而載。奉之以土田。撫之以彝器。旌之以車服。明之以文章。子孫不忘。所謂福也。福祚之不登。叔父焉在。且昔而高祖孫伯黶司晉之典籍。以爲大政。故曰籍氏。乃辛有之二子董之晉。於是乎有董史。女司典之後也。何故忘之。籍談不能對。賓出。王曰。籍

國之兵於召陵。亦如之。好於邊疆。息民五年。而後用師。禮也。秋。八月。莒著丘公卒。郊公不慼。國人弗順。欲立著丘公之弟庚與。蒲餘侯惡公子意恢。而善於意恢。公子鐸因蒲餘侯而與之謀曰。爾殺意恢。我出君而納庚與。許之。楚令尹子旗有德於王。不知度。與養氏比。而求無厭。王患之。九月甲午。楚子殺鬬成然。而滅養氏之族。使鬬辛居鄖。以無忘舊勳。冬。十二月。蒲餘侯茲夫殺莒公子意恢。郊公奔齊。公子鐸逆庚與於齊。齊隰黨。公子鉏送之。有賂田。晉邢侯與雍子爭鄐田。久而無成。士景伯如楚。叔魚攝理。韓宣子命斷舊獄。罪在雍子。雍子納其女於叔魚。叔魚蔽罪邢侯。邢侯怒。殺叔魚與雍子於朝。宣子問其罪於叔向。叔向曰。三人同罪。施生戮死可也。雍子自知其罪。而賂以買直。鮒也鬻獄。邢侯專殺。其罪一也。己惡而掠美爲昏。貪以敗官爲墨。殺人不忌爲賊。夏書曰。昏墨賊殺。皐陶之刑也。請從之。乃施邢侯。而尸雍子與叔魚於市。仲尼曰。叔向古之遺直也。治國制刑。不隱於親。三數叔魚之惡。不爲末減。曰義也夫。可謂直矣。平丘之會。數其賄也。以寬衞國。晉不爲暴。歸魯季孫。稱其詐也。以寬魯國。晉不爲虐。邢侯之獄。言其貪也。以正刑書。晉不爲頗。三言而除三惡。加三利。殺親益榮。猶義也夫。

經　十有五年。春。王正月。吳子夷末卒。二月癸酉。有事于武宮。籥入叔弓卒。去樂卒事。夏。蔡朝吳出奔鄭。六月丁巳朔。日有食之。秋。晉荀吳帥師伐鮮虞。冬。公如晉。

傳　十五年春。將禘于武公。戒百官。梓愼曰。禘之日其有咎乎。吾見赤黑之祲。非祭祥也。喪氛也。其在涖事乎。二月癸酉。禘。叔弓涖事。籥入而卒。去樂卒事。禮也。楚費無極害朝吳之在蔡也。欲去之。乃謂之曰。王唯信子。故處子於蔡。子亦長矣。而在下位。辱。必求之。吾助子請。又謂其上之人曰。王唯信吳。故處諸蔡。二三子莫之如也。而在其上。不亦難乎。弗圖必及於難。

舊好也。執其卿而朝其君。有不好焉。不如辭之。乃使士景伯辭公于河。吳滅州來。令尹子旗請伐吳。王弗許曰。吾未撫民人。未事鬼神。未脩守備。未定國家。而用民力。敗不可悔。州來在吳。猶在楚也。子姑待之。季孫猶在晉。子服惠伯私於中行穆子曰。魯事晉。何以不如夷之小國。魯兄弟也。土地猶大。所命能具。若爲夷棄之。使事齊楚。其何瘳於晉。親親與大。賞共罰否。所以爲盟主也。子其圖之。諺曰。臣一主二。吾豈無大國。穆子告韓宣子。且曰。楚滅陳蔡。不能救。而爲夷執親。將焉用之。乃歸季孫。惠伯曰。寡君未知其罪。合諸侯而執其老。若猶有罪。死命可也。若曰無罪。而惠免之。諸侯不聞。是逃命也。何免之爲。請從君惠於會。宣子患之。謂叔向曰。子能歸季孫乎。對曰。不能。鮒也能。乃使叔魚。叔魚見季孫曰。昔鮒也得罪於晉君。自歸於魯君。微武子之賜。不至於今。雖獲歸骨於晉。猶子則肉之。敢不盡情。歸子而不歸。鮒也聞諸吏。將爲子除館於西河。其若之何。且泣。平子懼先歸。惠伯待禮。

經 十有四年。春。意如至自晉。三月。曹伯滕卒。夏四月。秋。葬曹武公。八月。莒子去疾卒。冬。莒殺其公子意恢。

傳 十四年。春。意如至自晉。尊晉罪己也。尊晉罪己。禮也。南蒯之將叛也。盟費人。司徒老祁慮癸。僞廢疾。使請於南蒯曰。臣願受盟而疾興。若以君靈不死。請待間而盟。許之。二子因民之欲叛也。請朝衆而盟。遂劫南蒯曰。羣臣不忘其君。畏子以及今。三年聽命矣。子若弗圖。費人不忍其君。將不能畏子矣。子何所不逞欲。請送子。請期五日。遂奔齊。侍飮酒於景公。公曰。叛夫。對曰。臣欲張公室也。子韓晳曰。家臣而欲張公室。罪莫大焉。司徒老祁慮癸來歸費。齊侯使鮑文子致之。夏。楚子使然丹簡上國之兵於宗丘。且撫其民。分貧振窮。長孤幼。養老疾。收介特。救災患。宥孤寡。赦罪戾。詰姦慝。擧淹滯。禮新敘舊。祿勳合親。任良物官。使屈罷簡東

共以往。遲速唯君。叔向曰。諸侯有間矣。不可以不示衆。八月辛未。治兵。建而不旆。壬申。復旆之。諸侯畏之。邾人莒人愬于晉曰。魯朝夕伐我。幾亡矣。我之不共。魯故之以。晉侯不見公。使叔向來辭曰。諸侯將以甲戌盟。寡君知不得事君矣。請君無勤。子服惠伯對曰。君信蠻夷之訴。以絕兄弟之國。棄周公之後。亦唯君。寡君聞命矣。叔向曰。寡君有甲車四千乘在。雖以無道行之。必可畏也。況其率道。其何敵之有。牛雖瘠。僨於豚上。其畏不死。南蒯子仲之憂。其庸可棄乎。若奉晉之衆。用諸侯之師。因邾莒杞鄫之怒。以討魯罪。間其二憂。何求而弗克。魯人懼聽命。甲戌。同盟于平丘。齊服也。命諸侯。日中造于除。癸酉。退朝。子產命外僕速張於除。子大叔止之。使待期日。及夕子產聞其未張也。使速往。乃無所張矣。及盟。子產爭承。曰。昔天子班貢。輕重以列。列尊貢重。周之制也。卑而貢重者甸服也。鄭伯男也。而使從公侯之貢。懼弗給也。敢以為請。諸侯靖兵。好以為事。行理之命。無月不至。貢之無藝。小國有闕。所以得罪也。諸侯治盟。存小國也。貢獻無極。亡可待也。存亡之制。將在今矣。自日中以爭。至于昏。晉人許之。既盟。子大叔咎之曰。諸侯若討。其可瀆乎。子產曰。晉政多門。貳偷之不暇。何暇討。國不競亦陵。何國之為。公不與盟。晉人執季孫意如。以幕蒙之。使狄人守之。司鐸射懷錦。奉壺飲氷。以蒲伏焉。守者禦之。乃與之錦而入。晉人以平子歸。子服湫從。子產歸。未至。聞子皮卒。哭且曰。吾已。無為為善矣。唯夫子知我。仲尼謂子產。於是行也。足以為國基矣。詩曰。樂只君子。邦家之基。子產君子之求樂者也。且曰。合諸侯。藝貢事。禮也。鮮虞人聞晉師之悉起也。而不警邊。且不脩備。晉荀吳自著雍。以上軍侵鮮虞。及中人。驅衝競。大獲而歸。楚之滅蔡也。靈王遷許胡沈道房申於荊焉。平王即位。既封陳蔡。而皆復之。禮也。隱大子之子廬歸于蔡。禮也。悼大子之子吳歸于陳。禮也。冬。十月。葬蔡靈公。禮也。公如晉。荀吳謂韓宣子曰。諸侯相朝。講

狐季姬之子也。有寵於獻。好學而不貳。生十七年。有士五人。有先大夫子餘子犯以爲腹心。有魏犨賈佗以爲股肱。有齊宋秦楚以爲外主。有欒郤狐先以爲內主。亡十九年。守志彌篤。惠懷棄民。民從而與之。獻無異親。民無異望。天方相晉。將何以代文。此二君者異於子干。共有寵子。國有奧主。無施於民。無援於外。去晉而不送。歸楚而不逆。何以冀國。晉成虒祁。諸侯朝而歸者。皆有貳心。爲取郠故。晉將以諸侯來討。叔向曰。諸侯不可以不示威。乃並徵會。告于吳。秋。晉侯會吳子于良。水道不可。吳子辭。乃還。七月丙寅。治兵于邾南。甲車四千乘。羊舌鮒攝司馬。遂合諸侯于平丘。子產子大叔相鄭伯以會。子產以幄幕九張行。子大叔以四十。既而悔之。每舍損焉。及會亦如之。次于衞地。叔鮒求貨於衞。淫芻蕘者。衞人使屠伯饋叔向羹與一篋錦。曰。諸侯事晉。未敢攜貳。況衞在君之宇下。而敢有異志。芻蕘者異於他日。敢請之。叔向受羹反錦。曰。晉有羊舌鮒者。瀆貨無厭。亦將及矣。爲此役也。子若以君命賜之。其已。客從之。未退而禁之。晉人將尋盟。齊人不可。晉侯使叔向告劉獻公曰。抑齊人不盟。若之何。對曰。盟以底信。君苟有信。諸侯不貳。何患焉。告之以文辭。董之以武師。雖齊不許。君庸多矣。天子之老。請帥王賦。元戎十乘。以先啓行。遲速唯君。叔向告于齊曰。諸侯求盟。已在此矣。今君弗利。寡君以爲請。對曰。諸侯討貳。則有尋盟。若皆用命。何盟之尋。叔向曰。國家之敗。有事而無業。事則不經。有業而無禮。經則不序。有禮而無威。序則不共。有威而不昭。共則不明。不明棄共。百事不終。所由傾覆也。是故明王之制。使諸侯歲聘以志業。間朝以講禮。再朝而會以示威。再會而盟以顯昭明。志業於好。講禮於等。示威於衆。昭明於神。自古以來。未之或失也。存亡之道。恒由是興。晉禮主盟。懼有不治。奉承齊犧。而布諸君。求終事也。君曰。余必廢之。何齊之有。唯君圖之。寡君聞命矣。齊人懼。對曰。小國言之。大國制之。敢不聽從。既聞命矣。敬

蔡。復遷邑。致群賂。施舍寬民。宥罪擧職。召觀從。王曰。唯爾所欲。對曰。臣之先佐開卜。乃使爲卜尹。使枝如子躬聘于鄭。且致犨櫟之田。事畢弗致。鄭人請之曰。聞諸道路。將命寡君以犨櫟。敢請命。對曰。臣未聞命。既復。王問犨櫟。降服而對曰。臣過失命。未之致也。王執其手曰。子毋勤。姑歸。不穀有事。其告子也。他年芋尹申亥以王柩告。乃改葬之。初靈王卜曰。余尚得天下。不吉。投龜詬天而呼曰。是區區者而不余畀。余必自取之。民患王之無厭也。故從亂如歸。初共王無冢適。有寵子五人。無適立焉。乃大有事于群望。而祈曰。請神擇於五人者。使主社稷。乃徧以璧見於群望曰。當璧而拜者。神所立也。誰敢違之。既乃與巴姬密埋璧於大室之庭。使五人齊而長入拜。康王跨之。靈王肘加焉。子干子晳皆遠之。平王弱。抱而入。再拜皆厭紐。鬭韋龜屬成然焉。且曰。棄禮違命。楚其危哉。子干歸。韓宣子問於叔向曰。子干其濟乎。對曰。難。宣子曰。同惡相求。如市賈焉。何難。對曰。無與同好。誰與同惡。取國有五難。有寵而無人。一也。有人而無主。二也。有主而無謀。三也。有謀而無民。四也。有民而無德。五也。子干在晉十三年矣。晉楚之從。不聞達者。可謂無人。族盡親叛。可謂無主。無釁而動。可謂無謀。爲羈終世。可謂無民。亡無愛徵。可謂無德。王虐而不忌。楚君子干。涉五難以弑舊君。誰能濟之。有楚國者。其棄疾乎。君陳蔡。城外屬焉。苛慝不作。盜賊伏隱。私欲不違。民無怨心。先神命之。國民信之。芊姓有亂。必季實立。楚之常也。獲神一也。有民二也。令德三也。寵貴四也。居常五也。有五利以去五難。誰能害之。子干之官則右尹也。數其貴寵則庶子也。以神所命則又遠之。其貴亡矣。其寵棄矣。民無懷焉。國無與焉。將何以立。宣子曰。齊桓晉文不亦是乎。對曰。齊桓衛姬之子也。有寵於僖。有鮑叔牙賓須無隰朋以爲輔佐。有莒衛以爲外主。有國高以爲內主。從善如流。下善齊肅。不藏賄。不從欲。施舍不倦。求善不厭。是以有國。不亦宜乎。我先君文公

及郊而告之情。強與之盟。入襲蔡。蔡公將食。見之而逃。觀從使子干食。坎用牲加書而速行。己徇於蔡曰。蔡公召二子。將納之。與之盟而遣之矣。將師而從之。蔡人聚將執之。辭曰。失賊成軍。而殺余何益。乃釋之。朝吳曰。二三子若能死亡。則如違之以待所濟。若求安定。則如與之以濟所欲。且違上。何適而可。眾曰。與之。乃奉蔡公。召二公子而盟于鄧。依陳蔡人以國。楚公子比。公子黑肱。公子棄疾。蔓成然。蔡朝吳帥陳蔡不羹許葉之師。因四族之徒。以入于楚。及郊。陳蔡欲為名。故請為武軍。蔡公知之曰。欲速。且役病矣。請藩而已。乃藩為軍。蔡公使須務牟與史猈先入。因正僕人殺太子祿及公子罷敵。公子比為王。公子黑肱為令尹。次于魚陂。公子棄疾為司馬。先除王宮。使觀從從師于乾谿。而遂告之。且曰。先歸復所。後者劓。師及訾梁而潰。王聞群公子之死也。自投于車下。曰。人之愛其子也。亦如余乎。侍者曰。甚焉。小人老而無子。知擠于溝壑矣。王曰。余殺人子多矣。能無及此乎。右尹子革曰。請待于郊。以聽國人。王曰。眾怒不可犯也。曰若入於大都。而乞師於諸侯。王曰。皆叛矣。曰若亡於諸侯。以聽大國之圖君也。王曰。大福不再。祇取辱焉。然丹乃歸于楚。王沿夏將欲入鄢。芋尹無宇之子申亥曰。吾父再奸王命。王弗誅。惠孰大焉。君不可忍。惠不可弃。吾其從王。乃求王。遇諸棘闈。以歸。夏五月癸亥。王縊于芋尹申亥氏。申亥以其二女殉而葬之。觀從謂子干曰。不殺棄疾。雖得國猶受禍也。子干曰。余不忍也。子玉曰。人將忍子。吾不忍俟也。乃行。國每夜駭曰。王入矣。乙卯夜。棄疾使周走而呼曰。王至矣。國人大驚。使蔓成然走告子干子晳曰。王至矣。國人殺君司馬。將來矣。君若早自圖也。可以無辱。眾怒如水火焉。不可為謀。又有呼而走至者曰。眾至矣。二子皆自殺。丙辰。棄疾即位。名曰熊居。葬子干于訾。實訾敖。殺囚衣之王服。而流諸漢。乃取而葬之。以靖國人。使子旗為令尹。楚師還自徐。吳人敗諸豫章。獲其五帥。平王封陳

春秋左氏傳卷第二十三

昭公四

經　十有三年。春。叔弓帥師圍費。夏。四月。楚公子比自晉歸于楚。弒其君虔于乾谿。楚公子棄疾殺公子比。秋。公會劉子・晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子于平丘。八月甲戌。同盟于平丘。公不與盟。晉人執季孫意如以歸。公至自會。蔡侯盧歸于蔡。陳侯吳歸于陳。冬。十月。葬蔡靈公。公如晉。至河乃復。吳滅州來。

傳　十三年。春。叔弓圍費。弗克。敗焉。平子怒。令見費人執之以爲囚俘。冶區夫曰。非禮也。若見費人。寒者衣之。飢者食之。爲之令主。而共其乏困。費來如歸。南氏亡矣。民將叛之。誰與居邑。若憚之以威。懼之以怒。民疾而叛。爲之聚也。若諸侯皆然。費人無歸。不親南氏。將焉入矣。平子從之。費人叛南氏。楚子之爲令尹也。殺大司馬薳掩。而取其室。及卽位。奪薳居田。遷許而質許圍。蔡洧有寵於王。王之滅蔡也。其父死焉。王使與於守而行。申之會。越大夫戮焉。王奪鬬韋龜中犫。又奪成然邑。而使爲郊尹。蔓成然故事蔡公。故薳氏之族。及薳居・許圍・蔡洧・蔓成然。皆王所不禮也。因羣喪職之族。啓越大夫常壽過作亂。圍固城。克息舟。城而居之。觀起之死也。其子從在蔡事朝吳。曰。今不封蔡。蔡不封矣。我請試之。以蔡公之命。召子干子皙。

尼曰。古也有志。克己復禮仁也。信善哉。楚靈王若能如是。豈其辱於乾谿。晉伐鮮虞。因肥之役也。

春秋左氏傳 卷第二十二

忠。率事以信爲共。供養三德爲善。非此三者弗當。且夫易不可以占險。將何事也。且可飾乎中美能黃。上美爲元。下美則裳。參成而可筮。猶有闕也。筮雖吉未也。將適費。飲鄉人酒。鄉人或歌之曰。我有圃。生之杞乎。從我者子乎。去我者鄙乎。倍其鄰者恥乎。已乎已乎。非吾黨之士乎。平子欲使昭子逐叔仲小。小聞之不敢朝。昭子命吏。謂小待政於朝。曰。吾不爲怨府。楚子狩于州來。次于潁尾。使蕩侯・潘子・司馬督・囂尹午・陵尹喜帥師圍徐以懼吳。楚子次于乾谿。以爲之援。雨雪。王皮冠。秦復陶。翠被。豹舄。執鞭以出。僕析父從。右尹子革夕。王見之。去冠被。舍鞭。與之語曰。昔我先王熊繹。與呂伋・王孫牟・燮父・禽父。並事康王。四國皆有分。我獨無有。今吾使人於周。求鼎以爲分。王其與我乎。對曰。與君王哉。昔我先王熊繹辟在荊山。篳路藍縷。以處草莽。跋涉山林。以事天子。唯是桃弧棘矢。以共禦王事。齊王舅也。晉及魯衞王母弟也。楚是以無分。而彼皆有。今周與四國服事君王。將唯命是從。豈其愛鼎。王曰。昔我皇祖伯父昆吾。舊許是宅。今鄭人貪賴其田。而不我與。我若求之。其與我乎。對曰。與君王哉。周不愛鼎。鄭敢愛田乎。王曰。昔諸侯遠我而畏晉。今我大城陳蔡不羹。賦皆千乘。子與有勞焉。諸侯其畏我乎。對曰。畏君王哉。是四國者。專足畏也。又加之以楚。敢不畏君王哉。工尹路請曰。君王命剝圭以爲鏚柲。敢請命。王入視之。析父謂子革曰。吾子楚國之望也。今與王言如響。國其若之何。子革曰。摩厲以須。王出。吾刃將斬矣。王出復語。左史倚相趨過。王曰。是良史也。子善視之。是能讀三墳五典八索九丘。對曰。臣嘗問焉。昔穆王欲肆其心。周行天下。將皆必有車轍馬跡焉。祭公謀父作祈招之詩。以止王心。王是以獲沒於祗宮。臣問其詩。而不知也。若問遠焉。其焉能知之。王曰。子能乎。對曰。能。其詩曰。祈招之愔愔。式昭德音。思我王度。式如玉。式如金。形民之力。而無醉飽之心。王揖而入。饋不食。寢不寐數日。不能自克。以及於難。仲

有酒如淮、有肉如坻。寡君中此、爲諸侯師。中之。齊侯舉矢曰、有酒如澠、有肉如陵。寡人中此、與君代興。亦中之。伯瑕謂穆子曰、子失辭。吾固師諸侯矣。壺何爲焉。其以中儁也。齊君弱吾君。歸弗來矣。穆子曰、吾軍帥彊禦、卒乘競勸。今猶古也。齊將何事。公孫傁趨進曰、日旰君勤。可以出矣。以齊侯出。楚子謂成虎若敖之餘也。遂殺之。或譖成虎於楚子。成虎知之、而不能行。書曰、楚殺其大夫成虎、懷寵也。六月、葬鄭簡公。晉荀吳僞會齊師者、假道於鮮虞。遂入昔陽。秋八月壬午、滅肥。以肥子緜皐歸。周原伯絞虐。其輿臣使曹逃。冬十月壬申朔、原輿人逐絞而立公子跪尋。絞奔郊。甘簡公無子。立其弟過。過將去成景之族。成景之族賂劉獻公。丙申、殺甘悼公、而立成公之孫鰌。丁酉、殺獻大子之傅庾皮之子過。殺瑕辛于市。及宮嬖綽・王孫沒・劉州鳩・陰忌・老陽子。季平子立、而不禮於南蒯。南蒯謂子仲、吾出季氏、而歸其室於公。子更其位。我以費爲公臣。子仲許之。南蒯語叔仲穆子、且告之故。季悼子之卒也、叔孫昭子以再命爲卿。及平子伐莒克之、更受三命。叔仲子欲構二家。謂平子曰、三命踰父兄、非禮也。平子曰、然。故使昭子。昭子曰、叔孫氏有家禍、殺適立庶。故婼也及此。若因禍以斃之、則聞命矣。若不廢君命、則固有著矣。昭子朝而命吏曰、婼將與季氏訟。書辭無頗。季孫懼、而歸罪於叔仲子。故叔仲小・南蒯・公子憖謀季氏。憖告公、而遂從公如晉。南蒯懼不克、以費叛如齊。子仲還、及衞聞亂、逃介而先。及郊、聞費叛、遂奔齊。南蒯之將叛也、其鄕人或知之。過之而歎、且言曰、恤恤乎、湫乎攸乎。深思而淺謀、邇身而遠志。家臣而君圖。有人矣哉。南蒯枚筮之、遇坤䷁之比䷇曰、黃裳元吉。以爲大吉也。示子服惠伯曰、卽欲有事、何如。惠伯曰、吾嘗學之矣。忠信之事則可。不然必敗。外彊內溫、忠也。和以率貞、信也。故曰黃裳元吉。黃中之色也。裳下之飾也。元善之長也。中不忠、不得其色。下不共、不得其飾。事不善、不得其極。外內倡和爲

忌。君。君不顧親。能無卑乎。殆其失國。冬。十一月。楚子滅蔡。用隱大子于岡山。申無宇曰。不祥。五牲不相爲用。況用諸侯乎。王必悔之。十二月。單成公卒。楚子城陳蔡不羹。使棄疾爲蔡公。王問於申無宇曰。棄疾在蔡。何如。對曰。擇子莫如父。擇臣莫知君。鄭莊公城櫟而寘子元焉。使昭公不立。齊桓公城穀而寘管仲焉。至于今賴之。臣聞五大不在邊。五細不在庭。親不在外。羈不在內。今棄疾在外。鄭丹在內。君其少戒。王曰。國有大城。何如。對曰。鄭京櫟實殺曼伯。宋蕭亳實殺子游。齊渠丘實殺無知。衞蒲戚實出獻公。若由是觀之。則害於國。末大必折。尾大不掉。君所知也。

經 十有二年。春。齊高偃帥師納北燕伯于陽。三月壬申。鄭伯嘉卒。夏。宋公使華定來聘。公如晉。至河乃復。五月。葬鄭簡公。楚殺其大夫成熊。秋。七月。冬。十月。公子慭出奔齊。楚子伐徐。晉伐鮮虞。

傳 十二年。春。齊高偃納北燕伯款于唐。因其衆也。三月。鄭簡公卒。將爲葬除。及游氏之廟。將毀焉。子大叔使其除徒。執用以立。而無庸毀。曰。子產過女。而問何故不毀。乃曰。不忍廟也。諾。將毀矣。既如是。子產乃使辟之。司墓之室有當道者。毀之則朝而堋。弗毀則日中而堋。子大叔請毀之曰。無若諸侯之賓何。子產曰。諸侯之賓。能來會吾喪。豈憚日中。無損於賓。而民不害。何故不爲。遂弗毀。日中而葬。君子謂子產於是乎知禮。禮無毀人以自成也。夏。宋華定來聘。通嗣君也。享之。爲賦蓼蕭。弗知。又不答賦。昭子曰。必亡。宴語之不懷。寵光之不宣。令德之不知。同福之不受。將何以在。齊侯・衞侯・鄭伯如晉。朝嗣君也。公如晉。至河乃復。取郠之役。莒人愬于晉。晉有平公之喪。未之治也。故辭公。公子慭遂如晉。晉侯享諸侯。子產相鄭伯。辭於享。請免喪而後聽命。晉人許之。禮也。晉侯以齊侯宴。中行穆子相。投壺。晉侯先。穆子曰。

甘誘我也。不如無往。蔡侯不可。三月丙申。楚子伏甲而饗蔡侯於申。醉而執之。夏四月丁巳殺之。刑其士七十人。公子棄疾帥師圍蔡。韓宣子問於叔向曰。楚其克乎。對曰。克哉。蔡侯獲罪於其君。而不能其民。天將假手於楚以斃之。何故不克。然肸聞之。不信以幸。不可再也。楚王奉孫吳以討於陳。曰將定而國。陳人聽命。而遂縣之。今又誘蔡而殺其君。以圍其國。雖幸而克。必受其咎。弗能久矣。桀克有緡以喪其國。紂克東夷而隕其身。楚小位下。而亟暴於二王。能無咎乎。天之假助不善。非祚之也。厚其凶惡而降之罰也。且譬之如天有五材。而將用之。力盡而敝之。是以無拯。不可沒振。五月。齊歸薨。大蒐于比蒲。非禮也。孟僖子會邾莊公。盟于祲祥。脩好禮也。泉丘人有女。夢以其帷幕孟氏之廟。遂奔僖子。其僚從之。盟于清丘之社。曰有子無相棄也。僖子使助薳氏之簉。反自祲祥。宿于薳氏。生懿子及南宮敬叔於泉丘人。其僚無子。使字敬叔。楚師在蔡。晉荀吳請韓宣子曰。不能救陳。又不能救蔡。物以無親。晉之不能。亦可知也已。爲盟主而不恤亡國。將焉用之。秋。會于厥憖。謀救蔡也。鄭子皮將行。子產曰。行不遠。不能救蔡也。蔡小而不順。楚大而不德。天將棄蔡以壅楚。盈而罰之。蔡必亡矣。且喪君而能守者鮮矣。三年王其有咎乎。美惡周必復。王惡周矣。晉人使狐父請蔡于楚。弗許。單子會韓宣子于戚。視下而言徐。叔向曰。單子其將死乎。朝有著定。會有表。衣有襘。帶有結。會朝之言。必聞于表著之位。所以昭事序也。視不過結襘之中。所以道容貌也。言以命之。容貌以明之。失則有闕。今單子爲王官伯。而命事於會。視不登帶。言不過步。貌不道容。而言不昭矣。不道不共。不昭不從。無守氣矣。九月。葬齊歸。公不慼。晉士之送葬者。歸以語史趙。史趙曰。必爲魯郊。侍者曰。何故。曰。歸姓也。不思親祖不歸也。叔向曰。魯公室其卑乎。君有大喪。國不廢蒐。有三年之喪。而無一日之慼。國不恤喪。不忌君也。君無慼容。不顧親也。國不

晉人辭之。游吉遂如晉。九月。叔孫婼・齊國弱・宋華定・衞北宮喜・鄭罕虎・許人・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人如晉。葬平公也。鄭子皮將以幣行。子產曰。喪焉用幣。用幣必百兩。百兩必千人。千人至將不行。不行必盡用之。幾千人而國不亡。子皮固請以行。既葬。諸侯之大夫欲因見新君。叔孫昭子曰。非禮也。弗聽。叔向辭之曰。大夫之事畢矣。而又命孤。孤斬焉在衰絰之中。其以嘉服見。則喪禮未畢。其以喪服見。是重受弔也。大夫將若之何。皆無辭以見。子皮盡用其幣。歸。謂子羽曰。非知之實難。將在行之。夫子知之矣。我則不足。書曰。欲敗度。縱敗禮。我之謂矣。夫子知度與禮矣。我實縱欲。而不能自克也。昭子至自晉。大夫皆見。高彊見而退。昭子語諸大夫曰。爲人子不可不愼也哉。昔慶封亡。子尾多受邑。而稍致諸君。君以爲忠。而甚寵之。將死。疾于公宮。輦而歸。君親推之。其子不能任。是以在此。忠爲令德。其子弗能任。罪猶及之。難不愼也。喪夫人之力。弃德曠宗。以及其身。不亦害乎。詩曰。不自我先。不自我後。其是之謂乎。冬。十二月。宋平公卒。初元公惡寺人柳。欲殺之。及喪。柳熾炭于位。將至則去之。比及葬。又有寵。

經　十有一年。春。王二月。叔弓如宋。葬宋平公。夏。四月丁巳。楚子虔誘蔡侯般。殺之于申。楚公子棄疾帥師圍蔡。五月甲申。夫人歸氏薨。大蒐于比蒲。仲孫貜會邾子。盟于祲祥。秋。季孫意如會晉韓起・齊國弱・宋華亥・衞北宮佗・鄭罕虎・曹人・杞人于厥慭。九月己亥。葬我小君齊歸。冬。十有一月丁酉。楚師滅蔡。執蔡世子有以歸。用之。

傳　十一年。春。王二月。叔弓如宋。葬平公也。景王問於萇弘曰。今茲諸侯何實吉。何實凶。對曰。蔡凶。此蔡侯般弑其君之歲也。歲在豕韋。弗過此矣。楚將有之。然壅也。歲及大梁。蔡復楚凶。天之道也。楚子在申。召蔡靈侯。靈侯將往。蔡大夫曰。王貪而無信。唯蔡於感。今幣重而言

民子來。焉用速成。其以勤民也。無囿猶可。無民其可乎。
經　十年。春。王正月。夏。齊欒施來奔。秋。七月。季孫意如。叔弓。仲孫貜帥師伐莒。戊子。晉侯彪
卒。九月。叔孫婼如晉。葬晉平公。十有二月甲子。宋公成卒。
傳　十年。春。王正月。有星出于婺女。鄭裨竈言於子產曰。七月戊子。晉君將死。今茲歲在顓
頊之虛。姜氏任氏實守其地。居其維首。而有妖星焉。告邑姜也。邑姜晉之妣也。天以七紀。戊
子逢公以登。星斯於是乎出。吾是以譏之。齊惠欒高氏皆耆酒。信內多怨。彊於陳鮑氏而惡
之。夏。有告陳桓子。曰。子旗子良將攻陳鮑。亦告鮑氏。桓子授甲。而如鮑氏。遭子良醉而騁。遂
見文子。則亦授甲矣。使視二子。則皆將飲酒。桓子曰。彼雖不信。聞我授甲。則必逐我。及其飲
酒也先伐諸。陳鮑方睦。遂伐欒高氏。子良曰。先得公。陳鮑焉往。遂伐虎門。晏平仲端委立于
虎門之外。四族召之。無所往。其徒曰。助陳鮑乎。曰。何善焉。助欒高乎。曰庸愈乎。然則歸乎。曰
君伐。焉歸。公召之而後入。公卜使王黑以靈姑銔率。吉。請斷三尺焉而用之。五月庚辰。戰于
稷。欒高敗。又敗諸莊。國人追之。又敗諸鹿門。欒施高彊來奔。陳鮑分其室。晏子謂桓子。必致
諸公。讓德之主也。讓之謂懿德。凡有血氣。皆有爭心。故利不可強。思義爲愈。義利之本也。蘊
利生孽。姑使無蘊乎。可以滋長。桓子盡致諸公。而請老于莒。桓子召子山。私具幄幕器用從
者之衣屨。而反棘焉。子商亦如之。而反其邑。子周亦如之。而與之夫于。反子城・子公・公孫捷。
而皆益其祿。凡公子公孫之無祿者。私分之邑。國之貧弱孤寡者。私與之粟。曰。詩云。陳錫載
周。能施也。桓公是以霸。公與桓子莒之旁邑。辭。穆孟姬爲之請高唐。陳氏始大。秋。七月。平子
伐莒取郠。獻俘。始用人於亳社。臧武仲在齊聞之曰。周公其不饗魯祭乎。周公饗義。魯無義。
詩曰。德音孔昭。視民不佻。佻之謂甚矣。而壹用之。將誰福哉。戊子。晉平公卒。鄭伯如晉。及河。

外人於許。周甘人與晉閻嘉爭閻田。晉梁丙・張趯率陰戎伐潁。王使詹桓伯辭於晉曰。我自夏以后稷。魏駘芮岐畢。吾西土也。及武王克商。蒲姑商奄。吾東土也。巴濮楚鄧。吾南土也。肅愼燕亳。吾北土也。吾何邇封之有。文武成康之建母弟。以蕃屏周。亦其廢隊是爲。豈如弁髦而因以敝之。先王居檮杌于四裔。以禦螭魅。故允姓之姦。居于瓜州。伯父惠公歸自秦。而誘以來。使偪我諸姬。入我郊甸。則戎焉取之。戎有中國。誰之咎也。后稷封殖天下。今戎制之。不亦難乎。伯父圖之。我在伯父。猶衣服之有冠冕。木水之有本原。民人之有謀主也。伯父若裂冠毀冕。拔本塞原。專弃謀主。雖戎狄其何有余一人。叔向謂宣子曰。文之伯也。豈能改物。翼戴天子。而加之以共。自文以來。世有衰德。而暴蔑宗周。以宣示其侈。諸侯之貳。不亦宜乎。且王辭直。子其圖之。宣子說。王有姻喪。使趙成如周弔。且致閻田與襚。反潁俘。王亦使賓滑執甘大夫襄以說於晉。晉人禮而歸之。夏。四月。陳災。鄭裨竈曰。五年陳將復封。封五十二年而遂亡。子產問其故。對曰。陳水屬也。火水妃也。而楚所相也。今火出而火陳。逐楚而建陳也。妃以五成。故曰五年。歲五及鶉火。而後陳卒亡。楚克有之。天之道也。故曰五十二年。晉荀盈如齊逆女。還。六月。卒于戲陽。殯于絳。未葬。晉侯飲酒樂。膳宰屠蒯趨入。請佐公使尊。公許之。而遂酌以飲工。曰。女爲君耳。將司聰也。辰在子卯。謂之疾日。君徹宴樂。學人舍業。爲疾故也。君之卿佐。是謂股肱。股肱或虧。何痛如之。女弗聞而樂。是不聰也。又飲外嬖嬖叔曰。女爲君目。將司明也。服以旌禮。禮以行事。事有其物。物有其容。今君之容。非其物也。而女不見。是不明也。亦自飲也。曰。味以行氣。氣以實志。志以定言。言以出令。臣實司味。二御失官。而君弗命。臣之罪也。公說徹酒。初公欲廢知氏而立其外嬖。爲是悛而止。秋。八月。使荀躒佐下軍。以說焉。孟僖子如齊殷聘。禮也。冬。築郎囿。書時也。季平子欲其速成也。叔孫昭子曰。詩曰。經始勿亟。庶

也。叔弓如晉。賀虒祁也。游吉相鄭伯以如晉。亦賀虒祁也。史趙見子大叔曰。甚哉其相蒙也。可弔也。而又賀之。子大叔曰。若何弔也。其非唯我賀。將天下實賀。秋。大蒐于紅。自根牟至于商衞。革車千乘。七月甲戌。齊子尾卒。子旗欲治其室。丁丑。殺梁嬰。八月。庚戌。逐子成。子工。子車。皆來奔。而立子良氏之宰。其臣曰。孺子長矣。而相吾室。欲兼我也。授甲將攻之。陳桓子善於子尾。亦授甲將助之。或告子旗。子旗不信。則數人告。將往。又數人告於道。遂如陳氏。桓子將出矣。聞之而還。游服而逆之。請命。對曰。聞彊氏授甲將攻子。子聞諸。曰。弗聞。曰。子盍亦授甲。無宇請從。子旗曰。子胡然。彼孺子也。吾誨之猶懼其不濟。吾又寵秩之。其若先人何。子盍謂之。周書曰。惠不惠。茂不茂。康叔所以服弘大也。桓子稽顙曰。頃靈福子。吾猶有望。遂和之如初。陳公子招歸罪於公子過而殺之。九月。楚公子棄疾帥師奉孫吳圍陳。宋戴惡會之。冬。十一月壬午。滅陳。輿嬖袁克殺馬毀玉以葬。楚人將殺之。請寘之。既又請私。私於幄。加絰於顙而逃。使穿封戌爲陳縣公。曰。城麇之役不諂。侍飲酒於王。王曰。城麇之役。女知寡人之及此。女其辟寡人乎。對曰。若知君之及此。臣必致死禮以息楚國。晉侯問於史趙曰。陳其遂亡乎。對曰。未也。公曰。何故。對曰。陳顓頊之族也。歲在鶉火。是以卒滅。陳將如之。今在析木之津。猶將復由。且陳氏得政于齊。而後陳卒亡。自幕至于瞽瞍無違命。舜重之以明德。寘德於遂。遂世守之。及胡公不淫。故周賜之姓。使祀虞帝。臣聞盛德必百世祀。虞之世數未也。繼守將在齊。其兆既存矣。

經　九年。春。叔弓會楚子于陳。許遷于夷。夏。四月。陳災。秋。仲孫貜如齊。冬。築郎囿。

傳　九年。春。叔弓宋華亥鄭游吉衞趙黶會楚子于陳。二月庚申。楚公子棄疾遷許于夷。實城父。取州來淮北之田以益之。伍擧授許男田。然丹遷城父人於陳。以夷濮西田益之。遷方城

春秋左氏傳卷第二十二

昭公三

經　八年。春。陳侯之弟招。殺陳世子偃師。夏。四月辛丑。陳侯溺卒。叔弓如晉。楚人執陳行人干徵師。殺之。陳公子留出奔鄭。秋。蒐于紅。陳人殺其大夫公子過。大雩。冬。十月壬午。楚師滅陳。執陳公子招。放之于越。殺陳公奐。葬陳哀公。

傳　八年。春。石言于晉魏楡。晉侯問於師曠曰。石何故言。對曰。石不能言。或馮焉。不然民聽濫也。抑臣又聞之。曰。作事不時。怨讟動于民。則有非言之物而言。今宮室崇侈。民力彫盡。怨讟並作。莫保其性。石言不亦宜乎。於是晉侯方築虒祁之宮。叔向曰。子野之言。君子哉。君子之言。信而有徵。故怨遠於其身。小人之言。僭而無徵。故怨咎及之。詩曰。哀哉不能言。匪舌是出。唯躬是瘁。哿矣能言。巧言如流。俾躬處休。其是之謂乎。是宮也成。諸侯必叛。君必有咎。夫子知之矣。陳哀公元妃鄭姬。生悼大子偃師。二妃生公子留。下妃生公子勝。二妃嬖。留有寵屬諸司徒招與公子過。哀公有廢疾。三月甲申。公子招・公子過殺悼大子偃師。而立公子留。夏。四月辛亥。哀公縊。干徵師赴于楚。且告有立君。公子勝愬之于楚。楚人執而殺之。公子留奔鄭。書曰。陳侯之弟招殺陳世子偃師。罪在招也。楚人執陳行人干徵師殺之。罪不在行人

於夢武王曾所用也。弗從何爲。弱足者居。侯主社稷。臨祭祀。奉民人。事鬼神。從朝會。又焉得居。各以所利。不亦可乎。故孔成子立靈公。十二月癸亥。葬衛襄公。

春秋左氏傳 卷第二十一

乎不弔。況遠人誰敢歸之。今又不禮於衞之嗣。衞必叛我。是絕諸侯也。獻子以告韓宣子。宣子說。使獻子如衞弔。且反戚田。衞齊惡告喪于周。且請命。王使郕簡公如衞弔。且追命襄公。曰。叔父陟恪。在我先王之左右。以佐事上帝。余敢忘高圉亞圉。九月。公至自楚。孟僖子病不能相禮。乃講學之。苟能禮者從之。及其將死也。召其大夫曰。禮人之幹也。無禮無以立。吾聞將有達者。曰孔丘。聖人之後也。而滅於宋。其祖弗父何以有宋而授厲公。及正考父。佐戴武宣。三命茲益恭。故其鼎銘云。一命而僂。再命而傴。三命而俯。循牆而走。亦莫余敢侮。饘於是。鬻於是。以糊余口。其共也如是。臧孫紇有言。曰。聖人有明德者。若不當世。其後必有達人。今其將在孔丘乎。我若獲沒。必屬說與何忌於夫子。使事之而學禮焉。以定其位。故孟懿子與南宮敬叔。師事仲尼。仲尼曰。能補過者君子也。詩曰。君子是則是效。孟僖子可則效已矣。單獻公棄親用羈。冬。十月辛酉。襄頃之族。殺獻公而立成公。十一月。季武子卒。晉侯謂伯瑕曰。吾所問日食從矣。可常乎。對曰。不可。六物不同。民心不壹。事序不類。官職不則。同始異終。胡可常也。詩曰。或燕燕居息。或憔悴事國。其異終也如是。公曰。何謂六物。對曰。歲時日月星辰是謂也。公曰。多語寡人辰而莫同。何謂辰。對曰。日月之會是謂辰。故以配日。衞襄公夫人姜氏無子。嬖人婤姶生孟縶。孔成子夢康叔謂己立元。余使羈之孫圉與史苟相之。史朝亦夢康叔謂己。余將命而子苟與孔烝鉏之曾孫圉相元。史朝見成子。告之夢。夢協。晉韓宣子為政聘于諸侯之歲。婤姶生子。名之曰元。孟縶之足不良。弱行。孔成子以周易筮之。曰。元尚享衞國。主其社稷。遇屯䷂。又曰。余尚立縶。尚克嘉之。遇屯䷂之比䷇。以示史朝。史朝曰。元亨。又何疑焉。成子曰。非長之謂乎。對曰。康叔名之。可謂長矣。孟非人也。將不列於宗。不可謂長。且其繇曰。利建侯。嗣吉何建。建非嗣也。二卦皆云。子其建之。康叔命之。二卦告之。筮襲

二方鼎。子產爲豐施歸州田於韓宣子曰。日君以夫公孫段爲能任其事。而賜之州田。今無祿早世。不獲久享德。其子弗敢有。不敢以聞於君。私致諸子。宣子辭。子產曰。古人有言。曰。其父析薪。其子弗克負荷。施將懼不能任其先人之祿。其況能任大國之賜。縱吾子爲政而可。後之人若屬有疆場之言。敝邑獲戾。而豐氏受其大討。吾子取州。是免敝邑於戾。而建置豐氏也。敢以爲請。宣子受之。以告晉侯。晉侯以與宣子。宣子爲初言。病有之。以易原縣於樂大心。鄭人相驚以伯有。曰。伯有至矣。則皆走不知所往。鑄刑書之歲二月。或夢伯有介而行。曰。壬子余將殺帶也。明年壬寅。余又將殺段也。及壬子。駟帶卒。國人益懼。齊燕平之月壬寅。公孫段卒。國人愈懼。其明月。子產立公孫洩及良止以撫之。乃止。子大叔問其故。子產曰。鬼有所歸。乃不爲厲。吾爲之歸也。大叔曰。公孫洩何爲。子產曰。說也。爲身無義而圖說。從政有所反之以取媚也。不媚不信。不信民不從也。及子產適晉。趙景子問焉。曰。伯有猶能爲鬼乎。子產曰。能。人生始化曰魄。既生魄。陽曰魂。用物精多。則魂魄强。是以有精爽至於神明。匹夫匹婦强死。其魂魄猶能馮依於人。以爲淫厲。況良霄我先君穆公之冑。子良之孫。子耳之子。敝邑之卿。從政三世矣。鄭雖無腆。抑諺曰。蕞爾國。而三世執其政柄。其用物也弘矣。其取精也多矣。其族又大。所馮厚矣。而强死。能爲鬼。不亦宜乎。子皮之族。飲酒無度。故馬師氏與子皮氏有惡。齊師還自燕之月。罕朔殺罕魋。罕朔奔晉。韓宣子問其位於子產。子產曰。君之羈臣。苟得容以逃死。何位之敢擇。卿違從大夫之位。罪人以其罪降。古之制也。朔於敝邑。亞大夫也。其官馬師也。獲戾而逃。唯執政所寘之。得免其死。爲惠大矣。又敢求位。宣子爲子產之敏也。使從嬖大夫。秋。八月。衞襄公卒。晉大夫言於范獻子曰。衞事晉爲睦。晉不禮焉。庇其賊人而取其地。故諸侯貳。詩曰。鶺鴒在原。兄弟急難。又曰。死喪之威。兄弟孔懷。兄弟之不睦。於是

授。於今四王矣。嘉惠未至。唯襄公之辱臨我喪。孤與其二三臣。悼心失圖。社稷之不皇。況能懷思君德。今君若步玉趾。辱見寡君。寵靈楚國。以信蜀之役。致君之嘉惠。是寡君既受貺矣。何蜀之敢望。其先君鬼神。實嘉賴之。豈唯寡君。君若不來。使臣請問行期。寡君將承質幣而見于蜀。以請先君之貺。公將往。夢襄公祖。梓愼曰。君不果行。襄公之適楚也。夢周公祖而行。今襄公實祖。君其不行。子服惠伯曰。行。先君未嘗適楚。故周公祖以道之。襄公適楚矣。而祖以道君。不行何之。三月。公如楚。鄭伯勞于師之梁。孟僖子爲介。不能相儀。及楚。不能答郊勞。夏。四月。甲辰朔。日有食之。晉侯問於士文伯曰。誰將當日食。對曰。魯衞惡之。衞大魯小。公曰。何故。對曰。去衞地。如魯地。於是有災。魯實受之。其大咎其衞君乎。魯將上卿。公曰。詩所謂彼日而食。于何不臧者。何也。對曰。不善政之謂也。國無政。不用善。則自取讁于日月之災。故政不可不愼也。務三而已。一曰擇人。二曰因民。三曰從時。晉人來治杞田。季孫將以成與之。謝息爲孟孫守。不可。曰。人有言。曰。雖有挈缾之知。守不假器。禮也。夫子從君。而守臣喪邑。雖吾子亦有猜焉。季孫曰。君之在楚。於晉罪也。又不聽晉。魯罪重矣。晉師必至。吾無以待之。不如與之。間晉而取諸杞。吾與子桃。成反。誰敢有之。是得二成也。魯無憂而孟孫益邑。子何病焉。辭以無山。與之萊柞。乃遷于桃。晉人爲杞取成。楚子享公于新臺。使長鬣者相。好以大屈。既而悔之。薳啓彊聞之。見公。公語之。拜賀。公曰。何賀。對曰。齊與晉越。欲此久矣。寡君無適與也。而傳諸君。君其備禦三鄰。愼守寶矣。敢不賀乎。公懼。乃反之。鄭子產聘于晉。晉侯有疾。韓宣子逆客。私焉。曰。寡君寢疾。於今三月矣。並走羣望。有加而無瘳。今夢黃熊入于寢門。其何厲鬼也。對曰。以君之明。子爲大政。其何厲之有。昔堯殛鯀于羽山。其神化爲黃熊。以入于羽淵。實夏爲郊。三代祀之。晉爲盟主。其或者未之祀也乎。韓子祀夏郊。晉侯有間。賜子產莒之

伐北燕。將納簡公。晏子曰。不入。燕有君矣。民不貳。吾君貪賄。左右諂諛。作大事不以信。未嘗可也。

經 七年。春。王正月。暨齊平。三月。公如楚。叔孫婼如齊涖盟。夏。四月甲辰朔。日有食之。秋。八月戊辰。衞侯惡卒。九月。公至自楚。冬。十有一月癸未。季孫宿卒。十有二月癸亥。葬衞襄公。

傳 七年。春。王正月。暨齊平。齊求之也。癸巳。齊侯次于虢。燕人行成曰。敝邑知罪。敢不聽命。先君之敝器。請以謝罪。公孫皙曰。受服而退。俟釁而動。可也。二月戊午。盟于濡上。燕人歸燕姬。賂以瑤罋玉櫝斝耳。不克而還。楚子之爲令尹也。爲王旌以田。芋尹無宇斷之曰。一國兩君。其誰堪之。及卽位。爲章華之宮。納亡人以實之。無宇之閽入焉。無宇執之。有司弗與。曰。執人於王宮。其罪大矣。執而謁諸王。王將飮酒。無宇辭曰。天子經略。諸侯正封。古之制也。封略之內。何非君土。食土之毛。誰非君臣。故詩曰。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣。天有十日。人有十等。下所以事上。上所以共神也。故王臣公。公臣大夫。大夫臣士。士臣皁。皁臣輿。輿臣隸。隸臣僚。僚臣僕。僕臣臺。馬有圉。牛有牧。以待百事。今有司曰。女胡執人於王宮。將焉執之。周文王之法曰。有亡荒閱。所以得天下也。吾先君文王。作僕區之法。曰。盜所隱器。與盜同罪。所以封汝也。若從有司。是無所執逃臣也。逃而舍之。是無陪臺也。王事無乃闕乎。昔武王數紂之罪。以告諸侯曰。紂爲天下逋逃主。萃淵藪。故夫人致死焉。君王始求諸侯而則紂。無乃不可乎。若以二文之法取之。盜有所在矣。王曰。取而臣以往。盜有寵。未可得也。遂赦之。楚子成章華之臺。願與諸侯落之。大宰薳啓彊曰。臣能得魯侯。薳啓彊來召公。辭曰。昔先君成公命我先大夫嬰齊曰。吾不忘先君之好。將使衡父照臨楚國。鎭撫其社稷。以輯寧爾民。嬰齊受命于蜀。奉承以來。弗敢失隕。而致諸宗祧。日我先君共王。引領北望。日月以冀。傳序相

豈。賄賂並行。終子之世。鄭其敗乎。肸聞之。國將亡必多制。其此之謂乎。復書曰。若吾子之言。僑不才。不能及子孫。吾以救世也。既不承命。敢忘大惠。士文伯曰。火見。鄭其火乎。火未出而作火以鑄刑器。藏爭辟焉。火如象之。不火何爲。夏季孫宿如晉拜莒田也。晉侯享之。有加籩。武子退。使行人告之曰。小國之事大國也。苟免於討。不敢求貺。得貺不過三獻。今豆有加。下臣弗堪。無乃戾也。韓宣子曰。寡君以爲驩也。對曰。寡君猶未敢。況下臣君之隸也。敢聞加貺。固請徹加。而後卒事。晉人以爲知禮。重其好貨。宋寺人柳有寵。大子佐惡之。華合比曰。我殺之。柳聞之。乃坎用牲埋書。而告公曰。合比將納亡人之族。既盟于北郭矣。公使視之。有焉。遂逐華合比。合比奔衞。於是華亥欲代右師。乃與寺人柳比。從而爲之徵曰。聞之久矣。公使代之。見於左師。左師曰。女夫也必亡。女喪而宗室。於人何有。人亦於女何有。詩曰。宗子維城。毋俾城壞。毋獨斯畏。女其畏哉。六月丙戌。鄭災。楚公子棄疾如晉報韓子也。過鄭。鄭罕虎・公孫僑・游吉從鄭伯以勞諸柤。辭不敢見。固請見之。見如見王。以其乘馬八匹私面。見子皮如上卿。以馬六匹。見子產以馬四匹。見子大叔以馬二匹。禁芻牧採樵。不入田。不樵樹。不采蓺。不抽屋。不强匄。誓曰。有犯命者。君子廢。小人降。舍不爲暴。主不慁賓。往來如是。鄭三卿皆知其將爲王也。韓宣子之適楚也。楚人弗逆。公子棄疾及晉竟。晉侯將亦弗逆。叔向曰。楚辟我衷。若何效辟。詩曰。爾之教矣。民胥效矣。從我而已。焉用效人之辟。書曰。聖作則。無寧以善人爲則。而則人之辟乎。匹夫爲善。民猶則之。況國君乎。晉侯說。乃逆之。秋。九月。大雩。旱也。徐儀楚聘于楚。楚子執之。逃歸。懼其叛也。使薳洩伐徐。吳人救之。令尹子蕩帥師伐吳。師于豫章。而次于乾谿。吳人敗其師於房鍾。獲宮廄尹棄疾。子蕩歸罪於薳洩而殺之。冬。叔弓如楚。聘且弔敗也。十一月。齊侯如晉。請伐北燕也。士匄相士鞅。逆諸河。禮也。晉侯許之。十二月。齊侯遂

以守龜。曰。余亟使人犒師。請行。以觀王怒之疾除。而爲之備。尚克知之。龜兆告吉。曰。克可知也。君若驩焉好逆使臣。滋敝邑休怠。而忘其死。亡無日矣。今君奮焉震電馮怒。虐執使臣。將以釁鼓。則吳知所備矣。敝邑雖羸。若早脩完。其可以息師。難易有備。可謂吉矣。且吳社稷是卜。豈爲一人。使臣獲釁軍鼓。而敝邑知備。以禦不虞。其爲吉孰大焉。國之守龜。其何事不卜。一臧一否。其誰能常之。城濮之兆。其報在邲。今此行也。其庸有報志。乃弗殺。楚師濟於羅汭。沈尹赤會楚子。次於萊山。薳射帥繁陽之師。先入南懷。楚師從之。及汝清。吳不可入。楚子遂觀兵坻箕之山。是行也。吳早設備。楚無功而還。以蹶由歸。楚子懼吳。使沈尹射待命于巢。薳啓彊待命于雩婁。禮也。秦后子復歸於秦。景公卒故也。

經　六年。春。王正月。杞伯益姑卒。葬秦景公。夏。季孫宿如晉。葬杞文公。宋華合比出奔衞。秋。九月。大雩。楚薳罷帥師伐吳。冬。叔弓如楚。齊侯伐北燕。

傳　六年。春。王正月。杞文公卒。弔如同盟。禮也。大夫如秦葬景公。禮也。三月。鄭人鑄刑書。叔向使詒子產書。曰。始吾有虞於子。今則已矣。昔先王議事以制。不爲刑辟。懼民之有爭心也。猶不可禁禦。是故閑之以義。糾之以政。行之以禮。守之以信。奉之以仁。制爲祿位。以勸其從。嚴斷刑罰。以威其淫。懼其未也。故誨之以忠。聳之以行。敎之以務。使之以和。臨之以敬。涖之以彊。斷之以剛。猶求聖哲之上。明察之官。忠信之長。慈惠之師。民於是乎可任使也。而不生禍亂。民知有辟。則不忌於上。並有爭心。以徵於書。而徼幸以成之。弗可爲矣。夏有亂政。而作禹刑。商有亂政。而作湯刑。周有亂政。而作九刑。三辟之興。皆叔世也。今吾子相鄭國。作封洫。立謗政。制參辟。鑄刑書。將以靖民。不亦難乎。詩曰。儀式刑文王之德。日靖四方。又曰。儀刑文王。萬邦作孚。如是何辟之有。民知爭端矣。將棄禮而徵於書。錐刀之末。將盡爭之。亂獄滋

頫有璋。小有述職。大有巡功。設机而不倚。爵盈而不飲。宴有好貨。飧有陪鼎。入有郊勞。出有贈賄。禮之至也。國家之敗。失之道也。則禍亂興。城濮之役。晉無楚備。以敗於邲。邲之役。楚無晉備。以敗於鄢。自鄢以來。晉不失備。而加之以禮。重之以睦。是以楚弗能報而求親焉。既獲姻親。又欲恥之以召寇讎。備之若何。誰其重此。若有其人。恥之可也。若其未有。君亦圖之。晉之事君。臣曰可矣。求諸侯而麇至。求昏而薦女。君親送之。上卿及上大夫致之。猶欲恥之。君其亦有備矣。不然奈何。韓起之下。趙成・中行吳・魏舒・范鞅・知盈。羊舌肸之下。祁午・張趯・籍談・女齊・梁丙・張骼・輔躒・苗賁皇。皆諸侯之選也。韓襄爲公族大夫。韓須受命而使矣。箕襄・邢帶・叔禽・叔椒・子羽。皆大家也。韓賦七邑。皆成縣也。羊舌四族。皆彊家也。晉人若喪韓起楊肸。五卿八大夫。輔韓須・楊石。因其十家九縣。長轂九百。其餘四十縣遺守四千。奮其武怒。以報其大恥。伯華謀之。中行伯・魏舒帥之。其蔑不濟矣。君將以親易怨。實無禮以速寇。而未有其備。使羣臣往遺之禽。以逞君心。何不可之有。王曰。不穀之過也。大夫無辱。厚爲韓子禮。王欲敖叔向以其所不知。而不能。亦厚其禮。韓起反。鄭伯勞諸圉。辭不敢見。禮也。鄭罕虎如齊。娶於子尾氏。晏子驟見之。陳桓子問其故。對曰。能用善人。民之主也。夏。莒牟夷以牟婁及防茲來奔。牟夷非卿而書。尊地也。莒人愬于晉。晉侯欲止公。范獻子曰。不可。人朝而執之。誘也。討不以師。而誘以成之。惰也。爲盟主而犯此二者。無乃不可乎。請歸之。間而以師討焉。乃歸公。秋。七月。公至自晉。莒人來討。不設備。戊辰。叔弓敗諸蚡泉。莒未陳也。冬。十月。楚子以諸侯及東夷伐吳。以報棘櫟麻之役。薳射以繁陽之師。會於夏汭。越大夫常壽過。帥師會楚子于瑣。聞吳師出。薳啓彊帥師從之。遽不設備。吳人敗諸鵲岸。楚子以馹至於羅汭。吳子使其弟蹶由犒師。楚人執之。將以釁鼓。王使問焉曰。女卜來吉乎。對曰。吉。寡君聞君將治兵於敝邑。卜之

之謙。☷☲。以示卜楚丘。楚丘曰。是將行。而歸爲子祀。以讒人入。其名曰牛。卒以餒死。明夷日
也。日之數十。故有十時。亦當十位。自王以下。其二爲公。其三爲卿。日上其中。食日爲二。旦日
爲三。明夷之謙。明而未融。其當旦乎。故曰爲子祀。日之謙。當鳥。故曰明夷于飛。明而未融。故
曰垂其翼。象日之動。故曰君子于行。當三在旦。故曰三日不食。離火也。艮山也。離爲火。火焚
山山敗。於人爲言。敗言爲讒。故曰有攸往主人有言。言必讒也。純離爲牛。世亂讒勝。勝將適
離。故曰其名曰牛。謙不足。飛不翔。垂不峻。翼不廣。故曰其爲子後乎。吾子亞卿也。抑少不終。
楚子以屈申爲貳於吳。乃殺之。以屈生爲莫敖。使與令尹子蕩如晉逆女。過鄭。鄭伯勞子蕩
于氾。勞屈生于菟氏。晉侯送女于邢丘。子產相鄭伯。會晉侯于邢丘。公如晉。自郊勞至于贈
賄。無失禮。晉侯謂女叔齊曰。魯侯不亦善於禮乎。對曰。魯侯焉知禮。公曰。何爲。自郊勞至于
贈賄。禮無違者。何故不知。對曰。是儀也。不可謂禮。禮者所以守其國。行其政令。無失其民者
也。今政令在家。不能取也。有子家羈。弗能用也。奸大國之盟。陵虐小國。利人之難。不知其私。
公室四分。民食於他。思莫在公。不圖其終。爲國君難將及身。不恤其所。禮之本末。將於此乎
在。而屑屑焉習儀以亟。言善於禮。不亦遠乎。君子謂叔侯於是乎知禮。晉韓宣子如楚送女。
叔向爲介。鄭子皮・子大叔勞諸索氏。大叔謂叔向曰。楚王汰侈已甚。子其戒之。叔向曰汰侈
已甚。身之災也。焉能及人。若吾奉吾幣帛。愼吾威儀。守之以信。行之以禮。敬始而思終。終無
不復。從而不失儀。敬而不失威。道之以訓辭。奉之以舊法。考之以先王。度之以二國。雖汰侈
若我何。及楚。楚子朝其大夫曰。晉吾仇敵也。苟得志焉。無恤其他。今其來者。上卿上大夫也。
若吾以韓起爲閽。以羊舌肸爲司宮。足以辱晉。吾亦得志矣。可乎。大夫莫對。薳啓彊曰。可。苟
有其備。何故不可。恥匹夫不可以無備。況恥國乎。是以聖王務行禮。不求恥人。朝聘有珪。享

卿禮。南遺謂季孫曰。叔孫未乘路。葬焉用之。且冢卿無路。介卿以葬。不亦左乎。季孫曰然。使杜洩舍路。不可。曰。夫子受命於朝。而聘于王。王思舊勳。而賜之路。復命而致之君。君不敢逆王命。而復賜之。使三官書之。吾子爲司徒。實書名。夫子爲司馬。與工正書服。孟孫爲司空。以書勳。今死而弗以。是棄君命也。書在公府而弗以。是廢三官也。若命服生弗敢服。死又不以。將焉用之。乃使以葬。季孫謀去中軍。豎牛曰。夫子固欲去之。

經　五年。春。王正月。舍中軍。楚殺其大夫屈申。公如晉。夏。莒牟夷以牟婁及防茲來奔。秋。七月。公至自晉。戊辰。叔弓帥師敗莒師于蚡泉。秦伯卒。冬。楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・沈子・徐人・越人伐吳。

傳　五年。春。王正月。舍中軍。卑公室也。毀中軍于施氏。成諸臧氏。初作中軍。三分公室。而各有其一。季氏盡征之。叔孫氏臣其子弟。孟氏取其半焉。及其舍之也。四分公室。季氏擇其二。二子各一。皆盡征之。而貢于公。以書。使杜洩告於殯。曰。子固欲毀中軍。既毀之矣。故敢告。杜洩曰。夫子唯不欲毀也。故盟諸僖閎。詛諸五父之衢。受其書而投之。帥士而哭之。叔仲子謂季孫曰。帶受命於子叔孫。曰。葬鮮者自西門。季孫命杜洩。杜洩曰。卿喪自朝。魯禮也。吾子爲國政。未改禮。而又遷之。群臣懼死。不敢自也。既葬而行。仲至自齊。季孫欲立之。南遺曰。叔孫氏厚。則季氏薄。彼實家亂。子勿與知。不亦可乎。南遺使國人助豎牛。以攻諸大庫之庭。司宮射之。中目而死。豎牛取東鄙三十邑。以與南遺。昭子卽位。朝其家衆。曰。豎牛禍叔孫氏。使亂大從。殺適立庶。又披其邑。將以赦罪。罪莫大焉。必速殺之。豎牛懼奔齊。孟仲之子殺諸塞關之外。投其首於寧風之棘上。仲尼曰。叔孫昭子之不勞。不可能也。周任有言。曰。爲政者不賞私勞。不罰私怨。詩云。有覺德行。四國順之。初穆子之生也。莊叔以周易筮之。遇明夷䷣。

死於路。已爲蠆尾。以令於國。國將若之何。子寬以告。子產。子產曰何害。苟利社稷。死生以之。且吾聞爲善者不改其度。故能有濟也。民不可逞。度不可改。詩曰。禮義不愆。何恤於人言。吾不遷矣。渾罕曰。國氏其先亡乎。君子作法於涼。其敝猶貪。作法於貪。敝將若之何。姬在列者。蔡及曹滕其先亡乎。偪而無禮。鄭先衛亡。偪而無法。政不率法。而制於心。民各有心。何上之有。冬。吳伐楚。入棘櫟麻。以報朱方之役。楚沈尹射奔命於夏汭。箴尹宜咎城鍾離。薳啓彊城巢。然丹城州來。東國水。不可以城。彭生罷賴之師。初穆子去叔孫氏。及庚宗。遇婦人。使私爲食而宿焉。問其行。告之故。哭而送之。適齊。娶於國氏。生孟丙仲壬。夢天壓己。弗勝。顧而見人。黑而上僂。深目而豭喙。號之曰。牛助余。乃勝之。旦而皆召其徒。無之。且曰。志之。及宣伯奔齊饋之。宣伯曰。魯以先子之故。將存吾宗。必召女。召女何如。對曰。願之久矣。魯人召之。不告而歸。既立。所宿庚宗之婦人獻以雉。問其姓。對曰。余子長矣。能奉雉而從我矣。召而見之。則所夢也。未問其名。號之曰牛。對曰唯。皆召其徒使視之。遂使爲豎。有寵。長使爲政。公孫明知叔孫於齊。歸。未逆國姜。子明取之。故怒。其子長而後使逆之。田於丘蕕。遂遇疾焉。豎牛欲亂其室而有之。强與孟盟。不可。叔孫爲孟鐘。曰。爾未際。饗大夫以落之。既具。使豎牛請日。入弗謁。出命之日。及賓至。聞鐘聲。牛曰。孟有北婦人之客。怒將往。牛止之。賓出。使拘而殺諸外。牛又强與仲盟。不可。仲與公御萊書觀於公。公與之環。使牛入示之。入不示。出命佩之。牛請叔孫。見仲而何。叔孫曰。何爲。曰不見既自見矣。公與之環而佩之矣。遂逐之。奔齊。疾急。命召仲。牛許而不召。杜洩見。告之飢渴。授之戈。對曰。求之而至。又何去焉。豎牛曰。夫子疾病。不欲見人。使寘饋于个而退。牛弗進。則置虛命徹。十二月癸丑。叔孫不食。乙卯。卒。牛立昭子而相之。公使杜洩葬叔孫。豎牛賂叔仲昭子與南遺。使惡杜洩於季孫而去之。杜洩將以路葬。且盡

康有酆宮之朝。穆有塗山之會。齊桓有召陵之師。晉文有踐土之盟。君其何用。宋向戌・鄭公孫僑在。諸侯之良也。君其選焉。王曰。吾用齊桓。王使問禮於左師與子產。左師曰。小國習之。大國用之。敢不薦聞。獻公合諸侯之禮六。子產曰。小國共職。敢不薦守。獻伯子男會公之禮六。君子謂。合左師善守先代。子產善相小國。王使椒舉侍於後。以規過。卒事不規。王問其故。對曰。禮吾所未見者有六焉。又何以規。宋大子佐後至。王田於武城。久而弗見。椒舉請辭焉。王使往曰。屬有宗祧之事於武城。寡君將墮幣焉。敢謝後見。徐子吳出也。以爲貳焉。故執諸申。楚子示諸侯侈。椒舉曰。夫六王二公之事。皆所以示諸侯禮也。諸侯所由用命也。夏桀爲仍之會。有緡叛之。商紂爲黎之蒐。東夷叛之。周幽爲大室之盟。戎狄叛之。皆所以示諸侯汰也。諸侯所由棄命也。今君以汰。無乃不濟乎。王弗聽。子產見左師曰。吾不患楚矣。汰而愎諫。不過十年。左師曰。然。不十年侈。其惡不遠。遠惡而後棄。善亦如之。德遠而後興。秋。七月。楚子以諸侯伐吳。宋大子鄭伯先歸。宋華費遂鄭大夫從。使屈申圍朱方。八月甲申。克之。執齊慶封。而盡滅其族。將戮慶封。椒舉曰。臣聞唯無瑕者。可以戮人。慶封唯逆命。是以在此。其肯從於戮乎。播於諸侯。焉用之。王弗聽。負之斧鉞。以徇於諸侯。使言曰。無或如齊慶封弒其君。弱其孤。以盟其大夫。慶封曰。無或如楚共王之庶子圍。弒其君兄之子麇而代之。以盟諸侯。王使速殺之。遂以諸侯滅賴。賴子面縛銜璧。士袒輿櫬從之。造於中軍。王問諸椒舉。對曰。成王克許。許僖公如是。王親釋其縛。受其璧。焚其櫬。王從之。遷賴於鄢。楚子欲遷許於賴。使鬭韋龜與公子棄疾城之而還。申無宇曰。楚禍之首。將在於此矣。召諸侯而來。伐國而克。城竟莫校。王心不違。民其居乎。民之不處。其誰堪之。不堪王命。乃禍亂也。九月。取鄫。言易也。莒亂。著丘公立而不撫鄫。鄫叛而來。故曰取。凡克邑。不用師徒曰取。鄭子產作丘賦。國人謗之曰。其父

或多難以固其國。啓其疆土。或無難以喪其國。失其守宇。若何虞難。齊有仲孫之難。而獲桓公。至今賴之。晉有里丕之難。而獲文公。是以爲盟主。衞邢無難。敵亦喪之。故人之難。不可虞也。恃此三者。而不脩政德。亡於不暇。又何能濟。君其許之。紂作淫虐。文王惠和。殷是以隕。周是以興。夫豈爭諸侯。乃許楚使。使叔向對曰。寡君有社稷之事。是以不獲春秋時見。諸侯君實有之。何辱命焉。椒舉遂請昏。晉侯許之。楚子問於子產曰。晉其許我諸侯乎。對曰。許君。晉君少安。不在諸侯。其大夫多求。莫匡其君。在宋之盟。又曰如一。若不許君。將焉用之。王曰。諸侯其來乎。對曰。必來。從宋之盟。承君之歡。不畏大國。何故不來。不來者其魯衞曹邾乎。曹畏宋。邾畏魯。魯衞偪於齊而親於晉。唯是不來。其餘君之所及也。誰敢不至。王曰。然則吾所求者無不可乎。對曰。求逞於人。不可。與人同欲。盡濟。大雨雹。季武子問於申豐曰。雹可禦乎。對曰。聖人在上無雹。雖有不爲災。古者日在北陸而藏冰。西陸朝覿而出之。其藏冰也。深山窮谷。固陰沍寒。於是乎取之。其出之也。朝之祿位。賓食喪祭。於是乎用之。其藏之也。黑牡秬黍以享司寒。其出之也。桃弧棘矢。以除其災。其出入也時。食肉之祿。冰皆與焉。大夫命婦喪浴用冰。祭寒而藏之。獻羔而啓之。公始用之。火出而畢賦。自命夫命婦至於老疾。無不受冰。山人取之。縣人傳之。輿人納之。隸人藏之。夫冰以風壯。而以風出。其藏之也周。其用之也徧。則冬無愆陽。夏無伏陰。春無淒風。秋無苦雨。雷出不震。無菑霜雹。癘疾不降。民不夭札。今藏川池之冰。棄而不用。風不越而殺。雷不發而震。雹之爲菑。誰能禦之。七月之卒章。藏冰之道也。夏。諸侯如楚。魯衞曹邾不會。曹邾辭以難。公辭以時祭。衞侯辭以疾。鄭伯先待于申。六月丙午。楚子合諸侯于申。椒舉言於楚子曰。臣聞諸侯無歸。禮以爲歸。今君始得諸侯。其愼禮矣。霸之濟否。在此會也。夏啓有鈞臺之享。商湯有景亳之命。周武有孟津之誓。成有岐陽之蒐。

春秋左氏傳 卷第二十一

昭公二

經　四年。春。王正月。大雨雹。夏。楚子・蔡侯・陳侯・鄭伯・許男・徐子・滕子・頓子・胡子・沈子・小邾子・宋世子佐・淮夷會于申。楚人執徐子。秋。七月。楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・胡子・沈子・淮夷伐吳。執齊慶封殺之。遂滅賴。九月。取鄫。冬。十有二月乙卯。叔孫豹卒。

傳　四年。春。王正月。許男如楚。楚子止之。遂止鄭伯。復田江南。許男與焉。使椒舉如晉求諸侯。二君待之。椒舉致命曰。寡君使舉曰。日君有惠。賜盟于宋。曰晉楚之從。交相見也。以歲之不易。寡君願結驩於二三君。使舉請間。君若苟無四方之虞。則願假寵以請於諸侯。晉侯欲勿許。司馬侯曰。不可。楚王方侈。天其或者欲逞其心。以厚其毒。而降之罰。未可知也。其使能終。亦未可知也。晉楚唯天所相。不可與爭。君其許之。而脩德以待其歸。若歸於德。吾猶將事之。況諸侯乎。若適淫虐。楚將棄之。吾又誰與爭。公曰。晉有三不殆。其何敵之有。國險而多馬。齊楚多難。有是三者。何鄉而不濟。對曰。恃險與馬。而虞鄰國之難。是三殆也。四嶽。三塗。陽城。大室。荊山。中南。九州之險也。是不一姓。冀之北土。馬之所生。無興國焉。恃險與馬。不可以爲固也。從古以然。是以先王務脩德音。以亨神人。不聞其務險與馬也。鄰國之難。不可虞也。

以田江南之夢。齊公孫竈卒。司馬竈見晏子曰。又喪子雅矣。晏子曰。惜也。子旗不免。殆哉。姜族弱矣。而嬀將始昌。二惠競爽猶可。又弱一个焉。姜其殆哉。

春秋左氏傳卷第二十

子・趙文子・韓宣子・皆欲之。文子曰。溫吾縣也。二宣子曰。自郤稱以別。三傳矣。晉之別縣不唯
州。誰獲治之。文子病之。乃舍之。二宣子曰。吾不可以正議而自與也。皆舍之。及文子爲政。趙
獲曰。可以取州矣。文子曰。退。二子之言義也。違義禍也。余不能治余縣。又焉用州。其以徼禍
也。君子曰。弗知實難。知而弗從。禍莫大焉。有言州必死。豐氏故主韓氏。伯石之獲州也。韓宣
子爲之請之。爲其復取之之故。五月。叔弓如滕。葬滕成公。子服椒爲介。及郊。遇懿伯之忌。敬
子不入。惠伯曰。公事有公利。無私忌。椒請先入。乃先受館。敬子從之。晉韓起如齊逆女。公孫
蠆爲少姜之有寵也。以其子更公女。而嫁公子。人謂宣子。子尾欺晉。晉胡受之。宣子曰。我欲
得齊。而遠其寵。寵將來乎。秋。七月。鄭罕虎如晉賀夫人。且告曰。楚人日徵敝邑以不朝立王
之故。敝邑之往。則畏執事其謂寡君而固有外心。其不往則宋之盟云。進退罪也。寡君使虎
布之。宣子使叔向對曰。君若辱有寡君。在楚何害。脩宋盟也。君苟思盟。寡君乃知免於戾矣。
君若不有寡君。雖朝夕辱於敝邑。寡君猜焉。君實有心。何辱命焉。君其往也。苟有寡君。在楚
猶在晉也。張趯使謂大叔曰。自子之歸也。小人糞除先人之敝廬曰。子其將來。今子皮實
來。小人失望。大叔曰。吉賤不獲來。畏大國尊夫人也。且孟曰而將無事。吉庶幾焉。小邾穆
公來朝。季武子欲卑之。穆叔曰。不可。曹滕二邾實不忘我好。敬以逆之。猶懼其貳。又卑一睦
焉。逆羣好也。其如舊而加敬焉。志曰。能敬無災。又曰。敬逆來者。天所福也。季孫從之。八月。大
雩。旱也。齊侯田於莒。盧蒲嫳見。泣且請曰。余髮如此種種。余奚能爲。公曰。諾。吾告二子。歸而
告之。子尾欲復之。子雅不可曰。彼其髮短而心甚長。其或寢處我矣。九月。子雅放盧蒲嫳于
北燕。燕簡公多嬖寵。欲去諸大夫而立其寵人。冬。燕大夫比以殺公之外嬖。公懼奔齊。書曰。
北燕伯款出奔齊。罪之也。十月。鄭伯如楚。子產相。楚子享之。賦吉日。既享。子產乃具田備。王

三量皆登一焉。鍾乃大矣。以家量貸。而以公量收之。山木如市。弗加於山。魚鹽蜃蛤。弗加於海。民參其力。二入於公。而衣食其一。公聚朽蠹。而三老凍餒。國之諸市。屨賤踊貴。民人痛疾、而或燠休之。其愛之如父母。而歸之如流水。欲無獲民。將焉辟之。箕伯・直柄・虞遂・伯戲。其相胡公大姬。已在齊矣。叔向曰。然。雖吾公室。今亦季世也。戎馬不駕。卿無軍行。公乘無人。卒列無長。庶民罷敝。而宮室滋侈。道殣相望。而女富溢尤。民聞公命。如逃寇讎。欒郤胥原狐續慶伯。降在皁隸。政在家門。民無所依。君日不悛。以樂慆憂。公室之卑。其何日之有。讒鼎之銘曰。昧旦丕顯。後世猶怠。況日不悛。其能久乎。晏子曰。子將若何。叔向曰。晉之公族盡矣。肸聞之。公室將卑。其宗族枝葉先落。則公室從之。肸之宗十一族。唯羊舌氏在而已。肸又無子。公室無度。幸而得死。豈其獲祀。初景公欲更晏子之宅。曰。子之宅近市。湫隘囂塵。不可以居。請更諸爽塏者。辭曰。君之先臣容焉。臣不足以嗣之。於臣侈矣、且小人近市。朝夕得所求。小人之利也。敢煩里旅。公笑曰。子近市。識貴賤乎。對曰。既利之。敢不識乎。公曰。何貴何賤。於是景公繁於刑。有鬻踊者。故對曰。踊貴屨賤。既已告於君。故與叔向語而稱之。景公爲是省於刑。君子曰。仁人之言。其利博哉。晏子一言。而齊侯省刑。詩曰。君子如祉。亂庶遄已。其是之謂乎。及晏子如晉。公更其宅。反則成矣。既拜。乃毀之而爲里室。皆如其舊。則使宅人反之。曰。諺曰。非宅是卜。唯鄰是卜。二三子先卜鄰矣。違卜不祥。君子不犯非禮。小人不犯不祥。古之制也。吾敢違諸乎。卒復其舊宅。公弗許。因陳桓子以請。乃許之。夏。四月。鄭伯如晉。公孫段相。甚敬而卑。禮無違者。晉侯嘉焉。授之以策曰。子豐有勞於晉國。余聞而弗忘。賜女州田。以胙乃舊勳。伯石再拜稽首。受策以出。君子曰。禮其人之急也乎。伯石之汏也、一爲禮於晉。猶荷其祿。況以禮終始乎。詩曰。人而無禮。胡不遄死。其是之謂乎。初州縣欒豹之邑也。及欒氏亡。范宣

曰。不共。君求以貪。國則不共。而執其使。君刑已頗。何以爲盟主。且少姜有辭。冬。十月。陳無宇歸。十一月。鄭印段如晉弔。

經　三年。春。王正月丁未。滕子原卒。夏。叔弓如滕。五月。葬滕成公。秋。小邾子來朝。八月。大雩。冬。大雨雹。北燕伯欵出奔齊。

傳　三年。春。王正月。鄭游吉如晉。送少姜之葬。梁丙與張趯見之。梁丙曰。甚矣哉。子之爲此來也。子大叔曰。將得已乎。昔文襄之霸也。其務不煩諸侯。令諸侯三歲而聘。五歲而朝。有事而會。不協而盟。君薨。大夫弔。卿共葬事。夫人士弔。大夫送葬。足以昭禮命事謀闕而已。無加命矣。今嬖寵之喪。不敢擇位。而數於守適。唯懼獲戾。豈敢憚煩。少姜有寵而死。齊必繼室。今茲吾又將來賀。不唯此行也。張趯曰。善哉。吾得聞此數也。然自今子其無事矣。譬如火焉。火中。寒暑乃退。此其極也。能無退乎。晉將失諸侯。諸侯求煩不獲。二大夫退。子大叔告人曰。張趯有知。其猶在君子之後乎。丁未。滕子原卒。同盟故書名。齊侯使晏嬰請繼室於晉。曰。寡君使嬰曰。寡人願事君朝夕不倦。將奉質幣。以無失時。則國家多難。是以不獲。不腆先君之適。以備內官。焜燿寡人之望。則又無祿早世隕命。寡人失望。君若不忘先君之好。惠顧齊國。辱收寡人。徼福於大公丁公。照臨敝邑。鎭撫其社稷。則猶有先君之適。乃遺姑姊妹若而人。君若不棄敝邑。而辱使董振擇之。以備嬪嬙。寡人之望也。韓宣子使叔向對曰。寡君之願也。寡君不能獨任其社稷之事。未有伉儷。在縗絰之中。是以未敢請。君有辱命。惠莫大焉。若惠顧敝邑。撫有晉國。賜之內主。豈唯寡君。舉羣臣實受其貺。其自唐叔以下。實寵嘉之。旣成昏。晏子受禮。叔向從之宴。相與語。叔向曰。齊其何如。晏子曰。此季世也。吾弗知。齊其爲陳氏矣。公棄其民。而歸之陳氏。齊舊四量。豆區釜鍾。四升爲豆。各自其四。以登於釜。釜十則鍾。陳氏

曰。周禮盡在魯矣。吾乃今知周公之德。與周之所以王也。公享之。季武子賦緜之卒章。韓子賦角弓。季武子拜曰。敢拜子之彌縫敝邑。寡君有望矣。武子賦節之卒章。既享。宴于季氏。有嘉樹焉。宣子譽之。武子曰。宿敢不封殖此樹。以無忘角弓。遂賦甘棠。宣子曰。起不堪也。無以及召公。宣子遂如齊納幣。見子雅。子雅召子旗。使見宣子。宣子曰。非保家之主也。不臣。見子尾。子尾見子彊。宣子謂之如子旗。大夫多笑之。唯晏子信之曰。夫子君子也。君子有信。其有以知之矣。自齊聘於衛。衛侯享之。北宮文子賦淇澳。宣子賦木瓜。夏。四月。韓須如齊逆女。齊陳無宇送女。致少姜。少姜有寵於晉侯。晉侯謂之少齊。謂陳無宇非卿也。執諸中都。少姜爲之請曰。送從逆班。畏大國也。猶有所易。是以亂作。叔弓聘于晉。報宣子也。晉侯使郊勞。辭曰。寡君使弓來繼舊好。固曰。女無敢爲賓。徹命於執事。敝邑弘矣。敢辱郊使。請辭。致館。辭曰。寡君命下臣。來繼舊好。好合使成。臣之祿也。敢辱大館。叔向曰。子叔子知禮哉。吾聞之。曰忠信禮之器也。卑讓禮之宗也。辭不忘國。忠信也。先國後己。卑讓也。詩曰。敬慎威儀。以近有德。夫子近德矣。秋。鄭公孫黑將作亂。欲去游氏而代其位。傷疾作而不果。駟氏與諸大夫欲殺之。子產在鄙。聞之。懼弗及。乘遽而至。使吏數之曰。伯有之亂。以大國之事。而未爾討也。爾有亂心無厭。國不女堪。專伐伯有。而罪一也。昆弟爭室。而罪二也。薰隧之盟。女矯君位。而罪三也。有死罪三。何以堪之。不速死。大刑將至。再拜稽首辭曰。死在朝夕。無助天爲虐。子產曰。人誰不死。凶人不終。命也。作凶事。爲凶人。不助天。其助凶人乎。請以印爲褚師。子產曰。印也若才。君將任之。不才。將朝夕從女。女罪之不恤。而又何請焉。不速死。司寇將至。七月。戊寅。縊。尸諸周氏之衢。加木焉。晉少姜卒。公如晉。及河。晉侯使士文伯來辭曰。非伉儷也。請君無辱。公還。季孫宿遂致服焉。叔向言陳無宇於晉侯曰。彼何罪。君使公族逆之。齊使上大夫送之。猶

陽物而晦時。淫則生內熱惑蠱之疾。今君不節不時。能無及此乎。出告趙孟。趙孟曰。誰當良臣。對曰。主是謂矣。主相晉國。於今八年。晉國無亂。諸侯無闕。可謂良矣。和聞之。國之大臣。榮其寵祿。任其大節。有菑禍興。而無改焉。必受其咎。今君至於淫以生疾。將不能圖恤社稷。禍孰大焉。主不能禦。吾是以云也。趙孟曰。何謂蠱。對曰。淫溺惑亂之所生也。於文皿蟲爲蠱。穀之飛亦爲蠱。在周易。女惑男。風落山。謂之蠱䷑皆同物也。趙孟曰。良醫也。厚其禮而歸之。

楚公子圍使公子黑肱伯州犂城犫櫟郟。鄭人懼。子產曰。不害。令尹將行大事。而先除二子也。禍不及鄭。何患焉。冬。楚公子圍將聘于鄭。伍舉爲介。未出竟。聞王有疾而還。伍舉遂聘。十一月己酉。公子圍至。入問王疾。縊而弑之。遂殺其二子幕及平夏。右尹子干出奔晉。宮廐尹子晳出奔鄭。殺大宰伯州犂于郟。葬王於郟。謂之郟敖。使赴于鄭。伍舉問應爲後之辭焉。對曰。寡大夫圍。伍舉更之曰。共王之子圍爲長。子干奔晉。從車五乘。叔向使與秦公子同食。皆百人之餼。趙文子曰。秦公子富。叔向曰。底祿以德。德鈞以年。年同以尊。公子以國。不聞以富。且夫以千乘去其國。彊禦已甚。詩曰。不侮鰥寡。不畏彊禦。秦楚匹也。使后子與子干齒。辭曰。鍼懼選。楚公子不獲。是以皆來。亦唯命。且臣與羈齒。無乃不可乎。史佚有言。曰。非羈何忌。楚靈王即位。薳罷爲令尹。薳啓彊爲大宰。鄭游吉如楚葬郟敖。且聘立君。歸謂子產曰。具行器矣。楚王汏侈而自說其事。必合諸侯。吾往無日矣。子產曰。不數年未能也。十二月。晉既烝。趙孟適南陽。將會孟子餘。甲辰朔。烝于溫。庚戌。卒。鄭伯如晉弔。及雍乃復。

經　二年。春。晉侯使韓起來聘。夏。叔弓如晉。秋。鄭殺其大夫公孫黑。冬。公如晉。至河乃復。季孫宿如晉。

傳　二年。春。晉侯使韓宣子來聘。且告爲政而來見。禮也。觀書於大史氏。見易象與魯春秋。

是因。故辰爲商星。遷實沈于大夏。主參。唐人是因。以服事夏商。其季世曰唐叔虞。當武王邑姜方震大叔。夢帝謂己。余命而子曰虞。將與之唐。屬諸參。而蕃育其子孫。及生有文在其手曰虞。遂以命之。及成王滅唐。而封大叔焉。故參爲晉星。由是觀之。則實沈參神也。昔金天氏有裔子曰昧。爲玄冥師。生允格臺駘。臺駘能業其官。宣汾洮。障大澤。以處大原。帝申嘉之。封諸汾川。沈姒蓐黃。實守其祀。今晉主汾而滅之矣。由是觀之。則臺駘汾神也。抑此二者。不及君身。山川之神。則水旱癘疫之災。於是乎禜之。日月星辰之神。則雪霜風雨之不時。於是乎禜之。若君身。則亦出入飲食哀樂之事也。山川星辰之神。又何爲焉。僑聞之。君子有四時。朝以聽政。晝以訪問。夕以脩令。夜以安身。於是乎節宣其氣。勿使有所壅閉湫底。以露其體。茲心不爽。而昏亂百度。今無乃壹之。則生疾矣。僑又聞之。內官不及同姓。其生不殖。美先盡矣。則相生疾。君子是以惡之。故志曰。買妾不知其姓。則卜之。違此二者。古之所愼也。男女辨姓。禮之大司也。今君內實有四姬焉。其無乃是也乎。若由是二者。弗可爲也已。四姬有省猶可。無則必生疾矣。叔向曰。善哉。肸未之聞也。此皆然矣。叔向出。行人揮送之。叔向問鄭故焉。且問子晳。對曰。其與幾何。無禮而好陵人。怙富而卑其上。弗能久矣。晉侯聞子產之言曰。博物君子也。重賄之。晉侯求醫於秦。秦伯使醫和視之。曰。疾不可爲也。是謂近女室。疾如蠱。非鬼非食。惑以喪志。良臣將死。天命不祐。公曰。女不可近乎。對曰。節之。先王之樂。所以節百事也。故有五節。遲速本末以相及。中聲以降。五降之後。不容彈矣。於是有煩手淫聲。慆堙心耳。乃忘平和。君子弗聽也。物亦如之。至於煩。乃舍也已。無以生疾。君子之近琴瑟。以儀節也。非以慆心也。天有六氣。降生五味。發爲五色。徵爲五聲。淫生六疾。六氣曰陰陽風雨晦明也。分爲四時。序爲五節。過則爲菑。陰淫寒疾。陽淫熱疾。風淫末疾。雨淫腹疾。晦淫惑疾。明淫心疾。女

又何疑焉。周公殺管叔而蔡蔡叔。夫豈不愛。王室故也。吉若獲戾。子將行之。何有於諸游也。秦后子有寵於桓。如二君於景。其母曰。弗去懼選。癸卯。鍼適晉。其車千乘。書曰。秦伯之弟鍼出奔晉。罪秦伯也。后子享晉侯。造舟于河。十里舍車。自雍及絳。歸取酬幣。終事八反。司馬侯問焉曰。子之車盡於此而已乎。對曰。此之謂多矣。若能少此。吾何以得見。女叔齊以告公。且曰。秦公子必歸。臣聞君子能知其過。必有令圖。令圖天所贊也。后子見趙孟。趙孟曰。吾子其曷歸。對曰。鍼懼選於寡君。是以在此。將待嗣君。趙孟曰。秦君何如。對曰。無道。趙孟曰。亡乎。對曰。何爲。一世無道。國未艾也。國於天地。有與立焉。不數世淫。弗能斃也。趙孟曰。天乎。對曰。有焉。趙孟曰。其幾何。對曰。鍼聞之。國無道而年穀和熟。天贊之也。鮮不五稔。趙孟視蔭曰。朝夕不相及。誰能待五。后子出而告人曰。趙孟將死矣。主民。翫歲而愒日。其與幾何。鄭爲游楚亂故。六月丁巳。鄭伯及其大夫盟于公孫段氏。罕虎・公孫僑・公孫段・印段・游吉・駟帶・私盟于閨門之外。實薰隧。公孫黑強與於盟。使大史書其名。且曰七子。子產弗討。晉中行穆子敗無終及羣狄于大原。崇卒也。將戰。魏舒曰。彼徒我車。所遇又阨。以什共車必克。困諸阨又克。請皆卒。自我始。乃毀車以爲行。五乘爲三伍。荀吳之嬖人不肯卽卒。斬以徇。爲五陳以相離。兩於前。伍於後。專爲右角。參爲左角。偏爲前拒。以誘之。翟人笑之。未陳而薄之。大敗之。莒展輿立。而奪羣公子秩。公子召去疾于齊。秋。齊公子鉏納去疾。展輿奔吳。叔弓帥師疆鄆田。因莒亂也。於是莒務婁・瞀胡・及公子滅明。以大厖與常儀靡奔齊。君子曰。莒展之不立。棄人也夫。人可棄乎。詩曰。無競惟人。善矣。晉侯有疾。鄭伯使公孫僑如晉聘。且問疾。叔向問焉曰。寡君之疾病。卜人曰。實沈臺駘爲祟。史莫之知。敢問此何神也。子產曰。昔高辛氏有二子。伯曰閼伯。季曰實沈。居于曠林。不相能也。日尋干戈。以相征討。后帝不臧。遷閼伯于商丘。主辰。商人

其何實非命。子皮賦野有死麕之卒章。趙孟賦常棣。且曰、吾兄弟比以安、尨也可使無吠。穆
叔子皮及曹大夫興拜。舉兕爵曰、小國賴子、知免於戾矣。飲酒樂。趙孟出曰、吾不復此矣。天
王使劉定公勞趙孟於潁。館於雒汭。劉子曰、美哉禹功。明德遠矣。微禹吾其魚乎。吾與子弁
冕端委、以治民臨諸侯、禹之力也。子盍亦遠績禹功、而大庇民乎。對曰、老夫罪戾是懼、焉能
恤遠。吾儕偷食。朝不謀夕。何其長也。劉子歸以語王曰、諺所謂老將知而耄及之者、其趙孟
之謂乎。爲晉正卿、以主諸侯、而儕於隸人。朝不謀夕、棄神人矣。神怒民叛。何以能久。趙孟不
復年矣。神怒不歆其祀、民叛不卽其事。祀事不從、又何以年。叔孫歸。曾夭御季孫以勞之。旦
及日中不出。曾夭謂曾阜曰、旦及日中、吾知罪矣。魯以相忍爲國也。忍其外、不忍其內、焉用
之。阜曰、數月於外、一旦於是、庸何傷。賈而欲贏、而惡囂乎。阜謂叔孫曰、可以出矣。叔孫指楹
曰、雖惡是、其可去乎。乃出見之。鄭徐吾犯之妹美。公孫楚聘之矣。公孫黑又使強委禽焉。犯
懼。告子產。子產曰、是國無政。非子之患也。唯所欲與。犯請於二子、請使女擇焉。皆許之。子皙
盛飾入、布幣而出。子南戎服入、左右射、超乘而出。女自房觀之曰、子皙信美矣。抑子南夫也。
夫夫婦婦、所謂順也。適子南氏。子皙怒。既而櫜甲以見子南、欲殺之而取其妻。子南知之、執
戈逐之。及衝、擊之以戈。子皙傷而歸、告大夫曰、我好見之。不知其有異志也。故傷。大夫皆謀
之。子產曰、直鈞。幼賤有罪。罪在楚也。乃執子南而數之曰、國之大節有五。女皆奸之。畏君之
威、聽其政、尊其貴、事其長、養其親。五者所以爲國也。今君在國。女用兵焉。不畏威也。奸國之
紀、不聽政也。子皙上大夫。女嬖大夫、而弗下之。不尊貴也。幼而不忌。不事長也。兵其從兄。不
養親也。君曰、余不女忍殺。宥女以遠。勉速行乎。無重而罪。五月庚辰、鄭放游楚於吳。將行子
南。子產咨於大叔。大叔曰、吉不能亢身。焉能亢宗。彼國政也。非私難也。子圖鄭國。利則行之。

甚焉・雖怨季孫・魯國何罪・叔出季處・有自來矣。吾又誰怨・然鮒也賄。弗與不已。召使者。裂裳帛而與之曰。帶其褊矣。趙孟聞之曰。臨患不忘國。忠也。思難不越官。信也。圖國忘死。貞也。謀主三者。義也。有是四者。又可戮乎。乃請諸楚曰・魯雖有罪。其執事不辟難。畏威而敬命矣。子若免之。以勸左右也。若子之羣吏。處不辟汚・出不逃難。其何患之有。患之所生。汚而不治。難而不守。所由來也。能是二者。又何患焉。不靖其能。其誰從之。魯叔孫豹可謂能矣。請免之以靖能者。子會而赦有罪。又賞其賢。諸侯其誰不欣焉望楚而歸之。視遠如邇。疆場之邑。一彼一此。何常之有。王伯之令也。引其封疆。而樹之官。舉之表旗。而著之制令。過則有刑。猶不可壹。於是乎虞有三苗。夏有觀扈。商有姺邳。周有徐奄。自無令王。諸侯逐進。狎主齊盟。其又可壹乎。恤大舍小。足以為盟主。又焉用之。封疆之削。何國蔑有。主齊盟者。誰能辯焉。吳濮有釁。楚之執事。豈其顧盟。莒之疆事。楚勿與知。諸侯無煩。不亦可乎。莒魯爭鄆。為日久矣。苟無大害於其社稷。可無亢也。去煩宥善。莫不競勸。子其圖之。固請諸楚。楚人許之。乃免叔孫。令尹享趙孟。賦大明之首章。趙孟賦小宛之二章。事畢。趙孟謂叔向曰。令尹自以為王矣。何如。對曰。王弱。令尹彊。其可哉。雖可不終。趙孟曰。何故。對曰。彊以克弱而安之。彊不義也。不義而彊。其斃必速。詩曰。赫赫宗周。褒姒滅之。彊不義也。令尹為王。必求諸侯。晉少懦矣。諸侯將往。若獲諸侯。其虐滋甚。民弗堪也。將何以終。夫以彊取。不義而克。必以為道。道以淫虐。弗可久已矣。夏。四月・趙孟・叔孫豹・曹大夫入于鄭。鄭伯兼享之。子皮戒趙孟。禮終。趙孟賦瓠葉。子皮遂戒穆叔。且告之。穆叔曰。趙孟欲一獻。子其從之。子皮曰。敢乎。穆叔曰。夫人之所欲也。又何不敢。及享。具五獻之籩豆於其幕下。趙孟辭。私於子產曰・武請於冢宰矣。乃用一獻。趙孟為客。禮終乃宴。穆叔賦鵲巢。趙孟曰。武不堪也。又賦采蘩曰。小國為蘩。大國省穡而用之。

今令尹之不信、諸侯之所聞也。子弗戒、懼又如宋。子木之信、稱於諸侯、猶詐晉而駕焉、況不信之尤者乎。楚重得志於晉、晉之恥也。子相晉國、以爲盟主、於今七年矣、再合諸侯、三合大夫、服齊狄、寧東夏、平秦亂、城淳于、師徒不頓、國家不罷、民無謗讟、諸侯無怨、天無大災、子之力也。有令名矣、而終之以恥、午也是懼。吾子其不可以不戒。文子曰、武受賜矣。然宋之盟、子木有禍人之心、武有仁人之心、是楚所以駕於晉也。今武猶是心也、楚又行僭、非所害也。武將信以爲本、循而行之、譬如農夫、是穮是蔉、雖有饑饉、必有豐年。且吾聞之、能信不爲人下、吾未能也。詩曰、不僭不賊、鮮不爲則、信也。能爲人則者、不爲人下矣。吾不能是難、楚不爲患。楚令尹圍請用牲、讀舊書、加于牲上而已。晉人許之。三月甲辰、盟。楚公子圍設服離衛。叔孫穆子曰、楚公子美矣、君哉。鄭子皮曰、二執戈者前矣。蔡子家曰、蒲宮有前、不亦可乎。楚伯州犂曰、此行也、辭而假之寡君。鄭行人揮曰、假不反矣。伯州犂曰、子姑憂子皙之欲背誕也。子羽曰、當璧猶在、假而不反、子其無憂乎。齊國子曰、吾代二子愍矣。陳公子招曰、不憂何成、二子樂矣。衛齊子曰、苟或知之、雖憂何害。宋合左師曰、大國令、小國共。吾知共而已。晉樂王鮒曰、小旻之卒章善矣、吾從之。退會、子羽謂子皮曰、叔孫絞而婉、宋左師簡而禮、樂王鮒字而敬、子與子家持之、皆保世之主也。齊衛陳大夫其不免乎。國子代人憂、子招樂憂、齊子雖憂弗害。夫弗及而憂、與可憂而樂、與憂而弗害、皆取憂之道也。憂必及之。大誓曰、民之所欲、天必從之。三大夫兆憂、憂能無至乎。言以知物、其是之謂矣。季武子伐莒、取鄆。莒人告於會。楚告於晉曰、尋盟未退、而魯伐莒、瀆齊盟、請戮其使。樂桓子相趙文子、欲求貨於叔孫、而爲之請、使請帶焉。弗與。梁其踁曰、貨以藩身、子何愛焉。叔孫曰、諸侯之會、衛社稷也。我以貨免、魯必受師、是禍之也。何衛之爲。人之有牆、以蔽惡也。牆之隙壞、誰之咎也。衛而惡之、吾又

春秋左氏傳 卷第二十

昭公一

經　元年・春。王正月。公卽位。叔孫豹會晉趙武・楚公子圍・齊國弱・宋向戌・衛齊惡・陳公子招・蔡公孫歸生・鄭罕虎・許人・曹人于虢。三月。取鄆。夏。秦伯之弟鍼出奔晉。六月丁巳。邾子華卒。晉荀吳帥師敗狄于大鹵。秋。莒去疾自齊入于莒。莒展輿出奔吳。叔弓帥師疆鄆田。葬邾悼公。冬。十有一月己酉。楚子麇卒。楚公子比出奔晉。

傳　元年。春。楚公子圍聘于鄭。且娶於公孫段氏。伍擧爲介。將入館。鄭人惡之。使行人子羽與之言。乃館於外。既聘。將以衆逆。子產患之。使子羽辭曰。以敝邑褊小。不足以容從者。請墠聽命。令尹命大宰伯州犂對曰。君辱貺寡大夫圍。謂圍將使豐氏撫有而室。圍布几筵。告於莊共之廟而來。若野賜之。是委君貺於草莽也。是寡大夫不得列於諸卿也。不寧唯是。又使圍蒙其先君。將不得爲寡君老。其蔑以復矣。唯大夫圖之。子羽曰。小國無罪。恃實其罪。將恃大國之安靖己。而無乃包藏禍心以圖之。小國失恃。而懲諸侯。使莫不憾者。距違君命。而有所壅塞不行是懼。不然敝邑館人之屬也。其敢愛豐氏之祧。伍擧知其有備也。請垂櫜而入。許之。正月乙未。入逆而出。遂會於虢。尋宋之盟也。祁午謂趙文子曰。宋之盟。楚人得志於晉。

懼。何暇思獲。子皮曰。善哉。虎不敏。吾聞君子務知大者遠者。小人務知小者近者。我小人也。衣服附在吾身。我知而愼之。大官大邑所以庇身也。我遠而慢之。微子之言。吾不知也。他日我曰。子爲鄭國。我爲吾家。以庇焉其可也。今而後知不足。自今請雖吾家。聽子而行。子產曰。人心之不同也。如其面焉。吾豈敢謂子面如吾面乎。抑心所謂危。亦以告也。子皮以爲忠。故委政焉。子產是以能爲鄭國。衞侯在楚。北宮文子見令尹圍之威儀。言於衞侯曰。令尹似君矣。將有他志。雖獲其志。不能終也。詩云。靡不有初。鮮克有終。終之實難。令尹其將不免。公曰。子何以知之。對曰。詩云。敬愼威儀。惟民之則。令尹無威儀。民無則焉。民所不則。以在民上。不可以終。公曰。善哉。何謂威儀。對曰。有威而可畏謂之威。有儀而可象謂之儀。君有君之威儀。其臣畏而愛之。則而象之。故能有其國家。令聞長世。臣有臣之威儀。其下畏而愛之。故能守其官職。保族宜家。順是以下皆如是。是以上下能相固也。衞詩曰。威儀棣棣。不可選也。言君臣上下父子兄弟內外大小之皆有威儀也。周詩曰。朋友攸攝。攝以威儀。言朋友之道必相教訓以威儀也。周書數文王之德曰。大國畏其力。小國懷其德。言畏而愛之也。詩曰。不識不知。順帝之則。言則而象之也。紂囚文王七年。諸侯皆從之囚。紂於是乎懼而歸之。可謂愛之。文王伐崇。再駕而降爲臣。蠻夷帥服。可謂畏之。文王之功。天下誦而歌舞之。可謂則之。文王之行。至今爲法。可謂象之。有威儀也。故君子在位可畏。施舍可愛。進退可度。周旋可則。容止可觀。作事可法。德行可象。聲氣可樂。動作有文。言語有章。以臨其下。謂之有威儀也。

子也。若天所啓。其在今嗣君乎。甚德而度。德不失民。度不失事。民親而事有序。其天所啓也。有吳國者。必此君之子孫實終之。季子守節者也。雖有國不立。十二月。北宮文子相衞襄公以如楚。宋之盟故也。過鄭。印段廷勞于棐林。如聘禮而以勞辭。文子入聘。子羽爲行人。馮簡子與子大叔逆客。事畢而出。言於衞侯曰。鄭有禮。其數世之福也。其無大國之討乎。詩云。誰能執熱。逝不以濯。禮之於政。如熱之有濯也。濯以救熱。何患之有。子產之從政也。擇能而使之。馮簡子能斷大事。子大叔美秀而文。公孫揮能知四國之爲。而辨於其大夫之族姓班位貴賤能否。而又善爲辭令。裨諶能謀。謀於野則獲。謀於邑則否。鄭國將有諸侯之事。子產乃問四國之爲於子羽。且使多爲辭令。與裨諶乘以適野。使謀可否。而告馮簡子使斷之。事成。乃授子大叔使行之。以應對賓客。是以鮮有敗事。北宮文子所謂有禮也。鄭人游于鄉校。以論執政。然明謂子產曰。毀鄉校如何。子產曰。何爲。夫人朝夕退而游焉。以議執政之善否。其所善者吾則行之。其所惡者吾則改之。是吾師也。若之何毀之。我聞忠善以損怨。不聞作威以防怨。豈不遽止。然猶防川。大決所犯。傷人必多。吾不克救也。不如小決使道。不如吾聞而藥之也。然明曰。蔑也今而後知吾子之信可事也。小人實不才。若果行此。其鄭國實賴之。豈唯二三臣。仲尼聞是語也。曰。以是觀之。人謂子產不仁。吾不信也。子皮欲使尹何爲邑。子產曰。少。未知可否。子皮曰。愿。吾愛之。不吾叛也。使夫往而學焉。夫亦愈知治矣。子產曰。不可。人之愛人。求利之也。今吾子愛人則以政。猶未能操刀而使割也。其傷實多。子之愛人。傷之而已。其誰敢求愛於子。子於鄭國。棟也。棟折榱崩。僑將厭焉。敢不盡言。子有美錦。不使人學製焉。大官大邑。身之所庇也。而使學者製焉。其爲美錦。不亦多乎。僑聞學而後入政。未聞以政學者也。若果行此。必有所害。譬如田獵。射御貫則能獲禽。若未嘗登車射御。則敗績厭覆是

壞其館之垣。而納車馬焉。士文伯讓之曰。敝邑以政刑之不脩。寇盜充斥。無若諸侯之屬。辱在寡君者何。是以令吏人完客所館。高其閈閎。厚其墻垣。以無憂客使。今吾子壞之。雖從者能戒。其若異客何。以敝邑之爲盟主。繕完葺牆。以待賓客。若皆毀之。其何以共命。寡君使匄請命。對曰。以敝邑褊小。介於大國。誅求無時。是以不敢寧居。悉索敝賦。以來會時事。逢執事之不閒。而未得見。又不獲聞命。未知見時。不敢輸幣。亦不敢暴露。其輸之則君之府實也。非薦陳之。不敢輸也。其暴露之則恐燥濕之不時而朽蠹。以重敝邑之罪。僑聞文公之爲盟主也。宮室卑庳。無觀臺榭。以崇大諸侯之館。館如公寢。庫廐繕脩。司空以時平易道路。圬人以時塓館宮室。諸侯賓至。甸設庭燎。僕人巡宮。車馬有所。賓從有代。巾車脂轄。隸人牧圉。各瞻其事。百官之屬。各展其物。公不留賓。而亦無廢事。憂樂同之。事則巡之。敎其不知。而恤其不足。賓至如歸。無寧菑患。不畏寇盜。而亦不患燥濕。今銅鞮之宮數里。而諸侯舍於隸人。門不容車。而不可踰越。盜賊公行。而天癘不戒。賓見無時。命不可知。若又勿壞。是無所藏幣。以重罪也。敢請執事將何所命之。雖君之有魯喪。亦敝邑之憂也。若獲薦幣。脩垣而行。君之惠也。敢憚勤勞。文伯復命。趙文子曰。信。我實不德。而以隸人之垣。以贏諸侯。是吾罪也。使士文伯謝不敏焉。晉侯見鄭伯。有加禮。厚其宴好。而歸之。乃築諸侯之館。叔向曰。辭之不可以已也如是夫。子產有辭。諸侯賴之。若之何其釋辭也。詩曰。辭之輯矣。民之協矣。辭之繹矣。民之莫矣。其知之矣。鄭子皮使印段如楚。以適晉告。禮也。莒犂比公生去疾及展輿。既立展輿。又廢之。犂比公虐。國人患之。十一月。展輿因國人以攻莒子。弑之。乃立。去疾奔齊。齊出也。展輿吳出也。書曰。莒人弑其君買朱鉏。言罪之在也。吳子使屈狐庸聘于晉。通路也。趙文子問焉曰。延州來季子其果立乎。巢隕諸樊。閽戕戴吳。天似啓之。何如。對曰。不立。是二王之命也。非啓季

之。

經 三十有一年。春。王正月。夏。六月辛巳。公薨于楚宮。秋。九月癸巳。子野卒。己亥。仲孫羯卒。冬。十月。滕子來會葬。癸酉。葬我君襄公。十有一月。莒人弒其君密州。

傳 三十一年。春。王正月。穆叔至自會。見孟孝伯語之曰。趙孟將死矣。其語偸。不似民主。且年未盈五十。而諄諄焉如八九十者。弗能久矣。若趙孟死。爲政者其韓子乎。吾子盍與季孫言之。可以樹善。君子也。晉君將失政矣。若不樹焉。使早備魯。既而政在大夫。韓子懦弱。大夫多貪。求欲無厭。齊楚未足與也。魯其懼哉。孝伯曰。人生幾何。誰能無偸。朝不及夕。將安用樹善。穆叔出而告人曰。孟孫將死矣。吾語諸趙孟之偸也。而又甚焉。又與季孫語晉故。季孫不從。及趙文子卒。晉公室卑。政在侈家。韓宣子爲政。不能圖諸侯。魯不堪晉求。讒慝弘多。是以有平丘之會。齊子尾害閭丘嬰。欲殺之。使帥師以伐陽州。我問師故。夏。五月。子尾殺閭丘嬰。以說于我師。工僂灑・渻竈・孔虺・賈寅出奔莒。出羣公子。公作楚宮。穆叔曰。大誓云。民之所欲。天必從之。君欲楚也夫。故作其宮。若不復適楚。必死是宮也。六月辛巳。公薨于楚宮。叔仲帶竊其拱璧。以與御人。納諸其懷。而從取之。由是得罪。立胡女敬歸之子子野。次于季氏。秋。九月癸巳。卒。毀也。己亥。孟孝伯卒。立敬歸之娣齊歸之子公子裯。穆叔不欲曰。大子死。有母弟則立之。無則立長。年鈞擇賢。義鈞則卜。古之道也。非適嗣。何必娣之子。且是人也。居喪而不哀。在慼而有嘉容。是謂不度。不度之人。鮮不爲患。若果立之。必爲季氏憂。武子不聽。卒立之。比及葬。三易衰。衰衽如故衰。於是昭公十九年矣。猶有童心。君子是以知其不能終也。冬。十月。滕成公來會葬。惰而多涕。子服惠伯曰。滕君將死矣。怠於其位。而哀已甚。兆於死所矣。能無從乎。癸酉。葬襄公。公薨之月。子產相鄭伯以如晉。晉侯以我有喪故。未之見也。子產使盡

伯有與之皆死。羽頡出奔晉。為任大夫。雞澤之會。鄭樂成奔楚。遂適晉。羽頡因之。與之比而事趙文子。言伐鄭之說焉。以宋之盟故不可。子皮以公孫鉏為馬師。楚公子圍殺大司馬蔿掩。而取其室。申無宇曰。王子必不免。善人國之主也。王子相楚國。將善是封殖。而虐之。是禍國也。且司馬令尹之偏。而王之四體也。絕民之主。去身之偏。艾王之體。以禍其國。無不祥大焉。何以得免。為宋災故。諸侯之大夫會。以謀歸宋財。冬。十月。叔孫豹及晉趙武·齊公孫蠆·宋向戌·衛北宮佗·鄭罕虎·小邾之大夫。會于澶淵。既而無歸於宋。故不書其人。君子曰。信其不可不慎乎。澶淵之會。卿不書。不信也。夫諸侯之上卿。會而不信。寵名皆棄。不信之不可也如是。詩曰。文王陟降。在帝左右。信之謂也。又曰。淑慎爾止。無載爾偽。不信之謂也。書曰。某人某人會于澶淵。宋災故。尤之也。不書魯大夫。諱之也。鄭子皮授子產政。辭曰。國小而偪。族大寵多。不可為也。子皮曰。虎帥以聽。誰敢犯子。子善相之。國無小。小能事大。國乃寬。子產為政。有事伯石。賂與之邑。子大叔曰。國皆其國也。奚獨賂焉。子產曰。無欲實難。皆得其欲。以從其事。而要其成。非我有成。其在人乎。何愛於邑。邑將焉往。子大叔曰。若四國何。子產曰。非相違也。而相從也。四國何尤焉。鄭書有之。曰。安定國家。必大焉先。姑先安大。以待其所歸。既伯石懼而歸邑。卒與之。伯有既死。使大史命伯石為卿。辭。大史退則請命焉。復命之。又辭。如是三。乃受策入拜。子產是以惡其為人也。使次己位。子產使都鄙有章。上下有服。田有封洫。廬井有伍。大人之忠儉者。從而與之。泰侈者因而斃之。豐卷將祭。請田焉。弗許。曰。唯君用鮮。衆給而已。子張怒。退而徵役。子產奔晉。子皮止之。而逐豐卷。豐卷奔晉。子產請其田里。三年而復之。反其田里及其入焉。從政一年。輿人誦之曰。取我衣冠而褚之。取我田疇而伍之。孰殺子產。吾其與之。及三年。又誦之曰。我有子弟。子產誨之。我有田疇。子產殖之。子產而死。誰其嗣

王也。或叫于宋大廟。曰譆譆出出。鳥鳴于亳社。如曰譆譆。甲午。宋大災。宋伯姬卒。待姆也。君子謂宋共姬女而不婦。女待人者也。婦義事也。六月。鄭子產如陳涖盟。歸復命。告大夫曰。陳亡國也。不可與也。聚禾粟。繕城郭。恃此二者。而不撫其民。其君弱植。公子侈。太子卑。大夫敖。政多門。以介於大國。能無亡乎。不過十年矣。秋。七月。叔弓如宋。葬共姬也。鄭伯有耆酒。為窟室。而夜飲酒擊鐘焉。朝至未已。朝者曰。公焉在。其人曰。吾公在壑谷。皆自朝布路而罷。既而朝。則又將使子皙如楚。歸而飲酒。庚子。子皙以駟氏之甲伐而焚之。伯有奔雍梁。醒而後知之。遂奔許。大夫聚謀。子皮曰。仲虺之志云。亂者取之。亡者侮之。推亡固存。國之利也。罕駟豐同生。伯有汰侈。故不免。人謂子產就直助彊。子產曰。豈為我徒。國之禍難。誰知所敝。或主彊直。難乃不生。姑成吾所。辛丑。子產斂伯有氏之死者而殯之。不及謀而遂行。印段從之。子皮止之。衆曰。人不我順。何止焉。子皮曰。夫子禮於死者。況生者乎。遂自止之。壬寅。子產入。癸卯。子石入。皆受盟于子皙氏。乙巳。鄭伯及其大夫盟于大宮。盟國人于師之梁之外。伯有聞鄭人之盟己也。怒。聞子皮之甲不與攻己也。喜。曰。子皮與我矣。癸丑。晨自墓門之瀆入。因馬師頡介于襄庫。以伐舊北門。駟帶率國人以伐之。皆召子產。子產曰。兄弟而及此。吾從天所與。伯有死於羊肆。子產襚之。枕之股而哭之。斂而殯諸伯有之臣在市側者。既而葬諸斗城。子駟氏欲攻子產。子皮怒之曰。禮國之幹也。殺有禮禍莫大焉。乃止。於是游吉如晉還。聞難不入。復命于介。八月甲子奔晉、駟帶追之及酸棗。與子上盟。用兩珪質于河。使公孫肸入盟大夫。己巳復歸。書曰。鄭人殺良霄。不稱大夫。言自外入也。於子蟜之卒也。將葬。公孫揮與裨竈晨會事焉。過伯有氏。其門上生莠。子羽曰。其莠猶在乎。於是歲在降婁。降婁中而旦。裨竈指之曰。其猶可以終歲。歲不及此次也已。及其亡也。歲在娵訾之口。其明年乃及降婁。僕展從

傳　三十年。春。王正月。楚子使薳罷來聘。通嗣君也。穆叔問王子之爲政何如。對曰。吾儕小人。食而聽事。猶懼不給命。而不免於戾。焉與知政。固問焉。不告。穆叔告大夫曰。楚令尹將有大事。子蕩將與焉。助之。匿其情矣。子產相鄭伯以如晉。叔向問鄭國之政焉。對曰。吾得見與否。在此歲也。駟良方爭。未知所成。若有所成。吾得見。乃可知也。叔向曰。不既和矣乎。對曰。伯有侈而愎。子晳好在人上。莫能相下也。雖其以和也。猶相積惡也。惡至無日矣。二月癸未。晉悼夫人食輿人之城杞者。絳縣人或年長矣。無子而往。與於食。有與疑年。使之年。曰。臣小人也。不知紀年。臣生之歲。正月甲子朔。四百有四十五甲子矣。其季於今三之一也。吏走問諸朝。師曠曰。魯叔仲惠伯會郤成子于承匡之歲也。是歲也狄伐魯。叔孫莊叔於是乎敗狄于鹹。獲長狄僑如。及虺也豹也。而皆以名其子。七十三年矣。史趙曰。亥有二首六身。下二如身。是其日數也。士文伯曰。然則二萬六千六百有六旬也。趙孟問其縣大夫。則其屬也。召之而謝過焉。曰。武不才。任君之大事。以晉國之多虞。不能由吾子。使吾子辱在泥塗久矣。武之罪也。敢謝不才。遂仕之。使助爲政。辭以老。與之田。使爲君復陶。以爲絳縣師。而廢其輿尉。於是魯使者在晉。歸以語諸大夫。季武子曰。晉未可媮也。有趙孟以爲大夫。有伯瑕以爲佐。有史趙・師曠而咨度焉。有叔向・女齊以師保其君。其朝多君子。其庸可媮乎。勉事之而後可。夏四月己亥。鄭伯及其大夫盟。君子是以知鄭難之不已也。蔡景侯爲太子般娶於楚。通焉。太子弑景侯。初王儋季卒。其子括將見王。而歎。單公子愆期爲靈王御士。過諸廷。聞其歎而言也。曰。烏乎。必有此夫。入以告王。且曰。必殺之。不慼而願大。視躁而足高。心在他矣。不殺必有害。王曰。童子何知。及靈王崩。儋括欲立王子佞夫。佞夫弗知。戊子。儋括圍蒍。逐成愆。成愆奔平時。五月癸巳。尹言多・劉毅・單蔑・甘過・鞏成殺佞夫。括・瑕・廖奔晉。書曰。天王殺其弟佞夫。罪在

聘於鄭。見子產。如舊相識。與之縞帶。子產獻紵衣焉。謂子產曰。鄭之執政侈。難將至矣。政必及子。子為政。慎之以禮。不然。鄭國將敗。適衛。說蘧瑗、史狗、史鰌、公子荊、公叔發、公子朝。曰。衛多君子。未有患也。自衛如晉。將宿於戚。聞鐘聲焉。曰。異哉。吾聞之也。辯而不德。必加於戮。夫子獲罪於君以在此。懼猶不足。而又何樂。夫子之在此也。猶燕之巢于幕上。君又在殯。而可以樂乎。遂去之。文子聞之。終身不聽琴瑟。適晉。說趙文子・韓宣子・魏獻子。曰。晉國其萃於三族乎。說叔向。將行。謂叔向曰。吾子勉之。君侈而多良。大夫皆富。政將在家。吾子好直。必思自免於難。秋。九月。齊公孫蠆・公孫竈放其大夫高止於北燕。乙未。出。書曰出奔。罪高止也。高止好以事自為功。且專。故難及之。冬。孟孝伯如晉。報范叔也。為高氏之難故。高豎以盧叛。十月庚寅。閭丘嬰帥師圍盧。高豎曰。苟使高氏有後。請致邑。齊人立敬仲之曾孫酀。良敬仲也。十一月乙卯。高豎致盧而出奔晉。晉人城緜而寘旃。鄭伯有使公孫黑如楚。辭曰。楚鄭方惡。而使余往。是殺余也。伯有曰。世行也。子晳曰。可則往。難則已。何世之有。伯有將強使之。子晳怒。將伐伯有氏。大夫和之。十二月己巳。鄭大夫盟於伯有氏。裨諶曰。是盟也其與幾何。詩曰。君子屢盟。亂是用長。今是長亂之道也。禍未歇也。必三年而後能紓。然明曰。政將焉往。裨諶曰。善之代不善。天命也。其焉辟子產。舉不踰等。則位班也。擇善而舉。則世隆也。天又除之。奪伯有魄。子西即世。將焉辟之。天禍鄭久矣。其必使子產息之。乃猶可以戾。不然將亡矣。

經　三十年。春。王正月。楚子使薳罷來聘。夏。四月。蔡世子般弒其君固。五月甲午。宋災。宋伯姬卒。天王殺其弟佞夫。王子瑕奔晉。秋。七月。叔弓如宋。葬宋共姬。鄭良霄出奔許。自許入于鄭。鄭人殺良霄。冬。十月。葬蔡景公。晉人・齊人・宋人・衛人・鄭人・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人會于澶淵。宋災故。

矣。何必瘠魯以肥杞。且先君而有知也。毋寧夫人。而焉用老臣。杞文公來盟。書曰子。賤之也。

吳公子札來聘。見叔孫穆子。說之。謂穆子曰。子其不得死乎。好善而不能擇人。吾聞君子務在擇人。吾子爲魯宗卿。而任其大政。不愼擧。何以堪之。禍必及子。請觀於周樂。使工爲之歌周南召南。曰。美哉。始基之矣。猶未也。然勤而不怨矣。爲之歌邶鄘衞。曰。美哉。淵乎。憂而不困者也。吾聞衞康叔武公之德如是。是其衞風乎。爲之歌王。曰。美哉。思而不懼。其周之東乎。爲之歌鄭。曰。美哉。其細已甚。民弗堪也。是其先亡乎。爲之歌齊。曰。美哉。泱泱乎大風也哉。表東海者其大公乎。國未可量也。爲之歌豳。曰。美哉。蕩乎。樂而不淫。其周公之東乎。爲之歌秦。曰。此之謂夏聲。夫能夏則大。大之至也。其周之舊乎。爲之歌魏。曰。美哉。渢渢乎。大而婉。險而易行。以德輔此。則明主也。爲之歌唐。曰。思深哉。其有陶唐氏之遺民乎。不然何其憂之遠也。非令德之後。誰能若是。爲之歌陳。曰。國無主。其能久乎。自鄶以下無譏焉。爲之歌小雅。曰。美哉。思而不貳。怨而不言。其周德之衰乎。猶有先王之遺民焉。爲之歌大雅。曰。廣哉。熙熙乎。曲而有直體。其文王之德乎。爲之歌頌。曰。至矣哉。直而不倨。曲而不屈。邇而不偪。遠而不攜。遷而不淫。復而不厭。哀而不愁。樂而不荒。用而不匱。廣而不宣。施而不費。取而不貪。處而不底。行而不流。五聲和。八風平。節有度。守有序。盛德之所同也。見舞象箾南籥者。曰。美哉。猶有憾。見舞大武者。曰。美哉。周之盛也。其若此乎。見舞韶濩者。曰。聖人之弘也。而猶有慙德。聖人之難也。見舞大夏者。曰。美哉。勤而不德。非禹其誰能修之。見舞韶箾者。德曰。至矣哉。大矣哉。如天之無不幬也。如地之無不載也。雖甚盛德。其蔑以加於此矣。觀止矣。若有他樂。吾不敢請已。

其出聘也。通嗣君也。故遂聘于齊。說晏平仲。謂之曰。子速納邑與政。無邑無政。乃免於難。齊國之政。將有所歸。未獲所歸。難未歇也。故晏子因陳桓子以納政與邑。是以免於欒高之難。

不見則終不言。季氏及疾聚其臣曰。我死必無以冕服斂。非德賞也。且無使季氏葬我。葬靈王。鄭上卿有事。子展使印段往。伯有曰。弱不可。子展曰。與其莫往。弱不猶愈乎。詩云。王事靡盬。不遑啓處。東西南北。誰敢寧處。堅事晉楚。以蕃王室也。王事無曠。何常之有。遂使印段如周。吳人伐越。獲俘焉以爲閽。使守舟。吳子餘祭觀舟。閽以刀弒之。鄭子展卒。子皮卽位。於是鄭饑。而未及麥。民病。子皮以子展之命。餼國人粟戶一鍾。是以得鄭國之民。故罕氏常掌國政。以爲上卿。宋司城子罕聞之。曰。鄰於善。民之望也。宋亦饑。請於平公。出公粟以貸。使大夫皆貸。司城氏貸而不書。爲大夫之無者貸。宋無饑人。叔向聞之曰。鄭之罕。宋之樂。其後亡者也。二者其皆得國乎。民之歸也。施而不德。樂氏加焉。其以宋升降乎。晉平公杞出也。故治杞。六月。知悼子合諸侯之大夫以城杞。孟孝伯會之。鄭子大叔與伯石往。子大叔見大叔文子。與之語。文子曰。甚乎其城杞也。子大叔曰。若之何哉。晉國不恤周宗之闕。而夏肄是屏。其棄諸姬。亦可知也已。諸姬是棄。其誰歸之。吉也聞之。棄同卽異。是謂離德。詩曰。協比其鄰。昏姻孔云。晉不鄰矣。其誰云之。齊高子容與宋司徒見知伯。女齊相禮。賓出。司馬侯言於知伯曰。二子皆將不免。子容專。司徒侈。皆亡家之主也。知伯曰。何如。對曰。專則速及。侈將以其力斃。專則人實斃之。侈將自及矣。范獻子來聘。拜城杞也。公享之。展莊叔執幣。射者三耦。公臣不足。取於家臣。家臣展瑕・展玉父爲一耦。公臣公巫召伯仲・顏莊叔爲一耦。鄫鼓父・黨叔爲一耦。晉侯使司馬女叔侯來治杞田。弗盡歸也。晉悼夫人慍曰。齊也取貨。先君若有知也。不尙取之。公告叔侯。叔侯曰。虞虢焦滑霍楊韓魏皆姬姓也。晉是以大。若非侵小。將何所取。武獻以下。兼國多矣。誰得治之。杞夏餘也。而卽東夷。魯周公之後也。而睦於晉。以杞封魯猶可。而何有焉。魯之於晉也。職貢不乏。玩好時至。公卿大夫相繼於朝。史不絕書。府無虛月。如是可

春秋左氏傳卷第十九

襄公六

經　二十有九年。春。王正月。公在楚。夏。五月。公至自楚。庚午。衞侯衎卒。閽弑吳子餘祭。仲孫羯會晉荀盈・齊高止・宋華定・衞世叔儀・鄭公孫段・曹人・莒人・滕人・薛人・小邾人。城杞。晉侯使士鞅來聘。杞子來盟。吳子使札來聘。秋。九月。葬衞獻公。齊高止出奔北燕。冬。仲孫羯如晉。

傳　二十九年。春。王正月。公在楚。釋不朝正于廟也。楚人使公親襚。公患之。穆叔曰。祓殯而襚。則布幣也。乃使巫以桃茢先祓殯。楚人弗禁。既而悔之。二月癸卯。齊人葬莊公於北郭。夏。四月。葬楚康王。公及陳侯・鄭伯・許男送葬。至于西門之外。諸侯之大夫皆至于墓。楚郟敖卽位。王子圍爲令尹。鄭行人子羽曰。是謂不宜。必代之昌。松柏之下。其草不殖。公還及方城。季武子取卞。使公冶問。璽書追而與之曰。聞守卞者將叛。臣帥徒以討之。既得之矣。敢告。公冶致使而退。及舍而後聞取卞。公曰。欲之而言叛。祇見疏也。公問公冶曰。吾可以入乎。對曰。君實有國。誰敢違君。公與公冶冕服。固辭。強之而後受。公欲無入。榮成伯賦式微。乃歸。五月。公至自楚。公冶致其邑於季氏。而終不入焉。曰。欺其君。何必使余。季孫見之。則言季氏如他日。

也。而棄之。何以承守。鄭人不討。必受其辜。濟澤之阿。行潦之蘋藻。寘諸宗室。季蘭尸之。敬也。敬其可棄乎。及漢。楚康王卒。公欲反。叔仲昭伯曰。我楚國之爲。豈爲一人行也。子服惠伯曰。君子有遠慮。小人從邇。飢寒之不恤。誰遑恤其後。不如姑歸也。叔孫穆子曰。叔仲子專之矣。子服子始學者也。榮成伯曰。遠圖者忠也。公遂行。宋向戌曰。我一人之爲。非爲楚也。飢寒之不恤。誰能恤楚。姑歸而息民。待其立君。而爲之備。宋公遂反。楚屈建卒。趙文子喪之如同盟。禮也。王人來告喪。問崩日。以甲寅告。故書之以徵過也。

春秋左氏傳 卷第十八

遂出如公也。麻嬰爲尸、慶奊爲上獻、盧蒲癸・王何執寢戈、慶氏以其甲環公宮、陳氏鮑氏之圉人爲優、慶氏之馬善驚、士皆釋甲束馬、而飲酒、且觀優、至於魚里、欒高陳鮑之徒、介慶氏之甲、子尾抽桷擊扉三也、盧蒲癸自後刺子之、王何以戈擊之、解其左肩、猶援廟桷動於甍、以俎壺投、殺人而後死、遂殺慶繩・麻嬰、公懼、鮑國曰、群臣爲君故也、陳須無以公歸、稅服而如內宮、慶封歸、遇告亂者、丁亥、伐西門、弗克、還伐北門、克之、入伐內宮、弗克、反陳于嶽、請戰、弗許、遂來奔、獻車於季武子、美澤可以鑑、展莊叔見之曰、車甚澤、人必瘁、宜其亡也、叔孫穆子食慶封、慶封氾祭、穆子不說、使工爲之誦茅鴟、亦不知、既而齊人來讓、奔吳、吳句餘予之朱方、聚其族焉而居之、富於其舊、子服惠伯謂叔孫曰、天殆富淫人、慶封又富矣、穆子曰、善人富謂之賞、淫人富謂之殃、天其殃之也、其將聚而殲旃矣、癸巳、天王崩、未來赴、亦未書、禮也、崔氏之亂、喪群公子、故公鉏在魯、叔孫還在燕、賈在句瀆之丘、及慶氏亡、皆召之、具其器用、而反其邑焉、與晏子邶殿其鄙六十、弗受、子尾曰、富人之所欲也、何獨弗欲、對曰、慶氏之邑足欲、故亡、吾邑不足欲也、益之以邶殿、乃足欲、足欲亡無日矣、在外不得宰吾一邑、不受邶殿、非惡富也、恐失富也、且夫富如布帛之有幅焉、爲之制度、使無遷也、夫民生厚而用利、於是乎正德以幅之、使無黜嫚、謂之幅利、利過則爲敗、吾不敢貪多、所謂幅也、與北郭佐邑六十、受之、與子雅邑、辭多受少、與子尾邑、受而稍致之、公以爲忠、故有寵、釋盧蒲嫳于北竟、求崔杼之尸、將戮之、不得、叔孫穆子曰、必得之、武王有亂臣十人、崔杼其有乎、不十人不足以葬、既崔氏之臣曰、與我其拱璧、吾獻其柩、於是得之、十二月乙亥朔、齊人遷莊公殯于大寢、以其棺尸崔杼於市、國人猶知之、皆曰崔子也、爲宋之盟故、公及宋公・陳侯・鄭伯・許男如楚、公過鄭、鄭伯不在、伯有廷勞於黃崖、不敬、穆叔曰、伯有無戾於鄭、鄭必有大咎、敬民之主

周楚惡之。九月。鄭游吉如晉。告將朝于楚以從宋之盟。子產相鄭伯以如楚。舍不爲壇。外僕言曰。昔先大夫相先君適四國。未嘗不爲壇。自是至今亦皆循之。今子草舍。無乃不可乎。子產曰。大適小則爲壇。小適大苟舍而已。焉用壇。僑聞之。大適小有五美。宥其罪戾。赦其過失。救其菑患。賞其德刑。教其不及。小國不困。懷服如歸。是故作壇以昭其功。宣告後人。無怠於德。小適大有五惡。說其罪戾。請其不足。行其政事。共其職貢。從其時命。不然則重其幣帛。以賀其福。而弔其凶。皆小國之禍也。焉用作壇以昭其禍。所以告子孫。無昭禍焉可也。齊慶封好田而耆酒。與慶舍政。則以其內實遷于盧蒲嫳氏。易內而飲酒。數日國遷朝焉。使諸亡人得賊者。以告而反之。故反盧蒲癸。癸臣子之。有寵。妻之。慶舍之士。謂盧蒲癸曰。男女辨姓。子不辟宗。何也。曰。宗不余辟。余獨焉辟之。賦詩斷章。余取所求焉。惡識宗。癸言王何而反之。二人皆嬖。使執寢戈而先後之。公膳日雙雞。饔人竊更之以鶩。御者知之。則去其肉。而以其洎饋。子雅子尾怒。慶封告盧蒲嫳。盧蒲嫳曰。譬之如禽獸。吾寢處之矣。使析歸父告晏平仲。平仲曰。嬰之衆不足用也。知無能謀也。言弗敢出。有盟可也。子家曰。子之言云。又焉用盟。告北郭子車。子車曰。人各有以事君。非佐之所能也。陳文子謂桓子曰。禍將作矣。吾其何得。對曰。得慶氏之木百車於莊。文子曰。可慎守也已。盧蒲癸王何卜攻慶氏。示子之兆。曰。或卜攻讎。敢獻其兆。子之曰。克。見血。冬十月。慶封田于萊。陳無宇從。丙辰。文子使召之。請曰。無宇之母疾病。請歸。慶季卜之。示之兆。曰。死。奉龜而泣。乃使歸。慶嗣聞之曰。禍將作矣。謂子家速歸。禍作必於嘗。歸猶可及也。子家不聽。亦無悛志。子息曰。亡矣。幸而獲在吳越。陳無宇濟水而戕舟發梁。盧蒲姜謂癸曰。有事而不告我。必不捷矣。癸告之。姜曰。夫子愎。莫之止。將不出。我請止之。癸曰諾。十一月乙亥。嘗于大公之廟。慶舍涖事。盧蒲姜告之。且止之。弗聽。曰。誰敢者。

來奔。十有一月。公如楚。十有二月。甲寅。天王崩。乙未。楚子昭卒。

傳　二十八年。春。無冰。梓愼曰。今茲宋鄭其饑乎。歲在星紀。而淫於玄枵。以有時菑。陰不堪陽。蛇乘龍。龍宋鄭之星也。宋鄭必饑。玄枵虛中也。枵。耗名也。土虛而民耗。不饑何爲。夏。齊侯。陳侯。蔡侯。北燕伯。杞伯。胡子。沈子。白狄朝于晉。宋之盟故也。齊侯將行。慶封曰。我不與盟。何爲於晉。陳文子曰。先事後賄。禮也。小事大。未獲事焉。從之如志。禮也。雖不與盟。敢叛晉乎。重丘之盟。未可忘也。子其勸行。衞人討甯氏之黨。故石惡出奔晉。衞人立其從子圃。以守石氏之祀。禮也。邾悼公來朝。時事也。秋。八月。大雩。旱也。蔡侯歸自晉。入于鄭。鄭伯享之。不敬。子產曰。蔡侯其不免乎。日其過此也。君使子展迋勞於東門之外。而傲。吾曰猶將更之。今還受享而惰。乃其心也。君小國。而事大國。而惰傲以爲己心。將得死乎。若不免。必由其子。其爲君也。淫而不父。僑聞之。如是者恒有子禍。孟孝伯如晉。告將爲宋之盟故如楚也。蔡侯之如晉也。鄭伯使游吉如楚。及漢。楚人還之。曰。宋之盟。君實親辱。今吾子來。寡君謂吾子姑還。吾將使馹奔問諸晉而以告。子大叔曰。宋之盟。君命將利小國。而亦使安定其社稷。鎭撫其民人。以禮承天之休。此君之憲令。而小國之望也。寡君是故使吉奉其皮幣。以歲之不易。聘於下執事。今執事有命曰。女何與政令之有。必使而君棄而封守。跋涉山川。蒙犯霜露。以逞君心。小國將君是望。敢不唯命是聽。無乃非盟載之言。以闕君德。而執事有不利焉。小國是懼。不然。其何勞之敢憚。子大叔歸復命。告子展曰。楚子將死矣。不脩其政德。而貪昧於諸侯。以逞其願。欲久得乎。周易有之。在復䷗之頤䷚曰。迷復。凶。其楚子之謂乎。欲復其願。而棄其本。復歸無所。是謂迷復。能無凶乎。君其往也。送葬而歸。以快楚心。楚不幾十年。未能恤諸侯也。吾乃休吾民矣。裨竈曰。今茲周王及楚子皆將死。歲棄其次。而旅於明年之次。以害鳥帑。

國。晉楚所以兵威之。畏而後上下慈和。慈和而後能安靖其國家。以事大國。所以存也。無威則驕。驕則亂生。亂生必滅。所以亡也。天生五材。民並用之。廢一不可。誰能去兵。兵之設久矣所以威不軌而昭文德也。聖人以興。亂人以廢。廢興存亡昏明之術。皆兵之由也。而子求去之。不亦誣乎。以誣道蔽諸侯。罪莫大焉。縱無大討。而又求賞。無厭之甚也。削而投之。左師辭邑。向氏欲攻司城。左師曰。我將亡。夫子存我。德莫大焉。又可攻乎。君子曰。彼己之子。邦之司直。樂喜之謂乎。何以恤我。我其收之。向戌之謂乎。齊崔杼生成及彊而寡。娶東郭姜。生明。東郭姜以孤入。曰棠无咎。與東郭偃相崔氏。崔成有疾而廢之。而立明。成請老于崔。崔子許之。偃與无咎弗予。曰。崔宗邑也。必在宗主。成與彊怒。將殺之。告慶封曰。夫子之身。亦子所知也。唯无咎與偃是從。父兄莫得進矣。大恐害夫子。敢以告。慶封曰。子姑退。吾圖之。告盧蒲嫳。盧蒲嫳曰。彼君之讎也。天或者將棄彼矣。彼實家亂。子何病焉。崔之薄慶之厚也。他日又告。慶封曰。苟利夫子。必去之。難吾助女。九月庚辰。崔成崔彊殺東郭偃棠无咎於崔氏之朝。崔子怒而出。其衆皆逃。求人使駕。不得。使圉人駕。寺人御而出。且曰。崔氏有福止余猶可。遂見慶封。慶封曰。崔慶一也。是何敢然。請爲子討之。使盧蒲嫳帥甲以攻崔氏。崔氏堞其宮而守之。弗克。使國人助之。遂滅崔氏。殺成與彊而盡俘其家。其妻縊。嫳復命於崔子。且御而歸之。至則無歸矣。乃縊。崔明夜辟諸大墓。辛巳。崔明來奔。慶封當國。楚薳罷如晉涖盟。晉侯享之。將出。賦既醉。叔向曰。薳氏之有後於楚國也宜哉。承君命不忘敏。子蕩將知政矣。敏以事君。必能養民。政其焉往。崔氏之亂。申鮮虞來奔。僕賃於野。以喪莊公。冬。楚人召之。遂如楚。爲右尹。十一月乙亥朔。日有食之。辰在申。司歷過也。再失閏矣。

經　二十有八年。春。無冰。夏。衞石惡出奔晉。邾子來朝。秋。八月。大雩。仲孫羯如晉。冬。齊慶封

而舉兵以害我。吾庸多矣。非所患也。季武子使謂叔孫以公命曰、視邾滕。既而齊人請邾。宋人請滕。皆不與盟。叔孫曰、邾滕人之私也。我列國也。何故視之。宋衛吾匹也。乃盟。故不書其族。言違命也。晉楚爭先。晉人曰、晉固爲諸侯盟主。未有先晉者也。楚人曰、子言晉楚匹也。若晉常先、是楚弱也。且晉楚狎主諸侯之盟也久矣。豈專在晉。叔向謂趙孟曰、諸侯歸晉之德只。非歸其尸盟也。子務德無爭先。且諸侯盟。小國固必有尸盟者。楚爲晉細。不亦可乎。乃先楚人。書先晉、晉有信也。壬午、宋公兼享晉楚之大夫。趙孟爲客。子木與之言。趙孟弗能對。使叔向侍言焉。子木亦不能對也。乙酉、宋公及諸侯之大夫盟于蒙門之外。子木問於趙孟曰、范武子之德何如。對曰、夫子之家事治、言於晉國無隱情。其祝史陳信於鬼神無愧辭。子木歸以語王。王曰、尚矣哉。能歆神人、宜其光輔五君、以爲盟主也。子木又語王曰、宜晉之伯也。有叔向以佐其卿。楚無以當之。不可與爭。晉荀盈遂如楚涖盟。鄭伯享趙孟于垂隴。子展・伯有・子西・子產・大叔・二子石從。趙孟曰、七子從君、以寵武也。請皆賦以卒君貺。武亦以觀七子之志。子展賦草蟲。趙孟曰、善哉。民之主也。抑武也不足以當之。伯有賦鶉之賁賁。趙孟曰、牀第之言不踰閾。況在野乎。非使人之所得聞也。子西賦黍苗之四章。趙孟曰、寡君在矣。武何能焉。子產賦隰桑。趙孟曰、武請受其卒章。子大叔賦野有蔓草。趙孟曰、吾子之惠也。印段賦蟋蟀。趙孟曰、善哉。保家之主也。吾有望矣。公孫段賦桑扈。趙孟曰、匪交匪敖。福將焉往。若保是言也。欲辭福祿得乎。卒享。文子告叔向曰、伯有將爲戮矣。詩以言志。志誣其上、而公怨之、以爲賓榮。其能久乎。幸而後亡。叔向曰、然。已侈。所謂不及五稔者、夫子之謂矣。文子曰、其餘皆數世之主也。子展其後亡者也。在上不忘降。印氏其次也。樂而不荒。樂以安民、不淫以使之、後亡不亦可乎。宋左師請賞曰、請免死之邑。公與之邑六十。以示子罕。子罕曰、凡諸侯小

於趙文子。又善於令尹子木。欲弭諸侯之兵以爲名。如晉告趙孟。趙孟謀於諸大夫。韓宣子曰。兵民之殘也。財用之蠹。小國之大菑也。將或弭之。雖曰不可。必將許之。弗許。楚將許之。以召諸侯。則我失爲盟主矣。晉人許之。如楚。楚亦許之。如齊。齊人難之。陳文子曰。晉楚許之。我焉得已。且人曰弭兵。而我弗許。則固攜吾民矣。將焉用之。齊人許之。告於秦。秦亦許之。皆告於小國。爲會於宋。五月甲辰。晉趙武至於宋。丙午。鄭良霄至。六月丁未朔。宋人享趙文子。叔向爲介。司馬以折俎。禮也。仲尼使舉是禮也以爲多文辭。戊申。叔孫豹·齊慶封·陳須無·衞石惡至。甲寅。晉荀盈從趙武至。丙辰。邾悼公至。壬戌。楚公子黑肱先至。成言於晉。丁卯。宋向戌如陳。從子木成言於楚。戊辰。滕成公至。子木謂向戌。請晉楚之從交相見也。庚午。向戌復於趙孟。趙孟曰。晉楚齊秦匹也。晉之不能於齊。猶楚之不能於秦也。楚君若能使秦君辱於敝邑。寡君敢不固請於齊。壬申。左師復言於子木。子木使馹謁諸王。王曰。釋齊秦。他國請相見也。秋。七月戊寅。左師至。是夜也趙孟及子晳盟。以齊言。庚辰。子木至自陳。陳孔奐·蔡公孫歸生至。曹許之大夫皆至。以藩爲軍。晉楚各處其偏。伯夙謂趙孟曰。楚氛甚惡。懼難。趙孟曰。吾左還入於宋。若我何。辛巳。將盟於宋西門之外。楚人衷甲。伯州犁曰。合諸侯之師。以爲不信。無乃不可乎。夫諸侯望信於楚。是以來服。若不信。是棄其所以服諸侯也。固請釋甲。子木曰。晉楚無信久矣。事利而已。苟得志焉。焉用有信。大宰退。告人曰。令尹將死矣。不及三年。求逞志而棄信。志將逞乎。志以發言。言以出信。信以立志。參以定之。信亡。何以及三。趙孟患楚衷甲。以告叔向。叔向曰。何害也。匹夫一爲不信。猶不可也。單斃其死。若合諸侯之卿。以爲不信。必不捷矣。食言者不病。非子之患也。夫以信召人而以僭濟之。必莫之與也。安能害我。且吾因宋以守病。則夫能致死。與宋致死。雖倍楚可也。子何懼焉。又不及是。曰弭兵以召諸侯。

於是范宣子卒。諸侯弗能治也。及趙文子爲政。乃卒治之。文子言於晉侯曰。晉爲盟主。諸侯或相侵也。則討而使歸其地。今烏餘之邑。皆討類也。而貪之。是無以爲盟主也。請歸之。公曰。諾。孰可使也。對曰。胥梁帶能無用師。晉侯使往。

經　二十有七年。春。齊侯使慶封來聘。夏。叔孫豹會晉趙武・楚屈建・蔡公孫歸生・衛石惡・陳孔奐・鄭良霄・許人・曹人于宋。衛殺其大夫甯喜。衛侯之弟鱄出奔晉。秋。七月辛巳。豹及諸侯之大夫盟于宋。冬。十有二月乙亥朔。日有食之。

傳　二十七年。春。胥梁帶使諸喪邑者。具車徒以受地。必周。使烏餘具車徒以受封。烏餘以其衆出。使諸侯僞效烏餘之封者。而遂執之。盡獲之。皆取其邑。而歸諸侯。諸侯是以睦於晉。

齊慶封來聘。其車美。孟孫謂叔孫曰。慶季之車。不亦美乎。叔孫曰。豹聞之。服美不稱。必以惡終。美車何爲。叔孫與慶封食。不敬。爲賦相鼠。亦不知也。衛甯喜專。公患之。公孫免餘請殺之。公曰。微甯子不及此。吾與之言矣。事未可知。祇成惡名。止也。對曰。臣殺之。君勿與知。乃與公孫無地・公孫臣謀。使攻甯氏。弗克。皆死。公曰。臣也無罪。父子死余矣。夏。免餘復攻甯氏。殺甯喜及右宰穀。尸諸朝。石惡將會宋之盟。受命而出。衣其尸。枕之股而哭之。欲斂以亡。懼不免。且曰。受命矣。乃行。子鮮曰。逐我者出。納我者死。賞罰無章。何以沮勸。君失其信。而國無刑。不亦難乎。且鱄實使之。遂出奔晉。公使止之。不可。及河。又使止之。止使者而盟於河。託於木門。不鄉衛國而坐。木門大夫勸之仕。不可。曰。仕而廢其事。罪也。從之昭吾所以出也。將誰愬乎。吾不可以立於人之朝矣。終身不仕。公喪之如稅服終身。公與免餘邑六十。辭曰。唯卿備百邑。臣六十矣。下有上祿。亂也。臣弗敢聞。且甯子唯多邑故死。臣懼死之速及也。公固與之。受其半。以爲少師。公使爲卿。辭曰。大叔儀不貳。能贊大事。君其命之。乃使文子爲卿。宋向戌善

人與之鄐。以爲謀主。彭城之役。晉楚遇於靡角之谷。晉將遁矣。雍子發命於軍曰。歸老幼。反孤疾。二人役歸一人。簡兵蒐乘。秣馬蓐食。師陳焚次。明日將戰。行歸者。而逸楚囚。楚師宵潰。晉降彭城而歸諸宋。以魚石歸。楚失東夷。子辛死之。則雍子之爲也。子反與子靈爭夏姬。而雍害其事。子靈奔晉。晉人與之邢。以爲謀主。扞禦北狄。通吳於晉。教吳叛楚。教之乘車射御驅侵。使其子狐庸爲吳行人焉。吳於是伐巢。取駕。克棘。入州來。楚罷於奔命。至今爲患。則子靈之爲也。若敖之亂。伯賁之子賁皇奔晉。晉人與之苗。以爲謀主。鄢陵之役。楚晨壓晉軍而陳。晉將遁矣。苗賁皇曰。楚師之良。在其中軍王族而已。若塞井夷竈。成陳以當之。欒范易行以誘之。中行二郤必克二穆。吾乃四萃於其王族。必大敗之。晉人從之。楚師大敗。王夷師熸。子反死之。鄭叛吳興。楚失諸侯。則苗賁皇之爲也。子木曰。是皆然矣。聲子曰。今又有甚於此者。椒舉娶於申公子牟。子牟得戾而亡。君大夫謂椒舉。女實遣之。懼而奔鄭。引領南望曰。庶幾赦余。亦弗圖也。今在晉矣。晉人將與之縣。以爲比叔向。彼若謀害楚國。豈不爲患。子木懼。言諸王。益其祿爵而復之。聲子使椒鳴逆之。許靈公如楚。請伐鄭曰。師不興。孤不歸矣。八月。卒于楚。楚子曰。不伐鄭。何以求諸侯。冬。十月。楚子伐鄭。鄭人將禦之。子產曰。晉楚將平。諸侯將和。楚王是故昧於一來。不如使逞而歸。乃易成也。夫小人之性。釁於勇。嗇於禍。以足其性。而求名焉者。非國家之利也。若何從之。子展說。不禦寇。十二月乙酉。入南里。墮其城。涉於樂氏。門于師之梁。縣門發。獲九人焉。涉于氾而歸。而後葬許靈公。衞人歸衞姬于晉。乃釋衞侯。君子是以知平公之失政也。晉韓宣子聘于周。王使請事。對曰。晉士起將歸時事於宰旅。無他事矣。王聞之曰。韓氏其昌阜於晉乎。辭不失舊。齊人城郟之歲。其夏齊烏餘以廩丘奔晉。襲衞羊角取之。遂襲我高魚。有大雨。自其竇入。介于其庫。以登其城。克而取之。又取邑于宋。

吾知死矣。左師聞之。聒而與之語。過期。乃縊而死。佐爲大子。公徐聞其無罪也。乃亨伊戾。左師見夫人之步馬者。問之。對曰。君夫人氏也。左師曰。誰爲君夫人。余胡弗知。圉人歸以告夫人。夫人使饋之錦與馬。先之以玉曰。君之妾棄使某獻。左師改命曰。君夫人。而後再拜稽首受之。鄭伯歸自晉。使子西如晉聘。辭曰。寡君來煩執事。懼不免於戾。使夏謝不敏。君子曰。善事大國。初楚伍參與蔡大師子朝友。其子伍舉與聲子相善也。伍舉娶於王子牟。王子牟爲申公而亡。楚人曰。伍舉實送之。伍舉奔鄭。將遂奔晉。聲子將如晉。遇之於鄭郊。班荊相與食。而言復故。聲子曰。子行也。吾必復子。及宋向戌將平晉楚。聲子通使於晉。還如楚。令尹子木與之語。問晉故焉。且曰。晉大夫與楚孰賢。對曰。晉卿不如楚。其大夫則賢。皆卿材也。如杞梓皮革自楚往也。雖楚有材。晉實用之。子木曰。夫獨無族姻乎。對曰。雖有而用楚材實多。歸生聞之。善爲國者。賞不僭而刑不濫。賞僭則懼及淫人。刑濫則懼及善人。若不幸而過。寧僭無濫。與其失善。寧其利淫。無善人則國從之。詩曰人之云亡。邦國殄瘁。無善人之謂也。故夏書曰。與其殺不辜。寧失不經。懼失善也。商頌有之。曰。不僭不濫。不敢怠皇。命于下國。封建厥福。此湯所以獲天福也。古之治民者。勸賞而畏刑。恤民不倦。賞以春夏。刑以秋冬。是以將賞。爲之加膳。加膳則飫賜。此以知其勸賞也。將刑。爲之不擧。不擧則徹樂。此以知其畏刑也。夙興夜寐。朝夕臨政。此以知其恤民也。三者禮之大節也。有禮無敗。今楚多淫刑。其大夫逃死於四方。而爲之謀主。以害楚國。不可救療。所謂不能也。子儀之亂。析公奔晉。晉人寘諸戎車之殿。以爲謀主。繞角之役。晉將遁矣。析公曰。楚師輕窕易震蕩也。若多鼓鈞聲。以夜軍之。楚師必遁。晉人從之。楚師宵潰。晉遂侵蔡襲沈。獲其君。敗申息之師於桑隧。獲申麗而還。鄭於是不敢南面。楚失華夏。則析公之爲也。雍子之父兄譖雍子。君與大夫不善是也。雍子奔晉。晉

王子圍寡君之貴介弟也。下其手曰。此子爲穿封戌方城外之縣尹也。誰獲子。囚曰。頡遇王子弱焉。戌怒。抽戈逐王子圍。弗及。楚人以皇頡歸。印堇父與皇頡戍城麇。楚人囚之。以獻於秦。鄭人取貨於印氏以請之。子大叔爲令正。以爲請。子產曰。不獲。受楚之功。而取貨於鄭。不可謂國。秦不其然。若曰。拜君之勤鄭國。微君之惠。楚師其猶在敝邑之城下。其可。弗從遂行。秦人不予。更幣從子產。而後獲之。六月。公會晉趙武・宋向戌・鄭良霄・曹人于澶淵。以討衞疆戚田。取衞西鄙懿氏六十以與孫氏。趙武不書。尊公也。向戌不書。後也。鄭先宋。不失所也。於是衞侯會之。晉人執甯喜・北宮遺。使女齊以先歸。衞侯如晉。晉人執而囚之於士弱氏。秋。七月。齊侯・鄭伯爲衞侯故如晉。晉侯兼享之。晉侯賦嘉樂。國景子相齊侯。賦蓼蕭。子展相鄭伯。賦緇衣。叔向命晉侯拜二君。曰。寡君敢拜齊君之安我先君之宗祧也。敢拜鄭君之不貳也。國子使晏平仲私於叔向。曰。晉君宣其明德於諸侯。恤其患而補其闕。正其違而治其煩。所以爲盟主也。今爲臣執君。若之何。叔向告趙文子。文子以告晉侯。晉侯言衞侯之罪。使叔向告二君。國子賦轡之柔矣。子展賦將仲子兮。晉侯乃許歸衞侯。叔向曰。鄭七穆。罕氏其後亡者也。子展儉而壹。初宋芮司徒生女子。赤而毛。棄諸堤下。共姬之妾取以入。名之曰棄。長而美。平公入夕。共姬與之食。公見棄也而視之尤。姬納諸御。嬖。生佐。惡而婉。大子痤美而很。合左師畏而惡之。寺人惠牆伊戾爲大子內師。而無寵。秋。楚客聘於晉。過宋。大子知之。請野享之。公使往。伊戾請從之。公曰夫不惡女乎。對曰。小人之事君子也。惡之不敢遠。好之不敢近。敬以待命。敢有貳心乎。縱有共其外。莫共其內。臣請往也。遣之至則欿用牲。加書徵之而騁告公曰。大子將爲亂。既與楚客盟矣。公曰。爲我子。又何求。對曰。欲速。公使視之則信有焉。問諸夫人與左師則皆曰。固聞之。公囚大子。大子曰。唯佐也能免我。召而使請。曰。日中不來。

玉曰。瑗不得聞君之出。敢聞其入。遂行從近關出。告右宰穀。右宰穀曰。不可。獲罪於兩君。天下誰畜之。悼子曰。吾受命於先人。不可以貳。穀曰。我請使焉而觀之。遂見公於夷儀。反曰。君淹恤在外十二年矣。而無憂色。亦無寬言。猶夫人也。若不已。死無日矣。悼子曰。子鮮在。右宰穀曰。子鮮在何益。多而能亡。於我何為。悼子曰。雖然弗可以已。孫文子在戚。孫嘉聘於齊。孫襄居守。二月庚寅。甯喜右宰穀伐孫氏。不克。伯國傷。甯子出舍於郊。伯國死。孫氏夜哭。國人召甯子。甯子復攻孫氏。克之。辛卯。殺子叔及大子角。書曰。甯喜弒其君剽。言罪之在甯氏也。孫林父以戚如晉。書曰。入于戚以叛。罪孫氏也。臣之祿。君實有之。義則進。否則奉身而退。專祿以周旋。戮也。甲午。衛侯入。書曰。復歸。國納之也。大夫逆於竟者。執其手而與之言。道逆者。自車揖之。逆於門者。頷之而已。公至。使讓大叔文子曰。寡人淹恤在外。二三子皆使寡人朝夕聞衛國之言。吾子獨不在寡人。古人有言。曰非所怨勿怨。寡人怨矣。對曰。臣知罪矣。臣不佞。不能負羈紲以從君扞牧圉。臣之罪一也。有出者。有居者。臣不能貳。通外內之言以事君。臣之罪二也。有二罪。敢忘其死。乃行從近關出。公使止之。衛人侵戚東鄙。孫氏愬于晉。晉戍茅氏。殖綽伐茅氏。殺晉戍三百人。孫蒯追之。弗敢擊。文子曰。厲之不如。遂從衛師。敗之圉。雍鉏獲殖綽。復愬于晉。鄭伯賞入陳之功。三月甲寅朔。享子展。賜之先路三命之服。先八邑。賜子產次路再命之服。先六邑。子產辭邑曰。自上以下。降殺以兩。禮也。臣之位在四。且子展之功也。臣不敢及賞禮。請辭邑。公固予之。乃受三邑。公孫揮曰。子產其將知政矣。讓不失禮。晉人為孫氏故。召諸侯。將以討衛也。夏。中行穆子來聘。召公也。楚子秦人侵吳。及雩婁。聞吳有備而還。遂侵鄭。五月。至于城麇。鄭皇頡戍之。出與楚師戰。敗。穿封戌囚皇頡。公子圍與之爭之。正於伯州犁。伯州犁曰。請問於囚。乃立囚。伯州犁曰。所爭君子也。其何不知。上其手曰。夫子為

春秋左氏傳卷第十八

襄公五

傳　會于夷儀之歲。齊人城郟。其五月。秦晉爲成。晉韓起如秦涖盟。秦伯車如晉涖盟。成而不結。

經　二十有六年。春。王二月辛卯。衞甯喜弑其君剽。衞孫林父入于戚以叛。甲午。衞侯衎復歸于衞。夏。晉侯使荀吳來聘。公會晉人・鄭良霄・宋人・曹人于澶淵。秋。宋公殺其世子痤。晉人執衞甯喜。八月壬午。許男甯卒于楚。冬。楚子・蔡侯・陳侯伐鄭。葬許靈公。

傳　二十六年。春。秦伯之弟鍼如晉修成。叔向命召行人子員。行人子朱曰。朱也當御。三云。叔向不應。子朱怒曰。班爵同。何以黜朱於朝。撫劍從之。叔向曰。秦晉不和久矣。今日之事。幸而集。晉國賴之。不集三軍暴骨。子員道二國之言無私。子常易之。姦以事君者。吾所能御也。拂衣從之。人救之。平公曰。晉其庶乎。吾臣之所爭者大。師曠曰。公室懼卑。臣不心競而力爭。不務德而爭善。私欲已侈。能無卑乎。衞獻公使子鮮爲復。辭。敬姒強命之。對曰。君無信。臣懼不免。敬姒曰。雖然以吾故也。許諾。初獻公使與甯喜言。甯喜曰。必子鮮在。不然必敗。故公使子鮮。子鮮不獲命於敬姒。以公命與甯喜言。曰。苟反政由甯氏。祭則寡人。甯喜告蘧伯玉。伯

之。思其始而成其終。朝夕而行之。行無越思。如農之有畔。其過鮮矣。衞獻公自夷儀使與甯喜言。甯喜許之。大叔文子聞之曰。烏呼。詩所謂我躬不說。遑恤我後者也。甯子可謂不恤其後矣。將可乎哉。殆必不可。君子之行。思其終也。思其復也。書曰。愼始而敬終。終以不困。詩曰。夙夜匪解。以事一人。今甯子視君不如弈棋。其何以免乎。弈者擧棋不定。不勝其耦。而況置君而弗定乎。必不免矣。九世之卿族。一擧而滅之。可哀也哉。

春秋左氏傳 卷第十七

楚滅舒鳩。衞獻公入于夷儀。鄭子產獻捷于晉。戎服將事。晉人問陳之罪。對曰。昔虞閼父爲周陶正。以服事我先王。我先王賴其利器用也。與其神明之後也。庸以元女大姬配胡公。而封諸陳。以備三恪。則我周之自出。至于今是賴。桓公之亂。蔡人欲立其出。我先君莊公奉五父而立之。蔡人殺之。我又與蔡人奉戴厲公。至於莊宣。皆我之自立。夏氏之亂。成公播蕩。又我之自入。君所知也。今陳忘周之大德。蔑我大惠。棄我姻親。介恃楚衆。以馮陵我敝邑。不可億逞。我是以有往年之告。未獲成命。則又有我東門之役。當陳隧者。井堙木刊。敝邑大懼不競。而恥大姬。天誘其衷。啓敝邑心。陳知其罪。授手于我。用敢獻功。晉人曰。何故侵小。對曰。先王之命。唯罪所在。各致其辟。且昔天子之地一圻。列國一同。自是以衰。今大國多數圻矣。若無侵小。何以至焉。晉人曰。何故戎服。對曰。我先君武莊爲平桓卿士。城濮之役。文公布命曰。各復舊職。命我文公。戎服輔王。以授楚捷。不敢廢王命故也。士莊伯不能詰。復於趙文子。文子曰。其辭順。犯順不祥。乃受之。冬十月。子展相鄭伯如晉。拜陳之功。子西復伐陳。陳及鄭平。仲尼曰。志有之。言以足志。文以足言。不言誰知其志。言之無文。行而不遠。晉爲伯。鄭入陳。非文辭不爲功。愼辭哉。楚蔿掩爲司馬。子木使庀賦。數甲兵。甲午。蔿掩書土田。度山林。鳩藪澤。辨京陵。表淳鹵。數疆潦。規偃豬。町原防。牧隰皐。井衍沃。量入脩賦。賦車籍馬。賦車兵徒卒甲楯之數。既成。以授子木。禮也。十二月。吳子諸樊伐楚。以報舟師之役。門于巢。巢牛臣曰。吳王勇而輕。若啓之。將親門。我獲射之。必殪。是君也死。疆其少安。從之。吳子門焉。牛臣隱於短牆以射之。卒。楚子以滅舒鳩賞子木。辭曰。先大夫蔿子之功也。以與蔿掩。晉程鄭卒。子產始知然明。問爲政焉。對曰。視民如子。見不仁者誅之。如鷹鸇之逐鳥雀也。子產喜。以語子大叔。且曰。他日吾見蔑之面而已。今吾見其心矣。子大叔問政於子產。子產曰。政如農功。日夜思

虞推而下之曰、君昏不能匡。危不能救、死不能死、而知匿其暱、其誰納之、行及弇中、將舍、嬰曰。崔慶其追我。鮮虞曰。一與一、誰能懼我。遂舍、枕轡而寢、食馬而食、駕而行、出弇中。謂嬰曰、速驅之。崔慶之衆。不可當也。遂來奔、崔氏側莊公于北郭。丁亥。葬諸士孫之里。四翣不蹕、下車七乘。不以兵甲。晉侯濟自泮、會于夷儀伐齊。以報朝歌之役、齊人以莊公說。使隰鉏請成。慶封如師也、男女以班。賂晉侯以宗器樂器。自六正。五吏。三十帥。三軍之大夫。百官之正長師旅、及處守者、皆有賂。晉侯許之。使叔向告於諸侯。公使子服惠伯對曰。君舍有罪。以靖小國、君之惠也、寡君聞命矣。晉侯使魏舒・宛沒逆衞侯。將使衞與之夷儀、崔子止其帑、以求五鹿。初陳侯會楚子伐鄭。當陳隧者。井堙木刊、鄭人怨之、六月。鄭子展・子產帥車七百乘以伐陳。宵突陳城、遂入之。陳侯扶其大子偃師奔墓。遇司馬桓子曰、載余曰、將巡城。遇賈獲載其母妻、下之而授公車、公曰。舍而母。辭曰。不祥。與其妻扶其母以奔墓。亦免。子展命師無入公宮、與子產親御諸門、陳侯使司馬桓子賂以宗器、陳侯免擁社。使其衆男女別而纍。以待於朝、子展執縶而見、再拜稽首。承飲而進獻。子美入數俘而出、祝祓社。司徒致民、司馬致節、司空致地。乃還。秋。七月己巳。同盟于重丘、齊成故也。趙文子爲政、令薄諸侯之幣、而重其禮。穆叔見之、謂穆叔曰。自今以往。兵其少弭矣。齊崔慶新得政。將求善於諸侯、武也知楚令尹。若敬行其禮、道之以文辭、以靖諸侯、兵可以弭。楚薳子馮卒。屈建爲令尹、屈蕩爲莫敖、舒鳩人卒叛楚。令尹子木伐之。及離城、吳人救之。子木遽以右師先。子彊・息桓・子捷・子駢・子盂・帥左師以退。吳人居其間七日。子彊曰。久將墊隘。隘乃禽也、不如速戰、請以其私卒誘之、簡師陳以待我。我克則進。奔則亦視之。乃可以免。不然必爲吳禽。從之。五人以其私卒先擊吳師。吳師奔。登山以望。見楚師不繼。復逐之、傅諸其軍。簡師會之。吳師大敗。遂圍舒鳩。舒鳩潰。八月、

陳文子。文子曰。夫從風。風隕妻。不可娶也。且其繇曰。困于石。據于蒺梨。入于其宮。不見其妻。凶。困于石。往不濟也。據于蒺梨。所恃傷也。入于其宮。不見其妻。凶。無所歸也。崔子曰。嫠也何害。先夫當之矣。遂取之。莊公通焉。驟如崔氏。以崔子之冠賜人。侍者曰。不可。公曰。不爲崔子。其無冠乎。崔子因是。又以其間伐晉也。曰。晉必將報。欲弒公以說于晉。而不獲間。公鞭侍人賈擧。而又近之。乃爲崔子間公。夏。五月。莒爲且于之役故。莒子朝于齊。甲戌。饗諸北郭。崔子稱疾不視事。乙亥。公問崔子。遂從姜氏。姜氏入于室。與崔子自側戶出。公拊楹而歌。侍人賈擧止衆從者。而入閉門。甲興。公登臺而請。弗許。請盟。弗許。請自刃於廟。弗許。皆曰。君之臣杼疾病。不能聽命。近於公宮。陪臣干掫。有淫者。不知二命。公踰牆。又射之。中股。反隊。遂弒之。賈擧・州綽・邴師・公孫敖・封具・鐸父・襄伊・僂堙・皆死。祝佗父祭於高唐。至。復命。不說弁而死於崔氏。申蒯侍漁者。退謂其宰曰。爾以帑免。我將死。其宰曰。免。是反子之義也。與之皆死。崔氏殺鬷蔑于平陰。晏子立於崔氏之門外。其人曰。死乎。曰。獨吾君也乎哉。吾死也。曰。行乎。曰。吾罪也乎哉。吾亡也。曰。歸乎。曰。君死。安歸。君民者。豈以陵民。社稷是主。臣君者。豈爲其口實。社稷是養。故君爲社稷死。則死之。爲社稷亡。則亡之。若爲己死。而爲己亡。非其私暱。誰敢任之。且人有君而弒之。吾焉得死之。而焉得亡之。將庸何歸。門啓而入。枕尸股而哭。興三踊而出。人謂崔子必殺之。崔子曰。民之望也。舍之得民。盧蒲癸奔晉。王何奔莒。叔孫宣伯之在齊也。叔孫還納其女於靈公。嬖生景公。丁丑。崔杼立而相之。慶封爲左相。盟國人於大宮。曰。所不與崔慶者。晏子仰天歎曰。嬰所不唯忠於君利社稷者是與。有如上帝。乃歃。辛巳。公與大夫及莒子盟。大史書曰。崔杼弒其君。崔子殺之。其弟嗣書。而死者二人。其弟又書。乃舍之。南史氏聞大史盡死。執簡以往。聞既書矣。乃還。閭丘嬰以帷縛其妻而載之。與申鮮虞乘而出。鮮

廣車而行。己皆乘乘車。將及楚師。而後從之乘。皆踞轉而鼓琴。近不告而馳之。皆取胄於櫜而胄。入壘皆下搏人以投。收禽挾囚。弗待而出。皆超乘。抽弓而射。既免。復踞轉而鼓琴。曰。公孫同乘兄弟也。胡再不謀。對曰。曩者志入而已。今則怯也。皆笑曰。公孫之亟也。楚子自棘澤還。使薳啓彊帥師送陳無宇。吳人爲楚舟師之役故。召舒鳩人。舒鳩人叛楚。楚子師于荒浦。使沈尹壽與師祁犂讓之。舒鳩子敬逆二子。而告無之。且請受盟。二子復命。王欲伐之。薳子曰。不可。彼告不叛。且請受盟。而又伐之。伐無罪也。姑歸息民。以待其卒。卒而不貳。吾又何求。若猶叛我。無辭有庸。乃還。陳人復討慶氏之黨。鍼宜咎出奔楚。齊人城郟。穆叔如周聘。且賀城。王嘉其有禮也。賜之大路。晉侯嬖程鄭。使佐下軍。鄭行人公孫揮如晉聘。程鄭問焉曰。敢問降階何由。子羽不能對。歸以語然明。然明曰。是將死矣。不然將亡。貴而知懼。懼而思降。乃得其階。下人而已。又何問焉。且夫既登而求降階者。知人也。不在程鄭。其有亡釁乎。不然其有惑疾。將死而憂也。

經　二十有五年。春。齊崔杼帥師伐我北鄙。夏。五月乙亥。齊崔杼弑其君光。公會晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子于夷儀。六月壬子。鄭公孫舍之帥師入陳。秋。八月己巳。諸侯同盟于重丘。公至自會。衞侯入于夷儀。楚屈建帥師滅舒鳩。冬。鄭公孫夏帥師伐陳。十有二月。吳子遏伐楚。門于巢。卒。

傳　二十五年。春。齊崔杼帥師伐我北鄙。以報孝伯之師也。公患之。使告于晉。孟公綽曰。崔子將有大志。不在病我。必速歸。何患焉。其來也不寇。使民不嚴。異於他日。齊師徒歸。齊棠公之妻。東郭偃之姊也。東郭偃臣崔武子。棠公死。偃御武子以弔焉。見棠姜而美之。使偃取之。偃曰。男女辨姓。今君出自丁。臣出自桓。不可。武子筮之。遇困䷮之大過䷛。史皆曰。吉。示

傳　二十四年。春。穆叔如晉。范宣子逆之。問焉曰。古人有言。曰。死而不朽。何謂也。穆叔未對。宣子曰。昔匄之祖。自虞以上爲陶唐氏。在夏爲御龍氏。在商爲豕韋氏。在周爲唐杜氏。晉主夏盟。爲范氏。其是之謂乎。穆叔曰。以豹所聞。此之謂世祿。非不朽也。魯有先大夫。曰臧文仲。既沒。其言立於世。其是之謂乎。豹聞之。大上有立德。其次有立功。其次有立言。雖久不廢。此之謂不朽。若夫保姓受氏。以守宗祊。世不絕祀。無國無之。祿之大者也。不可謂不朽。范宣子爲政。諸侯之幣重。鄭人病之。二月。鄭伯如晉。子產寓書於子西。以告宣子。曰。子爲晉國。四鄰諸侯不聞令德。而聞重幣。僑也惑之。僑聞君子長國家者。非無賄之患。而無令名之難。夫諸侯之賄。聚於公室。則諸侯貳。若吾子賴之。則晉國貳。諸侯貳則晉國壞。晉國貳則子之家壞。何沒沒也。將焉用賄。夫令名。德之輿也。德。國家之基也。有基無壞。無亦是務乎。有德則樂。樂則能久。詩云。樂只君子。邦家之基。有令德也夫。上帝臨女。無貳爾心。有令名也夫。恕思以明德。則令名載而行之。是以遠至邇安。毋寧使人謂子。子實生我。而謂子浚我以生乎。象有齒以焚其身。賄也。宣子說。乃輕幣。是行也。鄭伯朝晉。爲重幣故。且請伐陳也。鄭伯稽首。宣子辭。子西相曰。以陳國之介恃大國。而陵虐於敝邑。寡君是以請請罪焉。敢不稽首。孟孝伯侵齊。晉故也。夏。楚子爲舟師以伐吳。不爲軍政。無功而還。齊侯既伐晉而懼。將欲見楚子。楚子使薳啓彊如齊聘。且請期。齊人社蒐軍實。使客觀之。陳文子曰。齊將有寇。吾聞之。兵不戢必取其族。秋。齊侯聞將有晉師。使陳無宇從薳啓彊如楚。辭。且乞師。崔杼帥師送之。遂伐莒侵介根。會于夷儀。將以伐齊。水。不克。冬。楚子伐鄭以救齊。門于東門。次于棘澤。諸侯還救鄭。晉侯使張骼輔躒致楚師。求御于鄭。鄭人卜宛射犬吉。子大叔戒之曰。大國之人。不可與也。對曰。無有衆寡。其上一也。大叔曰。不然。部婁無松柏。二子在幄。坐射犬于外。既食。而後食之。使御

賈曰。是家之禍也。非子之過也。賈聞命矣。再拜受龜。使爲以納請。遂自爲也。臧孫如防。使來告曰。紇非能害也。知不足也。非敢私請。苟守先祀。無廢二勳。敢不辟邑。乃立臧爲。臧紇致防而奔齊。其人曰。其盟我乎。臧孫曰。無辭。將盟臧氏。季孫召外史掌惡臣。而問盟首焉。對曰。盟東門氏也。曰。毋或如東門遂不聽公命。殺適立庶。盟叔孫氏也。曰。毋或如叔孫僑如欲廢國常。蕩覆公室。季孫曰。臧孫之罪。皆不及此。孟椒曰。盍以其犯門斬關。季孫用之。乃盟臧氏曰。無或如臧孫紇干國之紀。犯門斬關。臧孫聞之。曰。國有人焉。誰居。其孟椒乎。晉人克欒盈于曲沃。盡殺欒氏之族黨。欒魴出奔宋。書曰。晉人殺欒盈。不言大夫。言自外也。齊侯還自晉不入。遂襲莒。門于且于。傷股而退。明日將復戰。期于壽舒。杞殖華還載甲夜入且于之隧。宿於莒郊。明日先遇莒子於蒲侯氏。莒子重賂之使無死。曰。請有盟。華周對曰。貪貨棄命。亦君所惡也。昏而受命。日未中而棄之。何以事君。莒子親鼓之。從而伐之。獲杞梁。莒人行成。齊侯歸。遇杞梁之妻於郊。使弔之。辭曰。殖之有罪。何辱命焉。若免於罪。猶有先人之敝廬在。下妾不得與郊弔。齊侯弔諸其室。齊侯將爲臧紇田。臧孫聞之見齊侯。與之言伐晉。對曰。多則多矣。抑君似鼠。夫鼠晝伏夜動。不穴於寢廟。畏人故也。今君聞晉之亂。而後作焉。寧將事之。非鼠何如。乃不與田。仲尼曰。知之難也。有臧武仲之知。而不容於魯國。抑有由也。作不順。而施不恕也。夏書曰。念茲在茲。順事恕施也。

經　二十有四年。春。叔孫豹如晉。仲孫羯帥師侵齊。夏。楚伐吳。秋。七月甲子朔。日有食之。既。齊崔杼帥師伐莒。大水。八月癸巳朔。日有食之。公會晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子于夷儀。冬。楚子・蔡侯・陳侯・許男伐鄭。公至自會。陳鍼宜咎出奔楚。叔孫豹如京師。大饑。

孟門。登大行。張武軍於熒庭。戍郫邵。封少水。以報平陰之役。乃還。趙勝帥東陽之師以追之獲晏氂。八月。叔孫豹帥師救晉。次于雍榆。禮也。季武子無適子。公彌長。而愛悼子。欲立之。訪於申豐曰。彌與紇吾皆愛之。欲擇才焉而立之。申豐趨退歸。盡室將行。他日又訪焉。對曰。其然將具敝車而行。乃止。訪於臧紇。臧紇曰。飲我酒。吾爲子立之。季氏飲大夫酒。臧紇爲客。既獻。臧孫命北面重席。新樽絜之。召悼子。降逆之。大夫皆起。及旅而召公鉏。使與之齒。季孫失色。季氏以公鉏爲馬正。慍而不出。閔子馬見之曰。子無然。禍福無門。唯人所召。爲人子者。患不孝。不患無所。敬共父命。何常之有。若能孝敬。富倍季氏可也。姦回不軌。禍倍下民可也。公鉏然之。敬共朝夕。恪居官次。季孫喜。使飲己酒。而以具往。盡舍旃。故公鉏氏富。又出爲公左宰。孟孫惡臧孫。季孫愛之。孟氏之御騶豐點好羯也。曰。從余言。必爲孟孫。再三云。羯從之。孟莊子疾。豐點謂公鉏。苟立羯。請讎臧氏。公鉏謂季孫曰。孺子秩固其所也。若羯立。則季氏信有力於臧氏矣。弗應。己卯。孟孫卒。公鉏奉羯。立于戶側。季孫至。入哭而出。曰。秩焉在。公鉏曰。羯在此矣。季孫曰。孺子長。公鉏曰。何長之有。唯其才也。且夫子之命也。遂立羯。秩奔邾。臧孫入哭。甚哀多涕。出。其御曰。孟孫之惡子也。而哀如是。季孫若死。其若之何。臧孫曰。季孫之愛我也疾疢也。孟孫之惡我藥石也。美疢不如惡石。夫石猶生我。疢之美。其毒滋多。孟孫死。吾亡無日矣。孟氏閉門。告於季孫曰。臧氏將爲亂。不使我葬。季孫不信。臧孫聞之戒。冬十一月。孟氏將辟。藉除於臧氏。臧孫使正夫助之。除於東門。甲從己而視之。孟氏又告季孫。季孫怒。命攻臧氏。乙亥。臧紇斬鹿門之關以出奔邾。初臧宣叔娶于鑄。生賈及爲而死。繼室以其姪。穆姜之姨子也。生紇。長於公宮。姜氏愛之。故立之。臧賈臧爲出在鑄。臧武仲自邾使告臧賈。且致大蔡焉。曰。紇不佞。失守宗祧。敢告不弔。紇之罪不及不祀。子以大蔡納請。其可也。

故因之。趙氏以原屏之難怨欒氏。韓趙方睦。中行氏以伐秦之役怨欒氏。而固與范氏和親。
知悼子少而聽於中行氏。程鄭嬖於公。唯魏氏及七輿大夫與之。樂王鮒侍坐於范宣子。或
告曰。欒氏至矣。宣子懼。桓子曰。奉君以走固宮。必無害也。且欒氏多怨。子爲政。欒氏自外。子
在位。其利多矣。既有利權。又執民柄。將何懼焉。欒氏所得。其唯魏氏乎。而可强取也。夫克亂
在權。子無懈矣。公有姻喪。王鮒使宣子墨縗冒絰。二婦人輦以如公。奉公以如固宮。范鞅逆
魏舒。則成列既乘。將逆欒氏矣。趨進曰。欒氏帥賊以入。鞅之父與二三子在君所矣。使鞅逆
吾子。鞅請驂乘。持帶。遂超乘。右撫劍。左援帶。命驅之出。僕請。鞅曰。之公。宣子逆諸階。執其手。
賂之以曲沃。初斐豹。隸也。著於丹書。欒氏之力臣曰督戎。國人懼之。斐豹謂宣子曰。苟焚丹
書。我殺督戎。宣子喜曰。而殺之。所不請於君焚丹書者。有如日。乃出豹而閉之。督戎從之。踰
隱而待之。督戎踰入。豹自後擊而殺之。范氏之徒在臺後。欒氏乘公門。宣子謂鞅曰。矢及君
屋。死之。鞅用劍以帥卒。欒氏退。攝車從之。遇欒樂。曰。樂勉之。死將訟女於天。樂射之。不中。又
注。則乘槐本而覆。或以戟鉤之。斷肘而死。欒魴傷。欒盈奔曲沃。晉人圍之。秋。齊侯伐衛。先驅
穀榮御王孫揮。召揚爲右。申驅成秩御莒恒。申鮮虞之子傅摯爲右。曹開御戎。晏父戎爲右。
貳廣上之登御邢公。盧蒲癸爲右。啓牢成御襄罷師。狼蘧疏爲右。胠商子車御侯朝。桓跳爲
右。大殿商子游御夏之御寇。崔如爲右。燭庸之越駟乘。自衛將遂伐晉。晏平仲曰。君恃勇力。
以伐盟主。若不濟。國之福也。不德而有功。憂必及君。崔杼諫曰。不可。臣聞之。小國間大國之
敗而毀焉。必受其咎。君其圖之。弗聽。陳文子見崔武子曰。將如君何。武子曰。吾言於君。君弗
聽也。以爲盟主。而利其難。群臣若急。君於何有。子姑止之。文子退告其人曰。崔子其將死乎。
謂君甚而又過之。不得其死。過君以義。猶自抑也。況以惡乎。齊侯遂伐晉。取朝歌。爲二隊。入

春秋左氏傳卷第十七

襄公四

經　二十有三年。春。王二月。癸酉朔。日有食之。三月己巳。杞伯匄卒。夏。邾畀我來奔。葬杞孝公。陳殺其大夫慶虎及慶寅。陳侯之弟黃自楚歸于陳。晉欒盈復入于晉。入于曲沃。秋。齊侯伐衞。遂伐晉。八月。叔孫豹帥師救晉。次于雍榆。己卯。仲孫速卒。冬。十月乙亥。臧孫紇出奔邾。晉人殺欒盈。齊侯襲莒。

傳　二十三年。春。杞孝公卒。晉悼夫人喪之。平公不徹樂。非禮也。禮爲鄰國闕。陳侯如楚。公子黃愬二慶於楚。楚人召之。使慶樂往。殺之。慶氏以陳叛。夏。屈建從陳侯圍陳。陳人城。版隊而殺人。役人相命也。各殺其長。遂殺慶虎慶寅。楚人納公子黃。君子謂。慶氏不義。不可肆也。故書曰。惟命不于常。晉將嫁女于吳。齊侯使析歸父媵之。以藩載欒盈及其士。納諸曲沃。欒盈夜見胥午而告之。對曰。不可。天之所廢。誰能興之。子必不免。吾非愛死也。知不集也。盈曰。雖然。因子而死。吾無悔矣。我實不天。子無咎焉。許諾。伏之而觴曲沃人。樂作。午言曰。今也得欒孺子何如。對曰。得主而爲之死。猶不死也。皆歎。有泣者。爵行。又言。皆曰。得主何貳之有。盈出偏拜之。四月。欒盈帥曲沃之甲。因魏獻子。以晝入絳。初欒盈佐魏莊子於下軍。獻子私焉。

春秋左氏傳 卷第十六

徒曰。行乎。曰。吾與殺吾父。行將焉入。曰。然則臣王乎。曰。棄父事讎。吾弗忍也。遂縊而死。復使薳子馮爲令尹。公子齮爲司馬。屈建爲莫敖。有寵於薳子者八人。皆無祿而多馬。他日朝。與申叔豫言。弗應而退。從之入於人中。又從之遂歸。退朝見之曰。子三困我於朝。吾懼不敢不見。吾過子姑告我。何疾我也。對曰。吾不免是懼。何敢告子。曰。何故。對曰。昔觀起有寵於子南子南得罪。觀起車裂。何故不懼。自御而歸。不能當道。謂八人者曰。吾見申叔。夫子所謂生死而肉骨也。知我者如夫子則可。不然請止。辭八人者。而後王安之。十二月。鄭游販將如晉未出竟。遭逆妻者。奪之以館于邑。丁巳。其夫攻子明殺之。以其妻行。子展廢子良。而立大叔。曰。國卿君之貳也。民之主也。不可以苟。請舍子明之類。求亡妻者。使復其所。使游氏勿怨。曰。無昭惡也。

見從寡君以朝于執事執事不禮於寡君寡君懼因是行也我二年六月而朝于楚晉是以有戲之役楚人猶競而申禮於敝邑敝邑欲從執事而懼爲大尤曰晉其謂我不共有禮是以不敢攜貳於楚我四年三月先大夫子蟜又從寡君以觀釁於楚晉於是乎有蕭魚之役謂我敝邑邇在晉國譬諸草木吾臭味也而何敢差池楚亦不競寡君盡其土實重之以宗器以受齊盟遂帥羣臣隨于執事以會歲終貳於楚者子侯石盂歸而討之溴梁之明年子蟜老矣公孫夏從寡君以朝于君見於嘗酎與執燔焉間二年聞君將靖東夏四月又朝以聽事期不朝之間無歲不聘無役不從以大國政令之無常國家罷病不虞荐至無日不惕豈敢忘職大國若安定之其朝夕在庭何辱命焉若不恤其患而以爲口實其無乃不堪任命而翦爲仇讎敝邑是懼其敢忘君命委諸執事執事實重圖之秋欒盈自楚適齊晏平仲言於齊侯曰商任之會受命於晉今納欒氏將安用之小所以事大信也失信不立君其圖之弗聽退告陳文子曰君人執信臣人執共忠信篤敬上下同之天之道也君自棄也弗能久矣九月鄭公孫黑肱有疾歸邑于公召室老宗人立段而使黜官薄祭祭以特羊殷以少牢足以共祀盡歸其餘邑曰吾聞之生於亂世貴而能貧民無求焉可以後亡敬共事君與二三子生在敬戒不在富也己巳伯張卒君子曰善戒詩曰慎爾侯度用戒不虞鄭子張其有焉冬會于沙隨復錮欒氏也欒盈猶在齊晏子曰禍將作矣齊將伐晉不可以不懼楚觀起有寵於令尹子南未益祿而有馬數十乘楚人患之王將討焉子南之子棄疾爲王御士王每見之必泣棄疾曰君三泣臣矣敢問誰之罪也王曰令尹之不能爾所知也國將討焉爾其居之對曰父戮子居君焉用之洩命重刑臣亦不爲王遂殺子南於朝轘觀起於四竟子南之臣謂棄疾請徙子尸於朝曰君臣有禮唯二三子三日棄疾請尸王許之既葬其

乘。以言諸公。而免之。不見叔向而歸。叔向亦不告免焉而朝。初叔向之母。妬叔虎之母美而不使。其子皆諫其母。其母曰。深山大澤。實生龍蛇。彼美。余懼其生龍蛇以禍女。女敝族也。國多大寵。不仁人間之。不亦難乎。余何愛焉。使往視寢。生叔虎。美而有勇力。欒懷子嬖之。故羊舌氏之族及於難。欒盈過於周。周西鄙掠之。辭於行人曰。天子陪臣盈。得罪於王之守臣。將逃罪。罪重於郊甸。無所伏竄。敢布其死也。昔陪臣書。能輸力於王室。王施惠焉。其子黶不能保任其父之勞。大君若不棄書之力。亡臣猶有所逃。若棄書之力。而思黶之罪。臣戮餘也。將歸死於尉氏。不敢還矣。敢布四體。唯大君命焉。王曰。尤而效之。其又甚焉。使司徒禁掠欒氏者。歸所取焉。使候出諸轘轅。冬。曹武公來朝。始見也。會於商任。錮欒氏也。齊侯・衞侯・不敬。叔向曰。二君者必不免。會朝禮之經也。禮政之輿也。政身之守也。怠禮失政。失政不立。是以亂也。知起・中行喜・州綽・邢蒯・出奔齊。皆欒氏之黨也。樂王鮒謂范宣子曰。盍反州綽邢蒯。勇士也。宣子曰。彼欒氏之勇也。余何獲焉。王鮒曰。子爲彼欒氏。乃亦子之勇也。齊莊公朝。指殖綽・郭最曰。是寡人之雄也。州綽曰。君以爲雄。誰敢不雄。然臣不敏。平陰之役。先二子鳴。莊公爲勇爵。殖綽・郭最欲與焉。州綽曰。東閭之役。臣左驂迫。還於門中。識其枚數。其可以與於此乎。公曰。子爲晉君也。對曰。臣爲隷新。然二子者。譬於禽獸。臣食其肉。而寢處其皮矣。

經　二十有二年。春。王正月。公至自會。夏。四月。秋。七月辛酉。叔老卒。冬。公會晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・薛伯・杞伯・小邾子于沙隨。公至自會。楚殺其大夫公子追舒。

傳　二十二年。春。臧武仲如晉。雨過御叔。御叔在其邑。將飲酒。曰。焉用聖人。我將飲酒。而己雨行。何以聖爲。穆叔聞之曰。不可使也。而傲使人。國之蠹也。令倍其賦。夏。晉人徵朝于鄭。鄭人使少正公孫僑對。曰。昔在晉先君悼公九年。我寡君於是即位。即位八月。而我先大夫子

茲在茲。名言茲在茲。允出茲在茲。惟帝念功。將謂由己壹也。信由己壹而後功可念也。庶其
非卿也。以地來。雖賤必書。重地也。齊侯使慶佐爲大夫。復討公子牙之黨。執公子買于句瀆
之丘。公子鉏來奔。叔孫還奔燕。夏。楚子庚卒。楚子使薳子馮爲令尹。訪於申叔豫。叔豫曰。國
多寵而王弱。國不可爲也。遂以疾辭。方暑。闕地下冰而牀焉。重繭衣裘。鮮食而寢。楚子使醫
視之。復曰。瘠則甚矣。而血氣未動。乃使子南爲令尹。欒桓子娶於范宣子。生懷子。范鞅以其
亡也。怨欒氏。故與欒盈爲公族大夫。而不相能也。桓子卒。欒祁與其老州賓通。幾亡室矣。懷
子患之。祁懼其討也。愬諸宣子曰。盈將爲亂。以范氏爲死桓主而專政矣。曰吾父逐鞅也。不
怒而以寵報之。又與吾同官而專之。吾父死而益富。死吾父而專於國。有死而已。吾蔑從之
矣。其謀如是。懼害於主。吾不敢不言。范鞅爲之徵。懷子好施。士多歸之。宣子畏其多士也信
之。懷子爲下卿。宣子使城著。而遂逐之。秋。欒盈出奔楚。宣子殺箕遺・黃淵・嘉父・司空靖・邴豫・
董叔・邴師・申書・羊舌虎・叔熊。囚伯華・叔向・籍偃。人謂叔向曰。子離於罪。其爲不知乎。叔向曰。
與其死亡若何。詩曰。優哉游哉。聊以卒歲。知也。樂王鮒見叔向曰。吾爲子請。叔向弗應。出不
拜。其人皆咎叔向。叔向曰。必祁大夫。室老聞之曰。樂王鮒言於君無不行。求赦吾子。吾子不
許。祁大夫所不能也。而曰必由之何也。叔向曰。樂王鮒從君者也。何能行。祁大夫外擧不棄
讎。內擧不失親。其獨遺我乎。詩曰。有覺德行。四國順之。夫子覺者也。晉侯問叔向之罪於樂
王鮒。對曰。不棄其親。其有焉。於是祁奚老矣。聞之。乘馹而見宣子。曰。詩曰。惠我無疆。子孫保
之。書曰。聖有謩勳。明徵定保。夫謀而鮮過。惠訓不倦者。叔向有焉。社稷之固也。猶將十世宥
之以勸能者。今壹不免其身。以棄社稷。不亦惑乎。鯀殛而禹興。伊尹放大甲而相之。卒無怨
色。管蔡爲戮。周公右王。若之何其以虎也棄社稷。子爲善。誰敢不勉。多殺何爲。宣子說。與之

公子黃出奔楚。初蔡文侯欲事晉。曰。吾先君與於踐土之盟。晉不可棄。且兄弟也。畏楚不能行而卒。楚人使蔡無常。公子燮求從先君以利蔡。不能而死。書曰。蔡殺其大夫公子燮。言不與民同欲也。陳侯之弟黃出奔楚。言非其罪也。公子黃將出奔。呼於國曰。慶氏無道。求專陳國。暴蔑其君。而去其親。五年不滅。是無天也。齊子初聘于齊。禮也。冬。季武子如宋報向戌之聘也。褚師段逆之以受享。賦常棣之七章以卒。宋人重賄之。歸復命。公享之。賦魚麗之卒章。公賦南山有臺。武子去所曰。臣不堪也。衞甯惠子疾。召悼子曰。吾得罪於君。悔而無及也。名藏在諸侯之策。曰。孫林父・甯殖出其君。君入則掩之。若能掩之。則吾子也。若不能。猶有鬼神。吾有餒而已。不來食矣。悼子許諾。惠子遂卒。

經　二十有一年。春。王正月。公如晉。邾庶其以漆閭丘來奔。夏。公至自晉。秋。晉欒盈出奔楚九月庚戌朔。日有食之。冬十月庚辰朔。日有食之。曹伯來朝。公會晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子于商任。

傳　二十一年。春。公如晉。拜師及取邾田也。邾庶其以漆閭丘來奔。季武子以公姑姊妻之。皆有賜於其從者。於是魯多盜。季孫謂臧武仲曰。子盍詰盜。武仲曰。不可詰也。紇又不能。季孫曰。我有四封。而詰其盜。何故不可。子爲司寇。將盜是務去。若之何不能。武仲曰。子召外盜。而大禮焉。何以止吾盜。子爲正卿。而來外盜。使紇去之。將何以能。庶其竊邑於邾以來。子以姬氏妻之。而與之邑。其從者皆有賜焉。若大盜禮焉以君之姑姊與其大邑。其次皁牧輿馬。其小者衣裳劍帶。是賞盜也。賞而去之。其或難焉。紇也聞之。在上位者。洒濯其心。壹以待人。軌度其信。可明徵也。而後可以治人。夫上之所爲。民之所歸也。上所不爲。而民或爲之。是以加刑罰焉。而莫敢不懲。若上之所爲。而民亦爲之。乃其所也。又可禁乎。夏書曰。念茲在茲。釋

士匄侵齊及穀。聞喪而還。禮也。於四月丁未。鄭公孫蠆卒。赴於晉大夫。范宣子言於晉侯。以其善於伐秦也。六月。晉侯請於王。王追賜之大路。使以行。禮也。秋八月。齊崔杼殺高厚於灑藍。而兼其室。書曰。齊殺其大夫。從君於昏也。鄭子孔之爲政也專。國人患之。乃討西宮之難。與純門之師。子孔當罪。以其甲及子革・子良氏之甲守。甲辰。子展・子西率國人伐之。殺子孔而分其室。書曰。鄭殺其大夫。專也。子然・子孔。宋子之子也。士子孔。圭嬀之子也。圭嬀之班亞宋子。而相親也。士子孔亦相親也。僖之四年。子然卒。簡之元年。士子孔卒。司徒孔實相子革・子良之室。三室如一。故及於難。子革・子良出奔楚。子革爲右尹。鄭人使子展當國。子西聽政。立子產爲卿。齊慶封圍高唐。弗克。冬。十一月。齊侯圍之。見衞在城上。號之。乃下。問守備焉。以無備告。揖之。乃登。聞師將傳。食高唐人。殖綽・工僂會夜縋納師。醢衞于軍。城西郛。懼齊也。齊及晉平。盟于大隧。故穆叔會范宣子于柯。穆叔見叔向。賦載馳之四章。叔向曰。肸敢不承命。穆叔歸曰。齊猶未也。不可以不懼。乃城武城。衞石共子卒。悼子不哀。孔成子曰。是謂蹷其本。必不有其宗。

經　二十年。春。王正月辛亥。仲孫速會莒人。盟于向。夏。六月庚申。公會晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子。盟于澶淵。秋。公至自會。仲孫速帥師伐邾。蔡殺其大夫公子燮。蔡公子履出奔楚。陳侯之弟黃出奔楚。叔老如齊。冬。十月丙辰朔。日有食之。季孫宿如宋。

傳　二十年。春。及莒平。孟莊子會莒人。盟于向。督揚之盟故也。夏。盟于澶淵。齊成故也。邾人驟至。以諸侯之事。弗能報也。秋。孟莊子伐邾以報之。蔡公子燮欲以蔡之晉。蔡人殺之。公子履其母弟也。故出奔楚。陳慶虎・慶寅畏公子黃之偪。愬諸楚曰。與蔡司馬同謀。楚人以爲討。

侯卒。乃還。八月丙辰。仲孫蔑卒。齊殺其大夫高厚。鄭殺其大夫公子嘉。冬。葬齊靈公。城西郛。叔孫豹會晉士匄于柯。城武城。

傳　十九年。春。諸侯還自沂上。盟于督揚。曰。大毋侵小。執邾悼公。以其伐我故。遂次于泗上。疆我田。取邾田。自漷水。歸之于我。晉侯先歸。公享晉六卿于蒲圃。賜之三命之服。軍尉・司馬・司空・輿尉・候奄・皆受一命之服。賄荀偃束錦加璧乘馬。先吳壽夢之鼎。荀偃癉疽生瘍於頭。濟河及著雍病目出。大夫先歸者皆反。士匄請見。弗內。請後。曰鄭甥可。二月甲寅卒。而視。不可含。宣子盥而撫之曰。事吳敢不如事主。猶視。欒懷子曰。其爲未卒事於齊故也乎。乃復撫之曰。主苟終。所不嗣事于齊者。有如河。乃瞑受含。宣子出曰。吾淺之爲丈夫也。晉欒魴帥師從衞孫子伐齊。季武子如晉拜師。晉侯享之。范宣子爲政。賦黍苗。季武子興。再拜稽首曰。小國之仰大國也。如百穀之仰膏雨焉。若常膏之。其天下輯睦。豈唯敝邑。賦六月。季武子以所得於齊之兵。作林鍾而銘魯功焉。臧武仲謂季孫曰。非禮也。夫銘天子令德。諸侯言時計功。大夫稱伐。今稱伐則下等也。計功則借人也。言時則妨民多矣。何以爲銘。且夫大伐小。取其所得。以作彝器。銘其功烈。以示子孫。昭明德而懲無禮也。今將借人之力。以救其死。若之何銘之。小國幸於大國。而昭所獲焉以怒之。亡之道也。齊侯娶于魯。曰顏懿姬。無子。其姪鬷聲姬生光。以爲大子。諸子仲子・戎子。戎子嬖。仲子生牙。屬諸戎子。戎子請以爲大子。許之。仲子曰不可。廢常不祥。間諸侯難。光之立也。列於諸侯矣。今無故而廢之。是專黜諸侯。而以難犯不祥也。君必悔之。公曰。在我而已。遂東大子光。使高厚傅牙。以爲大子。夙沙衞爲少傅。齊侯疾。崔杼微逆光。疾病而立之。光殺戎子。尸諸朝。非禮也。婦人無刑。雖有刑不在朝市。夏。五月壬辰晦。齊靈公卒。莊公卽位。執公子牙於句瀆之丘。以夙沙衞易己。衞奔高唐以叛。晉

將取其衷。顧曰。爲私誓。州綽曰。有如日。乃弛弓而自後縛之。其右具丙亦舍兵而縛。郭最。皆
衿甲面縛也。坐于中軍之鼓下。晉人欲逐歸者。魯衞請攻險。己卯荀偃・士匄以中軍克京茲。
乙酉魏絳・欒盈以下軍克邿。趙武・韓起以上軍圍盧。弗克。十二月戊戌。及秦周伐雍門之萩。
范鞅門于雍門。其御追喜以戈殺犬于門中。孟莊子斬其椨以爲公琴。己亥。焚雍門及西郭
南郭。劉難・士弱率諸侯之師。焚申池之竹木。壬寅。焚東郭北郭。范鞅門于揚門。州綽門于東
閭。左驂迫還于門中。以枚數闔。齊侯駕將走郵棠。大子與郭榮扣馬曰。師速而疾。略也。將退
矣。君何懼焉。且社稷之主。不可以輕。輕則失衆。君必待之。將犯之。大子抽劍斷鞅。乃止。甲辰。
東侵及濰南及沂。鄭子孔欲去諸大夫。將叛晉而起楚師以去之。使告子庚。子庚弗許。楚子
聞之。使楊豚尹宜告子庚曰。國人謂不穀主社稷而不出師。死不從禮。不穀卽位。於今五年。
師徒不出。人其以不穀爲自逸而忘先君之業矣。大夫圖之。其若之何。子庚歎曰。君王其謂
午懷安乎。吾以利社稷也。見使者稽首而對曰。諸侯方睦於晉。臣請嘗之。若可。君而繼之。若
不可。收師而退。可以無害。君亦無辱。子庚帥師治兵於汾。於是鄭子蟜・伯有・子張從鄭伯伐
齊。子孔・子展・子西守。二子知子孔之謀。完守入保。子孔不敢會楚師。楚師伐鄭。次於魚陵。右
師城上棘。遂涉潁。次于旃然。蔿子馮・公子格率銳師侵費・滑・胥靡・獻于・雍梁。右回梅山。侵鄭
東北。至于蟲牢而反。子庚門于純門。信于城下而還。涉於魚齒之下。甚雨及之。楚師多凍。役
徒幾盡。晉人聞有楚師。師曠曰。不害。吾驟歌北風。又歌南風。南風不競。多死聲。楚必無功。董
叔曰。天道多在西北。南師不時。必無功。叔向曰。在其君之德也。

經　十有九年。春。王正月。諸侯盟于祝柯。晉人執邾子。公至自伐齊。取邾田自漷水。季孫宿
如晉。葬曹成公。夏。衞孫林父帥師伐齊。秋。七月辛卯。齊侯環卒。晉士匄帥師侵齊至穀。聞齊

本也。齊晏桓子卒。晏嬰麤縗斬。苴絰帶。杖。菅屨。食鬻。居倚廬。寢苫枕草。其老曰。非大夫之禮也。曰。唯卿爲大夫。

衛侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子同圍齊。曹伯負芻卒于師。楚公子午帥師伐鄭。

經　十有八年。春。白狄來。夏。晉人執衛行人石買。秋。齊師伐我北鄙。冬。十月。公會晉侯・宋公・

傳　十八年。春。白狄始來。夏。晉人執衛行人石買于長子。執孫蒯于純留。爲曹故也。秋。齊侯伐我北鄙。中行獻子將伐齊。夢與厲公訟。弗勝。公以戈擊之。首隊於前。跪而戴之。奉之以走。見梗陽之巫皐。他日見諸道。與之言。同。巫曰。今茲主必死。若有事於東方。則可以逞。獻子許諾。晉侯伐齊。將濟河。獻子以朱絲繫玉二瑴。而禱曰。齊環怙恃其險。負其衆庶。棄好背盟。陵虐神主。曾臣彪將率諸侯以討焉。其官臣偃實先後之。苟捷有功。無作神羞。官臣偃無敢復濟。唯爾有神裁之。沈玉而濟。冬。十月。會于魯濟。尋湨梁之言。同伐齊。齊侯禦諸平陰。塹防門。而守之廣里。夙沙衛曰。不能戰。莫若守險。弗聽。諸侯之士門焉。齊人多死。范宣子告析文子曰。吾知子。敢匿情乎。魯人莒人皆請以車千乘自其鄉入。既許之矣。若入。君必失國。子盍圖之。子家以告公。公恐。晏嬰聞之曰。君固無勇。而又聞是。弗能久矣。齊侯登巫山以望晉師。晉人使司馬斥山澤之險。雖所不至。必旆而疏陳之。使乘車者左實右僞。以旆先。輿曳柴而從之。齊侯見之。畏其衆也。乃脫歸。丙寅晦。齊師夜遁。師曠告晉侯曰。烏烏之聲樂。齊師其遁。邢伯告中行伯曰。有班馬之聲。齊師其遁。叔向告晉侯曰。城上有烏。齊師其遁。十一月丁卯朔。入平陰。遂從齊師。夙沙衛連大車以塞隧。而殿。殖綽・郭最曰。子殿國師。齊之辱也。子姑先乎。乃代之殿。衛殺馬於隘以塞道。晉州綽及之。射殖綽中肩。兩矢夾脰。曰。止將爲三軍獲。不止

晉聘。且言齊故。晉人曰。以寡君之未禘祀。與民之未息。不然不敢忘。穆叔曰。以齊人之朝夕釋憾於敝邑之地。是以大請敝邑之急。朝不及夕。引領西望曰。庶幾乎。比執事之間。恐無及也。見中行獻子。賦圻父。獻子曰。偃知罪矣。敢不從執事。以同恤社稷。而使魯及此。見范宣子。賦鴻鴈之卒章。宣子曰。匄在此。敢使魯無鳩乎。

經　十有七年。春。王二月庚午。邾子牼卒。宋人伐陳。夏。衞石買帥師伐曹。秋。齊侯伐我北鄙。圍桃。高厚帥師伐我北鄙。圍防。九月。大雩。宋華臣出奔陳。冬。邾人伐我南鄙。

傳　十七年。春。宋莊朝伐陳。獲司徒卬。卑宋也。衞孫蒯田于曹隧。飲馬于重丘。毀其瓶。重丘人閉門而詢之。曰。親逐而君。爾父爲厲。是之不憂。而何以田爲。夏。衞石買・孫蒯伐曹。取重丘。曹人愬于晉。齊人以其未得志于我故。秋。齊侯伐我北鄙。圍桃。高厚圍臧紇于防。師自陽關逆臧孫。至于旅松。郰叔紇・臧疇・臧賈帥甲三百。宵犯齊師。送之而復。齊師去之。齊人獲臧堅。齊侯使夙沙衞唁之。且曰。無死。堅稽首曰。拜命之辱。抑君之賜。臣不終。姑又使其刑臣禮於士。以杙抉其傷而死。冬。邾人伐我南鄙。爲齊故也。宋華閱卒。華臣弱皐比之室。使賊殺其宰華吳。賊六人以鈹殺諸盧門合左師之後。左師懼曰。老夫無罪。賊曰。皐比私有討於吳也。遂幽其妻曰。畀余而大璧。宋公聞之曰。臣也不唯其宗室是暴。大亂宋國之政。必逐之。左師曰。臣也亦卿也。大臣不順。國之恥也。不如蓋之。乃舍之。左師爲己短策。苟過華臣之門。必騁。十一月甲午。國人逐瘈狗。瘈狗入於華臣氏。國人從之。華臣懼。遂奔陳。宋皇國父爲大宰。爲平公築臺。妨於農收。子罕請俟農功之畢。公弗許。築者謳曰。澤門之晳。實興我役。邑中之黔。實慰我心。子罕聞之。親執扑。以行築者。而抶其不勉者。曰。吾儕小人。皆有闔廬。以辟燥濕寒暑。今君爲一臺。而不速成。何以爲役。謳者乃止。或問其故。子罕曰。宋國區區。而有詛有祝。禍之

春秋左氏傳 卷第十六

襄公三

經　十有六年。春。王正月。葬晉悼公。三月。公會晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・薛伯・杞伯・小邾子于溴梁。戊寅。大夫盟。晉人執莒子邾子以歸。齊侯伐我北鄙。夏。公至自會。五月甲子。地震。叔老會鄭伯・晉荀偃・衞甯殖・宋人伐許。秋。齊侯伐我北鄙。圍郕。大雩。冬。叔孫豹如晉。

傳　十六年。春。葬晉悼公。平公卽位。羊舌肸爲傅。張君臣爲中軍司馬。祁奚・韓襄・欒盈・士鞅爲公族大夫。虞丘書爲乘馬御。改服脩官。烝于曲沃。警守而下。會于溴梁。命歸侵田。以我故執邾宣公・莒犂比公。且曰。通齊楚之使。晉侯與諸侯宴于溫。使諸大夫舞。曰。歌詩必類。齊高厚之詩不類。荀偃怒。且曰。諸侯有異志矣。使諸大夫盟高厚。高厚逃歸。於是叔孫豹・晉荀偃・宋向戌・衞甯殖・鄭公孫蠆・小邾之大夫盟曰。同討不庭。許男請遷于晉。諸侯遂遷許。許大夫不可。晉人歸諸侯。鄭子蟜聞將伐許。遂相鄭伯以從諸侯之師。穆叔從公。齊子帥師會晉荀偃。書曰會鄭伯。爲夷故也。夏。六月。次于棫林。庚寅。伐許。次于函氏。晉荀偃・欒黶帥師伐楚。以報宋楊梁之役。楚公子格帥師及晉師戰于湛阪。楚師敗績。晉師遂侵方城之外。復伐許而還。秋。齊侯圍郕。孟孺子速徼之。齊侯曰。是好勇。去之以爲之名。速遂塞海陘而還。冬。穆叔如

勝つことを好む。早く之に下らば、則ち（三六）行るべし』と。乃ち先づ（三七）南里を保して、以て之を待つ。知伯、南里に入り、桔秩の門を門む。鄭人、（三八）鄭魁壘を俘にす。之に賂ふに、（鄭ノ）政を知らしめんことを以てす。其口を閉ぢて死す。（晉人）將に（鄭ノ門ヲ）門めんとす。知伯、趙孟に謂へらく、『之に入れ』と。對へて曰く、『（三九）主、此に在り』と。知伯曰く、『（四〇）惡くして勇なきに、何を以て子と爲る。』對へて曰く、『能く恥を忍ぶを以てなり。庶はくは趙宗を害することなからんか』と。知伯、悛めず。趙襄子、是に由つて知伯を惎み、遂に（四一）之を喪ばせり。知伯貪ばりて愎れり。故に韓魏も反きて之を喪ばせり。

【三六】其師を去る可し。
【三七】南里は城外に在り。
【三八】晉の士。
【三九】主は知伯をいふ。趙孟、知伯が鄭人の手を假りて以て己を殺さんと欲するを知り、稱して言はく、己の進退は知伯に從ふ、今、知伯、此に在り、敢て獨り先づ入らざるなりと。
【四〇】惡は容貌醜なり。趙簡子、嫡子伯魯を廢して趙襄子無恤を立てたり、故に知伯、其の醜くして勇なきに、何故に立てて子としたると罵りたる也。
【四一】知伯の滅されしは、春秋の後二十七年、周の定王十六年に在り。

國譯春秋左氏傳 下卷 終

告ぐる者あり。將に輕車千乘を爲して以て齊の師の門を(二五)厭せんとすと。則ち盡すべきなり。』成子曰く、『寡君、(二六)恆に命じて曰く、「(二七)寡に及ぼすことなかれ。衆を畏るゝことなかれ」と。千乘に過ぐと雖も敢て之を辟けんや。(二八)將に子の命を以て寡君に告げんとす』と。文子曰く、『(二九)吾乃ち今にして亡げし所以を知れり。君子の謀るや、(三〇)始・衷・終・皆之を擧げて後に入る。今、我三つながら知らずして之に入る。亦難からずや』と。

公、三桓の侈れるを患へ、諸侯(ノ師)を以て之を去らんと欲す。三桓も亦、公の妄なるを患ふ。故に(三一)君臣間多し。公、陵阪に遊ぶ。孟武伯に孟氏の衢に遇ふ。(公)曰く、『請ふ子に問ふことあらん。(三二)余は死に及ばんか。』對へて曰く、『臣之を知るに由なし』と。三たび問ふ。卒に辭して對へず。公、越を以て魯を伐ちて三桓を去らんと欲す。秋八月甲戌、公、(三三)公孫有陘氏に如く。因つて邾に孫れ、乃ち遂に越に如く。國人、公孫有山氏に(罪ヲ)施す。

(三四)悼の四年(周ノ定王六年)晉の(三五)荀瑤、師を帥ゐて鄭を圍む。未だ至らず。鄭の駟弘曰く、『知伯は愎りて

【二五】厭は壓と通ず。
【二六】成子の名。
【二七】寡少を陵侮することなかれ。
【二八】成子、荀寅が晉の爲めにする心あらんかを疑ふ也。
【二九】荀寅自ら己が知無きを恨むなり。
【三〇】其始中終の三者を熟思して、盡く疑なくして、然る後敢て往きて其地を踏む。
【三一】哀公、三桓と相協はざるなり。
【三二】己は壽を以て死するを得べきか。
【三三】卽ち有山氏。
【三四】悼公なり、哀公出でて遜れし後、魯人、其子寧を立つ、之を悼公と爲す。
【三五】知伯。

隰の役に、而の父死したり。國の多難なるを以て、未だ女を恤まざりき。今、君、女に命ずるに是邑を以てす。（一二）服車して朝し、前勞を廢することなかれ』と。乃ち鄭を救ふ。（一三）留舒に及ぶ。（一四）[illegible]を違ること七里なれども、穀人知らず。（一五）濮に及びて雨ふる。渉られず。（一六）子思曰く、『（一七）大國、（一八）敝邑の宇下に在り。是を以て急を告ぐ。今、師行かずんば、恐らくは及ぶことなけん』と。成子、（一九）製を衣、戈を杖つき、阪上に立ち、馬の出で（渉ラ）ざる者は、之を助けて之を鞭うつ。（二〇）知伯之を聞きて乃ち還る。曰く、『我、鄭を伐つをトして、齊に敵するをトせず』と。成子に謂はしめて曰く、『大夫陳子は陳より出でたり。（二一）陳の祀られざるは鄭の罪なり。故に、寡君、瑤をして陳の（二二）衷を察せしむ。謂へらく、大夫、夫れ陳を恤へんかと。（二三）若し本の顚るゝを利とせば、瑤、何か有らん』と。成子怒りて曰く、『多く人を陵ぐ者は皆（久シク其位ニ）在らず。知伯、其れ能く久しからんや』と。（二四）中行文子、成子に告げて曰く、『晉の師より寅に

【一二】服車は車に馬を駕するなり。前勞は先人の功勞。
【一三】齊の地。
【一四】穀は地名。其の整へるをいふ。
【一五】水の名。
【一六】國參。
【一七】大國は晉を指す。
【一八】近く偪れるをいふ。
【一九】雨衣。
【二〇】知伯は荀瑤。其の衆心を得たるを畏るゝ也。
【二一】陳は、公の十七年、楚の爲に滅びし也。鄭與からず。知伯、陳子をあざむきて、此の如くいふなり。
【二二】衷は情實。
【二三】大夫、若し本の顚るゝを利とせば、瑤に於て關する所無し、其れ復た何をか言はん。
【二四】晉の荀寅、此時奔りて齊に在り。

人よりも競きはなし。四方其れ之に順ふ」と。若し其人を得ば、四方以て主と爲さん。而るを國に於ては(六六)何か有らん』と。

【傳】二十七年（周ノ定王元年）春、越子、后庸をして來聘し、且つ(一)邾の田を言ひて、駘上に封せしむ。二月、平陽に盟ふ。(二)三子、皆從ふ。康子、(三)之を病へ、言、子贛に及ぶ。曰く、『(四)(子贛)若し此に在らば、吾、此に及ばざりしならんか』と。武伯曰く、『然らば何ぞ召さゞる。』曰く、『固より將に之を召さんとす』と。文子曰く、『(五)他日請ふ念へ』と。

夏四月己亥、季康子卒す。公、弔して(六)禮を降せり。

晉の荀瑤、師を帥ゐて鄭を伐ち、桐丘に次る。鄭の(七)駟弘、救を齊に請ふ。齊の師、將に興らんとす。陳成子、(八)孤子を屬め、(九)三日朝せしむ。(一〇)乘車兩馬を設け、五邑を繫け、顏涿聚の子晉を召して曰く、『(一一)

【六六】難からざるを云ふ。

【一】魯をして邾の田を還して、封境を駘上に至らしめんと欲するなり。

【二】孟武伯、叔孫文子、季康子。

【三】蠻夷に從って盟ふを恥づ。

【四】此とは越と盟ふをいふ。季孫、子贛を用ふること能はず、難に臨んで之を思ふなり。十二年に、子贛、吳と盟ひたることあり、故に之を思ふなり。

【五】今難に臨んで之を思ふとも及はず、他日之を忘れずして子贛を召すべしとの意。

【六】禮備はらざる也。

【七】駟歂の子。

【八】戰死者の子を屬會するなり。

【九】以て之を禮するなり。

【一〇】乘車兩馬は大夫の服なり。又、之に五邑を加ふるなり。

【一一】公の二十三年。

曰く、『大尹、其君を惑蠱して、以て公室を陵虐す。我に與せん者は君を救ふ者なり』と。衆曰く、『之に與せん』と。大尹も徇へて曰く、『(五四)戴氏・皇氏、將に公室に不利せんとす。我に與する者は、富まざるを憂ふることなかれ』と。衆曰く、『(五五)別なし』と。戴氏・皇氏、(五六)公を伐たんと欲す。樂得曰く、『不可なり。彼、公を陵ぐを以て罪あり。我、公を伐たば、則ちこれよりも甚だし』と。國人をして(罪)大尹に施かしむ。大尹(懼レテ)啓を奉じて以て楚に奔る。乃ち得を立つ。(五七)司城、上卿と爲り、盟ひて曰く、『三族、政を共にして、相害ふことなけん』と。

衛の出公、城鉏より、弓を以て子贛に(五八)問らしめ、且つ曰く、『吾は其れ入らんか』と。子贛、稽首して弓を受け、對へて曰く、『臣は識らざるなり』と。使者に私して曰く、『昔、(衛ノ)(五九)成公、陳に孫れしとき、甯武子・孫莊子、宛濮の盟を爲して、君入り。(六〇)獻公、齊に孫れしとき、子鮮・子展、(六一)夷儀の盟を爲して、君入れり。今、(六二)君再び孫に在り。(六三)內は獻の親を聞かず、外は成の卿を聞かず。則ち(六四)賜は由つて入らん所を識らざるなり。(六五)詩に曰く、『惟れ

【五四】戴氏は卽ち樂氏。
【五五】其號令、君と別無きを惡むなり。
【五六】公は啓をさす。
【五七】樂茷。
【五八】問は遺る。
【五九】僖公二十八年。
【六〇】襄公十四年。
【六一】襄公二十六年。
【六二】公の十五年、出公、魯にのがれ、今又宋にのがれたり。
【六三】內には獻公の如く親あるを聞かず、外には成公の如く卿あるを聞かず。
【六四】賜は子贛の名。
【六五】大雅抑篇、周頌烈文篇。人を得るより强きは無きを云。

『(三八)下に、(三九)師ありと聞く。君、六子に請うて(四〇)畫せんとす』と。六子至る。(大尹)甲を以て之を劫して曰く、『君、疾ありて病なり。請ふ二三子盟へ』と。乃ち少寢の庭に盟うて曰く、『公室の不利を爲すこと無かれ』と。大尹、啓を立て(君トナシ)喪を奉じて(四一)大宮に殯す。三日にして而して後に國人之を知れり。司城茷、國に宣言せしめて曰く、『大尹、其君を(四二)惑蠱して其利を專にす。今、君、疾なくして死し、死して又之を匿せり。是れ、他なし。(四三)大尹の罪なり』と。得、夢に、啓、(四四)北首して(四五)盧門の外に寢ね、己、烏と爲りて其上に集り、(四六)味、南門に加はり、尾、(四七)桐門に加はるとみて曰く、『余が夢美なり。必ず立たん』と。大尹、謀りて曰く、『(四八)我、盟に在らざれば、乃ち我を逐ふことなからんや。復た之に盟はんか』と。祝をして載書を爲らしむ。六子、(四九)唐盂に在り。將に之に盟はんとす。(五〇)祝襄、載書を以て皇非我に告ぐ。皇非我、(五一)子潞・(五二)門尹得・(五三)左師に因つて謀る。曰く、『民、我に與す、之を逐はんか』と。皆歸りて甲を授け、國に徇へしめて

【三八】下は下邑、都より鄙を指すの辭。
【三九】師は師旅。
【四〇】計策。
【四一】大宮は宋の祖廟。
【四二】惑蠱は、まどはす。
【四三】大尹の弑する所なるを云ふ。
【四四】死者は北首す。
【四五】盧門は宋の東門。門外に在るは國を失ふなり。
【四六】味は鳥の口なり。
【四七】北門。
【四八】少寢の盟は、但だ君命を以て六卿に盟ふ。大尹は與からず。
【四九】地名。
【五〇】襄は祝の名。
【五一】樂茷。
【五二】樂得。
【五三】靈不緩。

徒期、越に聘す。公、攻めて之が幣を奪ふ。期、(一九)王に告ぐ。王、命じて之を取らしむ。期、衆を以て之を取る。(二〇)公、怒りて、期の甥の大子たるものを殺す。遂に越に卒せり。

宋の景公、子なし。(二一)公孫周の子(二二)得と(二三)啓とを取りて、これを公宮に畜ひ、未だ立つることあらず。是に於て、皇緩、右師と爲り、皇非我、大司馬と爲り、(二四)皇懷、司徒と爲り、(二五)靈不緩、左師と爲り、(二六)樂茷、司城と爲り、(二七)樂朱鉏、大司寇と爲る。六卿・(二八)三族、(二九)降りて政を聽き、(三〇)大尹に(三一)因つて以て達す。大尹、常に(君に)告げずして、其の欲するところを以て君命と稱して以て令す。國人、之を惡む。司城、大尹を去らんと欲す。左師曰く、『之を縱にせしめて、其罪を盈たしめよ。(勢)重くして(三二)基なくば、能く斃るゝことなからんや』と。冬十月、公、(三三)空澤に遊び、辛巳、(三四)連中に卒す。大尹、空澤の士(三五)千甲を興し、公(ノ尸)を奉じて(三六)空桐より入り、(三七)沃宮に如き、六子を召さしめて曰く、

【一九】王は越王。
【二〇】出公、期を怒るあまり、夫人を囚め、遂に其子たる己の大子をも殺し、越にて終りしなり。
【二一】宋の元公の孫子高。
【二二】得は後の昭公。
【二三】啓は得の弟。
【二四】非我の從兄弟。
【二五】子靈圍龜の後。
【二六】樂溷の子。
【二七】樂輓の子。
【二八】皇、靈、樂。
【二九】降は心を降して以て相從ひ、互に和同する也。
【三〇】公の近官の寵あるもの。
【三一】六卿、之に因つて、以て君に通達するなり。
【三二】基は德を云ふ。
【三三】宋の邑。
【三四】連中は館の名。
【三五】甲士千人。
【三六】地名。
【三七】宋の都内の宮名。

(四)衛侯を納れんとす。(五)文子は之を納れんと欲す(六)懿子は曰く、『君愎りて虐なり。少しく之を待て。必ず民に毒せん。(民)(七)乃ち子に睦じからん』と。(八)師、外州を侵して大に獲。(九)出で丶之を禦ぎ、大に敗れぬ。(一〇)褚師定子の墓を掘り、之を(一一)平莊の上に焚く。文子、(一二)王孫齊をして皐如に私せしめて曰く、『子、將に大に衛を滅さんとするか。抑ふ君を納れんとするのみか。』皐如曰く、『寡君の命は他なし。衛君を納れんのみ』と。文子、衆を致して問うて曰く、『君、蠻夷を以て國を伐ち、國幾ど亡びんとす。請ふ之を納れん。』衆曰く、『納るゝことなかれ。』曰く、『(一三)彌牟亡げて益あらば、請ふ北門より出でん。』衆曰く、出づることなかれ』と。重く越人に賂ひ、(一四)申開して、陴を守りて公を納る。公敢て入らず。師還る。(一五)悼公を立て、南氏、之を相け、城鉏を以て越人に與ふ。公曰く、『(一六)期、則ち此を爲せり』と。苟も(一七)夫人に怨ある者をして之に報いしむ。(一八)司

【四】衛侯は輒。
【五】衛の公孫彌牟。
【六】衛の公文要。
【七】君の虐を惡みて、乃ち子に親睦せん。
【八】魯、越、宋の連合軍。
【九】衛の文子懿子等の軍大敗す。
【一〇】褚師比の父。
【一一】平莊は陵の名。
【一二】衛の大夫、王孫賈の子、昭子なり。
【一三】以て衆の心を觀んと欲するなり。
【一四】申開とは、諸侯の門は三重なるを、一時に盡く開く也。重門を開きて、嚴に守備を設け、出公輒を威して、敢て入らざらしめんとするなり。
【一五】蒯聵の庶弟公子黚。
【一六】出公、深く司徒期を怒るなり。
【一七】夫人卽ち期の姉に怨ある宮女をして期の姉に報いしむ。公、期を怒れども、戮を加ふるを得ず、宮女に敎して、期の姉を苦しむる也。
【一八】期、悼公の爲に越に聘するなり。

朝に在るとき、(五六)吏をしてこれを其室より(逐ヒ)遣らしむ。揮出づ。(五七)信まで內れず。五日にして乃ちこれを(五八)外里に館す。遂に寵あり。(衞ヲ伐ツテ入ランコトヲ求ムルガ爲メニ)越に如きて師を請はしむ。

六月、(五九)公、(六〇)越より至る。季康子・孟武伯、(六一)五梧に逆ふ。郭重、(公ノ)僕たり。(六二)二子を見えしめて曰く、『(六三)惡言多し。君請ふ之を盡せ』と。公、五梧に宴す。武伯、(六四)祝を爲す。郭重を惡みて曰く、『何ぞ肥えたる。』季孫曰く、『(六五)請ふ彘に飮ましめよ。魯國が仇讎に密邇するを以て、臣、是を以て、君に從ふことを獲ざりき。(六六)克く大行に免れて、又「重や肥えたり」と謂はんや。』公曰く、『(六七)是れ言を食むこと多し。能く肥ゆること無からんや』と。酒を飮めども樂しまず。公、大夫と始めて惡しきことあり。

【傳】二十六年(周ノ元王八年)夏五月、(魯ノ)(一)叔孫舒、師を帥ゐて、越の(二)皐如・后庸・宋の(三)樂茷に會して、

【五六】面のあたり之を逐ふことを難かり、先づ其家を逐ふ。
【五七】再宿を信と爲す。
【五八】外里は公の在る所。
【五九】公は魯公。
【六〇】前年越に如き、今還る也。
【六一】魯の南鄙。
【六二】季康子と孟武伯。
【六三】二子は平日公を惡言すること甚だ多し。公請ふ盡く之を言ひて其憤を洩らされよ。
【六四】壽酒を上つる也。
【六五】彘は武伯の名。郭重を惡口したる罰として、之に飮ませよと戯るゝなり。
【六六】大行は遠行なり。郭重は君に從うて勤勞す、當に重の肥えたるを言ふべからずとの意。季孫の恭順は、都て口是にして心非なり。
【六七】公、三桓のしば〳〵食言するを惡み、反對に、郭重の肥えたる故は約束の言を食みたる故なりと、いやみを言ふ也。

【一】武叔の子、文子。
【二】皐如、庸后は越の大夫。
【三】宋の司城子潞。

ん。且つ君、嘗て外に在り。豈に必ずしも反らざらんや。當今は不可なり。衆の怒は犯し難し。休めば(四二)間し易からん』と。乃ち出づ。將に(四三)蒲に適かんとす。(四四)彌曰く、『晉は信なし。不可なり』と。將に(四五)鄄に適かんとす。彌曰く、『齊・晉、我を爭はん、不可なり』と。將に(四六)泠に適かんとす。彌曰く、『魯は與するに足らず。(四七)請ふ城鉏に適きて、以て越を鉤せん。越に(四八)君あり』と。乃ち城鉏に適かんとす。(四九)彌曰く、『衞の盜は知るべからず。請ふ速にせよ。我より始めん』と。乃ち寶を載せて以て歸る。公、(五〇)支離の卒を爲り、(五一)祝史揮に因つて以て衞を侵す。衞人、之を病ふ。(五二)懿子、(五三)之を知る。(五四)子之を見て、揮を逐はんと請ふ。文子曰く、『罪なし。』懿子曰く、『彼、利を專にするを好みて(五五)妄なり。夫、君の入らんことを見ば、將に先づ道びくならん。之を逐はば、必ず南門より出で丶君の所に適かん。夫れ越、新に諸侯を得れば、將に必ず師を請はんとす』と。揮、

【四二】間は離間する也。
【四三】晉に近き邑。
【四四】彌、詐りて謀を知らざるまねす、故に公之を信ずるなり。
【四五】齊晉の界上の邑。
【四六】魯に近き邑。
【四七】城鉏は宋に近き邑。宋は南の方越に近し、以て相鉤牽することを得ん。
【四八】君は賢君。
【四九】拳彌、公若し寶を自ら隨へば、將に衞の盜を致すべければ、請ふ速に行け、己先發を爲さんと欺き、寶を載せて出で行き、公の行きし頃を見計らひて、其寶を載せたるまま衞に歸りしなり。
【五〇】支離は陣の名。蓋し分れて數隊となりて以て敵を誤らす也。
【五一】衞の祝史。
【五二】公文要。
【五三】揮が公に內應するを知るなり。
【五四】公孫彌牟文子。
【五五】妄は不法なり。

（績チ解クチ）せず』と。公愈〻怒る。大夫之を(二八)辭す。可かず。褚師出づ。公、(二九)其手を戟にして曰く、『必ず而の足を斷たん』と。之を聞き、褚師、司寇亥と乘りて曰く、『今日(三〇)幸にして後に亡げん』と。公の入りしや、(三一)南氏の邑を奪ひて、司寇亥の政を奪ひき。公、侍人をして(三二)公文懿子の車を池(ノ中)に(投ゲ)納れしめき。初め、衞人、(三三)夏丁氏を翦りて、其帑を以て(三四)彭封彌子に賜ふ。彌子、公に酒を飮ましめ、夏戊の女を納る。嬖せらる。以て夫人と爲す。其弟期は、大叔疾の(三五)從孫甥なり。少くして公に畜はれて、以て司徒と爲りしが、夫人、寵衰へて、期、罪を得たり。公、三匠を使ふこと久し。公、(三六)優狡をして拳彌に盟はしめき。而して甚だ之を近信せり。故に、褚師比・公孫彌牟・公文要・司寇亥・司徒期、三匠と拳彌とに因つて以て亂を作し、皆、利兵を執り、無き者は(三八)斤を取る。拳彌をして公宮に入らしめて、大子疾の宮より譟ぎて以て公を攻めしむ。(三九)鄄子士、之を禦がんと請ふ。(四〇)彌、其手を援りて曰く、『子は則ち勇なり。將に君を若何にせんとする。(四一)先君を見ずや。君、何れの所にか欲を逞しくせざら

【二八】辭謝。
【二九】片手を振り上げ、片手を下に垂りて、打たんとして、戟の形を爲す也。
【三〇】亡ぐることを得ば幸也。
【三一】子南の子公孫彌牟。
【三二】公文要。
【三三】十一年。
【三四】彌子瑕。
【三五】從父姉妹の孫。
【三六】衞の大夫。
【三七】優は俳優、其名は狡。拳彌は衞の大夫。俳優と盟はしむるは、之に恥辱を與ふる也。
【三八】斤は工匠の執る所の手斧。
【三九】衞の大夫。
【四〇】拳彌は賊の間者にして、忠義なるが如く見せかけて、欺く也。
【四一】先君蒯聵が速に奔らざりし故、戎人の爲に殺されしを見ずやと、早く去らしめんと欲するなり。

邾子、又、無道なり。越人、之を執へて以て歸り、(一四)公子何を立つ。何も亦無道なり。

(一五)公子荆の母、嬖せらる。將に以て夫人と爲んとす。(一六)宗人釁夏をして其禮を獻せしむ。對へて曰く、『これ無し。』公、怒りて曰く、『女は宗司たり。夫人を立つるは、國の大禮なり。何の故にかこれ無からん。』對へて曰く、『周公と(一七)武公とは薛に娶り、(一八)孝惠は(一九)商に娶り、(二〇)桓より以下は齊に娶れり。此禮や則ち有り。妾を以て夫人とするが如きは、則ち固より其禮なきなり』と。公、卒に之を立て、荆を以て大子と爲せり。國人始めて(二一)之を惡む。

閏月、公、越に如く。(二二)大子適郢に(二三)得たり。將に公に妻はせて多く之に地を與へんとす。公孫有山、季孫に告げしむ。季孫(公ガ越ニ因リテ己ヲ討センコトヲ)懼れ、(二四)大宰嚭に因りて賂を納れしむ。乃ち止む。

傳 二十五年(周ノ元王七年)夏五月庚辰、(二五)衞侯出でゝ宋に奔る。衞侯、靈臺を藉圃に爲り、諸大夫と與に酒を飲む。褚師聲子、(二六)韤して席に登る。公怒る。辭して曰く、『臣、(足ニ)疾あり。人に異なり。若し之を見ば、君將に之に(二七)嗀かん。是を以て敢て

【一四】大子革の弟。
【一五】哀公の庶子。
【一六】宗人は禮官。
【一七】武公は敖。
【一八】孝公、惠公。
【一九】商は宋なり。
【二〇】桓公。
【二一】哀公をさす。
【二二】越王句踐の大子。
【二三】哀公と相親み悦ぶをいふ。
【二四】故の吳の臣、今、越王に用ゐらる。
【二五】衞侯は輒。
【二六】君に見ゆるには、韤を解くを禮とす。
【二七】嗀は嘔吐する也。

らく、『敢て武を燿かさんとには非ざるなり。(齊ガ)英丘(取リシ)を治めんとなり。辭を以て罪を伐たば、足れり』と。何ぞ必ずしも卜せん』と。壬辰、(一三)犂丘に戰ふ。齊の師、敗績す。知伯、親ら(一四)顏庚を禽にす。

秋八月、叔青、越に行く。始めて越に使するなり。越の諸鞅、來聘す。叔青に報ゆるなり。

傳 二十四年(周ノ元王六年)夏四月、(一)晉侯、將に齊を伐たんとす。來りて師を乞はしめて曰く、『昔、(二)臧文仲、楚の師を以て齊を伐ちて穀を取り、(三)宣叔、晉の師を以て齊を伐ちて汶陽を取れり。寡君、福を周公に徼めんと欲し、(四)靈を臧氏に乞はんことを願ふ』と。(五)臧石、師を帥ゐて之に會し、廩丘を取る。(晉ノ)軍吏令すらく、『(六)繕めよ。將に進まんとす』と。(七)萊章曰く、『君卑しく政暴くして、往歲、(八)敵に克ち、今、又(九)都に勝つ。天の奉多し。又、焉ぞ能く進まん。是れ(一〇)躗言なり』と。役、將に班らんとす。晉の師乃ち還る。臧石に(生ケル)牛を餼り、(晉ノ)大史之を謝して曰く、『寡君の(一一)行に在るを以て、(一二)牢禮、度あらず。敢て之を(一三)展謝す』と。

【一三】卽ち犂。
【一四】齊の大夫顏涿聚。
【一】出公。
【二】僖公の二十六年。
【三】成公の二年。
【四】臧氏、世〻齊に勝てるを以て、故に其威靈を乞はんと欲すとなり。
【五】臧賓如の子。
【六】戰備を治めよ。
【七】齊の大夫。
【八】顏庚を禽にす。
【九】廩丘を取る。
【一〇】詐言。大言をなす也。
【一一】行は軍行なり。
【一二】御馳走も、禮度の如くならず。
【一三】陳謝。

冬十一月丁卯、越、呉を滅す。呉王をして（三）甬東に居らしめんと請ふ。（呉王）辭して曰く、『孤老いたり。焉ぞ能く君に事へん』と。乃ち縊る。越人、（呉王夫差ノ尸チ）以て歸る。

【傳】二十三年（周ノ元王五年）春、宋の（一）景曹・卒す。季康子、冉有をして弔し且つ葬を送らしむ。曰く、『敝邑、社稷の事あり。（二）肥をして職あるに與らしめて（三）競し。是を以て、助けて（四）紼を執ることを得ず。（五）求をして（六）輿人に從はしめて曰く、「肥の、（七）彌甥に備はることを得たるを以て、（八）不腆なる先人の産馬あるまゝに、求をしてこれを夫人の宰に薦めしむ。其れ以て（九）旌繁に稱ふべけんや」と』。

夏六月、晉の（一〇）荀瑤、齊を伐つ。高無丕、師を帥ゐて之を御ぐ。知伯、齊の師を見る。馬駭く。遂に之を驅りて曰く、『齊人、余が旗を知れり。其れ余を、畏れて反ると謂はん』と。壘に及びて還る。將に戰はんとす。（一一）長武子、卜せんことを請ふ。知伯曰く、『君、天子に告げて、（一二）之を卜するに守龜を宗祧に以てせしに、吉なりき。吾又何ぞ卜せん。且つ齊人、我が英丘を取れり。君、瑤に命ず

【三】越の地。
【一】宋元公の夫人、小邾の女、季桓子の外祖母。
【二】季康子の名。
【三】競は遽なり。
【四】棺を引く索。
【五】求は冉有の名。
【六】衆人。
【七】彌は遠き也。康氏の父の舅氏なり、故に云ふ。
【八】不腆は非薄なり。
【九】繁は馬飾なり、繁纓なり、旌旃繁纓は皆國君の服なり。
【一〇】荀躒の孫、知伯襄子。
【一一】晉の大夫。
【一二】國の守龜を以て宗祧に於て吉凶を卜せしに、吉なりし也。

【傳】二十一年(周ノ元王三年)夏五月、(一)越人、始めて來る。

秋八月、公、齊侯・邾子と、(二)顧に盟ふ。齊人、(三)稽首を責む。因つて之を歌うて曰く、『(四)魯人の皐ある、數年覺らず。我をして高蹈せしめたり。唯だ其れ儒書、以て二國の憂を爲せり』と。是行や、公、(五)先づ陽穀に至る。齊の(六)閭丘息曰く、『君、辱く玉趾を擧げて、以て(七)寡君の軍に在り。羣臣、將に(八)傳遽して以て寡君に告げんとす。其復るに比ぶまで、君乃ち勤はしきこと無からんや。(九)僕人の未だ次せざる爲めに、請ふ館を(一〇)舟道に除はん』と。辭して曰く、『(一一)敢て僕人を勤はしめんや』と。

【傳】二十二年(周ノ元王四年)夏四月、(一)邾の隱公、齊より越に奔る。曰く、『吳、無道を爲し、父を執へて子を立てたり』と。越人、之を歸す。(二)大子革、越に奔る。

【一】越既に吳に勝ち、中國に覇たらんと欲し、始めて使を魯に遣はすなり。
【二】齊の地。
【三】十七年、齊侯、公の爲めに稽首して、答へられざりしことあり。
【四】皐は咎なり。魯人が稽首に答へざるの咎あるを、數年にして、猶ほ自ら覺らず、故に我をして高蹈して來らしむ。此れ唯だ其れ魯は周の禮に拘泥して、齊邾二國の憂を爲しし也。高蹈は遠行なり。
【五】期に先だちて至る也。

【六】閭丘明の後。
【七】寡君の軍を存問する也。
【八】傳車。
【九】魯君の來ること太だ早き故に、齊の僕人未だ宿次を預備せざる也。
【一〇】齊の地。
【一一】敢て齊の僕を煩はして館を除はせじ。
【一】公の八年、吳の爲に執へられ、十年、齊に奔りしなり。
【二】大子革、邾君たること十年なれど、父の歸りし故に、大子と稱するなり。

知らしめば若何ん。』趙孟曰く、『可ならんか。』隆曰く、『請ふ之を嘗みん』と。乃ち往く。先づ越の軍に造りて曰く、『吳、上國を(一三)犯間すること多し。君の親らこれを討ずるを聞き、諸夏の人、欣喜せざるものなし。唯だ恐らくは君の志の從はざらんことを。請ふ入りて之を視ん』と。(一四)之を許す。(隆)吳王に告げて曰く、『寡君の老無恤、陪臣隆をして敢て其不共を(一五)展謝せしむ。黄池の役に、君の先臣志父、齊盟を承くることを得て曰く、「好惡之を同じくせん」と。今、君、難に在り。無恤、敢て勞を憚らざれども、晉國の能く及ぶ所に非ず。陪臣をして敢て之を(一六)展布せしむ』と。王、拜稽首して曰く、『寡人不佞にして、越に事ふること能はずして、以て大夫の憂を爲せり。命の辱きを拜す』と。之に(一七)一簞の珠を與へて、趙孟に(一八)問らしめて曰く、『句踐、將に生きながら寡人を憂へしめんとす。寡人、之(メ爲)に死なんとすれども得ず』と。王曰く、『(一九)溺人は必ず笑ふ。吾、將に問ふことあらんとす。(晉ノ)(二〇)史黯は何を以て君子たることを得たる。』對へて曰く、『黯や進みては惡まれず、退きては謗言なし。』王曰く、『宜なる哉』と。

【一〇】質は盟信なり。
【一一】嗣子は襄子自ら稱す。
【一二】之は越をさす。
【一三】侵犯離間。
【一四】越人、楚隆の吳軍に入るを許す。
【一五】展は陳ぶる也。
【一六】展布は陳述する也。
【一七】簞は小笥。
【一八】問は遺る也。
【一九】問ふ所の急ならざることと、猶は溺人の爲す所を知らずして反つて笑ふが如きに、自ら喩ふる也。
【二〇】晉の史黯言ひき、四十年に及ばずして、吳當に亡ぶべしと。吳王、感じて此を問ふなり。

（一八）三夷の男女、楚の師と（一九）敖に盟ふ。

冬、（二〇）叔青、京師に如く。敬王崩せし故なり。

【傳】二十年（周ノ元王二年）春、齊人、來りて會を徵す。夏、廩丘に會し、（一）鄭の爲めの故に、晉を伐たんことを謀る。鄭人、諸侯を辭す。秋、師還る。

呉の公子慶忌、驟〻呉子を諫めて曰く、『改めずんば必ず亡びん』と。聽かれず。出でゝ（二）艾に居り、遂に楚に適く。越の將に呉を伐たんとするを聞き、冬、歸りて越と平がんと請ひ、遂に歸り、（三）不忠の者を除きて以て越に說かんと欲す。呉人、（四）之を殺す。

十一月、越、呉を圍む。

（五）趙孟、（六）喪食を降す。（七）楚隆曰く、『三年の喪は、親暱の極なり。主又之よりも降す、乃ち故あること無からんや。』趙孟曰く、『（八）黄池の役に、（九）先主、呉王と（一〇）質あり。曰く、「好惡之を同じくせん」と。今、越、呉を圍む。（一一）嗣子、舊業を廢てずして（一二）之に敵せんとすれども、晉の能く及ぶ所に非ず。吾、是を以て爲めに降せり。』楚隆曰く、『若し呉王をして之を

【一六】葉公。

【一七】越に報ゆるなり。

【一八】越に從ふ三種の夷。

【一九】東夷の地。

【二〇】叔還の子。

【一】十五年、晉、鄭を伐ちたればなり。

【二】呉の邑。

【三】不忠の者は大宰嚭を指す。

【四】之は慶忌をさす。

【五】襄子無恤、時に父簡子の喪あり。

【六】趙襄子、父の喪に居り、又同盟の呉國の滅びんとするを以て、喪の禮を貶損するなり。

【七】襄子の家臣。

【八】公の十三年。

【九】先主は簡子なり。

巴人、楚を伐ちて(二)鄾を圍む。初め、(三)右司馬子國の卜に、(四)觀瞻曰く、『志の如くならん』と。故に(五)之を命ぜり。巴の師の至るに及びて、將に師を卜せんとす。王曰く、『(六)寧は志の如くならんといふに、何をか卜せん』と。師を帥ゐて行かしむ。(七)承を請ふ。王曰く、『(八)寢尹・工尹は、先君に勤めたるものなり』と。三月、楚の(九)公孫寧・吳由于遠固、巴の師を鄾に敗る。故に子國を析に封ぜり。君子曰く、『惠王、志を知れり。(一〇)夏書に曰く、「(一一)官占は唯だ能く志を蔽めて、昆に元龜に命ず」とは、其れ是を謂ふか。志に曰く、「聖人は卜筮を煩はしくせず」と。惠王其れこれ有り』と。

夏、衛の石圃、其君起を逐ふ。(一二)起、齊に奔る。衛侯輒、齊より復歸す。石圃を逐ひて、(一三)石魋と大叔遺とを復す。

傳 十九年(周ノ元王元年)春、越人、楚を侵す。(一四)以て吳を誤まらするなり。夏、楚の公子慶・公孫寬、越の師を追うて(一五)冥に至る。及ばずして、乃ち還れり。秋、楚の(一六)沈諸梁、(一七)東夷を伐つ。

【二】楚の邑。
【三】子國未だ令尹たらざりし時の卜。
【四】楚の開卜大夫觀從の後。
【五】命じて以て令尹と爲す。
【六】子國。
【七】承は佐なり。
【八】柏擧の役に、寢尹吳由于背を以て戈を受け、工尹固、燧象を以て吳師に奔り、皆先君の爲に勤勞せしなり。
【九】令尹子國。
【一〇】逸書。
【一一】官占は卜官の占法。蔽は斷定する也。昆は後なり。志定るを先にして卜筮を後にす。
【一二】齊の立てし所なる故也。
【一三】魋遺は皆蒯聵が逐ひし所のもの。
【一四】吳を誤りて、備をなさゞらしめんとする也。
【一五】越の地。

く、『諸侯の盟に、誰か(四九)牛耳を執る』(五〇)季羔曰く、『(五一)鄖衍の役には、呉の公子姑曹、(五二)發陽の役には、衛の(五三)石魋。』武伯曰く、『(五四)然らば則ち彘なり』と。

宋の(五五)皇瑗の子麇、友あり田丙と曰ふ。其兄酁般が邑を奪うて以て之に與ふ。酁般、慍りて行り、桓司馬の臣子儀克に告ぐ。子儀克、宋に適き、夫人に告げて曰く、『麇、將に(五六)桓氏を納れんとす』と。公、これを(五七)子仲に問ふ。初め、子仲將に(五八)杞姒の子非我を以て(五九)子と爲さんとせしに、麇曰く、『必ず(六〇)伯を立てよ。是れ良材なり』と。子仲怒り、從はざりき。故に對へて曰く、『(六一)右師は則ち老いたり。麇をば識らざるなり』と。公、(六二)之を執ふ。皇瑗、晉に奔る。(六三)之を召ぶ。

[傳] 十八年(周ノ敬王四十三年)春、宋、皇瑗を殺す。公、其情を聞き、皇氏の族を復して、(一)皇緩をして右師と爲らしむ。

【四九】盟を尸るなり。
【五〇】高柴。
【五一】公の七年。
【五二】發陽は鄖なり。發陽の役は、公の十二年。
【五三】石曼姑の子。
【五四】彘は武伯の名。或は大國取り、或は小國取り、時に因りて變ず、故に武伯自ら以て執るべしとなすなり。
【五五】宋の右師。
【五六】向魋等。
【五七】皇野。
【五八】子仲の妻。
【五九】子は適子をいふ。
【六〇】伯は非我の兄。
【六一】右師は皇瑗。右師は老いて亂を爲すこと能はざるも、麇に至りては知る可からず。
【六二】之は麇をさす。
【六三】召びて還らしむ。
【一】瑗の從子。

孫般師を立て丶還る。十一月、衛侯、鄄より入る。般師出づ。初め公、城に登りて以て望む。(三五)戎州を見る。之を問ふ。以て告ぐ。公曰く、『(三六)我は姫姓なり。何の戎かこれ有らん』と。之を(三七)翦りき。公、匠を使ふこと(三八)久し。公、(三九)石圃を逐はんと欲し、未だ及ばずして難作れり。辛巳、石圃、匠氏に因りて公を攻む。公、門を閉ぢて請ふ。許さず。北方より踰えて隊ち、股を折る。戎州の人、之を攻む。大子疾・(四〇)公子青、踰えて公に從ふ。戎州の人、之を殺す。公、戎州の(四一)己氏に入る。初め公、城上より、己氏の妻の髮美なるを見て、之を髡らしめて、以て(四二)呂姜の(四三)髢と爲しき。既に入りて之に璧を示して曰く、『我を活かせよ。吾、女に璧を與へん。』己氏曰く、『女を殺すとも、璧其れ焉くに往かん』と。遂に之を殺して、其璧を取る。衛人、公孫般師を復して之を立つ。十二月、齊人、衛を伐つ。衛人、平ぎを請ふ。(四四)公子起を立て、般師を執へて以て歸り、これを(四五)潞に寘く。

公、(四六)齊侯に會して、(四七)蒙に盟ふ。孟武伯相く。齊侯、稽首す。公、拜す。齊人、怒る。武伯曰く、『天子に非ざれば、寡君、稽首する所なし』と。武伯、(四八)高柴に問うて曰

【三五】戎邑。
【三六】姫姓の國に、何の故にか戎の邑あらん。
【三七】其邑聚を剷壞す。
【三八】休息せず。
【三九】衛の卿、石惡の從子。
【四〇】疾の弟。
【四一】戎人の姓。
【四二】莊公の夫人。
【四三】髢はかもじ。
【四四】靈公の子。
【四五】齊の邑。
【四六】簡公の弟平公敖。
【四七】地名。
【四八】孔子の弟子子羔。

陳を圍む。秋七月己卯、楚の公孫朝、師を帥ゐて陳を滅す。王、葉公と與に（二三）子良を（二四）枚卜して以て令尹と爲んとす。沈尹朱曰く、『吉なり。其の（二五）志よりも過ぎたり。』葉公曰く、『（二六）王子にして國を相けて過ぎなば、將に何をか爲さんとする』と。他日、改めて（二七）子國を卜して、令尹と爲らしむ。

衞侯、夢に、北宮に于きて、人の昆吾の觀に登り、髮を被り、北面して譟ぎて曰く、『此の昆吾の（二八）虚に登れば、（二九）緜緜として生ふる瓜あり、余を渾良夫と爲す』といひて、天に、辜なきを叫ぶとみる。公、親ら之を筮し、（三〇）胥彌赦、之を占ふ。曰く、『害あらず』と。（三一）之に邑を與ふ。之を寘きて逃げて宋に奔る。衞侯、（三二）貞卜す。其繇に曰く、『（三三）魚の竀尾にして、流に衡はりて、裔に方羊するが如し。大國、之を滅して、將に亡びんとす。（三四）門を闔ち竇を塞ぎて、乃ち後より踰えん』と。冬十月、晉復た衞を伐ち、其郛に入る。將に城に入らんとす。簡子曰く、『止めよ。叔向言へるあり、曰く「（人ノ）亂を怙みて國を滅す者は後なし」と。』衞人、莊公を出して晉と平ぐ。晉、襄公の

【二三】惠王の弟。
【二四】卜する所をさゝずして以て龜に命ずるなり。
【二五】志は望なり。
【二六】相より過ぎば將に王たらんとするをいふ。
【二七】子國は寧なり。
【二八】虚は墟。
【二九】緜緜は絕えざる貌。
【三〇】衞の筮史
【三一】故に賞邑を與へしに、公の無道を知り、賞を告げざりし故に、殺されんことを懼れて、逃ぐるなり。
【三二】改めて自ら占ふ也。貞は之を稽へ定むるをいふ。
【三三】竀は赤なり。魚勞すれば則ち尾赤し。衡は水邊なり。方羊は彷徉、さまよふ也。衞公、此魚の如く自ら安んずる能はざらんとするをいふ。
【三四】門を閉ぢ水門を塞ぎて後の方より牆を越えて出でん。衞公が逃げて殺さるゝ兆也。

子曰く、『我は衛を伐つを卜せり。未だ齊と戰ふことを卜せざりき』と。(二四)乃ち還る。

楚の白公の亂に、陳人、其(二五)聚を恃みて楚を侵しき。楚既に寧し。將に陳の麥を取らんとす。楚子、帥を大師子穀と葉公諸梁とに問ふ。子穀曰く、『(二六)右領差車と左史老とは、皆令尹司馬を相けて以て陳を伐ちき。其れ使ふべきなり。』子高曰く、『(二七)率賤しくば民之を慢らん。懼らくは命を用ゐざらんことを。』子穀曰く、『觀丁父は鄀の俘なるも、(楚ノ)武王以て軍率と爲し、是を以て州蓼に克ち、隨唐を服し、大に群蠻を啓けり。彭仲爽は申の俘なるも、(楚ノ)文王以て令尹と爲し、實に申息を縣にし、陳蔡を朝せしめ、(二八)汝に封畛せり。(サレバ)唯だ其の任なり。何の賤しきことかこれ有らん。』子高曰く、『天命(二九)諂はず。(三〇)令尹、陳に憾あり。天若し之を亡さんとせば、其れ必ず令尹の子に是れ與せん。君盍ぞ(三一)これを舍かざる。臣、右領と左史とは二俘の賤ありて其令德なからんことを懼るゝなり』と。王、之を卜す。(三二)武城の尹、吉なり。(武城ノ尹ヲシテ)師を帥ゐて陳の麥を取らしむ。陳人、之を御ぎて敗らる。遂に

【二四】子玉を畏るゝなり。

【二五】聚は積聚なり。

【二六】差車と老とは、曾て子西子期を輔けて陳を伐ちたる經驗あり。

【二七】右領、左史は皆楚の賤官なり。

【二八】汝は水の名。封畛を開きて、北、汝水に至る。

【二九】諂は滔と通ず。滔は漫なり。諂はずとは一定して變ぜざるをいふ。

【三〇】公の十五年、子西、吳を伐てり、陳、貞子をして吳を弔せしむ、此を以て恨と爲すなり。

【三一】これは右領と左史とをさす。

【三二】子西の子公孫朝。

夫、(三)衷甸兩牡に乘り、(四)紫衣狐裘して至り、裘を袒ぎ、劍を釋かずして食ふ。大子、(人ヲシテ)牽きて以て退かしめ、之を數むるに三罪を以てして之を殺す。

三月、越子、吳を伐つ。吳子、之を笠澤に禦ぎ、水を夾みて陳す。越子、左右の(五)句卒を爲り、夜或は左よりし、或は右よりし、鼓譟して進ましむ。吳の師分れて以て之を禦ぐ。越子、三軍を以て潛かに涉り、吳の中軍に當りて之に鼓うつ。吳の師大に亂る。遂に之を敗れり。

晉の趙鞅、衞に告げしめて曰く、『君の晉に在りしや、(六)志父、主たりき。請ふ君若くは大子來りて以て志父を免れしめよ。然らずんば、寡君「(七)其れ志父が爲なり」と曰はん』と。衞侯、辭するに難を以てす。(八)大子又之を椓へしむ。夏六月、趙鞅、衞を圍む。齊の(九)國觀・(一〇)陳瓘、衞を救ひ、晉人の(一一)師を致す者を得たり。子玉(囚服ヲ釋イテ其本服ヲ)服せしめて之を見て曰く、『國子、實に齊の柄を執れり。而して瓘に命じて曰く、「晉の師を辟くること無かれ」と。(一二)豈に敢て命を廢せんや。(一三)子又何ぞ辱うせん』と。簡

如くにして、虎を刻す、故に虎幄と名づくる也。

【三】衷甸は中乘にして、二匹立ちの馬なり。兩牡は二匹の名馬なり。卿の車をいふ。

【四】紫衣は君の服。

【五】句卒は、三軍の外に、別に左右の偏師を爲り、虛勢を張り敵を引き、其兵力を分つ也。

【六】趙鞅の一名。

【七】君若しくは大子の來らざるは、志父の爲なりと、晉君の我を疑はんことを恐る。

【八】衞大子疾、父を晉に訴ふ。椓は讒訴する也。

【九】國書の子。

【一〇】子玉。

【一一】師を致すは挑戰する也。

【一二】必ず晉に敵せんと欲す。

【一三】來つて師を致すを須たず吾自ら往きて戰はんと也。

黄氏に奔る、(六二)沈諸梁、(六三)二事を兼ぬ。國寧し。乃ち(六四)寧をして令尹と爲らしめ、(六五)寛をして司馬と爲らしめ、而して葉に老す。

衞侯、夢を占ふ。嬖人、酒を(六六)大叔僖子に求む。得ず。卜人と(六七)比して公に告げて曰く、『君、大臣の西南隅に在るあり、(之ヲ)去らずんば、懼らくは害あらん』と。乃ち大叔遺を逐ふ。遺、晉に奔る。

衞侯、渾良夫に謂ひて曰く、『吾、先君に繼ぎたれども、(六八)其器を得ず。之を若何にせん』と。良夫、(六九)火を執る者に代りて、言ひて曰く、『疾と(七〇)亡君とは、皆君の子なり。(七一)之を召して材を擇びて、可なり。(七二)若し不材ならば、器得べきなり』と。豎、大子(疾)に告ぐ。大子、五人をして豭を輿うて己に從はしめ、公を劫して強ひて之に盟ひ、且つ良夫を殺さんと請ふ。公曰く、『(七三)其盟に三死を免せり。』曰く、『請ふ三たびの後、罪あらば之を殺さん』と。公の曰く、『諾せる哉』と。

傳 (一)十七年(周ノ敬王四十二年)春、衞侯(二)虎幄を藉圃に爲りて成る。令名ある者を求めて、之と與に始めて食せんとす。大子、良夫を使めんと請ふ。良

【六二】即ち葉公。
【六三】二事は令尹と司馬とをいふ。
【六四】子西の子子國。
【六五】子期の子。
【六六】大叔遺。
【六七】比は比黨する也。
【六八】衞國の寶器をば、出侯輒、皆持ち去りしなり。
【六九】火は燭なり。將に密謀せんとして、左右を屏くる也。
【七〇】出公輒。
【七一】之は輒をさす。
【七二】出公若し不材ならば、其器を取り上ぐるを得可し。
【七三】十五年の事。
【一】以下經文なし、哀公の薨ずるまで傳を續けたる也。
【二】幄は握なり。握は木帳なり。藉圃は圃の名。衞侯、小屋を藉圃に作り、其形、幄の

びしとき、或ひと之に遇うて曰く、『君胡ぞ冑せざる。國人、君を望むこと、慈父母を望むが如し。盜賊の矢、若し君を傷けば、是れ民の望を絶つなり。之を若何ぞ冑せざる』と。乃ち冑して進む。又、一人に遇ふ。曰く、『君胡ぞ冑する。國人、君を望むこと、(五三)歳を望むが如し。日日に以て(君ノ來ルヲ)幾へり。若し君の面を見ば、是れ(五四)艾きを得ん。(五五)民、死せざることを知らば、其れ亦夫奮心ありて、猶ほ(五六)將に君を旌はして、以て國に徇へんとす。而るを又面を掩ひて民の望を絶つは、亦甚だしからずや』と。乃ち冑を免ぎて進む。箴尹固が其屬を帥ゐて將に白公に與せんとするに遇ふ。子高曰く、『(五七)二子者微かりせば、楚は國せざりしならん。德を棄てゝ賊に從はゞ、其れ(身ヲ)保つべけんや』と。乃ち葉公に從ふ。國人と與に以て白公を攻めしむ。白公、山に奔りて縊る。其徒之を(五八)微す。石乞を生きながら拘へて、白公の死を問ふ。對へて曰く、『余、其死所を知れり。而れども(五九)長者、余をして言ふこと勿からしめたり。』曰く、『言はずんば將に烹んとす。』乞曰く、『此事や、克たば則ち卿と爲らん。克たざらは則ち烹られんは、固より其所なり。何の害かあらん』と。乃ち石乞を烹る。(六〇)王孫燕、(六一)頯

【五三】歳は年穀。
【五四】艾は安きなり。
【五五】民、死亡を脫るゝを知らば、其れ亦人人、皆、奮發して賊を討するの心あらん。
【五六】將に葉公の姓名を旌表して以て楚國の人に徇告せんとす。
【五七】二子は子西と子期とをいふ。柏擧の敗に二子の功多かりしをいふ。
【五八】微は匿す也。
【五九】長者は白公をいふ。
【六〇】白公の弟。
【六一】吳の地。

君に事へたり。以て終あらざるべからず』と。(四一)豫章を(四二)抉きて以て人を殺して後に死す。石乞曰く、『庫を焚き王を弑せよ。然らずんば濟らじ。』白公曰く、『不可なり。王を弑するは不祥なり。庫を焚けば(四三)聚なし。將に何を以てか守らんとする。』乞曰く、『楚國を有ちて其民を治め、以て神に敬事せば、以て祥を得べく、且つ聚あらん。何ぞ患へん』と。從はず。葉公、蔡に在り。方城の外皆曰く、『(四四)以て入るべし』と。子高曰く、『吾、之を聞く、「(四五)險を以て徼幸する者は、其求、饜くことなし」と。偏重なれば(民人)必ず離れん』と。其の齊の(四六)管脩を殺せるを聞きて、而る後に入る。白公、(四七)子閭を以て王と爲さんと欲す。子閭可かず。遂に劫すに兵を以てす。子閭曰く、『王孫、若し(四八)楚國を安靖し、王室を匡正して、而る後にこれを庇はゞ、啓の願なり。敢て聽從せざらんや。若し將に利を專にして以て王室を傾け、楚國を顧みざらんとせば、死することありとも(從フコト)能はず』と。(白公)遂に(四九)之を殺して、王を以て(五〇)高府に如く。石乞、門に尹たり。(五一)圉公陽、宮に穴して、王を負うて、以て(五二)昭夫人の宮に如く。葉公も亦至る。北門に及

【四一】樟の木。
【四二】抉は拔き取る也。
【四三】積聚。
【四四】楚に入りて以て白公を討す可し。
【四五】危險の事を爲して萬一を僥倖する者は、其の求欲する所、饜くこと無し。
【四六】齊の管仲の後にして楚の賢大夫なり。
【四七】平王の子啓、五たび王を辭せしもの。
【四八】廣く庇覆して以て我に及ばゞ、是れ我が願なり。
【四九】之は子閭をさす。
【五〇】高府は楚の別府。
【五一】楚の大夫。
【五二】惠王の母、越の女。

讎遠からず』と。勝自ら劍を厲ぐ。子期の子平、之を見て曰く、『王孫何ぞ自ら厲ぐや。』曰く、『勝は直を以て聞えたり。女に告げずんば、庸ぞ直と爲んや。將に以て爾が父を殺さんとするなり』と。平以て子西に告ぐ。子西曰く、『勝は卵の如し。余翼けて之を長ぜり。楚國の〔三一〕第、我死なば、令尹司馬は、勝に非ずして誰ぞ』と。勝、之を聞きて曰く、『令尹の狂せるや。〔三二〕死ぬることを得させなば乃ち我に非ず』と。子西悛めず。勝、〔三三〕石乞に謂ひて曰く、『〔三四〕王と〔三五〕二卿士とに、皆五百人を以て之に當らば、則ち可ならんか。』乞曰く、『五百人得べからざるなり。』曰く、『市南に熊宜僚といふ者あり。若し之を得ば、以て五百人に當るべし』と。乃ち白公に從つて之を見る。之と言ふ。說びて之に故を告ぐ。(宜僚)辭す。〔三六〕之に承くるに劍を以てす。動かず。勝曰く、『(宜僚)利の爲めに諂はず、威の爲めに惕れず、人の言を洩して以て媚を求むる者にあらず』と。之を去る。吳人、〔三七〕愼を伐つ。白公、之を敗る。〔三八〕戰備を以て獻ぜんと請ふ。之を許す。遂に亂を作す。秋七月、子西・子期を朝に殺して、惠王を劫す。〔三九〕子西は袂を以て面を掩うて死す。〔四〇〕子期は曰く、『昔は、吾、力を以て

【三一】次第順序。
【三二】我必ず之を殺さん、令尹が天命にて終ることあらば、白公自身は人たる價値無し。
【三三】勝の徒。
【三四】王は楚の惠王。
【三五】子旗と子西。
【三六】劍を其喉に差しつくるなり。
【三七】楚の地。
【三八】軍容を解かずして俘獲を獻ぜんと請ふ也。
【三九】子西、葉公に慙ぢて面をおほひしなり。
【四〇】子期は多力を以て聞えたれば、最後の力量を見せんとするなり。

す。又、晉に適き、晉人と與に、鄭を襲はんと謀り、乃ち（鄭ニ）復らんことを求む。鄭人、之を復して初の如くす。晉人、（一九）子木に諜して行を請ひて期せしむ。子木、其私邑に暴虐す。邑人、之を訴ふ。鄭人、之を（二〇）省して、晉の諜を得、遂に子木を殺す。其子を勝と曰ふ、吳に在り。（二一）子西、之を召ばんと欲す。（二二）葉公曰く、『吾聞く、勝や詐にして亂なりと。乃ち害あることなからんや。』子西曰く、『吾聞く、勝や信にして勇なりと。不利を爲さざらん。これを邊竟に舍きて、（二三）藩を衞らしめん。』葉公曰く、『（二四）仁を周くする、之を信と謂ひ、義に率ふ、之を勇と謂ふ。吾聞く、勝や（二五）復言を好みて死士を求むと。殆ど（二六）私あらんか。復言するは、信に非ざるなり。（二七）死を期するは、勇に非ざるなり。子、必ず之を悔いん』と。從はず。之を召して、吳の竟に處らしめ、（二八）白公と爲す。鄭を伐たんと請ふ。子西曰く、『楚、（新ニ復シテ政令猶ホ）未だ（二九）節あらざるなり。然らずんば、吾、忘れざるなり』と。他日又請ふ。之を許す。未だ師を起さゞるに、晉人、鄭を伐ちしかば、楚、之を救ひ、之と盟ふ。勝怒りて曰く、『（三〇）鄭人は此に在り。

【一九】子木は卽ち建。晉人、建の所に諜を遣はして鄭を襲撃することを請ひ、其期日を定めしめたり。
【二〇】省は取調ぶる也。
【二一】楚の令尹。
【二二】楚の子高、沈諸梁。
【二三】藩屏の衞と爲らしめん。
【二四】周は周密堅固の義。固く仁道を執りて失はざるなり。
【二五】復言は一度口にせしことは、不道理なりとも、必ず履行すること。
【二六】私は私に復讎を謀るをいふ。
【二七】必ず死せんとする也。
【二八】白は楚の邑なり。
【二九】節制。
【三〇】子西を其讎たる鄭人に比する也。

けるとき用ゐること能はずして、死して之を誅するは、禮に非ざるなり。(一〇)一人と稱するは、名に非ざるなり。君兩ながら之を失へり」と。

六月、衞侯、孔悝に酒を平陽に飲ませて、(一一)重く之に酬ゆ。(一二)大夫皆納るゝことあり。醉はせて之を送り、夜半にして之を遣る。(孔悝)伯姫を平陽より載せて(倶ニ)行る。(一三)西門に及び、(一四)貳車をして、反つて西圃より祏せしむ。子伯季子、初め孔氏の臣たり。(一五)新に公に登げらる。之を追はんと請ふ。(子伯)祏を載する者に遇ひ、殺して其車に乘る。許公爲、反りて祏し、之に遇うて曰く、「(一六)不仁の人と爭はゞ、勝たざるなき明かなり」と。必ず先づ射しむ。三たび發つ。皆許爲に遠ざかる。許爲之を射れば、殪れぬ。或ひと其車を以て(公爲ニ)從ふ。祏を橐中に得たり。孔悝出でゝ宋に奔る。

楚の大子建の讒に遭ひしや、(一七)城父より宋に奔り、又、(一八)華氏の亂を鄭に辟く。鄭人甚だ之を善

【一〇】一人は天子の稱、諸侯の名にあらず。
【一一】將に孔悝を逐はんとし、先づ之が爲めに宴し、其酬幣を多くす。
【一二】大夫にも財賄を遣せるなり。
【一三】平陽門。
【一四】副車をして還つて廟主を取らしむ。貳車は副車。西圃は孔氏の廟の在る所。祏は宗廟の主を藏むる石函。
【一五】大夫となりしなり。
【一六】不仁の人は子伯季子をいふ。許公爲、祏を載するものを逆ふる爲に、出でしが、子伯に遇ひ、不仁の人よ、我必ず汝に克たん、汝の矢は必ず我に中らじ、先づ汝我を射よとて、三たびまで射さするに一も中らず、己は一矢にて子伯をたふしたる也。
【一七】昭公十九年。
【一八】昭公二十年。

還成、出でゝ宋に奔る。夏四月己丑、孔丘・卒す。

【傳】十六年(周ノ敬王四十一年)春、(一)瞞成・褚師比、出でゝ宋に奔る。

衛侯、(二)鄢武子をして周に告げしめて曰く、『蒯聵、罪を君父君母に得て、晉に(三)逋竄せしに、晉、王室の故を以て、兄弟を棄てず、これを(四)河上に寘きぬ。天、其衷を誘き、封を嗣ぎ守ることを得たり。下臣肸をして敢て執事に告げしむ』と。王、單平公をして對へしめて曰く、『肸、嘉命を以て、來りて余一人に告ぐ。往きて(五)叔父に謂へ。余、乃が世を成すを嘉し、爾の祿次に復せしむ。之を敬めや。方に天の休あらん。敬まず休からずんば、悔ゆとも其れ追ふべけんや』と。

夏四月己丑、孔丘・卒す。公、之を(六)誄して曰く、『(七)旻天弔まず。(八)憖くも一老を遺して余一人を屏うて以て位に在らしめず。煢煢として余、疚に在り。嗚呼哀しいかな。(九)尼父よ。自ら律とするところなし』と。子贛曰く、『君、其れ魯に歿らざらんか。夫子の言に曰へり、「禮失へば則ち昏く、名失へば則ち愆つ」と。志を失ふを昏と爲し、所を失ふを愆と爲す。生

【一】莊公を伐たんと欲し、果さずして奔るなり。
【二】衛の大夫肸。
【三】のがれかくる。
【四】河上は戚をいふ。
【五】衛侯をさす。
【六】誄は其行迹を述べて哀悼する也。祭文。
【七】仁、下を覆ひ閔む、故に旻天と稱す。
【八】一老は孔子をさす。天、孔子を奪うて、己を輔けしめず。
【九】尼父は孔子を尊びていひしなり、父の如き仲尼を喪ひし爲に、以て自ら法とするところ無きにいたれり、と歎ずるなり。

(五六)使者ありて出づ。乃ち入る。曰く、『(五七)大子、焉くにか孔悝を用ゐん。之を殺すと雖も、必ず之を繼ぐものあらん』と。且た曰く、『(五八)大子、勇なし。若し臺の半を燔かば、必ず孔叔を舍さん』と。大子、之を聞きて懼る。(大子)(五九)石乞・盂黶を下して、子路に敵せしむ。戈を以て之を擊ち（子路ノ）纓を斷つ。子路曰く、『君子は死すとも、冠をば免がず』と。纓を結びながら死す。孔子、衞の亂を聞きて曰く、『(六〇)柴や其れ來らん。(六一)由や死なん』と。孔悝、(六二)莊公を立つ。莊公、(六三)故政を害とし、盡く之を去らんと欲す。先づ司徒瞞成に謂ひて曰く、『(六四)寡人、病に外に離りしこと久し。子請ふ亦之を嘗みよ』と。(瞞成)歸りて(六五)褚師比に告げ、之と與に公を伐たんと欲せしが、果さゞりき。

【經】十有六年、春王の正月己卯、衞の世子蒯聵、戚より衞に入る。衞侯輒、來奔す。二月、衞の子

【五六】使者、宮中より出づる爲、門開きたれば、子路、門内に入るを得たるなり。

【五七】大子、孔悝を執ふるを要せず、縱ひ孔悝を殺すとも、必ず別に孔氏の宗族を立てゝ之に繼ぐあらんと。子路は孔悝の死を救はんとしていふなり。

【五八】大子は勇無きが故に、若し臺を燒きて半に及ばゞ、必ず孔叔(卽ち孔悝)を我に引き渡すべし。子路は一途に大子が孔悝を殺さんとするならんと思ひこみしなり。

【五九】二子は蒯聵の黨。

【六〇】柴は子羔。孔子の弟子。

【六一】由は子路。

【六二】卽ち蒯聵。

【六三】故政は前代出公の時に政に從ひたる者。

【六四】我は外に在りて艱難せしこと久し。子も亦外に在りての艱難を試みよと。之を逐ひ出さんとする也。

【六五】褚師聲子。

爲めに(良夫)伯姫に請ふ。閏月、良夫、大子と與に入りて、孔氏の〔四三〕外圃に舍り、昏に、〔四四〕二人〔四五〕衣を蒙りて乘り、寺人羅、御して孔氏に如く。孔氏の老の欒寧、之を問ふ。(寺人)〔四六〕姻妾と稱して以て告げ、遂に入りて伯姫氏に適き、既に食す。孔伯姫、戈を杖つきて先だつ。大子、五人と與に〔四七〕介して、〔四八〕豭を輿ひて之に從ひ、孔悝に廁に迫り、强ひて之に盟ひ、遂に劫かして以て臺に登る。欒寧、將に酒を飮まんとして、〔四九〕炙未だ熟せず、亂を聞く。使して〔五〇〕季子に告げて、〔五一〕召獲をして〔五二〕乘車に駕せしめ、〔五三〕爵を行らし炙を食ひ、衞侯輒を奉じて來奔す。季子、將に入らんとす。〔五四〕子羔が將に出で(奔ラ)んとするに遇ふ。(子羔)曰く『門已に閉ぢたり。』季子曰く、『吾、姑く(門ニ)至らん。』子羔曰く、『及ばじ。其難を踐まざれ。』季子曰く、『(孔氏ノ祿チ)食めり。(故ニ吾ハ)其難を辟けず』と。子羔、遂に出づ。子路入りて門に及ぶ。公孫敢、〔五五〕門る。曰く、『(輒已ニ出デタレバ)入ることを爲す無かれ。』季子曰く、『是れ公孫なり、利を求めて其難を逃れんとす。由は然らず。其祿を利すれば、必ず其患を救はん』と。

【四三】圃は園也。
【四四】蒯聵と渾良夫と。
【四五】衣を蒙るは婦人の服をなす也。
【四六】婚姻せる家の妾。
【四七】介は甲なり。
【四八】豚をになふは、以て盟はんとするなり。
【四九】炙肉。
【五〇】季子は子路なり、孔氏の邑宰たり。
【五一】召獲は孔氏の家臣。
【五二】戰を欲せざるなり。欒寧、心に、孔悝既に迫られ、如何ともす可き無し。此亂は我が能く禦ぐ所にあらず、君を護りて之を避くるに如かずと思へる也。
【五三】爵は酒器。
【五四】衞の大夫高柴。孔子の弟子。
【五五】門を守る。

ざりき』と。陳成子、(二七)客を館す。曰く、『寡君、(二八)恆をして告げしめて曰く、『寡人、願はくは君に事へんこと、(二九)衞君に事ふるが如くならん』と。』景伯、子贛を揖して之を進む。對へて曰く、『寡君の願なり。昔、(三〇)晉人、衞を伐ちしとき、齊、衞の爲めの故に、晉の(三一)冠氏を伐ちて、車五百を喪ひ、因つて衞に地、濟より以西、禚媚杏より以南、(三二)書社五百を與へたり。(三三)吳人、敝邑に加ふるに亂を以てせしとき、(三四)齊、其病めるに因つて讙と闡とを取れり。寡君、是を以て寒心せり。若し衞君の君に事ふるに視ふることを得ば、則ち固より願ふ所なり』と。成子、之を病む。乃ち成を歸す。公孫宿、(三五)其兵甲を以て嬴に入る。

衞の孔圉、大子蒯聵の(三六)姉を取りて悝を生めり。孔氏の豎の渾良夫(三七)長にして美なり。(三八)孔文子・卒して、(三九)內に通ず。大子、戚に在り。孔姬、(四〇)之を使せしむ。大子、之と言ひて曰く、『苟も我をして入りて國を獲しめば、(四一)冕を服し軒に乗りて、(四二)三死與ることなけん』と。之と盟ふ。(大子)

(二七) 景伯と子贛とをして館に就かしむ。
(二八) 陳成子。
(二九) 衞は齊と好を同くせるに魯は未だ肯はざりしなり。
(三〇) 定公の八九年。
(三一) 地名。
(三二) 書社五百は、人民の名を籍に書したる五百家の土地。即ち一旬の地なり。
(三三) 八年の事。
(三四) 八年の事。
(三五) 嬴は齊の邑。魯を避けて此に入るなり。
(三六) 伯姬即ち孔姬。
(三七) 身の丈高き也。
(三八) 孔圉。
(三九) 內は伯姬をいふ。
(四〇) 良夫をして大子の所に詣らしむ。
(四一) 冕は大夫の服。軒は大夫の車。
(四二) 三たび死罪ありと雖も、皆、之を宥さん。

を棄つるなり。其れ何を以て諸侯の(一五)主と爲らん。先民言へることあり、曰く、『(一六)虐士を穢とすることと無かれ」と。使に備はり尸を奉じて命を將ひ、苟も我が寡君の命、君の所に達せば、深淵に隕つと雖も、則ち天命なり。君と(一七)渉人との過に非ざるなり』と。吳人、之を內る。

秋、齊の(一八)陳瓘、楚に如かんとして衞を過ぐ。(一九)仲由、之を見て曰く、『天或は陳氏を以て斧斤と爲し、既に公室を斲喪せしめて、他人、之を有たんも、知るべからざるなり。其れ終に(陳氏ヲシテ)之を饗けしめんも、亦、知るべからざるなり。若し魯に善くして以て時を待たば、亦可ならずや。何ぞ必ずしも(魯ニ)惡しくせん。』子玉曰く、『然り。(二〇)吾、命を受けたり。子、(人ヲシテ)我が(二一)弟に告げしめよ』と。冬、(二二)(魯)齊と平ぐ。子服景伯、齊に如く。(二三)子贛、介たり。(二四)公孫成を見て曰く、『人、皆、人に臣たり。而は人に叛くの心あり。(二五)況や齊人、子が役たりと雖も、其れ貳せざることあらんや。子は周公の孫なり。多く大利を饗けしに、猶は不義を思ふ。利、得べからずして、(二六)宗國を喪はんとす。將に焉くにか之を用ゐんとする。』成曰く、『善い哉。吾、早く命を聞か

【一五】主は主盟。
【一六】虐士は死者。
【一七】舟人。
【一八】陳恆の兄子玉。
【一九】子路。孔子の弟子。
【二〇】吾、今、命を受けて楚に使する也。
【二一】成子。
【二二】子路の一言の力なり。
【二三】子貢。孔子の弟子。
【二四】魯の成の宰公孫宿。
【二五】子、魯に叛けり、然れども齊人も亦將に子に叛かんとすることあるべきをいふ。
【二六】公孫宿、邑を以て齊に入り、魯をして危亡の禍あらしむるをいふ。

卒す。(五)將に尸を以て入らんとす。吳子、大宰嚭をして勞はしめ、且つ辭して曰く、『水潦の時ならざるを以て、乃ち(六)廩然として大夫の尸を隕して以て(七)寡君の憂を重ぬること無からんや。寡君敢て辭す』と。(八)上介(九)芋尹蓋、對へて曰く、『寡君、楚の不道を爲して荐に吳國を伐ちて厥の民人を滅すを聞き、寡君、蓋をして使に備はりて、君の下吏を弔はしむるに、(一〇)無祿にして、使人、天の感に逢ひ、大命(一一)隕隊して良に(一二)絕世せしかば、(一三)日を廢して積を共し、一日にして次を遷ししに、今、君、命じて使人を逆へて曰く、「尸を以て門に造ること無かれ」と。是れ、我が寡君の命、草莽に委てらるゝなり。且つ臣、之を聞く、曰く、「死に事ふること生けるが如くするは、禮なり」と。是に於てか、(一四)朝聘して終れば尸を以て事を將ふの禮あり。又、朝聘して(聘スル所ノ)喪に遭ふの禮あり。若し尸を以て命を將はずんば、是れ喪に遭うて還るなり。乃ち不可なること無からんや。禮を以て民を防ぐだに、猶ほ之を踰ゆることあり。今、大夫曰く「死すれば之を棄てよ」と。是れ禮

【五】尸は尸柩。聘禮に、賓死して未だ命を將はざるときは棺に斂して、朝に至り、副介、命を將ふ。
【六】傾動の貌。
【七】死すること已に憂たり、若し大夫の尸を隕落することあらば、憂を重ぬる也。
【八】副使の上席。
【九】陳の大夫。
【一〇】無祿は不幸なり。
【一一】隊は墜なり。
【一二】棄世と同じ。死をいふ。
【一三】行道の日を廢して積聚を供給し、以て殯斂し、僅かに一日にして行を進め、急ぎて君命を致さんとするを言ふなり。當に行くべくして行かざるは、日力を廢棄するなり。
【一四】朝聘して道にして死すれば、尸を以て事を行ふ。

る者半なり。魯の衆を以て齊の半に加へば、克つべきなり。』公曰く、『子、季孫に告げよ』と。孔子(八六)辭す。退きて人に告げて曰く、『吾が、大夫の後に從へるを以て、故に敢て言はずんばあらず』と。

初め、(八七)孟孺子洩、將に馬を(八八)成に(八九)圉はんとす。成の宰の公孫宿、受けずして曰く、『孟孫は成の(九〇)病めるが爲めに馬を圉はざりき』と。孺子怒り、成を襲ふ。(九一)從者、入るを得ず。乃ち反る。(九二)成の有司、使す。孺子(恨恚シテ)之を鞭つ。秋八月辛丑、孟懿子卒す。成人、喪に奔る。内れず。袒免して衢に哭し、(九三)聽共せんとすれども、許さず。懼れて(敢テ)(成ニ)歸らず。

[經] 十有五年、春王の正月、成叛く。夏五月、齊の高無丕、出でゝ北燕に奔る。鄭伯、宋を伐つ。秋八月、大雩す。晉の趙鞅、師を帥ゐて衞を伐つ。冬、晉侯、鄭を伐つ。(魯ハ)齊と平ぐ。衞の公孟彄、出でゝ齊に奔る。

[傳] 十五年(周ノ敬王四十年)春、成叛きて齊に于く。武伯、成を伐つ。克たず。遂に(一)輸に城づく。

夏、楚の子西・子期、吳を伐ち、(二)桐汭に及ぶ。(三)陳侯、公孫貞子をして弔はしむ。(貞子)(四)良に及びて

【八六】辭して告げず。
【八七】孟懿子の子孟武伯。
【八八】成は孟氏の邑。
【八九】圉は畜養なり。
【九〇】病めるは民の貧困するをいふ。
【九一】武伯の從者、成に入るを得ざるなり。
【九二】成の有司、來りて孟氏に使する也。
【九三】聽共は喪事に奔走せんと欲して命を待つ也。
【一】輸は成に近き地。以て成に偪る也。
【二】桐は水名。
【三】陳、貞子をして吳の伐たるゝを弔せしむるなり。
【四】良は吳の地。

んと欲す。能はず。亦、(七七)曹に入りて質を取らんとす。魋曰く、『不可なり。既に君に事ふること能はず、又、罪を民に得ば、將に之を若何にせんとする』と。乃ち(七八)之を舍す。民、遂に之に叛く。向魋、衞に奔る。向巢來奔す。宋公、之を止めしめて曰く、『寡人、子と(要誓)言あり。以て向氏の祀を絶つべからず』と。辭して曰く、『臣の罪大なり。盡く桓氏を滅すとも可なり。若し先臣の故を以てして後あらしめば、君の惠なり。臣が若きは則ち以て入るべからず』と。(七九)司馬牛、其邑と(八〇)珪とを致して齊に適く。向魋、衞の地に出づ。(八一)公文氏、之を攻めて、夏后氏の璜を求む。之に他玉を與へて齊に奔る。陳成子、次卿と爲らしむ。(八二)司馬牛、又、其邑を致して吳に適く。吳人、之を惡む。而して反る。趙簡子、之を召ぶ。陳成子も亦之を召ぶ。魯の郭門の外に卒す。(八三)阬氏これを丘輿に葬る。

甲午、齊の陳恆、其(八四)君壬を舒州に弑す。孔丘、三日(八五)齋して、齊を伐たんことを請ふ。三たびす。公曰く、『魯、齊に弱めらるゝこと、久し。子の之を伐つこと、將に之を若何にせんとする』と。(孔子)對へて曰く、『陳恆、其君を弑して、民の(之)與せざ

【七七】巢は宋公に叛きて魋に從ひ、衆が己を疑はんことを恐れ、曹人の子弟を人質に取りて、曹人の己に背かざらんことを望むなり。
【七八】曹の子弟を質にせんとせしが、止めたるなり。
【七九】桓魋の弟。
【八〇】邑を守る符信。
【八一】衞の大夫。
【八二】司馬牛、魋と同じからざるを示す爲めに、齊を去るなり。
【八三】魯人。
【八四】簡公。
【八五】齋は齋戒なり。論語憲問の篇參看。

げて、「逢澤に（六二）介麋あり」と曰へり。公の曰く、「（六三）魋は未だ來らずと雖も、左師を得て、吾之と與に田せんとす。若何ん」と。君、（六四）子に告ぐるを憚れば、野、「嘗に私せん」と曰ひしなり。君、速ならんを欲せり。故に乘車を以て子を逆ふ』と。之と與に乘りて至る。公、之に故を告ぐ。拜して、起つこと能はず。（六五）司馬曰く、『君、之と言へ。』公曰く、『（六六）子を難ずる所の者あらば、上に天あり、下に先君あり』と。對へて曰く、『魋の（六七）不共なるは宋の禍なり。敢て唯だ命是れ聽かざらんや』と。司馬、（六八）瑞を請ふ。以て其徒に命じて、（六九）桓氏を攻めんとす。其父兄故臣は曰く、『不可なり』と。其新臣は曰く、『（七〇）吾が君の命に從はん』と。遂に之を攻む。（七一）子頎、騁せて（七二）桓司馬に告ぐ。司馬、（七三）入らんと欲す。（七四）子車、之を止めて曰く、『君に事ふること能はず、而して又國を伐たば、民與せざらん。祇に死を取らんのみ』と。向魋、遂に（七五）曹に入りて以て叛く。六月、左師巢をして之を伐たしむ。（七六）大夫を質として以て入ら

【六二】介は大。麋は鹿の屬なり。
【六三】皐野、公の命を稱する也。田は田獵なり。
【六四】遊戯の爲めに大臣を煩はすを憚る。
【六五】司馬子仲、乃ち公をして要誓せしむるなり。
【六六】我若し子を讎とすることあらば、上には天あり、下には先君あり。
【六七】不共は不恭。
【六八】瑞は符節なり、以て兵を發するなり。
【六九】向魋。
【七〇】吾が君は司馬をさす。
【七一】桓魋の弟。
【七二】向魋。
【七三】入りて君を攻めんと欲す。
【七四】魋の弟。
【七五】さきに公の八年、宋の滅して邑とせし地。
【七六】向巢、國內の大夫を人質として以て曹に入らんと欲す。巢の意は魋を滅ぼすを欲せざるなり。

ずして曰く、『逆、余が爲めに請ひ、豹、余に車を與へば、余、私あるなり。子我に事へて其讐に私あらば、何を以て魯衞の士に見えん』と。(四八)東郭賈、衞に奔る。庚辰、(四九)陳恆、公を舒州に執ふ。公曰く、『吾早く(五〇)鞅の言に從はゞ、此に及ばざりしならんを』と。

宋の桓魋の寵、(五一)公に害あり。公、(五二)夫人をして驟〻享せんことを請はしめて、將に之を討せんとす。未だ及ばざるに、魋、先づ公を謀らんとし、(五三)鞌を以て(五四)薄に易へんと請ふ。公曰く、『不可なり。薄は(五五)宗邑なり』と。乃ち鞌に七邑を益す。而して(五六)公を享せんと請ふ。日中を以て期と爲す。(五七)家備盡く往く。公、之を知り、(五八)皇野に告げて曰く、『余は(五九)魋を長らせたり。今、將に余に禍せんとす。請ふ即ち救へ』と。司馬子仲曰く、『臣ありて不順なるは、神の惡む所なり。而るを況や人をや。敢て命を承けざらんや。(六〇)左師を得ずんば不可なり。請ふ君命を以て之を召さん』と。左師、食する毎に鐘を擊つ。鐘聲を聞く。公曰く、『夫子、將に食せんとす』と。既に食して又(樂)奏す。公曰く、『可なり』と。乘車を以て往かしめて曰く、『(六一)迹人來り告

【四八】子方。
【四九】成子。
【五〇】諸御鞅。
【五一】寵を恃んで驕盈なり。
【五二】景公の母。
【五三】向魋が邑。
【五四】公の邑。
【五五】宗廟の在る所。
【五六】僞りて賜を受くるを喜ぶまねするなり。
【五七】私家の甲兵の備、盡く享所に行く。
【五八】司馬子仲。
【五九】少より之を長育せり。
【六〇】向魋の兄向巢。
【六一】禽獸をさがすことを掌る官。

入りて門を閉づ。(三一)侍人、之を禦ぐ。子行、侍人を殺す。公、婦人と酒を檀臺に飲む。(三二)成子、これを寢に遷さんとす。(三三)公、戈を執りて、將に之を撃たんとす。大史子餘曰く、『不利するには非ざるなり。將に(公ノ爲メニ)害を除かんとするなり』と。成子、(三四)出で、庫に舍る。公の猶ほ怒るを聞き、(三五)將に出でんとす。曰く、『何の所にか君なからん』と。子行、劍を拔きて曰く、『(三六)需は事の賊なり。誰か陳宗に非ざらん。(三七)子を殺さゞる所のものあらば、陳宗の如きこと有らん』と。乃ち止む。子我、歸りて徒を屬め、(三八)闈と(三九)大門とを攻む。皆勝たず。乃ち出づ。陳氏、之を追ふ。道を(四〇)弇中に失ひて、(四一)豐丘に適く。豐丘の人、之を執へて以て告ぐ。これを(四二)郭關に殺す。成子、將に(四三)大陸子方を殺さんとす。陳逆、請うて之を免す。公命を以て(四四)車を道に取る。(四五)耏に及ぶ。(四六)衆知りて之を東せしむ。(四七)雍門を出づるとき、陳豹之に車を與へんとせしに、受け

【三一】公の侍人。
【三二】成子、公を徙して正寢に居らしめんと欲する也。
【三三】其の亂を作さんと欲するを疑ふなり。
【三四】公の怒るを以てなり。
【三五】出奔せんとせしなり。
【三六】需疑するときは必ず事を害す。陳氏には族多し。皆、以て代りて陳宗と爲る可きなり。
【三七】子若し出でんと欲せば、我、必ず子を殺さん、明なること陳宗の如し。
【三八】闈は宮中の小門。
【三九】大門は公門。
【四〇】狹路。
【四一】陳氏の邑。
【四二】齊の郭門。
【四三】子我の臣。
【四四】道中にて傳車を取る也。
【四五】耏は地名。
【四六】衆、子方が公命と矯りて車を奪ひたることを知り、東の方に行かしむる也。
【四七】齊の城門。

めりとして、之に潘沐を遺るに酒肉を備へ、囚を守る者を饗し、酔はせて之を殺して逃ぐ。(二一)子我、諸陳に陳宗に盟ふ。初め(二二)陳豹、子我の臣と爲らんことを欲し、(二三)公孫をして己(ノ事)を言はしめんとす。已にして喪ありて止む。既にして之を言ふ。曰く、『陳豹といふ者あり。(二四)長にして上僂、望視なり。君子に事へば必ず志を得ん。子の臣と爲らんことを欲せり。吾、其の人と爲り(ノ詐多き)を憚る。故に緩く以て告ぐ』と。子我曰く、『何の害かあらん。(二五)是れ其れ我に在り』と。臣たらしむ。他日、之と政を言ふ。説ぶ。遂に寵あり。(子我)之に謂ひて曰く、『我盡く陳氏を逐うて女を立てば、若何ん。』(陳豹)對へて曰く、『(二六)我は陳氏に遠し。且つ其違なる者は數人に過ぎず。何ぞ盡く逐はん』と。遂に陳氏に告ぐ。子行曰く、『彼、君を得たり。先んぜずんば必ず子に禍せん』と。子行、(二七)公宮に舍る。夏五月壬申、成子兄弟(二八)四乘して公に如く。子我、(二九)幄に在り、出で、之を逆ふ。遂に(三〇)

【二一】子我、陳逆の逃げたるを以て、其の反つて患を爲さんことを憚る、故に陳氏と盟ふ也。陳宗は陳氏の宗主、陳成子をいふ。
【二二】陳氏の族。
【二三】公孫は齊の大夫。
【二四】身の丈高くして、せむしにして、肩背前に屈み、上目を使ふ。然れども其人、才あり、君子(子我をさす)に事へば、必ず其志を展ぶるを得ん。望視は遠望して仰ぎ視る目つきなり。
【二五】我心の用方にて、いかやうにもならんとなり。
【二六】己は疏遠なる者にして立つて陳宗となるべからざるを言ふ。
【二七】公宮に宿して間謀を爲す也。
【二八】四人、一車に乘りて公宮に行く也。
【二九】幄なり、政を聽く處。
【三〇】成子兄弟、入りて、反つて門を閉ぢて、子我を納れず。

小邾の(五)射、(六)句繹を以て來奔す。曰く、『(七)季路をして我に要せしめば、吾、盟ふことなけん』と。子路を使む。子路、辭す。季康子、冉有をして(八)之に謂はしめて曰く、『千乘の國、其盟を信せずして、子の言を信ず。子、何ぞ辱とする。』對へて曰く、『(九)魯、小邾に事あらんときは、敢て(魯ノ之ヲ伐ツ)故を問はずして其城下に死せんも可なり。彼は不臣なり。而るに其言を濟さしむるは、是れ之を義とするなり。由は能はず』と。

齊の(一〇)簡公の魯に在りしや、(一一)闞止、寵ありき。位に卽くに及びて政を爲さしむ。(一二)陳成子、之を憚り、(一三)驟〻之を朝に顧みる。(一四)諸御鞅、公に言ひて曰く、『陳・闞は、竝ぶべからざるなり。君其れ(一五)擇べ』と。聽かず。(一六)子我、(一七)夕せんとす。(一八)陳逆、人を殺す。(子我)之に逢ひ、遂に執へて以て(朝ニ)入る。(一九)陳氏方に睦まじ。(二〇)疾

【五】小邾の大夫。
【六】地の名。
【七】子路信誠なるが故に、相與に要誓して盟を須ひざらんと欲する也。
【八】之は子路をさす。
【九】若し魯國が小邾と戰ふことを有らんときに、我、敢て魯の之を伐つ故を問はずして、魯の爲めに其城下に戰死せんことは吾之れを能くす。今彼は叛臣にして地を竊みて來れり。然るに吾其叛臣をして約束を爲さしむるは、是れ彼を義とするなり。吾は決して爲すこと能はず。
【一〇】悼公陽生の子壬。

【一一】子我。
【一二】陳恒。
【一三】心安んぜざる狀なり。
【一四】齊の大夫。
【一五】一人を擇び用ゐよ。
【一六】闞止。
【一七】夕は夕に君に見ゆる也。人臣、朝に君に見ゆるを朝と謂ひ、夕に見ゆるを夕と謂ふ。
【一八】子行、陳氏の宗なり。
【一九】齊國を謀らんと欲す、故に宗族睦まじ。
【二〇】潘は米汁なり、頭を沐するに用ゐしなり。陳逆を以て詐りて疾めりとし、之に潘沐を差入れする時に、酒肉をも持ちて入りしなり。

卷の三十

哀公 下

經 十有四年春、(一)西に狩して麟を獲たり。小邾の射、句繹を以て來奔す。夏四月、齊の陳恒、其君を執へて舒州に置く。庚戌、叔還、卒す。五月庚申朔、日、之を食するあり。陳の宗豎、出でゝ楚に奔る。宋の向魋、曹に入りて以て叛く。莒子狂、卒す。六月、宋の向魋、曹より出でゝ衞に奔る。宋の向巢、來奔す。齊人、其君壬を舒州に弑す。秋、晉の趙鞅、師を帥ゐて衞を伐つ。八月辛丑、仲孫何忌、卒す。冬、陳の宗豎、楚より復た陳に入る。陳人、之を殺す。陳の轅買、出でゝ楚に奔る。星あり孛す。饑う。

傳 十四年(周ノ敬王三十九年)春、西のかた大野に狩す。叔孫氏の(二)車の子(三)鉏商、麟を獲たり。以爲へらく不祥なりと。以て(四)虞人に賜ふ。仲尼、之を觀て曰く、『麟なり』と。然る後に之を取れり。

【一】孔子の筆はされたる春秋の本文は、此一句にて終結せるなり。以下の十六年までは皆魯の史記の文なるを、弟子、孔子の卒するを記載せんとし、并せ錄して以て孔子が修めし所の經に續けしなり。

【二】車は車士。

【三】人名。

【四】山澤を掌る官。

(三三)事ありて、季辛にして畢らんとす。何、世〻(祭事ニ)職あり。(三四)襄より以來未だ之を改めざるなり。若し會せずんば、祝宗、將に『吳、實に然せさす』と(神ニ告ゲテ)曰はんとす。且つ魯を不共なりと謂ひて、其(三五)賤者七人を執ふとも、何の損あらん』と。大宰嚭、王に言ひて曰く、『魯に損なくして、祇に(三六)名を爲さん。之を歸さんに如かず』と。乃ち景伯を歸す。

吳の(三七)申叔儀、糧を(三八)公孫有山氏に乞うて曰く、『(三九)佩玉橤たるも、余は之を繋くる所なし。旨酒一盛あるも、余と褐の父とは之を睨るのみ』と。對へて曰く、『(四〇)粱は則ち無し。麤は則ちこれ有り。若、首山に登りて以て呼んで、(四一)庚癸と曰はんか、則ち諾せん』と。

王、(四二)宋を伐ちて其丈夫を殺して其婦人を囚にせんと欲す。大宰嚭曰く、『勝つべきなり。而れども(久シ)居ること能はざるならん』と。乃ち歸る。

冬、吳と越と平ぐ。

【三三】事は祭事なり。
【三四】襄公。
【三五】從者六人と景伯とにて七人。
【三六】名は惡名。
【三七】吳の大夫。
【三八】魯の大夫にて、申叔儀と舊相識なり。
【三九】橤は垂るゝ貌。一盛は器なり。褐は寒賤の人。佩玉の君子は徒に旨酒美食に飽きて下を恤まざるを云ふ。
【四〇】美食は無し、疏食ならば與へん。
【四一】庚は西方、穀を掌る、癸は北方、水を主るなり。
【四二】吳王、宋の景公の黃池に會せざりしことを怒り、宋を取りて、之に都せんと欲するなり。

ち晉人を先にす。

吳人、(二四)將に公を以て晉侯を見んとす。子服景伯、使者に對へて曰く、『王、諸侯を合はするときは、則ち(二五)伯、(二六)侯牧を帥ゐて以て王に見ゆ。伯、諸侯を合はするときは、則ち侯、子男を帥ゐて以て伯に見ゆ。王より以下は、朝聘に玉帛同じからず。故に敝邑の・吳に職貢すること、晉より豐かなることありとも、及ばざることなきは、伯たるを以てなり。今、諸侯會して、君、將に寡君を以て晉君に見えんとするは、則ち晉、伯たることを成すなり。敝邑、將に職貢を改めんとす。魯の吳に賦するは八百乘なり。若し子男たらば、則ち將に(二七)邾に半にして以て吳に屬し、而して(二八)邾の如くにして以て晉に事へんとす。且つ(二九)執事、伯を以て諸侯を召しに、侯を以て之を終へば、何の利かこれ有らん』と。吳人乃ち止む。既にして之を悔い、將に景伯を囚へんとす。景伯曰く、『(三〇)何や後を魯に立てたり。將に二乘と六人とを以て從はんとす。遲速は唯だ命のまゝなり』と。遂に(三一)囚へて還る。(三二)戶牖に及びしとき、大宰に謂ひて曰く、『魯、將に十月上辛を以て、上帝先王に

【二四】公は魯公なり。吳人、將に公を以て晉侯を見んと欲するは、魯を遇するに屬國を以てする也。
【二五】伯は侯伯。
【二六】侯牧は諸侯。
【二七】邾の半は三百乘なり。
【二八】邾の如くとは、六百乘なり。
【二九】吳王を憚り、使者をさすなり。
【三〇】何は景伯の名。既に後嗣を立てたれば、囚はるとも敢て避けじ。
【三一】吳人、景伯を囚へて會より還りしなり。
【三二】地名。

て曰く、『(一二)吾が父の旗なり。以て讎を見ては殺さずんばある可からざるなり』と。大子曰く、『戰ひて克たずんば、將に國を亡ぼさんとす。請ふ之を待て』と。彌庸可かず。徒五千を屬む。王子地之を助く。乙酉に戰ふ。彌庸は疇無餘を獲、地は謳陽を得たり。越子至る。王子地守る。丙戌に復た戰ふ。大に吳の師を敗り、大子友・王孫彌庸・壽於姚を獲たり。丁亥、吳に入る。吳人、敗を王に告ぐ。(一三)王、其の聞えんことを惡み、自ら七人を幕下に剄ぬ。

秋七月辛丑、盟ふ。吳・晉、(一四)先を爭ふ。吳人曰く、『(一五)周室に於て我は長たり。』晉人曰く、『姬姓に於て我は(一六)伯たり』と。趙鞅、(一七)司馬寅を呼んで曰く、『(一八)日旰けぬ。(一九)大事未だ成らざるは、(二〇)二臣の罪なり。(二一)鼓を建て列を整へ、二臣之に死なば、長幼必ず知るべし』と。對へて曰く、『請ふ姑く之を視ん』と。反りて曰く、『(二二)肉食者には(二三)墨なきに、今、吳王に墨あり。國(敵ノ爲メニ)勝たれたるか。大子死したるか。且つ夷德は輕し。久しきに忍びず。請ふ少く之を待て』と。乃

【一二】彌庸の父、越の爲に獲られたりき、故に姑蔑の人、其旌旗を得たるなり。
【一三】吳王夫差、此の時、黃池にて諸侯と會せり、故に其敗れしことの聞えんことを惡み、敗を告ぐる使者を七人まで手討にせしなり。
【一四】血を歃るの先後を爭ふ。
【一五】吳は大伯の後なれば長たりといふなり。
【一六】伯は伯爵。
【一七】晉の大夫。
【一八】日暮れかゝる也。
【一九】大事は盟をいふ。
【二〇】二臣は鞅と寅とをいふ。
【二一】鼓を臺に載せ、士卒を整列し、我等二臣死を致さば、血を歃るの先後必ず決すべし。
【二二】肉食者は貴人をいふ。
【二三】墨は墨氣、憂色あるをいふ。

こと勿かれ』と曰ひしに、(二六)宋の平・元の族、蕭より鄭に奔るに及びて、鄭人、(二七)之が爲めに嵒・戈・錫に城づけり。九月、宋の向巢、鄭を伐ち、錫を取り、元公の孫を殺して、遂に嵒を圍む。十二月、鄭の罕達、嵒を救ふ。丙申、宋の師を圍む。

【經】十有三年春、鄭の罕達、師を帥ゐて宋の師を嵒に取る。夏、許男成・卒す。公、晉侯と吳子とに黃地に會す。楚の公子申、師を帥ゐて陳を伐つ。於越、吳に入る。秋、公、會より至る。晉の魏曼多、師を帥ゐて衞を侵す。許の元公を葬る。九月、螽あり。冬十有一月、星あり東方に孛す。盜、陳の夏區夫を殺す。十有二月、螽あり。

【傳】十三年(周ノ敬王三十八年)春、宋の向魋、(一)其師を救ふ。鄭の子賸、狥へしめて曰く、『(二)桓魋を得ん者は賞あらん』と。魋や逃げ歸る。遂に宋の師を嵒に取り、(三)成・讙・郜延を獲たり。六邑を以て(四)虚と爲す。

夏、公、(五)單平公・晉の定公・吳の夫差に(六)黃池に會す。

六月丙子、越子、吳を伐つ。(七)二隧を爲り、(八)疇無餘・謳陽は南方よりし、先づ郊に及ぶ。吳の大子友・王子地・王孫彌庸・壽於姚、(九)泓上より(一〇)之を觀る。彌庸、(一一)姑蔑の旗を見

【二六】定公十五年に在り。
【二七】以て平元の徒を處きし也。
【一】前年嵒を圍む師。
【二】向魋。
【三】二子は宋の大夫。
【四】城邑を墮ちて丘墟とする也。
【五】周の卿士。
【六】地名。
【七】二筋の溝割り道を爲る也。
【八】二人は越の大夫。
【九】泓は水名。
【一〇】之は越の師をさす。
【一一】姑蔑は越の地。

衞に行はずして、其君の舍に藩して以て之を難ます。子、盍ぞ大宰を見ざる』と。(子貢)乃ち束錦を請うて以て(二七)行く。語、衞の故に及ぶ。大宰嚭曰く、『寡君、衞君に事へんことを願へども、衞君の來るや緩し。寡君懼る。故に將に之を止めんとす。』子貢曰く、『衞君の來るや、必ず其衆に謀りしならん。其衆或は欲し、或は否ず。是を以て緩く來りしなり。其の來らんことを欲する者は子の黨なり。其の來ることを欲せざる者は子の讎なり。若し衞君を執へば、是れ黨を墮して讎を崇むるなり。夫の子を墮る者は其志を得ん。且つ諸侯を合はせて衞君を執へば、誰か敢て懼れざらん。黨を墮し讎を崇めて諸侯を懼さば、或は以て霸たり難からんか』と。大宰嚭說ぶ。乃ち衞侯を舍す。衞侯歸り、(二八)夷言を效ふ。(二九)子之、尙ほ幼かりしが、曰く、『君必ず免れざらん。其れ夷に死なんか。執へられて又其言を說び、之に從ふは(三〇)固しいかな』と。

冬十二月、螽あり。季孫、これを仲尼に問ふ。仲尼曰く、『丘、之を聞く、(三一)火伏して後に(三二)蟄する者畢る』と。今、火猶は西に流る。(三三)司曆の過なり』と。

宋・鄭の間に(三四)隙地あり。彌作・頃丘・玉暢・嵒・戈・鍚と曰ふ。子產、宋人と成を爲して、『(三五)是を有つ

【二七】乃ち行きて大宰を見るなり。
【二八】吳の言語。
【二九】公孫彌牟。
【三〇】固は固陋なり。
【三一】火は心星なり。火伏するは十月なり。
【三二】蟲みな蟄する也。
【三三】歷官。
【三四】間田。
【三五】俱に之を棄つる也。

對へしめて曰く、『盟は信を（五）周くする所以なり。故に心以て之を制し、玉帛以て之を奉じ、言以て之を結び、明神以て之を（六）要す。寡君、以爲へらく、苟も盟あれば改むべからざるのみと。若し猶は改むべくんば、日に盟ふとも何の益かあらん。今、吾子曰く、「必ず盟を尋めん」と。若し尋むべくんば、亦寒すべきなり』と。乃ち盟を尋めず。

呉、會を衞に徵す。初め衞人、呉の行人且姚を殺して懼れ、行人（七）子羽に謀る。子羽曰く、『呉方に無道なり。乃ち吾が君を辱むることなからんや。止むに如かざるなり』（八）子木曰く、『呉、方に無道なり。國、無道なれば、必ず疾を人に棄つ。呉、無道と雖も、猶は以て（九）衞を患へしむるに足れり。往け、長木の斃るゝは（一〇）摽たざることなく、（一一）國狗の（一二）瘈へるは、噬まざることなし。而るを況や大國をや』と。秋、（一三）衞侯、呉に鄖に會す。（一四）公、衞侯・宋の皇瑗と盟ひて、卒に呉の盟を辭す。呉人、（一五）衞侯の舍に藩す。子服景伯、子貢に謂ひて曰く、『夫れ（一六）諸侯の會、事既に畢るや、侯伯、禮を致し、地主、餼を歸り、以て相辭するのみ。今、呉、禮を

【五】周は、周密にして固きなり。
【六】要は盟約する也。
【七】衞の大夫。
【八】衞の大夫。
【九】衞の患となるに足れり。
【一〇】摽は撃つ也。
【一一】國中無雙の名狗。
【一二】瘈は狂ふ也。
【一三】出公。
【一四】魯、衞、宋の三國は竊に盟ひしなり。
【一五】衞侯の宿舍の外に藩籬を結びて出づること能はざらしむる也。
【一六】諸侯の會は、其事が既に終りたる時に、諸侯に贈り、會する地の主人は、生肉を贈りて、各〻禮を以て互に生別する也。

く、『君子の(政事ヲ)行ふや禮に度る。施は其厚きを取り、事は其中を擧げ、斂は其薄きに從ふ。是の如くなれば則ち(二一)丘を以てするも亦足れり。若し禮に度らずして、(二二)貪冒して厭くことなくば、則ち田を以て賦すと雖も、將に又足らざらんとす。且つ子季孫、若し行ひて法あらんことを欲せば、則ち周公の典在り。若し苟もして行はんと欲せば、又何ぞ訪はん』と。(二三)聽かず。

【經】十有二年春、田賦を用ふ。夏五月甲辰、孟子・卒す。公、吳に(一)橐皐に會す。秋、公、衞侯・宋の皇瑗に鄖に會す。宋の向巢、師を帥ゐて鄭を伐つ。冬十二月、螽あり。

【傳】十二年(周ノ敬王三十七年)春王の正月、田賦を用ふ。夏五月、昭夫人孟子・卒す。昭公、吳に娶る。(二)故に姓を書せず。死して赴げず。故に夫人と稱せず。(三)反哭せず。故に小君を葬ると言はず。(四)孔子、弔に與る。季氏に適く。季氏絻せず。經を放ちて拜す。

公、吳に橐皐に會す。吳子、大宰嚭をして(鄖ノ)盟を尋めんことを請はしむ。公、欲せず。子貢をして

【二一】丘は十六井にて、戎馬一匹牛三頭を出す、是れ賦の常法なり。
【二二】貪冒は、むさぼる也。
【二三】季孫、孔子の諫を聽かず、翌年、田賦を用ゐたり。
【一】地名。
【二】禮に、同姓を娶るを諱む、吳と魯は共に姬姓なり、故に孟姬と曰はずして、孟子と曰ひ、又夫人の喪を成さゞるなり。
【三】反哭は墓よりかへりて祭るをいふ。
【四】孔子、致仕せりと雖も、猶ほ國喪を弔するに與る。既に夫人を弔し終りて、退りて季氏に適き弔禮を述べんとせしが、季氏は夫人の喪に對する絻服を服せざりしかば、孔子も主人に對して、自ら喪服を取り去りて拜禮せしなり。

(一〇七)桓氏の出づるに及び、城鉏の人、大叔疾を攻む。衞の莊公、之を復し、(一〇八)巣に處らしむ。死す。鄖に殯し、少禘に葬れり。初め、晉の悼公の子憖、亡げて衞に在り。其女をして(一〇九)僕たらしめて(一一〇)田す。(一一一)大叔懿子、止めて之に酒を飮ましめ、遂に之を聘す。(一一二)悼子を生む。悼子、位に卽く。故に、(一一三)夏戊を大夫と爲しき。悼子亡げしとき、衞人、夏戊を(一一四)翦りぬ。孔文子の將に大叔を攻めんとするや、仲尼に問ふ。仲尼曰く、『(一一五)胡簋の事は則ち嘗て之を學べり。甲兵の事は未だ之を聞かざるなり』と。退きて駕を命じて行らんとして曰く、『鳥は則ち木を擇ぶ。木豈に能く鳥を擇ばんや』と。文子遽かに之を止めて曰く、『(一一六)圉、豈に敢て其私を(一一七)度らんや。衞國の難を訪へるなり』と。(仲尼)將に止まらんとせしに、魯人、幣を以て之を召す。乃ち(魯に)歸りぬ。

季孫、(一一八)田を以て賦せんと欲す。冉有をして仲尼に訪はしむ。仲尼曰く、『丘、識らざるなり』と。三たび(問ひ)發す。卒りに曰く、『子、(一一九)國老たり。子を待つて行はんとす。之を若何んぞ子の言はざる』と。仲尼、(一二〇)對へずして、冉有に私して曰

【一〇七】公十四年に在り。
【一〇八】巣、鄖、少禘は皆衞の地。
【一〇九】僕は御なり。
【一一〇】田獵。
【一一一】大叔儀の孫。
【一一二】大叔疾。
【一一三】悼子の甥。
【一一四】其鄙邑を翦削せり。
【一一五】禮器の名。
【一一六】文子の名。
【一一七】度は謀る也。
【一一八】戸口の多寡に拘らず、田地の高に割り當てゝ、軍賦を出さしめんとする也。
【一一九】國老は卿大夫の致仕せる者
【一二〇】對へずは公答せざる也。

屬して、王孫氏と爲せり。(九三)役より反るや、王、之を聞き、之に(九四)屬鏤を賜ひて以て死せしむ。將に死せんとして曰く、『吾が墓に(九五)檟を樹ゑよ。檟は材とすべきなり。呉、其れ亡びんか。三年にして其れ始めて弱からん。盈つれば必ず毀るゝは、天の道なり』と。

秋、季孫、命じて守備を脩めて曰く、『小の大に勝つは禍なり。齊の至らんこと、日なけん』と。

冬、衞の(九六)大叔疾、出で丶宋に奔る。初め疾、宋の(九七)子朝に娶りき。(九八)其娣・嬖せらる。子朝出で(奔り)しや、孔文子、疾をして其妻を出さしめて、之に妻はせき。疾、侍人をして其初の妻の娣を誘はしめ、(九九)犂に寘きて、之が一宮を爲りて、二妻の如くせり。文子、怒り、之を攻めんと欲す。仲尼、之を止む。遂に(一〇〇)其妻を奪ふ。(一〇一)外州に淫せしことあり。外州の人、之が(一〇二)軒を奪ひて以て(君に)獻ぜり。是の二者を恥づ。故に出でぬ。衞人、(一〇三)遺を立て、(一〇四)孔姞を室とせしむ。疾、(一〇五)向魋に臣となり、美珠を納る。之に(一〇六)城鉏を與ふ。宋公、珠を求む。魋授へず。是に由りて罪を得たり。

【九三】艾陵の役。
【九四】劍の名。
【九五】ひさぎ、棺材たるべきもの。
【九六】卽ち世叔齊。
【九七】宋人、衞に仕へて大夫たり。
【九八】娶る所の女の娣。
【九九】衞の邑。
【一〇〇】孔文子、其の疾に妻はしたる女を取り反したるなり。
【一〇一】衞の邑。
【一〇二】軒は車なり。
【一〇三】疾の弟。
【一〇四】文子の女、疾の妻たりしもの。
【一〇五】宋の大夫。
【一〇六】宋の邑。

して、國子の(七九)元を歸らしめ、之を新篋に寘き、之を(八〇)褽むに(八一)玄纁を以てし、組帶を加へ、書を其上に寘きて曰く、『天、若し（齊侯ノ）(八二)不衷を識らずんば、何を以て(八三)下國を（シテ齊ニ克ツヲ得）使めん』と。

吳の將に齊を伐たんとせしとき、越子、其衆を率ゐて以て朝せり。王より列士に及ぶまで、皆饋賂あり。吳人、皆喜ぶ。唯だ子胥のみ懼れて曰く、『是れ吳を(八四)豢するなるかな』と。諫めて曰く、『越の我に在るは心腹の疾なり。壤地同じくして(八五)我に欲することあり。夫れ其の柔服するは、其欲を濟さんとを求むるなり。(八六)早く事に從ふに如かず。志を齊に得とも、猶ほ(八七)石田を獲るがごとし。之を用ゐる所なし。越、沼と爲らずんば、吳其れ泯びん。醫をして疾を除かしむるに、「必ず類を遺せ」と曰はん者は、未だこれ有らざるなり。(八八)盤庚の誥に曰く、「其の(八九)顚越不共なることあらば、則ち(九〇)劓殄して、遺育すること無く、種を茲邑に(九一)易べしむること無かれ」と。是れ商の興れる所以なり。今、君、之を易へて、將に以て大を求めんとす。亦難からずや』と。聽かれず。(九二)齊に使して、其子を鮑氏に

【七九】元は首。
【八〇】褽は包むなり。
【八一】黑絳色の衣。
【八二】不衷は不善なり。
【八三】下國は魯自ら稱する也。
【八四】豢は犧牲に供せんとして之を養ふをいふ。
【八五】吳を得んことを欲するなり。
【八六】早く之を撃つに如かず。
【八七】石田は耕す可からず。
【八八】尙書。
【八九】縱橫にして命を承けざる也。
【九〇】割絕。
【九一】易は延ぶる也。
【九二】伍子胥、其子を齊の鮑氏に屬せしめ、姓を改めて王孫と爲す。以て吳の禍を避けんと欲する也。

と。將に戰はんとす。公孫夏、其徒に命じて(六二)虞殯を歌はしむ。(六三)陳子行、其徒に命じて(六四)含玉を具へしむ。公孫揮、其徒に命じて曰く、『(六五)人ごとに尋約せよ。吳の髮は短し。』東郭書曰く、『三戰すれば必ず死す。(六六)此に三たびなり』と。(六七)弦多に(六八)問るに琴を以てせしむ。曰く『吾、復た子を見じ』と。陳書曰く、『(六九)此行や、吾、鼓を聞かんのみ、金を聞かじ』と。甲戌、艾陵に戰ふ。

(七〇)展女、高子を敗る。(七一)國子、胥門巢を敗る。王の卒、之を助けて、(七二)大に齊の師を敗り、國書・公孫夏・閭丘明・陳書・東郭書・革車八百乘・甲首三千を獲て、以て公に獻ず。將に戰はんとせしとき、吳子、(七三)叔孫を呼んで曰く、『(七四)而の事は何ぞ。』對へて曰く、『(七五)司馬に從へり』と。王、之に甲・劍・鈹を賜うて曰く、『爾の君事を奉じ、敬んで命を廢すること無かれ』と。叔孫、未だ對ふること能はず。衞の(七六)賜進みて曰く、『(七七)州仇、甲を奉じて君に從はん』と。而して(七八)拜す。公、大史固を

【六二】葬を送る歌曲。
【六三】陳逆。
【六四】死人の口に含まする玉なり。
【六五】尋は八尺なり、約は繩なり。人ごとに八尺の繩を用意せよ。吳人の髮は短ければ、首を取りたるとき、之を繫ぐための用意なり。
【六六】東儀と五氏と今回とにて三戰なり。
【六七】齊人なれども六年魯に奔る。
【六八】問は遺る也。
【六九】鼓は以て軍を進め、金は以て軍を退くるなり。將に死せんとするを言ふ。
【七〇】齊の上軍敗らる。
【七一】吳の上軍も亦敗らる。
【七二】齊遂に大敗す。
【七三】武叔州仇。
【七四】汝の官職は何ぞ。
【七五】吾が官職は司馬なり。
【七六】孔子の弟子子貢。
【七七】州仇は、君より拜領する此甲を奉戴して、君に從はん。
【七八】州仇、拜して賜を受く。

夏、陳の轅頗出でゝ鄭に奔る。初め轅頗、司徒と爲り、(四六)封田に賦して以て公の女を嫁がしめて、餘あり、以て己が(四七)大器を爲る。國人、之を逐ふ。故に出づ。道にて渇く。其族轅咺、(四八)稻醴・粱糗・腶脯を進む。喜びて曰く、『(四九)何ぞ其れ給せる。』對へて曰く、『(五〇)器成りて具へたり。』曰く、『何ぞ吾を諫めざりし。』對へて曰く、『(五一)先づ行らんことを懼れてなり』と。

郊の戰の爲めの故に、公、(五二)吳子に會して齊を伐つ。五月、(五三)博に克ち、壬申、(五四)嬴に至る。(吳ノ)中軍、王に從ふ。(五五)胥門巢、上軍に將たり。王子姑曹、下軍に將たり。展如、右軍に將たり。齊の國書、中軍に將たり。高無丕、上軍に將たり。宗樓、下軍に將たり。陳僖子、其弟(五六)書に謂へらく、『(五七)爾死なば我必ず志を得ん』と。(五八)宗子陽と閭丘明と(五九)相厲めり。桑掩胥、(六〇)國子に御たり。公孫夏曰く、『(六一)二子必ず死ね』

【四六】封内の田に悉く賦税せしなり。
【四七】鐘鼎の屬。
【四八】濁酒と、粱の乾飯と、乾肉の細かくたゝきて味をつけたるものと。
【四九】唯だ酒あるのみならず、又飯あり肉あり、何の不足も無きことよと、喜びたるなり。
【五〇】大器の出來上りたるときに、君が國人に逐はれて、今日あらんことを慮りて、豫め用意せしなり。
【五一】言從はれずして、先に逐はれんかと懼れたり。
【五二】齊に報いんとするなり。
【五三】齊の邑。
【五四】齊の邑。
【五五】胥門巢、王子姑、展如の三將は吳の大夫。
【五六】陳子占。
【五七】汝若し死せば、我は其功によりて、必ず志を得べきなり。
【五八】宗樓。
【五九】相勵め厲みて死を致さんとせり。
【六〇】國書。
【六一】二子は子陽、丘明なり。之を勵ますなり。

て其馬に策ちて曰く、『(三二)馬進まざればなり』と。(三三)林不狃の(三四)伍曰く、『走らんか。』不狃曰く、『(三五)誰に如かざらんや。』曰く、『然らば則ち止まらんか。』不狃曰く、『(三六)惡ぞ賢らん』と。徐歩して死せり。(冉求ノ)師、甲首八十を獲たり。(三七)齊人、師することと能はず。(魯人)宵(三八)諜して曰く、『齊人遁る』と。冉有、之を從はんと請ふ。三たびすれども、季孫許さず。孟孺子、人に語りて曰く、『我は(三九)顏羽に如かずして邴洩よりは賢れり。(四〇)子羽は(四一)銳敏なり。(四二)我は戰を欲せずして而も能く默せり。(四三)洩は「之を驅れよ」と曰へり』と。公爲、其嬖僮汪錡と乘り、皆に死す。皆に、(四四)殯せらる。孔子曰く、『能く干戈を執りて以て社稷を衞れり。(四五)殤とするなかる可きなり』と。冉有、矛を齊の師に用ゐたり。故に能く其軍に入れり。孔子曰く、『義なり』と。

【三二】善に伐るを欲せざるなり。
【三三】魯の士。
【三四】五人を伍と爲す。
【三五】我、誰に如かずしてか走らんと欲せん。
【三六】右師皆奔る、一人止まりて戰ふとも、大軍に抗するに足らず、徒に死せんのみ。奔る者に比して、まさる所無し。
【三七】齊人、其師を整ふること能はざる也。
【三八】間諜。
【三九】羽、洩の二子は孟孺子と同車す。
【四〇】顏羽。
【四一】精銳敏疾にして、鋒刃の當る可からざるが如し。
【四二】我は心に戰を欲せざりしが、口には奔ると言はざりし也。
【四三】邴洩は馬を驅りて奔らんと曰へり。
【四四】殯は假に棺に歛めおくこと。
【四五】殤は、わかじに、二十歳未滿にして死するをいふ。成人と葬禮を同じうすべきなり。

を丈夫を成さずと謂へるなり』と。退きて（一四）乘を蒐す。（一五）孟孺子洩、右師を帥ゐ、（一六）顏羽、御たり、邴洩、右たり。冉求、左師を帥ゐ、管周父、御たり、（一七）樊遲、右たり。季孫曰く、『須や弱し。』（一八）有子曰く、『（一九）就きて命を用ゐん』と。季氏の甲七千あり。冉有、武城の人三百を以て己が徒卒と爲し、老幼に宮を守らせ、（二〇）雩門の外に次る。（二一）五日にして右師之に從ふ。（二二）公叔務人、（二三）保者を見て泣いて曰く、『（二四）事充はしく政重く、上、謀ること能はず、士、死すること能はず、何を以てか民を治めん。（二五）吾既に之を言へり。敢て勉めざらんや』と。師、齊の師と郊に戰ふ。齊の師、（二六）稷曲よりす。師、溝を踰えず。樊遲曰く、『（魯ノ師、溝ヲ踰ユル）能はざるなり。子（令ノ號）を信せざればなり。（二七）請ふ三刻して之を踰えん』と。（二八）之の如くす。衆、之に從ふ。（二九）師、齊の軍に入る。右師奔る。齊人之を從ひ、（三〇）陳瓘・陳莊、泗を渉る。（三一）孟之側、後れ入りて以て殿と爲る。矢を抽き

【一四】退きて兵車を閱する也。
【一五】孟懿子の子武伯彘。
【一六】顏羽、邴洩は孟氏の臣。
【一七】孔子の弟子樊須。
【一八】冉求。
【一九】年少なれども能く命を用ひん。
【二〇】南城門。
【二一】戰を欲せざるなり。
【二二】昭公の子子爲。
【二三】城を保守するもの。
【二四】繇役煩はしく、賦稅多きなり。
【二五】既に人の死する能はざるを言へり、己は敢て死せずんばあらず。
【二六】地名。
【二七】請ふ三たび約束して之を踰えん。刻とは、賞罰の科を設けて、士衆に刻約し、皆信服して之を踰えしむるを言ふ。
【二八】樊遲の言の如くにして、乃ち溝を踰ゆ。
【二九】冉求の師、齊の軍中に入るなり。
【三〇】二陳は齊の大夫。
【三一】孟氏の族。字は反。

【傳】十一年(周ノ敬王三十六年)春、齊、(一)鄎の爲めの故に、國書·高無丕、師を帥ゐて我を伐ち、(二)淸に及ぶ。季孫、其宰(三)冉求に謂ひて曰く、『齊の師、淸に在るは、必ず魯の故ならん。之を若何にせん。』求曰く、『一子は守り、(四)二子は公に從ひてこれを竟に禦がせよ。』季孫曰く、『(五)能はず。』求曰く、『(六)封疆の間に居らせよ』と。季孫、二子に告ぐ。二子可かず。求曰く、『若し可かずんは、則ち君出づること無かれ。一子、師を帥ゐ城を背にして戰はんに、屬せざる者は、魯人に非ざるなり。魯の(七)群室は、齊の兵車よりも衆し。一室、車に敵れば優なり。子何ぞ患へん。二子の戰を欲せざるや宜なり。政、季氏に在ればなり。子が身に當り、齊人、魯を伐つに、戰ふこと能はずんば、子の恥や大なり。諸侯に列なられざらん』と。季孫、(八)朝に從はしめて、(九)黨氏の溝に俟つ。(一〇)武叔、呼んで戰を(冉求ニ)問ふ。對へて曰く、『君子は遠き慮あり。小人は何をか知らん。』(一一)懿子、強ひて之を問ふ。對へて曰く、『(一二)小人は材を慮りて言ひ、力を量りて(命ニ)共する者なり。』武叔曰く、『(一三)是れ我

【一】鄎の役は前年に在り。
【二】淸は齊の地。
【三】孔子の弟子。
【四】叔孫、孟孫。
【五】自ら度るに、力、二子をしてこれを境上に禦がしむること能はざるなり。
【六】境内近郊の地。
【七】群室は國都の大夫士をいふ。
【八】冉求をして己に隨ひ公の朝に之かしむるなり。
【九】大夫の名。
【一〇】叔孫州仇。
【一一】仲孫何忌。
【一二】子の問ふ所は、己の材力の及ぶ所に非ず、故に言ふこと能はずとなり。是れ二子の力めざるを諷する也。
【一三】冉求、己が戰を欲せざるを非とす、故に對へざるを知る也。

公、吳子・邾子・郯子に會して、齊の南鄙を伐ち（一）鄎に師す。齊人、（二）悼公を弑す。師に赴ぐ。吳子、（三）三日、軍門の外に哭す。（四）徐承、舟師を帥ゐて、將に海より齊に入らんとす。齊人、之を敗る。吳の師乃ち還る。

夏、趙鞅、師を帥ゐて齊を伐つ。大夫、之を卜せんと請ふ。趙孟曰く、『吾、卜せり。此に於て兵を起せり。事は再び令せず。卜は吉を襲ねず。行かん』と。是に於てか、犂と轅とを取り、高唐の郭を毀ち、侵して賴に及びて還る。

秋、吳子、來りて復た師を徵めしむ。

冬、楚の子期、（五）陳を伐つ。吳の延州來の（六）季子、陳を救ふ。子期に謂ひて曰く、『（七）二君、德を務めずして諸侯を力爭す。民、何の罪ある。我請ふ退きて以て子が名を爲さん。德を務めて民を安んぜよ』と。乃ち還る。

【經】十有一年春、齊の國書、師を帥ゐて我を伐つ。夏、陳の轅頗、出で、鄭に奔る。五月、公、吳に會して齊を伐つ。甲戌、齊の國書、師を帥ゐて吳と艾陵に戰ふ。齊の師敗績す。齊の國書を獲たり。秋七月辛酉、滕子虞母・卒す。冬十有一月、滕の隱公を葬る。衞の世叔齊、出で、宋に奔る。

【一】齊の地。
【二】病みて死せるを以て赴ぐる也。以て吳に說くにあらず。
【三】三日軍門の外に哭するは、諸侯相臨するの禮なり。
【四】吳の大夫。
【五】陳、吳に卽く故なり。
【六】吳王壽夢の子札、本年九十以上の老人なり。
【七】吳王と楚王。

炎帝は（二〇）火師と爲りて、姜姓は其後なり。水は火に勝つ。姜を伐たば則ち可ならん。』史趙曰く、『是れを川の滿ちて游ぐべからざるが如しと謂ふ。（二一）鄭、方に罪あり。救ふべからざるなり。鄭を救ふは則ち不吉なり。其他を知らず』と。陽虎、周易を以て之を筮す。（二二）泰䷊の（二三）需䷄に之くに遇ふ。曰く、『宋方に吉なり。（二四）與るべからず。微子啓は（二五）帝乙の元子なり。（二六）宋・鄭は甥舅なり。祉は祿なり。若し帝乙の元子、妹を歸がせて、吉祿あらば、（二七）我安ぞ吉なるを得ん』と。乃ち止む。

冬、吳子、（二八）來りて師を儆めて齊を伐たしむ。

【經】十年、春王の二月、邾子益・來奔す。公、吳に會して齊を伐つ。三月戊戌、齊侯陽生・卒す。夏、宋人、鄭を伐つ。晉の趙鞅、師を帥ゐて齊を侵す。五月、公、齊を伐ちしより至る。齊の悼公を葬る。衞の公孟彄、齊より衞に歸る。薛伯夷・卒す。秋、薛の惠公を葬る。冬、楚の公子結、師を帥ゐて陳を伐つ。吳、陳を救ふ。

【傳】十年（周ノ敬王三十五年）春、邾の隱公・來奔す。齊の甥なり。故に、遂に齊に奔れり。

（二〇）神農、火瑞あり、火を以て官に名づく。
（二一）鄭、嬖寵を以て人を伐つ、故に以て罪ありとす。
（二二）乾下坤上は泰なり。泰の六五に曰く、帝乙妹を歸がす、以て祉あり元吉と。
（二三）乾下坎上は需なり。
（二四）與に戰ふ可からず。
（二五）帝乙は紂の父なり。
（二六）宋鄭、婚姻を爲して、甥舅の國なり。
（二七）吉は彼に在りて、我に在らず。
（二八）吳、齊を恨み、反って魯と與に之を伐たんと謀るなり。

鄭の(三)武子賸の嬖、(四)許瑕、邑を求む。以て之に與ふるもの無し。(五)外に取らんことを請ふに、之を許す。故に、宋の雍丘を圍む。宋の皇瑗、(六)鄭の師を圍み、(七)毎日、舍を遷して、壘合ふ。鄭の師（免レザルヲ知リテ）哭す。(八)子姚、之を救ひ、大に敗る。二月甲戌、宋、鄭の師を雍丘に取り、(九)能ある者をして死することなからしむ。郟張と鄭羅とを以て歸る。

夏、楚人、陳を伐つは、陳、吳に卽けるが故なり。

宋公、(一〇)鄭を伐つ。

秋、吳、邗に城づき、(一一)溝して江淮に通す。

晉の趙鞅、鄭を救はんことを卜す。(一二)水の火に適くに遇ふ。これを(一三)史趙・史墨・史龜に占はす。史龜曰く、『是れを(一四)沈陽と謂ふ。以て兵を興すべし。以て(一五)姜を伐つに利あり。(一六)子商に利あらず。齊を伐たば則ち可なり。宋に敵せば則ち不吉なり』と。史墨曰く、『(一七)盈は水の名なり。(一八)子は水の位なり。名位敵す。(一九)干すべからざるなり。

【三】罕達。
【四】武子の嬖。
【五】外は外國。
【六】許瑕の師。
【七】毎日、壘を築きて宿舍を移し、遠きより近きに偪り、久しうして城の四周を壘を以て取卷く也。
【八】武子賸。
【九】其能を惜む也。
【一〇】雍丘の役に報ゆるなり。
【一一】溝道を通ずる爲なり。

【一二】水火の兆。
【一三】皆晉の史。
【一四】火の陽、水を得たり、故に沈むなり。
【一五】姜は齊の姓にして、大皞の後、火の祀なり。
【一六】子商は宋をいふ。宋は子姓にして、水の位なり。
【一七】趙鞅の姓は盈。
【一八】宋の姓は子。
【一九】二水倶に盛んなり、干すべからず。

秋、齊と平ぐ。九月、(三九)臧賓如、齊に如きて涖みて盟ふ。齊の(四〇)閭丘明、來りて涖みて盟ふ。且つ、(四一)季姬を逆へて以て歸る。(季姬)嬖せらる。

鮑牧、又、群公子に謂ひて曰く、『女をして(四二)馬千乘を有たしめんか』と。公子、之を愬ふ。(四三)公、鮑子に謂へらく、『或ひと子を譖る。子、姑く(四四)潞に居れ。(四五)以て之を察せん。若しこれ有らば、則ち(四六)室を分ちて以て行れ。若しこれ無くば、則ち子の(四七)所に反さん』と。門を出づ。(其卒從ノ)三分の一を以て行らしめ、半道にして二乘を以てせしめ、潞に及びて之を(四八)槖めて以て入り、遂に之を殺せり。

冬十二月、齊人、讙と闡とを歸す。季姬嬖せらるゝが故なり。

【經】九年春王の二月、杞の僖公を葬る。宋の皇瑗、師を帥ゐて鄭の師を雍丘に取る。夏、楚人、陳を伐つ。秋、宋公、鄭を伐つ。冬十月。

【傳】九年(周ノ敬王三十四年)春、齊侯、公孟綽をして(一)師を吳に辭せしむ。吳子曰く、『昔歲、寡人、命を聞けり。今又之を革む。從はん所を知らず。(二)將に進んで命を君に受けんとす』と。

【三九】臧會の子。
【四〇】閭丘嬰の子。
【四一】魴侯の通ぜし者。
【四二】馬千乘を有つとは君たらしめんとの意なり。
【四三】公は齊公。
【四四】齊の邑。
【四五】我が之を察するを待て。
【四六】有する所の貨財の半を携へて以て去れ。
【四七】所は職位をいふ。
【四八】槖は束縛する也。
【一】齊、魯と平ぎしが故に、吳の師を辭するなり。
【二】齊と戰はんとするをいふ。

猶ほ（二七）城下の盟なかりき。我、未だ斷くるに及ばずして、城下の盟あらば、是れ國を棄つるなり。吳、輕〻しくして遠し、久しきこと能はざらん。將に歸らんとせり。請ふ少く之を待て』と。從はず。景伯、（二八）載を負ひて萊門に造る。乃ち（二九）子服何を（三〇）吳に釋かんと請ふ。吳人、之を許す。（三一）（吳ノ）王子姑曹を以て之に當らせんとす。而る後に止みぬ。吳人盟ひて還る。

（三二）齊の悼公の來りしとき、季康子、其妹を以て之に妻はせたり。位に卽きて之を逆へんとせしに、（三三）季魴侯これに通せり。女、其情を言ひしかば、敢て與へざりき。齊侯怒る。夏五月、齊の鮑牧、師を帥ゐて我を伐ち、讙と闡とを取る。或ひと（三四）胡姬を齊侯に譖りて曰く、『安孺子の黨なり』と。六月、齊侯、胡姬を殺す。

齊侯、（季康子ノ妹季姬ヲ得ズ、故ニ）吳に如きて師を請はしめ、將に以て我を伐たんとす。（三五）乃ち邾子を歸す。邾子又無道なり。吳子、（三六）大宰子餘をして之を討せしむ。これを樓臺に囚へ、之を（三七）栫ふに棘を以てす。諸大夫をして、（三八）大子革を奉じて以て政を爲さしむ。

（二七）城下の盟は降服をいふ。
（二八）載書。
（二九）景伯。
（三〇）吳に舍きて質と爲す也。
（三一）吳王の子を魯におき、こもごも質とせんと求めしに、吳王欲せずして、遂に共に止めしなり。
（三二）五年に在り。
（三三）康子の叔父。
（三四）齊の景公の妾。
（三五）魯人、齊吳の同心せんことを畏れて、邾子を歸國せしめて、吳の歡心を得んとするなり。
（三六）大宰嚭。
（三七）栫は遮斷する也。
（三八）邾の大子、桓公。

むる』と。吳の師至るに及びて、拘はれし者、之を道びき、以て武城を伐ち之に克つ。(一六)王犯、嘗て之が宰と爲り、(一七)澹臺子羽の父これに好し。國人(其ノ内應ヲナサンコトヲ)懼る。懿子、景伯に謂へらく、『之を若何にせん。』對へて曰く、『吳の師來らば、斯に之と戰はん。何ぞ患へん。且つ(一八)之を召して至りしなり。又何をか求めん』と。吳の師、(一九)東陽に克ちて、進みて五梧に舍り、明日、蠶室に舍る。(二〇)公賓庚・公甲叔子、與に夷に戰ふ。叔子と析朱鉏とを獲たり。(二一)王に獻ず。王曰く、『此れ車を同じくす。(二二)必ず能を使ふならん。國、未だ(得ルヲ)望むべからず』と。明日、庚宗に舍り、遂に泗上に次る。(二三)微虎、宵、王の舍を攻めんと欲し、私に徒七百人を屬めて、三たび幕庭に踊らしむ。卒りに三百人(ノ行クニ任ヘタルモノ)あり。(二四)有若與れり。(三百人行イテ)稷門の内に及ぶ。或ひと季孫に謂ひて曰く、『以て吳を害するに足らずして、多く國士を殺さん。已むに如かざるなり』と。乃ち之を止む。吳子、之を聞き、一夕に(二五)三たび遷る。吳人、成ぎを行ふ。將に盟はんとす。景伯曰く、『(二六)楚人、宋を圍みしとき、(宋人)子を易へて食ひ、骸を析きて爨ぎしかど、

【一六】吳の大夫。王犯故と嘗て魯に奔り、武城の宰となりき。
【一七】孔子の弟子。
【一八】盟を犯して邾を伐ちし故、之を召すといふなり。
【一九】東陽、五梧、蠶室の三邑は魯の地。
【二〇】公賓庚、公甲叔子、析朱鉏の三人、皆同車なりしなり。
【二一】王は吳王。
【二二】同車にて能く倶に死せしは、國能く人を使ふなり。
【二三】魯の大夫。
【二四】孔子の弟子。
【二五】微虎を畏れて三たび遷れり。
【二六】宣公十五年に在り。

名ありて情なし。之を伐たば必ず志を得ん』と。退きて、(五)公山不狃に告ぐ。公山不狃曰く、『禮に非ざるなり。君子は(六)違れども讎國に適かず。(七)未だ臣たらずして之を伐つあらば、命に奔りて之に死なんこと可なり。(八)託する所には則ち隱す。且つ夫れ人の行や、(九)惡む所を以て鄕を廢てず。今、子、小惡を以て(一〇)宗國を覆さんと欲す。亦難からずや。若し子をして率ゐしめば、必ず辭せよ。王、將に我を使めんとす』と。(一一)子張、之を病む。王、(一二)子洩に問ふ。對へて曰く、『(一三)魯は與に立つなしと雖も、必ず與に斃るゝあらん。諸侯も將に之を救はんとす。未だ以て志を得べからず。晉と齊楚と與に之を輔けば、是れ(一四)四讎なり。夫れ魯は齊晉の脣なり。脣亡べば齒寒しとは、君の知れる所なり。(齊晉)救はずして何をか爲ん』と。三月、吳、我を伐つ。子洩、率ゐて故らに險に道して武城よりす。初め、武城の人、或ひと吳の竟に因りて(一五)田するものあり、鄫人の菅を漚す者を拘へて曰く、『何の故に吾が水をして滋らし

【五】不狃と輒とは、定公十二年、齊に奔れり、後、吳に奔れり。

【六】本國を出奔すれども、仇讎の國に行かず。

【七】未だ適く所の國に臣たらざる中に、若し母國を伐つ者あらば、還りて命に奔りて其難に死すべし。

【八】因りて身を託せし所にては、則ち舊君の爲に惡を隱すなり。

【九】其私の怨惡を以て其鄕黨の好を廢棄せず。

【一〇】輒は魯の公族なるが故に宗國といふ。

【一一】叔孫輒。

【一二】公山不狃。

【一三】魯は今與に國を興立する人なけれども、事あるときは國と與に斃るゝまで戰ふ人あるべし。

【一四】魯と與に四なり。

【一五】田は耕作する也。

さんことを謀る。曹の（四〇）叔振鐸、公孫彊を待たんと請ふに、之を許すとみる。旦にして（四一）之を求むるに、曹にこれ無し。其子を戒めて曰く、『我死して、爾、公孫彊が政を爲すと聞かば、必ず之を去れ』と。曹伯陽が位に卽くに及び、田弋を好む。曹の鄙人公孫彊、弋を好み、白鴈を獲て之を獻じ、且つ田弋の說を言ふ。之を說び、因つて政事を訪ひ、大に之を說び、寵あり司城と爲して以て政を聽かしむ。夢みし者の子乃ち行る。彊、霸の說を曹伯に言ふ。曹伯、之に從ひ、乃ち晉に背きて宋を奸す。宋人、之を伐つ。晉人救はず。（宋人）五邑に其郊に（城ヲ）築く、黍丘・揖丘・大城・鍾・邘と曰ふ。

【經】八年春王の正月、宋公、曹に入り、曹伯陽を以て歸る。吳、我を伐つ。夏、齊人、讙と闡とを取る。邾子益を邾に歸す。秋七月。冬十有二月癸亥、杞伯過・卒す。齊人、讙と闡とを歸す。

【傳】八年（周ノ敬王三十三年）春、宋公、曹を伐ちて、將に還らんとす。（一）褚師子肥・殿たり。曹人之を（二）詬る。（三）行かず。師、之を待つ。公、之を聞きて怒り、命じて之に反らしめ、遂に曹を滅し、曹伯と司城彊とを執へて以て歸り、之を殺す。

吳、邾の爲めの故に、將に魯を伐たんとす。叔孫輒に（伐ツベキヤ否ヤヲ）問ふ。叔孫輒、對へて曰く、『（四）魯は

【四〇】曹の始祖。
【四一】公孫彊といふ人を捜したるに、無かりしなり。
【一】宋の大夫。
【二】詬は詈り辱むる也。
【三】後殿の兵士、止まりたる也。
【四】魯は大國の名ありて大國の實無し。

ぞ我に及ばん。且つ（二六）國内豈に足らざらんや』と。成子、茅を以て叛く。（魯ノ）師、遂に邾に入り、其公宮に處り、衆師、晝（二七）掠む。邾の衆、（二八）繹に保す。師、宵掠む。（二九）邾子益を以て來り、亳社に獻じ、これを（三〇）負瑕に囚ふ。負瑕には故と（魯ノ得タル）繹（民ノ）あればなり。邾の茅夷鴻、束帛（三一）乘韋を以て、（三二）自ら救を呉に請ひて曰く、『魯、晉をば弱しとして、呉をば遠しとし、其衆を馮恃して、君の盟に背き、君の執事を（三三）辟として、以て我が小國を陵げり。邾、敢て自ら愛むに非ざるなり。君威の立たざるを懼る。君威の立たざるは小國の憂なり。若し夏、（三四）鄫衍に盟ひ、秋にして之に背き、（三五）求を成して、違はずんば、四方の諸侯、其れ何を以てか君に事へん。且つ魯の賦は八百乘、君の（三六）貳なり。邾の賦は六百乘、君の（三七）私なり。私を以て貳に奉せんこと、唯だ君之を圖れ』と。呉子之に從ふ。

宋人、曹を圍む。鄭の（三八）桓子思曰く、『宋人、曹を有たば、鄭の患なり。以て救はざるべからず』と。冬、鄭の師、曹を救うて宋を侵す。初め、曹人、或ひと、夢に、衆君子、（三九）社宮に立ちて、曹を亡

【二六】以て魯を距ぐに足らん。
【二七】財物を虜掠す。
【二八】繹は邾の山の名。
【二九】邾の隱公。
【三〇】魯の邑。
【三一】熟韋四張。
【三二】君命無し、故に自らと云ふ。
【三三】辟は僻陋。
【三四】卽ち鄫。
【三五】魯、其の求むる所を成すに、之に違逆すること無くば。
【三六】貳は副貳なり。眞に屬するに非ざるをいふ。
【三七】私は私屬。
【三八】桓は謚。
【三九】社の圍牆内に在る宮。

を斷ち身を文げ、(一七)贏にして以て飾と爲し〻は、豈に禮ならんや。由りて然るあるなり』と。鄫より反りて、吳を以て能く爲すなしと爲り。

季康子、邾を伐たんと欲し、乃ち大夫を饗して以て之を謀る。子服景伯曰く、『小の大に事ふる所以は信なり。大の小を保つ所以は仁なり。(一八)大國に背くは不信なり。小國を伐つは不仁なり。民は城に保んじ、城は德に保んず。(一九)二德を失ふ者は危し。將に焉くにか保んぜんとする。』孟孫曰く、『二三子、以て何如と爲す。(二〇)惡ぞ賢として之に逆らはん』と。(諸大夫)對へて曰く、『禹、諸侯を塗山に合せしとき、玉帛を取る者萬國。今其存する者數十なし。唯だ大の小を字まず、小の大に事へざればなり。(二一)必ず危きを知らば、何の故にか言はざらんや。魯の德も邾の如し。而るに衆を以て之に加へんとす。可ならんや』と。樂まずして出づ。

秋、邾を伐ち(二二)范門に及ぶ。(二三)猶ほ鐘聲を聞く。大夫諫むれども聽かず。(二四)茅成子、吳に告げんと請ふ。許さずして曰く、『(二五)魯は柝を擊てば邾に聞ゆ。吳は二千里なり。三月ならざれば至らず。何

【一七】贏は裸なり。
【一八】大國は吳をさす。
【一九】二德は仁と信となり。
【二〇】孟孫は景伯の異議を喜ばず、以て自ら其賢に矜ると爲し、怒りて言はく、焉ぞ自ら賢に矜りて季孫に逆はんやと。季孟は共に邾を伐たんと欲する也。

【二一】邾を伐つの必ず危きことを知らば、言はざるを得ず。魯の德は邾に勝ることなし。然るに衆を恃みて之を凌虐せんとするは、不可なり。
【二二】邾の郭門。
【二三】邾禦がざりしなり。
【二四】邾の大夫茅夷鴻。
【二五】近きをいふ。

き。『吳人曰く、『(五)宋、我に百牢せり。魯、以て宋に後るべからず。且つ魯、(六)晉の大夫に牢すること十に過ぎたり。吳王に百牢せんこと亦可ならずや。』景伯曰く、『晉の范鞅、貪りて禮を棄て、大國を以て敝邑を懼せり。故に敝邑之に十一牢せり。君、若し禮を以て諸侯に命せば、則ち(七)數あり。若し(君)亦禮を棄てば、則ち(諸侯)(八)淫なる者あらん。周の王たるや、禮を制すること、(九)上物も十二に過ぎず、以て天子の大數と爲せり。今、周禮を棄てゝ、『必ず百牢せよ』と曰はゞ、亦唯だ執事のまゝなり』と。吳人、聽かず。景伯曰く、『吳、將に亡びんとす。天を棄てゝ、(一〇)本に背けり。與へずんば、(一一)必ず疾を我に棄てん』と。乃ち之を與ふ。(一二)大宰嚭、季康子を召す。康子、子貢をして辭せしむ。大宰嚭曰く、『(一三)國君は道に長じて、大夫は門を出です。此れ何の禮ぞや。』(子貢)對へて曰く、『豈に以て禮と爲んや。大國を畏れてなり。大國、禮を以て諸侯に命せず。苟も禮を以てせざれば、豈に量るべけんや。寡君、既に命に共せり。其老、豈に敢て其國を棄てんや。(一四)大伯は(一五)端委して以て周禮を治めしに、(一六)仲雍は之に嗣ぎて、斷

【五】是時、吳、宋を過ぎて百牢を得し也。
【六】范鞅をいふ、昭公二十一年在り。
【七】數は常數。
【八】淫は過度の義なり。
【九】上物は天子の牢。
【一〇】本たる周の禮に違ふ也。
【一一】己の毒惡を人に投棄して以て自ら愉快とし、來りて我を撃たん。
【一二】吳の大夫。
【一三】魯君は道路に長大となれるに、季子は門内にのみ在るかとがむるなり。
【一四】周の大王の長子。
【一五】衣冠。
【一六】大伯の弟。

僖子、對へずして泣きて曰く、『君擧群臣を信ぜざるか。齊國の（饑荒ニ）困み、困みて又た（兵革ノ）憂ありて、少君には以て訪ふべからざるを以て、（五九）是を以て長君を求めたり。庶はくは亦能く群臣を容れよや。然らずんば、夫の孺子何の罪あらん』と。毛、復命す。公、（六〇）之を悔ゆ。毛曰く、『君、（六一）大は陳子に訪うて、（自ラ）其小を圖りて可なり』と。（六二）（毛）これを孺子を駘に遷さしむ。（孺子）至らず。野幕の下に殺し、（六三）殳冒淳に葬る。

【經】七年春、宋の皇瑗、師を帥ゐて鄭を侵す。晉の魏曼多、師を帥ゐて衞を侵す。夏、公、呉に鄫に會す。秋、公、邾を伐つ。八月己酉、邾に入り、邾子益を以て來る。宋人、曹を圍む。冬、鄭の駟弘、師を帥ゐて曹を救ふ。

【傳】七年（周ノ敬王三十二年）春、宋の師、鄭を侵す。（一）鄭、晉に叛くが故なり。

晉の師、衞を侵す。（二）衞、服せざればなり。

夏、公、（三）呉に鄫に會す。呉來りて（四）百牢を徵す。子服景伯、對へて曰く、『先王未だこれ有らざり

【五九】荼は幼少なる故に、年長なる悼公を立てしなり、其意を酌みて、群臣を愛撫せよ。然らずんば無罪なる孺子を廢する必要なかりしなり。

【六〇】失言を悔いし也。

【六一】大は國政をいひ、小は荼を殺すをいふ。

【六二】毛、駘人の從はざらんことを恐れ、野に駐り帳を張りて孺子を殺せり。

【六三】地名。

【一】定公八年、鄭始めて晉に叛けり。

【二】公の五年、晉、衞を伐ち、未だ服せしむるを得ざりしなり。

【三】呉、中國に覇たらんと欲するなり。

【四】百牢は大饗應なり。

く、『(四六)女、君の孺子の牛と爲りて其齒を折きしを忘れたりや。而るに之に背けりや』と。(四七)悼公稽首して曰く、『吾子は義を奉じて行ふ者なり。(四八)若し我可ならば、必ずしも一大夫を亡はざらん。(四九)若し我不可ならば、必ずしも一公子を失はざらん。(五〇)義ならば則ち進まん、否ずば則ち退かん。敢て唯だ子に是從はざらんや。廢るも興るも、亂を以てすること無からんことは、則ち願ふ所なり。』(五一)鮑子曰く、『誰か君の子に非ざらん』と。乃ち盟を受く。(五二)胡姬をして安孺子を以て(五三)賴に如かしむ。(五四)鬻姒を去り、(五五)王甲を殺し、江說を拘へ、王豹を句竇の丘に囚ふ。公、(五六)朱毛をして陳子に告げしめて曰く、『子微かりせば則ち此に及ばじ。然れども君は器に異なり、(五七)以て二あるべからず。器の二は匱しからず。(五八)君の二は難多し。敢てこれを大夫に布く』と。

【四六】君は景公なり。孺子は荼なり。景公嘗て繩を銜みて牛となり、荼をして之を牽かしめ、公地に頓ろ、故に其齒を折りたり。景公、荼を愛すること此の如く深かりき。

【四七】悼公は卽ち陽生。

【四八】一大夫は鮑牧をさす。己、君たるべくば、必ず鮑子を怨みじとの意。

【四九】一公子は陽生自身をいふ。若し我、君たる可からずとも、汝必ず我を殺さゞるべし。鮑子が己を殺さんことを恐る、故に之を要誓する也。

【五〇】吾子以て宜しとせば、進んで君とならん、若し以て宜しとなさずば、身を奉じて退かん。

【五一】鮑牧、心解けて、陽生も君の子なれば、固より立つことを得んとなり。

【五二】胡姬は景公の妾。

【五三】賴は齊の邑。

【五四】鬻姒は荼の母。

【五五】王甲等三人は、景公の嬖臣、荼の黨。

【五六】齊の大夫。

【五七】君主は一國に二あるべからず。

【五八】悼公、荼を忌み、僖子が復た荼を立てゝ己を廢せんことを恐れて、之を除かしめんと欲する也。

彼の（三〇）陶唐、彼の（三一）天常に帥ひ、此の（三二）冀方を有ちぬ。今（夏桀）其行を失ひ、其紀綱を亂りて、乃ち滅びて亡べり」と。又曰く、「（三三）允に玆を出すは玆に在り」と。己に由り常に率ひて可なり」と。

八月、齊の（三四）邴意玆、來奔す。陳僖子、公子陽生を召さしむ。陽生駕して（三五）南郭且于を見て曰く、『嘗て馬を（三六）季孫に獻ぜしに、（三七）上乘に入れず。故に、又此を獻ぜんとす。（三八）請ふ子と之に乘らん』と。（三九）萊門を出でゝ之に故を告ぐ。（四〇）闞止、之を知り、（四一）先づこれを外に待つ。公子曰く、『事未だ知る可からず。反りて（四二）壬と與に處れ』と。之を（四三）戒めて遂に行く。夜に逮びて齊に至る。國人之を知る。（四四）僖子、子士の母をして之を養はしめ、饋者と與に皆入る。冬十月丁卯、之を立つ。將に（諸大夫）盟はんとす。鮑子、醉うて往く。其臣（四五）差車鮑點曰く、『此れ誰の命ぞや。』陳子曰く、『命を鮑子に受けたり』と。遂に鮑子を誣ひて曰く、『子の命なり』と。鮑子曰

【三〇】陶唐は堯。
【三一】天の常道。
【三二】冀方は堯の都。
【三三】禍福吉凶、皆、己が行爲に由るをいふ。
【三四】高國の黨。
【三五】齊の公子鉏、魯の南郭に在り。
【三六】陽生の妹は季孫の妻たり。
【三七】上乘は上等の馬。
【三八】家に在りては人が其言を聞かんことを畏る、故に二人共に乘らんと欲し、馬を試みるを以て辭と爲す也。
【三九】魯の郭門。
【四〇】陽生の家臣子我。
【四一】倶に去らんと欲する也。
【四二】陽生の子、簡公。
【四三】戒むるは、言を洩らすこと無からしむるなり。
【四四】陳僖子、子士の母卽ち己の妾をして陽生の世話をなさしめ、陳僖子、又、陽生をして饋食の人に隨ひて入りて公宮に處らしむ。
【四五】差車は主車の官、點は鮑牧の臣。

なり。君の子を立つるも亦順なり。二順をば失ふべからざるなり』と。子西・子期と與に謀り、(一九)師を潛め塗を閉ぢ、(二〇)越女の子(二一)章を逆へて、之を立て、而る後に還る。是歲や、雲あり、衆赤鳥の如く、日を夾みて以て飛ぶこと三日。楚子、これを周の大史に問はしむ。周の大史曰く、『(二二)其れ王の身に當らんか。若し之を(二三)禜せば、令尹司馬に移すべし』と。王曰く、『腹心の疾を除きて、これを股肱に寘かば、何の益かあらん。不穀、大過あらずんば、天其れこれを夭せんや。罪あらば罰を受けん。又焉ぞ之を移さん』と。遂に禜せざりき。初め、昭王、疾あり。卜するに曰く、『(二四)河、祟を爲せり』と。王、祭らず。大夫、これを郊に祭らんと請ふ。王曰く、『三代の(二五)命祀は、(二六)祭、望を越えず。(二七)江・漢・睢・漳は楚の望なり。禍福の至る、是れに過ぎざるなり。不穀、不德なりと雖も、(二八)河は罰を獲る所に非ざるなり』と。遂に祭らざりき。孔子曰く、『楚の昭王、大道を知れり。其の國を失はざるや宜なる哉。(二九)夏書に曰く、「惟れ

【一九】師を潛むるは、密に往きて迎ふる也。塗を閉づるは、行人を禁絕する也。君の死せること、敵中に聞えんことを恐るゝ也。

【二〇】越女は勾踐の女、昭王の妾。

【二一】卽ち惠王。

【二二】日を人君と爲す、妖氣之を守る故に王の身に當ると爲す。雲楚の上に在り、唯楚のみ之を見る、故に禍他國に及ばざるなり。

【二三】禜は祭をなして厄を祓ふ也。

【二四】黃河。

【二五】王命を受けて祭る所の山川。

【二六】諸侯は境內の山川星辰を望祀す。

【二七】江漢睢漳の四水は楚の界に在り。

【二八】黃河は、楚より遙かに北方に在る晉、周、衞の地域に在るなり。

【二九】逸書。

「(九)請ふ之が位に就かん」と。又、諸大夫に謂ひて曰く、『(一〇)二子者は禍なり。君を得たるを恃みて、二三子を謀らんと欲して曰く、「國に難多きは貴寵にこれ由る。盡く之を去りて而る後に君定まらん」と。旣に謀を成せり。盍ぞ其の未だ作らざるに及びてこれに先んぜざる。作りて後に悔ゆとも亦及ぶことなけん』と。大夫、之に從ふ。夏六月戊辰、陳乞・(一一)鮑牧、諸大夫と(一二)甲を以て公宮に入る。昭子之を聞きて、惠子と與に乘りて公(所ノ)に如き、(一三)莊に戰ひて敗れぬ。國人、之を追ふ。國夏、莒に奔り、遂に高張・(一四)晏圉・弦施と來奔す。

秋七月、楚子、城父に在り。將に陳を救はんとす。戰を卜す。不吉なり。退かんことを卜す。不吉なり。王曰く、『然らば則ち死なん。再び楚の師を敗らんよりは、死するに如かず。盟を棄て讎を逃ぐるも、亦、死するに如かず。死は一なり。其れ讎に死なんか』と。(一五)公子申に命じて王とせんとす。可かず。則ち(一六)公子結に命ず。亦、可かず。則ち(一七)公子啓に命ず。五たび辭して而して後に許す。將に戰はんとせしに、王、疾あり。庚寅、昭王、(一八)大冥を攻め、城父に卒す。子閭退きて曰く、『君王、其子を舍てゝ讓れり。群臣、敢て君を忘れんや。君の命に從ふは順

【九】諸大夫と與に高國を去るを謀らんと欲す、故に己の位に就かんことを求むる也。
【一〇】二子は高國なり。
【一一】鮑國の孫。
【一二】甲は兵士。
【一三】莊は齊都の里の名。
【一四】晏の子。
【一五】子西。
【一六】子期。
【一七】子閭。三公子は皆昭王の兄なり。
【一八】陳の地、吳の師の在るところ。

者は鮮し。(一九)商頌に曰く、「僭はず濫れず、敢て(二〇)怠皇せず。(天)命ずるに多福を以てす」と。』

經 六年春、邾瑕に城づく。晉の趙鞅、師を帥ゐて鮮虞を伐つ。吳、陳を伐つ。夏、齊の國夏と高張と、來奔す。叔還、吳に柤に會す。秋七月庚寅、楚子軫卒す。齊の陽生、齊に入る。齊の陳乞、其君荼を弑す。冬、仲孫何忌、師を帥ゐて邾を伐つ。宋の向巢、師を帥ゐて曹を伐つ。

傳 六年(周ノ敬王三十一年)春、晉、鮮虞を伐つは、(一)范氏の亂を治むるなり。吳、陳を伐つは、(二)復た舊怨を脩むるなり。楚子曰く、『吾が先君、(三)陳と盟あり。以て救はざるべからず』と。乃ち陳を救ひて城父に師す。

齊の陳乞、(四)高・國に事ふる者の僞して、朝する每に必ず驂乘す。從ふ所には、必ず諸大夫(ノ罪過)を言ひて曰く、『彼は皆(五)偃蹇なり。將に子の(六)命を棄てんとして、皆曰へり、「高・國、君(ノ寵)を得たり。必ず我に偪らん。盍ぞこれを去らざる」と。固より將に子を謀らんとす。子早く之を圖れ。之を圖らば、盡く之を滅すに如くはなし。(七)需は事の下なり』と。(八)朝に及べば則ち曰く、『彼は虎狼なり。我が子の側に在るを見ば、我を殺すこと日なけん。

【一九】殷武の篇。
【二〇】怠皇は、おこたり、やすんずる也。
【一】公の四年、鮮虞、荀寅を柏人に入れたればなり。
【二】元年に未だ志を得ざりし故なり。
【三】陳の盟は昭公十三年に在り。
【四】高張國夏、命を受けて荼を立つ、陳乞之を害せんと欲す、故に先づ僞り事ふるなり。
【五】驕傲。
【六】命令。
【七】需は遲疑して待つ也。
【八】朝に及ぶは、往きて朝に至る也。

夏、趙鞅、衞を伐つは、（六）范氏の故なり。遂に中牟を圍む。

齊の（七）燕姬、子を生み、（八）成らずして死す。（九）諸子鬻姒の子（一〇）荼、嬖せらる。諸大夫、其の大子たらんことを恐るゝや、公に言ひて曰く、『君の齒長ぜり。未だ大子あらず。之を若何にせん。』公曰く、『二三子、憂虞に間あれば、則ち疾疢あり。（一一）亦姑く樂を謀らんのみ。何ぞ君なきを憂へんや』と。公、疾む（一二）國惠子・（一三）高昭子をして荼を立てしめ、羣公子を（一四）萊に寘く。

秋、齊の景公卒す。冬十月、（一五）公子嘉・公子駒・公子黔、衞に奔り、公子鉏・公子陽生、來奔す。萊人、之を歌うて曰く、『（一六）景公死するや、埋に與らず。三軍の事や、謀に與らず。師や師や、何の黨に之かんか』と。

鄭の駟秦、富みて侈れり。嬖大夫なり。而るに、常に卿の車服を其庭に陳ぬ。鄭人惡みて之を殺せり。（一七）子思曰く、『（一八）詩に曰く、「位に解らざるは、民の墍ふ攸なり」と。其位を守らずして能く久しき

【六】衞、范氏を助けたればなり。
【七】景公の夫人。
【八】成らずは未だ冠せざる也。
【九】諸子は齊の婦官の號。
【一〇】安孺子。
【一一】今、憂虞も無く、疾疢も無し、暫時樂しまんとする謀をめぐらす時なり、未だ大子を定むる時にあらずとて、意は荼を立てんと欲するなり。
【一二】國夏。
【一三】高張。
【一四】齊の東邑。
【一五】諸公子は皆景公の子の萊に在る者。
【一六】景公の死するや、羣公子は葬を送るを得ず、三軍の事にも、謀議に與かるを得ず、羣公子の黨瓜分し、國の衆庶は、其れ將た何れの黨に赴かんか。
【一七】子産の子國參なり。
【一八】大雅嘉樂の篇。墍は息ふ也。

邑を致し宗を立つるまねして、以て其遺民を誘ひて、盡く俘にして以て歸れり。秋七月、齊の〔二六〕陳乞・〔二七〕弦施・衞の甯跪、范氏を救ひ、庚午、〔二八〕五鹿を圍む。九月、趙鞅、邯鄲を圍む。冬十一月、邯鄲降る。荀寅、鮮虞に奔り、趙稷、〔二九〕臨に奔る。十二月、弦施、之を逆へ、遂に臨を墮つ。國夏、晉を伐ち、邢・任・欒・鄗・逆畤・陰人・盂・壺口を取る。鮮虞に會し、荀寅を〔三〇〕柏人に納る。

【經】五年春、〔一〕毗に城づく。夏、齊侯、宋を伐つ。晉の趙鞅、師を帥ゐて衞を伐つ。秋九月癸酉、齊侯杵臼・卒す。冬、叔還、齊に如く。閏月、齊の景公を葬る。

【傳】五年（周ノ敬王三十年）春、晉、柏人を圍む。荀寅・士吉射、齊に奔る。初め、范氏の臣王生、張柳朔を惡む。これを〔二〕昭子に言ひて、柏人（ノ宰）たらしむ。昭子曰く、『夫は而が讎に非ずや。』對へて曰く、『〔三〕私讎は公に及ばず。好めども過を廢てず、惡めども善を去らざるは、義の經なり。臣、敢て之に違はんや』と。范氏（柏人ヲ）出づるに及びて、張柳朔、其子に謂へらく、『爾は主に從つて之を勉めよ。我は將に止まりて死なんとす。〔四〕王生、我に授けたり。吾は以て之に僭ふべからず』と。〔五〕遂に柏人に死す。

【二六】僖子。
【二七】弦多。
【二八】晉の邑。
【二九】晉の邑。
【三〇】晉の邑。
【一】晉に備ふるなり。
【二】范吉射。
【三】私の讎ありと雖も、公家の事に關係せざる也。
【四】王生、我に止まりて死すべき地を授けたり、之に違ふは不可なり。
【五】昭子の爲に晉と戰つて死せり。

(一四)致し、方城の外を繒關に致して曰く、『(一五)吳、將に江に泝り郢に入らんとす。將に命に奔らんとす』と。一昔の期を爲して、梁と霍とを襲ひ、(一六)單浮餘、蠻氏を圍む。蠻氏、潰ゆ。蠻子赤、晉の陰地に奔る。(一七)司馬、豐・析と狄戎とを起して、以て上雒に臨み、左師は(一八)菟和に軍し、右師は(一九)倉野に軍し、陰地の(二〇)命大夫士蔑に謂はしめて曰く、『晉・楚、盟あり、好惡、之を同じくせんと。(二一)若し將に廢せざらんとせば、寡君の願なり。然らずんば、將に少習に通じて以て命を聽かんとす』と。士蔑、これを趙孟に請ふ。趙孟曰く、『晉國未だ寧からず。安ぞ能く楚に惡しくせん。必ず速に之を與へよ』と。士蔑乃ち(二二)九州の戎を致すらく、『將に田を裂きて以て蠻子に與へて之に城づかんとす。且く將に之が爲めに(城チ)卜せんとす』と。(二三)蠻子、卜を聽く。(二四)遂に之と其五大夫とを執へ、以て楚の師に三戶に畀ふ。(二五)司馬、

【一四】致すは招き致す也。
【一五】吳、將に江流にさかのぼりて郢に入らんとするを以て晉、將に軍旅の命に奔らんとすと僞りて、一夜の期約を定めて、明日、梁と霍とを襲ひし也。一昔は一夕なり。
【一六】楚の大夫。
【一七】司馬は司馬眅。豐析は楚の邑。楚、蠻子を獲んとして、豐、析二邑の人と狄戎との兵を發し、上雒に臨みて、晉を脅かすなり。
【一八】菟和は山の名。
【一九】上雒の地。
【二〇】命大夫は上席の大夫。
【二一】晉若し其盟を廢せずんば、當に楚の爲めに蠻子を執ふべし。若し然らずんば、直に武關に入りて御返答を待たん。少習は武關なり。
【二二】九州の戎は晉の陰地陸渾に在るもの。
【二三】蠻子、詐言を信じて、來りて占を聽く。
【二四】欺きて、蠻子を執へて、楚人に與へしなり。三戶は地名。
【二五】楚、復た蠻子の爲めに邑を作り其宗主を立てんと詐りて、其遺民を誘ひ、盡くこれを執へしなり。

しめ、己は師を犯して出づ。癸丑、邯鄲に奔る。十一月、趙鞅、(四四)士皐夷を殺す。范氏を惡めばなり。

經 四年春王の二月庚戌、(一)盗、蔡侯申を殺す。蔡の公孫辰、出でゝ呉に奔る。秦の惠公を葬る。宋人、小邾子を執ふ。夏、蔡、其大夫公孫姓・公孫霍を殺す。晉人、戎蠻子赤を執へて楚に歸る。(二)西郭に城づく。六月辛丑、(三)亳社、(四)災あり。秋八月甲寅、滕子結・卒す。冬十有二月、蔡の昭公を葬る。滕の頃公を葬る。

傳 四年(周ノ敬王二十九年)春、蔡の昭侯、將に呉に如かんとす。諸大夫、其の又遷らんことを恐る。(五)公孫翩を承けて、逐うて之を射る。(六)人家に入りて卒す。(七)兩矢を以て之を門る。衆敢て進むものなし。(八)文之鍇後れて至る。曰く、『(九)牆の如くにして進まば、多くとも二人を殺さんのみ』と。鍇、弓を執りて先だつ。翩、之を射る。肘に中つ。鍇、遂に之を殺す。故に、(一〇)公孫辰を逐うて、公孫姓・公孫盱を殺す。

夏、楚人、既に(一一)夷虎に克ち、乃ち北方を謀る。(一二)左司馬眅・申公壽餘・葉公諸梁、蔡を(一三)負函に

【四四】范氏の族。

【一】公孫翩を賤みて盗と稱するなり。

【二】魯、西郭に築きて、晉に備ふるなり。

【三】亳社は殷の社なり。諸侯にこれ有るは、亡國を戒むる所以なり。

【四】火災。

【五】公孫翩は蔡の大夫。承は佐くる也。昭侯、已に途に在り、翩逐うて之を射しなり。

【六】人家は民家。

【七】翩、二本の矢を以て、自ら其門を守りしなり。

【八】蔡の大夫。

【九】列をそろへて、垣の如くにして、翩の處に進まんとなり。

【一〇】公孫辰等は皆君を弑せし黨なり。

【一一】蠻夷の楚に叛けるもの。

【一二】眅等三人は皆楚の大夫。

【一三】負函縉關は皆楚の地。

(二八)劉氏・(二九)范氏は世〻婚姻を爲し、(三〇)萇弘は劉文公に事ふ。故に周は范氏に與せしかば、趙鞅以て(三一)討を爲せり。六月癸卯、周人、萇弘を殺しぬ。

秋、季孫、疾あり。(三二)正常に命じて曰く、『(三三)死すること無かれ。(三四)南孺子の子、(若シ)男ならば則ち以て(公ニ)告げて之を立てよ。女ならば則ち(三五)肥や可なり』と。季孫卒し、康子、位に卽く。既に葬りて、康子、(三六)朝に在り。南氏、男を生む。正常、載せて以て朝に如き、告げて曰く、『夫子、遺言あり。其(三七)圉臣に命じて曰く、「南氏、男を生まば、則ち以て君と大夫とに告げて之を立てよ」と。今、生れたり。男なり。敢て告ぐ』と。遂に衛に奔る。康子、(位ヲ)退かんと請ふ。公、(三八)共劉をして之を視しむれば、則ち或ひと(三九)之を殺せり。乃ち(四〇)之を討ず。正常を召す。(四一)正常反らず。

冬十月、晉の趙鞅、(四二)朝歌を圍みて、其南に師す。(四三)荀寅、其郛を伐ち、其徒をして北門より入ら

【二八】劉氏は周の卿士。
【二九】晉の大夫。
【三〇】劉氏の屬大夫。
【三一】周の范氏に與せるを責むる也。
【三二】桓子の寵臣。
【三三】後事を付託せんと欲す。故に己に從つて死するなからしむる也。
【三四】季桓子の妻。
【三五】季康子。
【三六】公の朝。
【三七】圉臣とは正常自ら謙して稱する也。
【三八】魯の大夫。
【三九】之は桓子の男をさす。
【四〇】之は殺せる者をさす。
【四一】康子、正常を召せど、畏れて、反らざりしなり。
【四二】范氏と中行氏とを伐つなり。
【四三】荀寅、出でて南郭の師を撃ち、其徒を分ちて北門より入らしめ、以て敵兵を分ち、而して己は直ちに敵を犯して出奔する也。

(二四)馬を乘にし、(二五)巾車は轄に脂さし、百官は官ごとに備へ、府庫は愼みて守り、官人は(二六)肅みて給し、濟ふに帷幕を濡して、(二七)鬱攸のまゝに之に從ひ、(濡ヘル物ヲ以テ)公屋を(二八)蒙葺し、大廟より始めて、外內、(二九)悛を以てし、給せざる所を助けよ。命を用ゐざること有らば、則ち常刑あり、赦すこと無からん』と。公父文伯至り、校人に命じて、(三〇)乘車に駕せしむ。季桓子至り、公に御して(三一)象魏の外に立ち、火を救ふ者に命ずらく、『人を傷らば則ち止めよ。財は爲すべきなり』と。命じて(三二)象魏を藏めしめて曰く、『舊章は亡ふべからず』と。(三三)富父槐至る。曰く、『(三四)備なくして官辦せんとするは、猶は瀋を拾はんとするが如し』と。是に於てか、(三五)表の稾を去りて、(三六)道して公宮を還らせり。孔子、陳に在り、火を聞きて曰く、『(三七)其れ桓・僖か』と。

【二四】四匹づつ揃へて駕すること易きやうにする也。
【二五】巾車は車を掌る。
【二六】愼んで備をなす。
【二七】鬱攸は火氣。
【二八】蒙葺は、おほひかぶせる也。
【二九】悛は順次なり。
【三〇】公の車に馬を駕せしめ、公を迎ふる用意をなす也。
【三一】門闕。
【三二】周禮に、正月、敎令の法を象魏に懸け、萬民をして之を觀しむ、故に其書をも象魏と謂ふ。
【三三】富父終甥の後。
【三四】火を救ふの備を無用として、各自の官事を辨ぜんとするは、譬へば、汁を拾はんとするが如く、得可からざるなり。
【三五】表は火の道を表する者なり。稾は枯木にて、燃え易き者なり。火の道に當る所の燃え易き物を取り除く也。
【三六】公宮の周りを道をあけて火と隔たらせしなり。
【三七】桓公僖公の廟、親盡きたるに毀たざれば、天の爲に災せられんとなり。

告げて、(七五)公子駟を殺して以て(呉ニ)說く。(七六)哭して墓を遷す。冬、蔡、(七七)州來に遷る。

【經】三年春、齊の國夏・衞の石曼姑、師を帥ゐて戚を圍む。夏四月甲午、地震ふ。五月辛卯、桓宮・僖宮、災あり。(一)季孫斯・叔孫州仇、師を帥ゐて啓陽に城づく。宋の樂髡、師を帥ゐて曹を伐つ。秋七月丙子、季孫斯・卒す。蔡人、其大夫(二)公孫獵を呉に放つ。冬十月癸卯、秦伯・卒す。叔孫州仇・仲孫何忌、師を帥ゐて邾を圍む。

【傳】三年(周ノ敬王二十八年)春、齊・衞、戚を圍みて援を(三)中山に求む。

夏五月辛卯、(四)司鐸、火あり。火、公宮を踰え、(五)桓・僖、災あり。火を救ふ者皆曰く、『(六)府を顧みよ』と。(七)南宮敬叔至る。(八)周人に命じて(九)御書を出して(命チ)宮に俟たしめて曰く、『(一〇)女に庀へて而して在らずんは、死なん』と。(一一)子服景伯至り、命ずらく、『(一二)宰人、禮書を出して以て命を待て。命、共せずんば、常刑あらん。(一三)校人は

【七五】公子駟に罪を歸せしなり。
【七六】哭泣して先君の墓を掘りて、州來に遷す也。
【七七】呉に近き地。
【一】魯、范氏に黨してより、晉を懼れて、比年四たび城づきたり。
【二】公子駟の黨。
【三】鮮虞。
【四】司鐸は官名なるべし。司鐸の居る所の廬舍。
【五】桓公僖公の廟。
【六】貨財の入りたる府藏を大切にせよ。常人の財を愛するをいふ。
【七】孔子の弟子南宮閲。
【八】周書典籍を司る官。
【九】御書は、君に進御する書。
【一〇】火事終りたる後に、汝に命じて、御書を具へて出せよと曰ひたるときに、若し紛失したるときは、死罪に處すべし。
【一一】子服何。
【一二】宰人は冢宰の屬。
【一三】校人は馬を掌る。

傻曰く、『鄭に克つと雖も、(六三)猶は知の在るあり、憂、未だ艾きざるなり』と。初め、周人、范氏に田を與ふ。(六四)公孫尨、(六五)税めたり。(六六)趙氏、得て之を獻す。吏、之を殺さんと請ふ。趙孟曰く、『其主の爲めにするなり。何ぞ罪あらん』と。(六七)止めて之に田を與へき。鐵の戰に及びて、(尨)徒五百人を以て、宵、鄭の師を攻め、蠭旗を子姚の幕下より取り、獻じて曰く、『(六八)請ふ主の德に報いん』と。鄭の師を追ふ。姚・般・公孫林、殿して射る。(晉ノ)前列多く死す。趙孟曰く、『(六九)國は小なるなし』と。既に戰ふ。簡子曰く、『吾、(七〇)弢に伏して血を嘔けども、鼓音衰へざりき。今日は我(功)上なり。』大子曰く、『吾、主を車に救ひ、敵を下に退けたり。我は右の上なり。』郵良曰く、『我が(七一)兩靷將に絶えんとせしを、吾能く(七二)之を止めたり。我は御の上なり』と。(七三)駕して材に乘れば、兩靷皆絶えぬ。(七四)吳の洩庸、蔡に如き、聘を納れて、稍く師を納る。師畢く入りて、衆、之を知る。蔡侯、大夫に

【六三】猶ほ知伯の在るあり、趙氏の憂は未だ盡きざるなり。
【六四】范氏の臣。
【六五】其田の稅を收むるなり。
【六六】趙鞅の屬、尨を得て簡子に獻ずるなり。
【六七】趙孟之を晉國に止めて之に田を與へて、仕へしむる也。
【六八】公孫尨、趙鞅が己を殺さざりし德に報ゆるなり。
【六九】小國と雖も善く射る者あるをいふ。
【七〇】弢は弓ぶくろ。傷けども指揮せるを云ふ。
【七一】靷は、むながひ、牛馬の背に約して車を引く革。
【七二】絶えざらしむる也。
【七三】郵良、乃ち馬を駕して横たはれる材木の上に乘り上げたるに、兩方のむながひ皆切れたり。
【七四】蔡、遷らんことを吳に請ひしが、中ごろにして之を悔いて背きし故に、吳の洩庸、蔡に往き、僞りて聘物を納れ、軍士を納幣の車徒と爲して、追々に軍士を送り込み、蔡を襲はんとせしなり。

在らず』と。(四二)繁羽は趙羅に御たり、宋勇、右たり。(四三)羅は勇なしとて之を纍ふ。吏、之を詰る。御對へて曰く、『(四四)痁作りて伏せり』と。衛の大子禱りて曰く、『曾孫蒯聵、敢て昭かに(四五)皇祖文王・(四六)烈祖康叔・(四七)文祖(四八)襄公に告ぐ。鄭の(四九)勝、(五〇)亂に從へり。晉の(五一)午、難に在りて、亂を治むること能はずして、(五二)鞅をして之を討せしむ。蒯聵、敢て自ら佚んぜず、(五三)矛を持つに備はれり。敢て告ぐ。(士衆ヲシテ)筋を絶つこと無く、骨を折らすこと無く、面傷つかすること無く、以て大事を(五四)集させて、三祖の羞を作すこと無かれ。(五五)大命敢て請はず、(五六)佩玉敢て愛まず』と。鄭人、簡子を擊ちて肩に中つ。車中に斃る。其(五七)蠭旗を獲たり。大子、之を救ふに、戈を以ゐぬ。鄭の師北ぐ。(五八)溫の大夫趙羅を獲たり。大子復た之を伐つ。鄭の師大に敗れぬ。(五九)齊の粟千車を獲たり。(六〇)趙孟喜びて曰く、『(六一)可なり』と。(六二)傅

【四二】羽、羅、勇の三子は晉の大夫。
【四三】趙羅は臆病なる故、御と右とにて、之を縛りて車上に置きしなり。
【四四】痁疾。
【四五】大祖周の文王。
【四六】烈は顯なり。
【四七】業を繼ぎ文を守る、故に文祖と曰ふ。
【四八】蒯聵は襄公の孫。
【四九】聲公の名。
【五〇】君を釋て臣を助くる也。
【五一】定公の名。
【五二】簡子の名。
【五三】戎右は矛を持つ。
【五四】集は成す也。
【五五】己は敢て私請して生を求めずとなり。
【五六】佩玉を愛まずして獻納せんとなり。
【五七】旗の名。
【五八】趙羅、勇なき爲めに、鄭の師がにげながら獲てゆきしなり。
【五九】齊人より范中行氏に輸る粟。
【六〇】簡子。
【六一】戰勝を喜ぶ也。
【六二】簡子の屬。

今、鄭、不道を爲して、君を棄て、臣を助く。二三子、天明に隨ひ、君の命に從ひ、(二三)德義を經して、詬恥を除け。此行に在りてや、敵に克たん者は、上大夫は(二四)縣を受け、下大夫は郡を受け、士は(二五)田十萬、庶人工商は(二六)遂げ、人臣隸圉は(二七)免さん。(二八)志父、罪なくんば、君實に之を圖らん。若し其れ罪あらば、絞縊して以て戮せられん。(二九)桐棺三寸、(三〇)屬辟を設けず、(三一)素車(三二)樸馬、(三三)兆に入ること無からん。下卿の罰なり』と。甲戌、將に戰はんとす。(三四)郵無恤、簡子に御たり、衞の大子、右たり。(三五)鐵上に登り、鄭の師衆を望見す。大子懼れて、自ら車下に投ず。(三六)子良、大子に(三七)綏を授けて之を乘せて曰く、『(三八)婦人なり』と。簡子、列を巡りて曰く、『(三九)畢萬は匹夫なりしかども、七戰皆獲、馬百乘ありて、(四〇)牖下に死せり。群子、之を勉めよ。(四一)死は寇に

【二三】德義を經紀して定め行ひ、恥辱を除く。
【二四】千里に百縣あり、縣に四郡あり。
【二五】田十萬畝。
【二六】遂は進なり。朝廷に進みて仕官するを得る也。
【二七】廝役たるをゆるさん。
【二八】志父は趙鞅の後の名。己が事成らば、君當に其賞を圖るべしとの意。
【二九】大夫の棺は、厚さ六寸乃至八寸なるを斷して、三寸とし、壞れ易き桐を以て作る。
【三〇】屬は棺の中に重ぬる棺、辟は復た其中に重ねて身にちかき棺なり。
【三一】飾無き車。
【三二】鬣毛をかりをさめざる馬。
【三三】兆は葬域。
【三四】晉の有名なる御者王良。
【三五】鐵は丘の名。
【三六】郵無恤。
【三七】車に上るとりて。
【三八】其の怯なるを言ふ。謂りて之を激怒する也。
【三九】晉獻公の時の將。
【四〇】壽命を以て終りたるを云ふ。
【四一】生死は天命に在り。

六月乙酉、晉の趙鞅、衞の(九)大子を(一〇)戚に納れんとす。宵迷ふ。陽虎曰く、『河を右にして南せば、必ず至らん』と。大子をして(一一)絻せしむ。八人衰経して、(一二)衞より逆ふる者と僞りて、門に告げ、哭して入り、遂に之に居る。

秋八月、齊人、范子に粟を輸す。鄭の(一三)子姚・(一四)子般、之を送り、士吉射、之を逆ふ。趙鞅、之を禦ぎ、戚に遇ふ。陽虎曰く、『吾が車少し。(一五)兵車の旆を以てし、罕・駟の兵車よりも先に陳せば、(一六)罕・駟、後より隨つて之に從き、彼、吾が貌を見ば、必ず懼心あらん。是に於てか、之に(一七)會せば、必ず大に之を敗らん』と。之に從ふ。戰をトするに、(一八)龜焦る。(一九)樂丁曰く、『(二〇)詩に曰く、「爰に始め爰に謀りて、爰に我が龜を契く」と。謀協へり。(二一)故兆を以て詢りて可なり。』簡子誓ひて曰く、『范氏・中行氏、(二二)天明に反易し、百姓を斬艾し、晉國を擅にして其君を滅さんと欲せり。寡君、鄭を恃みて保せんとせしに、

【九】衞公輒の父蒯聵。
【一〇】地名。
【一一】絻は喪中の冠。免と同じ。
【一二】衞人の蒯聵を逆ふるものの様にて、邑門に告げて、倶に來りて、哀を擧げて、戚の後に之に入り、遂に戚に居りしなり。
【一三】罕達。
【一四】駟弘。
【一五】盛んに吾が兵車の旌旗を設けて、子姚子般の兵車の未だ陣せざるに先だちて陣し、大勢なるが如く見するなり。
【一六】晉人先に陣して、鄭人之に隨へば、其虚實を知らず、車の多きを見て必ず懼れん。
【一七】會は合戰なり。
【一八】凶兆。
【一九】晉の大夫。
【二〇】大雅緜の篇。人事を先にしト筮を後にするを云ふ。
【二一】始め師を出せるときトせる龜兆を用ひて可なり。更にトするを待たざるなり。
【二二】君に事へざりしをいふ。天明は天の明道。反易は背く也。

【經】二年春王の二月、季孫斯・叔孫州仇・仲孫何忌、師を帥ゐて邾を伐ち、漷東の田と沂西の田とを取る。癸巳、叔孫州仇・仲孫何忌、邾子と句繹に盟ふ。夏四月丙子、衞侯元・卒す。滕子・來朝す。晉の趙鞅、師を帥ゐて衞の世子蒯聵を戚に納る。秋八月甲戌、晉の趙鞅、師を帥ゐて、鄭の罕達が帥ゐる師と、鐵に戰ふ。鄭の師敗績す。冬十月、衞の靈公を葬る。十有一月、蔡、州來に遷る。蔡、其大夫公子駟を殺す。

【傳】二年(周ノ敬王二十七年)春、邾を伐ち、將に(一)絞を伐たんとす。邾人、(二)其土を愛む。故に、賂ふに漷沂の田を以てして盟を受く。

初め、衞侯、郊に遊びしとき、(三)子南(四)僕たり。公曰く、『余、(五)子なし。將に女を立てんとす』と。對へず。他日亦之を謂ふ。對へて曰く、『郢は以て社稷を辱むるに足らず。君其れ改め圖れ。君夫人、堂に在り、(六)三揖、下に在り。(之ニ謀リテ決セズンバ)君の命、祇に辱められん』と。夏、衞の靈公・卒す。夫人曰く、『公子郢を命じて大子と爲よ。君の命なり』と。(郢)對へて曰く、『(七)郢は他子に異なり。且た、君、吾が手に沒せり。若し之あらば、郢必ず之を聞かん。且つ亡人の子(八)輒在り』と。乃ち輒を立つ。

【一】邾の邑。
【二】其土地を惜む。
【三】靈公の子、郢なり。
【四】僕は御なり。
【五】蒯聵走りて大子なし。
【六】卿、大夫、士をいふ。三者は皆君の揖禮する所なり。
【七】我は意を用ゐること他子と同じからず、且つ公の歿する時、我は左右に在りき、若し遺命あらば、必ず聞くべき筈なれど、聞かざりき。
【八】蒯聵の子、出公なり、靈公の嫡孫。

今聞く、其嗣又これよりも甚だしと。將に之を若何にせんとする。』子西曰く、『二三子、相睦まじからざるを恤へよ。呉を患ふること無かれ。昔、闔廬、(五四)食、味を二にせず、居、席を重ねず、室、(五五)壇を崇くせず、器、(五六)彤鏤せず、宮室、(五七)觀せず、舟車、飾らず、衣服材用、(五八)擇びて費なるを取らず、國に在りては、天に(五九)菑癘あれば、親ら孤寡を巡りて、其乏困に共へ、軍に在りては、(六〇)熟食をば分ちて後に敢て食ふ。(六一)其の嘗むる所の者は卒乘も與れり。其民を勤恤して、之と與に勞逸す。是を以て、民、罷勞せず、(六二)死しても曠しからざるを知れり。吾が先大夫子常は、之に易れり。我を敗りし所以なり。今聞く、夫差は(六三)次るに臺榭陂池あり、(六四)宿するに(六五)妃嬙嬪御あり、一日の行にも、欲する所必ず成し、玩好必ず從へ、珍異是れ聚め、觀樂是れ務め、民を視ること讎の如くにして、之を用ゐること日に新なりと。夫れ先づ自ら敗れんのみ。安ぞ能く我を敗らん』と。

冬十月、晉の趙鞅、(六六)朝歌を伐つ。

【五四】食に殺膳を重ねざる也。
【五五】階壇を高くせざる也。
【五六】彤は丹く塗るなり、鏤は刻なり。
【五七】美觀をなさゞる也。
【五八】堅厚なるを選び取りて、奢靡なる者をたつとばざるなり。
【五九】天災疾疫。
【六〇】熟食は朝夕の食をいふ。
【六一】其の嘗むる所の者は臨時の珍味をいふ。
【六二】死しても曠しからずとは、死しても犬死とならざるなり。
【六三】次は數宿なり。
【六四】宿は一宿なり。
【六五】妃嬙は貴き者、嬪御は賤しき者、皆女官なり。
【六六】范中行氏を伐つなり。

(四七)逢滑、公に當りて進みて曰く、『臣聞く、「國の興るや福を以てし、其亡ぶるや禍を以てす」と。今、吳未だ福あらず、楚未だ禍あらず。楚は未だ棄つべからず、吳には未だ從ふべからず。而して晉は盟主なり。(四八)若し晉を以て吳に辭せば若何ん。』公曰く、『(楚ノ)國(吳ノ爲メニ)勝たれて君亡ぐ。禍に非ずして何ぞ。』對へて曰く、『國の是れあること多し。何ぞ必ずしも復せざらん。小國だも猶ほ復す。況や大國をや。臣聞く、「國の興るや、民を視ること傷めるが如くす。是れ其れ福なり。其亡ぶるや、民を以て(四九)土芥と爲す。是れ其れ禍なり」と。楚は德なしと雖も、亦、其民を艾殺せず。吳は日に兵に敝れ、骨を暴すこと(五〇)莽の如くにして、未だ德を見ず。天其れ或は(五一)楚を正訓するか。(五二)禍の吳に適かんこと、其れ何の日にか之あらん』と。陳侯、之に從ひき。夫差が越に克つに及びて、乃ち先君の怨を脩めんとす。秋八月、吳、陳を侵すは、舊怨を脩むるなり。

齊侯・衞侯、乾侯に會するは、范氏を救ふなり。(魯ノ)師、齊の師・衞の(五三)孔圉・鮮虞の人と、晉を伐ちて棘蒲を取る。

吳の師、陳に在り。楚の大夫皆懼れて曰く、『闔廬、惟だ能く其民を用ゐて、以て我を柏擧に敗れり。

【四七】逢滑は陳の大夫。右にも左にも立たず、懷公の前に眞直に行きて諫むるなり。
【四八】晉に從ふ故に吳に事ふること能はずと曰ひて之を辭せんとなり。
【四九】芥は草なり。
【五〇】莽は、くさむら。
【五一】懼れて過を改めしむるならんか。
【五二】禍の至らんこと遠からざるべきを云ふ。
【五三】孔烝鉏の曾孫。

て、越は少康よりも大なり。(三六)或は將に之を豐にせんとす。亦難からずや。句踐、能く親みて施を好み、(三七)施して人を失はず、親みて勞を棄てず。我と(三八)壤を同じくして、世〻仇讎たり。是に於てか、克てども取らず、將に又之を存せんとし、(三九)天に違ひて寇讎を長せば、後之を悔ゆと雖も、(四〇)食すべからざらんのみ。(四一)姬の衰へんこと、日をかぞへて俟つべき也。蠻夷に介在して寇讎を長じ、是を以て伯たらんと求むるは、必ず行はれざらん』と。(吳子)聽かず。(伍員)退きて人に告げて曰く、『越、(四二)十年生聚して、十年敎訓せん。二十年の外、吳、其れ沼と爲らんか』と。三月、越、吳と平ぐ。吳の越に入ること、書せざるは、吳、慶を告げず、越、敗を告げざればなり。

夏四月、齊侯・衞侯、(四三)邯鄲を救ひて、(四四)五鹿を圍む。

(四五)吳の楚に入りしや、陳の懷公を召さしめき。懷公、國人を朝せしめて問うて曰く、『楚に與せんと欲する者は右し、吳に與せんと欲する者は左せよ』と。(四六)陳人、田に從ふ。田なきは黨に從ふ。

【三六】越と媾和せば是れ越をして豐大ならしめん。
【三七】惠施する所其人を得。
【三八】壤は土地なり。三江五湖の接するあるをいふ。
【三九】天に違ふとは、天の與ふるを取らざるをいふ。
【四〇】食は消す也。其悔を消すをいふ。
【四一】姬は吳の姓。
【四二】民を生じ、財を聚め、富みて後に之を敎ふるなり。
【四三】晉の趙稷、邯鄲を以て叛き、范中行氏に黨せしなり。
【四四】晉の邑。
【四五】定公四年。
【四六】陳の人民、右せんか左せんかを決すること能はず、各其所有する田地に從って立ち、田の西に在るものは右、田東に在るものは左に居り、田の無きものは其鄕里の所在地の方に立ちしなり。

保し、大夫種をして、吳の大宰嚭に因りて以て成ぎを行はしむ。吳子、將に之を許さんとす。伍員曰く、「不可なり。臣、之を聞く、『德を樹つるは滋くするに如くはなし。(一三)疾を去るは盡すに如くはなし』と。昔、有過の(一四)澆、(一五)斟灌を殺して以て斟鄩を伐ち、(一六)夏后相を滅しゝとき、(一七)后緡、方に娠めり。(一八)竇より逃げ出で、(一九)有仍に歸り、少康を生みぬ。(少康)仍の(二〇)牧正と爲り、澆を惎みて能く之に(二一)戒ふ。澆、(二二)椒をして之を求めしむ。(少康)(二三)有虞に逃げ奔り、之が庖正と爲りて、以て其害を除きぬ。(二四)虞思、是に於て、之に妻はすに(二五)二姚を以てして、これを(二六)綸に邑せしむ。田(二七)一成あり、(二八)衆一旅ありしが、能く其德を布きて其謀を(二九)兆め、以て夏の衆を收め、其官職を撫で(三〇)女艾をして澆を諜はしめ、(三一)季杼をして(三二)豷を誘かしめ、遂に(三三)過・戈を滅し、禹の績を復して、夏を祀りて(三四)天に配し、(三五)舊物を失はざりき。今、吳は過に如かずし

【一三】疾は疾害なり。
【一四】寒浞の子、過に封ぜられし者。
【一五】二斟は夏の同姓の諸侯。
【一六】啓の孫。
【一七】相の妻。
【一八】竇は水門。
【一九】后緡は有仍氏の女なり。
【二〇】牧官の長。
【二一】戒は備ふる也。
【二二】澆の臣。
【二三】舜の後の諸侯。
【二四】有虞の君。
【二五】姚は虞の姓。二人の女をいふ。
【二六】虞の邑。
【二七】方十里を成と爲す。
【二八】五百人を旅と爲す。
【二九】兆は始むる也。
【三〇】女艾は少康の臣。
【三一】少康の子后杼。
【三二】澆の弟。
【三三】過は澆の國、戈は豷の國。
【三四】天命を受けて天子と爲るをいふ。
【三五】夏の舊と有せし版圖を失はざるなり。

卷の廿九

(一)哀公　上

經 元年、春王の正月、公、位に卽く。楚子・陳侯・隨侯・許男、蔡を圍む。鼷鼠、郊牛を食む。牛を改めトす。夏四月辛巳、郊す。秋、齊侯・衞侯、晉を伐つ。冬、仲孫何忌、師を帥ゐて邾を伐つ。

傳 元年(周ノ敬王二十六年)春、楚子、蔡を圍む。(二)柏擧に報ゆるなり。(蔡城ヲ去ルコト)(三)里にして(四)栽す。(壘ノ)廣さ丈にして高さ倍せり。(五)夫の屯すること晝夜九日、(六)子西の(七)素の如し。蔡人、(八)男女以て辨つ。(九)江・汝の間に疆せしめて還る。蔡、(一〇)是に於てか還らんことを吳に請ふ。

吳王夫差、越を夫椒に敗る。(一一)檇李に報ゆるなり。遂に越に入る。越子、甲楯五千を以て(一二)會稽に

【一】名は蔣、定公の子、夫人定姒の生みし所。
【二】定公四年に在り。
【三】里は一里。
【四】板築を設けて圍壘を爲す。
【五】役夫、屯聚して、晝夜止まず、九日にして築壘成る。
【六】子西は楚の令尹。
【七】素は豫定。
【八】男女各〻別に係纍して出で降るなり。
【九】楚、蔡をして都を江水の北汝水の南に遷させて返る。都を遷して楚に近くして楚の屬國と爲さんと欲する也。
【一〇】楚の還りし後、蔡人、更に楚に叛きて吳に就きしなり。
【一一】檇李の戰は、定公十四年に在り。
【一二】會稽山に立てこもる也。

（一二）吳の楚に入りしや、胡子、盡く楚邑の胡に近きものを（一三）俘れり。楚既に定まれども、胡子豹、又、楚に事へずして曰く、『存亡は命あり。楚に事ふるも何をか爲ん。多く費を取らん』と。二月、楚、胡を滅す。

夏五月壬申、公薨す。仲尼曰く、『（一四）賜、不幸にして言ひて中る。是れ賜をして多言ならしむる者なり』と。

鄭の（一五）罕達、（一六）宋の師を老丘に敗る。齊侯・衞侯、蘧挐に次るは、宋を救はんと謀るなり。

秋七月壬申、（一七）姒氏卒す。夫人と稱せざるは、（一八）赴げず、且つ祔せざればなり。

定公を葬るに、雨ふりて（一九）事を襄すこと克はざりしは、禮なり。

定姒を葬る。小君と稱せざるは、（二〇）喪を成さゞればなり。

冬、漆に城づくは、（二一）時ならずして告げしを書するなり。

【一二】四年の事。
【一三】俘は取る也。
【一四】賜は子貢の名。其の言語の士なるを以て、言を易んぜんことを懼るゝなり。
【一五】子齹の子。
【一六】老丘は宋の地。宋の公子地、鄭に來奔せり、故に鄭人之が爲に宋の地を取りて之に處かんとするなり。
【一七】定公の夫人。
【一八】同盟の諸侯に告げず、且つ姑に合祭せざればなり。
【一九】葬禮を成すこと能はざる也。雨ふりて而も事を成すは葬らんと欲するに汲汲たるが如き也。
【二〇】定公の喪あるが故に定姒の喪禮を成すこと能はざるなり。蓋し制を季孫に受けて、人の子たるの禮を盡さんと欲すれども、能はざりしならん。
【二一】實は秋を以て城づきしなるが、冬に乃ち廟に告げしは其の時ならざるを知る、故に經に書して之を譏るなり。

經 十有五年春王の正月、邾子、來朝す。鼷鼠、(一)郊牛を食む。牛死す。改めて牛を卜す。二月辛丑、楚子、胡を滅し、胡子豹を以て歸る。夏五月辛亥、郊す。壬申、公、(二)高寢に薨ず。鄭の罕達、師を帥ゐて宋を伐つ。齊侯・衞侯、渠蒢に次る。邾子、來りて(魯ノ定公ノ)喪に奔る。秋七月壬申、(三)姒氏・卒す。八月庚辰朔、日、之を食するあり。九月、滕子來りて葬に會す。丁巳、我が君定公を葬る。雨ふりて葬ること克はず。戊午の日の(四)下昃に、乃ち葬を克くす。辛巳、定姒を葬る。冬、漆に城づく。

傳 十五年(周ノ敬王二十五年)春、邾の(五)隱公・來朝す。(六)子貢これを觀る。邾子は(七)玉を執ること高く、其容仰げり。(八)公は玉を受くること卑く、其容俯せり。子貢曰く、『禮を以て之を觀れば、二君は皆死亡するあらん。夫れ禮は死生存亡の體なり。將に左右・周旋・進退・俯仰、是に於てか之を取り、朝祀喪戎、是に於てか之を觀んとす。今正月相朝して、(九)皆、度あらず。心已に亡はれ、(一〇)嘉事、體あらず。何を以てか能く久しからん。高仰は驕なり。卑俯は(一一)替なり。驕は亂に近く、替は疾に近し。(魯ノ)君は主たり、其れ先づ亡びんか』と。

【一】郊祭に用ゐる牛。
【二】宮の名。
【三】定公の夫人。
【四】下昃は夕刻。
【五】邾子益。
【六】孔子の弟子、端木賜。
【七】玉は朝する者の贄、兩君相見る時、賓主、玉を授受するは禮なり。
【八】定公。
【九】法度に合はず。
【一〇】嘉事は朝禮。
【一一】替は廢惰なり。

(二九)戲陽速に謂ひて曰く、『我に爾の婁豬を定めつ。盍ぞ吾が艾豭を歸さゞる』と。大子、これを羞づ。戲陽速に謂ひて曰く、『我に從つて(三〇)少君に朝せよ。少君、我を見ん。我顧みば、乃ち之を殺せ。』速曰く、『諾』と。乃ち夫人に朝す。夫人、大子を見る。大子三たび顧みる。速、進まず。夫人、(三一)其色を見て、啼いて走りて曰く、『蒯聵、將に余を殺さんとす』と。公、其手を執りて以て臺に登る。大子、宋に奔る。盡く(三二)其黨を逐ふ。故に公孟彄、出でゝ鄭に奔り、鄭より齊に奔る。大子、人に告げて曰く、『戲陽速、余に禍せり』と。戲陽速、人に告げて曰く、『大子は則ち余に禍せんとせり。大子・無道にして、余をして其母を殺さしめんとせり。余許さずんば、將に余を(三三)戕はんとせり。若し夫人を殺さば、(三四)將に余を以て說かんとするなり。余、是の故に、許して爲さずして、以て余の死を紓くせり。諺に曰く、「民は信に保んず」と。吾は(三五)以て義を信にせんとするなり』と。

冬十二月、晉人、范・中行氏の師を潞に敗り、(三六)籍秦・高彊を獲、又、(三七)鄭の師と范氏の師とを百泉に敗る。

【二九】大子の家臣。
【三〇】小君は君夫人をいふ。
【三一】大子の顏色變ずるを見て其の己を殺さんとするを知るなり。
【三二】其黨は大子の黨なり。
【三三】戕は殺す也。
【三四】罪を戲陽速に歸して之を殺さんとするなり。
【三五】義をして信ならしめ、必ずしも言を以て信ならしめずとなり。
【三六】籍秦は卽ち籍父。籍秦高彊の二人は共に范、中行氏の黨。
【三七】鄭、范氏を助けしが、并せて敗られし也。

て闔廬を撃つ。闔廬、(二二)將指に傷つく。(二三)其一屨を取る。(二四)還りて陘に卒す。檇李を去ること七里なり。(二五)夫差、人をして庭に立たしめて、苟も出入するに必ず己に謂はしめて曰く、『夫差、而、越王が而の父を殺せるを忘れたりや』と。則ち對へて曰く、『(二六)唯、敢て忘れず』と。(二七)三年にして乃ち越に報いぬ。

晉人、朝歌を圍む。公、齊侯・衞侯に(二八)脾・上梁の間に會して、(二九)范・中行氏を救はんことを謀る。(三〇)析成鮒・小王桃甲、狄の師を率ゐて以て晉を襲ひ、絳中に戰ひ、克たずして還る。(三一)士鮒、周に奔り、小王桃甲、朝歌に入る。秋、齊侯・宋公、(三二)洮に會するは、(三三)范氏の故なり。

衞侯、(三四)夫人南子の爲めに(三五)宋朝を召す。洮に會するとき、(靈公ノ)大子蒯聵、(三六)盂を齊に獻ぜんとし、(三七)宋の野を過ぐ。野人、之を歌うて曰く、『(三八)既

【二二】足の大指。
【二三】其足の大指斬られ、遂に屨を失ひ、姑浮之を取りしなり。
【二四】吳子、將指を傷つけられしが本にて遂に死せし也。
【二五】闔廬の嗣子。
【二六】唯は應ずる辭。
【二七】三年にして即ち魯の哀公元年。
【二八】脾上梁の間は即ち牽の地。
【二九】魯、既に晉に叛けるが故に、齊侯衞侯に會して、晉の叛人を救はんとするなり。
【三〇】二人は晉の大夫にして范中行氏の黨。
【三一】析成鮒。
【三二】曹の地。
【三三】范氏を救はんことを謀る也。
【三四】夫人南子は宋の女。
【三五】宋の公子、舊と南子に通ぜり。
【三六】邑の名。
【三七】會に就きて之を獻ぜんとす、故に衞より行きて、宋の野を過ぐるなり。
【三八】婁豬は牝豬、以て南子に喩ふ。豭は牡豕なり、艾は美好なり、以て宋朝に喩ふ。南子は既に定められて汝が君の夫人たり。宜しく我が宋朝を歸すべし。

しなり。晉國に命あり、禍を始むる者は死すと。二子、既に其罪に伏せり。(四)敢て以て告ぐ』と。趙孟、之を患ふ。安于曰く、『我死して、晉國寧く、趙氏定まらば、將た焉んぞ生を用ゐん。人、誰か死せざらん。吾死すること莫し』と。乃ち縊りて死す。趙孟これを市に尸して知氏に告げて曰く、『主、命じて罪人安于を戮せしむ。既に其罪に伏せり。敢て以て告ぐ』と。(五)知伯、趙孟に從つて盟ふ。而して後に趙氏定まり、安于を(趙氏ノ)廟に祀れり。

頓子牂、晉に事へんことを欲し、楚に背きて陳の好を絕てり。二月、楚、頓を滅す。

夏、衞の北宮結、來奔す。公叔戌の故なり。

吳、越を伐つ。越子(六)句踐、之を禦ぎ、(七)檇李に陳す。句踐、吳の整へるを患ふるや、(八)死士をして再び禽にせられしむ。動かず。罪人をして三たび行きて劍を頸に屬けて辭せしめて曰く、『二君(軍旅ヲ)治むるあり。臣、(九)旗鼓を奸して、君の行前に不敏なり。敢て刑を逃れず。敢て死に歸せん』と。遂に自ら剄ぬ。(吳ノ)(一〇)師之に目を屬く。越子、因つて之を伐ち、大に之を敗る。(一一)靈姑浮、戈を以

【四】安于の罪を治せんことを望む也。
【五】荀躒。
【六】越王允常の子。
【七】吳の地。
【八】越王、決死の士をして往きて輙ち吳の爲に禽にせられしめ、吳の軍をして亂れしめんとせしに、吳の軍少しも動搖せず。
【九】軍令を犯す。軍令は、旗鼓を動かして令するなり。
【一〇】吳軍、其の爲す所を怪しみ、皆目を注ぎて之を觀んとして動搖せしなり。
【一一】越の大夫。

これ有らざるなり。戌、必ず（禍難ニ）與らん』と。文子が卒せしに及び、衞侯、始めて公叔戌に惡し。其富めるを以てなり。公叔戌、將に（四）夫人の黨を去らんとす。夫人、之を愬へて曰く、『戌、將に亂を爲さんとす』と。

［經］十四年春、衞の公叔戌、（魯ニ）來奔す。衞の趙陽、出で丶宋に奔る。二月辛巳、楚の公子結・陳の公孫佗の人、師を帥ゐて頓を滅し、頓子牂を以て歸る。夏、衞の北宮結、來奔す。五月、於越、吳を檇李に敗る。吳子光・卒す。公、齊侯・衞侯に牽に會す。公、會より至る。秋、齊侯・宋公、洮に會す。天王、石尙をして來りて（一）脤を歸らしむ。衞の世子蒯聵、出で丶宋に奔る。衞の公孟彄、出で丶鄭に奔る。宋公の弟辰、蕭より來奔す。比蒲に大蒐す。邾子、來りて公に會す。莒父と霄とに城づく。

【四】夫人南子の黨は卽ち宋朝の徒。
【一】脤は社を祭るの肉。
【二】趙黶の孫。
【三】晉の大夫。

［傳］十四年（周ノ敬王二十四年）春、衞侯、公叔戌と其黨とを逐ふ。故に、（二）趙陽、宋に奔り、戌（魯ニ）來奔す。

（三）梁嬰父、董安于を惡む。知文子に謂ひて曰く、『安于を殺さすして、終に政を趙子に爲さしめば、趙子、必ず晉國を得ん。盍ぞ其の先づ難を發せしことを以て趙子を討せざる』と。文子、趙孟に告げしめて曰く、『范・中行氏、信に亂を爲せりと雖も、安于則ち之を發せり。是れ安于も亂を謀るに與り

(二子ニ謂ヒテ)曰く、『(三四)三たび肱を折りて、良醫たることを知る。唯だ君を伐つを不可と爲す。民與せざるなり。我、君を伐ちしを以て、此に在り。(三五)三家未だ睦まじからず。盡く克つべし。之に克たば、君將に誰に與せんとする。(三六)若し先づ君を伐たば、是れ睦まじからしむるなり』と。聽かず。遂に公を伐つ。國人、公を助く。二子敗る。從うて之を伐つ。丁未、荀寅・士吉射、朝歌に奔る。韓・魏、(三七)趙氏を以て請を爲す。十二月辛未、(三八)趙鞅、絳に入り、公宮に盟ふ。

初め、衞の公叔文子、朝して、(三九)靈公を享せんことを請ふ。退きて(四〇)史鰌を見て之を告ぐ。史鰌曰く、『子必ず禍あらん。子は富みて君は貪れり。罪其れ子に及ばんか。』文子曰く、『然り。吾れ先づ子に告げざりしは、是れ吾が罪なり。君、既に我に許せり。其れ之を若何にせん。』史鰌曰く、『害なし。子、(四一)臣たらば、以て免る可し。富みて能く臣たらば、必ず難に免れんことは、(四二)上下、之に同じ。(四三)戍や驕れり。其れ亡びんか。富みて驕らざる者は鮮し。吾、唯だ子をのみ見る。驕りて亡びざる者は、未だ

【三四】屢〻自ら腫物金創を爲して度々自ら療治し、然る後始めて他人を療治すべき良醫たることを自ら許す也。
【三五】知、韓、魏。
【三六】三家を敗り、公を奉じて事を行ふは、順なり。然るに先づ公を伐たば、三家却つて連合を牢固にせん。范中行氏の利にあらざるなり。
【三七】趙鞅の罪を赦さんことを請ふ也。
【三八】趙鞅の罪を赦されんことを公に請ひて許されし也。
【三九】公をして其家に臨ましめんと欲する也。
【四〇】史魚。
【四一】臣たりとは、能く臣禮を執るなり。
【四二】尊卑皆然り。
【四三】文子の子。

圍むに與らず。(二〇)將に亂を作さんとす。(二一)董安于之を聞き、趙孟に告げて曰く、『先づこれに備へんか。』趙孟曰く、『晉國、命あり、禍を始めし者は死すと。(二二)後を爲して可なり。』安于曰く、『(二三)其の民に害あらんよりは、寧ろ我れ獨り死せん。請ふ我を以て說け』と。趙孟・可かず。秋七月、范氏・中行氏、趙氏の宮を伐つ。趙鞅、晉陽に奔る。晉人、之を圍む。(二四)范皐夷、范吉射に寵なくして、亂を范氏に爲さんと欲す。梁嬰父は(二五)知文子に嬖せらる。文子、以て卿と爲さんと欲せり。(二六)韓簡子は(二七)中行文子と相惡し。(二八)魏襄子も亦(二九)范昭子と相惡し。故に(三〇)五子(共)謀りて、將に荀寅を逐ひて梁嬰父を以て之に代へ、范吉射を逐ひて范皐夷を以て之に代へんとす。荀躒、晉侯に言ひて曰く、『君、大臣に命ずらく「禍を始めし者は死す」と。(三一)載書、河に在り。今、三臣、禍を始めたるに、獨り鞅を逐ふは、刑已に鈞しからず。請ふ皆之を逐はん』と。冬十一月、荀躒・韓不信・魏曼多、(三二)公を奉じて以て范氏・中行氏を伐つ。克たず。二子、將に公を伐たんとす。齊の(三三)高彊

【二〇】趙鞅を攻めんとするなり。
【二一】趙孟の臣。
【二二】其の先づ發するを待つなり。
【二三】先づ之に備へて罪あらば、我を殺して之を解け、吾れ坐して攻めらるゝを見るに忍びずと也。
【二四】范氏の側室の子。
【二五】荀躒。
【二六】韓起の孫不信。
【二七】荀寅。
【二八】魏舒の孫曼多。
【二九】士吉射。
【三〇】范皐夷、梁嬰父、知文子、韓簡子、魏襄子。
【三一】盟書を爲りて之を河に沈めたるなり。
【三二】晉の定公。
【三三】齊の子尾の子。昭公十年、魯に奔り、遂に晉に適く。

駕するに比ぶまで、寡人請ふ攝せん』と。乃ち介して之と與に乘り、之を驅る。或ひと告げて曰く、『晉の師なし』と。乃ち止む。

晉の趙鞅、邯鄲午に謂ひて曰く、『(一)我に衞の貢せる五百家を歸れ。吾、これを晉陽に舍かん』と。午、許諾す。歸りて其父兄に告ぐ。父兄皆曰く、『不可なり。(二)衞、是を以て邯鄲の爲めにす。而るにこれを晉陽に寘かば、衞を絶つの道なり。齊を侵して之を謀らんには如かず』と。乃ち之の如くにして、之を晉陽に歸らんとす。(三)趙孟怒る。午を召してこれを晉陽に囚へ、其從者をして劒を(四)說きて入らしめんとす。(五)涉賓可かず。(鞅)乃ち邯鄲の人に告げしめて曰く、『吾、私に午を討ずることあり。(六)二三子唯だ立てんと欲する所のまゝなり』と。遂に午を殺す。(七)趙稷・涉賓、邯鄲を以て叛く。夏六月、上軍司馬籍秦、邯鄲を圍む。(八)邯鄲午は荀寅の甥なり。(九)荀寅は范吉射の姻なり。而して相與に睦まじ。故に邯鄲を

【一】晉陽は趙氏の邑なり。十年、趙鞅、衞を圍みしとき、衞人懼れて五百家を貢す、鞅之を邯鄲に置けり。今晉陽に徙さんとするなり。

【二】衞人、五百家の邯鄲に在るを以て常に親しめり。若し之を徙さば怒らん、されば今齊を侵さば、當に來りて報ずべし。因つて齊を懼れて五百家を晉陽に徙したりとせば、衞人と邯鄲と好み絶えざらんと也。

【三】趙孟は鞅なり。情實を知らざるが故に怒る也。

【四】說は脫する也。

【五】午の家臣。

【六】午は趙鞅の同族にして、別に邯鄲に封ぜられしものなり、故に邯鄲人をして更に午の宗親を立てしむるなり。

【七】趙午の子。

【八】午の母は荀寅の姉妹なり。

【九】姻は婚姻の稱なり。荀寅の子は、吉射の女を娶れり。

を墮たんとす。公斂處父、孟孫に謂へらく、『成を墮たば、齊人、必ず北門に至らん。且つ成は孟氏の保障なり。成なくんば、最れ孟氏なきなり。子、知らざる僞せよ。我將に墮たれざらんとす』と。冬十二月、公、成を圍む。克たず。

【經】十有三年春、齊侯・衞侯、垂葭に次る。夏、蛇淵に囿を築く。比蒲に大蒐す。衞の公孟彄、師を帥ゐて曹を伐つ。秋、晉の趙鞅、晉陽に入りて以て叛く。冬、晉の荀寅・(一)士吉射、朝歌に入りて以て叛く。晉の趙鞅、晉に歸る。薛、其君比を弑す。

【傳】十三年(周ノ敬王二十三年)春、齊侯・衞侯、垂葭に次る。(二)實は郹氏なり。師をして晉を伐たしめ、將に河を濟らんとす。諸大夫皆曰く、『不可なり。』(三)邴意茲曰く、『可なり。銳師、河內を伐たば、(四)傳必ず數日にして而る後に(五)絳に及ばん。絳よりは三月ならざれば、河を出づること能はず。則ち我既に水を濟りたらん』と。乃ち河內を伐つ。齊侯、(六)皆、諸大夫の軒を斂む。(七)唯だ邴意茲のみ軒に乘る。(八)齊侯、衞侯と與に乘らんと欲し、之と宴して、(其隙ニ)(九)乘廣に駕し、甲を載せ、(人ヲシテ)告げて『晉の師至れり』と曰はしむ。齊侯曰く、『(一〇)君の

【一】士鞅の子。
【二】垂葭は後に郹氏と改名す。
【三】齊の大夫。
【四】驛傳の使。
【五】晉の國都。
【六】軒は大夫の車。其の皆不可と曰ひしを以て、之を罰せんとするなり。
【七】其言の當れるを以て也。
【八】齊侯、意に衞公を以て御者の如くせんと欲す、故に以て共に乘らんと謀りしなり。
【九】乘廣は兵車なり。
【一〇】君の車の用意の出來るまで、我が車を以て間に合せんと。衞侯を欺きて車に乘る也。

月、公、成を圍む。公、成を圍みしより(一)至る。

[傳] 十二年(周ノ敬王二十二年)夏、衞の公孟彄、曹を伐ち(二)郊に克つ。還るとき、(四)滑羅・殿たり。未だ(曹ノ境ヲ)出でず、(緩)(五)列より退かず。其御曰く、『殿にして列に在るは、其れ勇なしと爲んか。』羅曰く、『(六)其素厲せんよりは、寧ろ勇なきことを爲さん』と。

(七)仲由、季氏の宰と爲り、將に(八)三都を墮たんとす。是に於て叔孫氏、郈を墮つ。季氏、將に費を墮たんとす。(九)公山不狃・叔孫輒、費人を帥ゐて以て魯を襲ふ。公、(一〇)三子と、季氏の宮に入り、(一一)武子の臺に登る。費人、之を攻む。(公ノ徒、之ヲ禦ギテ)克たず。入りて(一二)公の側に及ぶ。(一三)仲尼、(一四)申句須・樂頎に命じて、下りて之を伐たしむ。費人北ぐ。國人之を追ひ、これを姑蔑に敗る。(一五)二子、齊に奔る。遂に費を墮つ。將に(一六)成

【一】地名。
【二】成は國內なるに、至ると書せるは、成は强くして列國の如く、大衆を興し動かしゝが故に、師の出入、皆廟に告ぐればなり。
【三】曹の邑。
【四】衞の大夫。
【五】退きて行列の後に在らざる也。
【六】素は空なり、厲は猛なり。曹は小國なれば、必ず追兵の來ると無からん。故無くして空しく奮勵せんよりは、寧ろ勇無きを爲さん。我は實無くして殿の名を爲すを欲せざるなりとの意。
【七】孔子の弟子子路。
【八】季孫氏の費、叔孫氏の郈、孟孫氏の成なり。
【九】費の宰。
【一〇】三子は季孫、孟孫、叔孫なり。
【一一】武子の臺は魯の東門の內に在り。
【一二】臺下に至る。
【一三】孔子、時に魯の司寇たりし也。
【一四】申句須と樂頎は魯の大夫。
【一五】不狃、叔孫輒。
【一六】成は魯の北境に在り。

君を助けて之を憂へぬ。』(叔武)對へて曰く、『(六五)寡君の望には非ざりしなり。君に事ふる所以は、封疆社稷是が以なり。(六六)敢て家隸を以て君の執事を勤さんや。夫れ不令の臣は天下の惡む所なり。(六七)君、豈に以て寡君の賜とするか』と。

【經】十有一年春、宋公の弟辰と仲佗・石彄・公子地と、陳より蕭に入りて以て叛く。夏四月。秋、宋の樂大心、曹より蕭に入る。冬、鄭と平ぐ。(一)叔還、鄭に如きて涖みて盟ふ。

【傳】十一年(周ノ敬王二十一年)春、宋公の母弟辰と仲佗・石彄・公子地と、(二)蕭に入りて以て叛く。秋、樂大心、之に從ひ、大に宋の患を爲せり。向魋を寵するが故なり。

冬、鄭と平ぐは、(三)始めて晉に叛くなり。

【經】十有二年春、薛伯定・卒す。夏、薛の襄公を葬る。叔孫州仇、師を帥ゐて郈を墮つ。衞の公孟彄、師を帥ゐて曹を伐つ。季孫斯・仲孫何忌、師を帥ゐて費を墮つ。秋、大雩す。冬十月癸亥、公、齊侯に會して(一)黃に盟ふ。十有一月丙寅朔、日、之を食するあり。公、黃より至る。十有二

【六五】寡君の望む所は、封疆社稷に在り、郈を憂ふるが如きは、豈に寡君の君に望む所ならんや。齊、叛人を受け、有司をして郈を觀しむ。叔孫、却つて德心あり、故に叔孫、義を以て之を折く。

【六六】家隸は侯犯を云ふ。侯犯は叛臣にして、齊、叛臣の地を受くるは不可なりとの意。

【六七】義、惡を討ずるに在り。寡君に賜ふ所以に非ざるなりとの意。

【一】叔弓の曾孫。

【二】宋の地。

【三】魯、僖公より以來世々晉に服せしに、今に至りて叛く、故に始めてと曰ふ。

は止まりて之を數へよ』と。駟赤止りて、魯人を納れぬ。侯犯、齊に奔る。齊人、乃ち(五三)郈を致す。

宋の(五四)公子地、蘧富獵を嬖して、其室を十一分して其五を以て之に與ふ。公子地、白馬四あり。公、(五五)向魋を嬖す。魋、之を欲す。公、取りて(五六)其尾鬣を朱にして以て之に與ふ。地、怒る。其徒をして魋を抶ちて之を奪はしむ。魋、懼れ、將に走らんとす。公、門を閉ぢて之に泣く。目、盡く腫れたり。母弟辰(公子地ニ謂ヒテ)曰く、『子、室を分ちて以て獵に與へて、而して獨り魋を卑しむ。亦、(五七)頗あり。子、(五八)君が爲めに禮せよ。竟を出づるに過ぎずして、君、必ず子を止めん』と。公子地、出でゝ陳に奔る。公止めず。辰、之が爲めに請ふ。聽さず。辰曰く、『是れ我、吾が兄を(五九)迂くなり。吾、國人を以て出でば、君誰と與に處らん』と、冬、母弟辰曁び(六〇)仲佗・(六一)石彄、出でゝ陳に奔る。

(六二)武叔、齊に聘す。齊侯、之を享す。曰く、『子叔孫、若し郈をして君の(六三)他竟に在らしめば、寡人何をか知らん。屬〻敝邑と際はる。(六四)故に敢て

【五三】郈の名籍を叔孫に歸すなり。
【五四】地は宋景公の弟、辰の兄。
【五五】司馬桓魋。
【五六】其尾鬣を朱にするは、他馬の如くならしむる也。
【五七】偏頗。
【五八】君を避けて出奔する也。
【五九】迂は欺く也。
【六〇】仲幾の子。
【六一】褚師段の子。佗、彄、皆宋の卿にして衆望あるもの。卿出づれば、國人も亦之に從ひ、兩卿を牽引して去る。故に、國人を以て出づと曰ふ。
【六二】郈を致したるを謝するなり。
【六三】竟は地境。
【六四】郈を致すを以て叔孫に德とする也。

死なんよりは、猶是れ郈にして、紓ぶることを得ん。何ぞ必しも此のみならんや。(四二)齊人、此を以て魯に偪らんと欲す、必ず子に地を倍與せん。且く盍ぞ(四三)甲を子の門に舍きて以て不虞に備へざる。』侯犯曰く、『諾』と。乃ち多く甲を舍く。侯犯、齊に(地ヲ)易へんことを請ふ。齊の有司、(四四)郈を觀る。將に至らんとす。駟赤、周く走り呼ばしめて曰く、『齊の師至れり』と。郈人(遷サレントスルヲ聞キテ、)大に駭き、侯犯の門甲を(四五)介して、以て侯犯を圍む。(四六)駟赤、將に之を射んとす。侯犯之を止めて曰く、『我を免れしめんことを謀れ』と。侯犯、行らんと請ふ。(四七)之を許す。駟赤、先づ(四八)宿に如かんとし、侯犯、殿たり。一門を出づる毎に郈人(四九)之を閉づ。郭門に及ぶとき、(郈人)之を止めて曰く、『子、叔孫氏の甲を以て出づ。(五〇)有司、若し之を誅めば、群臣、死せんことを懼る。』駟赤曰く、『叔孫氏の甲には(五一)物あり。吾、未だ敢て(之ヲ被テ)以て出で(奔ラ)ず。』侯犯、駟赤に謂ひて曰く、『(五二)子

【四二】郈は本、魯の地なれば、此地に據りて以て魯に偪ること甚だ便なり。故に齊人、之を利とし、子に齊の地を與ふること、必ず將に此郈に倍せんとす。

【四三】甲を門に舍くは、郈人をして取りて著せしめん爲めの計略なり。

【四四】有司、郈の大小衆寡を觀て、易ふる所の地を量らんとするなり。

【四五】介は甲を被る也。

【四六】駟赤、侯犯の爲に、僞りて郈人を射んとする也。

【四七】郈人、侯犯の請を許しゝなり。

【四八】宿は地名。

【四九】其後の門を閉づる也。

【五〇】叔孫氏の有司、甲數をしらべて、不足あらば、死罪にあてられんと也。

【五一】物はしるし也。

【五二】駟赤の計畫、圖に中り、侯犯、駟赤に、止まりて甲數を調べよといひたれば、止まりて、魯の郈を圍める師を納れしなり。

(三一)公若曰く、『爾、我を呉王にせんと欲するか』と。遂に公若を殺す。(三二)侯犯、郈を以て叛く。武叔・懿子、郈を圍む。克たず。秋、二子と齊の師と復た郈を圍みしが、克たず。叔孫、郈の(三三)工師駟赤に謂ひて曰く、『郈は唯だ叔孫氏の憂のみに非ず、社稷の患なり。將に之を若何にせんとする。』(赤)對へて曰く、『臣の業は、(三四)揚水の卒章の四言に在り』と。叔孫(三五)稽首す。駟赤、侯犯に謂ひて曰く、『齊・魯の際に居て、事ふることなくんば、必ず不可なり。子、盍ぞ齊に事ふることを求めて以て民に臨まざる。然らずんは(郈ノ民)將に叛かんとす』と。侯犯、之に從ふ。齊の使至る。駟赤、(三六)郈人と、之が爲めに郈中に(三七)宣言して曰く、『(三八)侯犯、將に郈を以て齊に易へんとす。齊人、將に郈の民を遷さんとす』と。衆(遷ルヲ欲セズシテ)(三九)兇として懼る。駟赤、侯犯に謂ひて曰く、『(四〇)衆言、異なり。子、齊に易へんには如かず、(四一)其

【三一】公若、劔の己に向ふを見て、鱄設諸が呉王を殺しゝ如く我を刺さんとするかと、之を呵するなり。

【三二】侯犯、武叔の命に副ふこと能はざりし故を以て、叔孫が己を以て公若に黨すと爲さんことを懼れ、之に叛きし也。

【三三】工匠を掌る官。

【三四】詩の唐風、卒章の四言に曰く、我れ命有るを聞くと。

【三五】其の己が命を受くるを謝する也。

【三六】此郈人は乃ち赤の腹心なり。

【三七】詐りて齊の使の言となすなり。

【三八】侯犯は郈を以て齊の他邑に取換へんとす。然る上は齊人は將に郈の人民を外に遷さんとす。

【三九】兇は懼るゝ貌。

【四〇】衆口嘖嘖として頗る叛亂の說多き也。

【四一】郈人を出し齊人に郈を納るゝは、郈を守りて叛人の爲に殺さるゝより勝れり。郈を以て齊に與へば、更に他の邑を受けん、邑は異なりと雖も、地ありて宰たることは同じ、而して死も亦紓ぶることを得ん、必ずしも郈の地を固守するを要せずとの意。

かば、(衞)必ず敢て門を啓かじ』と。(佗)亦徒七十人を以て旦に門む。(門ノ)(二一)左右を歩み、皆至りて立つ。植てるが如し。日中まで門を啓かず。乃ち退く。役より反り、晉人、衞の叛ける故を討ぬ。曰く、『渉佗・成何(ガ衞侯ノ手チ捘シシ)に由れり』と。是に於て渉佗を執へて以て成ぎを衞に求む。衞人許さず。晉人、遂に渉佗を殺す。成何、燕に奔る。君子曰く、『此をこれ禮を棄つと謂ふ。(二二)必ず鈞しからず。(二三)詩に曰く、「人として禮なくんば、胡ぞ遄に死せざらんや」と。渉佗も亦遄なる哉』と。

初め、叔孫成子、(二四)武叔を立てんことを欲せり。(二五)公若藐固く諫めて曰く、『不可なり』と。成子、之を立てゝ卒せり。(二六)公南、賊をして(二七)之を射しめしが殺すこと能はざりき。公南を馬正と爲し、公若をして郈の宰と爲らしむ。武叔、既に定まり、郈の馬正侯犯をして公若を殺さしめんとせしが、能はず。(二八)其圉人曰く、『吾、劍を以て朝を過ぎば、公若必ず「誰が劍ぞ」と曰はん。吾、(二九)子を稱して以て告げば、必ず之を觀ん。(三〇)吾、固なる僞して、之に末を授けば則ち殺す可し』と。之の如くせしむ。

【二一】七十人を二列にして、門の左右を歩して行き、門に至りて、外に並び立つこと、矗然として列樹の直立して道を挾むが如し。

【二二】勇にして禮無きこと佗何の如きは、其死所必ず常人と等しきを得ず。

【二三】鄘風。

【二四】叔孫州仇。

【二五】叔孫氏の族。

【二六】叔孫の家臣、武叔の黨。

【二七】之は公若をさす。

【二八】其圉人は武叔の圉人。

【二九】武叔の名を稱して、其劍なりと曰はんとなり。

【三〇】固陋にして禮を知らざる者のまねして、劍の鋒末を以て之に授けん。

の田を反さずんば、吾が以て(齊ノ)命に共せん者も、亦之の如けん』と。齊侯、將に公を享せんとす。孔丘、(九)梁丘據に謂ひて曰く、『齊・魯の(一〇)故をば、吾子何ぞ聞かざりしぞ。(一一)事既に成れり。而るに又之を享せんとは、是れ執事を勤はすなり。且つ、(一二)犧象は門を出さず、(一三)嘉樂は野合せず。饗して既く具はるは、(一四)是れ禮を棄つるなり。若し其れ具はらずんば、秕稗を用ゐるなり。秕稗を用ゐるは君の辱なり。禮を棄つるは名惡し。子、盍ぞ之を圖らざる。夫れ享は德を昭かにする所以なり。昭かならざるは其の已むに如かざるなり』と。乃ち享を果さゞりき。齊人、來りて、(一五)鄆・讙・龜陰の田を歸せり。

晉の趙鞅、衞を圍む。(一六)夷儀に報ゆるなり。初め、衞侯、邯鄲の午を(一七)寒氏に伐ち、其西北に城づきて之を守りしに、(一八)宵、熸えき。晉の衞を圍むに及びて、午、徒七十人を以て衞の西門を門め、(一九)人を門中に殺して曰く、『請ふ寒氏の役に報いん』と。涉佗曰く、『(二〇)夫子は則ち勇なり。然れども我往

【九】齊の大夫。
【一〇】故は故事、先例。
【一一】事は會事。
【一二】酒器、犧尊と象尊と。
【一三】鐘磬の嘉樂は野外に於て奏す可きものに非ず。
【一四】今、原野に饗して、犧象嘉樂を用ふるは、是れ禮を棄つる也。若し其れ犧象嘉樂具はらずんば、則ち猶ほ五穀を捨てゝ秕稗を用ふるが如く、是れ貌ありて實無きなり。
【一五】鄆以下三邑は、前年陽虎が此を以て齊に奔りし地なり。
【一六】前年の役。
【一七】寒氏は卽ち五氏なり。前年、衞人、齊を助けて五氏を伐てり。
【一八】午の衆、宵、散ぜしなり。
【一九】衞、門を開きて戰ひし故に、午、門中に入りて人を殺しゝ也。
【二〇】夫子は午をさす。

を帥ゐて衞を圍む。齊人、來りて鄆・讙・龜陰の田を歸す。叔孫州仇・仲孫何忌、師を帥ゐて郈を圍む。秋、叔孫州仇・仲孫何忌、師を帥ゐて郈を圍む。宋の樂大心、出でゝ曹に奔る。宋の公子地、出でゝ陳に奔る。冬、齊侯・衞侯・鄭の游速、(一)安甫に會す。叔孫州仇、齊に如く。宋公の弟辰と仲佗・石彄と、出でゝ陳に奔る。

【傳】十年(周ノ敬王二十年)春、齊と平ぐ。夏、公、齊侯に祝其に會す。實は(二)夾谷なり。孔丘、(會儀チ)相く。犂彌、齊侯に言ひて曰く、『孔丘は禮を知れども勇なし。若し(三)萊人をして兵を以て魯侯を劫さしめば、必ず志を得ん』と。齊侯、之に從ふ。孔丘、公を以て退きて曰く、『士、(四)之を兵せよ。兩君、好を合せたり。而るに裔夷の俘、兵を以て之を亂らんとす。齊君の以て諸侯に命ずる所に非ざるなり。裔は夏を謀らず。夷は華を亂らず。俘は盟を干さず。兵は好に偪らず。(五)(是レ)神に於ては不祥と爲し、德に於ては愆義と爲し、人に於ては失禮と爲す。(六)君は必ず然らじ』と。齊侯、之を聞きて、遽に之を辟かしむ。將に盟はんとす。齊人、載書に加へて曰く、『齊の師、竟を出でんに、而、甲車三百乘を以て我に從はざる者あらば、此盟の如きことあらん』と。孔丘、(七)茲無還をして、揖して對へしめて曰く、『(八)而、我に汶陽

【一】安甫は地名。
【二】夾谷は卽ち祝其。
【三】齊侯の滅したる萊夷。
【四】兵を以て萊人を擊て。裔は遠なり。
【五】神に告ぐるに於ても不吉なり、理に於ても過失たり。
【六】必ず齊君の命ずる所には非ざるべし。
【七】魯の大夫。
【八】汶陽の田を齊より歸すを待って、魯乃ち齊の命に供すべし。

遇はゞ必ず之を敗らん。齊を從ふに如かず』と。乃ち(四五)齊の師を伐ちて之を敗る。齊侯、(四六)禚・媚・杏を衞に致す。齊侯、犂彌を賞す。犂彌・辭して曰く、『先登せし者あり。臣、之に從へり。(四七)晳幘にして(四八)貍製を衣たり』と。公、(犂彌ヲシテ)東郭書を視しむ。(犂彌)曰く、『乃ち夫子なり。吾、子に(四九)貺せん』と、公、東郭書を賞す。(東郭書)辭して曰く、『(五〇)彼は賓旅なり』と。(公)乃ち犂彌を賞せり。齊の師の・夷儀に在りしや、齊侯、夷儀の人に謂ひて曰く、『(五一)敝無存を得ん者には、五家を以て免せん』と。乃ち其尸を得たり。公、(五二)三たび之に襚し、之に(五三)犀軒と(五四)直蓋とを與へて、先づ之を歸し、(五五)引く者を坐せしめ、師を以ゐて之を哭し、親ら之を推すこと三たびす。

經 十年、春王の三月、齊と平ぐ。夏、公、齊侯に夾谷に會す。公、夾谷より至る。晉の趙鞅、師

【四五】中年の人、伐ちて齊の車五百乘を得たり。事、哀公十五年に見ゆ。
【四六】三者は邑の名。
【四七】色白く、鬚長くして上下相當ること。
【四八】製は衣なり。
【四九】貺は賜ふ也。賞賜をゆづるをいふ。
【五〇】賓旅は客の義なり、犂彌は蓋し他國より來り寓せる者なり、故に其死力を出して戰へるは、特に深く賞すべき者なりとて、賞を讓れるなり。
【五一】無存の尸を發見せしものには、其に五家を給し、常に課役に供せざらしめん。
【五二】殯するに及びて三たび襚(死者の衣)を加ふ、深く之を禮遇する也。
【五三】犀軒は犀牛の皮を以て飾りたる車にして、卿の車なり。
【五四】直蓋は、高きかさ。
【五五】喪車を停めて哀を盡すに君方に位を爲して哭す、故に喪車を挽く者敢て立たず。柩車を引く者を途に止めて坐せしめ、軍衆を率ゐて之を哭し、且つ自身に三たび柩車の輪を推す。極めて鄭重なる取扱也。

【三一】雷下に死す。【三二】東郭書、讓りて登る。犂彌、之に從ふ。曰く、『【三三】子は讓りて左せよ、我は讓りて右せん。』登る者をして絶えしめて而る後に下（リテ城ニ入）【三四】王らん』と。書、左す。彌、先づ下る。書と猛と【三五】息ふ。猛曰く、『我、先登せり』と。書、（己ヲ誑キテ先ヅ下レルヲ怒リ、猛ヲ撃タント欲シテ）甲を斂めて曰く、『【三六】曩者の難かりしも、今又焉よりも難からん。』猛笑ひて曰く、『吾が子に從ふは【三七】驂の靳あるが如し』と。【三八】晉の車千乘、中牟に在り。【三九】衞侯、將に五氏に如かんとす。【四〇】之を過ぎんことを卜す。【四一】龜焦る。衞侯曰く、『可なり。【四二】衞の車、其半に當り、寡人、其半に當らば、敵せん』と。乃ち中牟を過ぐ。中牟の人、之を伐たんと欲す。衞の褚師圃、亡げて中牟に在り。曰く、『衞、小なりと雖も、其君在り。未だ勝つべからざるなり。齊の師、【四三】城に克ちて驕れり。【四四】其帥又た賤し。

【三一】軒下、あまだれうけ。
【三二】人々皆先登を爭ふが故に東郭書は、暫く控へて讓りたるに、衆人敢て登らざる故に己先づ登りし也。
【三三】書が先づ下りて城に入らんことを恐れて、又讓りて以て之に讓る也。
【三四】王猛は卽ち犂彌なり。
【三五】戰訖りて共に休息するなり。
【三六】東郭書、王猛の自ら矜るを見て決鬪せんとす。曩者の難かりしは、先登して敵に當るをいひ、今又焉よりも難しは、猛と鬪はんと欲するをいふ。
【三七】驂馬のむながひの如しと書を主とし己を附屬者の如くいひしなり。
【三八】中牟は地名。晉、夷儀を救はんが爲めに兵を出す也。
【三九】五氏は晉の地。齊侯、五氏に在り、故に往いて助けんとする也。
【四〇】中牟を過ぎんことを卜す。晉を畏るゝが故に卜する也。
【四一】成らざる兆。
【四二】衞侯、晉を怒ること甚だし、故に卜を顧みずして、身を以て之に當らんと欲する也。
【四三】城は夷儀をいふ。
【四四】帥は東郭書をいふ。

の師を勤かしめんと欲するなり。齊の師罷れば、大臣多く死亡せん。己、是に於てか其詐謀を奮はんとす。夫れ陽虎は季氏に寵ありしに、將に季孫を殺さんとし、魯國に不利なりしを以て、(自ラ齊國ニ)容れられんことを求めんとす。富を親みて仁を親まず。君、焉ぞ之を用ゐん。君は季氏よりも富みて、魯國よりも大なり。茲れ陽虎が傾覆せんと欲する所なり。魯、其疾を免れて、而して君又之を收めば、乃ち害あることなからんや』と。齊侯、陽虎を執へ、將に之を東せしめんとす。(二三)陽虎、東せんと願ふ。乃ちこれを西鄙に囚ふ。(二四)盡く邑人の車を借り、其軸を鍥ち、麻にて約して之を歸し、(二五)葱靈に載せ、其中に寢ねて逃る。追うて之を得て、齊に囚ふ。又葱靈を以て逃げて宋に奔り、遂に晉に奔りて趙子に適く。仲尼曰く、『(二六)趙氏は其れ世〻亂あらんか』と。

秋、(二七)齊侯、晉の夷儀を伐つ。(二八)敝無存の父、(二九)將に之に室せんとす。(無存)辭して、以て其弟に與へて曰く、『(三〇)此役や死なずんば、反りて必ず高・國に娶らん』と。先登し、門より出でんことを求めて、

【二三】陽虎、西の方晉に奔らんと欲し、齊の必ず己に反せんとするを知る、故に詐りて東を以て願と爲したり。

【二四】鍥は斷つ也。陽虎、盡く西鄙人の車を借り、之を動かぬやうにして歸せり、追ふ者を絕たんが爲なり。

【二五】葱靈は荷物車の格子窓ある者。葱靈に衣物を裝載し、自ら其中に寢れて逃る。人の覺らざらんことを欲する也。

【二六】趙氏亂人を受けたるが故に、世〻亂あらんとなり。

【二七】齊景公、衞靈公の爲に晉を侵すなり。

【二八】齊人。

【二九】無存の爲めに婦を娶らんとす。

【三〇】戰功を立てゝ、高氏國氏の如き齊の卿相より、女を娶らんといふなり。

(一一)苟も以て國家に加ふべき者あらば、其邪を棄てゝ可なり。(一二)靜女の三章は、彤管に取れり、(一三)竿旄の「何を以てか之に告げん」とは、其忠に取れり。故に其道を用ゐれば、其人を棄てず。(一四)詩に曰く、「蔽芾たる甘棠は、翦ること勿かれ伐ること勿かれ。召伯の茇りし所なり」と。其人を思へば、猶ほ其樹をさへ愛す。況や其道を用ゐて其人を恤まざらんや。子然は以て能を勸むることなし」と。

夏、陽虎、寶玉・大弓を歸す。書して得と曰ふは、(一五)器用なればなり。凡そ器用を獲るを得と曰ひ、(一六)得るに焉を用ゐるを獲と曰ふ。

六月、(一七)陽關を伐つ。陽虎、(一八)萊門を焚かしむ。師驚く。之を犯して出で、齊に奔る。師を請うて以て魯を伐たんとす。曰く、『三たび(兵ヲ)魯に加へば、必ず之を取らん』と。(一九)齊侯將に之を許さんとす。(二〇)鮑文子諫めて曰く、『臣、嘗て(二一)施氏に隷たりき。魯未だ取るべからざるなり。上下猶ほ和し、衆庶猶ほ睦まじく、能く(二二)大國に事へて天菑なし。之を若何ぞ之を取らん。陽虎は齊

【一一】若し之を國家に施して益となるべき者あらば、其邪惡を棄てゝ之を責めずして可なり。
【一二】詩の邶風、女、私通を悔いて、彤管を貽るを言ふ、彤管は赤管の筆。君子、此詩を取るは、唯だ彤管に在り、未だ嘗て全く弃てざる也。
【一三】詩の鄘風、人に告ぐるに善道を以てするを願ふを言へり。
【一四】召南甘棠。蔽芾は小なる貌、甘棠は、やまなし。
【一五】器用は人の用をなすべき器物。
【一六】此器を用ひて以て物を得る也。
【一七】魯、陽虎を討するなり。
【一八】陽關の邑門。
【一九】景公。
【二〇】鮑國なり、此時年九十餘。
【二一】魯の大夫。
【二二】大國は晉をさす。

鄭の(八五)駟歂、子大叔に嗣ぎて政を爲す。

【經】九年、春王の正月。夏四月戊申、鄭伯蠆・卒す。寶玉・大弓を得。六月、鄭の獻公を葬る。秋、齊侯・衛侯、五氏に次る。秦伯・卒す。冬、秦の哀公を葬る。

【傳】九年(周ノ敬王十九年)春、(一)宋公、樂大心をして晉に盟ひ、且つ樂祁の尸を逆へしめんとす。辭するに疾ありと僞る。乃ち(二)向巢をして晉に如きて盟ひ、且つ(三)子梁の尸を逆へしむ。(四)子明、桐門の右師に謂ひて出でしめて曰く、『吾、猶ほ衰絰す。而るに子、鐘を撃つは何ぞや。』右師曰く、『喪、此に在らざる故なり』と。既にして人に告げて曰く、『(五)己は衰絰して子を生めり。余、何の故にか鐘を舍てん』と。子明、之を聞きて怒る。公に言ひて曰く、『右師、將に(六)戴氏に利あらざらんとす。肯て晉に適かざるは、將に亂を作さんとするなり。然らずんば(右師)疾なかりしに(何ノ故ニ疾ト詐リテ肯テ往カザラン)』と。乃ち(七)桐門の右師を逐ふ。

鄭の駟歂、(八)鄧析を殺して、(九)其竹刑を用ゐる。君子謂へらく、『(一〇)子然、是に於いて不忠なり。

【八五】駟乞の子子然。
【一】景公。
【二】向戌の孫。
【三】樂祁。
【四】子明は樂祁の子溷、右師は樂大心、子明の族父。子明、右師の父の喪を逆へざるを忿り、逐うて門より出でしめて同族の恩なきを責むるなり。
【五】己は子明をさす。
【六】樂氏は戴公の族。
【七】之を逐ふは明年に在り。
【八】鄭の大夫。
【九】鄧析、鄭の鑄たりし舊制を改めんと欲し、君命を受けずして私に刑法を造り、竹簡に書せり、故に竹刑と言ふ。
【一〇】駟歂。

室を門外に築く。林楚、馬を怒らせ、衢に及びて騁す。陽越、之を射る。中らず。築者、(七三)門を闔づ。門間より陽越を射るものありて、之を殺す。陽虎、公と(七四)武叔とを劫して、以て孟氏を伐つ。公斂處父、成人を帥ゐて(七五)上東門より入り、陽氏と南門の内に戰ふ。勝たず。又(七六)棘下に戰ふ。陽氏敗る。陽虎、(七七)甲を脱ぎて公宮に如き、寶玉大弓を取りて以て出で、五父の衢に舍り、(七八)寢ねて食を爲らしむ。其徒曰く、『追ふもの其れ將に至らんとす。』虎曰く、『(七九)魯人、余が出づるを聞かば、死を徵きしに喜ばん。何ぞ余を追ふに暇あらんや。』從者曰く、『(八〇)嘻、速に駕せよ。(八一)公斂陽在り』と。公斂陽、之を追はんと請ふ。(八二)孟孫許さず。(八三)陽、桓子を殺さんと欲す。孟孫懼れて之を歸す。(八四)子言辨く爵を季氏の廟に舍きて出づ。陽虎、讙・陽關に入り以て叛く。

【七三】季孫、既に孟氏の邸に入るを得たれば、乃ち門を閉ぢしなり。
【七四】叔孫不敢の子州仇。
【七五】魯の東城の北門。
【七六】城内の地名。
【七七】甲を脱ぐは、畏るゝ所無きを示す也。
【七八】炊ぐことを命じて寢ぬ。將に明旦を以て去らんとする也。
【七九】陽虎、魯に在るときは、魯人、常に死を招くの懼あり。今、其出づるを聞かば、魯人皆死を招くの懼ありしに反して、喜あるなり。
【八〇】嘻は懼るゝ聲。早く馬を車に付けて乘れ。
【八一】公斂陽は卽ち處父なり。陽必ず來り追ふべきを言ふ。
【八二】孟孫、陽虎を畏れて、追ふを許さゞるなり。
【八三】公斂陽、季桓子を殺し、孟氏を大ならしめんと欲せしに、孟孫懼れて、桓子を歸邸せしめたるなり。
【八四】子言は、季寤。辨は徧く也。子言は、徧く廟に告げて酒を飲み、懼るゝことなきを示して國外に出でしなり。

を以て（六二）叔孫氏に更へ、（六三）己、孟氏に更はらんことを欲す。冬十月、（六四）先公を順祀して祈る。辛卯、僖公（廟ノ）に禘す。壬申、將に季氏を（六五）蒲圃に享して之を殺さんとす。（六六）都車を戒めて曰く、『癸巳（ノ日）に至れ』と。成の宰公斂處父、孟孫に告げて曰く、『季氏、都車を戒むるは、何の故ぞ。』孟孫曰く、『吾（之チ）聞かず。』處父曰く、『然らば則ち亂ならん。必ず子に及ばん。先づこれに備へんか』と。（六七）孟孫と與に壬辰を以て期と爲す。陽虎・前驅し、林楚、桓子に御たり、虞人、鈹と盾とを以て之を夾み、（六八）陽越・殿たり。將に蒲圃に如かんとす。桓子（六九）咋に林楚に謂ひて曰く、『而の先は皆季氏の（七〇）良なり。（七一）爾、是を以て之に繼げ。』對へて曰く、『臣、命を聞くこと後れたり。陽虎、政を爲して、魯國服せり。之に違へば死を徵く。死すとも主に益なけん。』桓子曰く、『何の後れたることかこれ有らん。而能く我を以て孟氏に適かんか。』對へて曰く、『敢て死を愛まざれども、主を免れしめざらんことを懼る。』桓子曰く、『（必ズ）往け』と。（七二）孟氏、圉人の壯者三百人を選び、以て公期が爲めに

【六二】武叔。
【六三】陽虎自ら孟懿子に更らんと欲す。
【六四】魯の先代の諸公を順序を以て祀りて、冥助を祈る。
【六五】地名。
【六六】都邑の兵車。
【六七】壬辰は癸巳の前日。處父、兵を以て孟氏を救はんと欲する也。
【六八】陽虎の從弟。
【六九】咋は乍と同じ。猝に。
【七〇】良は良臣。
【七一】林楚をして己を難より免れしめ、以て其忠良なる先人の業を繼がしめんと欲するなり。
【七二】公期は孟氏の支子。孟氏實は難に備へんと欲して、人をして知らざらしむる爲、家を造るに託し、門外に衆を聚めたる也。

行らんとす。王孫賈曰く『(四八)苟も衞國に難あらば、工商も未だ嘗て患と爲さずんばあらず。皆行かしめて而る後に可なり』と。公、以て大夫に告ぐ。乃ち皆將に之を行らんとす。(四九)行らんこと日あり。公、國人を朝せしめ、賈をして問はしめて曰く、『若し衞、晉に叛かんに、晉五たび我を伐たば、病むこと如何ん。』皆曰く、『五たび我を伐つとも、猶ほ以て能く戰ふべし。』賈曰く、『(五〇)然らば則ち之に叛くに如かんや。病みて後に質せんに、何の遲きことかこれ有らん』と。乃ち晉に叛く。(五一)晉人改め盟はんと請へども、許さず。

秋、晉の士鞅、(五二)成桓公に會して鄭を侵して蟲牢を圍む。(五三)伊闕に報ゆるなり。遂に衞を侵す。

九月、(五四)師、衞を侵すは、晉の故なり。

(五五)季寤・(五六)公鉏極・(五七)公山不狃、皆、志を季氏に得ず。(五八)叔孫輒、叔孫氏に寵なし。(五九)叔仲志、志を魯に得ず。故に五人、陽虎に因る。陽虎、(六〇)三桓を去り、季寤を以て(六一)季氏に更へ、叔孫輒

【四八】王孫賈かく言ふは、國人を激怒せしめんと欲する也。
【四九】人質と爲りて晉に行くべきの期日定まりしなり。
【五〇】假定の說を以て遂に諸大夫をして晉に叛くに同意せしめしなり。
【五一】晉も亦、自ら無禮なりしを悔い、盟を改めんと請ふ也。
【五二】周の卿士。
【五三】公の六年、鄭人、周の闕外を伐てり。晉、周の爲めに之を報ゆるなり。
【五四】魯、晉の爲に衞を討するなり。
【五五】季桓子の弟。
【五六】公彌の曾孫、桓子の族子。
【五七】費の宰。
【五八】叔孫氏の庶子。
【五九】叔仲帶の孫。
【六〇】季孫、叔孫、孟孫。
【六一】季桓子。

(三八)渉佗・成何曰く、『我能く之に盟はん』と。(三九)衞人、牛耳を執らんと請ふ。成何曰く、『衞は吾が(四〇)溫原（二比ス）なり。焉ぞ諸侯に視ふるを得ん』と。(四一)將に歃らんとす。渉佗、衞侯の手を捘して（血）腕に及ぶ。衞侯怒る。(四二)王孫賈、趨り進みて曰く、『盟は以て禮を信にせんとなり。(四三)衞君にして其れ敢て唯だ禮を是れ事とせざるが若きあらば、此盟を受けん』と。衞侯、晉に叛かんと欲して、(四四)諸大夫を患ふ。王孫賈、（衞侯ヲシテ）(四五)郊に次らしむ。大夫、（入ラザル）故を問ふ。公、晉の詬を以て之に語ぐ。且つ曰く、『寡人、社稷を辱めたり。(四六)其れ改めて嗣を卜せよ。寡人從はん。』大夫曰く、『是れ衞の禍なり。豈に君の過ならんや。』公曰く、『又患あり。(四七)寡人に、必ず而の子と大夫の子とを以て（晉ニ）質と爲せと謂へり。』大夫曰く、『苟も益あらば、公子も則ち往かん。群臣の子、敢て皆羈絏を負うて以て從はざらんや』と。將に

【三八】二子は晉の大夫。

【三九】盟の禮は、尊者、牛耳を執るを主どるなり。衞侯、晉の大夫と盟ふ。故に自ら之に當らんと請ふなり。

【四〇】溫原は晉の縣なり。衞の小なることを喩ふるなり。

【四一】將に血を歃らんとするときに、渉佗、衞侯の手を捉へて推付けたる故に、血が衞侯の腕にかゝりたる也。

【四二】衞の大夫。

【四三】言ふこゝろは、晉無禮なれば、其盟を受くるを欲せずとなり。されどとにかく此場合は盟ひたるなり。

【四四】諸大夫の服せざるを患ふるなり。

【四五】國に入らざるなり。

【四六】他の公子を擇びて君を立てよ、予は大夫の立つる所に從はんとなり。

【四七】公、大夫を激怒せしめんと欲し、晉人が人質を要する由を言ふ也。羈絏を負ふは、隸役を取りて外に在るをいふ。大夫、皆晉に叛くを欲せざる故、晉の命ずるまゝに應ぜんと答ふるなり。

行に卒す。士鞅曰く、『宋必ず叛かん。其尸を止めて以て成ぎを求むるに如かず』と。乃ちこれを（二二）州に止む。

公、齊を侵して廩丘の（二三）郛を攻む。（二四）主人、（二五）衝を焚く。或ひと（二六）馬褐を濡して以て之を救ひ、遂に（二七）之を毀つ。主人出づ。（晉ノ）師（驚キ）奔る。陽虎、冉猛を見ざる者の僞して曰く、『（二八）猛、此に在らば必ず（敵チ）敗らん』と。猛、（二九）之を逐ふ。顧みるに繼ぐもの無し。僞りて顚る。虎曰く、『盡く（三〇）客氣なり』と。（三一）苫越、子を生む。將に事を待ちて之に名づけんとす。陽州の役に獲あり。（三二）之に名づけて陽州と曰ふ。

夏四月、齊の國夏・高張、我が西鄙を伐つ。晉の士鞅・趙鞅・荀寅、我を救ふ。公、晉の師に（三三）瓦に會す。（三四）范獻子、羔を執り、趙簡子・中行文子、皆鴈を執る。魯、是に於て始めて羔を尙べり。

晉の師、將に（三五）衞侯に（三六）鄟澤に盟はんとす。（三七）趙簡子曰く、『群臣誰か敢て衞君に盟はん者ぞ。』

【二二】晉の地名。
【二三】郛は郭なり。
【二四】廩丘の人。
【二五】衝は戰車。
【二六】馬褐は馬の脊中に掛くる衣。之を濕ほして火を消す也。
【二七】之は郛をさす。
【二八】冉猛、陽州の役に、先づ歸りし故に、嘲るなり。
【二九】陽虎の爲めに激せられて廩丘の人の出づる者を逐ふなり。

【三〇】眞勇に非ず。
【三一】苫夷。
【三二】之は子をさす。
【三三】衞の地。
【三四】范獻子は士鞅、趙簡子は趙鞅、中行文子は荀寅。禮に卿は羔を執り、大夫は鴈を執る。
【三五】靈公。
【三六】衞の地。
【三七】簡子、衞の前年晉に叛きて齊に屬せしを以て、意に之を辱しめんと欲するなり。

倶に(一〇)斃る。偃しながら且つ子鉏を射て、頰に中てゝ殪す。(一一)顔息、人を射て眉に中つ。(一二)退きて曰く、『我、勇なし。吾は其目を志しゝを』と。師退く。(一三)冉猛、足を傷けし僞して先だつ。(一四)其兄會乃ち呼ばゝりて曰く、『猛や殿たり』と。

二月己丑、(一五)單子、穀城を伐ち、劉子、儀栗を伐つ。辛卯、單子、簡城を伐ち、劉子、盂を伐ち、以て王室(亂ノ)を定む。

趙鞅、晉侯に言ひて曰く、『諸侯唯だ宋のみ晉に事ふ。好して其使を逆ふとも、猶ほ至らざらんことを懼る。今又(而ルニ)之を執ふるは、是れ諸侯を絶つなり』と。將に(一六)樂祁を歸さんとす。士鞅曰く、『三年之を止め、故なくして之を歸さば、宋必ず晉に叛かん』と。(一七)獻子、私に(一八)子梁に謂ひて曰く、『寡君、宋君に事ふるを得ざらんことを懼る。是を以て子を止めたり。子、姑く(一九)溷をして子に代らしめよ』と。子梁以て陳寅に告ぐ。陳寅曰く、『宋、將に晉に叛かんとす。是れ溷を棄つるなり。(二〇)之を待つに如かず』と。樂祁、歸らんとして(二一)大

【一〇】斃は仆る也。
【一一】魯人。
【一二】以て自ら矜るなり。
【一三】冉猛は魯人。先づ歸らんと欲する也。
【一四】冉會、其弟猛が列に在らざるを見て、大に呼ばはり、詐りて、猛後に在りて殿たりと曰ふ。魯に軍政無きを言ふ也。
【一五】周の儋翩の黨を平ぐるなり。
【一六】晉人、宋の樂祁を執へしは、公の六年に在り。
【一七】士鞅卽ち范鞅なり。
【一八】樂祁。
【一九】樂祁の子。
【二〇】溷を晉に來らしめざるが善しとなり、歸るべき時の至るを待つ也。
【二一】晉の東南の山。

卷の廿八

定公 下

【經】八年、春王の正月、公、齊を侵す。公、齊を侵すより至る。二月、公、齊を侵す。三月、公、齊を侵すより至る。曹伯露・卒す。夏、齊の國夏、師を帥ゐて我が西鄙を伐つ。公、晉の師に瓦に會す。公、瓦より至る。秋七月戊辰、陳侯柳・卒す。晉の士鞅、師を帥ゐて鄭を侵し、遂に衞を侵す。曹の靖公を葬る。九月、陳の懷公を葬る。季孫斯・仲孫何忌、師を帥ゐて衞を侵す。冬、衞侯・鄭伯、(一)曲濮に盟ふ。先公を從祀す。(二)盜、寶玉・大弓を竊む。

【傳】八年(周ノ敬王十八年)春王の正月、公、齊を侵し、陽州を(三)門む。士皆(四)坐列して曰く、『(五)顏高の弓は(六)六鈞なり』と。(七)皆取りて之を傳へ觀る。(八)陽州の人出づ。顏高、人の弱弓を奪ふ。(九)籍丘子鉏、之を擊つ。(顏高)一人と

【一】衞の地。
【二】盜は陽虎をさす。
【三】其門を攻む。
【四】坐列は安坐して鬭志なきなり。
【五】顏高は魯人。
【六】三十斤を一鈞と爲す、六鈞は百八十斤。
【七】六鈞の弓は弱弓には非ざれども、必ずしも強弓に非ず、魯兵は孱弱にして、之を異强となす也。
【八】顏高の弓を取り、相傳へて見て居る內に、城中の人が不意に打つて出でしなり。
【九】齊人。

秋、齊侯・鄭伯、(六)鹹に盟ひ、會を衛に徵す。(七)衛侯、晉に叛かんと欲す。諸大夫可かず。北宮結をして齊に如かしめ、齊侯に私して曰く、『(八)結を執へて以て我を侵せ』と。齊侯、之に從ひ、乃ち(九)瑣に盟ふ。

齊の(一〇)國夏、我を伐つ。陽虎、季桓子に御となり、(一一)公斂處父、孟懿子に御となりて、將に宵、齊の師に軍せんとす。齊の師之を聞き、(一二)墮りて、伏して之を待つ。處父曰く、『(一三)虎、禍を圖らず。而も必ず死せん。』(一四)苫夷曰く、『(一五)虎、(若シ)二子を難に陷れば、有司を待たずして、余必ず女を殺さん』と。虎懼れて、乃ち還りしかば、敗れざりき。

冬十一月戊午、單子・劉子、王を(一六)慶氏より逆ふ。晉の籍秦、王を送る。己巳、王、王城に入り、公族(一七)黨氏に館りて、而る後に(一八)莊宮に朝せり。

【六】衞の地。
【七】衞侯、齊鄭に屬せんとする也。
【八】齊の師を以て諸大夫をおどさんとするなり。
【九】瑣は卽ち沙なり。
【一〇】國夏は國佐の孫。
【一一】孟氏の家臣、成の宰公斂陽なり。
【一二】其車を墮毀し敵を誘きて伏兵を設くるなり。
【一三】虎、難を圖らずして、輕輕しく進み、伏に入りて、必ず死に陷らん。虎死せば、季孫、安んぞ獨り安きを得べけんや。
【一四】季氏の家臣。
【一五】虎、汝若し季桓子と孟懿子とを難に陷れば、刑戮をつかさどる有司を待たずして、余必ず汝を殺さん。
【一六】姑蕕を守れる大夫。
【一七】黨氏は周の大夫。
【一八】莊王の廟。

に酒を縣上に飲ましむ。(三一)楊楯六十を簡子に獻ず。陳寅曰く、『昔、吾、范氏を主とせしに、今、子、趙氏を主として、又、納るゝことあり。(三二)楊楯を以て禍を買はんことは、爲すべからざるのみ。然れども子、晉國に死なば、子孫必ず志を宋に得ん』と。范獻子、晉侯に言ひて曰く、『君命を以て疆を越えて使し、未だ使を致さずして私に酒を飲むは、二君に不敬なり。討せずんばあるべからざるなり』と。乃ち樂祁を執ふ。

陽虎、又、公と三桓とに周社に盟ひ、國人に(三三)亳社に盟ひ、五父の衢に詛ふ。

冬十二月、天王、(三四)姑蕕に處るは、儋翩の亂を辟くるなり。

〔經〕七年、春王の正月。夏四月。秋、齊侯・鄭伯、鹹に盟ふ。齊人、衞の行人北宮結を執へて以て衞を侵す。齊侯・衞侯、沙に盟ふ。大雩す。齊の國夏、師を帥ゐて、我が西鄙を伐つ。九月、大雩す。冬十月。

〔傳〕七年(周ノ敬王十七年)春二月、周の儋翩、(一)儀栗に入りて以て叛く。

(二)齊人、鄆・陽關を歸す。陽虎、之に居りて以て政を爲す。

夏四月、(三)單武公・(四)劉桓公、(五)尹氏を窮谷に敗る。

【三一】楊は木の名。
【三二】范氏必ず怨みて、吾將に禍を得んとす。
【三三】亳社は外朝に在り。
【三四】周の地。
【一】周の邑。
【二】鄆・陽關は皆魯の邑なりしが、中ごろ齊に屬せしを、今之を歸せるなり。經に書せざるは陽虎之を專にすればなり。
【三】單穆公の子。
【四】劉文公の子。
【五】尹氏は儋翩に黨せしなり。

四月己丑、吳の大子〔二一〕終纍、楚の舟師を敗り、〔二二〕潘子臣・小惟子と大夫七人とを獲たり。楚國、大に惕れ、亡びんことを懼る。子期、又〔二三〕陵師を以て繁揚に敗れぬ。令尹子西、喜びて曰く、『〔二四〕乃ち今にして爲むべし』と。是に於てか、郢を鄀に遷して、〔二五〕其政を改め紀し、以て楚國を定む。

周の〔二六〕儋翩、王子朝の徒を率ゐて、鄭人に因りて將に以て亂を周に作さんとしたりき。〔二七〕鄭是に於てか、馮・滑・胥靡・負黍・狐人・闕外を伐ちにき。六月、周の閻沒、周を戍り、且た胥靡に城づく。

秋八月、宋の樂祁、景公に言ひて曰く、『諸侯唯だ我のみ晉に事ふ。今、使、往かずんば、晉其れ憾みん』と。〔二八〕樂祁、其宰陳寅に告ぐ。陳寅曰く、『必ず子をして往かしむるならん』と。他日、公、樂祁に謂ひて曰く、『唯だ寡人、子の言を說ぶ。子必ず往け』と。陳寅曰く、『〔二九〕子、後を立てゝ行かば、吾が室も亦た亡びざらん。唯だ君も亦た我を以て、難を知りながら行きたりと爲さん』と。〔三〇〕溷を見えしめて而して行く。趙簡子、逆へて之

【二一】闔廬の子、夫差の兄。
【二二】二人は楚の舟師の帥。
【二三】陸軍。
【二四】懼を知りて而る後に治むるを得るなり。
【二五】其政を改めて之を新にし、其政を紀して之を理む。
【二六】王子朝の餘黨。
【二七】鄭の周の六邑を伐ちしは魯の鄭を伐ち匡を取りし前に在りしなり。
【二八】樂祁、公と言ひしことを以て、其宰陳寅に告げしなり。
【二九】陳寅、晉の政一途より出でざれば、或は難あらんかと慮り、樂祁をして後嗣を立てて行かしめんとするなり。
【三〇】溷は樂祁の子。溷を君に見えしめて、立てゝ以て後と爲すなり。

す。乃ち不可なることなからんや。(一三)大姒の子は、唯だ周公・康叔のみ相睦まじと爲す。而るに、小人に效うて以て之を棄てば、亦(一四)誣ひざらんや。天、將に陽虎の罪を多くして、以て之を斃さんとす。君、姑く之を待たば若何ん』と。(一五)乃ち止む。

夏、季桓子、晉に如く。鄭の(一六)俘を獻ずるなり。(一七)陽虎、強ひて孟懿子をして、往きて夫人の聘に報ぜしむ。(一八)晉人、之を兼ねて享す。孟孫、房外に立ち、范獻子に謂ひて曰く、『(一九)陽虎、若し魯に居ること能はずして肩を晉に息めんとき、以て中軍司馬と爲さゞる所の者あらば、先君の如きことあらん。』獻子曰く、『寡君、官あり。將に其人を(擇ビテ)使はんとす。鞅何ぞ知らん』と。獻子、簡子に謂ひて曰く、『魯人、陽虎を患ふ。孟孫、其釁を知りて以爲へらく、必ず晉に適かんと。故に、強ひて之が爲めに請うて、(二〇)以て入れられんことを取れるなり』と。

【一三】大姒は文王の妃。
【一四】誣は罪なきを罪ありとする也。此は皆陽虎の爲す所にして、魯は舊と罪なし、而るに罪ありと爲して之を伐つは、是れ誣ふる也。
【一五】魯の師を伐たざる也。
【一六】匡を取りし時の俘。
【一七】陽虎、三桓を困辱せしめ、并せて媚を晉に求めんと欲せり、故に強ひて正卿をして晉の夫人の聘に報いしむる也。
【一八】晉人、魯を賤しむるが故に、復た禮を兩つ設くることをせざるなり。
【一九】先君を稱して其言を徵し、晉をして必ず陽虎を厚く待遇せしめんと欲するが若くするなり。然れども孟孫の本意は、陽虎の爲めに官を請ふに非ず。實は晉人をして陽虎が終に必ず逃走せんことを知らしめんと欲する也。
【二〇】陽虎逃走して晉に來らば、之を入れられんことを請託するなり。

侵す。公、鄭を侵すより至る。夏、季孫斯・仲孫何忌、晉に如く。晉人、宋の行人樂祁犂を執ふ。冬、中城に城づく。季孫斯・仲孫忌、師を帥ゐて鄆を圍む。

【傳】六年（周ノ敬王十六年）春、鄭、許を滅すは、楚の敗に因りてなり。

二月、公、鄭を侵し　（二）匡を取るは、（三）晉の爲めに、鄭の胥靡を伐ちしを討ずるなり。往くとき、道を衞に假らず。還るに及びて、（四）陽虎、季孟をして（衞ノ）南門より入り、東門より出でしめて、豚澤に舍る。衞侯怒る。（五）彌子瑕をしてこれを追はしめんとす。（六）公叔文子、（七）老せり、輦にて公に如きて、曰く、『人を尤めて之に效ふは、禮に非ざるなり。（晉ノ）昭公の難に、君、將に（八）文の舒鼎・（九）成の昭兆・（一〇）定の鞶鑑を以て、苟も以て之を納るべくんば、擇びて一を用ゐんとせり。（一一）公子と二三臣の子と、諸侯苟も之を憂へば、將に以て之が質と爲さんとしたりき。此れ群臣の聞ける所なり。今、將に小忿を以て舊德を（一二）蒙はんと

【二】匡は鄭の地。
【三】胥靡は周の地。周の儋翩、鄭人に因つて以て亂を作す、鄭、之が爲に胥靡を伐ちたりし故に、晉、魯をして之を討ぜしむるなり。
【四】陽虎將に三桓を逐はんとし、罪を鄭國に得しめんと欲する也。
【五】衞の嬖大夫。
【六】公叔文子は公叔發。
【七】老は隱居なり。
【八】文の舒鼎とは、衞の文公の廟に藏めたる、舒國にて造りたる鼎。
【九】成公の廟に藏めたる光明なる寶龜。
【一〇】定公の廟に藏めたる鏡を以て飾としたる大帶。
【一一】衞君、魯の昭公を納れんことを求めて、以上の者を質と爲さんとしたりしことあるなり。
【一二】蒙は覆ふ也。

『吾は君の爲めにせしなり。身の爲めにせしに非ざるなり。君既に定まれり。又何をか求めん。且つ吾、(四二)子旗を尤めて、其れ又これを爲さんや』と。遂に賞を逃る。王、將に季芈を嫁せんとす。季芈辭して曰く、『女子たる所以は、丈夫に遠ざかるなり。鍾建、我を負へり』と。以て鍾建に妻はせて、以て(四三)樂尹と爲す。王の隨に在りしや、(四四)子西、王の輿服を爲し、以て路を保んじて、脾洩に國せり。王の所在を聞きて、而る後に王に從へり。王、由于をして麇に城づかしむ。(由于)復命す。子西、(城ノ)高厚を問ふ。知らず。子西曰く、『(四五)能はずんば辭するに如かんや、城づきて、高厚小大を知らずんば、何をか知らんとする。』對へて曰く、『固より不能を辭せしかども、子、余を使へり。人各〻能あり不能あり。王、盜に雲中に遇ひしとき、余、其戈を受けたり。其所猶は在り』と。袒ぎて之に背を示して曰く、『此れ余の能くする所なり。脾洩の事は余も亦能はざるなり』と。

晉の士鞅、鮮虞を圍む。(四六)觀虎の役に報いしなり。

【經】六年春王の正月癸亥、鄭の(一)游速、師を帥ゐて許を滅し、許男斯を以て歸る。二月、公、鄭を

【四二】子旗は蔓成然なり、平王に德ありしを以て求欲厭くこと無かりし爲め、遂に殺されし事、昭公十四年に在り。

【四三】樂を司る大夫。

【四四】脾洩は楚の邑。王を失へば國人の潰散せんことを恐る。故に僞りて王の車服を爲して、國を脾洩に立て、以て道路の人を保安せしなり。

【四五】自ら不能を知らば、辭して行くことなかるべき筈なり。

【四六】三年、鮮虞、晉の觀虎を得たり。

【一】大叔の子。

る。葉公終に正視せず。

乙亥、(二九)陽虎、季桓子と公父文伯とを囚へて、仲梁懷を逐ふ。冬十月丁亥、(三〇)公何藐を殺す。己丑、桓子に(三一)稷門の内に盟ふ。庚寅、大に詛ひて(三二)公父歜と(三三)秦遄とを逐ふ。皆、齊に奔る。

(三四)楚子、郢に入る。初め、鬭辛、吳人の宮を爭ふを聞きて曰く、『吾之を聞く、「讓らざれば則ち和せず。和せざれば以て遠征すべからず」と。吳、楚に爭ふ。必ず亂あらん。亂あらば必ず歸らん。焉ぞ能く楚を定めん』と。王の隨に奔りしや、將に(三五)成臼を涉らんとせしに、(三六)藍尹亹、(三七)其帑を涉して、王に舟を與へざりき。(三八)寧んずるに及びて、王、之を殺さんと欲す。子西曰く、『子常は唯だ舊怨を思ひければ以て敗れしなり。君、何ぞ效はん。』王曰く、『善し。其所に復らしめよ。(三九)吾、以て前惡を志さん』と。王、(四〇)鬭辛・王孫由于・王孫圉・鍾建・鬭巢・申包胥・王孫賈・宋木・鬭懷を賞す。子西曰く、『請ふ、懷を舍け。』王曰く、『(四一)大德、小怨を滅すは道なり』と。申包胥曰く、

【二九】公父文伯は季桓子の從父昆弟なり。陽虎、亂を爲さんと欲し、二子の從はざらんことを恐れて、之を囚へしなり。
【三〇】季氏の族。
【三一】魯の南城門。
【三二】公父歜は卽ち文伯。
【三三】秦遄は平子の姑婿。
【三四】吳の師已に歸りしなり。
【三五】水名。漢江に入る。
【三六】楚の大夫。
【三七】帑は妻子。
【三八】寧んずるは安定する也。
【三九】吾は以て吾が前日の失敗を忘れざらん。
【四〇】鬭辛等九子は、皆王に從ひて大功ありしもの。
【四一】鬭懷、王を弑せんことを謀りたれど、終に其兄辛に從ひて、王を大難より免れしめたり、是れ大德なり。

楚を救ふ。子蒲曰く、『吾、未だ（二四）吳の道を知らず』と。楚人をして先づ吳人と戰はしめて、（二五）稷より之に會し、大に夫槩王を（二六）沂に敗る。吳人、（二七）薳射を柏擧に獲。其子、（二八）奔徒を帥ゐて以て子西に從ひて、吳の師を（二九）軍祥に敗る。秋七月、子期・子蒲、（三〇）唐を滅す。九月、夫槩王、歸りて自立して、以て王と戰ひて敗れ、楚に奔りて、堂谿氏と爲る。吳の師、楚の師を雍澨に敗る。秦の師、又吳の師を敗る。吳の師、（三一）麇に居る。子期、將に之を焚かんとす。子西曰く、『（三二）父兄親しく骨を暴して、收むること能はざるに、又、之を焚くは不可なり。』子期曰く、『（三三）國亡びたり。死者若し知ることあらば、以て舊祀を歆くべし。豈に之を焚くを憚らんや』と。之を焚きて又戰ふ。吳の師敗る。又、（三四）公壻の谿に戰ふ。吳の師大に敗る。吳子乃ち歸る。（三五）闉輿罷を囚ふ。闉輿罷、（三六）先んぜんと請ひ、遂に逃げ歸る。（三七）葉公諸梁の弟（三八）后臧、其母に吳に從ひ、待たずして歸

【二四】吳人の攻戰の術。
【二五】稷は楚の地。
【二六】沂は楚の地。
【二七】薳射は楚の大夫。
【二八】楚の散卒。
【二九】楚の地。
【三〇】唐人、吳に從ひ楚を伐ちしが故なり。
【三一】麇は地名。
【三二】前年楚人、吳と戰ひ多く麇中に死せり。故に並せて焚く可からずとなり。
【三三】今國既に亡びたり、死者猶ほ知るあらば、當に焚きて以て舊祀を歆く可きを喜ぶべし。我又何を憚りてか爲さゞらん。
【三四】楚の地。
【三五】楚の大夫。
【三六】先づ吳に至らんと請ひて、楚に逃げ歸りしなり。
【三七】司馬沈尹戌の子葉公子高なり。
【三八】吳人、楚に入り、后臧の母を獲たり、楚定まりて後、后臧、母を棄てゝ歸りし故、之を不義として、兄諸梁、之を正視せざりしなり。

[經] 五年、春王の三月辛亥朔、日、之を食するあり。夏、粟を蔡に歸る。(一)於越、吳に入る。六月丙申、季孫意如卒す。秋七月壬子、(二)叔孫不敢卒す。冬、晉の士鞅、師を帥ゐて鮮虞を圍む。

[傳] 五年(周ノ敬王十五年)春、(三)王人、子朝を楚に殺す。

夏、粟を蔡に歸るは、以て(四)亟を周ひ、資なきを矜むなり。

越、吳に入るは、吳、楚に在ればなり。

六月、季平子、(五)東野を行り、還る。未だ至らざるに、丙申、房に卒す。陽虎、將に(六)璵璠を以て(七)斂せんとす。(八)仲梁懷(之チ)與へずして曰く、『(九)歩を改むれば玉を改む』と。陽虎、之を逐はんと欲し、(一〇)公山不狃に告ぐ。不狃曰く、『彼は君の爲めなり。子何ぞ怨みん』と。既に葬り、(一一)桓子、東野を行る。費に及ぶ。子洩、費の宰と爲り、逆へて郊に勞ふ。桓子、之を敬す。仲梁懷を勞ふ。仲梁懷、敬せず。子洩怒る。陽虎に謂へらく、『(一二)子、之を行らんか』と。

申包胥、秦の師を以て至る。秦の子蒲・子虎、(一三)車五百乘を帥ゐて以て

【一】於越の於は發聲なり。
【二】成子。
【三】楚の亂に因りて、敬王の徒、之を殺しゝなり。
【四】亟は急なり。
【五】東野は東方の野。
【六】美玉。
【七】斂は屍を棺にをさむるなり。
【八】季子の臣。
【九】君には君の歩行する制限あり、臣には臣の歩行する制限あり、佩ぶる所の玉にも、君臣各ゝ制度あり、改むべからざるなり。
【一〇】子洩、季氏の臣、費の宰。
【一一】意如の子季孫斯。
【一二】子、仲梁懷を追ひ去らんか。
【一三】三萬七千五百人。

初め、伍員、(一三四)申包胥と友たり。其の亡ぐるや、申包胥に謂ひて曰く、『我必ず楚國を(一三五)復さん』と。申包胥曰く、『之を勉めよ。子能く之を復さば、我は必ず之を興さん』と。昭王の隨に在るに及びて、申包胥、秦に如き、師を乞うて曰く、『吳、(一三六)封豕長蛇を爲し、以て(一三七)上國を荐食し、虐を楚より始め、寡君、社稷を守ることを失ひて、草莽に(一三八)越在せり。下臣をして急を告げしめて曰く、「(一三九)夷德、厭くことなし。若し(一四〇)君に鄰せば、疆場の患たらん。吳の未だ(楚)定めざるに逮びて、(一四一)君其れ分を取れ。若し楚にして遂に亡びんには、君の土なり。若し君の靈を以て之を(一四二)撫まば、世〻以て君に事へん」と。』秦伯、辭せしめて曰く、『寡人、命を聞けり。子、姑く館に就け。將に圖りて告げんとす』と。對へて曰く、『寡君、草莽に越在して、未だ伏す所を獲ず。下臣何ぞ敢て安きに卽かん』と。立ちて庭牆に依りて哭し、日夜、聲を絕たず、(一四三)勺飮も口に入れざること七日、秦の哀公、之が爲めに(一四四)無衣を賦す。(一四五)九たび頓首して坐す。秦の師乃ち出づ。

【一三四】楚の大夫。
【一三五】復は覆す也。
【一三六】封は大なり。大豕、長蛇は、吳の貪ること甚だしきに喩ふ。
【一三七】上方の國〻を追々に取る也。荐食は、蠶食と曰ふが如し。
【一三八】越は播越なり。
【一三九】夷の心情は厭くを知らず。
【一四〇】吳、楚を有するときは、秦と鄰る。
【一四一】吳と共に楚の地を分て。
【一四二】撫は存恤する也。
【一四三】一勺ほどの飲料。
【一四四】詩の秦風。子と仇を同じうせん、子と偕に作さん、子と偕に行かんとの意を取るなり。
【一四五】無衣は三章あり、一章ごとに、三たび頓首する也。

川に在る者、楚、實に之を盡くせり。(二二一)天、其衷を誘きて、罰を楚に致せり。而るを君又之を(二二二)竄す。周室は何の罪ある。君若し周室を顧み報い、施きて寡人に及ぼし、以て天の衷を(二二三)獎さば、君の惠なり。(二二四)漢陽の田は、君實に之を有たん』と。楚子、(二二五)公宮の北に在り。吳人、其南に在り。

(二二六)子期、王に似たり。王を逃して、己、王と爲りて曰く、『我を以て之に與へば、王必ず免れん』と。隨人之を(吳)與へんことを卜す。不吉なり。乃ち吳に辭して曰く、『隨の(二二七)辟小にして、楚に密邇するを以て、楚、實に之を存して、世〻盟誓あり。今に至るまで未だ改めず。若し難ありとて之を棄てば、何を以てか君に事へん。執事の患は、唯だ(二二八)一人のみならざらん。若し楚の竟を(二二九)鳩めば、敢て命を聽かざらんや』と。吳人乃ち退く。(二三〇)鑪金、初め子期氏に宦し、實に(二三一)隨人と要言せり。王見えしめんとす。(鑪金)辭して曰く、『敢て(二三二)約を以て利と爲さず』と。王、(二三三)子期の心を割きて以て隨人と盟ふ。

【二二一】今や天、其命を促して、楚に罰を與へたり。
【二二二】竄は匿す也。
【二二三】獎は助けて之を成す也。
【二二四】楚の田の漢水の東に在る者。
【二二五】隨公の宮。
【二二六】昭王の兄公子結なり。
【二二七】辟は僻なり。
【二二八】一人は楚王をさす。
【二二九】鳩は安集する也。德を以て懷柔するをいふ。
【二三〇】鑪は姓、金は名。
【二三一】楚王と子期とを匿すの約を結べる也。要言は要約なり。
【二三二】約は要言をさす。
【二三三】むなさきの膚を割き血を取りて以て盟ひ、其至心を示すなり。

ど可ならんか。』司馬曰く、『我、實に（二三）子を失へり、可なる哉』と。三たび戰ひ、皆傷つく。曰く、『吾、用ゐるべからざるのみ』と。句卑、裳を布き（司馬ノ）剄ねて之を裹み、其身を藏して、其首を以て免る。

楚子、雎を涉り江を濟りて、（二四）雲中に入る。王寢ぬ。盜、之を攻め、戈を以て王を擊つ。王孫由于、背を以て之を受け、肩に中る。王、鄖に奔る。（二五）鍾建、季芊を負うて以て從ふ。由于、徐くに蘇りて從ふ。（二六）鄖公辛の弟懷、將に王を弑せんとす。曰く、『（二七）平王、吾が父を殺せり。我、其子を殺さんこと亦可ならずや。』辛曰く、『君の臣を討ずるは、誰か敢て之を讎とせん。君命は天なり。若し天命に死せば、將に誰をか讎とせんとする。（二八）詩に曰く、「柔も亦茹はず、剛も亦吐かず、矜寡を侮らず、彊禦を畏れず」とは、唯だ仁者之を能くす。彊を違け弱を陵ぐは、勇に非ざるなり。人の（二九）約に乘ずるは、仁に非ざるなり。（三〇）宗を滅し祀を廢するは、孝に非ざるなり。動きて令名なきは、知に非ざるなり。必ず是を犯さんとせば、余、將に女を殺さんとす』と。鬭辛、其弟巢と與に、王を以て隨に奔る。吳人、之を從ひ、隨人に謂ひて曰く、『周の子孫の漢

【二三】あやまちて子の賢を知らざりしことをいふ也。
【二四】雲夢の澤中なり。
【二五】楚の大夫。
【二六】蔓成然の子鬭辛。
【二七】昭公十四年、楚の平王、成然を殺したり。
【二八】大雅烝民の篇。仲山甫が强を避けず弱を凌がざるをいふ。
【二九】約は窮約。
【三〇】君を弑するは、宗を滅ぼすにあたる。

子常の卒奔り、楚の師亂る。吳の師大に之を敗る。子常、鄭に奔る。史皇、（一〇四）其乘廣を以て（戰ヒテ）死す。吳、楚の師を從うて（一〇五）清發に及ぶ。將に之を擊たんとす。夫槩王曰く、『困獸だも猶ほ鬪ふ。況んや人をや。若し免れざるを知りて死を致さば、必ず我を敗らん。若し先づ濟る者をして免るゝを知り、後るゝ者をして之を慕はしめば、鬪心あることなけん。半濟りて後に擊つべし』と。之に從ふ。又之を敗る。楚人、食を爲さんとす。吳人、之に及ぶ。（楚人）奔りながら食ふ。（吳人）之を從うて、これを雍澨に敗り、五戰して郢に及ぶ。己卯、楚子、其妹（一〇六）季羋・畀我を取りて以て出で、雎を涉る。鍼尹固、王と舟を同じくす。王、（一〇七）燧象を執りて以て吳の師に奔らしむ。庚辰、吳、郢に入り、（一〇八）班を以て（楚ノ）宮に處る。（一〇九）子山、令尹の宮に處る。夫槩王、之を攻めんと欲す。懼れて之を去る。夫槩王、（一一〇）之に入る。左司馬戌、息に及びて（楚ノ敗ルルヲ聞キ）還り、吳の師を雍澨に敗りて、（一一一）傷つく。初め司馬、闔廬に臣たりき。故に、禽と爲るを恥づ。其臣に謂ひて曰く、『（一一二）誰か能く吾が首を免れしむる』と。吳句卑曰く、『臣は賤しけれ

【一〇四】子常の乘りたる戎車に乘り、元帥と僞り、奮戰して敵に死す。

【一〇五】清發は水の名。

【一〇六】平王の女。

【一〇七】火燧を燒きて象尾に繫ぎ、敵中に亂奔せしむるなり。

【一〇八】班爵の位次を以て楚王の宮に居る。君は君の宮に居り、大夫は大夫の宮に居りしをいふ。

【一〇九】吳王の子

【一一〇】之は令尹の宮をさす。

【一一一】戌、傷を負ふ也。

【一一二】吾死せば、誰か能く吾が首を收めて、吳をして獲ざらしむるや。

必ず大に之を敗らん』と。既に謀りて行く。(九一)武城黒、子常に謂ひて曰く、『(九二)呉は木を用ゐ、我は革を用ゐる。久しくすべからざるなり。速に戰ふに如かず』と。(九三)史皇、子常に謂へらく、『楚人、子を惡みて(九四)司馬を好す。若し司馬、呉の舟を淮に毀り、(九五)城口を塞ぎて入らば、是れ獨りにて呉に克つなり。子必ず速に戰へ。然らずんば免れじ』と。乃ち漢を濟りて陳し、(九六)小別より大別に至るまで三たび戰ふ。子常、(九七)不可なるを知り、奔らんと欲す。史皇曰く、『安くして其事を求め、難くして之を逃れば、將に何の所にか入らんとする。子、必ず之に死せよ。(九八)初罪必ず盡く說けん』と。十一月庚午、(九九)二師、柏擧に陳す。闔廬の弟夫槩王、晨に闔廬に請うて曰く、『楚の(一〇〇)瓦は不仁なり。其臣、死志あるものなし。先づ之を伐たば、其卒必ず奔らん。而して後に大師之に繼がば必ず克たん』と。許さず。夫槩王曰く、『所謂「(一〇一)臣義なれば行ひ、命を待たず」とは、其れ此を謂ふか。今日、我(一〇二)死せば、(一〇三)楚には入るべきなり』と。其屬五千を以て、先づ子常の卒を撃つ。

【九一】楚の武城の大夫。
【九二】呉人の兵車は木造なり。吾が楚の兵車は革を以て飾りたるものなれば、雨の濕りに逢ふときは、破れ易きが故に、久しく逗留すべからず。速に戰ふに如かずと。
【九三】楚の大夫。
【九四】沈尹戌。
【九五】三隘道の總名。
【九六】小別大別は漢江の附近の地名。
【九七】不可は呉に勝つ可からざるをいふ。
【九八】初罪は賄を貪りて寇を致したる罪をいふ。
【九九】呉楚の師。
【一〇〇】瓦は子常の名。
【一〇一】人臣の道は、義を見れば則ち爲し、君命を待たず。
【一〇二】死は死戰する也。
【一〇三】楚は其國都をさす。

召陵より反る。鄭の子大叔、未だ至らずして卒す。晉の趙簡子、之が爲めに臨し、甚だ哀しむ。曰く、「(八二)黃父の會に、夫子、我に九言を語げて曰く、「亂を始むること無かれ。富を恃むこと無かれ。寵を恃むこと無かれ。(八三)同に違ふこと無かれ。禮に敖ること無かれ。能（ヲ以テ人）に驕ること無かれ。怒を復すること無かれ。非德を謀ること無かれ。非義を犯すこと無かれ」と。』

沈人、召陵に會せず。晉人、蔡をして之を伐たしむ。夏、蔡、沈を滅す。

秋、楚、沈の爲めの故に蔡を圍む。

伍員、吳の行人と爲りて以て楚を謀る。楚の、(八四)郤宛を殺しゝとき、(八五)伯氏の族出づ。伯州犂の孫嚭、吳の大宰と爲りて以て謀れり。楚の昭王の位に卽きしより、歲として吳の師あらざることなし。蔡侯、之に因りて其子乾と其大夫の子とを以て吳に質と爲す。冬、蔡侯・吳子・唐侯、楚を伐つ。(八六)舟を淮汭に舍き、豫章より楚と(八七)漢を夾む。左司馬戌、子常に謂ひて曰く、「(八八)子、漢に沿うて之と上下せよ。(八九)我、方城の外を悉して以て其舟を毀り、還つて(九〇)大隧・直轅・冥阨を塞がん、子、漢を濟りて之を伐て。我、後より之を擊たん。

【八二】黃父の會は昭公二十五年に在り。
【八三】同位の人に違うて獨見を立つること勿れ。
【八四】昭公二十七年の事。
【八五】郤宛の黨。
【八六】吳、舟に乘り、淮より來り、蔡を過ぎて、之を舍つる也。
【八七】漢は水の名。
【八八】漢に沿うて上下して、遮りて、渡る勿らしむる也。
【八九】方城外の人を以て其の舍く所の舟を毀らん。
【九〇】大隧以下の三つは、漢東の隘道。

り。其命書に云はく、王曰く、（七一）よ爾の考の王命に違ひしが如くなることなかれ」と。之を若何ぞ其れ蔡をして衞に先だゝしめん。武王の母弟八人、周公は大宰たり、康叔は司寇たり、聃季は司空たり、（七二）五叔は官なかりき。豈に年を尚ぶならんや。（七三）曹は文の（七四）昭にして、（七五）晉は武の（七六）穆なれども、（七七）曹は伯甸たり、年を尚ぶに非ざるなり。今將に之を尚ばんとするは、是れ先王に反くなり。晉の文公の（七八）踐土の盟を爲しゝとき、衞の成公は在らざりき。夷叔は其母弟なりしかども、猶ほ蔡に先だてり。其載書に云はく、王若く曰く、「（七九）晉の重・魯の申・衞の武・蔡の甲午・鄭の捷・齊の潘・宋の王臣・莒の期」と。藏まりて周府に在り。（八〇）覆視すべきなり。吾子、（八一）文・武の略を復せんと欲して、其德を正さずんば、將た之を如何にせん」と。萇弘說び、劉子と范獻子とに謀り、乃ち衞侯を盟に長とす。

【七一】胡は蔡仲の名。
【七二】五叔は管、蔡、成、霍、毛。
【七三】曹は文王の子。
【七四】昭は宗廟の左位、偶數の位にあたる。
【七五】晉は武王の子。
【七六】穆は宗廟の右位、奇數の位にあたる。
【七七】曹は伯爵を以て甸服に居り、晉の侯爵よりも小なり。
【七八】踐土召陵二會に、經に書して、蔡は衞の上に在れど、覇主は國の大小の序を以てせしならん、子魚の言ふ所は盟歃の次序なり。
【七九】晉の文公、魯の僖公、衞の叔武、蔡の莊公、鄭の文公、齊の昭公、宋の成公、莒の玆丕公の順なり、齊を鄭の下に序づるは、周の宗盟には、異姓を後とするなり。
【八〇】覆視は、くりかへして視ること。
【八一】文王、武王の時の國境を取り返さんとする也。

閻の土に取りて、以て王職に共せしめ、相土の東都に取りて、以て王の東蒐に會せしめ、(五三)聃季、土を授け、(五四)陶叔、民を授け、命ずるに(五五)康誥を以てして、(五六)殷の虛に封ぜり。(五七)皆啓くに商の政を以てし、疆するに周の索を以てせり。(五八)唐叔に分するに、大路・(五九)密須の鼓・(六〇)闕鞏・(六一)沽洗・(六二)懷姓の九宗・職官の(六三)五正を以てし、命ずるに唐誥を以てして、夏の虛に封じ、啓くに夏の政を以てし、疆するに(六四)戎の索を以てせしむ。三者は皆叔なり。而れども令德あり。故に(六五)之を昭はすに分物を以てせり。然らざれば、(六六)文・武・成・康の伯、猶多けれども、是分を獲られざりしは、唯だ年を尙ばざりければなり。(六七)管・蔡、商を啓きて王室を惎間せしかば、王是に於てか管叔を殺して、(六八)蔡叔を蔡つに車七乘徒七十人を以てせり。其子蔡仲、行を改め德に帥ひしかば、周公、之を擧げて(六九)己が卿士と爲し、これを王に見えしめて、(七〇)之に命ずるに蔡を以てせ

【五三】周公の弟、司空。
【五四】陶叔は司徒たり。
【五五】康誥は周書。
【五六】殷の虛は朝歌なり。
【五七】魯衞共に皆、故の殷の政を用ひて、之を開導し、界を定むるには周の丈尺の繩を用ふる也。
【五八】唐叔は晉の祖。
【五九】密須は國の名。
【六〇】闕鞏は甲の名。
【六一】沽洗は鐘の名。
【六二】懷姓の九族に分れたる人民、卽ち殷の遺民。
【六三】五官の長。
【六四】夏の墟は、戎に近し。
【六五】分賜の物ありて善德を表明せり。
【六六】文王、武王、成王、康王。
【六七】管叔、蔡叔、紂の子祿父を開き導きて、以て王室を毒亂せり。惎は毒なり。
【六八】蔡叔に車徒を與へて之を放てり。
【六九】周公の臣となす也。
【七〇】命じて蔡侯となす。

(二九)分するに(三〇)大路・(三一)大旂・夏后氏の(三二)璜・(三三)封父の(三四)繁弱・殷民の六族・條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏を以てし、其(三五)宗氏を帥ゐ、(三六)其分族を輯め、其(三七)類醜を將ゐて、以て(三八)周公を法則として、因つて命に周に卽かしめ、是を以て之をして(三九)魯に職事して、以て周公の明德を昭はさしめて、之に土田の(四〇)陪敦なると。(四一)祝・宗・卜・史・(四二)備物・(四三)典策・(四四)官司の彝器とを分ち、(四五)商奄の民に因つて、命ずるに伯禽を以てして、(四六)少皡の虛に封ぜり。康叔に分するに、大路・(四七)少帛・綪茷の旃旌・(四八)大呂・殷民の七族・(卽チ)陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏を以てして、(四九)土略を封畛すること、(五〇)武父以南より(五一)圃田の北竟に及ぼし、(五二)有

【二九】分は分ち賜ふ也。
【三〇】大路は金路、同姓の諸侯に賜ふ車なり。
【三一】交龍を畫ける旗。
【三二】璜は美玉の名。
【三三】封父は古の諸侯。
【三四】繁弱は大弓の名。
【三五】宗氏は嫡宗の子、一族の長なり。
【三六】一族中の別家枝葉の者を集むる也。
【三七】類醜は遠派疎屬。
【三八】殷民の六族をして周公を法則として周公の命に從はしむる也。
【三九】六族をして魯公の職事に供せしむる也。
【四〇】陪敦は膏腴なり。
【四一】祝は大祝、宗は宗人、卜は大卜、史は大史。四つの官なり。
【四二】備物は國君威儀のもの、裝飾品など。
【四三】古典史策。
【四四】官司の守る所の宗廟祭祀の器。
【四五】商奄は國名。
【四六】少皡の墟は、曲阜なり、魯の城內に在り。
【四七】少帛は小白と同じ、旗なり。綪茷は大赤色、染草の名を取るなり。少帛の旌と、綪茷色の旃となり。
【四八】大呂は鐘の名。
【四九】土地の界を定むる也。略は界なり。畛も界なり。
【五〇】武父は衞の北界。
【五一】圃田は衞の藪の名。
【五二】有閻は衞の受けたる朝宿の邑。

しめよ。』公曰く、『善し』と。乃ち子魚を使む。子魚辭して曰く、『臣、(一三)四體を展べて以て(一四)舊職に率ふだも、猶ほ給らずして、(一五)刑書を煩はさんことを懼る。(然ルニ)若し又(一六)二に共せば、大罪を徼むるなり。且つ夫れ(一七)祝は社稷の常隷なり。社稷動かざれば、祝、竟を出でざるは、官の制なり。君以て軍行すれば、社に祓ひ鼓に釁り、祝、(社主)奉じて以て從ふ。是に於てか竟を出づ。若し(一八)嘉好の事には、君行けば(一九)師從ひ、卿行けば(二〇)旅從ふ。臣は事なし』と。公曰く、『行け』と。(二一)皐鼬に及び、(二二)將に蔡を衞よりも長とせんとす。衞侯、祝佗をして萇弘に私せしめて曰く、『これを道路に聞けり。信否を知らず。聞くが如くんば、蔡將に衞に先だゝんとすと。信なるか。』萇弘曰く、『信なり。(二三)蔡叔は(二四)康叔の兄なり。衞に先だゝんこと亦可ならずや。』子魚曰く、『先王を以て之を觀れば、則ち(二五)德を尙べり。昔武王、商に克ち、成王、之を定め、明德を選び建てゝ、以て周に藩屛とせり。故に周公は王室を相けて以て天下を(二六)尹して、周に於て(二七)睦たりしかば、(二八)魯公に

【一三】四體を展ぶるは、手足の力を展ぶる也。
【一四】舊職は大祝の職。
【一五】刑書を煩はすは刑に觸るをいふ。
【一六】二は二職なり。
【一七】祝は社稷の神に事ふる賤官なり。
【一八】嘉好の事は會盟をいふ。
【一九】師は二千五百人。
【二〇】旅は五百人。
【二一】將に盟はんとする也。
【二二】蔡を衞よりも先きに血を歃らせんとする也。
【二三】周公の兄、蔡侯の祖。
【二四】周公の弟、衞侯の祖。
【二五】德ある者先だつ也。
【二六】尹は正す也。
【二七】睦は親厚なり。
【二八】魯公は伯禽。

孔圉、師を帥ゐて鮮虞を伐つ。劉文公を葬る。冬十有一月庚午、蔡侯、呉子を以て楚人と柏擧に戰ふ。楚の師、敗績す。楚の嚢瓦、出で丶鄭に奔る。庚辰、呉、郢に入る。

【傳】四年（周ノ敬王十四年）春三月、（二）劉文公、諸侯を召陵に合はすは、楚を伐たんことを謀るなり。晉の荀寅、貨を蔡侯に求めて、得ず。范獻子に言ひて曰く、『國家方に危く、諸侯方に貳あるに、將に以て敵を襲はんとす。亦難からずや。（三）水潦方に降り、疾瘧方に起り、（四）中山服せず、（五）盟を棄て丶怨を取り、楚に損なくして、中山を失はん。蔡侯に辭するに如かず。吾、（六）方城より以來、楚には未だ以て志を得べからず。（七）祇に勤めを取らん』と。乃ち蔡侯に辭す。晉人、（八）羽旄を鄭に假る。鄭人、之を與ふ。明日、（九）或ひと旆にして以て會す。晉、是に於てか諸侯（ノ心）を失へり。將に會せんとす。衞の（一〇）子行敬子、靈公に言ひて曰く、『會同は難し。（一一）嘖として煩言あらば、之を治むることなけん。其れ（一二）祝佗をして從は

【二】劉文公は王官の伯なり。晉人、王命を假り、以て楚の久しく蔡侯を留めしを討ず、故に文公、諸侯を合すと曰ふ。
【三】水潦は雨なり。
【四】鮮虞。
【五】晉楚は同盟なり、之を伐つは怨を取る也。
【六】晉、楚を敗り方城を侵ししは、襄公十六年に在り。
【七】徒に勞苦せんのみ。
【八】王者、遊軍に建つる旌也、鄭私に之を有し、因つて之を羽旄と謂ふ。
【九】晉人、鄭より借りたる羽旄を旆につけて、或人に持たせて會に從はせ、以て鄭を卑しむを示すなり。
【一〇】衞の大夫。
【一一】嘖嘖然として煩亂忿爭の言あるに至らば、之を治め鎭むること甚だ難し。
【一二】大祝子魚。論語に出でたる辯者なり。

す。（馬ヲ隱ミシ者）自ら（二四）司敗に拘はれて曰く、『君、馬を弄ぶの故を以て、君の身を（二五）隱ましめ、國家を棄てんとせり』と。羣臣請ふ、『夫の人を相けて、以て（二六）馬を償ふこと、必ず之の如くせん』と。唐侯曰く、『寡人の過なり。二三子、辱とすることなかれ』と。皆之を賞せり。蔡人之を聞き、固く請うて佩を子常に獻ず。子常、朝し、蔡侯の徒を見て、有司に命じて曰く、『蔡君の久しかりしは、（二七）官の共せざりければなり。明日（蔡君ヲ遣ルノ）禮畢らずんば、（汝等）將に死せんとす』と。蔡侯歸りて、漢に及び、玉を執りて沈めて曰く、『（二八）余、漢を濟りて南することある所の者あらば、大川の若きことあらん』と。蔡侯、晉に如き、其子元と其大夫の子とを以て質と爲して、楚を伐たんことを請ふ。

【經】四年、春王の二月癸巳、陳侯吳・卒す。三月、公、劉子・晉侯・宋公・蔡侯・衛侯・陳子・鄭伯・許男・曹伯・邾子・莒子・頓子・胡子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子・齊の國夏に召陵に會して楚を侵す。夏四月庚辰、蔡の公孫姓、師を帥ゐて沈を滅す。沈子嘉を以て歸り、之を殺す。五月、公、諸侯と皐鼬に盟ふ。杞伯成、會に卒す。六月、陳の惠公を葬る。許、容城に遷る。秋七月、公、會より至る。（二）劉卷・卒す。杞の悼公を葬る。楚人、蔡を圍む。晉の士鞅・衛の

【二四】官名、司寇と同じ。
【二五】隱は憂約なり
【二六】盜まれたる馬に等しきものを償はん。
【二七】有司が楚の蔡侯を禮し遣る所以の者を供備せざりしが故なり。
【二八】若し復た漢水を渡りて楚に朝することあらば、當に禍を受くべしと自ら誓ふ也。
【二】劉卷、文公。

傳 三年（周ノ敬王十三年）春二月辛卯、邾子、(二)門臺に在り、(三)廷に臨む。閽、(四)缾水を以て廷に沃ぐ。邾子、之を望み見て怒る。閽曰く、「(五)夷射姑旋せり」と。命じて之を執へしむ。得ず。滋〻怒る。(六)自ら牀より投じて、鑪炭に廢ちて爛れ、遂に卒す。葬に先んずるに車五乘・殉五人を以てす。(七)莊公、(八)卞急にして潔を好めり。故に是に及べり。

秋九月、鮮虞の人、晉の師を(九)平中に敗り、晉の觀虎を獲たり。（觀虎）其の勇を恃み（敵ヲ輕ンジ）たればなり。

冬、(一〇)郯に盟ふは、邾の好を脩むるなり。

蔡の昭侯、(一一)兩佩と兩裘とを作りて、以て楚に如き、一佩一裘を昭王に獻ず。昭王、之を服して以て蔡侯を享す。蔡侯、亦、其一を服す。子常、之を欲すれども、與へず。(一二)三年、之を止む。唐の成公、楚に如く。兩の(一三)肅爽馬あり。子常、之を欲すれども、與へず。亦三年、之を止む。唐人或は相與に謀りて、先の從者に代らんと請ふ。之を許す。（唐人）先の從者に酒を飮ませて之を醉はせ、馬を竊みて之を子常に獻ず。子常、唐侯を歸

【二】門の兩傍の高き處、臺の如し、故に門臺と云ふ。
【三】廷は外朝。
【四】缾は瓶に同じ。
【五】旋は小便。閽、夷射姑に打たれしを怒り、之を罪に陷れんとするなり。
【六】射姑を執ふるを得ざる爲に、邾子怒りて、轉げ落ちて鑪火にて火傷して、遂に死せしなり。
【七】莊公は邾子。
【八】卞は躁疾なり。
【九】晉の地。
【一〇】郯は卽ち敍。
【一一】佩は佩玉なり。
【一二】子常、欲するものを與へざるを怒り、蔡侯を三年の間止めて、歸國せしめざるなり。
【一三】肅爽は駿馬の名。

に雉門と兩觀とを作る。

【傳】二年(周ノ敬王十二年)夏四月辛酉、鞏氏の群子弟、(三)簡公を賊す。(四)桐、楚に叛く。呉子、(五)舒鳩氏をして楚人を誘かしめて曰く、『師を以て(六)我に臨めよ。我、桐を伐たん。我が爲めに之をして忌むこと無からしめよ』と。秋、楚の(七)囊瓦、呉を伐ちて豫章に師す。呉人、(八)舟を豫章に見して、(九)潛に巣に師す。冬十月、呉、楚の師に豫章に軍し、之を敗り、遂に巣を圍みて、之に克ち、楚の(一〇)公子繁を獲たり。

邾の莊公、(一一)夷射姑と酒を飲む。(射姑)(一二)私に出づ。(一三)閽、肉を乞ふ。(一四)之が杖を奪ひて以て之を敲く。

【經】三年、春王の正月。公、晉に如く。河に至りて乃ち復る。二月辛卯、邾子穿卒す。夏四月。秋、邾の莊公を葬る。冬、仲孫何忌、邾子と(一)拔に盟ふ。

【三】賊は暗殺なり。遠人を用ゐ親近を棄てし故なり。
【四】桐は國の名。
【五】舒鳩は楚の屬國。
【六】我は呉なり。呉が桐を伐たんが爲めに、僞りて楚師の己に臨むを畏れて爲に其叛國を伐ちて以て媚を取る者の若くし、楚をして呉を忌まざらしめんとするなり。いはゆる多方以て之を誤らするなり。
【七】令尹子常。
【八】僞りて楚の爲めに桐を伐たんとするまねするなり。
【九】實は楚を伐たんと欲する也。
【一〇】巣を守る大夫。
【一一】邾の大夫。
【一二】小便する爲めに出づる也。
【一三】門者。
【一四】射姑、閽の杖を奪ひ、其頭を敲きしなり。
【一】地名。

(三九)將に溝はらんとす。(四〇)榮駕鵝曰く、『生けるときには事ふること能はず、死しては又之を離つは、以て(四一)自ら旌はすなり。縱ひ子之を忍ぶとも、後必ず之を恥づることあらん』と。乃ち止む。季孫、榮駕鵝に問うて曰く、『吾、(四二)君の謚を爲り子孫をして之を知らしめんと欲す』と。對へて曰く、『生けるときには事ふること能はず、死しては又之を惡しくするは、以て(不臣ナリシコトヲ)自ら信にするなり。將た焉くんぞ之を用ゐん』と。乃ち止む。秋七月癸巳、昭公を(四三)墓道の南に葬る。孔子の司寇たるとき、(四四)溝してこれを墓に合せり。昭公出でし故に、季平子、煬公に禱れり。九月、(四五)煬宮を立つ。

周の(四六)鞏簡公、其子弟を棄てゝ、遠人を用ゐることを好めり。

【經】二年春王の正月。夏五月壬辰、(一)雉門と(二)兩觀と災あり。秋、楚人、吳を伐つ。冬十月、新

【三九】季孫、昭公を惡み、溝ほりて其兆域を絕ち、先君と同じからざらしめんと欲する也。

【四〇】魯の大夫榮成伯。

【四一】季孫、自ら昭公に不臣なりしをあらはすにあたるとなり。

【四二】昭公に惡き謚をつけんとする也。

【四三】魯の先代の君の墓の道の南に葬り、代代の君と別にする也。

【四四】孔子、臣の君を貶する義なきを明にし、昭公の墓外に溝ほりて先君の墓と合はせたるなり。

【四五】煬宮は煬公の廟、煬公は伯禽の子。平子、君を逐ひ、懼れて煬公に請禱して、昭公、外に死せり、因つて自ら福を獲たりとおもひ、其宮を立てなほしたるなり。

【四六】周の卿士。

【一】公宮の南門。

【二】雉門の兩傍の高き處にて遠方を觀望すべき場所。

(三〇)羈、未だ見ることを得ずして君に從つて以て出で、君、命ぜずして薨ぜり。羈、敢て見えじ』と。叔孫之に告げしめて曰く、『公衍・公爲は(季子ヲ逐ハントコトヲ謀リテ、)實に群臣をして君に事ふるを得ざらしめたり。若し(三一)公子宋、社稷に主たらば、則ち群臣の願なり。凡そ君に從つて出でゝ、而かも以て入る可き者は、將に唯だ子に是れ聽かんとす。子家氏、未だ後あらず。季孫、子と與に政に從はんことを願ふ。此れ皆季孫の願なり。(三二)不敢をして以て告げしむ』と。(子家)對へて曰く、『君を立つるが若きは、則ち卿士大夫と守龜との在るあり。羈、敢て知らず。君に從ひし者の如きは、則ち(三三)貌にして出でし者は入らんこと可なり。(季子ト相)寇にして出でし者は行らんこと可なり。(三四)羈が如きは、則ち君、其出づるを知れども、未だ其入るを知らざるなり。羈は將に逃れんとす』と。喪、(三五)壞隤に及ぶ。公子宋、先づ入る。公に從へる者皆壞隤より(三六)反る。六月癸亥、公の喪、乾侯より至る。戊辰、(三七)公、位に卽く。季孫、役をして(三八)闞の公氏に如かしめ、

【三〇】羈は子家子の名。子家出でし時、成子未だ卿たらず、故に見ることを得ざりしなり。昭公、叔孫を見るべしとの命を下さずして薨ぜりとて、面會を拒絶せしなり。

【三一】公子宋は昭公の弟、卽ち定公。

【三二】叔孫成子の名。

【三三】外貌のみにて御供を爲して忠誠の心なき者。

【三四】昭公は、我が出でしことをば知りて之を認めしなり、今や薨去したれば、我が魯に入るは公の認めざる所なり、公の認めざる所のことは我が能はざる所なり、故に逃れんとなり。

【三五】地名。

【三六】出で奔る也。

【三七】公は定公。

【三八】魯の群公の墓の在る所。

忘れたりとも、〔二〇〕山川鬼神其れこれを忘れんや』と。〔二一〕士伯怒る。韓簡子に謂ひて曰く、『薛は〔二二〕人に徴し、宋は〔二三〕鬼に徴す。宋の罪大なり。且つ己、辭なくして、我を抑ふるに神を以てするは、我を誣ふるなり。(語ニ所謂)「〔二四〕寵を啓けば侮を納る」とは、其れ此を謂ふなり。必ず仲幾を以て戮することを爲ん』と。乃ち仲幾を執へて以て歸り、三月、これを京師に歸る。

城づくこと三旬にして畢る。乃ち諸侯の戍を歸す。齊の高張、(期ニ)後れて諸侯(ノ役)に從はざりき。晉の女叔寛曰く、『周の萇弘・齊の高張は皆將に免れざらんとす。〔二五〕萇叔は天に違ひ、高子は人に違ふ。天の壞る所は支ふべからざるなり。衆の爲す所は奸(犯)からざるなり』と。(此後、哀公三年、萇弘ハ殺サレ、同六年、高張ハ奔セリ)

夏、〔二六〕叔孫成子、〔二七〕公の喪を乾侯に逆ふ。季孫曰く、『〔三〇〕子家子、亟〻我に言あり。未だ嘗て吾が志に中らずんばあらず。吾、之と與に政に從はんとす。子必ず之を止め、且つ〔二八〕命を聽け』と。子家子、叔孫を見ず。〔二九〕幾を易へて哭す。叔孫、子家子を見んことを請ふ。子家子辭して曰く、

〔二〇〕盟ひて告ぐる所。
〔二一〕彌牟。
〔二二〕典籍中の故事は、人の知る所なれば、斯く云ふ。
〔二三〕證を鬼神に取る。
〔二四〕寵愛すること分に過ぐれば、我を侮るに至る。
〔二五〕天既に周の德を厭ふに、萇弘、都を遷して以て其祚を延べんと欲す、故に天に違ふと曰ふ。諸侯相率ゐて以て天子を崇ぶに、高子、期に後る、故に人に違ふと曰ふ。
〔二六〕叔孫婼の子。
〔二七〕公は昭公。
〔二八〕衆事、皆、子家子に諮問せよ。
〔二九〕幾は哭の時期。子家子、叔孫を見るを欲せざる故に、朝夕に同じく會せざりしなり。

く。還りて甯に卒す。范獻子、(一〇)其柏椁を去つ。其の未だ復命せずして田せしを以てなり。

孟懿子、成周を城づくに會す。庚寅、(一一)栽す。宋の仲幾、功を受けずして曰く、『(一二)滕・薛・郳は吾が役なり』と。薛の宰曰く、『宋、無道を爲し、我が小國を周に絶ち、我を以て楚に適けり。故に我、常に宋に從へり。晉の文公、(一三)踐土の盟を爲して曰く、「凡そ我が同盟は、各〻舊職に復せよ」と。若しくは踐土に從はんか。若しくは宋に從はんか。亦唯だ命のまゝなり』と。仲幾曰く、(一五)『(一四)踐土も固に然り』と。薛の宰曰く、『薛の皇祖奚仲、薛に居て以て夏の車正と爲り、奚仲、邳に遷り、(一六)仲虺、薛に居て以て湯の左相と爲りき。若し舊職に復せば、將に王官を承けんとす。何の故にか以て諸侯に役せん』と。仲幾曰く、『(一七)三代各〻物を異にす。薛、焉ぞ舊あるを得ん。宋の役たるも、亦其職なり』と。士彌牟曰く、『(一八)晉の政に從ふ者は新なり。子姑く功を受けよ。歸りて、吾、これを(一九)故府に視ん。』仲幾曰く、『縱ひ子、之を

【一〇】椁は棺を納むるひつぎ、君は松椁、大夫は柏椁、士は雜木椁を用ゐるなり。之を取り除きて用ゐざらしむるは、之を貶するを示す也。

【一一】版築を設くるなり。板と板との間に土を入れてつきかたむるなり。

【一二】三國をして宋に代りて功役を受けしめんと欲する也。

【一三】僖公二十八年。

【一四】固に舊に從へと曰へりとなり。薛は舊と宋の役たりしなり。

【一五】皇祖は大祖。奚仲は夏の禹王のとき車を掌る大夫たりしなり。

【一六】奚仲の後。

【一七】周の世に居ては、夏殷を以て舊と爲すを得ざるを言ふ。

【一八】晉の范獻子、新に政を爲して、未だ故事に習はず。

【一九】故事を記せし文書の府。

卷の廿七

(一)定公 上

經 元年春王の三月、晉人、宋の仲幾を京師に執ふ。夏六月癸亥、公の喪、乾侯より至る。戊辰、公、位に卽く。秋七月癸巳、我が君昭公を葬る。九月、大雩す。(二)煬宮を立つ。冬十月、隕霜、(三)菽を殺す。

傳 元年(周ノ敬王十一年)春王の正月辛巳、晉の魏舒、諸侯の大夫を狄泉に合はせ、將に以て成周に城づかんとす。(四)魏子、政に涖む。衞の(五)彪傒曰く、「將に天子(ノ居)を建てんとするに、位を易へて以て令するは、義に非ざるなり。大事に義を奸せば、必ず大咎あり。晉、諸侯を失はずんば、魏子、其れ免れざらんか」と。是の行や、魏獻子、役を(六)韓簡子と(七)原壽過とに屬して、(八)大陸に田して(九)焚

【一】定公は、名は宋、襄公の子、昭公の弟。
【二】煬公の廟。
【三】大豆の苗。
【四】劉文公、主として成周に城づくなれば、魏子、宜しく文公をして、政に涖ましむべし。而るに己、位を易へて、以て合するなり。政に涖むとは、城を築く指揮を爲すをいふ。
【五】衞の大夫。
【六】韓起の孫、韓不信。
【七】周の大夫。
【八】地名。
【九】魏獻子公務を他人に委して、大陸に田獵し、燒き獵を爲す也。

は谷と爲り、深谷は陵と爲る」と。(四二)三后の(四三)姓も、今に於ては庶と爲れるは、主の知る所なり。易の卦に在りて、雷、乾に乘るを(四四)大壯☳☰と曰ふ。天の道なり。昔、成季友は(四五)桓の季なり、文姜の愛子なり。始めて震みて卜す。卜人之に謁げて曰く、「生れて(四六)嘉聞あらん。其名を友と曰ひ、公室の輔と爲らん」と。生るゝに及び、卜人の言の如し。(四七)文の其手に在るあり、友と曰ふ。遂に以て之に名づく。既にして魯に(四八)大功あり、費を受けて以て上卿と爲り、(四九)文子・(五〇)武子に至るまで、世ゝ其業を增し、舊績を廢てず。魯の文公薨じて、(五一)東門遂、(五二)適を殺して庶を立て、魯の君是に於てか(五三)國を失へり。政、季氏に在ること、此君に於てや(五四)四公なり。民、君を知らず。何を以て國を得ん。是を以て君と爲りては、(五五)器と名とを愼みて、以て人に假す可からず』と。

【四二】三后は虞、夏、商。
【四三】姓は子孫。
【四四】乾下震上は大壯なり。
【四五】桓公の季子。
【四六】嘉名、世に聞ゆる也。
【四七】文は文字。
【四八】僖公を立てし等をいふ。
【四九】文子は行父。
【五〇】武子は宿。
【五一】東門遂は襄仲。
【五二】文公の嫡嗣子惡及び視を殺して、宣公を立てたり。
【五三】國の政權を失ふ。
【五四】四公は宣公、成公、襄公、昭公。
【五五】器は車服。名は爵號。

す。韓簡子、之に臨みて以て〔三〇〕成命と爲せり。

十二月、公・疾む。徧く大夫に賜ふ。大夫、受けず。子家子に〔三一〕雙琥・一環・一璧・〔三二〕輕服を賜ふに、之を受く。大夫、皆、其賜を受く。己未、公・薨ず。子家子、賜を府人に反して曰く、『吾は敢て君命に逆はざりしのみなり』と。大夫も皆其賜を反せり。書して、『公、乾侯に薨ず』と曰ふは、〔三三〕其所を失へるを言ふなり。

趙簡子、史墨に問ひて曰く、『季氏、其君を出して民服し、諸侯之に與し、君、外に死すれども、之を罪するものあるなきは、何ぞや。』對へて曰く、『物生ずれば、兩あり、三あり、五あり、〔三四〕陪貳あり。故に〔三五〕天に三辰あり。〔三六〕地に五行あり。〔三七〕體に左右あり。〔三八〕各ゝ妃耦あり。王に公あり。諸侯に卿あり。皆貳あるなり。天、季氏を生じて以て魯侯に貳とす。日たること久し。民の服すること亦宜ならずや。魯の君、世ゝ其失を從にし、季氏、世ゝ其勤を脩む。民、君を忘れたり。外に死すと雖も、其れ誰か之を矜まん。社稷は〔三九〕常奉なく、君臣は常位なきこと、古より以に然り。故に、〔四〇〕詩に曰く、『〔四一〕高岸

〔三〇〕成命は定命なり。
〔三一〕琥は玉器。
〔三二〕細好の服。
〔三三〕路寢に薨ぜざるを、所を失ふとなす。
〔三四〕陪從する貳位。
〔三五〕三辰は日月星なり。三あるを云ふ。
〔三六〕五行は金木水火土。五あるを云ふ。
〔三七〕兩あるを云ふ。
〔三八〕陪貳あるを云ふ。
〔三九〕常奉無しとは定まりて承くる人なき也。
〔四〇〕小雅十月の交篇。
〔四一〕高下、變易あるを云ふ。

子實に（成テ罷メテ城カント）云へり。後事ありと雖も、晉與り知ることなからんも可なり。王命に從ひて以て諸侯を紓べば、晉國も憂なからん。是を之れ務めずして、又焉くにか事に從はん。』魏獻子曰く、『善し』と。（二〇）伯音をして對へしめて曰く、『天子、命あり。敢て奉承して以て奔りて諸侯に告げざらんや。（二一）遲速衰序は是に於て在らん』と。

冬十一月、晉の魏舒・韓不信、京師に如き、諸侯の大夫を狄泉に合はせ、（平丘ノ）盟を尋め、且つ成周に城づくことを令す。魏子（二二）南面す。衞の（二三）彪傒曰く、『魏子必ず大咎あらん。位を干して以て大事を令するは、其任に非ざるなり。（二四）詩に曰く、「天の怒を敬して、敢て戲豫せず。天の渝るを敬して、敢て馳驅せず」と。況や敢て位を干して以て大事を作さんや』と。己丑、士彌牟、成周を營み、丈數を計り、高卑を揣り、厚薄を度り、溝洫を（二五）仞り、（二六）土方を物、遠邇を議り、事期を量り、（二七）徒庸を計り、材用を慮り、餱糧を書して、以て役を諸侯に令し、（二八）役を屬し、丈を賦り、書して以て（二九）帥に授けて、これを劉子に效

【二〇】韓不信。
【二一】功作の時と、大小廣狹の度と、營築の先後の順序とは奔り告げて而る後に申上ぐべし。
【二二】南面は君位なり。晉侯親ら往かざる故に、代りて君の位に立つ也。
【二三】衞の大夫。
【二四】大雅板篇。天の怒を敬み畏れて、敢て遊戲逸豫せず、天の變りたる禍を畏れ敬みて敢て車馬を馳驅して遊樂せず。
【二五】深さを度るを仞といふ。
【二六】土地の方面を檢視し、以て土石を取るの便を度る。
【二七】幾人の功を用ふべきかを計るなり。
【二八】國の大小に隨つて、工役を附屬し、丈數を分賦する也。
【二九】帥は諸侯の大夫。

を周に降し、我が(六)兄弟をして竝に亂心ありて、以て(七)伯父の憂を爲さしめ、我が一二の親昵甥舅、(八)啓處するに皇あらざりしより、(九)今に十年、(一〇)戍を勤むること五年。余一人、日として之を忘れしことなく、(一一)閔閔焉として(一二)農夫の歲を望むが如く、懼れて以て時を待てり。伯父、若し大惠を肆べ、(一三)二文の業を復し、周室の憂を弛くし、(一四)文・武の福を徼め、以て盟主を固くし、令名を宣昭せんとならば、則ち余一人、大願あり。昔(周ノ)成王、諸侯を合はせ、成周に城づき、以て東都と爲して、(一五)文の德を崇うせり。今我、福を徼め、靈を成王に假り、成周の城を脩め、戍人をして勤むることなからしめんことを欲す。諸侯用つて寧く、(一六)蟊賊遠く屛かば、晉の力なり。其れこれを伯父に委ね、伯父をして實に重ねて之を圖らしむ。(一七)我一人をして怨を百姓に徼くことなからしめ、而して伯父、(一八)榮施あらば、(一九)先王之を庸とせん』と。范獻子、魏獻子に謂ひて曰く、『其の周を戍らんよりは、之に城づくに如かず。天

【六】兄弟は王子朝をいふ。
【七】伯父は晉侯をいふ。
【八】啓處は安んずる也。
【九】二十三年に、二師・郊を圍みしより、今に至るまで、凡そ十年なるを云ふ。
【一〇】二十八年、晉の籍秦が諸侯の戍を致せしより、今に至るまで五年なるを云ふ。
【一一】憂ふる貌。
【一二】農夫の饑を憂へて歲の豐稔ならんことを冀望するが如し。
【一三】文侯仇、文公重耳。
【一四】文王、武王。
【一五】文王。
【一六】賊人を云ふ。
【一七】周の天子、獨力を以て成周に城づかば、百姓其勞に堪へず、勢必ず王を怨みん。故にかく云ふ。
【一八】榮譽なる恩惠。
【一九】先王の靈、以て大功と爲さん。

郢に入るは必ず(三六)庚辰を以てせん。日月、(三七)辰尾に在り。庚午の日に、日始めて(三八)謫あり。(三九)火は金に勝つ。故に克たず」と。

【經】三十有二年春王の正月、公、乾侯に在り、闞を取る。夏、呉、越を伐つ。秋七月。冬、仲孫何忌、晉の韓不信・齊の高張・宋の仲幾・衞の(一)世叔申・鄭の(二)國參・曹人・莒人・薛人・杞人・小邾人に會して、成周に城づく。十有二月己未、公、乾侯に薨す。

【傳】三十二年(周ノ敬王十年)春王の正月、公、乾侯に在りとは、外内に能からず、又、(三)其人を用ゐること能はざるを言ふなり。

夏、呉、越を伐つ。始めて師を越に用ゐるなり。史墨曰く、『四十年に及ばずして、越其れ呉を有たんか。(四)越、歲を得て、呉之を伐つ。必ず其凶を受けん』。

秋八月、王、富辛と石張とをして晉に如き、(五)成周に城づかんことを請はしむ。天子曰く、『天、禍

【三六】庚の日に變異あり、日、辰尾にありき。故に庚辰を以てせんと云ふ。
【三七】辰尾は星宿の名。
【三八】謫は變氣。
【三九】午は南方にして火、楚の位なり。庚は金なり。火は金に勝つ。故に呉終に勝たざる也。
【一】世叔儀の孫。
【二】子產の子。
【三】子家羈の言を聽かざるをいふ。
【四】此年、歲星は星紀に在り、星紀は越の分野にあたる、歲星の在る所は其國福あり、呉先づ兵を用ゐたり、故に反つて其殃を受くるなり。
【五】子朝の亂に、其餘黨多く王城に在り、敬王之を畏れ、都を成周に徙す、其狹小なるが故に、之に城づかんことを請ふなり。

と爲り、邾の(二五)庶其・莒の(二六)牟夷・邾の黑肱、土地を以て出づるは、食を求めんとするのみ、其名を求めず、賤しけれども必ず書す。此(二七)二物は(二八)肆を懲らして貪を去る所以なり。若し(二九)其身を艱難にし、以て大人を險危して、名の章徹するあらば、攻難の士、將に(喜ンデ)之に奔走せんとす。若し邑を竊み君に叛き以て大利を徼めて名いはるゝことなくば、貪冒の民、將に(三〇)力を寘かんとす。是を以て春秋に、齊豹を書して盜と曰ひ、三叛人をば名いひ、以て不義を懲し、惡と無禮とを數むるは、其れ(三一)善志なり。故に曰く、「春秋の稱は(文)微にして(義)顯れ、(辭)婉にして(旨)辨たる。(三二)上の人、能く昭明ならしめば、善人は勸み、淫人は懼れん。是を以て君子之を貴ぶ」と。』

十二月辛亥朔、日、之を食するあり。是夜や、趙簡子、夢に、童子(三三)贏にして(三四)轉じて以て歌ふとみる。旦にこれを史墨に占はせて曰く、『吾が夢、是の如くにして、今にして日食するは、何ぞや。』對へて曰く、『(三五)六年にして是月に及びて、吳、其れ郢に入らんか。(吳)終に亦克たざらん。

【二五】襄公二十一年。
【二六】昭公五年。
【二七】二物は二事。
【二八】肆は放肆なり。
【二九】其身を艱難の中に投じて顧みず、以て位に在る者を危くし、勇名を得ることあらば、攻擊して難を爲すの士、將に喜んで之に赴かんとす。
【三〇】力を寘くは力を盡して之を爲す也。
【三一】善く事を記する者。
【三二】上位に在る人。
【三三】贏は裸なり。
【三四】轉は宛轉なり、ころがるなり。
【三五】亥は水なり、水の數は六なり、故に六年といふなり。夢と日食と應ずるにあらず、故に日食の咎を釋きて、其夢を釋かざるなり。

子家子曰く、「君、一乘を以て魯の師に入れ。季孫必ず君と與に歸らん」と。公、之に從はんと欲せしに、（一八）衆從者、公を脅かして、歸るを得ざりき。

薛伯穀卒す。同盟なるが故に書せり。

秋、吳人、楚を侵して、夷を伐ち、（一九）潛・六を侵す。楚の沈尹戌、師を帥ゐて潛を救ふ。吳の師還る。楚の師、潛を南岡に遷して還る。吳の師、弦を圍む。左司馬（二〇）戌・右司馬稽、師を帥ゐて弦を救ひ、豫章に及ぶ。吳の師還る。（吳）始めて子胥の謀を用ゐしなり。

冬、邾の黑肱、（二一）濫を以て來奔す。（二二）賤しけれども名を書するは、地を重んずるが故なり。君子曰く、「名の愼まざるべからざるや是の如し。夫れ（二三）名ありて其已むに如かざる所あり。地を以て叛けば、賤しと雖も、必ず地を書し、以て其人を名いひ、終に不義と爲りて、滅ゆべからざるのみ。是故に、君子動けば則ち禮を思ひ、行けば則ち義を思ひ、利の爲めに回ならず、義の爲めに疚しからず。或は名を求めんとして得ず、或は蓋はんと欲して名章はるゝは、不義を懲すなり。齊豹、衞の司寇となりて、（二四）守嗣大夫なれど、作して不義なれば、其れ書せられて盜

【一八】子家、苦心して公を歸國せしめんとすれど、衆許さゞりしなり。
【一九】皆楚の邑。
【二〇】沈尹戌。
【二一】地名。
【二二】黑肱は命卿に非ず、故に賤しといふなり。
【二三】名は人の欲する所なれども、時としては、名あるは反つて名無きに如かざる場合あり。
【二四】先人の嗣を守る大夫にて尊きをいふ。

に囚はれて以て君の察するを待たんのみ。亦唯だ君のまゝなり。若し先臣の故を以て、季氏を絶たずんば、而ち(八)之に死を賜へ。若し（臣ヲ）(九)殺さず、亡ぼさゞらば、君の惠なり。死すとも且に朽ちざらんとす。若し君に從つて歸ることを得ば、則ち固より臣の願なり。敢て異心あらんや』と。夏四月、季孫、(一〇)知伯に從つて乾侯に如く。子家子曰く、『君、之と與に歸れ。一慙をば忍びずして、終身慙ぢんとするか。』公曰く、『諾。』衆曰く、『(一一)一言に在り。君必ず之を逐へ』と。荀躒、晉侯の命を以て公を唁ひ、且つ曰く、『寡君、躒をして君命を以て意如を討めしむるに、意如、敢て死を逃れじといふ。君其れ入れ。』公曰く、『君、先君の好を惠顧し、施いて(一二)亡人に及ぼし、將に歸りて宗祧を(一三)糞除して、以て君に事へしめんとすれども、則ち(一四)夫の人を見ること能はず。己能く夫の人を見る所の者ならば、河の如きこと有らん』と。(一五)荀躒、耳を掩うて走る。曰く、『(一六)寡君は其罪を恐れてなり。敢て魯國の難を與り知らんや。臣請ふ寡君に復さん』と。退きて季孫に謂へらく、『君の怒未だ怠らず。子、姑く歸りて(一七)祭れ』と。

【八】自殺するを許せ。
【九】殺さずは、獄吏の手にかからずして自殺するなり。亡ぼさずは、後を絶やさず子孫を立つるなり。
【一〇】荀躒。
【一一】晉既に君を憂ふ。君一言すれば、晉必ず季氏を逐はん。
【一二】亡人は自ら謂ふ也。
【一三】きよめ、はらふ。
【一四】夫の人は季孫をさす。
【一五】公の言ふ所聽くに忍びざるを示すなり。
【一六】晉は君を魯に納れざる罪を獲んことを恐れて、かくはからひたり。然るに今納れんとするに、君入ることを好まぬならば、何ぞ敢て復たあづかり知らんやとなり。
【一七】祭れとは、社稷の事を攝せよと也。

必ず道に敝れん。亟〻肄きて以て之を罷れさせ、多方以て之を誤らせ、既に罷れて後に三軍を以て之に繼がば、必ず大に之に克たん』と。闔廬、之に從ふ。楚、是に於てか始めて病めり。

【經】三十有一年、春王の正月、公、乾侯に在り。季孫意如、晉の荀躒に適歷に會す。夏四月丁巳、薛伯穀・卒す。晉侯、荀躒をして、公を乾侯に唁はしむ。秋、薛の獻公を葬る。冬、黑肱、(一)濫を以て來奔す。十有二月辛亥朔、日、之を食するあり。

【傳】三十一年(周ノ敬王九年)春王の正月、公、乾侯に在りとは、(二)外内に能かざるを言ふなり。

晉侯、將に師を以て公を納れんとす。范獻子曰く、『若し季孫を召して(季孫)來らずんば、則ち信に不臣なり。然して後に之を伐たば若何』と。晉人、季孫を召す。獻子、(三)私せしめて曰く、『子必ず來れ。我、其の咎なきを(四)受けん』と。季孫意如、晉の荀躒に(五)適歷に會す。荀躒曰く、『寡君、躒をして吾子に謂はしむ。何の故に君を出せる。君ありて事へざるは、周に常刑あり。子其れ之を圖れ』と。季孫、(六)練冠麻衣して跣行し、伏して對へて曰く、『君に事へんとすれども、臣の得られざる所なりしなり。敢て(七)刑命を逃れんや。君若し臣を以て有罪と爲さば、請ふ費

【一】濫は地名。
【二】公、内は臣子に容れられず、外は齊晉に容れられざるなり。
【三】私に人を遣はして内意を告ぐる也。
【四】受けんは保證せんとなり。
【五】晉の地。
【六】季孫、憂戚のさまを示すなり。
【七】刑戮の命。

王に同じからんとす。知らず天將に以て虐を爲さしめんとするか、吳國を翦喪して（二四）異姓を封大ならしめんとするか、其れ抑ゝ亦將に卒に以て吳を祚せんとするか。（二五）其終り遠からじ。我、盍ぞ姑く吾が鬼神を偃んじて、吾が族姓を寧んじ、以て其（二六）歸を待たざる。將た焉ぞ自ら（二七）播揚するを用ゐん』と。王聽かず。吳子怒る。冬十二月、吳子、鍾吾子を執へ、遂に徐を伐ち、（二八）山に防して以て之に水す。己卯、徐を滅す。徐子章禹、（二九）其髮を斷ち、其夫人を攜へて以て吳子を逆ふ。吳子唁うて之を送り、其（三〇）邇臣をして之に從ばしむ。（章禹）遂に楚に奔る。楚の沈尹戌、師を帥ゐて徐を救ふ。及ばず。遂に（三一）夷に城づき、徐子をして之に處らしむ。吳子、伍員に問うて曰く、『初め而、（三二）楚を伐てと言へり。余、其の可なるを知れども、而れども其の余をして往かしめんことを畏れ、又、人の・余の（三三）功を有たんことを惡めり。今、余、將に自ら之を有たんとす。楚を伐たんこと何如。』對へて曰く、『楚は、執政者衆くして乖き、（三四）適として患に任ずるものなし。若し三師を爲して以てこれを（三五）肆かんに、一師至らば、彼必ず皆出でん。彼出でば則ち歸り、彼歸らば則ち出でば、楚

【二四】楚をさす。
【二五】終極の事、久しからずして知るを得んとなり。
【二六】其歸著する所の結果。
【二七】播揚は事を起す也。
【二八】山水を防塞して徐に灌ぐ也。
【二九】吳の俗に從ひ、服するを示すなり。
【三〇】近臣。
【三一】夷は城父。
【三二】二十年の事。
【三三】功は楚を伐つの功を言ふ。
【三四】適は主なり。
【三五】肆は、疾く往いて其不意を襲ふ也。

今、大夫曰く、「女盍ぞ舊に從はざる」と。舊に（一三）豐あり省あり、從はん所を知らず。其豐に從はんとするときは則ち寡君幼弱なり。是を以て共せず。其省に從はんとするときは則ち（一四）吉此に在り。唯だ大夫之を圖れ」と。晉人、詰ること能はざりき。

吳子、徐人をして（一五）掩餘を執へしめ、鍾吾の人をして燭庸を執へしめんとす。二公子、楚に奔る。楚子、（一六）大に封じて其徒を定め、監馬尹大心をして吳の公子を（境二）逆へしめて（一七）養に居らしめ、莠尹然・左司馬沈尹戌をして之に城づかせ、城父と（一八）胡の田とを取りて以て之に與へ、將に以て吳を害せんとす。子西諫めて曰く、「吳光、新に國を得て、其民を親み、民を視ること子の如く、辛苦之を同じくす。將に之を用ゐんとする也。若し（一九）吳の邊疆に好くして、柔服せしむとも、猶ほ其至らんことを懼る。吾、又（二〇）其讎を彊くし、以て重ねて之を怒らせば、乃ち不可なること無からんや。吳は周の冑裔なり。而るに棄てられて海濱に在り、（二一）姬と通せざりき。今にして始めて大にして（二二）諸華に比せり。光、又甚だ文にして、將に自ら（二三）先

【一三】豐數を加ふるあり、省數を減じたるあり。
【一四】吉は自らいふ。
【一五】掩餘燭庸が二十七年に奔りしが故なり。
【一六】大に封じて其に田を與へて其の徒ろ所の居を定めしなり。
【一七】卽ち封ずる所の邑。
【一八】故の胡子の地。
【一九】吳の邊人疆吏に好みを修めて、吳人をして柔順にして服從せしむる也。
【二〇】二公子。
【二一】姬は姬姓の邦。
【二二】中國。
【二三】大王、王季をいふ、西戎より始めて諸華に比せし周の祖先なり。

夏六月、晉の頃公卒す。秋八月、葬る。鄭の游吉弔し、且つ葬を送る。魏獻子、士景伯をして之を詰らしめて曰く、『(二)悼公の喪には、子西弔し、子蟜、葬を送れり。今、吾子、(三)貳なし。何の故ぞ。』對へて曰く、『諸侯の晉國に歸する所以は禮なり。禮とは、小は大に事へ、大は小を字むを謂ふなり。大に事ふるは(四)其時命に共するに在り。小を字むは、其の無き所を恤ふるに在り。敝邑の(五)大國の間に居り、其職貢に共すると、其の不虞の患に(六)備御するとを以てするも、豈に命に共するを忘れんや。先王の制は、諸侯の喪には、士弔し、大夫、葬を送れり。唯だ嘉好・聘享・三軍の事には、是に於てか、卿を使む。晉の喪事、敝邑にして間あるときは、先君も助けて(七)紼を執りし所あり。若し夫れ間あらざるときは、(八)士大夫と雖も、數を獲ざる所あり。大國の惠ある、亦(九)其加を慶して、其乏を討めず、其情を(一〇)厎すを明にし、備はるを取るのみにして、以て禮と爲せり。(楚ノ)(一一)靈王の喪に、我が先君簡公、楚に在りしかば、我が先大夫印段、實に往きぬ。敝邑の(一二)少卿なりしかども、王の吏討めざりしは、無き所を恤みしなり。

【二】襄公十五年。
【三】弔と葬との使を共にせしなり。
【四】時に隨つて求むる所に供するなり。
【五】晉楚二國をさす。
【六】御は禦なり。
【七】紼は輓索、棺車を引く綱。禮に葬を送れば必ず紼を取るなり。
【八】數は先王の禮數。士大夫すら、數を備ふるを得ざることあり、況んや卿をや。
【九】其加は禮數を加ふるを言ふ也。卽ち其君自ら行くをいふ。
【一〇】厎は致す也。
【一一】襄公三十九年。
【一二】少卿は小卿。位、上卿に次ぐ。

守り、貴賤愆らず。所謂度なり。(七二)文公是を以て執秩の官を作り、被廬の法を爲して、以て盟主たりき。今、是の度を棄てゝ、刑鼎を爲る。(七三)民、鼎に在りては、何を以て貴を尊ばん。尊きもの何の業をかこれ守らん。貴賤、序なくんば、何を以てか國を爲さん。且夫れ(七四)宣子の刑は夷の蒐なり、晉國の亂制なり。之を若何ぞ以て法と爲さん』と。(七五)蔡史墨曰く、『范氏・中行氏は、其れ亡びんか。中行寅、下卿と爲りて上の令を干し、擅に刑器を作りて以て國法と爲す。是れ姦を法とするなり。又(七六)范氏を加へて、之に易びて亡びしめんとす。其れ趙氏にも及ばん。趙孟も與ればなり。然れども(趙孟之ニ與リシハ)已むを得ざりしなり。若し德あらば以て免る可し』と。

[經] 三十年春王の正月、公、乾侯に在り。夏六月庚辰、晉侯去疾卒す。秋八月、晉の頃公を葬る。冬十有二月、吳、徐を滅す。徐子章禹、楚に奔る。

[傳] 三十年(周ノ敬王八年)春王の正月、公、乾侯に在り。先に鄆と乾侯とを書せざりしは、公を非とし且つ過を(一)徵さんとてなり。

【七二】僖公二十七年に、晉の文公、被廬に蒐して、唐叔の法を修めたり。

【七三】禮を棄てゝ書に徵するが故に、貴を尊ばざるならん。

【七四】范宣子が用ひし所の刑は乃ち夷蒐の法なり、夷の蒐は文公六年に在り。一蒐して三たび中軍の帥を易へ、賈季箕鄭の徒遂に亂を作せり、故に亂制と曰ふなり。亂制は亂れたる制度。

【七五】即ち蔡墨。

【七六】中行寅一人に止まらず、又、范宣子の刑書を鑄たるなれば、范氏をも之に加へ、延べ及ぼして滅亡せしめんとす。

【一】徵は懲らす也。

に之くには曰く、「(五八)龍、野に戰ふ」と。若し朝夕に見はれずんば、誰か能く之を物とせん。』獻子曰く、『(五九)社稷五祀は誰氏の五官ぞや。』對へて曰く、『(六〇)少皡氏に四叔あり。重と曰ひ、該と曰ひ、脩と曰ひ、熙と曰ふ。實に金木と水とを(六一)能くせり。重をして句芒と爲り、該をして蓐收と爲り、脩と熙とをして玄冥と爲らしめ、(六二)世ゝ職を失はず、遂に窮桑を濟せり。此れ其三祀なり。顓頊氏、子あり、犂と曰ふ。祝融と爲れり。(六三)共工氏、子あり、句龍と曰ふ。后土と爲れり。此れ其二祀なり。后土を社と爲す。稷は(六四)田正なり。(六五)有烈山氏の子を柱と曰ふ。稷と爲れり。夏より以上之を祀れり。(六六)周棄も亦稷と爲れり。商より以來之を祀れり』と。

冬、晉の(六七)趙鞅・(六八)荀寅、師を帥ゐて(六九)汝濱に城づく。遂に晉國に(七〇)一鼓の鐵を賦して、以て刑鼎を鑄、范宣子が爲りし所の刑書を著はす。仲尼曰く、『晉は其れ亡びんか。其度を失へり。夫れ晉國は、將に唐叔が(周ノ天子ニ)受けし所の法度を守り、以て其民を經緯せんとし、卿大夫、(七一)序を以て之を守る。民是を以て能く其貴を尊び、貴きもの是を以て能く其業を

【五八】坤の卦の上六の爻辭。
【五九】五官の長は皆是れ誰ぞと問へるなり。
【六〇】少皡氏は金天氏。
【六一】能く其官を治めたり。
【六二】窮桑は少皡の號。四子能く其官を治め職を失はず、少皡の功を成し、死して皆民の爲に祀られたり。
【六三】大皡の後、神農の前に在り。
【六四】田正は田地を掌る長官。
【六五】神農の世の諸侯
【六六】棄は周の始祖、百穀を播けり、湯すでに夏に勝ち、柱を廢して棄を以て之に代ふ。
【六七】趙武の孫。
【六八】荀吳の子。
【六九】晉の陸渾より取りし所の地。
【七〇】鼓は量の名。
【七一】序は位次なり。

范氏は其後なり。』獻子曰く、『今、何の故にこれ無き。』對へて曰く、『夫れ（三八）物は物ごとに其官あり。官ごとに其（三九）方を修めて、朝夕に之を思ふ。（四〇）一日も職を失へば則ち死之に及び、官を失ふものは（附チ）食ます。（四一）官其業に宿しきときは、其物乃ち至る。若し之を泯棄するときは、物乃ち（四二）坻伏し、（四三）鬱湮して育たず。故に五行の官あり、是れを五官と謂ふ。實に列なりて氏姓を受け、封ぜられて（附ハ）上公と爲り、祀られて貴神と爲り、社稷五祀として、是れ尊ばれ是れ奉ぜられき。（四四）木正を句芒と曰ひ、火正を祝融と曰ひ、金正を蓐收と曰ひ、水正を玄冥と曰ひ、土正を后土と曰へり。龍は水物なり。水官棄たれたり、故に龍、生きながら得られず。（四五）然らずんば周易にこれ有らんや。（四六）乾☰☰の（四七）姤☰☴に之くに在りては曰く、『（四八）潛龍、用ゐるなかれ。』其の（四九）同人☰☲には曰く、『（五〇）見龍、田に在り。』其の（五一）大有☲☰には曰く、『（五二）飛龍、天に在り。』（五三）其夬☱☰には曰く、『（五四）亢龍、悔あり。』（五五）其坤☷☷には曰く、『（五六）群龍を見るに首たることなくば吉なり。』坤の（五七）剝☶☷

【三八】物は物毎に。
【三九】方は方術。
【四〇】職を失へば罪あり。
【四一】官、其の職業に久しきなり。
【四二】坻伏は隱れ伏する也。
【四三】鬱は滯也、湮は塞也。
【四四】正は官長なり。
【四五】若し然らずんば周易の中に龍ある可からずの意。
【四六】乾下乾上は乾なり。
【四七】巽下乾上は姤なり。
【四八】乾卦の初九の爻辭。
【四九】離下乾上は同人なり。
【五〇】乾卦の九二の爻辭。
【五一】乾下離上は大有なり。
【五二】乾卦の九五の爻辭。
【五三】乾下兌上は夬なり。
【五四】乾卦の上九の爻辭。
【五五】坤下坤上は坤なり。
【五六】乾卦の用九の爻辭。
【五七】坤下艮上は剝なり。

氏あり。』獻子曰く、『是の二氏なる者は、吾も亦之を聞けり。而れども其故を知らず。是れ何の謂ぞや。』對へて曰く、『昔、(二三)有飂の(二四)叔安、(二五)裔子あり、董父と曰ふ。實に甚だしく龍を好み、能く其(二六)耆欲を求めて、以て之に飲食せしめ、龍多く之に歸せり。乃ち龍を(二七)擾畜して、以て帝舜に服事す。帝之に姓を賜ひて董と曰ひ、氏を豢龍と曰ひ、これを鬷川に封ぜり。(二八)鬷夷氏は其後なり。故に帝舜氏世〻畜龍ありき。有夏の(二九)孔甲に及びて、(三〇)有帝に擾る。帝之に(三一)乘龍を賜へり。河漢各〻二つ。各〻雌雄あり。孔甲食ふこと能はずして、未だ豢龍氏を獲ず。(三二)有陶唐氏既に衰へしが、其後に劉累といふものあり、龍を擾らすことを豢龍氏に學べり。以て孔甲に事へて、能く之に飲食せしむ。(三三)夏后之を嘉して、氏を賜ひて御龍と曰ひ、(三四)以て豕韋の後に更らしむ。龍の一雌死せしを、潛かに醢にして以て夏后に食はしむ。夏后、(三五)之を饗け、既にして(三六)之を求めしむ。(御龍)(三七)懼れて魯縣に遷れり。(晉

【二三】飂は古の國。
【二四】其君の名。
【二五】裔は遠なり、玄孫の後を裔と爲す。
【二六】耆は嗜也。
【二七】擾畜は、馴らし畜ふ。
【二八】鬷は水上の夷、皆董姓。
【二九】少康の後九世の君なり。
【三〇】上帝に馴狎する也。
【三一】四頭を乘と爲す。
【三二】陶唐は堯の治めし所の地。
【三三】孔甲をいふ。
【三四】劉累を以て彭姓の豕韋に代ふるなり。累尋いで魯縣に遷り、豕韋、國を復せしが、商に至りて滅び、又累の後復た其國を承けて豕韋氏と爲れること、襄公二十四年に見ゆ。
【三五】美味とする也。
【三六】更に醢を求むる也。
【三七】龍の醢再び得可からざりしが故也。

賣れり。乃ち馬を歸らす。衞侯、來りて其乘馬を獻ず。（其馬チ）（一〇）啓服と曰ふ。塹に（落チ）て死す。公、將に之が（一一）櫝を爲らんとす。子家子曰く、『從者（餓エ）病めり。請ふ（馬チ）以て之に食はせん』と。（一二）乃ち帷を以て之を裹む。公、公衍に（一三）羔裘を賜ひ、（一四）龍輔を齊侯に獻ぜしむ。遂に羔裘をも入る。齊侯喜びて、之に（一五）陽穀を與ふ。公衍・公爲の生れんとせしや、其母（二人）偕に（一六）出づ。公衍先づ生る。公爲の母曰く、『相與に偕に出でたり。請ふ相與に偕に告げん』と。三日にして公爲生る。（一七）其母先づ以て告げしかば、公爲、兄と爲りき。公、私に（一八）陽穀を喜びて、魯を思うて曰く、『（一九）務人、此禍を爲せり。且つ後に生れて兄と爲れるは、其の誣ふるや久し』と。乃ち之を黜けて、公衍を以て大子と爲す。

秋、龍、（二〇）絳の郊に見ゆ。魏獻子、（二一）蔡墨に問うて曰く、『吾、之を聞く、『蟲は龍よりも知なるはなし。其の生きながら得られざるを以て、之を知ありと謂ふ』と。信なるか。』（蔡墨）對へて曰く、『人實に知ならざるなり。龍の實に知なるには非ず。古は龍を畜へり。故に國に（二二）豢龍氏あり、御龍

【一〇】馬の名。
【一一】櫝は棺。
【一二】子家子、激語を以て櫝を爲るを誹る、故に敝れたる帷を以て馬をつゝんで埋む也。
【一三】羊の子の皮衣。
【一四】雩の祭に用ふる玉。
【一五】齊の地。
【一六】出でゝ產舍に之くなり。
【一七】公爲の母、子生れなば相與に公に白さんと欺きて、己の子を先に公に白したる也。
【一八】魯公、久しく放浪して公衍が陽穀を得たるを喜びて、其の魯に在りて事を作しゝ時を思ふ也。
【一九】公爲。
【二〇】晉の國都。
【二一】蔡墨は晉の大史。
【二二】豢は養ふ也。

ることと有らんやと。是を以て再び歎せり。饋の畢るに及びて、小人の腹を以て君子の心と爲し、屬厭せんことを願ふのみ』と。獻子、梗陽の人に辭す。

經 二十有九年春、公、乾侯より至り、鄆に居る。齊侯、高張をして來りて公を唁はしむ。公、晉に如き、乾侯に次る。夏四月庚子、叔詣、卒す。秋七月。冬十月、鄆、潰ゆ。

傳 二十九年(周ノ敬王七年)春、公、乾侯より至り、鄆に處る。齊侯、高張をして來りて公を唁はしむるに、(一)主君と稱せり。子家子曰く、『齊、君を卑めり。君、祇に辱められん』と。(二)公、乾侯に如く。

三月己卯、京師、(三)召伯盈と尹氏固と原伯魯の子とを殺す。(四)尹固の復るや、婦人あり、之に周の郊に遇ひ、之を尤めて曰く、『處れば則ち人に勸めて禍を爲し、行けば則ち數日にして反る。是の(五)夫や、其れ三歲を過ぎんや』と。夏五月庚寅、(六)王子趙車、(七)鄻に入り以て叛く。陰不佞之を敗る。

平子、每歲、馬を(八)買ひ、從者の衣履を具へて、之を乾侯に歸りしに、公、馬を歸る者を執へて、(九)之を

【一】齊侯自ら主君と謂ふなり、公を大夫に比せるなり。
【二】齊の爲め卑められし故に復た晉に適き、恤まれんことを冀ふなり。
【三】召伯等三人は、皆王子朝の黨なり。
【四】二十六年、尹固、子朝と倶に楚に奔りて、道より還る。
【五】夫は賤人なり。
【六】子朝の餘黨。
【七】周の邑。
【八】買は賈ふ也。
【九】之は馬をさす。

冬、梗陽の人、獄あり。魏戊、斷ずること能はず。(二五七)獄を以て上つる。(二五八)其大宗、賂ふに女樂を以てす。魏子、將に之を受けんとす。魏戊、(二五九)閻沒・女寬に謂ひて曰く、『(二六〇)主に、賄せざるを以て諸侯に聞えたり。若し梗陽の人より受けば、賄これよりも甚だしきはなし。吾子必ず諫めよ』と。皆許諾す。朝より退くまで(魏子ノ)庭に待てり。饋入るとき之を召す。(二六一)置くに比ぶまで三たび歎す。既に食して(之ニ命ジテ)坐せしむ。魏子曰く、『吾、これを伯叔に聞けり。諺に曰く、「唯だ食のみ憂を忘る」と。吾子、食を置くの間三たび歎せしは何ぞや。』(二人)辭を同じうして對へて曰く、『(二六二)或ひと二小人に酒を賜ひて、夕食せざりき。饋の始めて至るとき、其の足らざらんことを恐れ、是を以て歎せり。中ごろ置くとき、自ら咎めて曰く、豈に將軍之を食はしめて足らざ

【二五七】魏獻子、疑獄斷決の任にあたるなり。

【二五八】訟者の本家なる豪富の類。

【二五九】閻沒、女寬は魏子の屬大夫。

【二六〇】主は魏子をさす。

【二六一】魏子二大夫を召して食せしむるに、二人、食膳を畢るまでに三たび大息せしなり。

【二六二】或る人が吾等二人に酒を賜はり、之を飲みて醉ふに至り、故に未だ夕食せず、飢うること甚だしかりき。故に今膳の始めて至りたるときに、其足らざらんことを恐れたり。是を以て歎息せり。中ごろに至りて、膳續として膳部が出でし故に、自ら咎めて思ふやう、將軍の御馳走なれば、足らざること有るべからずと思ひ、是を以て再び歎息せり。膳の終に及びて、吾等の腹十分に滿ちたれば、吾等の腹の厭足せる如く君子の心にも求むる餘地なきやうに願ふとなり。君子は暗に魏子を指し、欲を縱にして賄賂を取ること無からん事を諷したるなり。魏氏は中軍の帥なり、故に將軍と云ふ。厭は足るなり。厭は飽く也。

將に其縣に適かんとす。魏子に見ゆ。魏子曰く、「辛來れ。昔、叔向、鄭に適く。鬷蔑(一四八)惡し。叔向を觀んと欲し、使の(一四九)器を收めんとする者に從ひて、往きて堂下に立ち、一言して善なり。叔向、將に酒を飲まんとせしが、(一五〇)之を聞きて曰く、「必ず鬷明ならん」と。下りて其手を執り、以て上らしめて曰く、「昔、(一五一)賈の大夫惡かりき。妻を娶りしに美なり。三年まで言はず笑はざりき。(妻ノ爲メニ)御して以て(一五二)皐に如き、雉を射て之を獲たり。其妻始めて笑ひて言ふ。賈の大夫曰く、「才の以て已む可からざるなり。我、射ること能はずば、女遂に言はず笑はざりけんか」と。今、子少しく(一五三)颺らず。子若し言なかりせば、吾、幾ど子を失はましを。言の以て已む可からざるや、是の如し」と。遂に(一五四)故知の如くなりき。今、女、王室に(一五五)力あり。吾、是を以て女を擧げたり。行けや、之を敬めや。乃の力を墮すこと毋かれ」と。仲尼、魏子の擧を聞き、以て義と爲して曰く、「近きは親を失はず、遠きは擧を失はず、義と謂ふべし」と。又、其の賈辛に命ぜるものを聞きて、以て忠と爲し、(曰ク)「(一五六)詩に曰く、「永く言に命に配し、自ら多福を求む」とは、忠なればなり。魏子の擧ぐるや義あり。其の命ずるや忠なり。其れ長く晉國に後あらんか」と。

【一四八】容貌醜き也。
【一四九】器は叔向の酒器。
【一五〇】素より其賢を聞く、故に其言を聞きて之を知りし也。鬷明は卽ち鬷蔑なり。
【一五一】賈は國の名。
【一五二】皐は澤なり。
【一五三】颺貌、揚顯せざるなり。
【一五四】舊知。
【一五五】力は功勞なり。
【一五六】大雅文王の篇。能く長く天命に配して、多福を致す。

りと爲すか。』對へて曰く、『何ぞや。戊が人と爲りや、遠ざくるも君を忘れず、近づくるも（二四〇）同に偪らず、（二四一）利に居りても義を思ひ、（二四二）約に在りても純を思ひ、守心ありて淫行なし。之に縣を與ふと雖も、亦可ならずや。昔武王、（二四三）商に克ち、天下を（二四四）光有して、其兄弟の國する者十有五人、姬姓の國する者四十人、皆親を擧げしなり。夫れ擧ぐるは他なし。唯だ善の在る所のまゝにして、親疎一なり。（二四五）詩に曰く、『唯だ此文王、帝其心を度ありとし、其德音を莫む。其德克く明なり。克く明に克く類なり。克く長たり克く君たり。此大國に王として、克く順ひ克く比し、文王に比し、其德悔ゆること靡し。既に帝の祉を受け、孫子に施く』と。心能く義を制するを度と曰ひ、（二四六）德正しくして應和するを莫と曰ひ、四方に照臨するを明と曰ひ、勤め施して私なきを類と曰ひ、（八）敎誨して倦まざるを長と曰ひ、賞慶し刑威するを君と曰ひ、慈和にして徧く服するを順と曰ひ、善を擇びて之に從ふを比と曰ひ、天地を經緯するを文と曰ふ。九德愆らざれば、事を作して悔ゆること無し。故に天祿を襲ねて、子孫之に賴れり。（二四七）主の擧や文の德に近し。及ぶ所其れ遠からんかな』と。賈辛、

【二四〇】同位の者に逼りて害を爲さゞる也。
【二四一】苟も得ず。
【二四二】窮約に在りても濫心無し。
【二四三】商は殷なり。
【二四四】光は大也。
【二四五】詩は大雅皇矣の篇。唯だ此文王のみ、上帝、其心を度ありとして之を許し、既に上帝より福を受け、後世の子孫にまでも及ぼす。
【二四六】己を正しくして物正しきなり。應和するは彼に在り、我は即ち莫然として靜定するのみ。莫は安定なり。
【二四七】魏獻子。

伯石始めて生れしとき、(二二五)子容の母、走りてこれを(二二六)姑に謁げて曰く、『(二二七)長叔姒、男を生めり』と。姑、之を視んとして、堂に及び、其聲を聞きて還る。曰く、『是れ豺狼の聲なり。狼子は野心なり。是に非ずんば、羊舌氏を喪ぼすこと無けん』と。遂に視ざりき。

秋、晉の韓宣子・卒す。(二二八)魏獻子、政を爲し、祁子の田を分ちて、以て(二二九)七縣と爲し、羊舌氏の田を分ちて、以て(二三〇)三縣と爲す。司馬彌牟を鄔の大夫と爲し、賈辛を祁の大夫と爲し、司馬烏を平陵の大夫と爲し、(二三一)魏戊を梗陽の大夫と爲し、(二三二)知徐吾を塗水の大夫と爲し、(二三三)韓固を馬首の大夫と爲し、孟丙を盂の大夫と爲し、樂霄を銅鞮の大夫と爲し、(二三四)趙朝を平陽の大夫と爲し、僚安を楊氏の大夫となす。賈辛、司馬烏を謂へらく、『(二三五)王室に力ありと爲す。故に之を擧ぐ』と。知徐吾・趙朝・韓固・魏戊を謂へらく、『(二三六)餘子の、職を失はずして能く業を守れる者なり』と。(二三七)其四人の者も、皆、縣を受けて後に魏子に見えぬ。賢を以て擧げられたるなり。魏子、(二三八)成鱄に謂へらく、『(二三九)吾、戊に縣を與ふ。人其れ我を以て黨せ

【二二五】子容の母は叔向の嫂、伯華の妻。
【二二六】姑は卽ち叔向の母。
【二二七】兄弟の妻は姒と相謂ふ。
【二二八】魏舒。
【二二九】孟、鄔、祁、平陵、塗水、梗陽、馬首。
【二三〇】銅鞮、平陽、楊氏。
【二三一】魏舒の庶子。
【二三二】知盈の孫。
【二三三】韓起の孫。
【二三四】趙勝の曾孫。
【二三五】辛と烏と、公二十二年、師を帥ゐて敬王を周に納る。
【二三六】卿の庶子を餘子と爲す。
【二三七】司馬彌牟、孟丙、樂霄、僚安。
【二三八】晉の大夫。
【二三九】魏獻子、己の庶子魏戊に縣を與へしことにつき、批評を聞かんとするなり。

の妻(姬)は、(一〇五)三夫(一〇六)一君(一〇七)一子を殺して、(一〇八)一國(一〇九)兩卿を亡ぼせり。懲ること無かるべけんや。吾之を聞く、「甚だ美なるものは必ず甚だ惡しきことあり」と。是れ(一一〇)鄭穆の少妃姚子の子にして(一一一)子貉の妹なり。(一一二)子貉は早く死して、後なし。而して天、美を(一一三)是に鍾めたり。將に必ず是を以て大に敗ることあらんとするなり。

昔、(一一四)有仍氏、女を生む。(一一五)黰黑にして甚だ美なり。(一一六)光以て鑑とすべし。名づけて玄妻と曰ふ。(一一七)樂正后夔、之を取り、伯封を生む。實に(一一八)豕心ありて、貪惏にして饜くこと無く、(一一九)忿纇にして(一二〇)期なかりしかば、之を(一二一)封豕と謂ひ、有窮の后羿之を滅せり。夔、是を以て祀られず。且つ、(一二二)三代の亡び、(一二三)共子の廢せられし、皆是物なり。女何を以て爲んや。夫れ(一二四)尤物の以て人(心)を移すに足るものあるは、苟も德義に非ざれば、則ち必ず禍あり」と。叔向懼れて敢て取らず。平公强ひて之を取らしむ。伯石を生む。

【一〇五】陳の御叔、楚の襄老及び巫臣を云ふ。巫臣、此時既に死せり。
【一〇六】陳の靈公。
【一〇七】夏徵舒。
【一〇八】陳。
【一〇九】陳の孔寧と儀行父。
【一一〇】鄭の穆公。
【一一一】鄭の靈公。
【一一二】宣公四年、子貉死せり。
【一一三】是は夏姬をさす。
【一一四】古の諸侯。
【一一五】美髮を黰と爲す。
【一一六】姿色明艷なるを極稱する也。
【一一七】舜の時樂を典りし長官。
【一一八】其心、豬に似て、貪りて恥づるなき也。
【一一九】纇は戾なり。
【一二〇】期は極なり。
【一二一】封は大なり。
【一二二】夏は妹喜、殷は妲己、周は褒姒の爲めに亡ぶ。
【一二三】共子は晉の獻公の大子申生、驪姬の爲に廢せらる。
【一二四】尤物は、勝れたる物。

晉の（八八）祁勝と鄔臧と（八九）室を通ず。（九〇）祁盈、將に之を執へんとす。（九一）司馬叔游に訪ふ。叔游曰く、『（九二）鄭書にこれ有り、「（九三）直を惡み正を醜むものは、實に蕃く徒あり」と。無道立てり。子懼らくは免れざらん。（九四）詩に曰く、「民の辟多き、自ら辟を立つること無かれ」と。姑く已めては若何。』盈曰く、『祁氏、私に討ずることあらん。（九五）國に何か有らん』と。遂に之を執ふ。祁勝、荀躒に賂ふ。荀躒、之が爲めに晉侯に言ふ。晉侯、（九六）祁盈を執ふ。祁盈の臣曰く、『鈞しく將に皆死せんとす。慭、（九七）吾が君をして勝と臧との死を聞きて以て快と爲さしめん』と。乃ち之を殺す。夏六月、晉、祁盈と（九八）楊食我とを殺す。食我は祁盈の黨にして亂を助けしなり。故に之を殺せり。遂に祁氏と羊舌氏とを滅ぼせり。初め、叔向、（九九）申公巫臣氏に娶らんと欲す。其母は（一〇〇）其黨に娶らんと欲す。叔向曰く、『（一〇一）吾が母多くして（一〇二）庶鮮し。（一〇三）吾、舅氏に懲りたり。』其母曰く、『（一〇四）子靈

【八八】祁勝、鄔臧は祁盈の家臣なり。
【八九】其妻を共通にして間隔無きなり。淫縱なるをいふ。
【九〇】祁午の子。
【九一】司馬叔侯の子。
【九二】古の書名。
【九三】正直を惡む惡人は、實に其徒衆多し。
【九四】大雅板の篇。無道にして邪辟なる民多き世には、自ら法を立てゝ治むること難し。
【九五】家臣を討ずるは、國事に關すること無し。
【九六】晉侯、盈が戮を專にせしを以て之を執ふるなり。
【九七】吾が君とは祁盈をさす。
【九八】楊は叔向の邑、食我は叔向の子伯石なり。
【九九】巫臣氏は夏姬の女なり。
【一〇〇】其黨は母の身方。
【一〇一】吾が母は父の妾媵をいふ。
【一〇二】庶は庶子。
【一〇三】舅氏は母の一族。子の少きに懲りたりとなり。
【一〇四】子靈は巫臣。

て、(魯侯)(七九)安を請ふ。(八〇)子仲の子を重と曰ふ。齊侯の夫人たり。(齊侯)曰く、『請ふ重をして見えしめん』と。(八一)子家子、乃ち君を以て出づ。

十二月、晉の(八二)籍秦、諸侯の戍を周に致す。魯人、辭するに難あるを以てす。

[經] 二十有八年、春王の三月、曹の悼公を葬る。公、晉に如き、乾侯に次る。夏四月丙戌、鄭伯寧・卒す。六月、鄭の定公を葬る。秋七月癸巳、滕子寧・卒す。冬、滕の悼公を葬る。

[傳] 二十八年(周ノ敬王六年)春、(八三)公、晉に如く。將に乾侯に如かんとす。子家子曰く、『人に求むることありて、其安きに卽かば、人孰か之を矜まん。其れ竟に造れ』と。(公)聽かず。逆へんことを晉に請はしむ。晉人曰く、『天、魯國に禍し、君淹しく恤へて外に在り。君も亦(八四)一个をして辱く寡人を在はしめずして、安きに(八五)甥舅に卽けり。(八六)其れ亦た君を逆へしむるか』と。(八七)公をして竟に復らしめ、而して後に之を逆ふ。

【七九】安とは獻酬終りて安坐して酒を飮むをいふ。
【八〇】魯の公子慭、十二年、季氏を逐はんと謀り、能はずして齊に奔れり。
【八一】子家、其無禮を怒り、之を避くる爲、公を以て其席より出で去るなり。
【八二】籍談の子。
【八三】齊侯、公を卑しむ、故に晉に適く。
【八四】一个は、一人の使者をいふ。在は存問をいふ。
【八五】齊をいふ。
【八六】既に已に安きに齊に卽きて今亦、安きに乾侯に卽く。其れ寡人をして君を逆へしむるかとし、怪辭を爲して以て其の安きに甥舅に又乾侯に卽きしを告むる也。
【八七】公、子家の言を用ひずして晉に辱しめられし也。

謗を興して而も（六六）圖らず。亦異ならずや。夫れ無極は楚の讒人なり。民、知らざるものなし。（六七）朝呉を去り、（六八）蔡侯朱を出し、（六九）大子建を喪ひ、連尹奢を殺し、王の耳目を（七〇）屛ひて、聰明ならざらしめたり。然らずんば、平王の溫惠（七一）共儉なる、（七二）成・莊に過ぐることありとも、及ばざることなかりしに、諸侯を獲ざりし所以は、無極を邇づけたればなり。今又（七三）三不辜を殺して、以て大謗を興せり。幾ど子に及ばんとす。子にして圖らずんば、將た焉くにか之を用ゐん。夫れ鄢將師、子の命を矯めて、以て三族を滅せり。（三族八）國の良にして（七四）位に愆らざりしなり。（七五）呉、新に君ありて、疆場日に駭く。楚國若し大事あらば、子其れ危い哉。知者は讒を除きて以て自ら安んず。今、子は讒を愛して以て自ら危くす。甚だしい哉、其の惑へるや。』子常曰く、『是れ（七六）瓦の罪なり。敢て良く圖らざらんや』と。九月乙未、子常、費無極と鄢將師とを殺し、盡く其族を滅ぼし、以て國に說く。謗言乃ち止む。

冬、公、齊に如く。齊侯、之を饗せんと請ふ。子家子曰く、『（七七）朝夕、其朝に立つに、又何をか饗せん。其れ酒を飮まんのみ』と。乃ち（七八）酒を飮む。宰をして（爵チ）獻せしめ

【六六】謗を已むる方法を講ぜざる也。
【六七】公の十五年の事。
【六八】公の二十一年。
【六九】公の二十年。
【七〇】屛は蔽ふ也。
【七一】共は恭と通ず。
【七二】成王、莊王。
【七三】郤氏、陽氏、晉陳氏。
【七四】位に在りて過失なかりし也。
【七五】呉、闔廬新に君となれり。
【七六】瓦は子常の名。
【七七】朝夕は平常の意。
【七八】酒を飮むとは內宴にして饗禮に非ざるなり。

子に從つて以て魯を圍まん。成ることなくんば之に死せん』と。（五四）二子懼れて皆辭す。（五五）乃ち小國に辭して、難を以て復りごとせり。

孟懿子・（五六）陽虎、（五七）鄆を伐つ。鄆人、將に戰はんとす。子家子曰く、『天命（五八）慆せざること久し。（五九）君をして亡せしむる者は、必ず此衆ならん。天既に之に禍せり。而るを自ら福せんこと、亦難からずや。猶は鬼神ありとも、此れ必ず敗れん。嗚呼望なしとせんかな。其れ此に死せんか』と。公、子家子をして晉に如かしむ。公の徒、（六〇）且知に敗る。

楚の郤宛の難に、（六一）國言未だ已まず。（六二）胙を進むる者、令尹を謗らざるはなし。沈尹戌、子常に言ひて曰く、『夫の（六三）左尹と（六四）中廐尹とは、（六五）其罪を知るものなし。而るを子、之を殺して、以て謗讟を興すこと、今に至るまで已まず。戌や之に惑ひぬ。仁者は人を殺して、以て謗を掩ふをも、猶は爲さざるなり。今、吾子は人を殺して以て

【五四】宋衞の大夫、其責任を負はせらるゝを懼れて辭するなり。
【五五】獻子、因つて曹人邾人等を辭して國にかへらしめ、晉君に事の難きよしを復答せしなり。
【五六】季氏の家臣。
【五七】公を奪はんとするなり。
【五八】慆せずとは、「其命を二三にせざる」をいふ。
【五九】君をして外に死して、終に復歸するを得ざらしむる者は、必ず此衆なり。衆とは公に從ふ者をいふ。
【六〇】鄆に近き地。
【六一】國中の謗言。
【六二】國中の祭祀に胙を神に進むるもの。
【六三】郤宛。
【六四】陽令終。
【六五】罪なき也。

ら以て王と爲し、專ら楚國に禍し、王室を弱寡ならしめ、王と令尹とを（四五）蒙きて、以て自ら利せり。令尹盡く之を信せり。國、將に如何にせんとする』と。令尹、之を病む。

秋、扈に會するは、周を戍らしめ、且つ（四六）公を納れんと謀るなり。宋・衞、皆、公を納るゝを利とし、固く之を請ふ。（四七）范獻子、貨を季孫に取り、（四八）司城子梁と（四九）北宮貞子とに謂ひて曰く、『季孫未だ其罪を知らざるに、君、之を伐ち、囚はれんと請ひ亡げんと請ひしが、是に於てか獲ず。君又克たずして自ら出でたり。夫れ豈に備なかりしに能く君を出さんや。季氏の（舊ニ）復りしは、天の之を救ひしなり。公の徒の怒を休めて、叔孫氏の心をも啓けり。然らずんば、豈に其れ人を伐ちて甲を說ぎ、冰を執つて以て游ばんや。叔孫氏、禍の（五〇）濫ばんことを懼れて、自ら季氏に同じくせしは、天の道びけるなり。魯君は齊を守ること三年なれども、成ることなく、季氏は甚だ其民を得て、（五一）淮夷之に與せり。十年の備あり。（五二）齊楚の援あり。天の贊あり。民の助あり。堅守の心あり。列國の權あり。而れども敢て（五三）宣げずして、君に事ふること國に在すが如くす。故に、鞅は以て難しと爲へり。二子は皆國（ノ事）を圖る者なり。而して魯君を納れんことを欲す。（魯君ヲ納ルヽハ）鞅の願なり。請ふ二

【四五】蒙は欺く也。
【四六】公は昭公。
【四七】晉の士鞅。
【四八】宋の樂祁。
【四九】衞の北宮喜。
【五〇】濫は濫りに及ぶ也。
【五一】魯の東夷。
【五二】公、齊に在れども、齊は力を致さゞるを云ふ。
【五三】威力を宣揚せざる也。

なし。若何にせん。』無極曰く、『令尹、(三四)甲兵を好めり。子、之を出せ。吾これを(三五)擇ばん』と。(無極)五甲五兵を取りて曰く、『これを門に寘け。令尹至らば必ず之を觀ん。而、從つて以て之に酬いよ』と。饗日に及びて、(三六)これを門左に帷せしむ。(三七)無極、令尹に謂ひて曰く、『吾、殆ど子に禍せんとせり。子惡、將に子の不利を爲さんとす。甲、門に在り。子必ず往くこと無かれ。且つ(三八)此役や、吳は以て志を得べかりしを、子惡、賂を取りて還り、又、羣帥を誤らせて、其師を退かしめて曰く、『亂に乘ずるは不祥なり』と。吳も我が喪に乘せしを、我、其亂に乘ずること、亦可なりしならずや』と。令尹、郤氏を視しむれば、則ち甲あり。往かず。鄢將師を召して之に(子惡ノ門ニ甲兵アリ、將ニ己ヲ害セントスルヲ)告ぐ。將師、退き、遂に令す、『郤氏を攻め、且つ之を爇け』と。子惡、之を聞き、遂に自殺す。國人爇かず。令して曰く、『郤氏を爇かずんば、之と罪を同じうせん』と。或は(三九)一編菅を取り、或は(四〇)一秉秆を取れども、國人之を投げて、遂に爇かず。(四一)尹をして之を炮かしめ、盡く郤氏の族黨を滅し、(四二)陽令終と其弟完及び佗と(四三)晉陳及び其子弟とを殺す。晉陳の族、國に呼んで曰く、『鄢氏・費氏、(四四)自

【三四】甲胄武器。
【三五】擇び取りて子常に進めん。
【三六】幕を張りて其中に甲兵を陳ぬるなり。
【三七】費無極、郤宛を令尹子常に譖するなり。
【三八】此年春、潛を救ひし役。
【三九】一あみの茅。
【四〇】秉は把なり、秆は藁なり。
【四一】尹は里尹。今の町村長の類。
【四二】陽匄の子。
【四三】晉陳は楚の大夫。皆郤氏の黨。
【四四】君王を以て自ら居る也。楚國を專にするをいふ。

鱄設諸、劒を魚中に寘きて以て進め、劒を抽きて王を刺す。(二一)鈹、胷に交はれども、遂に王を弑せり。(後) (二二)闔廬、其子を以て卿と爲せり。季子至る。曰く、『苟も先君、祀を廢することなく、民人、主を廢することなく、社稷、奉ずることあり、國家、傾くことなくんば、乃ち吾が君なり。吾、誰をか敢て怨みん。死を哀しみ生に事へて、以て天命を待たん。我、亂を生ずるに非ず。立つ者に之れ從はん。(死ヲ哀シミ生ニ事ヘ、立ツ者ニ從フハ、是レ) (二三)先人の道なり』と。(二四)復命して墓に哭し、位に復して待てり。吳の公子掩餘、徐に奔り、公子燭庸、(二五)鍾吾に奔る。(二六)楚の師、吳の亂を聞きて還る。

(二七)郤宛、直にして和なり。國人之を說ぶ。鄢將師、(二八)右領と爲り、費無極と與に(二九)比して(三〇)之を惡む。令尹子常、賄もて讒を信ず。無極、郤宛を譖らんとす。子常に謂ひて曰く、『(三一)子惡、子に酒を飲ませんと欲す』と。又、子惡に謂へらく、『令尹、酒を(三二)子氏に飲まんと欲す』と。子惡曰く、『我は賤人なり。以て令尹を辱うするに足らず。令尹將に必ず來り辱うせんとせば、惠たること已甚しきも、吾、以て之に(三三)酬ゆるもの

【二一】劍、左右より鱄設諸の胷にさしこみ交はれるに關はらず、設諸遂に王を弑せしなり。
【二二】闔廬は卽ち公子光。
【二三】先人は前人。況く先君をさす。
【二四】使命を僚の墓に復し、本位に復して、光の命を待ちしなり。
【二五】小國の名。
【二六】郤宛の還りしは、賂を取りしに非ざる也。
【二七】楚の左尹。
【二八】右領は官名。
【二九】比は比親なり。
【三〇】之は郤宛をさす。
【三一】子惡は郤宛。
【三二】子氏は子が家と言ふがごとし。
【三三】酬は報獻すること。

を（九）濟して、吳の師と窮に遇ひ、令尹子常は、舟師を以て（一〇）沙汭に及びて還り、左尹郤宛・工尹壽は、師を帥ゐて潛に至る。（一一）吳の師退くこと能はず。吳の公子光曰く、『此れ時なり。失ふ可からず』と。鱄設諸に告げて曰く、『上國に（一二）言あり、曰く、「索めずんば何をか獲ん」と。（一三）我は王嗣なり。吾、之を求めんと欲す。事若し克たば、（延州來）季子（聘シテ還リ）至ると雖も、吾を廢せざらん』と。鱄設諸曰く、『王をば弑すべし。（我ガ）母老いて子弱し。是れ我を若何ともするなし』。光曰く、『（一四）我は爾の身なり』と。夏四月、光、甲を（一五）掘室に伏せて王を享す。（一六）王、甲をして道に坐せしめて、其門に及ぶ。門階戶席、皆、王の親なり。（一七）之を夾むに鈹を以てし、（一八）羞者、體を獻じて服を門外に改む。（一九）羞を取る者、坐行して入れば、鈹を執る者、夾みて之を承け、體に及びて以て相授く。（二〇）光、足疾ありと僞りて掘室に入る。

【九】濟は益す也。
【一〇】沙は水名。
【一一】窮に遇ふの師、吳の前に當り、潛に至るの師、吳の後を躡み、楚の師強盛なり。故に、吳進むこと能はず、退かんと欲するも亦能はざるなり。
【一二】言は、ことわざ。
【一三】公子光は吳王諸樊の子なれば、王嗣なりといふなり。
【一四】鱄設諸、母子のことを憂ふる故に、光、我は爾に代りて之を養はんと曰ふなり。
【一五】地を掘りて室となす。
【一六】王僚、甲兵を道邊に坐せしめ、光の門まで配列して、己を警衞せしむるなり。
【一七】劍を持ちたる者が、王の左右を夾みて警固する也。
【一八】食を羞むる給仕人は、衣を解きて體を露はし、門外に於て衣服を改むる也。
【一九】食物を進むる者、膝行して王の居る所に入れば、劍を持ちたる者、左右より夾みて、食を羞むる者を承け、劍を食物を進むる者の體に達する程にして、食する物を王に授くるなり。
【二〇】公子光、萬一の失敗を恐れて、初より席に出でずして掘室の中に入るなり。

卷の廿六

昭公七

經 二十有七年、春、公、齊に如く。公、齊より至り、鄆に居る。夏四月、吳、其君僚を弑す。楚、其大夫郤宛を殺す。秋、晉の士鞅・宋の樂祁犂・衞の北宮喜・曹人・邾人・滕人、扈に會す。冬十月、曹伯午・卒す。邾の快・來奔す。公、(鄆ヨリ)齊に如く。公、齊より至り、鄆に居る。

傳 二十七年(周ノ敬王五年)春、公、齊に如く。公、齊より至り鄆に處るとは、(一)外に在るを言ふなり。

吳子、(二)楚の喪に因りて之を伐たんことを欲す。(三)公子掩餘・公子燭庸をして、師を帥ゐて(四)潛を圍ましむ。(五)延州來の季子をして上國に聘せしめ、遂に晉に聘して以て諸侯(ノ强弱)を觀しむ。楚の(六)莠尹然・工尹麇は、師を帥ゐて潛を救ひ、左司馬沈尹戌は、(七)都君子と(八)王馬の屬とを帥ゐて以て師

【一】魯國に在らず、外邑に居るを言ふなり。
【二】楚、前年、平王卒せり。
【三】皆、吳王僚の母弟。
【四】潛は楚の邑。
【五】季子、本、延陵に封ぜられ後復た州來に封ぜらる、故に延州來と曰ふ。
【六】莠尹、工尹は楚の官、然、麇は其名。
【七】都邑に在る士にして、徭役を除かれしもの。
【八】王の馬を養ふ官屬、即ち校人。

姑は慈に婦は聽くは、禮なり。君は令して違はず、臣は共して貳せず、父は慈にして敎へ、子は孝にして（一四一）箴め、兄は愛して友に、弟は敬して順ひ、夫は和して義に、妻は柔にして正しく、姑は慈にして（一四二）從ひ、婦は聽きて（一四三）婉なるは、禮の善物なり。』公曰く、『善い哉。寡人、今にして後に、此の禮の（一四四）上ぶべきを聞けり。』對へて曰く、『（禮八）先王の、天地に稟けて以て其民を爲むる所なり。是を以て先王、之を上べり』と。

【一四二】從は、自ら專らにせざる也。
【一四三】婉は、柔順にして圭角無き也。
【一四四】上は尙ぶ也、尊尙すべきを言ふ。

乃ち止む。

齊侯、晏子と路寢に坐す。公歎じて曰く、『美なるかな室。其れ誰か此を有たん。』晏子曰く、『敢て問ふ、何の謂ぞや。』公曰く、『吾は以爲へらく、(二三二)德に在りと。』對へて曰く、『君の言の如くば其れ陳氏か。陳氏は大德なしと雖も、而も民に施あり。豆・區・釜・鍾の數、其の之を公に取るや薄く、其の之を民に施すや厚し。公は厚く斂め、陳氏は厚く施せり。民、之に歸せり。(二三三)詩に曰く、「德の女に與ふなしと雖も、式て歌ひ且つ舞はん」と。陳氏の施をば、民、之を歌舞せり。(二三四)後世若し少しく惰り、陳氏にして亡びずんば、則ち國は其國ならんのみ。』公曰く、『善い哉。是れ若何すべきか。』對へて曰く、『唯だ禮以て之を已むべし。禮に在りては、(二三五)家の施は國に及ばず、(二三六)民は遷らず、農は移らず、工賈は變ぜず、士は(二三七)濫せず、官は(二三八)滔ならず、大夫は(二三九)公利を收めず。』公曰く、『善い哉。我は能はず。吾、今にして後に、禮の以て國を爲むべきを知れり。』對へて曰く、『禮の以て國を爲むべきや久し。天地と竝べり。君は令し臣は(二四〇)共し、父は慈に子は孝に、兄は愛し弟は敬し、夫は和し妻は柔に、

【二三二】有德の人、之を有つ。
【二三三】小雅、車舝篇。大德なしと雖も、民之を歌舞せんとす。
【二三四】後世は、景公の子孫をさす。
【二三五】家は大夫を稱す。國は君を稱す。國人は是れ國君の有する所、大夫、妄に施して以て己が私惠を樹つるを得ず。
【二三六】各ゝ常業を守る也。
【二三七】行、道に違はざる也。
【二三八】滔は慢なり。
【二三九】公家の利を私占せず。
【二四〇】共は恭なり。
【二四一】箴は諫むる也。

なきときは、則ち擇びて長を立つ。年鈞しきときは德を以てし、德鈞しきときは卜を以てす」と。王は愛を立てず、公卿は私なきは、古の制なり。（二二二）穆后と大子壽と早夭卽世せしかば、單・劉、私を贊け少を立て、以て（二二三）先王を間せり。亦唯だ（二二四）伯・仲・叔・季、之を圖れ」と。

閔馬父、子朝の辭を聞きて曰く、「文辭は以て禮を行はんとてなり。子朝、（二二五）景の命を干し、晉の大を遠ざけて、以て其志を專らにせんとす。禮なきこと甚だし。文辭何をか爲ん」と。

（二二六）齊に彗星あり。齊侯、之を（祭り）禳はしむ。晏子曰く、「益なきなり。（二二七）祇に誣を取らん。天道は諂はず、其命を貳にせず。之を若何ぞ之を禳はん。且つ天の彗あるや、以て穢を除はんとなり。君、穢德なくんば、又何ぞ禳はん。若し德の穢あらば、之を禳ふとも何をか損せん。（二二八）詩に曰く、「惟れ此文王、小心翼翼たり。昭に上帝に事へ、（二二九）聿に多福を懷ふ。厥德回はず、以て（二三〇）方國を受く」と。君、違德なくば、方國將に至らんとす。何ぞ彗を患へん。（二三一）詩に曰く、「我監みる所なからんや。夏后と商と、亂を以ての故に、民卒に流亡せり」と。若し德、回亂せば、民將に流亡せんとす。祝史の爲も、能く補ふことなけん」と。公說びて

【二二二】十五年の事。
【二二三】先王の制度を干犯せり。
【二二四】伯仲叔季は諸侯を總べて謂ふ。
【二二五】景王。
【二二六】齊の分野に出でしなり。
【二二七】誣は欺くなり。徒に神を欺く也。
【二二八】大雅大明の篇。
【二二九】福祿多からんことを祈る。
【二三〇】四方の國、自然に歸服し來る。
【二三一】逸詩。

らずして、其亂災を受けん」と。(一〇三)靈王に至りて、生れて髭あり、王甚だ神聖にして、諸侯に惡しきこと無く、靈王・(一〇四)景王克く其世を終へたり。今、王室亂れ、(一〇五)單旗・(一〇六)劉狄、天下を剝亂し、壹ら(一〇七)不若を行ひて、謂へらく、「先生、何の常かこれ有らん。唯だ余が心の命ずる所、其れ誰か敢て之を討せん」と。(一〇八)群不弔の人を帥ゐて、以て亂を王室に行ひ、侵欲厭くこと無く、(一〇九)規求、度なく、鬼神を(一一〇)貫瀆し、刑法を慢棄し、齊盟に(一一一)倍奸し、威儀を(一一二)傲很し、(一一三)先王を矯誣するをば、晉、不道を爲して、是れ(一一四)攝け是れ贊けて、其の(一一五)極なきを肆にせんとを思へり。茲に(一一六)不穀、震盪(一一七)播越して、荊蠻に竄在して、未だ底る攸あらず。若し我が一二の兄弟甥舅、(一一八)天法に奬順して、狡猾を助くることなく、以て先王の命に從ひ、天罰を速くことなく、(一一九)不穀を赦し圖らば、則ち願ふ所なり。敢て盡く其腹心を布きて、先王の(一二〇)經に及べり。而して諸侯實に深く之を圖れ。昔、先王の命に曰く、「王后、(一二一)適

【一〇三】定王の孫。
【一〇四】靈王の子。
【一〇五】穆公。
【一〇六】劉盆。
【一〇七】不若は不順なり。
【一〇八】諸の天に愍弔せられざる人。諸の不遇不平の浪人をいふ。
【一〇九】規求は營求なり。
【一一〇】貫はなるる也、瀆はあなどるなり。
【一一一】倍奸は、そむきおかす。
【一一二】傲很は、おごり、もとる。
【一一三】先王は景王。
【一一四】攝は贊助する也。
【一一五】極は紀極。
【一一六】不穀は子朝自ら謂ふ也。
【一一七】播は遷る也、越は逸るゝ也。
【一一八】天法は天の常法。
【一一九】不穀の及ばざるを赦し、其罪を救はんことを圖れ。
【一二〇】經は常法。
【一二一】適は嫡子。

以て王の身を祈らざるは莫かりき。(八三)厲王に至り、王の心戾虐にして、萬民(八四)忍びず、王を彘に居き、(八五)諸侯、位を釋てゝ、以て王政に間り、(八六)宣王、(八七)志ありて而して後に(諸侯)官を(王ニ)效したりき。(八八)幽王に至りて、天、周を弔まず、王、昏くして(八九)若はず、用て厥位を(九〇)愆ひ、(九一)攜王、命を奸しゝかば、諸侯之を替てゝ、(九二)王嗣を建てゝ、用つて郟鄏に遷しゝは、則ち是れ兄弟の能く力を王室に用ゐしなり。(九三)惠王に至りて、天、周を靖んぜず、(九四)頽の禍心を生じて、(九五)叔帶に施び、(九六)惠・襄、難を辟け、王都を越去せしとき、則ち晉・鄭ありて、咸く(九七)不端を黜け、以て王家を(九八)綏定せしは、則ち是れ兄弟の能く先王の命に率ひしなり。(九九)定王の六年に在りて、秦人、妖を降して曰く、「周其れ(一〇〇)髭王あらん。亦克く能く其職を脩め、諸侯服享し、(一〇一)二世、職に共せん。(一〇二)王室、其れ王位を間するものあらん。諸侯圖

【八三】周の第十代。
【八四】堪へ忍ぶ能はず。
【八五】諸侯、其位を去りて、王の政事を與り治めたり。
【八六】厲王の子。
【八七】志ありとは、長じて知識有るをいふ。
【八八】宣王の子。
【八九】若は順なり。
【九〇】愆は失ふ也。
【九一】幽王の少子伯服なり、母は褒姒。
【九二】宜臼、母は申姜、立ちて平王と爲り、東の方郟鄏に遷る。此を東周といふ。

【九三】周の第十七代にして平王六世の孫。
【九四】莊公十九年、子頽の亂あり。
【九五】僖公二十四年、叔帶の難あり。
【九六】惠王、襄王。
【九七】端直ならざる人。
【九八】安んじ定む。
【九九】定王は襄王の孫。六年は、魯の宣公八年に當る。
【一〇〇】髭は鼻下のひげ。
【一〇一】靈王、景王。
【一〇二】王位を間するとは子朝を謂ふなるを、子朝以て王猛と爲す也。

吾は滋〻從はじ。楚國何をか爲ん。必ず令尹を殺さん』と。令尹懼る。乃ち昭王を立つ。

冬十月丙申、王、師を滑に起す。辛丑、(六六)郊に在り。遂に尸に次る。十一月辛酉、(六七)晉の師、鞏に克つ。(六八)召伯盈、王子朝を逐ふ。王子朝、召氏の族・毛伯得・尹氏固・南宮嚚と、周の典籍を奉じて以て楚に奔る。(六九)陰忌、(七〇)莒に奔りて以て叛く。召伯、王を尸より逆へて、劉子・單子と(七一)盟ふ。遂に(七二)圉澤に軍し、隄上に次る。癸酉、王、(七三)成周に入り、甲戌、(七四)襄宮に盟ふ。晉の師、(七五)成公般をして周を戍らしめて還る。十二月癸未、王、(七六)莊宮に入れり。

王子朝、諸侯に告げしめて曰く、「昔、武王、殷に克ち、(七七)成王、四方を靖んじ、(七八)康王、民を息はせ、竝に母弟を建てゝ、以て周に藩屏とせり。亦曰へり、「吾、文・武の功を(七九)專らに享くること無からん。且つ後人の迷敗傾覆して難に溺入せば、則ち之を振救せんが爲めなり」と。(八〇)夷王に至りて、王、厥身に(八一)愆あり。諸侯、竝に(八二)其望に走りて

【六六】郊は子朝の邑。
【六七】知躒趙鞅の師。
【六八】召伯盈は、本と子朝に黨せしが、晉の師、鞏に克つや、子朝の成らざるを知り、之を逐ひて敬王を逆へしなり。
【六九】陰忌は子朝の黨たりしなり。
【七〇】莒は周の邑。
【七一】召伯新に還る、故に盟ふ。
【七二】圉澤、隄上は皆周の地。
【七三】成周は洛陽なり。
【七四】襄王の廟。
【七五】晉の大夫。
【七六】莊宮は王城に在り。
【七七】武王の子。
【七八】成王の子。
【七九】敢て專らにせず、故に同母弟を立つ。
【八〇】厲王の父。
【八一】愆は惡疾にして、不治の病なり。
【八二】其望は國中の山川。

人と劉人と（五一）施谷に戰ふ。劉師敗績す。

秋、鄟陵に盟ふ。（齊侯）（五二）公を納れんことを謀るなり。

七月己巳、劉子、（五三）王を以て出づ。庚午、（五四）渠に次る。王城の人、（五五）劉を焚く。丙子、王、（五六）褚氏に宿す。丁丑、王、萑谷に次る。庚辰、王、胥靡に入る。辛巳、王、滑に次る。晉の知躒・趙鞅、師を帥ゐて王を納る。（五七）女寬をして（五八）闕塞を守らしむ。

九月、楚の平王卒す。令尹子常、（五九）子西を立てんと欲す。曰く、『（六〇）大子壬は弱く、（六一）其母も（六二）適に非ざるなり。王子建、實に之を聘せるなり。子西は長じて善を好む。長を立つれば則ち順に、善を立つれば則治まる。王順に國治まらんこと、務めざる可けんや』と。子西怒りて曰く、『是れ國を亂して（六三）君王を惡しくするなり。國に（六四）外援あり、瀆るべからず。王に適嗣あり、亂るべからず。親を敗れば讎を速き、嗣を亂せば不祥なり。我も（六五）其名を受けん。吾に賂ふに天下を以てすとも、

【五一】周の地。
【五二】齊の景公、魯公を納るゝの大義を假りて、糾合の謀を爲す也。
【五三】師敗れたれば懼れて出づる也。
【五四】渠は周の地。
【五五】劉は劉子の邑。
【五六】褚氏、萑谷、胥靡、滑は皆周の地名。胥靡、滑は本と鄭の邑。
【五七】女寬は晉の大夫。
【五八】子朝に備ふるなり。
【五九】平王の庶長子。
【六〇】大子壬は卽ち昭王、卽位の後、名を軫と改む。
【六一】其母は秦の女なり。
【六二】適は正夫人。
【六三】王子建之を聘すと言ふは、君王の惡を章はすなり。
【六四】外援は秦をいふ。
【六五】其惡名。

て之を叱す。洩曰く、『軍には私怒なし。(三三)報いば乃ち私なり。將に子に亢せんとす』と。(三四)又之を叱すれば、亦之を叱す。(三五)冉豎、陳武子を射て手に中つ。(三六)弓を失ひて罵る。以て平子に告げて曰く、『君子あり。白皙、(三七)鬒鬚眉、(三八)甚口なりき。』平子曰く、『必ず(三九)子彊ならん。乃ちこれに亢すること無かりきや。』對へて曰く、『(四〇)之を君子と謂へり。何ぞ敢て之に亢せん』と。(四一)林雍、顏鳴の右たるを羞として(四二)下る。(四三)苑何忌、(四四)其耳を取る。顏鳴(懼レテ)之を去る。苑子の御曰く、『(四五)下を視て顧みよ』と。苑子、林雍を刜ち、其足を斷つ。(四六)鑋して他車に乘りて以て歸る。(四七)顏鳴三たび齊の師に入り、呼んで曰く、『林雍、乘れ』と。

四月、單子、晉に如きて急を告ぐ。五月戊午、(四八)劉人、(四九)王城の師を(五〇)尸氏に敗る。戊辰、王城の

【三三】公戰を以て之を禦がんと欲す、私に其叱に報ゆるを欲せず。
【三四】子彊又之を叱すれば、野洩も亦之を叱せしなり。
【三五】季氏の臣。
【三六】武子、弓を失ひて罵る也。
【三七】鬒は黑く美しきこと。
【三八】甚口は大口。
【三九】陳武子の字。
【四〇】敢て季氏に逆はざることを僞り言ふ也。
【四一】雍鳴は皆魯の大夫。
【四二】車を下りて戰ふ也。
【四三】齊の大夫。
【四四】何忌、林雍を殺すことを欲せず、但其耳を截りて以て之を辱しむるなり。
【四五】苑子、車に乘らんとす。林雍、後より追ひ迫らんとす、故に御者注意して、下を視て後を顧みしむる也。
【四六】鑋は一足にて行く也。
【四七】顏鳴、去りて顧みず、林雍が他車を以て歸りしを知らず、此に至りて齊の師に至りて之を求む、少しく邊幅を飾る也。
【四八】劉蚠の屬。
【四九】子朝の徒。
【五〇】地名。

らんとなり。（一五）請ふ我、師を受けん』と。之を許す。（一六）質を納れんと請ふ。許さずして曰く、『女を信ずれば足れり』と。齊の師に告げて曰く、『孟氏は魯の（一七）敝室なり。（一八）成を用ゐること已甚し。忍ぶこと能はず。（一九）請ふ、肩を齊に息めん』と。齊の師、成を圍む。（二〇）成人、齊の師の馬に淄に飲ふ者を伐ちて曰く、『將に以て衆を厭かせんとす』と。（二一）魯、備を成して、告げて曰く、『衆に勝たれず』と。師、齊の師と（二二）炊鼻に戰ふ。齊の子淵捷、（二三）洩聲子を從ひ、之を射て（二四）楯瓦に中つ。（二五）胸を繇ぎ（二六）輈を汰ぎて、匕入ること三寸。聲子、其馬を射て鞅を斬る。殪る。改め駕す。（二七）人、（二八）鬷戾なりと以爲ひて、之を助く。

（二九）子車曰く、『齊人なり』と。將に子車を擊たんとす。子車、之を射る。殪る。其御曰く、『（三〇）之を又せよ。』子車曰く、『衆は懼すべきなり。而も怒らすべからざるなり』と。（三一）子囊帶、（三二）野洩を從う

【一五】成邑を以て齊の師を禦がんといふなり。
【一六】疑はれんことを恐れ、質を致さんと請ふなり。
【一七】敝は壞なり。
【一八】成の民力を用ふること甚だ酷なり。
【一九】公孫朝、齊師に詐り、降らんと欲すと言ひて、來りて成を取らしめんとするなり。
【二〇】公孫朝、齊師を伐ち、之に言ふに、以て衆心を滿足せしむるのみなりと、いひわけするなり。
【二一】防備既に成りて後に、公孫朝、齊の師に告ぐるに、成の群衆齊に降ることを肯んぜず、といひ送るなり。
【二二】炊鼻は魯の地。
【二三】魯の大夫。
【二四】楯瓦は楯の脊。
【二五】胸は車の軛。
【二六】輈は車の轅。
【二七】人は魯人をいふ。
【二八】叔孫氏の司馬。
【二九】子淵捷。
【三〇】又餘人を射しめんと欲す。
【三一】齊の大夫。
【三二】即ち聲子。

從ひ、(六)幣錦二兩を以て(七)縛一して瑱の如くにし、齊の師に適き、(八)子猶の人高齮に謂へらく、『能く(我爲メニ)子猶に(九)貨せば、高氏の後と爲し、粟(一〇)五千庾をやらん』と。高齮、錦を以て子猶に示す。子猶、之を欲す。齮曰く、『(一一)魯人之を買ひて百兩を一布とせり。道の通ぜざるを以て、先づ幣財を入るゝのみ』と。子猶、之を受け、齊侯に言ひて曰く、『羣臣が力を魯君に盡さゞるものは、君に事ふること能はざるには非ざるなり。然れども、據、異むことあり。宋の元公は、魯君の爲めに晉に如かんとして曲棘に卒し、叔孫昭子は其君を納れんことを求めて、疾なかりしに死せり。知らず天の魯を棄つるか、抑ゝ魯君、鬼神に罪ありての故に此に及べるか。(一二)君、若し曲棘に待たば、群臣をして魯君に從つて以て卜せしめん。若し可ならば、師、濟ることあらん。(而シテ後)君にして之に繼がば、玆に敵なけん。若し其れ成ること無きも、君、辱なけん』と。齊侯、之に從ひ、(一三)公子鉏をして、師を帥ゐて公に從はしむ。(一四)成の大夫公孫朝、平子に謂ひて曰く、『都あるは以て國を衞

【六】幣錦は贈物の錦。二丈を端とし、二端を兩となす、兩は匹なり。

【七】一に縛り束ねて、耳に充つる玉瑱の如く小さくする也。

【八】梁丘據。人は家臣。

【九】貨は賄賂を行ふ也。

【一〇】庾は十六斗。

【一一】魯人此を買ふこと甚だ多し、之を布陳するに百兩を以て數と爲せり。道路通ぜざるが故に、先づ二兩を以て幣財の美を見するなり。

【一二】君若し曲棘に止まりて以て之を待たば、我、將に群臣をして魯君に從はしめて、其成否を卜せしめんとする也。

【一三】齊の大夫。

【一四】孟氏の邑。

ふ。平子怒りて曰く、『何故に兵を以て吾が門に入る』と。臧氏の老を拘へぬ。(是レニ由リテ)季と臧と惡しみありき。〔一五六〕昭伯が公に從ふに及びて、平子、臧會を立てたり。會曰く、『僂句、余を欺かず』と。

楚子、薳射をして州屈に城づきて〔一五七〕茄人を復し、丘皇に城づきて〔一五八〕訾人を遷さしめ、〔一五九〕熊相禖をして巢に郭し、季然をして卷に郭せしむ。子大叔、之を聞きて曰く、『楚王は將に死せんとす。民をして其土に安んぜざらしむ。民必ず憂へん。憂へば將に王に及ばんとす。久しきこと能はざらん』と。

〔經〕二十有六年、春王の正月、宋の元公を葬る。三月、公、齊より至り、鄆に居る。夏、公、成を圍む。秋、公、齊侯・莒子・邾子・杞伯に會して鄟陵に盟ふ。公、會より至り、鄆に居る。九月庚申、楚子居・卒す。冬十月、天王、成周に入る。尹子・召伯・毛伯、王子朝を以て楚に奔る。

〔傳〕二十六年(周ノ景王四年)春王の正月庚申、齊侯、鄆を取る。

宋の元公を葬ること先君の如くす。〔一〕禮なり。

三月、公、齊より至り〔二〕鄆に處るとは、魯の地なるを言ふなり。

夏、齊侯、將に公を納れんとし、命ずらく、『魯の〔三〕貨を受くること無かれ』と。〔四〕申豐、〔五〕女賈に

【一五六】季平子、昭伯が、公に從ひ出奔せし故に、臧氏の後な臧會に嗣がしめたるなり。

【一五七】茄人を州屈に復りうつらしめしなり。

【一五八】訾人を丘皇に移す。

【一五九】二大夫をして巢、卷に郭を築かしむ。

【一】元公の命に遂ふは、却つて禮あるなり。

【二】鄆は魯の境。

【三】貨は、まひなひ。

【四】申豐は季氏の家臣。

【五】女賈は女の賈人。

命あり。群臣、死を以て之を守り、敢て失隊せじ。臣にして職を失はば、常刑ありて赦されず。臣、其死に忍びず。(二四二)君命祇に辱められん』と。宋公遂に行き、己亥、(二四三)曲棘に卒す。

十二月庚辰、(二四四)齊侯、鄆を圍む。

初め、臧昭伯、晉に如く。臧會、其寶龜(二四五)僂句を竊みて、以て信と(二四六)僭とを爲さんとトす。僭、吉なり。臧氏の老、將に晉に如きて(昭伯ノ起居チ)問はんとす。(二四七)會、請うて往く。昭伯、家の故を問ふ。盡く對ふ。(二四八)内子と母弟叔孫とに及びては則ち(二四九)對へず。再三問ふ。對へず。歸りて郊に及ぶ。會、逆ふ。(昭伯)問へば又(二五〇)初の如し。至りて、(二五一)外に次りて之を察するに、皆これ無し。執へて之を戮せんとす。逸げて郈に奔る。郈の(二五二)魴假、(二五三)賈正たらしむ。大いに(二五四)季氏に計を送りしに、臧氏、五人をして戈楯を以てこれを(二五五)桐汝の閭に伏せしむ。會、出づ。(伏)之を逐ふ。(會)反り奔る。これを季氏の中門の外に執

【二四二】君命必ず行はれざらんとの意。
【二四三】宋の地。
【二四四】齊侯、鄆を取りて、公を居かんとするなり。
【二四五】龜の名。
【二四六】僭は不信なり。
【二四七】臧會、家老に代りて往かんとこひしなり。
【二四八】内子は昭伯の妻。
【二四九】對へざるは、他の故あるが如く思はするなり。
【二五〇】又對へず。
【二五一】昭伯、臧會の對へざりし故に、嫌疑をおこし、わざと、外にやどりて、内子と、母弟とのことを、取調べみたるに、何等の怪むべきことなし、故に、臧會の詐なるを知り、之を執へんとせしなり。
【二五二】魴假は郈邑の大夫。
【二五三】賈正は市の租税を主る役。
【二五四】臧會、賈正となりて、季氏に計算の爲めに來りし也。計は市租の計算帳。
【二五五】里の名。

(二二九)左師展、公に告ぐ。公、昭子をして（伏兵ヲ避ケテ）鑄より歸らしむ。平子、(二三〇)異志あり。冬七月辛酉、昭子、其寢に(二三一)齋し、(二三二)祝宗をして死を祈らしむ。戊辰、卒す。左師展、將に公を以て馬に乘りて歸らんとす。公の徒、之を執ふ。

壬申、(二三三)尹文公、鞏より涉り、(二三四)東訾を焚く。克たず。

十一月、宋の元公、(二三五)將に公の爲めの故に晉に如かんとす。夢に、大子欒、位に廟に卽き、己と(二三六)平公と(二三七)服して之を相くとみる。旦に六卿を召す。公曰く、『寡人、不佞にして、(二三八)父兄に事ふること能はずして、以て二三子の憂を爲せり。寡人の罪なり。若し羣子の靈を以て、首領を保つて以て歿することを獲ば、(二三九)唯だ是の楄柎の・幹に藉く所以の者、請ふ先君に及ぶこと無かれ』と。仲幾對へて曰く、『君若し社稷の故を以て、(二四〇)私に昵宴を降さんとならば、群臣敢て知らず。(二四一)若し夫れ宋國の法・死生の度は、先君、

【二二九】左師展は魯の大夫。左師展は、子家と同じく、公を歸國せしめんとする志あり。
【二三〇】公を納るゝを欲せず。
【二三一】齋は、ものいみ。
【二三二】叔孫、平子に欺かれしを恥ぢ、又、君を逐へるは、實に、其家衆の助に因りたるを以て、怨恨して生くるを欲せず。祈に因りて、自殺せしなり。
【二三三】王子朝の黨。
【二三四】東訾は敬王の邑。
【二三五】公を納れんことを請はんとするなり。
【二三六】平公は元公の父。
【二三七】服は朝服。
【二三八】父兄は華向の族。父兄云云は華向の亂をいふ。
【二三九】楄柎は棺中にしく格子狀の牀。幹は骸骨。先君よりも葬禮を薄くせよとなり。
【二四〇】親近の嬖樂飲食の事を損減せんと欲するならば。
【二四一】禮は先君の規定に從はざるを得ずとなり。

て、二三子と心を同じくすること能はずして、(二〇)皆罪ありと以爲へり。或は外内を通ぜんと欲して、且つ(二一)君を去らんと欲せり。(二二)二三子は亡を好みて定を惡む。焉ぞ同じとすべけんや。君を難に、陷れしは、罪孰れかこれよりも大ならん。(二三)外内を通じて君を去らば、君將に速に(魯國に)入らんとす。通ぜずして何をか爲して何をか守らん』と。乃ち盟に與らず。

昭子、闞より歸り、平子を見る。平子稽顙して曰く、『子、我を若何にする。』昭子曰く、人誰か死せざらん。(二四)子、君を逐ふを以て名を成さば、子孫忘れじ。亦傷ましからずや。將に子を若何にせんとする。』平子曰く、『苟も意如をして改めて君に事ふることを得しめば、所謂死を生かして(二五)骨に肉つくるなり』と。(二六)昭子、公に齊に從ひ、公と言ふ。(二七)子家子、命ずらく、『公の館に適く者は之を執へん』と。公、昭子と幄内に言ふ。(昭子)曰く、『將に衆を安んじて公を納れんとす』と。公の徒、將に昭子を殺さんとし、これに道に(二八)伏す。

【二〇】從ふ者は君を陷れ、留まる者は君を逐へり、皆罪あるなり。

【二一】しばらく君を去り、亡臣となりて君を安んぜんと欲せり。

【二二】諸君は國を去りて逃亡せんことを好み、國に歸りて安定せんことを惡めり。諸君の心の好惡は我と反せり。

【二三】外内を通じて事情を疏通せしめ、一二の臣下に罪を歸して、君を速かに歸國せしむべきは、子家の志なり。

【二四】平子の惡名は長く滅えまじとなり。

【二五】枯骨に肉をつくるが如きなり。

【二六】叔孫、善後策を講ぜん爲め、齊に行き、公と談ずるなり。

【二七】從者が叔孫の謀を知らんことを恐るゝ也。

【二八】伏は伏兵。

（二一）墓に如きて謀り、遂に行る。己亥、公、齊に孫れ、（二二）陽州に次る。齊侯、將に公を平陰に唁はんとせしに、公先づ野井に至る。齊侯曰く、『寡人の罪なり』と。有司をして平陰に待たしめしは、近きが爲めの故なり。書して、『公、齊に孫れ、陽州に次る。齊侯、公を野井に唁ふ』と曰ふは、（二三）禮なり。將に人に求めんとせば、則ち先づ之に下るは、禮の（二四）善物なり。齊侯曰く、『（二五）莒の疆より以西、請ふ千社を致し、以て君命を待たん。寡人、將に敝賦を帥ゐて、以て執事に從つて唯だ命是れ聽かん。君の憂は寡人の憂なり』と。公喜ぶ。子家子曰く、『天祿は再びせず。天若し君に（二六）胙すとも、周公に過ぎじ。魯を以てして足る。（二七）魯を失ひて千社を以て（齊ノ）臣と爲らば、誰か之と與に立たん。且つ齊君は信なし。早く晉に之くに如かず』と。從はず。臧昭伯、從者を率ゐて將に盟はんとす。載書に曰く、『力を勠せ心を壹にし、好惡之を同じくし、（二八）罪の有無を信にし、（二九）繾綣として公に從ひ、外内を通ずること無かれ』と。公の命を以て子家子に示す。子家子曰く、『此の如くんば、吾は以て盟ふべからず。羈や不佞にし

【二一】墓は藏蔽して身を隱す可きが故なり。
【二二】齊魯の境上の邑。
【二三】公が先づ往きて、野井に至りしを、禮ありと稱するなり。
【二四】善き事。
【二五】二十五家を社と爲す。齊侯、魯君に莒の界より西千社の地を給せんとするなり。
【二六】胙は福を與ふる也。
【二七】齊の臣とならば、諸侯、誰か公と與に立たん、即ち諸侯の列に入ることを得ざらんとなり。
【二八】公に從ふ者は罪無く、公に從はざる者は罪あり。信は明かにする也。
【二九】繾綣は固く着きて離れざる也。

蓄へて治めずんば、將に薀らんとす。薀蓄せば、民將に心を生せんとす。心を生せば、（一〇四）同求將に合はんとす。君必ず之を悔いん』と。聽かず。郈孫曰く、『必ず之を殺せ』と。公、郈孫をして（一〇五）孟懿子を逆へしむ。叔孫氏の司馬鬷戾、其衆に言ひて曰く、『之を奈何にせん』と。（一〇六）對ふるものなし。又曰く、『我は家臣なり。敢て國を知らず。凡そ季氏有ると無きと、我に於て孰れか利なる。』皆曰く、『季氏なくば是れ叔孫氏なからん。』鬷戾曰く、『然らば則ちこれを救はん』と。徒を帥ゐて以て往き、（公ノ圍ノ）西北隅を陷れて以て入る。（一〇七）公の徒、甲を釋き、氷を執りて踞す。遂に之を逐ふ。（一〇八）孟氏、西北隅に登りて以て季氏を望ましむ。叔孫氏の旌を見て以て告ぐ。孟氏、郈昭伯を取へて之を南門の西に殺し、遂に公の徒を伐つ。子家子曰く、『（一〇九）諸臣は君を劫す者の僞して、罪を負うて以て出でよ。君は止まれ。意如の君に事ふるや、敢て改めずんばあらず』と。公曰く、『（一一〇）余は忍びざるなり』と。臧孫と與に

【一〇四】同求は季氏と求むる所を同じくする者。暗に叔孫孟孫を指す。三家の求むる所は、富と權とのみ。

【一〇五】仲孫何忌。

【一〇六】衆、助くる所を疑ふ。

【一〇七】氷は、矢を入るゝもの。司馬鬷戾の攻むるを知らず、公の徒、戰心なく、懈り居りしなり。

【一〇八】孟氏、公の使を受けて、今季氏の形勢を見しめしが、叔孫氏の旌旗動きはじむるを見て、公の使者郈孫昭伯を殺して、季氏を救ふなり。

【一〇九】意如は季平子。公に從ふ人々は、君を劫したる者と僞りて、罪を負うて出づべし。君は宜しく止まりたまふべし。季平子が君に事ふることも、或は前日と異りて忠節を盡すに至ることあらん。

【一一〇】公、臣子を殺し己一人止まるに忍びずとなり。

(九三)公果自ら言ひぬ。公、以て臧孫に告ぐ。臧孫は、以て難しとす。郈孫に告ぐ。郈孫は以て可しとして勸む。(九四)子家懿伯に告ぐ。懿伯曰く、『讒人、君を以て幸を徼めんとす。(九五)事若し克たずんば、君は其名を受けん。爲すべからず。民を舍てたること數世にして、以て事に克たんと求むるは、必とすべからず。且つ、(九六)政はこゝに在り。其れ圖り難からん』と。公、(九七)之を退けんとするに、辭して曰く、『臣、命を與り聞けり。言若し洩れなば、臣、死を獲じ』と。(九八)乃ち公宮に館りぬ。

叔孫昭子、(九九)闞に如く。公、(一〇〇)長府に居る。九月戊戌、季氏を伐ち、公之を門に殺し、遂に之に入る。平子、臺に登りて請うて曰く、『君、臣の罪を察せず、有司をして臣を討ずるに干戈を以てせしむ。(一〇一)臣、請ふ沂上に待ちて以て罪を察せられんことを』と。許さず。費に囚はれんことを請ふ。許さず。五乘を以て亡げんと請ふ。許さず。子家子曰く、『君其れ之を許せ。政、之より出づること久し。(一〇二)隱民多く食を取れり。之が徒たる者衆し。(一〇三)日入りて慝作らんも、知る可からざるなり。衆怒は蓄ふべからず。

【九三】遂に公果自ら昭公に言ふなり。
【九四】子家羈、莊公の玄孫。
【九五】事若し成らずんば、君獨り季子を討するの名を受けん。
【九六】政、季氏に在り。
【九七】懿伯を去らしめんとする也。
【九八】命を洩すの罪を受けんことを恐る。故に公宮に留りて以て自ら明にするなり。
【九九】魯の邑。
【一〇〇】藏の名。
【一〇一】沂は水名、洞の上流。季子、城を出でゝ罪を待たんと欲するなり。
【一〇二】窮困の民。
【一〇三】慝は姦人。日暮れなば、起つて君に叛かんも、測りがたしとなり。

命を逆ふ。公之、速に之を殺さしむ。故に、公若、平子を怨めり。(八一)季郈の鷄、闘ふ。季氏は其鷄に(八二)介し、郈氏は之が(八三)金距を爲る。平子怒る。(八四)宮を郈氏に益し、且つ之を譲む。故に、郈昭伯も亦、平子を怨めり。(八五)臧昭伯の從弟會、(八六)讒を臧氏に爲して季氏に逃る。臧氏これを執ふ。平子怒りて臧氏の老を拘ふ。(八七)將に襄公に禘せんとせしときに、萬者二人のみなり。其衆は季氏に萬せり。臧孫曰く、『此れをこれ先君の廟に(禮チ)庸ゐること能はずと謂ふ』と。(八八)大夫も遂に平子を怨めり。公若、弓を(八九)公爲に獻じて、且つ之と與に出で、外に射て、季氏を去らんことを謀る。公爲、(九〇)公果・公賁に告ぐ。公果・公賁、侍人僚柤をして公に告げしむ。公、寢ねたりしが、將に戈を以て(九一)之を撃たんとせしに、乃ち走りぬ。公、『之を執へよ』と曰ひしのみにて、亦、命ずること無かりき。(僚柤)懼れて出でず、數月(公ニ)見えざりしも、公怒らざりき。(九二)又言はしめしに、公、戈を執りて、之を懼しければ、乃ち走りぬ。又言はしめしに、公は、『小人どもの及ぶ所に非ず』と曰へり。

【八一】季平子と郈昭伯と。
【八二】介は甲なり。
【八三】鷄の蹴爪の形を鐵にて作り、之をけづめの上に被らする也。
【八四】郈氏より室を取りて、季氏の室を益したるなり。
【八五】臧昭伯は臧爲の子。
【八六】十二月の條に詳なり。
【八七】禘は祭なり。萬は舞なり。公廟に萬舞する者二人のみにて、其餘は皆季氏に於て萬舞せしなり。
【八八】大夫は、蓋し、臧孫をさす。
【八九】昭公の子務人。
【九〇】果、賁は皆公爲の弟。
【九一】之は僚柤をさす。
【九二】公の怒らざるを見て、公子等、復た僚柤をして公に季氏を去らんことを告げしむるなり。

ひ、來るときは哭せん」と。童謠に是れあり。今、鸜鵒來り巢くへり。其れ將に(六六)及ばんとするか」と

秋、再雩を書するは、旱甚だしければなり。

初め、(六七)季公鳥、妻を齊の鮑文子に娶りて、申を生む。公鳥、死す。(六八)季公亥と、(六九)公思展と、公鳥の臣申夜姑と與に、(七〇)其室を相く。(七一)季姒が(七二)饔人檀と通ずるに及びて(七三)懼る。乃ち其妾をして己を扶たしめ、以て(七四)秦遄の妻に示して曰く、『公若、余を(七五)使はんと欲すれども、余可かざりしに、余を扶てり』と。又(七六)公甫に訴へて曰く、『展と夜姑と、(七七)將に余を要せんとす』と。秦姬、以て(七八)公之に告ぐ。公之と公甫と、平子に告ぐ。平子、展を卞に拘へ、而して夜姑を執へて將に殺さんとす。公若泣きて之を哀みて曰く、『是れを殺すは是れ余を殺すなり』と。(七九)將に之が爲めに請はんとす。平子、豎をして內るゝこと勿からしむ。日中まで請ふことを得ず。(八〇)有司、

【六七】季公亥の兄、平子の庶叔父。
【六八】公若。
【六九】季氏の族。
【七〇】室は貨財を謂ふ。其子を助けて以て家道を經紀する也。
【七一】季姒は公鳥の妻、鮑文子の女。
【七二】饔人は食物を司る官。
【七三】公若等が討責せんことを懼る。
【七四】秦遄は魯の大夫。其妻は、公鳥の妹。
【七五】婦人を幸するを使と謂ふ。
【七六】平子の弟。
【七七】余を要劫するに非禮を以てせんとす。
【七八】平子の弟。
【七九】公若、季子に請ひて申夜姑を赦さんとせしに、季子の家に入るを得ざりしなり。
【八〇】有司、卞、夜姑を殺すの命を、迎へ受けんと欲するなり。

客を使はん。』晉の士伯曰く、『(五〇)踐土より以來、宋、何の役にか會せずして、何の盟にか同じくせざらん。「同じく王室を恤へん」と曰へるに、子、焉ぞ之を辟くるを得ん。子、君命を奉じて以て大事に會せり。而るに宋、盟に背かば、乃ち不可なること無からんや』と。(五一)右師、敢て答へず。(五二)牒を受けて退く。士伯、簡子に告げて曰く、『宋の右師は必ず亡びん。君命を奉じて以て使して、盟に背きて以て盟主を干さんと欲す。(五三)不祥これよりも大なるは無し』と。

(五四)鸜鵒あり來り巢くふとは、(魯ニ)無き所(ノ鳥)なるを書するなり。(五五)師己曰く、『異なる哉。吾聞く、(五六)文成の世に、童謠にこれ有り、曰く、「(五七)鸜や鵒や、公出で丶辱められん。鸜鵒の(五八)羽、公、外野に在り、往きて之に馬を(五九)饋る。鸜鵒(六〇)跦跦たり、侯、乾侯に在り、(六一)褰と襦とを徵む。鸜鵒の巢、遠いかな(六二)遙遙たり。(六三)裯父は(六四)喪勞し、(六五)宋父は以て驕る。鸜鵒鸜鵒、(六六)往くときは歌

【五〇】僖公二十八年。
【五一】樂大心。
【五二】粟を出入する數を書せる札。
【五三】不祥は不善なり。樂大心、後、定公十年、宋より出奔せり。
【五四】鸜鵒は鳥の名。
【五五】魯の大夫。
【五六】魯の文公、成公。
【五七】鸜鵒來るときは公出で辱められん。
【五八】羽を振うて飛ぶ也。
【五九】饋は遺る也。
【六〇】跦跦は跳び行く貌。
【六一】褰は袴、襦は、したぎ。
【六二】遙遙は搖搖なり、安からざる貌。
【六三】裯父は昭公。
【六四】昭公、外に死す、故に喪勞す。
【六五】宋父は定公なり。定公代りて立つ、故に以て驕る。
【六六】魯公、往くときは歌ひて出で、還り來るときは哭せん。生きて往き、死して還る也。

【四二】姑姉・甥舅・昏媾・姻婭を爲して、以て天明に象り、【四三】政事・庸力・行務を爲して、以て四時に從ひ、刑罰威獄を爲し、民をして畏忌せしめて、以て其【四四】震曜殺戮に類り、溫慈惠和を爲して、以て天の生殖長育に效ふ。民に好・惡・喜・怒・哀・樂あり、六氣に生ず。是故に、【四五】則を審にし類を宜しくして、以て【四六】六志を制す。哀に哭泣あり、樂に歌舞あり、喜に施舍あり、怒に戰鬪あり、喜は好に生じ、怒は惡に生ず。是故に、行を審にし令を信にし、禍福賞罰して、以て死生を制す。生は好物なり。死は惡物なり。好物は樂なり。惡物は哀なり。哀樂失はざれば、乃ち能く天地の性に協ふ。是を以て長久なり』と。簡子曰く、『甚だしい哉、禮の大なるや。』對へて曰く、『禮は上下の紀、天地の經緯なり。民の、生ずる所以なり。是を以て、先王之を尙ぶ。故に【四七】人の能く自ら曲直して以て禮に赴く者、之を成人と謂ふ。大なること、亦宜ならずや。』簡子曰く、『鞅や、請ふ身を終ふるまで此言を守らん』と。宋の樂大心曰く、『【四八】我は粟を輸さじ。【四九】我は周に於ては客たり。之を若何ぞ

【四二】姑姉は、をばとあね。姉妹の子を甥といひ、母の兄弟を舅といふ。昏媾は婚姻を結ぶ也。姻婭は婚姻のつゞきあひなり。

【四三】君に在るを政事とし、臣に在るを庸力とし、民に在るを行務とす。庸力は功力、行務は行ふべきこと務むべき事をいふ。

【四四】雷震電曜。

【四五】天の法則を審かにし、比類を宜しくす。

【四六】好、惡、喜、怒、哀、樂。

【四七】曲直して其性を矯け、唯禮に之れ從ふものを、成人と謂ふなり。

【四八】我が宋國は米穀を周に送らざらん。

【四九】夏殷の後を賓客と爲す。宋は夏の後なり、故に客たりといふなり。

具へしめて曰く、『明年、將に王を(二二)（王城）納れんとす』と。子大叔、趙簡子に見ゆ。簡子、揖讓周旋の禮を問ふ。對へて曰く、『是れ儀なり。禮に非ざるなり。』簡子曰く、『敢て問ふ、何をか禮と謂ふ。』對へて曰く、『吉や、これを先大夫子產に聞けり。曰く、夫れ禮は天の(二三)經なり、地の(二四)義なり、民の(二五)行なり。天地の經にして、民實に之に則る。(二六)天の明に則り、(二七)地の性に因り、其の(二八)六氣を生じ、其の(二九)五行を用ゐ、氣、(三〇)五味と爲り、發して(三一)五色と爲り、章れて(三二)五聲と爲る。淫なれば則ち昏亂して、民、其性を失ふ。是故に、(三三)禮を爲して以て之を奉ず。(三四)六畜(三五)五牲(三六)三犧を爲して、以て五味を奉じ、(三七)九文(三八)六采(三九)五章を爲して、以て五色を奉じ、(四〇)九歌・八風・七音・六律を爲して、以て五聲を奉じ、君臣上下を爲して、以て地の義に則り、夫婦外内を爲して、以て(四一)二物を經し、父子・兄弟・

【二三】經は道常なり。
【二四】義は事の宜しき也。
【二五】行は人の履む所。
【二六】日月星辰は、天の明なり。
【二七】高下剛柔は、地の性なり。
【二八】陰陽風雨晦冥。
【二九】金木水火土。
【三〇】酸鹹辛苦甘。
【三一】靑黃赤白黑。
【三二】宮商角徵羽。
【三三】禮を制して以て其性を奉養す。
【三四】馬牛羊雞犬豕。
【三五】牛羊豕犬雞。
【三六】牛羊豕。畜犧牲の三つは同物なれど、用ふる所によつて名を異にす。
【三七】山、龍、華、蟲、藻、火、粉米、黼、黻。
【三八】畫繢の事、天地四方の色を雜へ用ゐるなり、靑と白と、赤と黑と、玄と黃と皆相次づ、之を六色といふ、即ち六采なり。
【三九】五色の文を成すもの之を五章といふ。
【四〇】昭公二十年參看。
【四一】陰陽の二物を治むる也。

君と叔孫と、其れ皆死せんか。吾之を聞く、「樂しきを哀しみて哀しきを樂むは、皆、心を喪へるなり」と。(九)心の精爽、是れを魂魄と謂ふ。魂魄之を去らば、何を以てか能く久しからん』と。

(一〇)季公若の姊、小邾の夫人たり。宋の元夫人を生む。(元夫人)子を生む。以て(一一)季平子に妻はせんとす。(一二)昭子、宋に如きて聘し、且つ之を逆ふ。公若、(昭子に)従ふ。(一三)曹氏に謂へらく、『與ふること勿かれ。(一四)魯、將に之を逐はんとす』と。曹氏、(一五)公に告ぐ。公、樂祁に告ぐ。樂祁曰く、『之に與へよ。是の如くならば、魯君必ず出でん。政、季氏に在ること(一六)三世なり。魯君、政を喪ふこと(一七)四公なり。民なくして能く其志を逞しくする者は、未だこれ有らざるなり。國君は、是を以て其民を鎭撫するなり。(一八)詩に曰く、「人を云に亡ふは、心の憂なり」と。魯君、民を失へり。焉ぞ其志を逞しくするを得ん。(一九)靖んじて以て命を待たば猶ほ可ならん。動かば必ず憂あらん』と。

夏、黄父に會するは、(二〇)王室を謀るなり。(二一)趙簡子、諸侯の大夫をして(二二)王に粟を輸し、戍人を

【九】心中の神靈を魂魄といふ。
【一〇】季公若は季公亥。
【一一】季平子は季武の子なる悼子の子。
【一二】季平子、人臣なるに、魯に因りて逆ふるは、季氏強横なればなり。
【一三】宋の元夫人、曹は邾の姓。
【一四】魯君、季氏を誅らんとするをいふ。
【一五】公は宋公。
【一六】文子、武子、平子。
【一七】宣公、成公、襄公、昭公。
【一八】大雅瞻卬の篇。人なければ憂患至る。
【一九】昭公、季孫を逐ふこと能はざらんと言ふなり。
【二〇】子朝の亂を平げんとする爲なり。
【二一】趙鞅。
【二二】王は敬王。

たび動きて(二三)二姓の帥を亡へり。幾たびか是の如くにして郢に及ばざらんや。(二四)詩に曰く、「誰か厲の階を生ぜる。今に至りて梗と爲れり」とは、其れ王を謂ふか』と。

【經】二十有五年、春、叔孫婼、宋に如く。夏、叔詣、晉の趙鞅・宋の樂大心・衞の北宮喜・鄭の游吉・曹人・邾人・滕人・薛人・小邾人に、黄父に會す。鸜鵒の來り巣ふあり。秋七月上辛、大雩す。(一)季辛に又雩す。九月己亥、公、齊に孫れ、陽州に次る。齊侯、公を野井に唁ふ。冬十月戊辰、叔孫婼・卒す。十有一月己亥、宋公佐、曲棘に卒す。十有二月、齊侯、鄆を取る。

【傳】二十五年(周ノ景王三年)春、叔孫婼、宋に聘す。(二)桐門右師之を見る。(右師ノ)語、宋の大夫を(三)卑みて、(四)司城氏を賤む。(五)昭子、其人に告げて曰く、『右師は其れ亡びんか。君子は、其身を貴びて而して後能く人に及ぼす。是を以て禮あり。今、夫子、其大夫を卑みて、其宗を賤むは、是れ(自ラ)其身を賤むなり。能く禮あらんや。禮なければ必ず亡ぶ』と。宋公、昭子を享して、(六)新宮を賦す。昭子、(七)車轄を賦す。明日、宴す。酒を飲みて樂む。宋公、昭子をして右に坐せしむ。(宋公ト昭子ト)語りて相泣く。樂祁、(八)佐く。退きて人に告げて曰く、『今茲、

【二三】集と鍾離とを守りし大夫。
【二四】大雅桑柔の篇。禍亂の階梯をなせる者は誰ぞ、今日に及び遂に梗塞の病を爲せり。
【季一】辛は下旬の辛。
【二】樂大心、桐門に居りし也。
【三】卑賤は、其才徳の薄きを謂ふなり。
【四】司城は樂氏の大宗なり。
【五】叔孫婼。
【六】新宮は逸詩。
【七】詩の小雅、賢女を得て君子に配せんとを言へり。昭子將に季孫が爲めに宋公の女を迎へんとするが故に賦せり。
【八】宴禮を助く。

秋八月、大雩するは、(二一八)旱せしなり。

冬十月癸酉、王子朝、(二一九)成周の寶珪を用ゐて河に沈めしに、甲戌に、(二二〇)津人これを河上に得たり。(二二一)陰不佞、溫人を以て(二二二)南侵し、玉を得たる者を拘へて其玉を取り、將に之を賣らんとせしに則ち(二二三)石と爲れり。(後)(二二四)王定まりて、之を(王に)獻ず。之に東訾を與ふ。

楚子、舟師を爲して、以て吳の疆を(二二五)略す。沈尹戌曰く、『此行や、楚必ず邑を亡はん。民を撫でずして之を勞せしめ、吳は動かずして之を(二二六)速く。吳、(二二七)楚を踵み、而して(楚)疆場、備なくんば、邑能く亡ふこと無からんや』と。越の大夫胥犴は王を豫章の(二二八)汭に勞ひ、越の公子倉は王に乘舟を(二二九)歸り、倉と(二三〇)壽夢とは師を帥ゐて王に從ふ。王、(二三一)圉陽に及びて還る。吳人、楚を踵めども、邊人、備へざりければ、遂に巢と鍾離とを滅ぼして還る。沈尹戌曰く、『郢を亡ふの始、此に於てか在り。王、壹

【二一八】叔孫の言の如く旱せしなり。
【二一九】珪玉を沈めて河を祭る也。
【二二〇】津人は、わたしもり。
【二二一】敬王の大夫。
【二二二】子朝を侵す。
【二二三】玉を得たる者、其玉を匿して、石を以て之に代へしなり。
【二二四】亂平ぎ、敬王の位安定せし後、玉を得たる者、眞の玉を王に獻ず。王喜びて、玉を得たる者に、東訾の邑を與ふ。
【二二五】略は、徇へ巡りて之を下す也。
【二二六】速は召く也。
【二二七】楚の踵跡を躡むなり。
【二二八】汭は水の折れ曲りたる處。
【二二九】歸は遺る也。
【二三〇】越の大夫。
【二三一】楚の地。

夏五月乙未朔、日、之を食するあり。梓愼曰く、『(二〇九)將に水あらんとす。』昭子曰く、『旱なり。(二一〇)日、分を過ぎて、陽猶は克たず。勝たば必ず甚だしからん。能く旱すること無からんや。陽の克たざること莫し。將に積聚せんとするなり』と。

六月壬申、王子朝の師、(二一一)瑕と杏とを攻む。(二一二)皆潰ゆ。

鄭伯、晉に如く。子大叔相く。范獻子を見る。獻子曰く、『王室を若何にせん。』(子大叔)對へて曰く、『老夫、其國家をだに恤ふること能はず。敢て王室に及ばんや。抑〻人亦言へることあり。曰く、「(二一三)嫠や其緯を恤へずして、宗周の隕ちんことを憂ふ」とは、(二一四)將に及ばんとするが爲めなり。今、王室實に(二一五)蠢蠢焉たり。吾が小國だも懼る。然も大國の憂なり。吾が儕、何をか知らん。吾子、其れ早く之を圖れ。(二一六)詩に曰く、「缾の罄くるは、惟れ罍の恥なり」と。王室の寧からざるは晉の恥なり』と。獻子懼れて、(二一七)宣子と與に之を圖り、乃ち會を諸侯に徵し、期するに明年を以てす。

【二〇九】陰、陽に勝つが故なり。
【二一〇】春分を過ぎ陽氣の盛なる時にして陰に勝たず、後、陽將に猥に出でんとす、故に旱を爲さん。
【二一一】敬王の二邑。
【二一二】瑕、杏皆敗れしなり。
【二一三】嫠は寡婦なり。緯は機の横絲なり。
【二一四】禍の己に及ばんことを恐るゝなり。
【二一五】動きみだるゝかたち。
【二一六】小雅蓼莪篇。缾は小さき器、罍は大なる器。大器の盡きたるが故、小器も盡くる也。
【二一七】韓起。

て曰く、「何の害あらん。(九六)徳を同じくすれば義を度る。(九七)大誓に曰く、「紂は億兆の(九八)夷人あれど、亦、離徳あり。余は亂臣十人あれど、心を同じくし徳を同じくせり」と。此れ周の興りし所以なり。君其れ徳を務めよ。人なきを患ふること無かれ」と。戊午、王子朝、鄔に入る。

晉の(九九)士彌牟、(一〇〇)叔孫を箕より逆ふ。叔孫、(一〇一)梁其踁をして門内に待たしめて曰く、「(一〇二)余、左顧して欬かば、乃ち之を殺せ。右顧して笑はゞ、乃ち止めよ」と。叔孫、士伯を見る。士伯曰く、「寡君、盟主たるの故を以て、是を以て(一〇三)子を久しくせり。不腆なる敝邑の禮、將にこれを從者に致さんとし、彌牟をして吾子を逆へしむ」と。叔孫、禮を受けて歸る。二月、婼、晉より至るとは、(一〇四)晉を尊べるなり。

三月庚戌、晉侯、(一〇五)士景伯をして涖みて周の故を問はしむ。士伯、(一〇六)乾祭に立ちて(一〇七)介衆に問ふ。晉人、(一〇八)乃ち王子朝を辭して、其使を納れず。

【九六】唯だ心を同じくし徳を同じくするときのみ、則ち能く義を謀る。子朝は能はず、我に於て害無き也。
【九七】大誓は尚書の篇の名。
【九八】夷人は平民。亂臣は治臣。
【九九】士伯。
【一〇〇】將に禮して之を歸さんとする也。
【一〇一】叔孫の家臣。
【一〇二】叔孫、士伯の來りて己を殺すかと疑ふ、故に之を殺さんと謀るなり。
【一〇三】久しく叔孫を執へて以て邾に謝せしを言ふ。
【一〇四】婼の族叔孫を書せざるは晉を尊べるなり。
【一〇五】士景伯は士伯。
【一〇六】乾祭は王城の北門。
【一〇七】介衆は大衆。
【一〇八】衆、子朝の曲を言ふが故なり。

しきをだにも獲す。能く亡ふこと無からんや。昔、(八三)梁伯、其公宮に溝して民潰えたり。民、其上を棄てば、亡はずして何をか待たん。夫れ、其疆場を正し、其土田を脩め、其(八四)走集を險にし、其民人を親み、其(八五)伍候を明かにし、其鄰國に信に、其官守を愼み、其(八六)交禮を守りて、僭はず貪らず、(八七)懦からず耆からず、其守備を完くして、以て不虞を待たば、又何をか畏れん。(八八)詩に曰く、「爾の祖を念ふこと無からんや、聿に厥德を脩む」と。亦(八九)若敖・蚡冒より武・文に至るまでを監みること無からんや。(此四君ノ)土、(九〇)同に過ぎざりしかど、其四竟を愼みしかば、猶ほ郢に城づかざりき。今や、土、(九一)數圻にして、郢に是れ城づく。亦難からずや」と。

[經] 二十四年、春王の二月丙戌、仲孫貜・卒す。婼、晉より至る。夏五月乙未朔、日、之を食するあり。秋八月、大雩す。丁酉、杞伯郁釐・卒す。冬、吳、巢を滅す。杞の平公を葬る。

[傳] 二十四年(周ノ敬王二年)春王の正月辛丑、(九二)召簡公・(九三)南宮嚚、(九四)甘桓公を以て王子朝に見ゆ。(九五)劉子、萇弘に謂ひて曰く、「甘氏又往けり。」對へ

【八三】僖公十八年の事。
【八四】走集は、邊境の壘壁、走り集りて之を守るを謂ふなり。
【八五】伍は部伍なり、相爲に候望せしむるなり。
【八六】交接の禮。
【八七】懦は懦弱なり。耆は强暴なり。
【八八】大雅文王の篇。其祖先を念うて、克く其德を修む。
【八九】若敖等四君は皆楚の賢君なり。
【九〇】方百里を同と爲す。
【九一】方千里を圻と爲す。
【九二】召莊公の子召伯盈。
【九三】南宮極の子。
【九四】甘平公の子。
【九五】劉蚡・甘平公は王子猛の黨なりしに、其子桓公の子朝に黨するを嘆ぜしなり。

楚の大子建の母、(六八)郹に在り、呉人を召して之を啓く。冬十月甲申、(六九)呉の大子諸樊、郹に入り、楚の夫人と其寶器とを取りて以て歸る。楚の司馬薳越、之を追ひしが、及ばず。(薳越)將に死せんとす。衆曰く、『請ふ遂に呉を伐ちて以て之を(七〇)徼めよ。』薳越曰く、『再び君の師を敗らば、死すとも且に罪あらんとす。君夫人を亡へり。以て之に死することなかる可からず』と。乃ち(七一)薳澨に縊りぬ。

公、叔孫の爲めの故に晉に如く。河に及びて、疾ありて復る。

楚の(七二)嚢瓦、(七三)令尹と爲る。(七四)郢に城づく。沈尹戌曰く、『子常、必ず郢を亡はん。苟も衞ること能はずんば、城づくとも益なきなり。古は、天子は守ること(七五)四夷に在りき。天子卑しくして、守ること諸侯に在り。諸侯は守ること(七六)四隣に在りき。諸侯卑しくして、守ること(七七)四竟に在り。其四竟を愼み、其(七八)四援を結びて、民、其野に(七九)狎れ、(八〇)三務、功を成し、民、内憂なくして、又外懼なくば、國焉ぞ城づくことを用ゐん。今、呉を是れ懼れて郢に城づくは、(八一)守ること既に小なり。(八二)卑

【六八】郹は郹陽。平王、秦の女を娶りて大子建を廢す、故に母、其家に歸りしなり。
【六九】呉王僚の大子。
【七〇】徼は萬一を僥倖する也。
【七一】楚の地。
【七二】子囊の孫子常。
【七三】陽匂に代りしなり。
【七四】楚、子囊の遺言を用ひて已に郢城を築き今呉を畏れて復た増修して自ら固むる也。
【七五】東夷、西戎、南蠻、北狄。
【七六】四方の鄰國。
【七七】四方の國境。
【七八】四鄰の援助。
【七九】狎は安んじ習るゝなり。
【八〇】三務は、春夏秋三時の務。
【八一】國を守るの道已に狹小なるを謂ふ。
【八二】卑きをだには、前文諸侯卑しくして守ること四竟に在りとの言を承くるなり。

を去りて威を薄くし、後なる者は陳を敦くして旅を整へん』と。吳子、之に從ふ。戊辰（五六）晦、（五七）雞父に戰ふ。吳子、（五八）罪人三千を以て、先づ胡・沈と陳とを犯す。三國、之を爭ふ。吳、三軍を爲して以て後に繫き、中軍は（五九）王に從ひ、光は右を帥ゐ、（六〇）掩餘は左を帥ゐぬ。吳の罪人、或は奔り或は止まる。三國亂る。吳の師、之を擊つ。三國敗らる。胡・沈の君と陳の大夫とを獲たり。胡・沈の囚を舍して、許と蔡・頓とに奔り、『吾が君死せり』と曰はしむ。師譟ぎて之に從ふ。三國奔る。楚の師大に奔る。書して、『胡子髡・沈子逞、滅び、陳の夏齧を獲たり』と曰ふは、（六一）君臣の辭なり。『戰ふ』と言はざるは、楚未だ陳せざればなり。

八月丁酉、（周）（八）南宮極（六二）震す。萇弘、（六三）劉文公に謂ひて曰く、『君其れ之を勉めよ。（六四）先君の力濟すべきなり。周の亡びしや、（六五）其三川震へり。今、（六六）西王の大臣も亦震せり。天之を棄つるなり。（六七）東王必ず大に克たん』と。

【五六】晦は月の終なれば、陰の終の極なり。兵は陰なり、故に兵家之を忌むなり。兵忌に逆うて晦に戰ふは、楚の不意を擊つ也。
【五七】楚の地。
【五八】囚徒は戰に習はず、以て整はざるを示すなり。
【五九】王は吳王。
【六〇】吳王壽夢の子。
【六一】國君は社稷の主なり、宗廟と其存亡を共にする者なり、故に滅と稱す。大夫は輕し、故に獲と曰ふ。
【六二】地震の爲に壓死せし也。
【六三】劉盆。
【六四】先君は劉獻公なり、子猛を立てんと力めしなり。
【六五】幽王の時、涇、渭、洛の三川震せり。
【六六】西王は王子朝。
【六七】東王は敬王。

を以て聞ゆるのみにて可なるなり。何ぞ必ずしも君を弑するを以て名を成さん』と。遂に來奔す。齊人、(四六)郊公を（莒に）納る。

吳人、州來を伐つ。楚の(四七)薳越、師を帥ゐて、諸侯の師と奔命して州來を救ふ。吳人、これを鍾離に禦ぐ。(四八)子瑕、卒して、(四九)楚の師熸ゆ。吳の公子光曰く、『諸侯の楚に從ふ者は衆けれども、皆、小國なり。楚を畏れて、已むことを獲ず。是を以て來れるなり。吾之を聞く、曰く「(五〇)事を作すに、威、其愛に克てば、小と雖も必ず濟る」と。胡沈の君は幼にして(五一)狂なり。陳の大夫齧は壯にして頑なり。頓と許・蔡とは楚の政を疾めり。楚の令尹死して其師熸え、(五二)帥賤しく、(五三)寵多くして、政令、壹ならず。(五四)七國、役を同じくすれど心を同じくせず、帥賤しくして整ふること能はず、大威命なし。楚をば敗るべきなり。若し師を分ちて先づ胡・沈と陳とを犯さば、必ず先づ奔らん。三國敗れば、諸侯の師乃ち心を搖かさん。諸侯乖亂せば、楚必ず大に奔らん。請ふ先なる者は(五五)備

【四六】 著丘公の子、公の十四年、齊に奔る。

【四七】 令尹陽匃。疾を以て軍に從ふ、故に薳越其事を攝するなり。

【四八】 子瑕は卽ち令尹。

【四九】 吳楚の間、火の滅ゆるを熸と爲す。主將死して、其軍復た氣勢無きなり。

【五〇】 軍事は威を尙ぶを言ふなり。威あるときは、小衆と雖も亦成功あり。

【五一】 狂は常なき也。

【五二】 帥は薳越をいふ。正卿に非ざれば、賤しといふなり。

【五三】 楚王には寵臣多し。

【五四】 楚、頓、胡、沈、蔡、陳、許。

【五五】 之に示すに整はざるを以てして、敵を誘ふなり。

孫館る所の者は、(三〇)一日と雖も必ず其牆屋を葺く。之を去るとき、始めて至りしときの如し。

夏四月乙酉、單子、(三一)訾を取り、劉子、牆人・直人を取る。六月壬午、王子朝、(三二)尹氏に入る。癸未、(三三)尹圉、(三四)劉佗を誘きて之を殺す。丙戌、單子は阪道よりし、劉子は尹道よりして、尹を伐つ。單子先づ至りて敗らる。(三五)劉子還る。己丑、(三六)召伯奐・南宮極、成周の人を以て尹を戍る。庚寅、單子・劉子・(三七)樊齊、(三八)王を以て劉に如く。甲午、王子朝、王城に入り、左巷に次る。秋七月戊申、(三九)鄩羅、これを莊宮に納る。(四〇)尹辛、劉の師を(四一)唐に敗る。丙辰、又これを鄩に敗る。甲子、尹辛、(四二)西闈を取り、丙寅、蒯を攻む。蒯潰ゆ。

莒子庚輿、虐にして劍を好む。苟も劍を鑄れば、(四三)必ずこれを人に試みる。國人、之を患ふ。又將に齊に叛かんとす。(四四)烏存、國人を帥ゐて以て之を逐ふ。庚輿將に出でんとす。烏存が殳を執りて道左に立つと聞き、懼れて、將に止まり死せんとす。(四五)苑羊牧之曰く、「君、之を過ぎよ。烏存は力

【三〇】一日の旅舍も少しも損傷させず、却つて之を修理して行きしなり。
【三一】訾、牆人、直人の三邑は子朝に屬せし邑。
【三二】京より尹氏の邑に入るなり。
【三三】尹文公。
【三四】劉佗の族、敬王の黨。
【三五】單子、敗らるゝが故なり。
【三六】召伯奐は召莊公、南宮極も皆子朝の黨。
【三七】樊頃子。
【三八】敬王、劉に如きて、王子朝を避くるなり。
【三九】周の大夫、鄩肹の子。
【四〇】尹氏の族。
【四一】唐は周の地。
【四二】西闈は周の邑。
【四三】劍の銳鈍を試みる爲めに人を斬るなり。
【四四】烏存は莒の大夫。
【四五】苑羊牧之は莒の大夫。

謂盟主とは命に違へるを討ずるなり。(一九)若し皆相執へば、焉ぞ盟主たることを用ゐん』と。乃ち與へず。『(二〇)各〻をして一館に居らしむ。士伯、其辭を聽きて、(二一)これを宣子に愬ふ。乃ち皆之を執ふ。

(二二)士伯、叔孫を御め、從者四人にて邾の館を過ぎて以て吏に如かしむ。先づ邾子を歸す。士伯曰く、『(二三)(此地)芻蕘の難くして從者の病めるを以て、將に子を都に館せんとす』と。叔孫、(二四)旦より立ちて、期まです。乃ちこれを箕に館し、子服昭伯を他邑に舍す。范獻子、(二五)貨を叔孫に求めんとして、冠を請はしむ。(二六)其冠法を取りて、之に兩冠を與へて曰く、『盡きたり』と。叔孫が爲めの故に、(二七)申豐、貨を以て晉に如く。叔孫曰く、『我に見えよ。吾、女に貨を行ふ所を告げん』と。(二八)見ゆれば出さず。(晉)吏人の叔孫と與に箕に居る者、其吠狗を請ふ。與へず。將に歸らんとするに及び、(二九)殺して之に與へて之を食はしむ。叔

【一九】相執ふることを諸侯互に爲さば、盟主たる用無からん。
【二〇】叔孫と子服回とを別館に居らしむるなり。
【二一】士伯、二人の辭屈せざるために、韓宣子に之を愬ふるなり。
【二二】士伯、叔孫を引き獄に詣る途中、わざと邾の館の前を過ぎ、邾人に其屈辱を見せて獄吏の處に往かしむ。
【二三】此地は、秣や薪などを採ること不便にして、從者の勞苦せるを以て、將に子を移して改めて箕都に館せんとす。
【二四】獄に往きたる明日早朝より支度して晉の命令を待つ。旦より旦に至るを期と爲す。
【二五】賄賂を請求するに、冠を求むるを口實とせるなり。
【二六】叔孫、其意を解せざる風して、冠の寸法を取り、己の有せし其寸法に合ひたる二冠を進めて此外所有せずと云ひやりしなり。
【二七】魯の大夫。
【二八】申豐を留めて出でしめず、貨を以て免るゝを欲せざるを示す也。
【二九】犬を愛まざるを示す也。

丘弱・茅地曰く、『道下し。雨に遇はば將に出でられざらんとす。是れ歸られざらん』と。遂に離姑よりす。(九)武城の人、其前を塞ぎ、其後の木を斷りて殊たず。邾の師之を過ぐ。乃ち推して之を蹷し、遂に邾の師を取り、鉏・弱・地を獲たり。邾人、晉に愬ふ。晉人來り討ず。叔孫婼、晉に如く。晉人、之を執ふ。書して『晉人、我が行人叔孫婼を執ふ』と曰ふは、使人なるを言ふなり。晉人、邾の大夫と(一〇)坐せしむ。叔孫曰く、『列國の卿は小國の君に當るは、固より周の制なり。邾は又(一一)夷なり。寡君の(一二)命介(一三)子服回在り。請ふ之に當らしめん。敢て周の制を廢せざらんとの故なり』と。乃ち坐することを果さず。韓宣子、邾人をして其(一四)衆を聚めしめ、(一五)將に叔孫を以て之に與へんとす。叔孫、之を聞き、(一六)衆と兵とを去りて朝す。(一七)士彌牟、韓宣子に謂ひて曰く、『子、良く圖らずして、叔孫を以て其讎に與へば、叔孫必ず之に死せん。魯、叔孫を亡はゞ、必ず邾を亡さん。(一八)邾の君、國を亡はゞ、將に焉くにか歸せんとする。子、之を悔ゆと雖も何ぞ及ばん。所

【九】武城の人、兵を以て其前道を塞ぎ、其後の木を斷りて、切り口を少し殘しおき、邾の兵が過ぎ行きたる後、推して其木を仆して、邾の兵が後に還るべき路を塞ぐ也。
【一〇】坐は曲直を對決する也。
【一一】東夷の風を雜ふるをいふ。
【一二】叔孫の介副。命介は君の命を受けたる副使の義。
【一三】魯の大夫。
【一四】衆は兵衆。
【一五】韓宣子、叔孫を邾人に與へて之を執へしめんとするなり。
【一六】身を以て死せんと欲するを示す。
【一七】士景伯、晉の大夫。
【一八】邾君時に晉に在り、若し國を亡ばゞ、歸する所無く、晉の憂を益すべきをいふ。

卷の廿五

昭公　六

【經】二十三年春王の正月、叔孫婼、晉に如く。癸丑、叔鞅卒す。晉人、我が行人叔孫婼を執ふ。晉人、郊を圍む。夏六月、蔡侯東國、楚に卒す。秋七月、莒子庚輿、來奔す。戊辰、吳、頓・胡・沈・蔡・陳・許の師を雞父に敗る。胡子髡・沈子逞、滅ぶ。陳の夏齧を獲。天王、狄泉に居る。尹氏、王子朝を立つ。八月乙未、地震ふ。冬、公、晉に如く。河に至りて疾あり、乃ち復る。

【傳】二十三年(周ノ敬王元年)春王の正月壬寅朔、(一)二師、郊を圍む。癸卯、(二)郊・鄩潰ゆ。丁未、晉の師、平陰に在り、王の師、澤邑に在り。(三)王、間を告げしむ。庚戌、還る。

邾人、(四)翼に城づき、(五)還るに將に離姑よりせんとす。(六)公孫鉏曰く、「魯、將に我を御がんとす」と。(七)武城より還り山に循ひて南せんと欲す。(八)徐鉏・

【一】二師は王師と晉の師。
【二】郊鄩は子朝が得たる邑なりしが、今敗られしなり。
【三】敬王、小康を得たることを晉の師に告げしかば、晉の師還りしなり。
【四】翼、離姑は、皆邾の邑。
【五】邾人、離姑よりするときは、道、魯の武城を經る也。
【六】邾の大夫。
【七】武城に至りて還り山に依りて南行して、武城を過ぐることを欲せざる也。
【八】三人は邾の大夫。

陸渾を（七八）社に敗る。十一月乙酉、王子猛卒す。（七九）喪を成さゞりしなり。己丑、（八〇）敬王、位に即き、（八一）子旅氏に館る。十二月庚戌、（八二）晉の籍談・荀躒・賈辛・司馬督、師を帥ゐて陰に、侯氏に、谿泉に軍し、社に次る。（八三）王師 氾に、解に軍し、任人に次る。閏月、晉の（八四）箕遺・樂徵・右行詭、師を（八五）濟して前城を取り、其東南に軍し、王師、（八六）京楚に軍す。辛丑、京を伐ちて、其西南を毀つ。

【七八】社は周の地。
【七九】王崩ずと稱せざる所以なり。
【八〇】悼王の母弟王子匄。
【八一】子旅は周の大夫。
【八二】司馬督は司馬烏なり。籍談、陰に軍し、荀躒、侯氏に軍し、賈辛、谿泉に軍し、司馬督、社に次る。
【八三】王師も分れて三邑に在り。
【八四】三人は皆晉の大夫。
【八五】伊洛を渡る也。
【八六】京楚は京邑に近きの地なるべし。

弱・鬷・延・定・稠を殺す。子朝、京に奔る。丙寅、(五八)之を伐つ。京人、山に奔る。劉子、王城に入る。辛未、(五九)鞏簡公、京に敗績す。乙亥、(六〇)甘平公も亦敗らる。叔鞅、(六一)京師より至り、王室の亂を言ふ。

(六二)閔馬父曰く、『子朝は必ず克たじ。其の與する所の者は、(六三)天の廢する所なり』と。單子、急を晉に告げんと欲し、秋七月戊寅、王を以て平時に如き、遂に(六四)圃車に如き、皇に次る。劉子、劉に如く。單子、(六五)王子處をして王城を守らしめ、百工に(六六)平宮に盟ふ。辛卯、(六七)鄩肸、皇を伐ちて大敗す。鄩肸を獲たり。壬辰、これを王城の市に(六八)焚く。八月辛酉、(六九)司徒醜、王師を以て(七〇)前城に敗績す。(七一)百工叛き、己巳、單氏の宮を伐ちて敗らる。庚午、(單氏)反りて(七二)之を伐ち、辛未、(七三)東圉を伐つ。冬十月丁巳、晉の籍談・荀躒、(七四)九州の戎と(七五)焦・瑕・溫・原の師とを帥ゐて、以て王を王城に納る。庚申、單子・劉蚠、王師を以て郊に(七六)敗績す。(七七)前城の人、

【五八】單子、京を伐つなり。
【五九】周の卿士。
【六〇】周の卿士。鞏甘の二公、皆子朝の黨に敗られしなり。
【六一】景王を葬りて還る也。叔鞅は叔弓の第二子。
【六二】閔子馬、魯の大夫なり。
【六三】諸の驕秩を喪へるものを謂ふ。
【六四】周の地。
【六五】悼王の黨。
【六六】平宮は平王の廟。
【六七】子朝の黨。
【六八】焚殺せるなり。
【六九】悼王の司徒。
【七〇】子朝が得たる所の邑。
【七一】司徒醜敗れたるが故なり。
【七二】之は百工をさす。
【七三】東圉は地名。單氏、百工を伐ち、其根據地たる東圉を伐つなり。
【七四】陸渾の戎。
【七五】焦等は晉の四邑。
【七六】王子朝の黨に敗られしなり。
【七七】子朝の黨。

略り、師をして、(三八)糴者と僞りて、甲を負うて以て(三九)昔陽の門外に息はしめ、遂に鼓を襲うて之を滅ぼし、鼓子鳶鞮を以て歸り、(四〇)渉佗をして之を守らしむ。

丁巳、景王を葬る。王子朝、(四一)舊官百工の職秩を喪へる者と、(四二)靈・景の族とに因つて、以て亂を作し、(四三)郊・要・餞の甲を帥ゐて以て(四四)劉子を逐ふ。壬戌、劉子、(四五)揚に奔る。單子、(四六)悼王を莊宮より逆へて以て歸る。(四七)王子還、夜、王を取りて以て莊宮に如く。癸亥、(四八)單子出づ。王子還、(四九)召莊公と謀りて曰く、『(五〇)單旗を殺さずんば捷たじ。之と重盟せば必ず來らん。盟に背きて克てる者多し』と。之に從ふ。(五一)樊頃子曰く、『(士君子ノ)言に非ざるなり。必ず克たじ』と。(王子還)遂に王を奉じて以て單子を追ひ、(五二)領に及びて(五三)大に盟ひて復り、(五四)摯荒を殺して以て說く。劉子、(五五)劉に如く。單子亡げて、乙丑、(五六)平時に奔る。羣王子、之を追ふ。單子、(五七)還・姑・發・

(三八) 米を城に入るゝ者。
(三九) 故の肥子の都せし所。
(四〇) 晉の大夫。
(四一) 舊官者と衆工匠の、職祿を失へる者。
(四二) 靈王、景王の子孫。
(四三) 郊、要、餞は皆邑名。
(四四) 伯蚠。
(四五) 周の邑。
(四六) 悼王は王猛。
(四七) 子朝の黨。
(四八) 單子、王を失ひて出奔せしなり。
(四九) 召伯奐、子朝の黨。
(五〇) 單子。
(五一) 樊齊、單劉の黨。
(五二) 周の地。
(五三) 重盟して單子劉子をして復歸せしめんとするなり。
(五四) 荒に罪を委する也。
(五五) 劉は劉子の采邑。
(五六) 平時は周の地。單子、王子還が盟に背かんと欲するを知る、故に亡走せり。
(五七) 還等八人は皆靈景の族。戰に因つて之を殺ししなり。

庶子（二七）伯盆、（二八）單穆公に事ふ。賓孟の人と爲りを惡み、之を殺さんことを願ひ、又（二九）王子朝の言を惡みて、以て亂と爲し、之を去らんことを願ふ。賓孟、郊に適き、雄鷄の自ら其尾を斷つを見て、之を侍者に問ふ。（侍者）曰く、『自ら其の犧たらんことを憚れて也』と。遽に歸りて王に告げ、且つ曰く、『鷄は其れ人の用と爲るを憚るゝか。（三〇）人は是れに異なり。（三一）犧者として實に人を用ゐんとするに、人犧たらば實に難なり。己犧たらば、何の害かあらん』と。王、應へざりき。夏四月、王、（三二）北山に田し、公卿をして皆從はしむ。將に單子・劉子を殺さんとす。王、心疾あり、乙丑、榮錡氏に崩ず。戊辰、劉子摯卒す。子なし。單子、（三三）劉盆を立つ。五月庚辰、（三四）王に見ゆ。遂に（三五）賓起を攻めて之を殺し、群王子に單子に盟ふ。

（三六）晉の鼓を取りしや、既に（廟に）獻じて鼓子を反せり。又（晉に）叛きて鮮虞につく。六月、荀吳、東陽を（三七）

【二七】劉狄。
【二八】單旗。
【二九】王子朝の言ひたる辭を惡みて、亂を爲さんとする者と爲し、之を逐ひ出さんと欲する也。
【三〇】雞犧は寵飾せらると雖ども、卒に宮に殺さるべし。人は寵飾せられば則はち常に貴盛となるべし。故に鷄に異なりと言ふ。
【三一】犧者は寵養せらるゝものに喩ふ。人を犧として寵養せんとするには、他の人若し之に備はるが如きことあらば、始に寵養せられし人實に患難に遭ふべし。故に子朝を大子と定めなば、何ぞ害あらんとなり。
【三二】洛の北芒。
【三三】劉盆は善く單子に事ふるが故なり。
【三四】王は王猛をいふ。
【三五】子朝に黨するが故なり。
【三六】十五年の事。
【三七】略は巡行する也。

こと、孤が望なり。唯だ君之を圖れ』と。(二三)楚人、之を患ふ。諸侯の戍、謀りて曰く、『若し、華氏は(二四)困しむを知りて死を致し、楚は功なきを恥ぢて(二五)疾く戰はゞ、吾が利に非ざるなり。(二六)如かず之を出して以て楚の功と爲さんには。其れ亦能く爲すこと無からんのみ。宋を救ひて其害を除かば、又何をか求めん』と。乃ち固く之を出さんことを請ふ。宋人、之に從ふ。己巳、宋の華亥・向寧・華定・華貙・華登・皇奄・傷省・臧士平、出でて楚に奔る。

宋公、(二七)公孫忌をして大司馬と爲り、(二八)邊卬をして大司徒と爲り、(二九)樂祁をして司城と爲り、(三〇)仲幾をして左師と爲り、(三一)樂大心をして右師と爲り、(三二)樂輓をして大司寇と爲らしめ、以て國人を靖んず。

(三三)王子朝・(三四)賓起、景王に寵あり。王、(三五)賓孟と與に之を說び、之を立てんと欲す。(三六)劉獻公の

【二三】楚人、宋の義を以て之を距ぎしを患ふるなり。
【二四】終に生地なきことを知りて、命をさし出して戰ふなり。
【二五】急にはげしく戰ふ也。
【二六】華氏を出奔せしめて楚人の功と爲さん、又華氏復た宋の患を爲すこと能はざらん。
【二七】忌、華費遂に代りしなり。
【二八】平公の曾孫。華定に代りしなり。
【二九】子罕の孫樂祁犂。
【三〇】仲江の玄孫。向寧に代りし也。
【三一】周玄に代りし也。
【三二】子罕の孫。
【三三】周の景王の庶長子。
【三四】子朝の傅。
【三五】賓起。景王、先に公の十五年、大子壽を喪ひ、其弟王猛を立てて大子と爲したりしが、後又子朝を立てんとする志あるなり。
【三六】劉摯。

鞅、京師に如き、景王を葬る。王室亂る。劉子・單子、王猛を以て皇に居る。秋、劉子・單子、王猛を以て王城に入る。冬十月、王子猛卒す。十有二月癸酉朔、日、之を食するあり。

【傳】二十二年(周ノ景王二十五年)春王の二月甲子、齊の(一)北郭啓、師を帥ゐて莒を伐つ。莒子、將に戰はんとす。(二)苑羊牧之諫めて曰く、『(三)齊の帥賤し。其求多からず。之に下らんに如かず。大國をば怒らすべからず』と。聽かず。齊の師を(四)壽餘に敗る。齊侯、(五)莒を伐つ。莒子、成ぎを行ふ。(六)司馬竈、莒に如き、涖みて盟ふ。(七)稷門の外に盟ふ。莒、是に於てか(八)大に其君を惡む。

楚の薳越、宋に告げしめて曰く、『寡君、君に(九)不令の臣ありて君の憂を爲すと聞く。無寧以て(一〇)宗の羞たらんか。寡君、請ふ受けて之を戮せん。』對へて曰く、『孤、不佞にして(一一)父兄に媚ぶること能はず、以て君の憂を爲せり。命の辱きを拜す。抑〻君臣日に戰ふに、君、「余は必ず臣を是れ助けん」と曰はんには、亦唯だ命のまゝなり。人言へることあり、「唯だ亂門をば過ること無かれ」と。君若し敝邑を惠保せば、(一二)不衷を亢ひて以て亂人を獎くること無からん

【一】齊の大夫。北宮佐の孫。
【二】莒の大夫。
【三】帥ゐるに賤人を以てせしなり。
【四】莒の地。
【五】敗を怒る也。
【六】齊の大夫。
【七】齊の城門。
【八】始めより成ぎを行はざりし故なり。
【九】不令は不善なり。
【一〇】宗は宋の宗廟。
【一一】華氏向氏は皆公族なり、故に父兄と稱せしなり。
【一二】亢は蔽ふ也、扞蔽するの義。中正ならざる者を蔽護する也。華向を助くるをいふ。

こと無からんや。』王曰く、『而、我に告ぐることや後れたり。既に之を許せり』と。

蔡侯朱、楚に出奔す。費無極、貨を（八九）東國に取りて、蔡人に謂ひて曰く、『朱、命を楚に用ゐず。君王、將に東國を立てんとす。若し先づ王の欲するところに從はずんば、楚必ず蔡を圍まん』と。蔡人懼れ、朱を出して東國を立つ。朱、楚に愬ふ。楚子、將に蔡を討せんとす。無極曰く、『平侯、楚と（九〇）盟あり。故に封せり。其子（朱）二心あり。故に之を廢せり。（九一）靈王、隱大子を殺し、其子、君と惡を同じくせり。君を德とすること必ず甚だしからん。又、之を立てしむること、亦可ならずや。且つ（九二）廢置、君に在り。蔡、他なけん』と。

公、晉に如き河に及ぶ。（九三）鼓、晉に叛く。晉、將に鮮虞を伐たんとす。（九四）故に公を辭す。

[經] 二十有二年、春、齊侯、莒を伐つ。宋の華亥・向寧・華定、宋の南里より出で、楚に奔る。大に昌間に蒐す。夏四月乙丑、天王崩ず。六月、叔

【八九】東國は隱大子の子、平侯盧の弟、朱が叔父。

【九〇】鄧に盟ひし也。

【九一】其子は卽ち東國なり。靈王、隱太子を殺し、其子東國、君と同じく靈王を惡み、相與に之を殺して以て父の仇を報ゆ。故に平王を德とすること必ず甚だしからん。今又蔡人をして東國を立てしめば、則ち王を德とすること益〻深からん。

【九二】廢置すること、唯だ君の欲する所に在るのみ、蔡何ぞ敢て他心あらん。

【九三】鼓人、晉に叛き、鮮虞に屬せしなり。

【九四】晉將に軍事あらんとし、賓を待つに暇なく、且つ軍謀を泄らさんことを懼れし也。

けり。曰く、『(七九)狎せざるは鄙なり』と。(八〇)矢を抽く。城、之を射る。(豹)殪る。張匄、殳を抽きて下る。(城)之を射て股を折る。扶伏して之を擊ちて(八一)軫を折る。(城)又之を射る。(匄)死す。干犨、(八二)一矢を請ふ。城曰く、『余、女を君に言はん。』對へて曰く、『(八三)伍乘に死せざるは軍の大刑なり。刑を干して子に從はゞ、君焉くにか之を用ゐん。子これを速にせよ』と。乃ち之を射る。(八四)殪る。大に華氏を敗り、これを南里に圍む。華亥、膺を搏ちて呼び、華貙を見て曰く、『吾は(八五)欒氏と爲らん。』貙曰く、『(八六)子、我を迋かすこと無かれ。不幸にして後に亡げん』と。華登をして楚に如きて師を乞はしむ。華貙、車十五乘・徒七十人を以て(八七)師を犯して出で、睢上に食し、哭して之を送り、乃ち復た入る。楚の薳越、師を帥ゐて、將に華氏を逆へんとす。大宰子犯諫めて曰く、『(八八)諸侯は、唯だ宋のみ其君に事へしに、今又國を爭ふ。君を釋てゝ、臣を是れ助けば、乃ち不可なる

【七九】先づ公射たり、吾今射ん。更る〳〵せざるは鄙夫の職なり。

【八〇】豹、其の引きたる矢を取り去る也。

【八一】豹、城の車の軫を折るなり。軫は車前の横木。

【八二】死を求む。

【八三】乘を同じうし伍を共にする者は、皆死すべき也。

【八四】公子城、干犨を活かさんと欲せしが、肯ぜず、遂に之をも殪したるなり。

【八五】晉の欒盈の還り入りて亂を作して死せるが如くならん。事、襄公二十三年に在り。

【八六】迋は誑と通ず。子、我をたぶらかし、だますこと無かれ。今日の勢は未だ死するに至らず。萬一不幸にして敗北せば逃ぐるまでのこと也。

【八七】華貙、公の師を犯して、出でゝ華登を送り、復び南里に入りしなり。

【八八】此時、宋國のみ能く其君に事へ、他國は、其の臣權柄を執り、或は內亂等ありしなり。

は、(五九)備を去るに如くはなし。彼は多兵なり。請ふ皆劍を用ゐん』と。之に從ふ。華氏(六〇)北ぐ。復た之に卽く。廚人濮、裳を以て首を裹みて、荷ひて以て走りて曰く、『華登を得たり』と。遂に華氏を(六一)新里に敗る。(六二)翟僂新、新里に居り、既に戰ひ、甲を公に說ぎて歸る。(六三)華姓、公里に居りて、(六四)亦之の如くせり。十一月癸未、(六五)公子城、晉の師を以て至る。曹の(六六)翰固、晉の(六七)荀吳・齊の(六八)苑何忌・衞の(六九)公子朝に會して宋を救ふ。丙戌、華氏と(七〇)赭丘に戰はんとす。(七一)鄭翩は(七二)鸛を爲さんと願ひ、其御は鵞を爲さんと願ふ。(七三)子祿、公子城に御となり、莊菫、右と爲る。干犨、呂の封人(七四)華豹に御となり、張匃、右と爲り、城の還るに相遇ふ。華豹(公子城ヲ)呼ビテ曰く、『城や』と。城怒りて之に反る。將に(矢ヲ)注けんとすれば、豹は則ち(七五)關けり。(公子城)曰く、『(七六)平公の靈、尙はくは余を輔相せよ』と。豹射る。(七七)其間に出づ。(七八)將に注けんとすれば則ち又關

【五九】 備は陳列備具。
【六〇】 敗走す。
【六一】 華氏の取りし所の邑。
【六二】 翟僂新、華氏の地に居て、公の戰を助けしなり。甲を說ぐとは公の處にて授けられし甲を脫ぎて返す也。說は脫也。
【六三】 華氏の族。
【六四】 華氏を助け僂新の如く甲を說ぎて歸りしなり。
【六五】 公子城、前年、晉に奔れり、今還りて宋を救ふなり。
【六六】 曹の大夫。
【六七】 中行穆子。
【六八】 齊の大夫。
【六九】 前年、晉に出奔す。今衞に還る。
【七〇】 宋の地。
【七一】 華氏の黨。
【七二】 鸛も鵞も皆陳の名。
【七三】 向宜。
【七四】 華氏の黨。
【七五】 關は弓を彎く也。
【七六】 公子城の父。
【七七】 豹の射たる矢、公子城と子祿との間に出でしなり。
【七八】 公子城矢を注けんとする に豹又れらひて射んとせし也

死せんとす。哭する所に非ざればなり』と。八月、叔輒・卒せり。

冬十月、(四六)華登、吳の師を以て華氏を救ふ。齊の(四七)烏枝鳴、宋を戍る。(四八)廚人濮曰く、『軍志に之れあり、「人に先んずれば人の心を奪ふことあり。(四九)人に後るれば其衰を待つことあり」と。盍ぞ其勞れて且つ未だ定まらざるに及びてこれを伐たざる。若し入りて固めなば、則ち華氏は衆し。悔ゆとも及ぶこと無けん』と。(枝鳴)之に從ふ。丙寅、齊の師、宋の師・吳の師を(五〇)鴻口に敗り、其二師(五一)公子苦雓・偃州員を獲たり。華登、(五二)其餘を帥ゐて、以て宋の師を敗る。公出で(奔ラ)んと欲す。廚人濮曰く、『吾は小人なり。(五三)藉りて死ぬべけれども、亡ぐるを送ること能はず。(五四)請ふ之を待て』と。乃ち狥へて曰く、『(五五)徽を揚げん者は公の徒なり』と。衆之に從ふ。公、(五六)揚門より(五七)之を見る。下りて之を巡りて曰く、『國亡び君死なんには、二三子の恥なり。豈に專ら孤の罪のみならんや』と。齊の烏枝鳴曰く、『(五八)少を用ゐるは、齊しく死を致すに如くはなし。齊しく死を致す

【四六】登、前年、吳に奔れり。
【四七】齊の大夫。
【四八】宋の廚邑の大夫。一說に曰く、庖人なりと。
【四九】事に後れて人に勝つには其衰竭を待つなり。
【五〇】地名。
【五一】二帥は吳の大夫。
【五二】其餘は吳の餘兵。
【五三】此度の難に依りて死せんこと固より吾が分なり。然れども君の逃亡を送る能はず。
【五四】復た戰ひて勝負を決するを待て。
【五五】各〻背に付けたるしるしの小旗を揚げんものは、齊公の黨なりと曰ひて、士卒の向背を試みる也。
【五六】睢陽の正東門。
【五七】國人の皆徽を揭ぐるを見たるなり。
【五八】少は少數の兵。

『必ず故あらん』と。(三一)子皮をして、宜僚を承すに劍を以てして之に訊はしむ。宜僚盡く以て告ぐ。張匄、多僚を殺さんと欲す。子皮曰く、『司馬は老いたり。(三二)登をも甚だしと謂へり。吾、又之を重ねんよりは、亡ぐるに如かず』と。五月丙申、子皮、將に司馬に見えて行らんとせしに、則ち多僚が司馬に御して朝するに遇ふ。張匄、其怒に勝へず、遂に子皮・(三三)臼任・鄭翩と與に、多僚を殺し、司馬を劫して以て叛きて、亡人を召す。壬寅、華向入る。樂大心・豐愆・華牼、これを(三四)横に禦ぐ。華氏、(三五)盧門に居り、(三六)南里を以て叛く。六月庚午、宋、(三七)舊鄘に城づき、(三八)桑林の門に及ばしめて、之を守る。

秋七月壬午朔、日、之を食するあり。公、梓愼に問うて曰く、『是れ何物ぞや。禍福何爲ぞ。』梓愼對へて曰く、『(三九)二至(四〇)二分には、日、之を食するありとも、災を爲さず。日月の行や、(四一)分には道を同じくし、(四二)至には相過ぐ。其他の月は、則ち災を爲す、(四三)陽克たざればなり。故に、常に(四四)水と爲す』と。是に於て、叔輒、日食を哭す。昭子曰く、『(四五)子叔將に

【三一】華貙。
【三二】華登亡げて、司馬の心を傷ること、はなはだしと言ふなり。
【三三】任も翩も亦貙の臣。
【三四】横は地名。
【三五】宋の東城の南門。
【三六】宋の城内の里名。
【三七】舊鄘は故城なり。
【三八】桑林は城門の名。
【三九】冬至、夏至。
【四〇】春分、秋分。
【四一】二分には日月同じく黄道を行く。
【四二】二至には日月各ゝ南北道の極を行くをいふ。
【四三】陰、陽を侵す、故に陽、陰に勝たざるなり。
【四四】水は水災。
【四五】子叔は叔輒。

は小なり。而るに鞅をして其牢禮に從はしむるは、是れ敝邑を卑むなり。將にこれを寡君に（二〇）復さんとす』と。魯人恐れ、四牢を加へて十一牢と爲す。

宋の華費遂、華貙・華多僚・華登を生む。貙、少司馬たり。多僚、（公ノ）（二一）御士たり。貙と相惡し。乃ちこれを公に譖りて曰く、『貙、將に（二二）亡人を納れんとす』と。亟ゝ之を言ふ。公曰く、『（二三）司馬、吾が故を以て、（二四）其良子を亡へり。（二五）死亡は命あり。吾、以て再び之を亡はしむべからず』と。對へて曰く、『君若し司馬を愛せば、則ち亡ぐるに如かんや。（二六）死如し逃るべくんば、何の遠しとすることか有らん』と。公懼れ、侍人をして司馬の侍人宜僚を召さしめ、之に酒を飮ませて、（二七）司馬に告げしむ。司馬歎じて曰く、『必ず多僚ならん。吾、（二八）讒子ありて、殺すこと能はず。吾又死なず。抑ゝ君、命あり。若何にすべき』と。乃ち公と謀り、華貙を逐はんとし、將に孟諸に田せしめて之を遣らんとす。公、（二九）之に酒を飮ませて厚く之に酬い、賜、從者に及ぶ。司馬も亦之の如くす。（三〇）張匄、之を尤みて曰く、

【二〇】復は復命する也。
【二一】御士は侍御の士。近臣をいふ。
【二二】亡人は華亥等をさす。
【二三】費遂を謂ふ、大司馬なり。
【二四】其三男華登の逃亡せしをいふ。
【二五】死亡は自ら天命あり。吾以て再び司馬の子を亡はしむ可からず。
【二六】苟も亡げて以て死を逃る可くんば、敢て其遠きを慮ることあらざるなり。
【二七】司馬に告げて貙を逐はしめんとするなり。
【二八】讒子とは多僚を怒りていふなり。
【二九】之は華貙をさす。
【三〇】貙の臣。

(八)風を省みて以て樂を作り、(九)器以て之を鍾め、(一〇)輿以て之を行ふ。(一一)小なる者も窕ならず、大なる者も槬ならざれば、則ち物に和す。物和すれば則ち(一二)嘉成る。故に和聲、耳に入りて心に藏む。(一三)心億んずれば則ち樂む。窕なれば則ち(一四)咸たず。槬なれば則ち(一五)容らず。心、是を以て感ず。感ずれば實に疾を生ず。今、鐘槬なり。王の心堪へじ。其れ能く久しからんや』と。

三月、蔡の平公を葬る。蔡の大子朱、(一六)位を失ひ、位、卑に在り。大夫の葬を送る者歸りて、昭子に見ゆ。昭子、蔡の故を問へば、(大夫)以て告ぐ。昭子歎じて曰く、『蔡は其れ亡びんか。若し亡びずんば、是君や必ず終らざらん。(一七)詩に曰く、「位に解らざるは、民の塈ふ攸なり」と。今、蔡侯始めて位に卽きて卑きに適く。身、將に之に從はんとす』と。

夏、晉の士鞅來聘す。(一八)叔孫、政を爲す。季孫、(叔孫ガ己ノ上位ニ在ルヲ惡ミ、)これを晉に惡しくせんと欲し、有司をして、(一九)齊の鮑國が費を歸したるときの禮を以て士鞅が爲めにせしむ。士鞅怒りて曰く、『鮑國の位は下にして、其國

【八】風俗。
【九】器以て音を樂むるなり。
【一〇】樂は音を須つて行はるゝなり。
【一一】窕は輕薄細小なり。槬は大にして入らざる也。小大の二句は小大俱に宜きをいふ。
【一二】嘉樂。
【一三】億は安んずる也。
【一四】人心に充滿せず。
【一五】心に入ること能はず。
【一六】適子の位に在らず、長幼を以て齒せしなり。
【一七】大雅。解は懈る也。塈は息ふ也。
【一八】叔孫昭子、三命を以て國政を爲むるなり。
【一九】鮑國が費を歸しゝこと、公十四年に在り。其時七牢の禮を以て享せしなり。

之に施すに寛を以てするなり。（又曰）「（一七九）詭隨を從すことなく、以て無良を謹め、式て寇虐を遏む。憯て明を畏れざるか」とは、之を糾すに猛を以てするなり。（又曰）「（一八〇）遠きを柔んじ邇きを能くし、以て我が王を定めよ」とは、之を平にするに和を以てするなり。又曰く、「（一八一）競ならず絿ならず、剛ならず柔ならず、政を布くこと優優として、百祿是れ遒る」とは和の至なり」と。子産が卒するに及び、仲尼、之を聞き、涕を出して曰く、（一八二）「古の遺愛なり」と。

【經】二十有一年春王の三月、蔡の平公を葬る。夏、晉侯、士鞅をして來聘せしむ。宋の華亥・向寧・華定、陳より宋の南里に入りて以て叛く。秋七月壬午朔、日、之を食するあり。八月乙亥、（一）叔輒・卒す。冬、蔡侯朱、出でゝ楚に奔る。公、晉に如く。河に至りて乃ち復る。

【傳】二十一年（周ノ景王二十四年）春、（二）天王、將に（三）無射を鑄んとす。（四）冷州鳩曰く、「王は其れ心疾を以て死なんか。夫れ、樂は天子の（五）職なり。夫れ、（六）音は樂の輿なり。而して（七）鐘は音の器なり。天子、

【一七九】詭隨は面諛の行を言ふ。面諛の行ある者を縱にせしむること無く、不良の人を料揀して、以て畏る所を知らしめ、又、人民を寇虐する者を禁止し、之を戒めて云はく、汝曾て天の明法を畏れざるかと。

【一八〇】遠人を懷附し、近人をして各其所を得しむるを云ふ。

【一八一】競は彊きなり。絿は急なり。優優は和ぐ貌。遒は聚まる也。

【一八二】子産の仁愛なること、古人の遺風あるをいふ。

【一】輒は叔弓の子伯張。

【二】天王は周の景王。

【三】無射は鐘名。律、無射に中る。

【四】冷は樂官、州鳩は名。

【五】職は主どる所なり。

【六】樂は音に因りて行はる。

【七】音は器に因りて發す。

ん。昔、（一七一）爽鳩氏始めて此地に居り、（一七二）季萴、之に因り、（一七三）有逢伯陵、之に因り、（一七四）蒲姑氏、之に因り、而して後に（齊ノ）大公、之に因れり。古より若し死なくんば、爽鳩氏の樂みにして、君の願はる丶所に非ざらん』と。

鄭の子産、疾あり、子大叔に謂ひて曰く、『我死なば、子必ず政を爲さん。唯だ有德者のみ能く寛を以て民を服す。（一七五）其次は猛に如くはなし。夫れ火は烈なり。民、望みて之を畏る。故に死するもの鮮し。水は懦弱なり。民、狎れ（輕ンジ）て之を翫ぶ。則ち死するもの多し。故に寛は（以テ治メ）難し』と。（子産）疾むこと數月にして卒す。大叔、政を爲す、猛に忍びずして寛にす。鄭國、盜多く、（一七六）人を萑苻の澤に取ふ。大叔之を悔いて曰く、『吾、早く（一七七）夫子に從はゞ、此に及ばざりしならんに』と。徒兵を興して以て萑苻の盜を攻め、盡く之を殺す。盜少しく止む。仲尼曰く、『善いかな。政寛なれば則ち民慢む。慢めば則ち之を糾すに猛を以てす。猛なれば則ち民殘はる。殘はるれば則ち之に施すに寛を以てす。寛以て猛を濟ひ、猛以て寛を濟ふ。政、是を以て和す。（一七八）詩に曰く、「民も亦勞せり。汔ど小く康んずべし。此中國を惠みて、以て四方を綏んぜよ」とは、

【一七一】少皞氏の司寇。
【一七二】虞夏時代の諸侯。
【一七三】殷時代の諸侯、姜姓。
【一七四】殷と周との間の諸侯。
【一七五】有德者に次ぐところの人。
【一七六】萑苻は澤の名。澤中に於て人を劫すなり。
【一七七】夫子は子產をさす。
【一七八】大雅民勞の篇。周の厲王暴虐にして、民、苛政に勞せるを刺りて、寛を施さんことを欲する也。

に曰く、「亦た和羹あり、既に戒め既に平かなり。假を鬷して言なく、時れ爭ふこと有ることなし」と。先王の、五味を(一五八)濟し五聲を和するや、以て其心を平かにして其政を成すなり。聲も亦、味の如し。(一五九)一氣、(一六〇)二體、(一六一)三類、(一六二)四物、(一六三)五聲、(一六四)六律、(一六五)七音、(一六六)八風、(一六七)九歌、以て相成すなり。清濁・小大・短長・疾徐・哀樂・剛柔・遲速・高下・出入・(一六八)周疏、以て相濟すなり。君子之を聽きて以て其心を平かにす。心平かにして德和す。故に(一六九)詩に曰く「德音瑕けず」と。今、據は然らず。君の可と謂ふ所は、據も亦、可と曰ひ、君の否と謂ふ所は、據も亦、否と曰ふ、若し水を以て水を濟さば、誰か能く之を食はん。若し琴瑟の專壹ならば、誰か能く之を聽かん。同の不可なるや是の如し」と。公、酒を飲みて樂む。公曰く、「古よりして死なくんば、其樂み若何ぞや。」晏子對へて曰く、「(一七〇)古よりして死なくんば、則ち古の樂みなり。君何ぞ得

【一五八】濟は成す也。
【一五九】一氣は未だ分れざる天地間の大氣なり。
【一六〇】二體は陰陽。
【一六一】三類は上中下の聲。
【一六二】四物は春夏秋冬の氣。
【一六三】五聲は宮、商、角、徵、羽。
【一六四】六律は黃鐘、大蔟、姑洗、蕤賓、夷則、無射なり、陽聲を律と爲し、陰聲を呂と爲す。
【一六五】七音は五音と變宮、變徵となり。
【一六六】八風は金、石、絲、竹、匏、土、革、木の八音。
【一六七】九歌は六府三事の九功の德皆歌ふべきもの、六府は金、木、水、火、土、穀、三事は正德、利用、厚生なり。
【一六八】周密と稀疏と。
【一六九】詩の豳風狼跋の篇。德音は有德の聲なり。心平かなれば、德音瑕闕なし。
【一七〇】古より死無からんには、古人自身の樂なり、景公は之に與るを得ず、何となれば最初の君此地を治めて、景公の世となるを得ざればなり。

とす。辭して曰く、『昔、我が先君の田するや、(一四六)旃は以て大夫を招き、弓は以て士を招き、皮冠は以て虞人を招く。臣、皮冠を見ず。故に敢て進まず』と。乃ち之を舍す。仲尼曰く、『(一四七)道を守るは、官を守るに如かず』と。君子之を(一四八)韙とす。

齊侯、田より至る。晏子、遄臺に侍す。(一四九)子猶馳せて造る。公曰く、『唯だ據と我と和するかな。』晏子對へて曰く、『據も亦同するなり。焉ぞ和とするを得ん。』公曰く、『和と同と異なるか。』對て曰く、『異なり。和は羹の如し。水火(一五〇)醯醢(一五一)鹽梅以て魚肉を烹、之を(一五二)燀くに薪を以てし、宰夫之を和し、(一五三)之を齊ふるに味を以てし、其及ばざるを(一五四)濟して、以て其過ぎたるを(一五五)洩す。君子之を食ひ、以て其心を平かにす。君臣も亦然り。君の可と謂ふ所にして(一五六)否あれば、臣、其否を獻じて以て其可を成し、君の否と謂ふ所にして可あれば、臣、其可を獻じて以て其否を去る。是を以て政平かにして干さず、民、爭心なし。故に(一五七)詩

【一四六】旃は小旗。

【一四七】道を守らんと欲すれば、其官を守るに如くは莫し。官を守るは、道を守るの大なる者なり。

【一四八】韙は是なり、善なり。

【一四九】梁丘據。

【一五〇】醯は酢、醢は肉醤。

【一五一】鹽梅は鹽と梅の酢を以て味を附くる也。

【一五二】燀は炊く也。

【一五三】酸鹹をして中に適せしむる也。

【一五四】濟は益す也。

【一五五】洩は減ずる也。

【一五六】否は不可なり。

【一五七】商頌烈祖の篇。殷の中宗を頌す。和羹は五味を備ふ。大羹と異なり。殷の中宗、能く賢者と與に、可否を調和齊整し、其政、和羹の如く、敬戒して且つ平かなり。鬷は總ぶる也。嘏は大なり。大政を總統して、能く上下をして和羹の如くならしめ、彼れ是れ爭ひ言ふ者無し。

(二二九)衡鹿之を守り、澤の萑蒲は舟鮫之を守り、藪の薪蒸は虞候之を守り、海の鹽蜃は祈望之を守る。(二三〇)縣鄙の人、入りて其政に從ひ、(二三一)偪介の關は其(二三二)私を(二三三)暴征し、(二三四)承嗣大夫は强ひて其賄を易へ、(二三五)常を布くこと藝なく、徵斂、度なく、宮室日に更め、淫樂(二三六)違らず、內寵の妾は、肆に市に奪ひ、外寵の臣は(二三七)僭りて鄙に令し、私欲をば養ひ求め、(二三八)給せざれば則ち應す。民人苦病し、(二三九)夫婦皆詛ふ。(二四〇)祝すること益あれば、詛ふも亦損あり。(二四一)聊・攝より以東、(二四二)姑・尤より以西、其の人たること多し。其れ善く祝すと雖も、豈に能く億兆人の詛に勝たんや。君若し祝史を誅せんとせば、德を脩めて而して後に可ならん』と。公說ぶ。有司をして政を寬くし、關を毀ち禁を去り、斂を薄くし(二四三)責を已めしむ。

十二月、齊侯(疾愈エテ)(二四四)沛に田す。(二四五)虞人を招くに弓を以てせしに、進まず。公、之を執へしめん

【二二九】衡鹿、舟鮫、虞候、祈望は皆官名なり。公が山澤の利を專有して民と共にせざるを言ふ。萑蒲は、すげ、がばの類。蒸は薪の小なる者。

【二三〇】縣と鄙とに居る者も入りて役に使はるゝ也。

【二三一】國都に迫近する關。

【二三二】私は私有の物品。

【二三三】征は稅賦。

【二三四】代々の大夫。

【二三五】政を布くこと法制無し。

【二三六】違は去る也。

【二三七】詐りて政令を邊鄙の野人に露し、其の有する所を逼めしむ。

【二三八】求むる所給せざれば則ち之に應ずるに罪を以てす。

【二三九】匹夫匹婦。

【二四〇】祝は祝史の籍る也。祝することが君に益ありとも、詛ふことは君を損す。

【二四一】聊、攝は齊の西界。

【二四二】姑、尤は水名、齊の東界也。

【二四三】責は逋債。已は除く也。

【二四四】澤の名。

【二四五】山澤を掌る官。

怨なく、動きて事に違ふことなく、(二一七)其祝史、信を薦べて愧心なし。是を以て、鬼神用つて饗け、國、其福を受け、祝史(二一八)與れり。(二一九)其の蕃祉老壽なる所以は、信君の爲に使はれて、其の言、鬼神に忠信なればなり。其の適ふ(二二〇)淫君に遇へば、外內(二二一)頗邪に、上下怨疾し、動作(二二二)辟違し、欲を從にして(二二三)私に厭き、臺を高くし池を深くし、鐘を撞き女を舞はせ、民力を斬刈し、其聚を(二二四)輸掠して、以て其違へることを成し、後人を恤へず、暴虐淫從にして、肆に非度を行ひ、(二二五)還忌する所なく、謗讟を思はず、鬼神を憚らず、神怒り民痛めども、心に悛むることなし。其の祝史、信を薦ぶれば、是れ罪を言ふなり。其の失を(二二六)蓋ひ美を數ふれば、是れ矯り誣ふるなり。進退(共ニ)辭なければ、則ち(二二七)虛にして以て媚を求むるなり。是を以て、鬼神饗けず、其國以て之に禍せられ、祝史與る。天昏孤疾する所以は、暴君の爲めに使はれて、其言、鬼神に(二二八)僭嫚なればなり。』公曰く、『然らば則ち之を若何にせん。』(晏子)對へて曰く、『(祝史ヲ誅スルハ、能ク疾ヲ治ムル所以ニアラズ、)爲すべからざるなり。山林の木は

【二一七】君功德有れば、祝史之を陳說して愧づる所無きなり。
【二一八】國の福を與り受く。
【二一九】其の福多く長壽なる所以は、功德ある君に使はれて、其陳說する所の言、鬼神に對して僞り無きを以てなり。
【二二〇】淫君は有德ならざる君。
【二二一】頗邪は偏頗邪曲。
【二二二】辟は僻なり。
【二二三】私情をして厭足せしむるなり。
【二二四】掠は奪ひ取る也。
【二二五】還忌は顧み畏るゝ也。
【二二六】蓋は掩蔽する也。
【二二七】虛辭を作りて以て媚を神に求むる也。
【二二八】不信侮嫚。

んとす。公、逮て之を見る。其手を執りて曰く、『余、而の罪無きを知れり。入りて(一〇六)而の所に復れ』と。

齊侯、(一〇七)疥し、遂に(一〇八)痁す。(一〇九)期にして瘳えず。諸侯の賓、疾を問ふ者多く(齊に)在り。(一一〇)梁丘據、裔款と與に公に言ひて曰く、『吾、鬼神に事ふること豐かに、先君よりも加ふることあり。今、君、疾病にして、諸侯の憂と爲るは、是れ祝史の罪なり。諸侯知らずして、其れ我を不敬なりと謂はん。君、(一一一)盍ぞ祝固・史嚚を誅して以て賓に辭せざる』と。公、說びて晏子に告ぐ。晏子曰く、『(一一二)日に(一一三)宋の盟に、屈建、范會の德を趙武に問ひしに、趙武曰く、「夫子の家事治まれり。晉國に言ふや、情を竭して私なく、其祝史の祭祀するや、信を陳べて愧ぢず、(一一四)其家事、猜なく、(故に)其祝史(鬼神に)祈らず」と。建、以て(楚)康王に語ぐ。康王曰く、「神人、怨なし。宜なり、夫子の、(一一五)五君を光輔して以て諸侯の主と爲るや」と。』公曰く、『據と款と、寡人を能く鬼神に事ふと謂へり。故に祝史を誅せんと欲す。子、是語を稱するは何の故ぞ。』(晏子)對へて曰く、『有德の君の如きは、(一一六)外內、廢せず、上下、

【一〇六】汝の居りし所の宮。
【一〇七】疥瘧。
【一〇八】瘧疾。
【一〇九】期は一年。
【一一〇】二人は齊の嬖大夫。
【一一一】祝固史嚚の神に事ふること不敬なるが故に、齊君此病あるなれば、此二人を殺して諸侯に辭謝すべしとなり。
【一一二】日は往日。
【一一三】宋の盟は襄公二十七年に在り。
【一一四】家に猜疑の事なし。
【一一五】文公、襄公、靈公、成公景公。
【一一六】外は國にも、內は家にも、廢事なし。

敗る。子城、晉に適く。華亥、其妻と與に、必ず盥ひて、質とする所の公子者に食はしめて後に食ふ。公は夫人と與に、毎日必ず華氏に適きて、公子に食はしめて後に歸る。華亥、之を患へて、公子を歸さんと欲す。向寧曰く、『唯だ不信なり。故に其子を質とせり。(九六)若し又之を歸さば、(我)死なんこと日なけん』と。公、(九七)華費遂に請うて、將に華氏を攻めんとす。對へて曰く、『臣は敢て死を愛まず。(九八)乃ち憂を去らんことを求めて滋〻(憂)長ぜしむること無からんや。臣是を以て懼るゝのみ。敢て命を聽かざらんや。』公曰く、『(九九)子の死亡は命あり。余は其詬に忍びず』と。冬十月、公、(一〇〇)華向の質を殺して、之を攻む。戊辰、華向、陳に奔り、(一〇一)華登、吳に奔る。向寧、大子を殺さんと欲す。華亥曰く、『君を干して出で、又其子を殺さば、其れ誰か我を納れん。且つ之を歸さば(一〇二)庸あらん』と。少司寇(一〇三)牼をして(三公子)以て(公)歸さしめて曰く、『(一〇四)子の齒長せり。人に事ふること能はじ。三公子を以て質と爲さば、必ず免れん』と。公子、既に入る。華牼、將に(一〇五)門より行ら

【九六】宋の元公不信なり、故に其質子を歸さば、華向等は必ず殺されん。

【九七】大司馬、華氏の族。

【九八】恐らくは大子を殺され、憂ひ益〻長ぜん。

【九九】我子弟の死亡は天命なり、余は恥辱を忍ぶこと能はず。

【一〇〇】華氏、向氏。

【一〇一】費遂の子、華向に黨する者。

【一〇二】庸あらんは、以て功善と爲す可きをいふ。

【一〇三】華亥の庶兄。

【一〇四】質は信なり、證據とする也。華牼年老いたれば、外に出でゝ他人に服事すること能はず、此三公子を送り歸して以て叛かざるを明にせよとなり。

【一〇五】門は公の門をいふ。

ひ、析朱鉏に謚を賜ひて成子と曰ふ。而して齊氏の墓を以て之に予ふ。衞侯、(七八)寗を齊に告げ、且つ(七九)子石を言ふ。齊侯、將に酒を飲まんとし、(八〇)偏く大夫に賜ひて曰く、『二三子の敎なり』と。(八一)苑何忌辭して曰く、『靑の賞に與らば、(八二)必ず其罰にも及ばん。(八三)康誥に在りて曰く、「父子兄弟、罪相及ばず」と。況や群臣に在りてをや。臣敢て君の賜を貪りて以て(八四)先王を干さんや』と。(八五)琴張、宗魯の死を聞き、將に往きて之を弔はんとす。仲尼曰く、『(八六)齊豹が盜して、孟縶が賊せられしを、女、何をか弔せん。(八七)君子は姦を食まず、亂を受けず、利の爲めに、回なるに疚ましめられず、回なるを以て人を待たず、不義を蓋はず、非禮を犯さず。(宗魯ハ皆之ヲ犯セリ。)』と。

宋の華向の亂に、(八八)公子城・公孫忌・(八九)樂舍・司馬彊・(九〇)向宜・向鄭・(九一)楚の建・郳の(九二)甲、(九三)鄭に出奔す。(九四)其徒、華氏と鬼閻に戰ふ。(九五)子城を

【七八】寗は亂平ぎて安寧なるなり。
【七九】子石は公孫靑。子石が禮あるを言ひしなり。
【八〇】齊景公、公孫靑が衞侯を敬せしを喜ぶなり。
【八一】齊の大夫。
【八二】罪あらば亦并せて其罰をも受くべし。
【八三】尙書の篇名。
【八四】康誥は周の康王の語なり、故に其言に反するは、先王を干すにあたる。
【八五】孔子の弟子、子開、名は牢。
【八六】齊豹が盜をなし、孟縶が賊害せられし所以は、皆宗魯によれり。
【八七】宗魯、公孟が不善を知りて其祿を受けしは、姦を食むなり。豹が事を行ふを許すは是れ亂を受くるなり。
【八八】公子城は平公の子。
【八九】樂舍は樂起の孫。
【九〇】宜鄭の二人は向戌の子。
【九一】楚の平王の亡大子。
【九二】小邾の穆公の子。
【九三】八子は宋の大夫にして、公の黨なり。難を避けて出でしなり。
【九四】八子の徒衆。
【九五】子城、華子の爲に敗らる。

社稷を鎭撫せんとならば、則ち（六五）宗祧の在るあり』と。乃ち止む。（六六）衞侯、固く之を見んことを請ふ。命を獲ず。其良馬を以て見ゆ。（六七）未だ使を致さゞるが爲めの故なり。（六八）衞侯、以て乘馬と爲す。賓、將に（六九）掫せんとす。主人辭して曰く、『亡人の憂は、以て吾子に及ぼす可からず。草莽の中、以て從者を辱うするに足らず。敢て辭す』と。賓曰く、『寡君の下臣は君の牧圉なり。（七〇）若し外役を扞ることを獲ずんば、是れ寡君を有りとせざるなり。臣懼らくは戾に免れざらんことを。（七一）請ふ以て死を除かん』と。親ら鐸を執り、終夕、（七二）燎に與れり。齊氏の宰渠子、（七三）北宮子を召す。北宮氏の宰、（七四）與り聞かず。謀りて渠子を殺し、遂に齊氏を伐ちて之を滅す。丁巳晦、公入りて、北宮喜と彭水の上に盟ふ。秋七月戊午朔、遂に國人に盟ふ。八月辛亥、（七五）公子朝・褚師圃・子玉霄・子高魴、晉に出奔す。閏月戊辰、（七六）宣姜を殺す。衞侯、（七七）北宮喜に謚を賜ひて貞子と曰

【六五】聘を受くるは當に宗廟に在るべきを言ふ。

【六六】衞侯、公孫青と相見んと欲するなり。

【六七】未だ使を致さゞる故に、敢て客禮を以て見えず、良馬を以て相見の禮を爲すなり。

【六八】其の己を敬するを喜んで其物を貴ぶなり。

【六九】掫は行夜にて、夜戒めて擊つ所あるなり、夜番の如きもの。

【七〇】外役は外に在るの役なり。我若し衞君の爲めに外役を扞ることを獲ずんば、是れ衞君を無みするなり、卽ち寡君を無みする也。

【七一】行夜を助けて以て死罪を免除せんとなり。

【七二】火燎を設けて備守する也。

【七三】北宮子は喜。

【七四】亂を作すの謀に加はらざる也。

【七五】公子朝等は皆齊氏の黨なり。

【七六】宣姜は公子朝と謀を通ぜし故なり。

【七七】謚と墓田とは共に死後に之を予へしなり。

き、乘驅して(五〇)閲門より入る。慶比、公に御たり、公南楚、驂乘す。華寅をして(五一)貳車に乘らしむ。公宮に及び、鴻𩥇魋、公(ノ)車に(五二)駟乘す。公、寶を載せて以て出づ。褚師子申、公に馬路(ノ)衢に遇ひ、遂に公に從ふ。齊氏に過る。華寅をして、(五三)肉袒して蓋を執りて、以て(五四)其闕に當てしむ。齊氏、公を射る。南楚の肩に中つ。公、遂に出づ。寅、(五五)郭門を閉ぢ、(郭(チ))踰えて(出(テ))公に從ふ。公、(五六)死鳥に如く。(五七)析朱鉏、宵、竇より出で、徒行して公に從ふ。齊侯、(五八)公孫靑をして衞に聘せしむ。既に出づ。衞の亂を聞き、聘せん所を請はしむ。公曰く、『猶ほ竟內に在らば則ち衞君なり。乃ち(五九)事を將へ』と。遂にこれに死鳥に從ひ、事を將はんと請ふ。辭して曰く、『亡人不佞にして、社稷を守ることを失ひ、草莽に(六〇)越在す。吾子、君命を辱うする所なし。』(六一)賓曰く、『寡君、下臣に朝に命じて曰く、「(六二)下執事に阿めよ」と。臣敢て(六三)貳せす。』(六四)主人曰く、『君、若し先君の好を惠顧し、敝邑に照臨し、其

【五〇】衞の城門。
【五一】公の副車。
【五二】駟乘は一車に四人乘るなり。
【五三】肉袒は、敢て齊氏と爭はざるを示すなり。蓋を執るは公を蔽ひて去るなり。
【五四】闕は空なり、侍從空闕の處に蓋をあてしなり。
【五五】追者をして出でしむるを欲せざるなり。
【五六】衞の地。
【五七】黑背の孫成子。竇は水門。
【五八】靑は頃公の孫。
【五九】事は聘事なり。
【六〇】越は播越なり。
【六一】賓は公孫靑。
【六二】比は親附なり。衞君の臣下に親附せよ。事を將ふに敢て其所を擇ばざるを言ふ。
【六三】貳は命に違ふこと。
【六四】靈公。

さんとして、(三七)之に謂ひて曰く、『公孟の不善は、子の知れる所なり。乘に與ること勿かれ。吾、將に之を殺さんとす。』(宗魯)對へて曰く、『吾、子に由つて公孟に事へ、子、(三八)吾に名を假せり。故に吾を遠ざけざるなり。其不善は、吾も亦之を知ると雖も、抑ふ利を以ての故に、去ること能はざりしは、是れ吾が過なり。今、難を聞きて逃げなば、(三九)是れ子を僭はするなり。子は事を行はんか。吾は將に之に死せんとす。(四〇)周を以て子に事へて、死に公孟に歸せんこと、其れ可ならん』と。丙辰、衞侯、(四一)平壽に在り。公孟、(四二)蓋獲の門外に(祭ノ)事あり。(四三)齊子氏、門外に帷して甲を伏せ、(四四)祝鼃をして、戈を車薪に寘きて以て(四五)門に當らしめ、(四六)一乘をして、公孟に從ひて以て出でしむ。華齊をして、公孟に御たらしめ、宗魯、驂乘し、(四七)閎中に及ぶ。齊氏、戈を用つて公孟を擊つ。宗魯、背を以て之を蔽ふ。(四八)肱を斷ちて以て公孟の肩に中つ。(四九)皆之を殺す。公、亂を聞

【三七】之は宗魯をさす。
【三八】吾が善を稱して之に薦めたり、故に公孟我を親近す。
【三九】子が善人なりと云ひて公孟に薦めし言を不信ならしむるなり。
【四〇】周密を以て子に事へ、子の言を洩らさゞる也。
【四一】衞の下邑。
【四二】衞の郭門。
【四三】豹の族。
【四四】祝は是れ祭事の人、豹之と謀り、前後より之を夾み擊たんと欲す。薪は祭祀に用ふる所なり。佯りて車薪を祭所に輸るまねして、戈を薪の間に寘きて之を藏す也。
【四五】其前を要する也。
【四六】一乘の車も前の如く戈を薪に寘きて公孟の後に繼がしむる也。
【四七】閎は曲門の中。蓋獲の門內。
【四八】一擊して、宗魯の肱を斷ち、併せて公孟の肩に中つる也。
【四九】遂に二人ながら之を殺ししなり。

め、(退イ)鄙にて以て之を待たん』と。乃ち(二四)鱄設諸を見えしめて、鄙に耕せり。

宋の元公、信なく私多くして、華・向を惡む。(二五)華定・華亥、向寧と與に謀りて曰く、『亡ぐるは死するよりも愈れり。これに先んせんか』と。華亥、疾ありと僞り、以て羣公子を誘く。公子、之を問へば、則ち之を執ふ。夏六月丙申、(二六)公子寅・公子御戎・公子朱・公子固・公孫援・公孫丁を殺し、向勝・向行を其廩に拘ふ。公、華氏に如きこれを請へども、許さず、遂に(二七)之を劫す。癸卯、(二八)大子欒と母弟(二九)辰・公子地とを取りて以て質と爲し、公も亦、華亥の子無感・向寧の子羅・華定の子啓を取り、華氏と盟ひて以て質と爲せり。衞の(三〇)公孟縶、(三一)齊豹に狎れ、之が司寇と(三二)鄄とを奪ひ、(三三)役あれば則ち之を反し、無ければ則ち之を取る。公孟、(三四)北宮喜・褚師圃を惡み、之を去らんと欲す。公子朝、(三五)襄夫人宣姜に通じ、懼れて、以て亂を作さんと欲す。故に齊豹・北宮喜・褚師圃・公子朝、亂を作す。初め、齊豹、宗魯を公孟に見えしめて、(公孟ノ)(三六)驂乘と爲す。將に亂を作

【二四】鱄設諸は勇士の名。伍員、公子光の異志ありて其君僚を弑せんと欲するを知り、勇士を進めて其歡心を買ひ、退いて田舍に耕すなり。

【二五】華氏・向氏、元公の己を殺さんことを恐れ、先づ亂を作さんと欲するなり。

【二六】公子寅等八人は皆元公の黨。

【二七】之は公をさす。

【二八】大子欒は景公。

【二九】辰、地は皆元公の弟。

【三〇】公孟縶は靈公の兄。

【三一】齊豹は齊惡の子、衞の司寇。

【三二】鄄は豹の邑。

【三三】公孟の足不良なり、故に役あれば則ち官邑を以て豹に還して往かしむるなり。

【三四】喜は貞子。

【三五】靈公の嫡母。

【三六】陪乘。

無極曰く、『(二四)奢の子(二五)材あり。若し吳に在らば、必ず楚國を憂へしめん。盍ぞ其父を免さんことを以て之を召さゞる。彼は仁なり。必ず來らん。然らずんば、將に患を爲さんとす』と。王、之を召さしめて曰く、『來れ。吾、而が父を免さん』と。

(二六)棠君尙、其弟員に謂ひて曰く、『爾は吳に適け。(二七)我は將に歸り死なんとす。吾が知逮ばず。我は能く死なん、爾能く報いよ。父を免すの命を聞きては、以て之に奔ることなくんばある可からず。親戚、戮と爲らんをば、以て之を報ゆることなくんばある可からず。死に奔りて父を免さるゝは孝なり。(二八)功を度りて行ふは仁なり。任を擇びて往くは知なり。死を知りて辟けざるは勇なり。父をば棄つべからず。名をば廢つべからず。(吾ハ孝ト勇トヲ盡サン。爾ハ仁ト知トヲ勵メ。俱ニ去レバ父ヲ棄ツルナリ。俱ニ死セバ名ヲ棄ツルナリ。)爾夫れ之を勉めよ。(二九)相從はんよりは愈れりと爲す』と。伍尙歸る。奢、員が來らざるを聞きて曰く、『(三〇)楚の君大夫、其れ旰食せんか』と。(三一)楚人、皆、之を殺す。員、吳に如き、楚を伐つの利を(三二)州于に言ふ。(三三)公子光曰く、『是れ宗、戮せられて、其讎を反さんと欲するなり。從ふべからず』と。員曰く、『彼、將に他志あらんとす。余姑く之が爲めに士を求

【二四】伍奢の子二人あり、長は棠君尙、次は伍員子胥。
【二五】材は材能なり。
【二六】奢の長子尙。
【二七】吾が知力は汝に及ばず、吾は父と與に死すべければ、汝能く此怨を報いよとなり。
【二八】功の成る所を度りて之を行ふときは、其澤、民に及ぶ。
【二九】相從つて俱に奔り俱に死するよりも稍愈れり。
【三〇】伍員、吳をして楚を侵さしめ、楚人、爲に早く食するを得ざらんとなり。
【三一】楚人、伍奢と其子伍尙とを殺しゝなり。
【三二】州于は吳の子僚。
【三三】公子光は吳の闔閭。

桓ならん。汰侈にして無禮已甚し。亂の在る所なり』と。

費無極、楚子に言ひて曰く、『建と伍奢と、將に方城の外を以て叛かんとす。(建奢)(五)自ら以爲へらく、猶ほ宋・鄭のごとけんと。齊・晉、又、交〻之を輔け、將に以て楚を害せんとす。其事(六)集れり』と。王、之を信じ、伍奢に問ふ。伍奢對へて曰く、『君、(七)一過だも多し。何ぞ讒を信ずる』と。王、伍奢を執へ、城父の司馬奮揚をして大子を殺さしめんとす。(八)未だ至らざるに、之を遣らしむ。三月、大子建、宋に奔る。王、奮揚を召す。(九)奮揚、(自ら)城父の人をして己を執へて以て至らしむ。王曰く、『言、余が口より出でて、爾が耳に入れり。誰か建に告げたる。』對へて曰く、『臣、之に告げたり。君王、臣に命じて曰く、『建に事ふること余に事ふるが如くせよ』と。臣、(一〇)不佞にして、苟も貳あること能はず。(一一)初を奉じて以て還り、後命に忍びず。故に之を遣れり。既にして之を悔ゆれど、亦及ぶこと無かりき。』王曰く、『而敢て來るは何ぞや。』對へて曰く、『使して命を失ひ、召されて來らずんば、是れ再び(一二)奸すなり。逃ぐとも入る所なければなり。』王曰く、『(一三)歸れ。政に從ふこと他日の如くなれ』と。

【五】大邑に割據して、宋鄭の如しと自ら以爲ふ也。
【六】集は成る也。
【七】一過は楚の平王の其大子建の妻を納れしを謂ふ。
【八】奮揚未だ城父に至らざるに、人をして大子を逃れしめし也。
【九】城父の人は城父の大夫なり。奮揚自ら罪せしなり。
【一〇】不佞は不才なり。
【一一】初の命を奉じて以て周旋せり。
【一二】奸は罪を犯すなり。
【一三】其言を善みし、赦して還らしむる也。

聞く「民を撫む者は、用を内に節して徳を外に樹て、民、其性を樂みて、寇讐なし」と。今、宮室、量なく、民人日に駭き、(三九)勞罷死轉し、寢と食とを忘るゝは、之を撫むには非ざるなり」と。

鄭、大水あり。龍、(四〇)時門の外の洧淵に鬪ふ。國人(四一)禜を爲さんと請ふ。子産・許さずして曰く、『我鬪ふとも、龍、我を觀ざるなり。龍の鬪ふを、我獨り何ぞ覿ん。之を禳はゞ則ち(四二)彼は其室なり。吾、龍に求めなく、龍も亦我に求むることなし』と。乃ち止む。

令尹子瑕、(四三)蹶由を楚子に言ひて曰く、『彼、何の罪ある。諺に所謂(四四)「室に怒り市に色す」とは、楚の謂なり。前の忿を舍てゝ可なり』と。乃ち蹶由を歸す。

經 二十年春王の正月。夏、曹の公孫會、(一)鄸より出でゝ宋に奔る。秋、盜、衞侯の兄縶を殺す。冬十月、宋の華亥・向寧・華定、出でゝ陳に奔る。十有一月辛卯、蔡侯廬・卒す。

傳 二十年(周ノ景王二十三年)春王の二月己丑、(二)日南至す。梓愼、(三)氛を望みて曰く、『今茲宋に亂あらん。國幾ど亡びん。三年にして而る後に弭まん。蔡に大喪あらん』と。叔孫昭子曰く、『然らば則ち(四)戴・

【三九】勞罷は疲勞する也。死轉は溝壑に轉死する也。
【四〇】鄭の城門。
【四一】禜は祭の名。
【四二】洧淵は龍の居宅なり。
【四三】吳王の弟、公の五年、靈王執へて以て歸りしなり。
【四四】室家の内に怒りて怒色を市人に作す、所謂怒を遷す也。
【一】鄸は楚の邑。
【二】日南至するは冬至なり。
【三】氛は氣なり。
【四】戴公の裔族は華氏、桓公の裔族は向氏。

寡君の二三臣、(二九)札瘥夭昏せり。今、又我が先大夫偃を喪ひて、其子幼弱なり。其一二の父兄、(三〇)宗主を除さんことを懼れ、私族に謀りて(三一)長親を立てたり。寡君、其二三老と與に曰へらく、「抑ふ(三二)天實に是を剝亂す。是れ吾、何をか知らん。諺に曰く、『亂門を過ること無かれ』と。民に亂兵あるをも猶ほ之を過ることを憚る。而るを況や敢て天の亂す所を知らんや。今、大夫、將に其故を問はんとす。抑ふ寡君だに實に敢て知らず。其れ誰か實に之を知らん。(三三)平丘の會に、(三四)君、舊盟を尋めて曰く、『職を失ふことあること無かれ』と。若し寡君の二三臣にして其の(三五)即世せし者をば、晉の大夫にして其位を專制せんとならば、是れ晉の(三六)縣鄙たるなり。何ぞ國と爲ん」と。客の幣を辭して其使に報ゆ。晉人、之を舍く。

楚人、州來に城づく。(三七)沈尹戌曰く、『楚人必ず敗れん。昔、吳、(三八)州來を滅ししとき、子旗、之を伐たんと請ひしに、王は、「吾、未だ吾が民を撫ます」と曰へり。今も亦た之の如し。而るを州來に城づきて以て吳を挑まば、能く敗るゝこと無からんや。』侍者曰く、『王、施舍して倦まず、民を息ましむる五年、之を撫むと謂ふべし。』戌曰く、『吾、

【二九】疫癘に遭ひて早死するなり。
【三〇】宗主は宗族の首たる家。
【三一】長親は親族中の年長者。
【三二】天自ら駟氏を亂さんと欲するのみ、國の知る所に非ずとなり。
【三三】公の十三年に在り。
【三四】君は晉侯をさす。
【三五】即世は死する也。
【三六】縣鄙は屬國。
【三七】莊王の曾孫、葉公諸梁の父。
【三八】十三年の事。

じ、王は南方を收めば、是れ天下を得んなり』と。王説びて之に從ふ。故に大子建、城父に居る。令尹子瑕、秦に聘す。夫人を拜するなり。

秋、齊の高發、（一四）師を帥ゐて莒を伐つ。莒子、（一五）紀鄣に奔る。（齊）（一六）孫書をして之を伐たしむ。初め、莒に婦人あり。莒子、其夫を殺す。已は（一七）嫠婦と爲り、老に及びて紀鄣に（一八）託し、（一九）紡ぎて以て度りて之を去む。師の至るに及びて則ちこれを外に投ず。或ひと諸を子占に獻ず。子占、師をして夜（縄ニ）縋りて登らしむ。登る者六十人。（二〇）縋絶ゆ。師鼓譟す。城上の人も亦譟ぐ。莒の共公懼れ、西門を啓きて出づ。七月丙子、齊の師、紀に入る。

是歲や、鄭の駟偃卒す。（二一）子游、晉の大夫に娶りて絲を生む。（二二）弱し。其父兄、（二三）子瑕を立つ。子產、其の人と爲りを惛み、且つ以て（二四）不順と爲し、許さず、亦、止めず。駟氏（二五）聳る。他日、絲、以て（二六）其舅に告ぐ。冬、晉人、幣を以て鄭に如きて、駟乞が立てる故を問はしむ。駟氏懼る。駟乞、逃れんと欲す。子產遣らず。龜以てトせんと請ふ。亦、予へず。大夫、（二七）對を謀る。子產（衆大夫ノ謀チ）待たずして客に對へて曰く、『鄭國、（二八）不天にして、

【一四】莒、齊に事へざる故なり。
【一五】莒の邑。
【一六】陳無宇の子子占。
【一七】嫠婦は寡婦。
【一八】託は身を寄する也。
【一九】麻をつむぎて縄を作り、以て城の高さを量り、其縄を貯へ置きし也。敵の來るときに敵を引き入れて夫の仇を報いんと欲する也。
【二〇】縋は縄なり。
【二一】駟偃。
【二二】弱は幼少なり。
【二三】子游の叔父駟乞。
【二四】子を舍てゝ叔を立つるは禮に順はざる也。
【二五】聳は懼る也。
【二六】其舅は卽ち晉の大夫。
【二七】對は答辭。
【二八】天の福を獲ざる也。

楚子の、蔡に在りしや、(三)郹陽の封人の女、之に奔り、大子建を生めり。位に即くに及びて、(四)伍奢をして之が師たらしめ、費無極を小師と爲す。（建に）寵なし。これを王に譖らんと欲して曰く、『建、室はすべし』と。王、之が爲めに秦より聘す。(五)無極、逆ふるに與り、王に勸めて之を取らしむ。

正月、楚の夫人嬴氏、秦より至る。

鄅の夫人は向戌の女なり。故に(六)向寧、師を請ふ。二月、(七)宋公、邾を伐ち蟲を圍む。三月、之を取る。乃ち盡く鄅の俘を歸す。

夏、許の悼公(八)瘧あり。五月戊辰、(九)大子止の藥を飲みて卒す。大子、晉に奔る。書して『其君を弑す』と云ふ。君子曰く、『(一〇)心力を盡して以て君に事へんのみ。藥物を舍てゝ可なり』と。

邾人・郳人・徐人、宋公に會す。乙亥、蟲に同盟す。

楚子、舟師を爲りて以て(一一)濮を伐つ。費無極、楚子に言ひて曰く、『晉の(一二)伯たるや、(一三)諸夏に邇ければなり。而るに楚は僻陋なり。故に與に爭ふこと能はず。若し大に城父に城きて、大子を寘きて、以て北方に通

【三】郹陽は蔡の邑。
【四】伍擧の子。
【五】費無極、大子建の爲に秦より女を逆へ、之を王に娶らしめしなり、故に楚の夫人と稱するなり。
【六】向戌の子。
【七】鄅、去年、邾の爲に滅されし故に、宋人、邾を伐つなり。
【八】瘧は病の名、おこり。
【九】大子自ら藥を調へて進めしなり。
【一〇】親に事ふる時、藥は醫に由るべし、子たるものは心力を盡すのみにて可なり、止自ら藥を進めしは罪たるなり。
【一一】濮は南夷。
【一二】伯は霸なり。
【一三】諸夏は中國。

楚の左尹王子勝、楚子に言ひて曰く、『許の鄭に於けるや、仇敵なり。而るに(六三)楚の地に居りて、以て鄭に禮あらず。晉・鄭、方に睦まじ。鄭若し許を伐ちて晉之を助けば、楚、地を喪はん。君盍ぞ許を遷さゞる。許、楚に專ならず。鄭、方に(六四)令政あり。許は曰く、「(六五)余は舊國なり」と。鄭は曰く、「(六六)余が俘邑なり」と。葉は楚國に在りては方城外の(六七)蔽なり。(六八)土は易んずべからず。(六九)國は小とすべからず。許は(周ノ)俘たるべからず。(七〇)讎は啓くべからず。君其れ之を圖れ』と。楚子說ぶ。冬。楚子、王子勝をして許を析に遷さしむ。實は白羽といひしところなり。

經 十有九年春、宋公、邾を伐つ。夏五月戊辰、許の世子止、其君買を弑す。己卯、地震ふ。秋、齊の高發、師を帥ゐて莒を伐つ。冬、許の悼公を葬る。

傳 十九年(周ノ景王二十二年)春、楚の工尹赤、(一)陰を下陰に遷す。令尹子瑕、郟に城づく。叔孫昭子曰く、『(二)楚は(志)諸侯に在らず。其れ僅に自ら完くして、以て其世を持するのみ』と。

【六三】公の十三年、許、夷より遷って葉に居り、楚を恃みて鄭に事へざるなり。葉は楚の界にあり。
【六四】令政は善政。
【六五】許は鄭に先だちて封ぜられしなり。
【六六】隱公十一年、鄭、許を滅し、而して復た之を存せしなり、故に我が俘邑と曰ふなり。
【六七】蔽は蔽障なり。
【六八】葉は楚の土なり。
【六九】鄭をいふ。
【七〇】晉をいふ。
【一】陰は縣名。
【二】志、諸侯を治めんとするにあらず、陰を遷し郟に城づくは以て自ら完守せんと欲するなり。楚の衰ふるをいふ。

(五三)之を怒る。除者、南を毀つ。子産、(五四)衝に及び、從者をして之を止めしめて曰く、『(五五)北方に毀て』と。火の作りしや、子産、(五六)兵を授け(五七)陴に登らしむ。子大叔曰く、『(五八)晉、乃ち討ずる無からんや。』子産曰く、『吾之を聞く、「小國、守を忘るゝときは則ち危し」と。況や災あるをや。國の小とすべからざるは、備あるが故なり』と。既にして、晉の邊吏、鄭を讓めて曰く、『鄭國、災あるとき、晉の大夫、敢て寧居せず、卜筮(五九)走望して、牲玉を愛まざりき。鄭の災あるは寡君の憂なり。今、執事、(六〇)撊然として兵を授け陴に登せしは、將に誰を以て罪せんとする。邊人恐懼す。敢て告げずんばあらず』と。子産對へて曰く、『吾子の言の如し。敝邑の災は君の憂なり。敝邑、政を失ひて、天、之に災を降せり。又懼らくは、讒慝の之を間謀して、以て貪人を啓き、荐に敝邑の不利を爲して、以て君の憂を重ねんことを。幸にして亡びざれば、(六一)猶ほ說くべきなり。不幸にして亡びば、君之を憂ふと雖も、亦及ぶこと無かりしならん。(六二)鄭に他の竟するあれど、望み走らんとするは晉に在り。既に晉に事へたり。其れ敢て二心あらんや』と。

【五三】毀たざるを怒る也。
【五四】衝は十字の巷。
【五五】子産仁にして人の廟を毀つに忍びざるを言ふなり。
【五六】兵は兵器。
【五七】陴は城上のひめがき。
【五八】晉の公子等を辭して鄭人に兵を授くるは晉に叛くが如きに似たりとなり。
【五九】走望は奔走して山川を望祭するなり。
【六〇】撊然は武き貌。
【六一】兵を授くるの罪、猶ほ以て解說すべき也。
【六二】鄭は他國と境すれども、毎に晉國を瞻望して之に歸赴するを言ふなり。

秋、曹の平公を葬る。(魯ノ)往く者、周の(四〇)原伯魯を見、之と語るに學を説ばず。歸りて以て(四一)閔子馬に語ぐ。閔子馬曰く、『周其れ亂れんか。(四二)夫れ必ず多く是説ありて、而して後に其大人に及べるならん。(四三)大人、失はんことを患へて惑ひ、又、「以て學ぶことなかるべし。學ぶことなくとも害あらじ」と曰ひしならん。(四四)害あらずとして學ばざれば、則ち苟にして可なりとす。是に於てか下陵ぎ上替る、能く亂るゝこと無からんや。夫れ學は(四五)殖なり。學ばずんば將に落ちんとす。原子は其れ亡びんか』と。

七月、鄭の子産、火の爲めの故に大に社を(四六)爲め、四方に祓禳して、火災を(四七)振除す。禮なり。乃ち兵を簡びて大蒐し、(四八)將に蒐の爲めに除かんとす。子大叔の廟は道南に在り。(四九)其寢は道北に在り。(五〇)其庭小にして、(五一)期を過ぐること三日、除徒をして道の南・廟の北に陳せしめて曰く、『子産、女に過りて、「速に除け」と命せば、乃ち(五二)而の鄉を毀て』と。子産(君ニ)朝し、過りて

【四〇】周の太夫。
【四一】魯人。
【四二】大人は位に在る者。國亂れ俗壞れて、此言をなす者多くして、漸く以て大人に及びしならん。
【四三】大人、衆人に違ひて位を失はんことを恐れて、俗説に惑ふ。
【四四】遂に學ばざれば人皆苟且の念を懷くに至る。
【四五】其身を樹殖培養する所以なり。
【四六】爲は治むる也。
【四七】振除は、拂ひ除く。
【四八】廟に兵を治めんとするに城内地迫れる故に之を除き廣むるなり。
【四九】寢は居宅。
【五〇】廟寢の庭。
【五一】子産が取除くことを命じたる期日よりも三日を過ぎし也。
【五二】汝が向ひたる方を毀て。

(二一)主祏を(二二)周廟に徙して、先君に告げしめ、府人・庫人をして、(二三)各々其事を儆め、(二四)商成公、(二五)司宮を儆め、(二六)舊宮人を出して、これを火の及ばざる所に寘き、司馬・司寇は、火道に列居して、火の燄く所を行り、城下の人をば、(二七)伍列して城に登らしむ。明日、(二八)野司寇をして各々(二九)其徵を保んせしむ。郊人、祝史を助けて(三〇)國北に除して、火を(三一)玄冥(三二)回祿に禳ひ、(三三)四鄘に祈り、焚室を書して其(三四)征を寬くし、之に材を與へ、三日哭し、國に市あらず。行人をして諸侯に告げしむ。宋・衞も、皆是の如し。陳は火を救はず、許は災を弔せざりき。君子、是を以て、陳許の先づ亡びんことを知れり。

六月、(三五)鄅人稻を(三六)藉す。邾人、鄅を襲ふ。鄅人將に門を閉ぢんとす。(三七)邾人羊羅、其首を攝ち、遂に之に入り、盡く俘にして以て歸る。鄅子曰く、「余、歸するところなし」と。(三八)帑に邾に從ふ。邾の莊公、鄅の夫人を反して其女を(三九)舍く。

【二一】主祏は廟主の石函。
【二二】厲王の廟。
【二三】火に備ふる也。
【二四】鄭の大夫。
【二五】巷伯寺人の官。
【二六】先公の宮女。
【二七】部伍を爲すなり。
【二八】縣士。
【二九】徵は徵發役使せしむる人夫。
【三〇】祭處を國都の北方に爲るなり。
【三一】玄冥は水の神。
【三二】回祿は火の神。
【三三】四鄘の神。鄘は城なり。
【三四】征は賦稅。
【三五】鄅は國名、妘姓、鄅人は鄅子の誤なるべし。
【三六】巡行して其の稻うる所の稻田を記錄する也。
【三七】羊羅、鄅の城門を閉ぢんとする者の頭を斬り、之を手に持ちたるまゝにて、城中に入りしなり。
【三八】帑は妻子。
【三九】舍は之を留むる也。

を望みて曰く、『宋・衞・陳・鄭なり』と。數日にして、皆來りて、火ありと告ぐ。(鄭ノ)裨竈曰く、『吾が言を用ゐずんば、鄭又將に火あらんとす』と。鄭人之を用ゐんと請ふ。子產可かず。子大叔曰く、『寶は以て民を保んぜんとてなり。若し火あらば國幾ど亡びん、以て亡を救ふべきに、子何ぞ愛める。』子產曰く、『天道は遠く、人道は邇し。及ぶ所に非ざるなり。(九)何を以て之を知らん。是れ亦多言なり、(一〇)豈に信も或らざらんや』と。遂に與へざりしが、亦、復た火あらざりき。鄭の未だ災あらざりしや、(一一)里析、子產に告げて曰く、『將に(一二)大祥あらんとす。民震動し、國幾ど亡びん。(一三)吾が身、泯びん。良に及ばざらん。(一四)國遷らば其れ可ならんか。』(一五)子產曰く、『可なりと雖も、吾、以て遷を定むるに足らず』と。火に及びて、里析死す。未だ葬らず。子產、輿三十人をして其柩を遷さしめぬ。火作る。子產、(一六)晉の公子・公孫を東門に辭す。司寇をして新客を出さしめ、舊客を禁じて、宮より出づること勿からしむ。(一七)子寬・子上をして、(一八)羣屛攝を巡り(一九)大宮に至らしめ、(二〇)公孫登をして大龜を徙さしめ、祝史をして、

【九】何を以て豫め其の必ず然ることを知るを得んや。
【一〇】多言なる者は或は時に中ることもあらん。
【一一】鄭の大夫。
【一二】大祥は火災。
【一三】災に先だちて死せんとすることを云ふ。
【一四】國都、他に遷らば、其れ可ならんか。
【一五】子產異言を信ぜず、故に遷都の說に從はざる也。
【一六】晉の公子公孫の鄭に在る者を辭謝して、東門より逃れ出でしむ。
【一七】二人は鄭の大夫。
【一八】羣屛攝は廟社を總稱するの辭。
【一九】大宮は鄭の祖廟。
【二〇】開卜大夫。

卷の廿四

昭公　五

經　十有八年春王の三月、曹伯須・卒す。夏五月壬午、宋・衞・陳・鄭、災あり。六月、邾人、鄅に入る。秋、曹の平公を葬る。冬、許、白羽に遷る。

傳　十八年(周ノ景王二十一年)春王の二月乙卯、周の(一)毛得、(二)毛伯過を殺して之に代る。萇弘曰く、『毛得は必ず亡びん。是れ(三)昆吾が稔せし日なり。侈の故を以てなり。而るに毛得、以て侈を王都に濟す。亡びずして何をか待たん』と。

三月、曹の(四)平公・卒す。

夏五月、(五)火始めて昏に見ゆ。丙子に風ふく。梓愼曰く、『是を(六)融風と謂ふ。(七)火の始なり。七日に其れ火作らんか』と。戊寅に風甚だし。壬午に大に甚だし。宋・衞・陳・鄭、皆火あり。梓愼、(八)大庭氏の庫に登りて以て之

【一】毛得は過の族。
【二】毛伯過は周の大夫。
【三】昆吾は夏の伯。稔は熟なり。侈惡積熟して、乙卯の日、桀と同じく誅せられし也。
【四】名は須。
【五】火は心星
【六】東北風を融風と曰ふ。
【七】融風は木なり、木は火の母、故に火の始と曰ふ。丙子より壬午に至るまで七日也、壬午は水火合する日也、故に當に火の作るべきを知る也。
【八】大庭氏は古の國の名、魯の城内に在り、魯其處に庫を作る、高く顯れたるところなる故に、登りて氣を望むなり。

人と後に至る者とをして之を守らしめ、(六九)環らして之に塹ほりて、泉に及び、其隧に炭を盈たし、陳して以て命を待つ。呉の(七〇)公子光、其衆に請うて曰く、『先王の乘舟を喪ひしは、豈に唯だ光の罪のみならんや。衆も亦これ有り。請ふ(衆ノ力ヲ)藉りて之を取りて以て死を救はん』と。衆之を許す。

(七一)長鬣の者三人をして(詐リテ楚人ノマネシテ、)舟側に潛伏せしめ、曰く、『我、餘皇と呼ばゝ、則ち對へよ』と。(呉ノ)師、夜之に從ひ、三たび呼ぶ。皆迭に對ふ。楚人從つて之を殺さんとし、楚の師亂る。(七二)呉人大に之を敗り、餘皇を取りて以て歸る。

【六九】防守の嚴密なるを云ふ。泉は水の湧き出づる深さ。隧は出入の隧道。

【七〇】諸樊の子闔廬。

【七一】髭鬚多き也。

【七二】楚人、楚の師の中に呉人多きを疑ひ、之を殺さんとして、混雜せるに乘じ、呉之を取りしなり。

月と爲し、商に於ては四月と爲し、周に於ては五月と爲す。夏の(五七)數は天(正ノ)を得たり。若し火作らば、其れ四國之に當らん。宋・衞・陳・鄭に在らんか。宋は(五八)大辰の(五九)虛なり。陳は大皞の虛なり。鄭は祝融の虛なり。皆火の(六〇)房なり。星孛して漢に及ぶ。漢は(六一)水祥なり。衞は顓頊の虛なり。故に帝丘と爲し、其星を大水と爲す。水は火の(六二)牡なり。其れ、丙子若しくは壬午を以て作らんか。水火の合ふ所以なり。若し火入りて伏せば、必ず壬午を以てせん。(六三)其見ゆるの月を過ぎじ』と。鄭の裨竈、子産に言ひて曰く、『宋・衞・陳・鄭、將に同日にして火あらんとす。若し我、(六四)瓘斝玉瓚を用ゐば、鄭は必ず火あらざらん』と。子産與へず。

吳、楚を伐つ。(六五)陽匄、令尹たり。戰を卜す。不吉なり。(六六)司馬子魚曰く、『我、上流を得たり。(江ニ從ヒテ下レバ、敵ニ勝チ易シ。)何の故にか、吉ならざらん。且つ、楚の(六七)故は、司馬、龜に令せり。我請ふ改め卜せん』と。(龜ニ)令して曰く、『魴や其屬を以て之に死し、楚の師之に繼がば、尙はくは大に之に克たん』と。吉なり。長岸に戰ふ。子魚先づ死す。楚の師之に繼ぎ、大に吳の師を敗り、其乘舟(六八)餘皇を獲たり。隨

【五七】數は歷數。
【五八】大辰は即ち大火、宋の分野。
【五九】虛は舊墟。
【六〇】房は房舍。
【六一】水の兆瑞。
【六二】牡は雄。
【六三】火星の見ゆる月即ち周の五月。
【六四】珪玉にて作りたる盃と、玉を以て飾りたる酒つぎ、之を以て火災を禳はんとする也。
【六五】楚の穆王の曾孫令尹子瑕。
【六六】楚の公子魴。
【六七】故は先例。
【六八】餘皇は舟名。

ひて曰く、『客の容猛し。祭には非ざるなり。其れ戎を伐たんか。陸渾氏、甚だ楚に睦まじ。必ず是故ならん。君其れ之に備へよ』と。乃ち戎の備を警む。九月丁卯、晉の荀呉、師を帥ゐて（四五）棘津より渉り、祭史をして先づ牲を雒に用ゐしむ。陸渾の人知らず。師之に從ひ、庚午、遂に陸渾を滅し、之を數むるに其の楚に貳あるを以てす。陸渾子、楚に奔る。其衆、（四六）甘鹿に奔る。（四七）周大に獲たり。宣子、夢に、文公が荀呉を攜へて之に陸渾を授くとみる。故に穆子をして師を帥ゐて俘を（四八）文宮に獻せしむ。

冬、星あり（四九）大辰の西に孛し、（光芒）（五〇）漢に及ぶ。（五一）申須曰く、『彗は舊を除ひ新を布く所以なり。（五二）天事は恒の象あり。今、（五三）火に除ふ。（五四）火出でば必ずこれを布かん。諸侯其れ火災あらんか。』梓愼曰く、『往年、吾之を見たり。是れ其徵なり。火出でゝ、見えたり。今茲、火出でゝ、章はる。必ず火入りて伏せん。（五五）其の火に居るや久し。（五六）其れ與に然らざらんや。火の出づるは、夏に於ては三

【四五】河津の名。
【四六】周の地。
【四七】周、豫じめ戎備を警めたる故、大にえものありたりとなり。
【四八】文公の廟。
【四九】大辰は火星。
【五〇】漢は天漢。
【五一】魯の大夫。
【五二】天道には一定の象ありて違はざる也。
【五三】彗星　火星を除ふなり。
【五四】明年、火星見はるゝときは、必ず新火を布かん、舊火を除ひて新火を布くときは、諸侯の國に火災あるべきなり。
【五五】前年火出でたる時に見え、今年も之に隨つて出没すれば、此彗星の心星に居ること二年を歴たり。故に久しと曰ふ。
【五六】必ず火災あるべきをいふ。

鳥氏は歴正なり。(二七)玄鳥氏は分を司る者なり。(二八)伯趙氏は至を司る者なり。(二九)青鳥氏は啓を司る者なり。(三〇)丹鳥氏は閉を司る者なり。(三一)祝鳩氏は司徒なり。(三二)鴡鳩は司馬なり。(三三)鳲鳩氏は司空なり。(三四)爽鳩氏は司寇なり。(三五)鶻鳩氏は司事なり。五鳩は民を鳩むる者なり。(三六)五雉を五工正と爲す。器用を利し度量を正して民を夷にする者なり。(三七)九扈を九農正と爲す。民を(三八)扈めて淫すること無からしむる者なり。(三九)顓頊氏より以來、遠きを紀すること能はず、乃ち近きに紀して、民の師と爲して命ずるに民事を以てするは、則ち能はざる故なり」と。仲尼之を聞きて郯子に見えて之を學ぶ。既にして人に告げて曰く、「吾之を聞く、「天子、(四〇)官を失へば、學、四夷に在り」とは、猶ほ信なり」と。

晉侯、(四一)屠蒯をして周に如きて、(四二)雒と(四三)三塗とに(四四)事あらんことを請はしむ。萇弘、劉子に謂

【二七】玄鳥は燕なり、春分を以て來り秋分を以て去る。
【二八】伯趙は伯勞(もず)なり、夏至に鳴き冬至に止む。
【二九】青鳥は鶬鴳、立春を以て鳴き立夏に止む。
【三〇】丹鳥は鷩雉、立秋を以て來りて立冬に去る、以上四鳥は皆歴正の屬官。
【三一】祝鳩は鷦鳩、孝鳥なり。
【三二】鴡鳩は王鴡、鷙にして別あり。
【三三】鳲鳩は鵠鵴。ふゝどり。
【三四】爽鳩は鷹。鷙なり。
【三五】鶻鳩は鶻鵰春來り冬去る
【三六】鷷雉、鶅雉、翟雉、鵗雉、翬雉。
【三七】春扈鳻鶞、夏扈竊玄、秋扈竊藍、冬扈竊黃、棘扈竊丹、行扈唶々、宵扈嘖々、桑扈竊脂、老扈鷃々。
【三八】扈は、止むる也。
【三九】顓頊より以來、德、遠きを致すこと能はずして、民事を以て官に命じたり。
【四〇】官、其職を修めざる也。
【四一】晉の頃公の膳宰。
【四二】水の名。
【四三】山の名。
【四四】事は祭なり。

あり。是に於てか、百官、(一二)物を降し、君擧はず、(一三)辟けて時を移し、(一四)樂、鼓を奏し、祝、幣を(社二)用ゐ、史、(一五)辭を用ゐる。故に(一六)夏書に曰く、『(一七)辰、房に集らがず、(一八)瞽、鼓を奏し、(一九)嗇夫馳せ、庶人走る』と。此月朔を謂ふなり。夏の四月に當れり。之を孟夏と謂ふ』と。平子從はず。昭子退きて曰く、『夫子、將に(二〇)異志あらんとす。君を君とせず』と。

秋、郯子、來朝す。公、之と宴す。昭子問うて曰く、『(二一)少皞氏、鳥もて官に名づくるは、何の故ぞ。』郯子曰く、『吾が祖なり。我、之を知れり。昔、(二二)黄帝氏は雲を以て紀す。故に雲師と爲りて、雲もて名づけぬ。(二三)炎帝氏は火を以て紀す。故に火師と爲りて火もて名づけぬ。(二四)共工氏は水を以て紀す。故に水師と爲りて水もて名づけぬ。(二五)大皞氏は龍を以て紀す。故に龍師と爲りて龍もて名づけぬ。我高祖少皞摯の立つや、鳳鳥適〻至れり。故に鳥に紀し、鳥師と爲りて鳥もて名づけぬ。(二六)鳳

【一二】素服す。
【一三】正寢を避けて日食の時を過ごすなり。
【一四】鼓を伐つ也。
【一五】辭を用て自ら責むる也。
【一六】夏書は逸書。
【一七】房は日月の會する所なり、集は輯と同じ、睦まじき也。睦まじからざれば、則ち相傷ふ。日食は、月、日を掩ふ也。
【一八】瞽は樂師。
【一九】嗇夫は幣を主る官なり。庶人は其下位。
【二〇】君の災に安んず、故に異志ありと曰ふ。
【二一】金天氏、黄帝の子。
【二二】軒轅氏。百官師長皆雲を以て名號と爲したり。
【二三】神農氏。
【二四】共工は諸侯にて、覇となり九州を有ちし者、神農の前に在りきといふ。
【二五】伏犧氏。
【二六】鳳鳥は天時を知る、故に歷正の官に名づく。

る哉』と。

【經】十有七年春、小邾子・來朝す。夏六月甲戌朔、日之を食するあり。秋、郯子・來朝す。八月、晉の荀吳、師を帥ゐて陸渾の戎を滅ぼす。冬、星あり、大辰に孛す。楚人、吳と長岸に戰ふ。

【傳】十七年（周ノ景王二十年）春、小邾の穆公、來朝す。公、之と燕す。季平子、（一）采叔を賦す。穆公、（二）菁菁者莪を賦す。昭子曰く、『（三）有りて以て國せずんば、其れ能く久しからんや』と。

夏六月甲戌朔、日、之を食するあり。祝史、用ふる所の幣を請ふ。昭子曰く、『日、之を食するあれば、天子は（四）擧はず、鼓を社に伐ち、諸侯は幣を（五）社に用ゐ、（六）鼓を朝に伐つは、禮なり』と。平子之を禦めて曰く、『止めよ。唯だ（七）正月朔にのみ、（八）慝未だ作らず。日、之を食するあれば、是に於てか鼓を伐ち幣を用ゐることあるは、禮なり。其餘は否らず』と。大史曰く、『（九）此月に在るなり。（一〇）日、分を過ぎて未だ至ならず。（一一）三辰に災

【一】詩の小雅、君子來朝す、何をか之に錫與せんかと言へり。
【二】詩の小雅。既に君子を見れば、樂しくして儀あるをいへり。
【三】小邾子、禮義ありて、以て其國を治む、故に能く久しく存するを言ふ。
【四】盛饌を享せざるなり。
【五】社は上公に視らふ。上公に援を請ふ也。
【六】退きて自ら責むる也。
【七】正月は正陽の月、夏に在りては四月、周に在りては六月。
【八】慝は陰氣。
【九】正月は正陽の月にして、周の六月卽ち此月に在るなり。平子は誤りて、正月とは一月のことと思ひし也。
【一〇】春分を過ぎたれど未だ夏至ならず。
【一一】三辰は日月星。

（六八）我將を賦す。子產拜し、五卿をして皆拜せしめて曰く、『吾子、亂を靖んず。敢て德を拜せざらんや』と。宣子、私に子產を觀るに、玉と馬とを以てし、曰く、『子、起に命じて夫の玉を舍てしむ。是れ我に玉を賜うて吾を死に免れしむるなり。（六九）敢て手に藉きて以て拜せざらんや』と。

（七〇）公、晉より至る。（七一）子服昭伯、季平子に語りて曰く、『晉の公室、其れ將に遂に卑しからんとす。君幼弱に、六卿彊くして奢傲なり。將に是に因りて以て習はんとす。習は實に常と爲る。能く卑しきこと無からんや』と。平子曰く、『爾幼し、惡んぞ國（ノ事）を識らんや』と。

秋八月、晉の昭公卒す。

九月、大雩するは、旱りしなり。

鄭、大旱す。（七二）屠擊・祝款・豎柎をして桑山に（七三）事あらしむ、其木を斬れども雨ふらず。子產曰く、『山に事あるは、山林を（七四）蕘ゐんとなり。然るに其木を斬るは、罪大なり』と。之が官邑を奪ひぬ。

冬十月、季平子、晉に如きて昭公を葬る。平子曰く、『（七五）子服回の言猶ほ信なり。子服氏、（七六）子あ

【六八】我將は詩の頌、亂を靖んじて天威を畏るゝを言へり。
【六九】敢て玉と馬とを手に藉きて以て拜謝せざらんや。
【七〇】晉、公の歸るを聽したる也。
【七一】惠伯の子子服回。習は君を輕しむることに習ふなり。
【七二】屠擊等三人は鄭の大夫。
【七三】祭る也。
【七四】蕘は養護して繁殖せしむる也。
【七五】自ら往いて之を見て、乃ち回の言を信ぜし也。
【七六】賢子あるをいふ。

（五一）之を布く』と。韓子、玉を辭して曰く、『起、不敏、敢て玉を求めて以て二罪を徼めんや。敢て之を辭す』と。夏四月、鄭の六卿、宣子を郊に（五二）餞す。宣子曰く、『二三君子、請ふ皆賦せよ。起も亦以て鄭の志を知らん』と。（五三）子齹は、（五四）野有蔓草を賦す。宣子曰く、『孺子、善い哉。（五五）吾、望むことあり』と。子産は、鄭の（五六）羔裘を賦す。宣子曰く、『起、堪へざるなり』と。子大叔は、（五七）褰裳を賦す。宣子曰く、『起、此に在り。敢て子を（五八）勤めて他人に至らしめんや』と。子大叔、拜す。宣子曰く、『善い哉、子の是れを言へる。（五九）是事あらずば、其れ能く終へんや』と。（六〇）子游は、（六一）風雨を賦す。（六二）子旗は、（六三）有女同車を賦す。（六四）子柳は、（六五）蘀兮を賦す。宣子喜びて曰く、『鄭其れ（興盛ナルニ）庶からんか。二三君子、君命を以て起に貺ひて、賦すること鄭の志を出です。皆（六六）貺みて燕好するものなり。二三君子は數世の（六七）主なり。以て懼なかるべし』と。宣子、皆馬を獻じて、

【五一】之を陳ぶ。
【五二】餞は送別の宴。
【五三】子皮の子嬰齊なり。
【五四】皆鄭風なり、野有蔓草はたまさかに相遇うて我が願に適へるを言へり。
【五五】前途有望の人なり。
【五六】羔裘は、邦の彥なりとの言により、宣子を美むるなり。
【五七】褰裳は、人、我を思はずんば、我は他人に依らんとの意を言へり。
【五八】勤は勤勞する也。
【五九】此警告の事なくんば能く終まで相善からんや。
【六〇】駟帶の子駟偃。
【六一】風雨は君子を見て悅ぶことを言へり。
【六二】公孫段の子豐施。
【六三】有女同車は洵に美にして且つみやびやかなるを言へり。
【六四】子柳は印段の子印癸。
【六五】蘀兮は人いざなはゞ予も之に和せんことを言へり。
【六六】貺は親しむ也。
【六七】主は大夫を曰ふ。

韓子、諸を子産に請うて曰く、『日に、起、夫の環を請ひしに、執政、義とせざりければ、敢て（四一）復せざりき。今これを商人に買ふに、商人曰く、「必ず以て聞せよ」と。敢て以て（四二）請を爲す』と。子産對へて曰く、『昔、（四三）我が先君桓公と商人と、皆周より出でたり。（四四）庸次比耦して以て此地を艾殺し、之が（四五）蓬・蒿・藜・藋を斬りて共に之に處り、世〻盟誓ありて以て相信ぜり。曰く、「爾、我に叛くこと無かれ。我、强ひて（其物ヲ）買ふこと無く、匃ひ奪ふこと或ることなからん。爾に（四六）利市寶賄あらんも、我、與り知ることなからん」と。此質誓を恃みての故に、能く相保ちて以て今に至れり。今、吾子、好を以て來り辱うして、（四七）敝邑に「商人より强奪せよ」と謂はゞ、是れ敝邑に、盟誓に背くことを敎ふるなり。乃ち不可なることなからんや。吾子、玉を得て諸侯を失はんことは、必ず爲さじ。若し大國、令して（四八）共せしめ、求めて藝なくんば、鄭は鄙邑たらん。（四九）亦爲さゞるなり。僑、若し玉を獻ぜば、（五〇）成る所を知らず。敢て私に

【四一】復は重れて求むる也。
【四二】請は請ひ問ふ也。
【四三】鄭は本と周の畿内に在りしを、桓公東遷するとき、幷せて商人と倶にせり。
【四四】庸次は、かはるがはると訓す。互に耦耕して此土地を開拓せしをいふ。
【四五】四者は雜草。
【四六】利益を得て賣買する貨物。
【四七】これを商人より買ふときは則ち和買なり。而るに子産之を强奪と謂ふは、韓子、威を以て之に逼り、其價、必ず商人の意に滿たず。故に君大夫に告げんと欲す。子産は其の和買に非ざるを知りて、故に然云ふなり。
【四八】共は供給なり。
【四九】肯て鄙邑たることを欲せず。
【五〇】成る所は事の落著する所。

叔・子羽、子產に謂ひて曰く、『韓子は亦（三四）幾ばくの求にても無し。晉國には、亦未だ以て貳す可からず、晉國と韓子とは（三五）偸くすべからざるなり。若し屬ゝ讒人の其間を（三六）交鬪するありて、鬼神にして之を助けて、以て其凶怒を興さば、之を悔ゆとも何ぞ及ばん。吾子、何ぞ一環を愛める。其れ以て憎を大國に取らん。盍ぞ求めて之を與へざる。』子產曰く、『吾、晉を偸くして二心あるには非ず。將に終まで之に事へんとす。是を以て與へず。忠信の故なり。僑聞く、「君子は賄なきを難んずるには非ず。立ちて令名なきを患とす」と。僑聞く、「國を爲むるは大に事へ小を字むことを難んずるには非ず。禮の以て其位を定むることなきを患とす」と。夫れ大國の人、小國に令して皆其求を獲ば、將に何を以てか之に給せんとする。一たびは（三七）共し、一たびは否めば、罪たること滋ゝ大なり。大國の求は、禮の以て之を斥くるなくば、何の饜くことかこれ有らん。吾、且つ鄙邑と爲り、則ち位を失はんとせん。若し韓子、命を奉じて以て使して玉を求めば、貪淫甚だし、獨り罪に非ざらんや。一玉を出して以て二罪を起し、吾、又た位を失ひ、韓子、貪を成さんこと、將た焉んぞ之を用ゐん。且つ吾、玉を以て罪を買はんこと、亦（三八）銳ならずや』と。韓子これを賈人より買はんとして、既に（三九）賈を成せり。商人曰く、『必ず（四〇）君大夫に告げよ』と。

【三四】求むる所少きを言ふ。
【三五】偸は薄き也。粗略にする也。
【三六】交鬪は交構なり。
【三七】共は供する也。
【三八】細小なり、つまらぬこと。
【三九】賣買の約をなす也。
【四〇】君大夫は子產をさす。

なる、會朝の敬せざる、(一五)使命の聽かれざる、(一六)陵を大國に取り、民を罷らせて功なく、罪及びて知らざるは、僑の恥なり。孔張は君の(一七)昆孫、(一八)子孔の後なり。(一九)執政の嗣なり。嗣大夫と爲り、命を承けて以て使して諸侯に周し、國人の尊ぶ所、諸侯の知る所、(二〇)朝に立ちて(二一)家に祀り、國に(二二)祿あり、軍に(二三)賦あり、喪祭に(二四)職あり、(二五)脤を受け脤を歸り、(二六)其祭に廟に在るときは、己、著位あり、位に在ること數世、世ゝ其業を守りて、其所を忘る。(二七)僑、焉くんぞ之を恥づるを得ん。(二八)辟邪の人ありて、皆執政に及ばゝ、是れ先王、刑罰なきなり。(二九)子寧ろ他を以て我を規せ』と。

宣子、(三〇)環あり。(三一)其一は鄭の(三二)商に在り。宣子これを鄭伯に謁ふ。子產與へずして曰く、『官府の(三三)守器に非ざるなり。寡君知らず』と。子大

【一五】下、上の命に從はず。
【一六】陵は陵侮。
【一七】昆孫は子孫。
【一八】子孔は鄭の襄公の兄。
【一九】子孔、嘗て鄭國の政を執る。
【二〇】位ある也。
【二一】卿は自ら廟を家に立つるを得るなり。
【二二】祿邑を受く。
【二三】軍出づれば卿の賦は百乘なり。
【二四】主る所の職あり。
【二五】脤は君の祭りて大夫に賜ふ所の肉。君の祭祀には脤を賜はり、自分の祭祀には脤を君に獻ず。
【二六】君の祭の時に君を助けて廟に居るときは、定まりたる立場所あり。
【二七】僑の恥にあらず。
【二八】過謬を爲すものは自ら應に刑罰を用ゐらるべきを言ふなり。
【二九】子、我を規さんと欲せば、須く他事を以てすべし。孔張の心を失ふは、我を規す所以に非ざるなり。我豈に是を以て大國の陵侮を懼れんやとの意。
【三〇】環は玉環。
【三一】其一は一對の中の一箇。
【三二】商は商人。
【三三】所藏の品物。

ひ、賂ふに（四）甲父の鼎を以てす。叔孫昭子曰く、「諸侯の伯なきは、（小國の）害なる哉。齊君の無道なるや、師を興して遠方を伐ち、之を會して成ぐありて還れども、之を亢ぐものなきは、伯なければなるかな。（五）詩に曰く、「宗周既に滅び、止まり戾まる所なし。正大夫離居して、我が肄を知ることなし」とは、其れ是れを謂ふか」と。

三月、晉の韓起、鄭に聘す。鄭伯之を享す。子產戒めて曰く、「苟も朝に位あるものは（六）共恪せざるあること無かれ」と。（七）孔張後れて至り、客の間に立つ。（八）執政之を禦む。客の後に適く。又之を禦む。（九）縣の間に適く。客從つて之を笑ふ。事畢りて（一〇）富子諫めて曰く、「夫は大國の人なり。愼まざる可からざるなり。（一一）幾たびか之に笑はれて、我を陵がざらんや。我、皆、禮ありとも、夫猶ほ我を鄙しむ。國にして禮なくんば、何を以てか榮を求めん。孔張が位を失ふは吾子の恥なり」と。子產怒りて曰く、「命を發するの（一二）衷らざる、命を出すの信ならざる、刑の（一三）頗類なる、獄の（一四）放紛

【四】甲父は古の國名。徐人、甲父の鼎を得たりしを、今齊に賂ふなり。

【五】小雅雨無正の篇。周室既に衰滅し、天下の亂、息み定まるなし。執政の大夫、離居して心異なり、民の勞を念ふ者なし。宗周を晉室に比し、正大夫を晉の正卿に比し、晉の伯業の既に滅びたるを哀しみ、小國の困苦するを傷むなり。

【六】共恪は恭謹。

【七】子孔が孫。

【八】位列を掌る者。

【九】樂肆なり。樂器を懸けたる所。

【一〇】鄭の大夫。

【一一】數〻笑はるれば心我を陵侮するに至るを云ふ。

【一二】衷は當る也。

【一三】頗類は偏頗にして平かならざる也。

【一四】放は縱也、紛は亂也。

一歳にして三年の喪二つあり。是に於てか、喪賓と宴し、又、彝器を求む。憂を樂むこと甚だし。且つ禮に非ざるなり。彝器の來るは、嘉功に之れ由る。喪に由るに非ざるなり。三年の喪は、(五五)貴と雖も服を遂ぐるは、禮なり。王遂げずと雖も、宴樂すること以だ早し。亦、禮に非ざるなり。禮は王の大經なり。(今、王)一たび動きて(五六)二禮を失へり。大經なし。言以て典を考へ、典以て經を志す。經を忘れて多言す。典を擧ぐとも、將た焉くにか之を用ゐん』と。

[經] 十有六年春、齊侯、徐を伐つ。楚子、戎蠻子を誘きて之を殺す。夏、公、晉より至る。秋八月己亥、晉侯夷卒す。九月、大雩す。季孫意如、晉に如く。冬十月、晉の昭公を葬る。

[傳] 十六年(周ノ景王十九年)春王の正月、公、晉に在り、(一)晉人、公を止む。書せざるは之を諱みてなり。

齊侯、徐を伐つ。

楚子、蠻氏の亂と蠻子の(二)質なきとを聞くや、然丹をして戎蠻子嘉を誘きて之を殺さしめ、遂に蠻氏を取る。既にして復た其子を立つ。禮なり。

二月丙申、齊の師、(三)蒲隧に至る。徐人、成ぎを行ふ。徐子、郯人・莒人と、齊侯に會して、蒲隧に盟

【五五】貴は天子を云ふ。
【五六】服を遂げざると宴樂を設くると。
【一】魯君猶ほ鄫を取りしが故に晉人の爲に執へ止められしなり。
【二】質は信なり。
【三】徐の地。

鉞・(四〇)秬鬯・彤弓・(四一)虎賁をば、(晉ノ)(四二)文公之を受けて、以て南陽の田を有ちて、東夏を撫征せり。分に非ずして何ぞ。夫れ勳ありて(四三)廢せず、績ありて(策ニ)載せ、之を奉ずるに(四四)土田を以てし、之を撫するに(四五)彝器を以てし、之を旌はすに(四六)車服を以てし、之を明にするに(四七)文章を以てし、子孫忘れざるは、所謂福なり。(四八)福祚の登らざる、叔父焉くにか在らん。且つ昔、而の高祖(四九)孫伯黶、晉の典籍を司りて以て大政を爲せり。故に籍氏と曰ふ。(五〇)辛有の二子と、之を董すに及びて、晉、是に於てか董史あり。女は司典の後なり。何の故に之を忘れたる』と。籍談、對ふること能はざりき。賓出づ。王曰く、『籍父は其れ後なからんか。(五一)典を數へて(五二)其祖を忘れたり』と。籍談、歸りて以て叔向に告ぐ。叔向曰く、『王其れ終らざらんか。吾之を聞く、「(五三)樂む所は必ず卒る」と。今、(五四)王、憂を樂めり。若し卒ふるに憂を以てせば、終ると謂ふべからず。王、

【四〇】秬は黒黍、鬯は香酒。

【四一】虎賁は王の軍士。護衞の兵士をいふ。

【四二】文公の此事僖公二十八年に在り。

【四三】重賞を加ふる也。

【四四】南陽を有つを云ふ。

【四五】弓鉞の屬をいふ。

【四六】襄の二路をいふ。

【四七】文章は旌旗をいふ。

【四八】天子の賜ふ所の福祚を記載せずんば、叔父たること焉くにか在らん。

【四九】晉の正卿・籍談の九世の祖。

【五〇】辛有は周人。辛有の子二人、晉の大史となり、籍黶と與に晉典を董督せり、因つて董氏と爲る。董狐は其後なり。

【五一】典を數ふるは古典を擧ぐる也

【五二】其祖業。

【五三】凡そ人は其の樂む所に於て其身を終る。

【五四】王、憂の中卽ち喪中に樂しめり、必ず憂を以て死なん、憂を以て死なば、是れ其天年を終へざる也。

十二月、晉の荀躒、周に如きて穆后を葬る。籍談、介たり。既に葬りて喪を除き、(二二)文伯と宴し、樽に(二三)魯壺を以てす。王曰く、『(二四)伯氏よ。諸侯、皆、以て(二五)王室を鎭撫することあり。晉獨り(二六)有ることとなきは何ぞや』と。(二七)文伯、籍談を揖す。對へて曰く、『諸侯の封ぜらるゝや、皆、(二八)明器を王室に受け、以て其社稷を鎭撫す。故に能く(二九)彝器を王に薦めたり。晉は深山に居り戎狄と與に鄰して、王室に遠ざかり、王の(三〇)靈及ばず、(三一)戎を拜するだに暇あらず。其れ何を以て器を獻ぜん。』王曰く、『(三二)叔氏、而、諸を忘れたるか。叔父唐叔は成王の母弟なり。其れ反つて分なからんや。(三三)密須の鼓と其大路とは、(三四)文の大蒐せし所以なり。(三五)闕鞏の甲は(三六)武の商に克ちし所以なり。唐叔之を受けて、以て(三七)參・虚に處り、戎狄を匡有せり。其後、(三八)襄の二路・(三九)鏚

【二二】荀躒。
【二三】魯壺は魯の獻ずる所の壺樽。
【二四】同姓の諸侯の使者を伯氏といふ。
【二五】王室を鎭撫するは器物を獻ずるをいふ。
【二六】有ること無きは、貢獻の物無きをいふ。
【二七】文伯辭なくして籍談を揖して對へしむるなり。
【二八】明器は神明の器を云ふ。
【二九】彝は常なり。常に寶とすべき器。
【三〇】威靈。
【三一】戎の師を拜討するだに暇あらず。戎狄屢〻之を猾すをいふ。
【三二】晉は周と同姓にして、荀躒、卿たり、籍談副たり、則ち大夫なり、故に躒を稱して伯氏と爲し、談を叔氏と爲す。
【三三】密須は姞姓、文王之を伐ち、其鼓を得て以て蒐せり。大路は路車。
【三四】文は文王。
【三五】闕鞏國出だす所の鎧。
【三六】武は武王。
【三七】參虚は晉の分野。
【三八】周の襄王の、晉の文公に賜ひし大路戎路二車。
【三九】鏚は斧、鉞はまさかり。

となけん」と。吾が城を以て叛くものあるは、吾が甚だ惡む所なり。人、城を以て來るを、吾獨り何ぞこれを好せん。甚だ惡む所を賞せば、好する所を若何にせん。若し其れ賞せずんば、是れ信を失ふなり。何を以て民を庇はん。力能くすれば則ち進み、否ざれば則ち退き、力を量りて行はんのみ。吾、城を欲するを以てして姦に邇づくべからず。(姦ニ邇ヅカバ)喪ふ所滋ふ多からん」と。鼓人をして叛人を殺して守備を繕めしむ。鼓を圍むこと三月にして、鼓人、或は降らんと請ひ、其民をして見えしむ。曰く、『(一八)猶ほ食色あり。姑く而の城を脩めよ』と。軍吏曰く、『城を獲んとするに取らず、民を勤めしめて兵を頓らす。何を以て君に事へん』。穆子曰く、『吾は以て君に事へんとなり。一邑を獲て民に怠を敎へば、將た焉くんぞ邑を用ゐん。邑以て怠を賈ふは、(一九)舊を完くするに如かず。怠を賈ふは卒なく、舊を棄つるは不祥なり。鼓人、能く其君に事へよ。我も亦能く吾が君に事へん。義に率ひて爽はず。好惡愆らずんば、城、獲べくして、民、(二〇)義所を知らん。命に死することあれども二心なきは、亦可ならずや』と。鼓人、食竭き力盡くと告げて、而る後に之を取り、鼓に克ちて反る。一人を戮せず。(二一)鼓子鳶鞮を以て歸る。

冬、公、晉に如く。平丘の會の故なり。

【一八】未だ糧を絶たざるなり。
【一九】舊を完くするは舊邑を保守する也。
【二〇】義所は義の在る所なり。
【二一】鳶鞮は鼓君の名。

に謂ひて曰く、『王、唯だ子を信ぜり。故に子を蔡に處けり。子も亦長ぜり。而るに下位に在るは辱なり。(一〇)必ず之を求めよ。吾、子を助けて請はん』と。又、(一一)其上の人に謂ひて曰く、『王、唯だ呉を信ぜり。故にこれを蔡に處けり。二三子、之に如くものなし。而るに其上に在り。亦難からずや。圖らずんば必ず難に及ばん』と。夏、蔡人、朝呉を逐ふ。朝呉、出でゝ鄭に奔る。王、怒りて曰く、『余、唯だ呉を信ぜり。故にこれを蔡に寘けり。且つ呉微かりせば、吾、(一二)此に及ばざりしならん。女、何の故に之を去れる。』無極對へて曰く、『臣、豈に呉を（善クスルコトヲ）欲せざらんや。然れども前より其の人と爲りの（衆人ニ）異なるを知れり。呉、蔡に在らば、(一三)蔡必ず速に飛ばん。呉を去るは、其翼を翦る所以なり』と。

六月乙丑、(一四)王の大子壽、卒す。

秋八月戊寅、王の(一五)穆后、崩ず。

晉の荀呉、師を帥ゐて鮮虞を伐ちて、(一六)鼓を圍む。鼓人、城を以て叛かんと請ふものあり。穆子許さず。左右曰く、『師徒勤めずして、以て城を獲べし。何の故に爲さゞる。』穆子曰く、『吾、これを叔向に聞けり、曰く、『好惡愆らずんば、民(一七)適く所を知りて、事、濟らざるこ

(一〇) 必ず上位に在らんことを求めよ。
(一一) 其上の人とは蔡人にして上位に在る者をいふ。
(一二) 楚國に王たるを得るに至らじ。
(一三) 蔡を鳥に喩ふるなり、蔡遂に強くして楚に背くに至らんとなり。
(一四) 周景王の子。
(一五) 王大子壽の母。
(一六) 白狄の別種。
(一七) 適は歸する也。

し。平丘の會に、(二七七)其賄を斂めて、以て衛國を寛くし、晉、暴を爲さず。魯に季孫を歸すに、(二七八)其詐なるを稱して、以て魯國を寛くし、晉、虐を爲さず。邢侯の獄に、其貪を言ひて、以て刑書を正し、晉、(二七九)頗を爲さず。三言して三惡を除き、三利を加へ、親を殺して榮を益せり。猶ほ義なるかな』と。

[經] 十有五年春王の正月、吳子夷末卒す。二月癸酉、(一)武宮に事あり。籥入りて叔弓卒す。樂を去りて事を卒ふ。夏、蔡の朝吳、出でゝ鄭に奔る。六月丁巳朔、日、之を食するあり。秋、晉の荀吳、師を帥ゐて鮮虞を伐つ。冬、公、晉に如く。

[傳] 十五年(周ノ景王十八年)春、將に武公(ノ)廟に(二)禘せんとし、百官を(三)戒む。梓愼曰く、『禘の日に其れ咎あらんか。吾、赤黑の(四)祲を見る。(五)祭祥に非ざるなり。(六)喪氛なり。其れ事に涖むものに在らんか』と。二月癸酉、禘す。叔弓、事に涖む。(七)籥入りて卒しければ、(八)樂を去りて事を卒へぬ。禮なり。

楚の費無極、(九)朝吳の蔡に在るを害として、之を去らんと欲す。乃ち之

【二七七】叔魚の賄を受けたるを責むる也。
【二七八】叔魚を詐ありと言ひしを謂ふ。
【二七九】頗は偏頗なり。
【一】武宮は魯の武公の廟、成公六年復た之を立つ。
【二】禘は禘樂を用ゐて祭を爲す也。
【三】戒むは期に先だちて告ぐる也。
【四】祲は妖氣。
【五】祭祥は祭の祥兆。
【六】喪氛は死喪の惡氣。
【七】籥は笛に似たる樂器。
【八】大臣卒しける故、之が爲めに音樂を去りし也。
【九】朝吳は蔡の大夫なり。楚の平王に寵あり、故に無極之を疾むなり。

晉の(二六四)邢侯、(二六五)雍子と鄐の田を爭ひ、久しうして成ぐことなし。(二六六)士景伯、楚に如き、叔魚（景伯二代り）攝理す。韓宣子、命じて舊獄を斷せしむ。罪、雍子に在り。雍子、其女を叔魚に納る。叔魚、罪を邢侯に(二六七)蔽む。邢侯怒り、叔魚と雍子とを朝に殺す。宣子、其罪を叔向に問ふ。叔向曰く、『三人、罪を同じくす。生に(二六八)施ひ死を戮して可なり。雍子は自ら其罪を知りて、(二六九)賂ひて以て直を買ひ、鮒や獄を鬻ぎ、邢侯は殺を專らにせり。其罪一なり。己、惡にして美を掠むるを(二七〇)昏と爲し、貪りて以て官を敗るを(二七一)墨と爲し、人を殺して忌まざるを賊と爲す。(二七二)夏書に曰く、「昏・墨・賊は(二七三)殺す」とは、皐陶の刑なり。請ふ之に從はん』と。乃ち邢侯に施ひて、雍子と叔魚とを市に尸す。仲尼曰く、『(二七四)叔向は古の遺直なり。（叔向、）國を治め刑を制すること、(二七五)親に隱げず、三たび叔魚の惡を數へて、(二七六)末減を爲さず。曰く、義なるかな。直なりと謂ふ可

【二六四】邢侯は楚の申公巫臣の子。
【二六五】雍子も亦故と楚の人。
【二六六】士景伯は晉の理官卽ち今の裁判官なり。
【二六七】蔽は斷ずる也。
【二六八】其罪を明かにして刑殺を行ふを謂ひて施と爲す。生きたる者には刑罰を行ひ、死したる者は追うて其屍を辱めて可なり。
【二六九】不正なれども、賂を出して、正と判定せられたるを謂ふ。
【二七〇】昧くして義理を知らざるを昏といふ。
【二七一】昏暗の甚だしきを墨といふ。
【二七二】逸書。
【二七三】皆死刑に處す。
【二七四】叔向の直は古人の遺風あり。
【二七五】弟の爲めに法を曲げざる也。
【二七六】末は損する也。末減を爲さずとは、刑を減ぜざる也。

物にす。(二四九)屈罷をして(二五〇)東國の兵を(二五一)召陵に簡ばしめ、亦之の如くす。(二五二)邊疆に好くし、民を息むること五年にして、而る後に師を用ゐぬ。禮なり。

秋八月、莒の著丘公、卒す。(二五三)郊公感まざりければ、國人順はずして、著丘公の弟(二五四)庚輿を立てんと欲す。(二五五)蒲餘侯、(二五六)公子意恢を惡みて、庚輿に善し。郊公、(二五七)公子鐸を惡みて、意恢に善し。公子鐸、蒲餘侯に因つて之と與に謀りて曰く、『爾、意恢を殺せ。我、君を出して庚輿を納れん』と。之を許す。

楚の令尹子旗、(二五八)王に德ありて、度を知らず。(二五九)養氏と(二六〇)比して、求、厭くことなし。王之を患ふ。九月甲午、楚子、(二六一)鬬成然を殺して養氏の族を滅ぼし、(二六二)鬬辛をして鄖に居らしめ、以て舊勳を忘るゝことなからしむ。

冬十二月、蒲餘侯茲夫、莒の公子意恢を殺す。郊公、齊に奔る。公子鐸、庚輿を齊より逆ふ。齊の隰黨・公子鉏、之を送る。(二六三)賂田あり。

【二四九】楚の大夫。
【二五〇】東國の兵とは、國都の東に在る兵をいふ。
【二五一】楚の地。
【二五二】好を四鄰に結ぶ也。
【二五三】著丘公の子。
【二五四】莒の共公。
【二五五】莒の大夫茲夫。
【二五六】莒の群公子の一。
【二五七】羣公子の一。
【二五八】佐けて王を立てしを以て王に恩をきせて、種々の事を求めて、饜くことを知らざる也。
【二五九】養氏は養由基の後。
【二六〇】比は比親する也。
【二六一】子旗。
【二六二】成然の子郎公辛。
【二六三】莒人、齊に賂ふに田を以てするなり。

り。子若し圖らずんば、費人、其君に忍びず。將に子を畏るゝこと能はざらんとす。(二三四)子何れの所にか欲を逞しくせざらん。(二三五)請ふ子を送らん』と。(二三六)期を請ふこと五日、遂に齊に奔る。飲酒に(齊ノ)景公に侍す。公(南蒯ニ戯レテ)曰く、『叛夫。』對へて曰く、『臣は公室を(二三七)張らんと欲せしなり。』

(二三八)子韓晳曰く、『(二三九)家臣にして公室を張らんと欲するは、罪焉よりも大なるはなし』と。司徒老・祁慮癸、來りて費を(魯ニ)歸す。齊侯、(二四〇)鮑文子をして之を致さしむ。

夏、楚子、然丹をして(二四一)上國の兵を(二四二)宗丘に簡び、且つ其民を撫でしむ。貧に分ち(與へ)窮を振ひ、孤幼を長じ、老疾を養ひ、(二四三)介特を收め、災患を救ひ、孤寡を宥し、罪戾を赦し、姦慝を(二四四)詰り、(二四五)淹滯を擧げ、(二四六)新を禮し舊を敍で、(二四七)勳に祿し親を合はせ、良に任じ(二四八)官を

【二三四】吾子、欲する所を遂げんとならば、此處に限らざるなり。
【二三五】今や南蒯の命を奉ずること能はざれば、何處へなりとも出で行くこと然るべしと、おびやかすなり。
【二三六】南蒯猶ほ事變あらんことを冀ひ、五日の猶豫を請ふなり。
【二三七】張は強くする也。
【二三八】齊の大夫。
【二三九】陪臣にして公室を張らんとすれば、必ず其主に畔く。主に畔くは、大罪たり。
【二四〇】齊の大夫。齊よりも大夫をして費を返さしむるなり。
【二四一】楚の國都の西に在り、西方は上流に居る、故に上國と謂ふ。
【二四二】楚の地。
【二四三】孤獨の民を收めて流散せしめざるなり。
【二四四】詰は責問する也。
【二四五】淹滯は才德あれど未だ任用せられざるもの。
【二四六】新は新に仕ふる者。
【二四七】勳功ある者には祿を與へ、親族を糾合して、之を疎外せず。
【二四八】物、其用を呈するを物と曰ふ。官職は必ず才、其任に堪ふる者を選びて之を用ふるなり。

季孫を見て曰く、『昔、(二二六)鮒や罪を晉君に得て、自ら魯君に歸せしとき、(二二七)武子の賜微かりせば、今に至らざりしならん。骨を晉に歸することを獲と雖も、猶ほ子則ち之に肉つけたるがごとし。敢て情を盡さゞらんや。子を歸せども(子)歸らずとや。鮒やこれを吏に聞けり。(二二八)將に子の爲めに館を西河に除はんとす。其れ之を若何にせん』と。且つ泣く。平子懼れて先づ歸る。(二二九)惠伯、禮を待つ。

[經] 十有四年春、意如、晉より至る。三月、曹伯滕・卒す。夏四月。秋、曹の武公を葬る。八月、莒子去疾・卒す。冬、莒、其公子意恢を殺す。

[傳] 十四年(周ノ景王十七年)春、(二三〇)意如、晉より至るとは、晉を尊びて己を罪するなり。(二三一)晉を尊びて己を罪するは禮なり。

南蒯の將に叛かんとするや、費人に盟へり。(二三二)司徒老・祁慮癸、癈疾と僞り、南蒯に請はしめて曰く、『臣、盟を受けんことを願へども疾興れり。若し君の靈を以て、死なずんば、請ふ間ゆるを待ちて盟はん』と。之を許す。二子、民の叛かんと欲するに因りて、衆を朝せしめて盟はんと請ひ、遂に南蒯を劫かして曰く、『群臣、(二三三)其君を忘れざれども、子を畏れて以て今に及ぶまで、三年、命を聽け

【二二六】襄公二十一年叔虎が欒氏に黨せしとき、倂せて罪を得たるなるべし。

【二二七】武子は季孫平子の祖父。

【二二八】西河の地を除ひて館を築きて之に居らしめ、永く歸さゞらんとすと。之をおどすなり。

【二二九】惠伯猶ほ晉に殘りて、遣らるゝの禮を待つなり。

【二三〇】意如は季平子。意如と書して其族氏を記せざるを釋くなり。

【二三一】禮は己を咎めて、人を責めず。

【二三二】二人は季氏の臣。

【二三三】其君は季氏をさす。

晉に事ふること、何を以て（二四）夷の小國に如かざる。（二五）魯は兄弟なり。土地猶は大なり。命ずる所能く具はる。（二六）若し夷の爲めに之を棄てゝ、齊楚に事へしめば、其れ何ぞ晉に瘳らん。親を親み大に與し、（二七）共を賞して否を罰するは、盟主たる所以なり。子其れ之を圖れ。諺に曰く、「（二八）臣は一、主は二」と。（二九）吾、豈に大國なからんや』と。穆子、韓宣子に告げ、且つ曰く、『楚、陳・蔡（ノ二國）を滅しゝとき、（晉）救ふこと能はざりしに、（今）（三〇）夷の爲めに（三一）親を執ふること、將た焉くにか之を用ゐん』と。乃ち季孫を歸す。惠伯曰く、『寡君、未だ其罪を知らず。諸侯を合はせて（三二）其老を執へらる。若し猶ほ罪あらば、命に死して可なり。（三三）若し罪なしと曰はば、惠みて之を免さるとも、諸侯聞かずんば、是れ命を逃るるなり。何ぞ免さるとこれ爲ん。（三四）請ふ君の惠に會に從はん』と。宣子、之を患ふ。叔向に謂つて曰く、『子能く季孫を歸さんか』。對へて曰く、『能はず。（三五）鮒や能くせん』と。乃ち叔魚を使はす。叔魚、

【二四】夷の小國は邾莒を謂ふ。
【二五】晉魯は同姓にして兄弟の國なり。
【二六】魯を棄てゝ齊楚に事へしめば、晉の爲めに得策に非ざるなり。
【二七】共は恭なり。
【二八】臣は一人にて主をば二人も三人も易ふることを得べしとなり。
【二九】事ふべきは獨り晉のみに非ず。

【三〇】夷は邾莒をいふ。
【三一】親は魯をいふ。
【三二】卿と言はずして老と言ふは、謙なり。
【三三】罪無くば無罪なるを天下に示されずば、私に罪を逃れし如く、世人に思はれんとなり。
【三四】盟會を得て、遣られんと欲す、私に去るを欲せずとなり。
【三五】羊舌鮒即ち叔魚。

晉の荀吳、著雍より上軍を以て鮮虞を侵し、(二〇一)中人に及んで(二〇二)衝を驅りて競ひ、大に獲て歸る。

(二〇三)楚の蔡を滅ぼすや、靈王、許・胡・沈・道・房・申を荊に遷しき。平王、位に卽き、(二〇四)既に陳・蔡を封じ、而して皆之を復せり。禮なり。(二〇五)隱大子の子(二〇六)廬を蔡に歸す。禮なり。(二〇七)悼大子の子(二〇八)吳を陳に歸す。禮なり。冬十月、蔡の靈公を葬る。禮なり。

公、晉に如く。荀吳、韓宣子に謂つて曰く、『諸侯相朝するは、舊好を講ずるなり。其卿を執へて其君を朝せしむるは、好からざるあり。之を辭せんに如かず』と。乃ち(二〇九)士景伯をして公を河に辭せしむ。

吳、州來を滅ぼす。令尹子旗、吳を伐たんと請ふ。(二一〇)王許さずして曰く、『吾、未だ民人を撫でず、未だ鬼神に事へず、未だ守備を脩めず、未だ國家を定めず。而るに民力を用ゐば、敗らるとも悔ゆべからず。(二一一)州來の吳に在るは、猶ほ楚に在るがごとし。子姑く之を待て』と。

季孫、猶ほ晉に在り。子服惠伯、(二一二)中行穆子に(二一三)私して曰く、『魯の

【二〇一】中人は城名。
【二〇二】衝は衝車。敵軍を衝突する所の車。
【二〇三】公の十一年の事。
【二〇四】平王民を安んずる禮を得たるなり。陳蔡を封じたる外、許等遷されたる人々を舊地に復らしむ。
【二〇五】隱大子は蔡の大子有。
【二〇六】廬は蔡の平侯。
【二〇七】悼大子は陳の大子偃師。
【二〇八】吳は陳の惠公。
【二〇九】士景伯は士文伯の子彌牟。
【二一〇】王は楚王。
【二一一】州來吳の有と爲るとも、復すること難からず。故に猶は楚に在るが如し。
【二一二】中行穆子は荀吳。
【二一三】私は私語する也。

人、之を許す。既に盟ひて子大叔、之を咎めて曰く、『諸侯若し討せば、其れ瀆る可けんや。』子産曰く、『晉の政、(一八八)門多し。(一八九)貳偸するも暇あらず。何ぞ討ずるに暇あらんや。(一九〇)國競はずして亦陵がれば、何の國をかこれ爲さん』と。

公、盟に與らず。晉人、(一九一)季孫意如を執へ、(一九二)幕を以て之を蒙み、狄人をして之を守らしむ。(一九三)司鐸射、錦を懐にし、(一九四)壺飲と冰とを奉げて、以て(一九五)蒲伏す。守者、之を禦ぐ。乃ち之に錦を與へて入る。晉人、平子を以て歸る。(一九六)子服湫、從ふ。

子産歸る。未だ至らざるに、子皮卒すと聞きて哭す。且つ曰く、『吾已みなん。(一九七)爲めに善を爲すなし。唯だ(一九八)夫子のみ我を知れり』と。仲尼謂へらく、『子産の是行に於けるや、以て國の基を爲すに足れり。(一九九)詩に曰く、「樂しき君子は、邦家の基」と。子産は、君子の樂を求むる者なり』と。且た曰く、『諸侯を合はせて貢事を(二〇〇)藝するは、禮なり』と。

鮮虞の人、晉の師の悉く起るを聞くや、邊を警めず、且た備を脩めず。

【一八八】政、一家に出でざる也。
【一八九】貳は不一なり、偸は苟且なり。
【一九〇】國勢既に彊からず、而して亦人に陵がるゝときは、以て國と爲すに足らず。
【一九一】季平子。
【一九二】幕を以て之を圍み、其中に押し込むる也。
【一九三】魯の大夫。
【一九四】壺に盛りたる飲料。
【一九五】匍匐して竊に往いて季孫に飲ましむ。
【一九六】子服惠伯。
【一九七】誰が爲めに善を爲さん。己を知る者を失ひしを嘆ずる也。
【一九八】夫子は子皮。
【一九九】小雅南山有臺の篇。
【二〇〇】藝は制限を定むる也。

の罪を討じて、(二七六)其の二憂を間とせば、何を求めてか克たざらん』と。魯人、懼れて命を聽く。

甲戌、(二七七)平丘に同盟するは、齊、服したればなり。諸侯に命ずらく、『日中に(二七八)除に造れ』と。

(二七九)癸酉に、朝より退りて、子產、外僕に命ずらく、『速に除に(二八〇)張れ』と。子大叔、之を止めて、期日を待たしむ。夕に及びて、子產、其の未だ張らざるを聞き、速に往かしむれば、乃ち(二八一)張る所なし。盟に及びて子產、(二八二)承を爭ふ。曰く、『昔、天子の貢を班てるは、輕重、(二八三)列を以てせり。列尊ければ貢重きは、周の制なり。卑くして、貢重き者は(二八四)甸服なり。(二八五)鄭は伯・男なり。然るを公侯の貢に從はしむ。懼らくは給がざらんことを。敢て以て請を爲す。諸侯、兵を靖め、好を以て事を爲して、(二八六)行理の命、月として至らざることなし。貢の(二八七)藝なくして、小國闕くることあるは、罪を得る所以なり。諸侯、盟を治むるは、小國を存せんとなり。貢獻極りなくんば、亡びんこと待つべきなり。存亡の制、將に今に在らんとす』と。日中より以て爭ひ、昏に至る。晉

【二七六】南蒯、子仲の二憂に因りて間隙と爲すなり。
【二七七】晉侯、諸侯を平丘に會するなり。
【二七八】除は地を除ひて壇を爲り盟會の處となすなり。
【二七九】子產、期日に先ち、晉に朝せしなり。
【二八〇】張るは帷幕を張るなり。
【二八一】地已に滿ちし也。
【二八二】貢賦の次第。貢賦は其國の承けて守る所の職なり、故に承と曰ふ。
【二八三】列は位なり。
【二八四】甸服は天子畿內の職貢に供するもの。
【二八五】鄭は甸服の外、爵は伯子男に列る、應に公侯の貢を出す可からず。
【二八六】行理は使人の聘問を通ずる者。
【二八七】藝は準也。

國は之を言ひ、大國は之を制す。敢て聽從せざらんや。既に命を聞けり。敬共して以て往かん。遲速は唯だ君のまゝなり』と。叔向曰く、『諸侯、(一六八)間あり。以て衆を示さずんばあるべからず』と。八月辛未、治兵し、(一六九)建てゝ旆せず、壬申、(一七〇)復た之を旆す。諸侯、之を畏る。

邾人・莒人、晉に愬へて曰く、『魯、朝夕我を伐ち、幾ど亡びんとす。我が(一七一)共せざるは、魯の故を以てなり』と。晉侯、公を見ず。叔向をして來り辭せしめて曰く、『諸侯、將に甲戌を以て盟はんとす。寡君、君に事ふることを得ざるを知れり。(一七二)請ふ君勤むること無かれ』と。子服惠伯對へて曰く、『君、(一七三)蠻夷の訴を信じて、以て兄弟の國を絕ち、周公の後を棄つ。亦唯だ君のまゝなり。寡君、命を聞けり。』叔向曰く、『寡君、甲車四千乘の在るあり。無道を以て之を行ふと雖も、必ず畏るべきなり。況や其れ道に率ふをや。其れ何の敵かこれ有らん。牛は瘠せたりと雖も、豚の上に僨れば、其れ畏れて死せざらんや。南蒯・子仲の憂、其れ庸って(一七四)棄つ可けんや。若し晉の衆を奉じ、諸侯の師を用ゐ、(一七五)邾・莒・杞・鄫の怒に因りて、以て魯

【一六八】間は隙なり。
【一六九】旌旗を建てゝ其旆を曳かざるなり。旆は、はたあし。
【一七〇】旆を曳くときは軍將に戰はんとするなり。故に諸侯畏るるなり。
【一七一】晉に貢を供せざるは魯の故を以てなり。
【一七二】來り盟ふを勞すること無かれ。謙辭に託して以て魯を絕つなり。
【一七三】蠻夷は邾莒を謂ふ。
【一七四】棄は放下して顧みざるなり。
【一七五】邾等四國、魯に近く、しばしば小事を以て相忿る。鄫已に滅びたれども、其民猶ほ存せり。故に幷せて以て魯をおどすなり。

ることあり。若し皆命を用ゐば、何ぞ盟をこれ尋めん。』叔向曰く、『國家の敗るゝは、（一五五）事ありて業なければ、事則ち經ならず。業ありて禮なければ、經則ち（一五六）序あらず。禮ありて（一五七）威なければ、序則ち（一五八）共ならず。威ありて昭かならざれば、共則ち明かならず。明かならざれば、共を棄てゝ、百事終らず。由つて傾覆する所なり。是故に、明王の制は、諸侯をして（一五九）歳ごとに聘して以て業を志し、（一六〇）間に朝して以て禮を講ひ、（一六一）再朝にして會して以て威を示し、（一六二）再會して盟ひて以て昭明を顯かならしむ。業を（一六三）好に志し、禮を（一六四）等に講ひ、威を衆に示し、明を神に昭にするは、古より以來未だ之を失ふことあらざるなり。存亡の道は恒に是に由つて興れり。晉、禮もて盟を主り、治まらざるあらんことを懼る。（一六五）齊犧を奉承して、これを君に布きて、事を終へんことを求めたり。君は曰へり、「余必ず之を廢せん。何の（一六六）齊かこれあらん」と。唯君之を圖れ。寡君、命を聞けり』と。齊人懼る。對へて曰く、『（一六七）小

【一五五】聘好の事ありて、貢賦の業定まらざるときは、事、其常を得ざるなり。

【一五六】序は品秩順序。

【一五七】威は威嚴。

【一五八】共は恭なり。

【一五九】歳ごとに聘して以て其職たる業を修む。

【一六〇】三年に一たび朝して班爵の義を正し長幼の序に率ふ。

【一六一】六年に一たび會して以て王威を示す。

【一六二】十二年にして一たび盟ふ、信義を昭にする所以なり。凡そ八聘し四朝し再會し王一たび巡狩して方嶽の下に盟ふ。

【一六三】聘は是れ嘉好の事なり、故に好と曰ふ。

【一六四】等は朝なり。

【一六五】齊盟の犧。

【一六六】齊は肅敬なり。

【一六七】小國は之を言ひて、大國は其可否を制す。

つ。衛人、(二四三)屠伯をして叔向に羹と一篋の錦とを饋らしめて曰く、『諸侯の晉に事ふる、未だ敢て攜貳せず。況や衛は君の(二四四)宇下に在りて、敢て異志あらんや。芻蕘の者、他日に異なり。(二四五)敢て之を請ふ』と。叔向、羹を受け錦を反して曰く、『晉に羊舌鮒といふ者あり、貨に瀆れて厭くことなし。亦將に(禍ニ)及ばんとす。此役の爲めに、子、(二四六)若し君命を以て之に賜はゞ、其れ已まん』と。客、之に從ふ。(二四七)未だ退かざるに之を禁ぜり。晉人、將に盟を尋めんとす。齊人可かず。晉侯、叔向をして(二四八)劉獻公に告げしめて曰く、『抑〻齊人盟はずんば、之を若何にせん。』對へて曰く、『盟は以て信を(二四九)底すなり。君苟も信あらば、諸侯、貳あらじ。何ぞ患へん。之に告ぐるに文辭を以てし、之を(二五〇)董すに武師を以てせば、齊許さずと雖も、君の庸多からん。(二五一)天子の老、請ふ(二五二)王賦を帥ゐて、(二五三)元戎十乘、以て(二五四)先づ行を啓かん。遲速は唯だ君のまゝなり』と。叔向、齊に告げて曰く、『諸侯、盟を求めて、已に此に在り。今、君、利とせず。寡君以て請ふことを爲す』と。對へて曰く、『諸侯、貳を討するときは則ち盟を尋む

【二四三】衛の大夫。
【二四四】屋宇の下、近きに喩ふ。
【二四五】芻蕘を放つの事、敢て之を問ふ。
【二四六】衛君の命を以て錦を鮒に賜はゞ、其れ之を禁ずるを得べしとなり。
【二四七】鮒乃ち使者の退かざる中に芻蕘を禁ぜしなり。
【二四八】王の卿士。
【二四九】底は致す也。
【二五〇】董は督なり。
【二五一】三公の位に居る者、諸侯に對して、自ら天子の老といふ。
【二五二】王師。
【二五三】戎車。
【二五四】先導せん。

しかば、民從ひて之に與し、(二二八)獻に異親なく、民に異望なし。天、方に晉を相くるに、將た何を以てか(二二九)文に代へん。此二君は子干に異なり。(二三〇)共に寵子あり、國に(二三一)奥主あり、民に施なく、外に援なく、晉を去れども送られず、楚に歸れども逆へられず。何を以て國を冀はん』と。

(二三二)晉、厖祁(宮)を成す。諸侯朝して歸る者皆貳心あり。(註)(二三三)鄭を取りしが爲めの故に、晉、將に諸侯を以て來り討ぜんとす。叔向曰く、『諸侯には以て威を示さゞるべからず』と。乃ち並に會を徵して吳に告ぐ。秋、(二三四)晉侯、吳子に(二三五)良に會せんとす。水道、可ならず。吳子(二三六)辭す。乃ち還る。七月丙寅、兵を邾の南に治む。甲車四千乘。(二三七)羊舌鮒、(二三八)司馬を攝す。遂に諸侯を平丘に合す。子產・子大叔、鄭伯を相けて以て會す。(二三九)幄幕九帳を以て行く。子大叔は四十を以てす。既にして之を悔い、舍る每に損し、會に及びて、亦(二四〇)之の如くせり。衛の地に次る。叔鮒、(二四一)貨を衛に求めんとし、(二四二)芻蕘の者を淫

【二二八】獻公の子九人、唯文公のみ在りき。
【二二九】文公。
【二三〇】共王。
【二三一】靈王儼然として尙ほ奥に在るをいふ。
【二三二】公の八年の事。
【二三三】公の十年の事。
【二三四】晉侯は昭公。
【二三五】良は地名。
【二三六】辭して會せず。
【二三七】叔向の弟。
【二三八】假に人に代りて司馬となる也。
【二三九】上に張るを幕と曰ひ、四方に張るを幄と曰ふ。
【二四〇】子大叔も軍旅の帳を子產の數の如くにせるなり。
【二四一】衛をして之を患へて貨を致さしめんとするなり。
【二四二】芻は牛馬を飼ひ、蕘は燃火に供する草。淫は放つ也。草刈と薪取りとを勝手に行動せしめ衛人に迷惑さする也。

せん。子干の官は則ち右尹なり。其貴寵を數ふれば則ち庶子なり。神の命ずる所を以てすれば則ち又之に遠ざかる。(一二二)其貴亡く、其寵棄たれ、民懷くことなく、國與することなし。將た何を以てか立たん。』宣子曰く、『(一二三)齊桓・晉文も亦是れならずや。』對へて曰く、『齊桓は(一二四)衞姬の子なり。僖に寵あり。鮑叔牙・賓須無・隰朋ありて以て輔佐と爲り、(一二五)莒・衞ありて以て外主と爲り、(一二六)國・高ありて以て內主と爲る。善に從ふこと流るゝが如く、善に下りて(一二七)齊肅なり、賄を藏めず、欲に從はず、(一二八)施舍倦まず、善を求めて厭かず。是を以て國を有ちしこと、亦宜ならずや。我が先君文公は、狐季姬の子なり。(一二九)獻に寵あり。(一三〇)學を好みて貳あらず。生れて十七年にして、(一三一)士五人あり、先大夫(一三二)子餘・(一三三)子犯ありて以て腹心と爲り、(一三四)魏犨・賈佗ありて以て股肱と爲り、(一三五)齊・宋・晉・楚ありて以て外主と爲り。(一三六)欒・郤・狐・先ありて以て內主と爲る。亡ぐること十九年、志を守ること彌〻篤く、(一三七)惠・懷、民を棄て(テ恤マザリ)

【一二二】位、尊からず。
【一二三】齊の桓公、晉の文公も亦庶賤にして出亡し、亂に因りて入りたる者に非ずや。
【一二四】齊僖公の妾。
【一二五】齊の小白出でゝ莒に奔れり。衞は舅氏なり。
【一二六】國氏高氏は齊の上卿。
【一二七】齊は嚴正なり、肅は恭敬なり。
【一二八】恩德を布く。
【一二九】獻公。

【一三〇】篤志なり。
【一三一】狐偃、趙衰、顚頡、魏武子、司空季子。
【一三二】趙衰。
【一三三】狐偃。
【一三四】魏武子。
【一三五】齊は妻はすに女を以てし、宋は贈るに馬を以てし、楚王は之を享し、秦伯は之を納る。
【一三六】欒枝、郤縠、狐突、先軫。
【一三七】惠公、懷公。

寵あれども（九六）人なきは一なり。人あれども（九七）主なきは二なり。主あれども謀なきは三なり。謀あれども（九八）民なきは四なり。民あれども德なきは五なり。子干、晉に在ること十三年なり。晉・楚（ノ士）の（子干ニ）從へるもの、（九九）達者を聞かず、人なしと謂ふ可し。族盡き親叛く、主なしと謂ふ可し。釁なくして動く、謀なしと謂ふべし。（一〇〇）羇と爲りて世を終る、民なしと謂ふ可し。亡げて（一〇一）愛徵なし、德なしと謂ふ可し。（一〇二）王は虐にして忌まざれども、楚、子干を君とするは、五難を涉りて以て舊君を弑するなり。誰か能く之を濟さん。楚國を有たん者は其れ弃疾か。陳・蔡に君として、（一〇三）城の外までも屬し、（一〇四）苛慝作らず、盜賊伏し隱れ、（一〇五）私欲もて違はず、民、怨心なし。（一〇六）先神之に命じ、國民之を信ず。（一〇七）芈姓、亂あれば、必ず（一〇八）季、實に立つは、楚の常なり。（一〇九）神を獲たる、一なり。民を有する、二なり。令德ある、三なり。（一一〇）寵貴なる、四なり。（一一一）常に居る、五なり。五利ありて五難を去る、誰か能く之を害

【九六】人は賢人。
【九七】內主は內應をなす主人。
【九八】民は民衆。
【九九】聞達の人。
【一〇〇】久しく他國に客と爲るをいふ。
【一〇一】楚人之を愛念する者なき也。
【一〇二】靈王は暴虐にして畏忌する所なき也。
【一〇三】城は方城なり。
【一〇四】煩亂邪慝の事。
【一〇五】私欲を以て民事に違はざる也。
【一〇六】祖先の神。
【一〇七】楚の姓。
【一〇八】季子。
【一〇九】璧に當りて拜するをいふ。
【一一〇】五公子の中に於て最も寵せられ、且つ陳蔡に君たるをいふ。
【一一一】楚の嘉例たる季子の列に在るを曰ふ。

初め、共王、(八一)家適なし。寵子五人あり。適として立つるものなし。乃ち大に(八二)群望に事ありて、祈りて曰く、『請ふ、神、五人の者より擇びて、社稷を主らしめよ』と。乃ち(八三)徧く璧を以て群望に見えて曰く、『璧に當りて拜する者は神の立つる所なり。誰か敢て之に違はん』と。既にして、(八四)巴姫と與に密に璧を(八五)大室の庭に埋め、五人をして齋して(八六)長より入りて拜せしむ。(八七)康王は之に跨り、(八八)靈王は肘加はり、(八九)子干・(九〇)子晳は皆之に遠かり、(九一)平王は弱ければ抱かれて入り、(九二)再拜して皆紐を厭しぬ。(九三)鬬韋龜、成然を屬す。且つ曰く、『(九四)禮を棄て、命に違ふ。楚其れ危き哉』と。

子干歸るとき、韓宣子、叔向に問ひて曰く、『子干は其れ濟らんか。』對へて曰く、『難し。』宣子曰く、『(九五)惡を同じくして相求む、市賈の如し。何ぞ難からん』と。對へて曰く、『與に好を同じくするなし。誰か與に惡を同じくせん。國を取るに五難あり。

【八一】家適は、後を承くべき太子。
【八二】星辰山川を祭ること。
【八三】一璧を以て徧く諸神に見ゆる也。
【八四】共王の妾。
【八五】大室は祖廟。
【八六】長幼の序に從ひ次を以て拜せしむるなり。
【八七】郊敖。
【八八】圍。
【八九】訾敖。
【九〇】黑肱。
【九一】弃疾。
【九二】微しく璧の紐を見はし以て目じるしとせしに平王は再拜して二度共に紐をおしたるなり。
【九三】鬬韋龜、弃疾の王たるべきを知り、其子曼成然を之に仕へしめしなり、且つ直に之を立てざるを歎ぜしなり。
【九四】群望を祭れる禮を棄て、神の命に違ふ也。
【九五】弃疾と子干と、同じく靈王を惡みて、相求むること、商賈の、利を同じくするが如し。

(七一)遷邑を復し、(七二)群賂を致し、施舍して民を寬くし、罪を宥して(七三)職を擧ぐ。觀從を召す。王曰く、『唯だ爾の欲する所のまゝなり。』對へて曰く、『臣の先は(七四)開卜に佐たり』と。乃ち卜尹たらしむ。(七五)枝如子躬をして鄭に聘し、且つ(七六)犨・櫟の田を致さしむ。(七七)事畢りて、致さず。鄭人之を請うて曰く、『これを道路に聞く、將に寡君に命ずるに犨・櫟を（遺スヲ）以てせんとすと。敢て命を請ふ。』對へて曰く、『臣未だ命を聞かず』と。既に復れば王、犨・櫟を問ふ。(七八)降服して對へて曰く、『臣、過ちて命を失ひ、未だ之を致さざるなり』と。王、其手を執りて曰く、『子、勤とすること毋かれ。姑く歸れ。(七九)不穀、事あらば、其れ子に告げん』と。他年、芋尹申亥、王の柩を以て告ぐ。乃ち之を改め葬る。

初め、靈王、卜して曰く、『余尚くは天下を得ん』と。吉ならず。龜を投ち天を詬りて呼んで曰く、『是の(八〇)區區たる者にして、余に畀へずんば、余必ず自ら之を取らん』と。民、王の厭くことなきを患ふ。故に亂に從ふこと、歸るが如くなりき。

【七一】九年、遷せる所の邑。
【七二】始め事を擧ぐるときの貨賂。
【七三】廢官を修む。
【七四】卜人の佐。
【七五】枝如は複姓。
【七六】犨櫟は本と鄭の邑なりしを楚中ごろより之を取れり。
【七七】聘の事畢りて、鄭の自ら悅服して、復た賂を要せざるを知り、地を致さず、空惚けて、知らずと言ひて歸りしなり。
【七八】降服は上服を去る也。命に違ひしことを謝する也。
【七九】枝如子躬の權道あるを善しとし、事あらば將に復た之を使はんとする也。
【八〇】區區は、小なる貌。天下を小とする也。

て曰く、『(五九)弃疾を殺さずんば、國を得と雖も猶ほ禍を受けん。』子干曰く、『余は忍びざるなり。』(六〇)子玉曰く、『(六一)人將に子に忍びんとす。吾、俟つに忍びざるなり』と。乃ち行る。國、毎夜駭きて曰く、『王入れり』と。乙卯夜、弃疾、周く走りて呼ばしめて曰く、『王至れり』と。國人大に驚き、曼成然をして走りて子干・子晳に告げしめて曰く、『(六二)王至れり。(六三)國人、君司馬を殺せり。將に來らんとせり。君若し早く自ら圖らば、以て辱なかる可し。衆の怒は水火の如し。謀を爲すべからず』と。又、呼びて走り至る者あり。曰く、『(六四)衆至れり』と。(六五)二子皆自殺す。丙辰、弃疾、位に卽く。名を(六六)熊居と曰ふ。子干を訾に葬る。實に訾敖なり。(六七)囚を殺し、之に王服を衣せてこれを漢に流し、乃ち取りて之を葬り、以て國人を靖んず。(六八)子旗をして令尹たらしむ。(六九)楚の師、徐より還る。吳人、これを豫章に敗り、其(七〇)五帥を獲たり。平王、陳・蔡を封じ、

【五九】觀從はもと弃疾の用を爲す。故に此言を以て子干を試み、因つて以て身を脫する也。

【六〇】子玉は觀從。

【六一】弃疾は子を敢て殺すべきをいふ。

【六二】靈王來ると曰ひて、おどすなり。時に未だ靈王の存亡を知らず。故に相恐すに此を以てする也。

【六三】君司馬は弃疾をさす。司馬殺さると言ひて子干を恐すなり。

【六四】衆は靈王の軍。

【六五】二子は子干・子晳。子干、王となりしかど位未だ定まらざりしなり。

【六六】熊居、諡は平王。

【六七】靈王の生死明かならざれば、王の屍なりとて、囚を殺し漢水に流し、之を收めて王の禮を以て葬り、以て國人を安心せしむるなり。

【六八】子旗は曼成然。

【六九】前年の徐を圍みし軍。

【七〇】五帥は、蕩侯、潘子、司馬督、囂尹午、陵尹喜の五大夫。

曰く、『先づ歸らば所を復せん。後るゝ者は劓らん』と。(四九)師、訾梁に及びて潰ゆ。王、羣公子の死せしを聞き、(五〇)自ら車下に投じて曰く、『人の其子を愛するや、亦余が如くならんか。』侍者曰く、『これよりも甚だし、(五一)小人は老いて子なくんば、溝壑に擠ちんことを知るのみ。』王曰く、『余、人の子を殺せること多し。能く此に及ぶことなからんや。』右尹子革曰く、『(五二)請ふ郊に待て。以て國人に聽かん。』王曰く、『衆怒は犯すべからざるなり。』(子革)曰く、『若しくは(五三)大都に入りて師を諸侯に乞はん。』王曰く、『皆叛けり。』曰く、『若しくは諸侯に亡げて、以て大國の君を圖るを聽かん。』王曰く、『大福は再びせず。祇に辱を取らんのみ』と。(五四)然丹、乃ち(王ヲ棄テ、)楚に歸る。王、(五五)夏に沿うて、將に鄢に入らんと欲す。芋尹無宇の子申亥曰く、『吾が父(五六)再び王命を奸しゝに、王誅せざりき。惠孰か焉よりも大ならん。(五七)君は忍ぶべからず。惠は棄つべからず。吾、其れ王に從はん』と。乃ち王を求めて、これに(五八)棘闈に遇ひ、以て歸る。夏五月癸亥、王、芋尹申亥氏に縊る。申亥、其二女を以て殉せしめて之を葬れり。觀從、子干に謂ひ

【四九】靈王還りて訾梁に及びしに王師皆退散して從ふ者無きに至れり。

【五〇】車下に顚墜して自ら知らざる也。

【五一】小人は下民。

【五二】楚の郊に待ちて、國人の叛人に歸するか、又は靈王に與するかを試みんと欲するなり。

【五三】大都は陳蔡不羮許葉の屬の如きをいふ。

【五四】然丹は子革。

【五五】夏は漢水の別名。

【五六】無宇曾て王の旌を斷ちたると人を章華宮に執へんとしたるとの二事あり。

【五七】君の困苦せるを見るに忍びずとの意。

【五八】棘は里名、闈は門なり。

に如かんや。』若し安定を求めんとならば、則ち之に與して以て欲する所を濟すに如かんや。且つ上に違はゞ何くに適きてか可ならん。』衆曰く、『之に與せん』と。〔三五〕乃ち蔡公を奉じ〔三六〕二公子を召して鄧に盟ひ、〔三七〕陳・蔡の人に依るに、國せんことを以てす。楚の〔三八〕公子比・〔三九〕公子黑肱・〔四〇〕公子弃疾・蔓成然・蔡の朝呉、陳・蔡・不羹・許・葉の師を帥ゐ、〔四一〕四族の徒に因りて、以て楚に入り、郊に及ぶ。

〔四二〕陳・蔡、名を爲さんと欲す。故に武軍を爲さんことを請ふ。蔡公、之を知りて曰く、『〔四三〕速ならんことを欲す。且つ〔四四〕役病めり。請ふ〔四五〕藩せんのみ』と。乃ち藩して軍を爲す。蔡公、〔四六〕須務牟と史猈とをして先づ入らしめ、〔四七〕正僕人に因りて、大子祿と公子罷敵とを殺さしむ。公子比、王と爲り、公子黑肱、令尹と爲り、魚陂に次り、公子弃疾、司馬と爲り、先づ王宮を除ふ。觀從をして師に乾谿に從ひて、遂に之に告げしめ、〔四八〕且つ

【三五】是に於て、情を蔡公に告げ、立てゝ以て謀主と爲す。

【三六】子干、子皙。

【三七】陳蔡二國に助力を乞ひ、事成らば二國をして獨立せしめんと約するなり。

【三八】公子比は子干。

【三九】公子黑肱は子皙。

【四〇】公子弃疾は蔡公。

【四一】四族は薳氏、許の圍、蔡の洧、蔓成然の一族なり。

【四二】陳蔡人、壘壁を築き以て後人に示し、自ら楚黨無道を誅するの名を揚げんと欲す。然れども此事は、楚の宗社に在りては則ち大恥たり。故に蔡公、他の辭に托して之を拒みし也。

【四三】速に楚に入らんことを欲す。

【四四】役は役夫。

【四五】藩は籬なり。

【四六】須務牟、史猈は楚の大夫にして蔡公の黨なり。

【四七】正僕人は侍御の長。

【四八】楚の靈王、時に乾谿に在り、弃疾、觀從をして王の軍に曰はしむるやう、早く楚に歸らば罪を問はずして本のまゝにせん、躊躇して靈王に從ひ居らば、鼻を截りて刑に處せんとなり。

曰く、『(二四)今、蔡を封せずんば、蔡は封せられざらん。我請ふ之を試みん』と。(二五)蔡公の命を以て、子干・子晳を召び、郊に及びて(二六)之に情を告げ、強ひて之と盟ひ、入りて(二七)蔡を襲ふ。蔡公、將に食せんとし、(二八)之を見て逃ぐ。觀從、(二九)子干をして食せしめ、坎して牲を用ゐ、書を加へて速に行らしめ、(三〇)己は蔡を徇へて曰く、『蔡公、二子を召して、將に之を(楚に)納れんとし、之と盟ひて、之を(楚に)遣れり。將に(三一)師して之に從はんとす』と。蔡人聚り、將に(三二)之を執へんとす。(觀從)辭して曰く、『(三三)賊を失ひ軍を成せり。而るを余を殺すとも何の益あらんや』と。乃ち之を釋す。朝吳曰く、『二三子若し能く死亡せば、則ち(三四)之に違うて以て濟る所を待つ

【二四】觀從、亂に乘じて、試に蔡を封するの謀を爲さんと欲する也。觀從の志は蔡を封ずるに在り、弃疾の志は楚を得るに在り、兩人相謀らずして、二謀適に合ふ。機會の來る、固に天意といふべし。

【二五】蔡公、公子弃疾の命を以て、靈王の弟子干を晉より、同子晳を鄭より召す。二子は昔公の元年出奔せしもの。

【二六】蔡公が謀を知らざるを告ぐ。

【二七】蔡公の宮を襲ふ也。師を以て襲ひ伐つに非ざる也。

【二八】其故を知らず、驚いて起つて之を避くる也。

【二九】弃疾の逃げたる後に、子干をして其席に在りて食せしめ、竝に蔡公と盟ひしやうにみせかけて衆に示し、子干をば直に出立せしめしなり。

【三〇】己は觀從をさす。

【三一】師しては、師を以て也。

【三二】之は觀從をさす。

【三三】賊は子干、子晳をさす。子干子晳は、既にいづれにか去り、且つ汝等の主人たる蔡公已に軍を成したるからは、我を殺すとも蔡人の責任は免るまじと言へば、乃ちゆるされしなり。

【三四】之は蔡公をさす。汝等、若し能く死亡を辭せずば、蔡公の命に違ひて成敗の在る所を待つべし。若し安定を求めば、蔡公に與して共に其の欲する所を成すべし。且つ上の命に違ふは不可なり。觀從の言に從はんとする也。

を以てし、之を懼すに怒を以てせば、民疾みて叛き、(五)之が爲めに聚らん。若し諸侯皆然らば、費人、歸するところなく、南氏に親まずして、將に焉くにか入らんとする』と。平子、之に從ふ。(明年)費人、南氏に叛く。

(六)楚子の令尹たりしとき、(七)大司馬薳掩を殺して其室を取り、位に卽くに及びて、(八)薳居の田を奪ひ、(九)許を遷して許の圍を質とせり。蔡の洧、(一〇)王に寵あり、(公ノ十一年ニ)王の蔡を滅ぼすや、其父死せり。(一一)王、守に與らしめて行く。(一二)申の會に、越の大夫戮せらる。王、(一三)鬪韋龜の(一四)中犨を奪ひ、又、(一五)成然の邑を奪ひて、(一六)郊尹たらしむ。蔓成然、故より(一七)蔡公に事ふ。故に薳氏の族と、薳居・許の圍・蔡の洧・蔓成然とは、皆王の禮せざりし所なり。(一八)羣喪職の族に因り、越の大夫(一九)常壽過を啓きて亂を作し、(二〇)固城を圍み(二一)息舟に克ち、城づきて之に居る。(二二)觀起が死せしや、其子從、蔡に在り、(二三)朝吳に事ふ。

【五】南氏の爲に聚りて力を盡さんとなり。
【六】楚子は靈王。
【七】襄公三十年。
【八】薳居は掩の族。
【九】圍は許の大夫。公の九年の事。
【一〇】洧は楚に仕へ、其父は國に在りて死せり。
【一一】王、洧をして國を守らしむ。
【一二】申の會は公の四年。
【一三】鬪韋龜は令尹子文の玄孫。
【一四】中犨は邑の名。
【一五】成然は鬪韋龜の子。
【一六】郊尹は郊境を守る大夫。
【一七】蔡公は公子棄疾。
【一八】もろ〳〵廢黜せられし人人の一族。
【一九】常壽過は申の會に戮せられし者。
【二〇】固城は地名。
【二一】息舟は楚の邑。
【二二】觀起死するは襄公二十二年に在り。
【二三】朝吳は故の蔡の大夫聲子の子。

卷の廿三

昭公 四

【經】十有三年春、叔弓、師を帥ゐて費を圍む。夏四月、楚の公子比、晉より楚に歸り、其君虔を乾谿に弑す。楚の公子弃疾、公子比を殺す。秋、公、劉子・晉侯・齊侯・宋公・衛侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に平丘に會す。八月甲戌、平丘に同盟す。公、盟に與らず。晉人、季孫意如を執へて以て歸る。公、會より至る。蔡侯盧、蔡に歸る。陳侯吳、陳に歸る。冬十月、蔡の靈公を葬る。公、晉に如き、河に至りて乃ち復る。吳、州來を滅す。

【傳】十三年(周ノ景王十六年)春、叔弓、費を圍みて、克たず。敗らる。平子怒りて『費人を見ば之を執へて以て囚俘と爲よ』と令す。(一)冶區夫曰く、『非なり。若し費人を見ば、寒えたる者には之に衣せ、饑ゑたる者には之に食はせ、之が(二)令主と爲りて其乏困に(三)共せば、(四)費の來ること歸るが如くにして、南氏亡びん。民將た之に叛かば、誰と與に邑に居らん。若し之を懼すに威

【一】冶區夫は魯の大夫。
【二】令主は善き主人。
【三】共は供なり。
【四】費人の季氏に來ること歸るが如くにして、南氏に叛き、南氏遂に亡ぶるに至らん。

に曰く、「(二二八)祈招の愔愔たる、式て德音を昭かにせよ。我が王の(二二九)度を思ひて、式て玉の如くにせよ、式て金の如くにせよ。(二三〇)民の力を形りてあれ。醉飽の心なかれ」と。』王、揖して入り、(二三一)饋れども食はず、寢ぬれども寐ねざること數日、自ら克つこと能はずして、以て難に及べり。仲尼曰く、『古に志あり、「己に克ちて禮に復るは仁なり」と。信に善い哉、楚の靈王若し能く是の如くなりせば、豈に其れ乾谿に辱められんや』と。

晉、鮮虞を伐つは、(二三二)肥の役に因りてなり。

【二二八】祈招は蓋し樂音の名なるべし。祈招の樂の音は靜深安和なり。之を聽きて、自ら德音を明かにすべし。
【二二九】度は法度。
【二三〇】形は型と通ず。民を用ふることは當に其力の任ふるところに隨ひ、型の外に出でざれよ、其醉飽過度の心を去れ。
【二三一】饋は食膳を供ふる也。王此詩を聽き瞿然として懼れ眠食に安んぜず、然する中に遂に乾谿にて弑に遇ひしなり。
【二三二】肥の役は此年六月の事。

専ら畏るゝに足りしなり。又、之に加ふるに楚を以てす。敢て君王を畏れざらんや』と。(二五)工尹路、請うて曰く、『君王命じて、(二六)圭を剥りて以て鍼柲を爲らしむ。敢て(二七)命を請ふ』と。王入りて(二八)之を視る。析父、子革に謂へらく、『吾子は楚國の望なり。今、(二九)王と言ふこと響くが如し。國、其れ之を若何する。』子革曰く、『(三〇)摩厲して以て王の出づるを須ち、吾が刃將に斬らんとするなり』と。(三一)王出でゝ復た語る。左史倚相、趨り過ぐ。王曰く、『(三二)是れ良史なり。(三三)子善く之を視よ。是れ能く(三四)三墳・五典・八索・九丘を讀めり。』對へて曰く、『臣、嘗てこれに問ひき。昔、(周ノ)穆王、其心を肆にせんと欲し、周く天下を行りて、將に皆必ず車轍・馬跡あらせんとせり。(三五)祭公謀父、(三六)祈招の詩を作りて、以て王の心を止め、王、是を以て、(三七)祗宮に沒するを獲たりき。臣、其詩を問ひしに、知らざりき。若し遠き(古昔)を問はゞ、其れ焉ぞ能く之を知らん。』王曰く、『子は能くするか。』對へて曰く、『能くす。其詩

【二五】工尹は官名、工事を掌る。
【二六】鍼柲は斧の柄なり、圭玉にて飾るなり。
【二七】制度の命を請ふなり。
【二八】之は鍼柲をさす。
【二九】王の心に順ふこと響の聲に應ずるが如し。
【三〇】子革、己を以て鋒刃に喩へ、自ら磨き礪ぎて王の出づるを須ち、其よこしまなる心を斬らんと言ふなり。
【三一】王鍼柲の制を命じ了り出でて復た語るなり。
【三二】王、倚相を譽む。
【三三】子は子革をさす。
【三四】三墳以下皆古書の名。三墳は三皇の書、五典は五帝の書、八索は八卦の書、九丘は洪範九疇の書。
【三五】蔡公謀父は周の卿士。
【三六】詩篇の名、此詩今逸せり。
【三七】祗宮は周の穆王の南鄭に築きし宮。其弑を免れしを言ふ。

伋・(一〇二)王孫牟・(一〇三)燮父・(一〇四)禽父と並に(周ノ)康王に事へしに、(一〇五)四國は皆(一〇六)分ありて、我獨り有ることなし。今、吾、人を周に使はし、鼎を求めて以て分と爲さんとす。王、其れ我に與へんか。』對へて曰く、『君王に與へん哉。昔我が先王熊繹、荊山に(一〇七)辟在して、(一〇八)篳路(一〇九)藍縷にて以て草莽に處り、山林を跋渉して、以て天子に事へ、唯だ是れ(一一〇)桃弧・棘矢以て王事に共禦せり。(一一一)齊は王の舅なり、晉と魯衞とは王の母弟なり。楚は是を以て分なくして、彼は皆有り。今、周と四國と、君王に服事して將に唯だ命に是れ從はんとせり。豈に其れ鼎を愛まんや。』王曰く、『昔、我が(一一二)皇祖伯父昆吾、舊許に是れ宅りしに、今、鄭人、其田を(一一三)貪賴して、我に與へず。我、若し之を求めば、其れ我に與へんか。』對へて曰く、『君王に與へん哉。周だに鼎を愛まず。鄭、敢て田を愛まんや。』王曰く、『昔、諸侯、我を遠けて晉を畏れたり。今我、大に陳蔡・不羹に城づきて、賦は皆千乘なり。子與りて勞あり。諸侯其れ我を畏れんか。』對へて曰く、『君王を畏れん哉。是の(一一四)四國の者だに

【一〇二】王孫牟は衞の康叔の子康伯。
【一〇三】燮父は晉の唐叔の子。
【一〇四】禽父は周公の子、魯の伯禽。
【一〇五】四國は齊衞晉魯。
【一〇六】分は珍寶の器をいふ。
【一〇七】辟在は僻在なり。
【一〇八】篳路は竹を編みて作りたる柴車。
【一〇九】藍縷は青色の絲にて織りたる衣。粗末なる服。
【一一〇】桃弧棘矢は不祥を禦ぐ弓矢。
【一一一】成王の母は齊の太公の女。
【一一二】陸終氏、六子を生み、長を昆吾と曰ひ、少を季連と曰ふ。季連は楚の祖なり、故に昆吾を伯父と曰ふ。
【一一三】貪賴は、むさぼる。
【一一四】四國は三國の誤なるべし。即ち陳、蔡及び不羹。

或ひと之を歌うて曰く、『(八二)我に圃あり、之に生ぜんは杞ならんか。(八三)我に從ふ者は子ならんか。我を去る者は(八四)鄙ならんか。(八五)其鄰に倍かん者は恥ならんか。已めよ已めよ。吾が黨の士に非ずや』と。平子、昭子をして叔仲小を逐はしめんと欲す。小、之を聞きて、敢て朝せず。昭子、吏に命じて、小に、『(八六)政を朝に待て』と謂はしめて曰く、『(八七)吾は怨府と爲らじ』と。

楚子、州來に(八八)狩し、(八九)潁尾に次り、(九〇)蕩侯・潘子・司馬督・囂尹午・陵尹喜をして師を帥ゐて(九一)徐を圍ましめ、以て吳を懼す。楚子、乾谿に次りて、以て之が援を爲す。雪ふる。王、(九二)皮冠し、(九三)秦の復陶をき、(九四)翠被し、(九五)豹舄し、鞭を執りて以て出づ。(九六)僕析父從ふ。(九七)右尹子革、(九八)夕す。王、之を見て、(九九)冠被を去り、鞭を舍て、之と語りて曰く、『昔、我が先君(一〇〇)熊繹、(一〇一)呂

【八二】杞は枸杞。南蒯が費に在りて亂をなさんとするは、杞の園圃に生ずるが如く、宜しきに非ざるを云ふ。
【八三】己に從はゞ今の尊を失はざるべきを云ふ。子とは好友を設けて親しみて之を呼ぶ也。
【八四】鄙は鄙賤の行。
【八五】鄰は猶ほ親のごとし。
【八六】朝に在りて處分を待て。
【八七】吾は、もと、中立して何れをも助けざりし故、今季氏の爲めに小を逐うて怨の聚まる所となること能はず。
【八八】狩は冬の獵。
【八九】潁尾は潁水の尾。
【九〇】五子は楚の大夫。
【九一】徐は吳の與國。
【九二】皮冠は皮弁冠。鹿の皮にて作りたる冠。
【九三】秦の贈りし羽衣を著る。
【九四】翡翠の羽毛を雜へて織りたる寢衣。
【九五】豹舄は豹の皮の履。
【九六】僕は大僕、析父は楚の大夫。
【九七】右尹子革は鄭丹。
【九八】夕は暮に見ゆるなり。
【九九】大臣を敬する也。
【一〇〇】熊繹は楚の始めて封ぜられし君。
【一〇一】呂伋は齊の大公の子丁公。

(六九)比䷇に之くに遇ふ。曰く、『(七〇)黄裳元吉』と。以爲へらく大吉なりと。子服惠伯に示して曰く、『即し事あらんと欲せば、何如ん。』惠伯曰く、『吾、嘗て之を學べり。忠信の事は則ち可なり。然らずんば必ず敗れん。(七一)外彊く內溫なるは忠なり。(七二)和以て貞に率ふは信なり。故に曰く、「黄裳元吉」と。黄は中の色なり。裳は下の飾なり。元は善の長なり。中、不忠なれば(七三)其色を得ず、下、不共なれば(七四)其飾を得ず、事不善なれば(七五)其極を得ず。(七六)外內倡和するを忠と爲し、事に率ふに信を以てするを(七七)共と爲し、(七八)三德を供養するを善と爲す。此三者に非ざれば(此卦に)當らず。且つ夫れ、易は以て(七九)險を占ふべからず。(八〇)將に何を事とせんとするか。且く飾るべけんか。中の美は能く黄、上の美は元たり、下の美は則ち裳、(八一)參ながら成りて筮す可し。猶ほ闕くることあらば、筮は吉なりとも未だしからん』と。(南蒯)將に費に適かんとし、鄉人に酒を飲ましむ。

【六九】坤下坎上は比なり。
【七〇】坤の卦の六五の辭。
【七一】坎は險なり、故に彊し。坤は順なり、故に溫なり。彊くして能く溫なり、忠たる所以なり。
【七二】水は地上に在るときは、必ず相比和す。物の正しくして變ぜざる者は土に若くは莫し。而して東西曲直、水、之に循つて行く。信は彼我相接する間に在り、故に此句、地と水と相接するを以ていふ。
【七三】黄に非ざるなり。
【七四】裳となさざる也。
【七五】中德を失ふ也。
【七六】外と內と相違はざるなり。
【七七】共は恭なり。
【七八】三德は二德の誤なるべし。忠と恭とをいふ。
【七九】險は險惡なる事。
【八〇】何事かは知られどしばらく飾る方に從つて解かんかとなり。
【八一】三美備はりて後占筮の吉に就いて當てゝ言ふことを得べし。

たり。叔仲子、(五四)二家を構へんと欲し、平子に謂ひて曰く、『三命、(五五)父兄に踰ゆるは、禮に非ざるなり』と。平子曰く、『然り』と。故に、(五六)昭子を使む。昭子曰く、『叔孫氏、(五七)家の禍ありて、適を殺し庶を立てたり。故に婼や此に及べり。(五八)若し禍に因りて以て之を斃さんとならば、則ち命を聞かん。(五九)若し君命を廢せざらんには、則ち固より著あり』と。昭子、朝して吏に命じて曰く、『婼、將に季氏と訟へんとす。書辭、(六〇)頗なることなかれ』と。季孫懼れて罪を叔仲子に歸す。故に叔仲小・南蒯・公子慭、季氏を謀る。慭、公に告げて、遂に公に從ひて晉に如く。南蒯、克たざらんことを懼れ、費を以て叛きて齊に如く。子仲、還りて衞に及び、亂を聞き、(六一)介を逃れて先だつ。郊に及び、費の叛くを聞き、遂に齊に奔る。南蒯の將に叛かんとするや、其鄕人或は之を知り、之を過りて歎じ、且つ言ひて曰く、『(六二)恤恤乎たり、(六三)湫乎たり、(六四)攸乎たり、深思にして淺謀、(六五)邇身にして遠志、家臣にして君を圖るは、(六六)人あるかな』と。南蒯、之を(六七)枚筮す。(六八)坤☷☷の

【五四】二家をして相爭はしめんと欲する也。
【五五】父兄は其先人。
【五六】昭子をして自ら貶黜せしめんとするなり。
【五七】四年の事。
【五八】亂に因つて己を討たんとならば敢て辭せず。
【五九】著は位次なり。苟も君命を廢せざる限は其の位を飽くまで守らんとなり。

【六〇】頗は偏頗。
【六一】其副を逃れて先づ歸る。
【六二】恤恤乎は憂患の貌。
【六三】湫乎は愁ふる貌。
【六四】攸乎は憂ふる貌。
【六五】身卑近にして志高遠なり。
【六六】今此人ありとの意。
【六七】枚筮は其事を指さずして吉凶を卜するなり。
【六八】坤下坤上は坤なり。

肥を滅ぼし、肥子緜皐を以て歸る。

周の(三七)原伯絞、虐なり。其(三八)輿臣、曹をして逃れしむ。冬十月壬申朔、原の輿人、絞を逐うて(三九)公子跪尋を立つ。絞、(四〇)郊に奔る。(四一)甘簡公、子なし。其弟過を立つ。過、將に(四二)成・景の族を去らんとす。成・景の族、(四三)劉獻公に賂ふ。丙申、(四四)甘悼公を殺して、成公の孫(四五)鰌を立つ。丁酉、(四六)獻大子の傅庾皮の子過を殺し、(四七)瑕辛を市に殺し、宮嬖綽・王孫沒・劉州鳩・陰忌・老陽子に及ぶ。

季平子、立ちて(四八)南蒯に禮あらず。南蒯、(四九)子仲に謂へらく、『吾、季子を出して(五〇)其室を公に歸さん。子、其位に(五一)更れ。我、費を以て公の臣と爲らん』と。子仲、之を許す。南蒯、(五二)叔仲穆子に語り、且つ之に故を告ぐ。(五三)季悼子の卒せしや、叔孫昭子、再命を以て卿と爲りき。平子が莒を伐ちて之に克つに及びて、更に三命を受け

(三七) 原伯絞は周の大夫。
(三八) 輿臣は、羣臣、輿は衆なり。曹はなかま。羣臣、相謀りて、其曹をして逃散せしめ、因つて以て絞の罪と爲して之を逐ふなり。
(三九) 公子跪尋は絞の弟。
(四〇) 郊は周の地。
(四一) 甘簡公は周の卿士。
(四二) 成公景公は皆過の先君。
(四三) 劉獻公は周の卿士。
(四四) 甘悼公は卽ち過。
(四五) 鰌は平公。
(四六) 獻大子は、劉獻公の大子。
(四七) 瑕辛等六人は皆周の大夫。
(四八) 南蒯は南遺の子、季氏の費邑の宰。
(四九) 子仲は公子慭。
(五〇) 其室は季氏の家財。
(五一) 更は代る也。
(五二) 叔仲穆子は叔仲帶の子叔仲小。
(五三) 季悼子は季武子の子、平子の父。

に、晉侯先だつ。穆子曰く、『酒あり(二三)淮の如く、肉あり(二四)坻の如し。寡君、此に中てば、諸侯の師たらん』と。之に中つ。齊侯、矢を擧げて曰く、『酒あり(二五)澠の如く、肉あり(二六)陵の如し。寡人此に中てば、君と代るゝ興らん』と。亦之に中つ。(二七)伯瑕、穆子に謂ひて曰く、『子、辭を失へり。吾、固より諸侯に師たり。壺、何をか爲ん。其れ中るを以て儁るとせんや。齊君、(二八)吾が君を弱しとせり。歸らば來らざらん』穆子曰く、『吾が軍帥、(二九)彊禦にして、卒乘、(三〇)競勸すること、今も猶ほ古のごとし。齊、將に何をか事とせんとする』と。(三一)公孫傁、趨り進みて曰く、『日旰れ、君勤れたり。以て出づべし』と。齊侯を以て出づ。

楚子、(三二)成虎を(三三)若敖の餘なりと謂ひて、遂に之を殺す。或ひと成虎を楚子に譖る。成虎、之を知れども、行ること能はざりしなり。書して、『楚、其大夫成熊を殺す』と曰ふは、(三四)寵を懷へばなり。

六月、鄭の簡公を葬る。

晉の荀吳、齊の師に會する者の僞して、道を(三五)鮮虞に假りて、遂に(三六)昔陽に入る。秋八月壬午、

【二三】淮は水の名。
【二四】坻は水中の高地。
【二五】澠は齊國より發する水の名。
【二六】陵は大阜。
【二七】伯瑕は士文伯。
【二八】晉君と代るゝ興らんと欲せしをいふ。
【二九】彊禦は、强き也。
【三〇】競勸は、きそひ、つとむ。
【三一】公孫傁は、齊の大夫。
【三二】成虎は令尹子玉の孫成熊
【三三】宣公四年鬪椒の亂あり、之を若敖氏の亂となす。
【三四】寵祿を懷ひて、去る能はざればなり。
【三五】鮮虞は白狄の別種。
【三六】昔陽は肥の國都。

産曰く、『諸侯の賓能く來りて吾が喪に會するは、豈に日中を憚らんや。賓に損なくして、民に害あらずば、何の故にか爲さゞらん』と。遂に毀たず。日中にして葬る。君子謂へらく、『子産、是に於てか禮を知れり。禮は人を毀ちて以て自ら成すこと無し』と。

夏、宋の(一二)華定、來聘するは、(一三)嗣君を通ずるなり。公、之を享す。爲めに(一四)蓼蕭を賦す。(華定)知らず。又答賦せず。昭子曰く、『必ず亡びん。(一五)宴語を懷はず、寵光を宣げず、令德を知らず、同福を受けずんば、(一六)將た何を以て在らんや』と。

齊侯・衞侯・鄭伯、晉に如くは、(一七)嗣君に朝するなり。

公、晉に如かんとし、河に至りて乃ち復る。(一八)郟を取るの役に、莒人、晉に愬へしに、晉は平公の喪ありて、未だ之を治めざりき。故に公を辭せしなり。(一九)公子憖、遂に晉に如く。

晉侯、諸侯を享す。子産、鄭伯を相けて、(二〇)享を辭し、喪を免じて後に命を聽かんと請ふ。晉人、之を許す。(皆)禮なり。晉侯、齊侯と宴す。(二一)中行穆子相く。(二二)壺に投ずる

【一二】華定は華椒の孫。
【一三】嗣君は宋の元公。
【一四】詩小雅、燕して笑語するを言へり。
【一五】四句の語は蓼蕭に本づく。
【一六】華定、後、公の二十年出奔せり。
【一七】嗣君は晉の昭公新に立てるを指す。
【一八】十年の事。
【一九】公子憖は魯の大夫。
【二〇】鄭の簡公未だ葬らざるが故に辭せしなり。
【二一】中行穆子は荀吳。
【二二】壺に矢を投げ入るゝ遊戲。

知る所なり』と。

[經] 十有二年春、齊の高偃、師を帥ゐて北燕伯を陽に納る。三月壬申、鄭伯嘉・卒す。夏、宋公、華定をして來聘せしむ。公、晉に如く。河に至りて乃ち復る。五月、鄭の簡公を葬る。楚、其大夫成熊を殺す。秋七月。冬十月、公子慭、出でゝ齊に奔る。楚子、徐を伐つ。晉、鮮虞を伐つ。

[傳] 十二年(周ノ景王十五年)春、齊の高偃、北燕伯款を(一)唐に納るゝは、(二)其衆に因れるなり。

三月、鄭の簡公・卒す。將に(三)葬の爲めに除せんとし、(四)游氏の廟に及び、將に毀たんとす。子大叔、其除徒をして(五)用を執りて以て立ちて、庸て毀つことなからしむ。曰く、『子產、女に過りて、「何の故に毀たざる」と問はゞ、乃ち「廟を毀つに忍びざるなり」と曰へ』と。(六)諾す。(七)將に毀たんとす。既にして是の如くす。子產乃ち之を辟けしむ。(八)司墓の室、道に當るあり。之を毀たば則ち朝にして(九)堋せん。(一〇)毀たずんば則ち日中にして堋せん。子大叔、之を毀たんことを請うて曰く、『諸侯の賓を若何ともすることなし』と。(一一)子

【一】經文の陽と傳の唐と同地なり。
【二】燕伯が罪を民に得ざるを見ればなり。
【三】葬禮の爲めに道をつけんとする也。
【四】游氏は子大叔の族。
【五】用は道具なり。
【六】徒人、子大叔の言を諾するなり。
【七】子產來りて毀たせんとせしなり。
【八】鄭の公墓を掌る大夫徒屬の家。
【九】堋は棺を下すなり。
【一〇】毀たずんば迂路を行くべき爲め時を多く費すなり。
【一一】子大叔、諸侯の賓を久しく留むることを憚りたる也。

十二月、單成公卒す。

楚子、陳・蔡・不羹に城づき、弃疾をして蔡公たらしむ。王、申無宇に問うて曰く、『弃疾、蔡に在り、何如ん。』對へて曰く、『子を擇ぶは父に如くはなく、臣を擇ぶは君に如くはなし。鄭の莊公、(四三)櫟に城づきて、(四四)子元を寘き、(四五)昭公をして立たざらしめき。齊の桓公、(四六)穀に城づきて、管仲を寘き、今に至るまで之に賴れり。臣聞く、「(四七)五大は邊に在かず、(四八)五細は庭に在かず、親は外に在かず、(四九)羇は内に在かざれ」と。今、弃疾、外に在り、(五〇)鄭丹、内に在り。君其れ少しく戒めよ。』王曰く、『國に大城あるは何如ん。』對へて曰く、『鄭の京・櫟、實に(五一)曼伯を殺し、宋の蕭・亳、實に(五二)子游を殺し、齊の渠丘、實に(五三)無知を殺し、衞の蒲・戚、實に(五四)獻公を出せり。若し是に由りて之を觀れば、則ち國に害あり。(五五)末大なれば必ず折れ、(五六)尾大なれば掉はざるは、君の

【四三】隱公五年に在り。

【四四】子元は鄭の厲公。

【四五】子元、櫟に據り、遂に昭公をして位に安んぜざらしめたり、事桓公十五年に在り、莊公十四年、厲公、鄭に入る。

【四六】莊公三十二年の事。

【四七】五大は大子、母弟、貴寵公子、公孫、累世の正卿。

【四八】五細は、賤にして貴を妨げ、少にして長を陵ぎ、遠にして親を間し、新にして舊を間し、小にして大に加ふる者を云ふ。

【四九】羇は他國より來れる者。

【五〇】鄭丹は鄭の穆公の孫襄公なり、九年、楚に奔りて右尹となる。

【五一】曼伯は隱公五年に詳なり。

【五二】莊公十二年。

【五三】莊公九年。

【五四】襄公十四年。

【五五】木の枝が大きくして木の本小なれば必ず折る。

【五六】畜獸の尾が餘りに大なれば、蠅虻など來りたる時、掉ひて之を追ふこと能はず。

に聞ゆ。事序を昭かにする所以なり。視ること結繪の中を過ぎざるは、容貌を道びく所以なり。言以て之を命じ、容貌以て之を明にす。失てば則ち闕くることあり。今、單子、王官の伯と爲りて、事を會に命じて、視ること帶より登らず、言ふこと歩を過ぎ(テ間)ざるは、貌、容を道びかずして、言、昭かならざるなり。道びかざれば〔三三〕共ならず、昭かならざれば〔三四〕從ならず、〔三五〕守氣なし』と。

九月、齊歸を葬る。公慼まず。晉の士の、葬を送る者、歸りて以て史趙に語る。史趙曰く、『〔三六〕必ず魯の郊と爲らん。』侍者曰く、『何の故ぞ。』曰く、『〔三七〕歸の姓なり。親を思はざれば〔三八〕祖、歸せざるなり』と。叔向曰く、『魯の公室、其れ卑しからんか。君、大喪あれども、國、〔三九〕蒐を廢てず。三年の喪あれども、一日の慼なし。國、喪を恤へざるは、君を〔四〇〕忌れざるなり。君、慼容なきは、親を顧みざるなり。國、君を忌れず、君、親を顧みずんば、能く卑しきことなからんや。殆ど其れ國を失はん』と。

冬十一月、楚子、蔡を滅し、〔四一〕隱大子を岡山に用ゐる。申無宇曰く、『不祥なり。〔四二〕五牲も相爲めに用ゐず。況や諸侯を用ゐるをや。王必ず之を悔いん』と。

【三三】貌の正しきを共と曰ふ。
【三四】言の順なるを從と曰ふ。
【三五】神氣、體を守らざる也。
【三六】昭公必ず出でゝ魯の郊野に在らん、國を有つこと能はざらん。
【三七】姓は生なり。昭公は歸氏の生む所なり。
【三八】祖考の歸佑する所とならずとなり。
【三九】比蒲に蒐せるを云ふ。
【四〇】忌は畏るゝ也。
【四一】隱大子は蔡の靈公の大子にして、後の蔡侯廬の父なり。岡山を祭るに隱大子を犧牲に供へしなり。
【四二】五牲は牛羊豕犬雞。

宿り、懿子と南宮敬叔とを泉丘の人に生ましむ。其僚、子なかりければ、敬叔を字はしむ。

楚の師、蔡に在り。晉の荀吳、韓宣子に謂ひて曰く、『陳を救ふこと能はず、又、蔡を救ふこと能はずんば、(二三)物以て親むことなけん。晉の不能なる、亦知るべきのみ。盟主と爲りて、亡國を恤へずんば、(二四)將た焉くにか之を用ゐん』と。秋、厥憖に會するは、蔡を救はんことを謀るなり。鄭の子皮、將に行かんとす。子產曰く、『(二五)行くこと遠からじ。蔡を救ふこと能はざらん。蔡は小にして不順なり。楚は大にして不德なり。天、將に蔡を棄てゝ以て楚を壅ぎ（惡ヲ）盈たして之を罰せんとす。蔡必ず亡びん。且つ君を喪ひて能く守る者は鮮し。三年にして、王其れ咎あらんか。(二六)美惡は周りて必ず復る。王の惡周らん』と。晉人、(二七)狐父をして、蔡を楚に請はしむ。許さず。

(二八)單子、韓宣子に戚に會す、視ること下く、言ふこと徐なり。叔向曰く、『單子、其れ將に死なんとするか。朝に(二九)著定あり、(三〇)會に表あり、衣に(三一)襘あり、帶に(三二)結あり。會朝の言は必ず表著の位

【二三】物は人と言ふが如し。
【二四】盟主たる用、何處にか在る。
【二五】是の行は當に遠からざるべし。子皮に告げて、多日の資を爲さゞらしむる也。遠しとは、蔡に至るを言ふ。
【二六】善事も惡事も必ず巡環するものなり。

【二七】狐父は晉の大夫。狐父、蔡を存せんことを楚に請ひしが楚人許さゞるなり。
【二八】單子は單成公。
【二九】著定は列位の常處。
【三〇】野會には表を設けて以て位となす。
【三一】襘は領會(エリアヒ)。
【三二】結は帶の結び。

今、又、蔡を誘ひて其君を殺して、以て其國を圍む。幸にして克つと雖も、必ず其咎を受けん。久しきこと能はざらん。桀は有緡に克ちて以て其國を喪ぼし、紂は東夷に克ちて其身を隕せり。楚は小に、位下れども、亟〻（二二）二王よりも暴なり。能く咎なからんや。天の不善を假し助くるは、之を祚するに非ざるなり。其凶惡を厚くして、之に罰を降さんとなり。且つ之を譬へば、（二三）天の五材ありて、之を將ひ用ゐ、其力盡きて之を敝るが如し。是を以て拯はるゝことなく、沒して（復）振ふべからざるなり』と。

五月、（二四）齊歸薨ず。比蒲に大蒐するは（二五）禮に非ざるなり。

孟僖子、邾の莊公に會して、祲祥に盟ひ好を脩む。（二六）禮なり。（二七）泉丘の人、女あり。（二八）其帷を以て孟氏の廟に幕すと夢みる。遂に僖子に奔る。（二九）其僚、之に從ひ、淸丘の社に（三〇）盟うて曰く、『子あらば相弃つることなけん』と。僖子、（泉丘ノ人ヲシテ）（三一）薳氏の（三二）簉を助けしむ。祲祥より反り、薳氏に

【二二】殷紂、夏桀。

【二三】五材は金木水火土。金木水火土の五者、物の用たること久しきときは、必ず敝盡し、敝盡すれば之を棄捐して顧みざるが如しとの意。

【二四】齊歸は昭公の母、胡の女、歸姓。

【二五】喪に臨みて蒐せし故に禮に非ずといふ。

【二六】盟會は社稷を安んずるなり、故に喪に盟するは禮なり。

【二七】泉丘は魯の邑。

【二八】帷幕は、とばり。傍に在るを帷と曰ふ、妾と爲るの意なり。上に在るを幕と曰ふ、冢子を生むの象あり。

【二九】其僚は其女の僚友たる女子。

【三〇】二女相盟ふなり。

【三一】僖子、薳氏の女を副妾と爲す。

【三二】簉は助手なり、手傳人をいふ。

景王、(三)萇弘に問うて曰く、『今茲、諸侯何れか實に吉にして何れか實に凶なる。』對へて曰く、『蔡、凶ならん。此れ蔡侯般が其君を弒せしの歳なり。(四)歳、豕韋に在り。此を過ぎじ。楚、將に之を有たんとす。(五)然れども壅ぐなり。(六)歳、大梁に及ばゞ、蔡復し楚凶ならん。天の道なり』と。

楚子、申に在り。(七)蔡の靈侯を召す。靈侯將に往かんとす。蔡の大夫曰く、『王、貪りて信なく、(八)唯だ蔡を慼む。今、幣重くして言甘し。我を誘ふなり。往くことなきに如かず』と。蔡侯、可かず。三月丙申、楚子、甲を伏せて蔡侯を申に饗し、醉はせて之を執ふ。夏四月丁巳、之を殺し、其士七十人を刑す。公子弃疾、師を帥ゐて蔡を圍む。(晉ノ)韓宣子、叔向に問うて曰く、『楚其れ克たんか。』對へて曰く、『克たん哉。蔡侯、(九)罪を其君に獲て、(一〇)其民に能からず。天、將に手を楚に假りて以て之を斃さんとす。何の故にか克たざらん。然れども肸、之を聞く、『不信にして以て幸なるは、再びすべからず』と。楚王、孫吳を奉じて以て陳を討じて曰く、『將に而の國を定めんとす』と。陳人、命を聽けり。而るに(一一)遂に之を縣とせり。

【三】萇弘は周の大夫。
【四】襄公三十年、蔡の世子般其君を弒す、歳、豕韋に在り、今に至りて十三年、歳復た豕韋に在り、此歳の中に在り。
【五】楚德なくして大利を享くるは、其惡を壅積する所以なり。
【六】公の十三年、歳、大梁に在り、楚の靈王弒せられんと豫言するなり。
【七】蔡の靈侯は名は般。
【八】陳は既に滅びたれども、唯だ未だ蔡を併吞する能はざるを以て慼と爲す也。
【九】父を弒して自立せしを言ふ。
【一〇】其人民と折合の惡しきをいふ。
【一一】公の八年の事。

なり。(七〇)夫の人の力を喪ひて、德を弃て宗を曠しくし、以て其身に及べり。亦害ならずや。(七一)詩に曰く「我よりも先ならず、我よりも後ならず」とは、其れ是れを謂ふか』と。

冬十二月、宋の平公卒す。初め、(七二)元公、寺人柳を惡みて之を殺さんと欲しき。喪に及びて、(七三)柳、炭を位に熾し、將に至らんとすれば則ち之を去る。葬る比ほひ、又(元公ノ)寵あり。

經 十有一年春王の二月、叔弓、宋に如き、宋の平公を葬る。夏四月丁巳、楚子虔、蔡侯般を誘きて之を申に殺す。楚の公子弃疾、師を帥ゐて蔡を圍む。五月甲申、夫人歸氏、薨ず。比蒲に大蒐す。仲孫貜、邾子に會して、(一)祲祥に盟ふ。秋、季孫意如、晉の韓起・齊の國弱・宋の華亥・衛の北宮佗・鄭の罕虎・曹人・杞人に、厥憖に會す。九月己亥、我が小君齊歸を葬る。冬十有一月丁酉、楚の師、蔡を滅ぼし、蔡の世子有を執へて以て歸り、(二)之を用ゐる。

傳 十一年(周ノ景王十四年)春王の二月、叔弓、宋に如くは、平公を葬るなり。

【七〇】夫の人は子尾をさす。
【七一】小雅瞻仰篇。禍患の身に及ぶは、我が爲す所に先だちて至らず、我が爲す所に後れて生ぜず、遲速は、唯だ其の爲す所に從つて來る。皆其れ自ら取るなり。
【七二】元公は平公の大子佐。
【七三】位は喪位なり、朝夕哭して立つ所なり、元公の立つて哭すべき所に、火をおこしおき、公至らんとすれば外に火を遷して、温めて置きしなり。

【一】祲祥は地名。蓋し魯の地ならん。
【二】之を用ゐるは、殺して以て山を祭る也。

曰く、『禮に非ざるなり』と。聽かず。叔向、之を辭して曰く、『(五九)大夫の事畢れり。而るを又、孤に命ず。孤、新に(六〇)斬焉として衰絰の中に在り。其れ(六一)嘉服を以て見んとせば、則ち喪禮未だ畢らず。其れ喪服を以て見んとせば、是れ重ねて弔を受くるなり。大夫將に之を若何にせんとする』と。皆、(六二)辭の以て見ゆべきなかりき。子皮、盡く其幣を用して歸る。子羽に謂ひて曰く、『(六三)知ることの實に難きに非ず。將に之を行ふことに在らんとす。(六四)夫子は之を知れり。我は則ち足らず。(六五)書に曰く、「欲は度を敗り、縱は禮を敗る」とは、我を謂ふなり。夫子は度と禮とを知れり。我は實に縱欲にして、自ら克つことと能はざりき』と。(六六)昭子、晉より至る。大夫皆見ゆ。(六七)高彊見えて退く。昭子、諸大夫に語げて曰く、『人の子と爲りては愼まざるべからざるかな。昔、慶封亡せしとき、子尾多く邑を受けて、稍くにこれを君に致しき。君以て忠と爲して、甚だ之を寵せり。將に死せんとし、公宮に(於テ)疾み、輦にて歸さる。君親ら(六八)之を推せり。(六九)其子は任ふること能はず。是を以て此に在り。忠は令德たれども、其子任ふること能はざれば、罪猶ほ之に及べり。難は愼まざりければ

【五九】大夫の事は送葬の禮をいふ。
【六〇】斬焉は哀痛の貌。
【六一】嘉服は喜びの服。
【六二】必ず見えんとする口實を有せざりしなり。
【六三】知るは難からず、行ふは難し。
【六四】夫子は子產をさす。
【六五】尙書大甲の篇。凡て私意を執り私見に任ずるは、皆欲なり。
【六六】昭子は叔孫婼。
【六七】高彊は子良。先に魯に奔せしなり。
【六八】之は其車をさす。
【六九】其子は子良。

秋七月、(四五)平子、莒を伐ちて(四六)郠を取る。俘を獻じ、始めて(四七)人を亳社に用ゐる。臧武仲、齊に在り、之を聞きて曰く、『周公は、其れ魯の祭を饗けざらんか。周公は義を饗くるに、魯に義なし。(四八)詩に曰く、「徳音孔だ昭かなり、民を視ること恌からず」と。恌きだも之を甚だしと謂ふ。而るを(四九)壹じく之を用ゐる、將た誰か福せんや』と。

(五〇)戊子、晉の平公卒す。鄭伯、晉に如き、河に及ぶ。(五一)晉人、之を辭す。游吉、遂に晉に如く。

九月、叔孫婼・齊の國弱・宋の華定・衞の北宮喜・鄭の罕虎・許人・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人、晉に如く。平公を葬るなり。鄭の子皮、將に(五二)幣を以て行かんとす。子産曰く、『喪に焉ぞ幣を用ゐん。幣を用ゐば必ず(五三)百兩ならん。百兩ならば必ず(五四)千人ならん。千人至るとも、(五五)將に行はざらんとす。(五六)行はずとも、必ず盡く之を用さん。(五七)幾たびか千人にして、國亡びざらん』と。子皮、固く請うて行く。既に葬る。諸侯の大夫、因りて新君に見えんと欲す。(五八)叔孫昭子

【四五】平子は季孫意如。
【四六】郠は莒の邑。
【四七】人を用ふるとは、其鼻を叩きて血を出して以て祭る也。
【四八】小雅鹿鳴の篇。明徳の君子は必ず民を愛するを云ふ。
【四九】人を六畜の犧牲に同じくする也。
【五〇】鄭の裨竈の言の如く戊子の日に卒せり。
【五一】禮に諸侯は相弔せざるが故に辭する也。
【五二】幣は新君に見ゆるの贄。
【五三】百兩は車百乘。
【五四】千人は徒千人。
【五五】將に新君に見ゆるの禮を行はざらんとす。
【五六】幣として用ふること能はず、而も畢竟之を費すならん。
【五七】千人の費の大なるを云ふ。
【五八】叔孫昭子は叔孫婼。

陳・鮑、其室を分たんとす。晏子、桓子に謂へらく、『必ずこれを公に致せ。讓は德の主なり。讓るを【三一】懿德と謂ふ。凡そ血氣あるものは、皆爭心あり。故に【三二】利は强ごすべからず。義を思ふを愈れりと爲す。義は利の本なり。利を【三三】蘊ふれば【三四】孽を生ず。姑く蘊ふること無からしめんか。以て滋長すべし』と。桓子、盡くこれを公に致して、請うて【三五】莒に老す。桓子、【三六】子山を召し、【三七】私に幄幕・器用・從者の衣屨を具へて、【三八】棘を反す。子商にも亦之の如くして其邑を反し、【三九】子周にも亦之の如くして之に夫于を與ふ。【四〇】子城・子公・公孫捷をも反して、皆其祿を益す。凡そ公子公孫の祿なき者には、私に【四一】之に邑を分ち、國の貧弱孤寡なる者には、私に之に粟を與へて曰く、『【四二】詩に云ふ、「陳錫して周を載す」とは能く施すなり。【四三】桓公、是を以て霸たりき』と。公、桓子に莒の旁邑を與ふ。辭す。【四四】穆孟姬、之が爲めに高唐を請ふ。陳氏始めて大なり。

【三一】懿德は善德。
【三二】强は多きに過ぐる也。利は多く取る可からず。
【三三】蘊は蓄ふる也。
【三四】孽は妖害なり。
【三五】齊の邑。
【三六】子山・子商・子周は、襄公三十一年に、子尾の爲に逐はれしもの。
【三七】私には、公に告げずして。
【三八】棘は子山の故邑。
【三九】子周は本、邑無し、故に夫于の地を與ふ。
【四〇】子城・子公・公孫捷は、公の六年子旗の爲に逐はれしもの。
【四一】桓子、己の邑を以て之に分つ也。
【四二】大雅文王の篇。周の文王、能く大利を布陳して天下に賜ひて以て周の王業を成せり。
【四三】齊桓公も亦能く施して以て霸を致したり。
【四四】穆孟姬は景公の母。

氏にも告ぐ。桓子、甲を授けて鮑氏に如く。子良が醉うて騁するに遭ふ。遂に(一五)文子を見れば、則ち(文子)亦甲を授けたり。(人ヲシテ)(一六)二子を視しむるに則ち皆將に酒を飲まんとせり。桓子曰く、『(一七)彼、(一八)信ならずと雖も、我が甲を授けしを聞かば、則ち必ず我を逐はん。其の酒を飲むに及びて、先だちてこれを伐たんか』と。陳・鮑、方に睦まじ。遂に欒・高氏を伐つ。子良曰く、『(一九)先づ公を得ば、陳・鮑、焉くにか往かん』と。遂に(二〇)虎門を伐つ。晏平仲、(二一)端委して虎門の外に立つ。(二二)四族之を召せども、往く所なし。其徒曰く、『陳・鮑を助けんか。』晏子曰く、『何ぞ焉を善とせん。』(其徒曰ク)『欒・高を助けんか。』(晏子)曰く、『庸んぞ(陳鮑ニ)愈らんや。』(其徒曰ク)『然らば則ち歸らんか。』(晏子)曰く、『君伐たる。焉ぞ歸らん』と。(二三)公、之を召す。而る後に入る。公、(二四)王黑をして(二五)靈姑銔を以て率ゐしめんとトするに、吉なり。(二六)請うて三尺を斷ちて之を用ゐる。五月庚辰、(二七)稷に戰ふ。欒・高敗る。又これを(二八)莊に敗る。國人之を追ふ。又これを(二九)鹿門に敗る。欒施・高彊、(三〇)來り奔る。

【一五】文子は鮑國。
【一六】二子は子旗子良をさす。
【一七】彼は欒高。
【一八】信は實なり。彼、實に我を攻めんと欲せずと雖も。
【一九】公の輔助を得んと欲するなり。
【二〇】虎門は公門なり。公、子良等の入るを聽さず、故に之を伐つ。
【二一】端委は玄端、委貌なり。玄端は朝服、委貌は冠の名。
【二二】陳鮑と欒高となり。
【二三】晏子、景公の召により遂に宮に入る。
【二四】王黑は齊の大夫。
【二五】靈姑銔は公旗の名。
【二六】敢て君と同うせざる也。
【二七】稷は地名。
【二八】莊は齊城の街里の名。
【二九】鹿門は齊の城門。
【三〇】魯に來り奔るなり。

經 十年春王の正月。夏、齊の欒施、來奔す。秋七月、季孫意如・叔弓・仲孫貜、師を帥ゐて莒を伐つ。戊子、晉侯彪卒す。九月、叔孫婼、晉に如く。晉の平公を葬る。十有二月甲子、宋公成卒す。

傳 十年(周ノ景王十三年)春王の正月、(一)星の(二)婺女に出づるあり。鄭の裨竈、子產に言ひて曰く、『七月戊子、晉君、將に死せんとす。今茲、(三)歲、(四)顓頊の虛に在り。(五)姜氏・任氏、實に其地を守れり。(六)其維首に居りて妖星あるは、邑姜に告ぐるなり。邑姜は晉の妣なり。(七)天は七を以て紀す。(八)戊子に逢公以て(死シテ其神天ニ)登りぬ。星ありき。斯れ是に於てか出でぬ。吾、是を以て之を(九)譏る』と。

齊の(一〇)惠・欒・高氏、皆、酒を耆み、(一一)內を信じて怨多く、(其族)陳・鮑氏よりも彊くして、(一二)之を惡めり。夏、陳桓子に告ぐるものあり、曰く、『(一三)子旗・(一四)子良、將に陳・鮑を攻めんとす』と。亦、鮑

【一】星は客星。
【二】婺女は星座の名。
【三】歲は歲星。
【四】顓頊の虛は玄枵。
【五】姜は齊の姓。任は薛の姓。齊薛二國は玄枵の地を守る。
【六】維は四維の維、星の筋目なり。邑姜は齊の太公の女、晉の唐叔の母にして、卽ち婺女に當る。婺女は玄枵の維の初に居る。此宿に妖星あるは、死せんとすることを邑姜に告ぐる象なり。
【七】二十八宿は一方面ごとに七宿あり。
【八】逢公は殷の諸侯の齊の地に居りしものなり。昔、戊子の日に、逢公死す。其神、此日、天に登る、時に星あり、婺女に出でたり。
【九】譏は察するなり、知るなり。
【一〇】欒高二族、皆、惠公より出づ。
【一一】內は婦人なり。
【一二】之は陳鮑をさす。
【一三】子旗は惠公の子公子欒の孫。
【一四】子良は惠公の子公子高の孫。

て曰く、『女は君の目たり。將に明を司らんとす。(五〇)服以て禮を旌し、(五一)禮以て事を行ふ。事に(五二)其物あり。物に(五三)其容あり。今、(五四)君の容は、其物に非ざるなり。而るを女見す。是れ不明なり』と。亦自ら飮むや、曰く、『味以て氣を行らし、氣以て(五五)志を實て、志以て言を定め、言以て令を出す。臣、實に味を司り、(五六)二御(五七)官を失ひて、君(五八)命せざりしは、臣の罪なり』と。公、說びて酒を徹す。初め、公、(五九)知氏を廢して其外嬖を立てんと欲せしが、是が爲めに悛めて止む。秋八月、(六〇)荀躒をして下軍に佐たらしめて、(六一)以て說く。

孟僖子、齊に如きて(六二)殷聘す。禮なり。

冬、郞に囿を築くは、時を書するなり。季平子、其の速に成らんことを欲せり。叔孫昭子曰く、『(六三)詩に曰く、「(靈臺)經始すること亟にする勿れ。庶民、子のごとく來る」と。焉ぞ速に成るを用ゐん。其れ以て民を(六四)勦らすなり。囿なきは猶ほ可なり。民なきは其れ可ならんや』と。

【五〇】吉凶は禮を異にす、衣服を作りて以て之を表はす。
【五一】服以て吉凶の禮を表はし、禮以て吉凶の事を行ふ。
【五二】物は類なり。
【五三】容は容貌なり。
【五四】晉佐の喪あるに樂を爲して歡す、故に其物に非すと曰ふ。
【五五】心に在るを志となし、口に發するを言となす。
【五六】二御は二人の君に侍御する者。工と嬖叔とを云ふ。
【五七】聰明ならざるを云ふ。
【五八】命せずとは、令を出し以て之を罪せざりしを言ふ。
【五九】知氏は荀盈の族。
【六〇】荀躒は荀盈の子。
【六一】自ら申譯する也。
【六二】殷は盛なり。
【六三】大雅靈臺の篇。
【六四】勦は勞する也。

對へて曰く、『(三五)陳は水の屬なり。火は水の(三六)妃なり。而して(火ハ)(三七)楚の相むる所なり。今、(三八)火出で、陳に火あるは、楚を逐うて陳を建つるなり。(三九)妃は五を以て成る。故に五年と曰ふ。(四〇)歲五たび鶉火に及び、而して後に陳卒に亡び、楚克く之を有たん。天の道なり。故に五十二年と曰ふなり』と。

晉の荀盈、齊に如き(自ヲ爲メニ)女を逆ふ。還る。六月、戲陽に卒す。絳に殯し、未だ葬らず。晉侯、酒を飲みて樂す。膳宰屠蒯、趨り入りて、(四一)公の使尊に佐たらんと請ふ。公之を許す。而して遂に酌みて以て(四二)工に飲ましむ。曰く、『女は君の耳たり、(四三)將に聰を司らんとす。(四四)辰の子卯に在る、之を疾日と謂ふ。君、宴樂を(四五)徹し、(四六)學人、業を舍つ。疾の爲めの故なり。君の卿佐、是れを股肱と謂ふ。股肱或は虧くるは、(四七)何の痛か之に如かん。女、(荀盈ノ死ヲ)聞かずして樂す。是れ不聽なり』と。又、(四八)外嬖の(四九)嬖叔に飲ましめ

【三五】陳は顓頊の後、顓頊は水德の帝、故に水の屬と云ふ。
【三六】妃は配合。
【三七】楚の先祝融は高辛氏の火正たり、火を治むるを司れり。
【三八】火は心星。
【三九】水火木金土の五行各〻相配合し、五を得て成る、故に五歲にして陳復た封ぜらるべしといふ。
【四〇】歲は歲星、卽ち木星なり。
【四一】公の使人樽を執りて酒を酌むものの佐たらんと請ふなり。
【四二】工は樂師師曠。
【四三】樂師は君の爲めに聽くことを司る職務なり。
【四四】疾日は惡日なり。殷紂は甲子を以て亡べり、夏桀は乙卯を以て喪び、故に國君以て忌日とせり。
【四五】徹は撤なり。廢する也。
【四六】學人は音樂を學ぶ者。
【四七】股肱の臣を喪へる其痛疾は忌日に過ぐべきを言ふ。
【四八】外嬖は嬖臣。
【四九】嬖叔は女叔の誤なるべし。

り我が（二一）郊甸に入らしめたり。則ち戎焉ぞ之を取らん。戎の中國を有ちしは、（二二）誰が咎ぞや。后稷、天下を（二三）封殖せしに、今、戎、之を制す。亦難からずや。伯父、之を圖れ。我が、伯父に在るは、猶ほ衣服の冠冕あり、木水の本原あり、民人の（二四）謀主あるがごとし。（二五）伯父、若し冠を裂き冕を毀り、本を拔き原を塞ぎ、謀主たることを弃てば、戎狄と雖も、其れ余一人に何かあらん』と。叔向、宣子に謂ひて曰く、『（二六）文の伯たりしや、豈に能く（二七）物を改めしならんや。天子を（二八）翼戴して、之に加ふるに（二九）共を以てせりき。文より以來、世ゝ衰德ありて、（三〇）宗周を（三一）暴蔑し、以て其侈を宣示す。諸侯の貳あるは、亦宜ならずや。且つ王の辭直なり。子其れ之を圖れ』と。宣子說ぶ。王、（三二）姻の喪あり。趙成をして周に如きて弔し、且つ閻の田と（三三）襚とを致し、潁の俘を反さしむ。王も亦、（三四）賓滑をして甘の大夫襄を執へ、以て晉に說かしむ。晉人、禮して之を歸す。

夏四月、陳、災あり。鄭の裨竈曰く、『五年にして、陳、將に復た封せられんとす。封せられて五十二年にして遂に亡びん』と。子產、其故を問ふ。

【二一】邑外を郊となし、郊外を甸となす。戎、周の郊甸の地を取りしをいふ。
【二二】咎、晉に在り。
【二三】封殖は培養する也。
【二四】謀主は宗族の首長。
【二五】伯父たる晉侯すら此の如くならば戎狄と雖も責むべき所なきを云ふ。
【二六】文は晉の文公。
【二七】正朔服色等の制度を改むること能はざりしをいふ。
【二八】翼戴は、たすけいたゞく。
【二九】共は恭なり。
【三〇】宗周は天子をいふ。
【三一】暴蔑は亂暴にしてないがしろにする也。
【三二】姻の喪は外親の喪。
【三三】襚は死者に贈る衣服。
【三四】賓滑は周の大夫。

す。伍擧、許男に田を授く。然丹、城父の人を陳に遷し、(四)夷の濮西の田を以て之に益し、方城外の人を許に遷す。

周の(五)甘人、晉の(六)閻嘉と閻の田を爭ふ。

晉の梁丙・張趯、(七)陰戎を率ゐて(八)潁を伐つ。

(九)王、(一〇)詹桓伯をして晉に(一一)辭せしめて曰く、「我、夏の(世ニ)后稷(ノ功)を以てせしより、魏・駘・芮・岐・畢は吾が西土なり。武王の商に克ちしに及びて、蒲姑・商奄は吾が東土なり、巴・濮・楚・鄧は吾が南土なり、(一二)肅愼・燕・亳は吾が北土なり。吾、(一三)何の邇封かこれ有らん。文・武・成・康(ノ四王)の、母弟を建てて以て周に蕃屛とせしも、亦(一四)其れ廢隊せば是れ爲けんとてなり。豈に(一五)弁髦の如くにして、因つて以て之を敝らんや。先王、(一六)檮杌を(一七)四裔に居きて、以て魑魅を禦がしめき。故に(一八)允姓の姦は、(一九)瓜州に居りしを、(二〇)伯父(晉ノ)惠公、秦より歸りて、誘ひて以て來り、我が諸姫に偪

【四】夷田の濮水の西に在る者を以て城父の人に與へしなり。
【五】甘人は甘の大夫襄なり。
【六】閻嘉は閻縣の大夫。
【七】陰戎は陸渾の戎。
【八】潁は周の邑。
【九】王は周の景王。
【一〇】詹桓伯は周の大夫。
【一一】辭は訟ふる也。
【一二】肅愼は北夷。
【一三】封彊遠し。邇は近也。
【一四】廢墜せば兄弟の國當に互に之を救濟すべきが爲めなり。
【一五】弁髦は、童子の始めて冠する時必ず三たび冠を加へ、禮を成して後、棄つる始の冠なり。
【一六】檮杌は四凶の一。
【一七】四裔は四方の邊境。
【一八】允姓は陰戎の祖。
【一九】瓜州は今の敦煌。
【二〇】僖公十五年、晉の惠公秦より歸る、同二十二年、秦晉、陸渾の戎を伊川に遷せり。

は顓頊の族なり。(六一)歲、鶉火に在りしとき、是を以て卒に滅びき。陳も將に之の如くならんとす。今、(六二)析木の津に在り、(六三)猶は將に復た由せんとす。且つ、陳氏、政を齊に得て、而して後に陳卒に亡びん。(六四)幕よりして瞽瞍に至るまで、(六五)命に違へる者なかりき。舜、之に重ぬるに明德を以てし、(六六)德を遂に寘けり。遂、世〻之を守り、(六七)胡公に及ぶまで淫せず。故に、周、之に姓を賜ひて、虞帝を祀らしめたり。臣聞く、「盛德は必ず百世祀らる」と。(六八)虞の世數、未だし。(六九)繼守は將に齊に在らんとす。(七〇)其兆既に存せり』と。

【經】九年春、叔弓、楚子に陳に會す。許、夷に遷る。夏四月、陳、災あり。秋、仲孫貜、齊に如く。冬、郎に囿を築く。

【傳】九年(周ノ景王十二年)春、叔弓・宋の華亥・鄭の游吉・衞の趙黶、(一)楚子に陳に會す。二月庚申、楚の公子弃疾、許を(二)夷に遷す。實は城父なり。州來・淮北の田を取りて以て(三)之に益

【六一】顓頊氏は、歲星、鶉火に在りし時滅びたり。
【六二】箕斗の間に天漢あり、故に析木の津と云ふ。
【六三】將に復た陳の再び興らんとするをいふ也。由は㽕の省文。伐木に蘗を生ずる也。
【六四】幕は舜の先。
【六五】天命に違ひたる惡人。
【六六】舜の後世の子孫、殷の時に遂國に封ぜらる。舜、其遺德を遂國に殘せり。
【六七】胡公滿は遂の後、周の武王に事へて姓を賜はり、嬀と曰ひ、陳に封ぜらる。
【六八】虞舜の世數は未だ百世に至らず。
【六九】繼守は繼ぎて守る者。
【七〇】陳氏の齊に興盛すべき前兆已に見はるるを言ふ。
【一】楚子、陳に在り、故に四國の大夫往きて會するなり。
【二】城父の地名を夷と改めしなり。
【三】許の田を益したるものなり。

陳の公子招、罪を公子過に歸して之を殺す。

九月、楚の公子弃疾、師を帥ゐて（五〇）孫吳を奉じて陳を圍む。宋の（五一）戴惡、之に會す。冬十一月壬午、陳を滅ぼす。（五二）輿嬖袁克、馬を殺し玉を毀ちて、以て葬らんとす。楚人、將に之を殺さんとせしに、（五三）之を寘かんと請ひ、既にして又、（五四）私せんと請ひ、（五五）幄に私し、絰を顙に加へて逃ぐ。（五六）穿封戌をして陳縣公と爲らしめて曰く、『城麇の役に諂はざりき』と。飲酒に（五七）王に侍す。王曰く、『城麇の役に、女、寡人の（五八）此に及ばんことを知らば、女、其れ寡人を辟けたらんか。』對へて曰く、『若し君の此に及ばんことを知らば、（五九）臣必ず（郟敖ノ爲メニ）死を致して、禮して以て楚を息んぜしならん』と。晉侯、史趙に問うて曰く、『陳は其れ遂に亡びんか。』對へて曰く、『未だしからん。』公曰く、『何の故ぞ。』對へて曰く、『（六〇）陳

【五〇】孫吳は悼大子偃師の子にして陳の哀公の孫。

【五一】戴惡は宋の大夫。

【五二】輿は衆なり。衆嬖人の中に就きて、特に其名を擧ぐるなり。陳侯の嬖人袁克、陳侯の乘りし所の馬を殺し、陳侯の佩びたりし所の玉を毀ち、楚の人に、得られざる樣にして、內密に陳侯を葬らんとせしなり。

【五三】馬と玉とを存し置きて赦されんことを請ふ也。

【五四】小便せんと請ふ也。

【五五】幕の中に入りて小便し、守者の隙を窺ひ、喪章の絰を額に當てゝ顏を蔽して、逃げ去る也。

【五六】穿封戌は楚の大夫。城麇の役は襄公二十六年に在り、戌、靈王と皇頡を爭ひし也。

【五七】王は楚王。

【五八】此に及ぶは王となるを云ふ。

【五九】死力を致して靈王を殺し臣禮を盡して靈王をして今日あらしめじとなり。

【六〇】陳の祖は舜、舜は顓頊より出づ。

ぐ。子旗信ぜず。則ち數人告ぐ。(三六)將に往かんとす。又數人、道に告ぐ。遂に陳氏に如く。(三七)桓子將に出でんとす。之を聞きて還り、游服して之を逆ふ。(三八)命を請ふ。對へて曰く、『聞く(三九)彊氏、甲を授けて將に子を攻めんとすと。子これを聞けりや。』曰く、『聞かず』と。(桓子曰く)『子も盍ぞ亦甲を授けざる。(四〇)無宇、請ふ從はん』と。子旗曰く、『子胡ぞ然らん。彼は孺子なり。吾、之を誨ふとも、猶ほ懼らくは其の濟らざらんことを。吾、又、(四一)之を寵秩せり。(四二)其れ先人を若何にせん。(四三)子盍ぞ之を謂はざる。(四四)周書に曰く、「惠はざるを惠はしめ、茂めざるを茂めしむ」と。康叔の(四五)服ひて弘大なりし所以なり』と。桓子、(四六)稽顙して曰く、『(四七)頃・靈、子に福せん。(四八)吾も猶ほ望むことあり』と。(四九)遂に之を和せしめて初の如くす。

【三六】子旗、子良の家に往かんとせしなり。

【三七】陳桓子、實は子良を助けんと出懸くる所なりしが、子旗の至るを聞き、引き反して、戎服を野游の服に易へて、出で迎ふるなり。

【三八】子旗、陳氏の士が戎服せるを見て、何の命ずる所かあると問ふ也。

【三九】彊氏は高彊、父を喪うて、未だ命ぜられず、故に名を稱する也。氏は家なり。

【四〇】無宇は桓子の名。

【四一】之が爲めに宰を立てしを云ふ。

【四二】此の如くせずんば、其先人なる子尾子良を見るを得ざらん。

【四三】無宇をして己が言ふ所を子良に告げしめんとする也。

【四四】康誥の篇。惠は順也。茂は勉也。順はざる者をして心を革めて順はしめ、勉めざる者をして心を革めて勉めしむ。

【四五】服は力行する也。力行して弘大なる政化を成しゝ也。

【四六】稽顙は、ぬかづく也。

【四七】頃靈二公は欒氏の事へし所の君。

【四八】子旗の惠の己に及ばんことを望むなり。

【四九】陳桓子遂に欒高二子を和せしめしなり。

叔弓、晉に如くは、虒祁(ノ宮ノ成リシ)を賀するなり。游吉、鄭伯を相けて以て晉に如くも、亦、虒祁を賀するなり。(一八)史趙、(一九)子大叔を見て曰く、『甚だしい哉、其相(二〇)蒙くや。(二一)弔すべきなり、而るを、又、之を賀せり。』子大叔曰く、『若何ぞ弔せん。(二二)其れ唯だ我のみ賀するに非ず、將に天下實に賀せんとす』と。

秋、(二三)大に紅に蒐す。(二四)根牟より(二五)商・衞に至る。(二六)革車千乘あり。

七月甲戌、齊の(二七)子尾・卒す。(二八)子旗、(二九)其室を治めんと欲し、丁丑、(三〇)梁嬰を殺し、八月庚戌、(三一)子成・子工・子車を逐ふ。皆(魯ニ)來奔す。而して(子旗)(三二)子良氏の宰を立つ。(三三)其臣(怒リテ)曰く、『(三四)孺子長ぜり。而るを吾が室を相くるは、我を兼ねんと欲するなり』と。(三五)甲を授けて、將に之を攻めんとす。陳桓子、子尾に善かりき。亦、甲を授けて、將に之を助けんとす。或るひと子旗に告

【一八】史趙は晉の大夫。
【一九】子大叔は游吉。
【二〇】蒙は欺く也。弔すべきを賀するをいふ。
【二一】此宮の成れるは寧ろ弔すべきことなり。
【二二】諸侯晉を畏る、獨り鄭のみに非ず。
【二三】紅は魯の地。大に蒐するは車實を數へ車馬を簡ぶ大演習なり。
【二四】根牟は魯の東界。
【二五】商は宋の地。
【二六】革車は兵車。
【二七】子尾は公孫蠆。
【二八】子旗は欒施。
【二九】其室を治むとは、子尾の家政を整理する也。
【三〇】梁嬰は子尾の家宰。
【三一】子成等三人は齊の大夫にして子尾の屬、頃公の後。
【三二】子良は子尾の子高彊。
【三三】其臣は子良氏の臣。
【三四】孺子は、子良なり。子良既に長ぜるに、子旗が、其家宰を任命して、我に干渉するは、我が家を併せんとするなり。
【三五】甲を授くは兵士に甲冑を授けて著用せしむる也。

(六)虒祁の宮を築けり。叔向曰く、『(七)子野の言は、君子なる哉。君子の言は信にして徵あり。故に怨、其身に遠ざかる。小人の言は僭ひて徵なし。故に怨咎、之に及ぶ。(八)詩に曰く、「哀しい哉言ふこと能はざるは。(九)舌より是れ出でざるに、唯だ躬を是れ瘁ましむ。哿いかな言を能くするは。(一〇)巧言流るゝが如く、躬をして休に處らしむ」とは、其れ是を謂ふか。是の宮や成らば、諸侯必ず叛かん。君必ず咎あらん、夫子、之を知れり』と。

陳の哀公の(一一)元妃鄭姫、悼大子偃師を生み、二妃、公子留を生み、下妃、公子勝を生めり。二妃、嬖せられ、留、寵あり。これを(一二)司徒招と公子過とに屬す。哀公、(一三)癈疾あり。三月甲申、公子招・公子過、悼大子偃師を殺して、公子留を立つ。夏四月辛亥、(一四)哀公縊る。(一五)干徵師、楚に赴げ、且つ立君あるを告ぐ。(一六)公子勝、之を楚に愬ふ。楚人執へて(一七)之を殺す。公子留、鄭に奔る。書して曰く、『陳侯の弟 招、陳の世子偃師を殺す』とは、罪、招に在ればなり。『楚人、陳の行人干徵師を執へて之を殺す』とは、罪、行人に在らざればなり。

【六】虒祁は地名。
【七】子野は師曠の字。
【八】小雅雨無正の篇。
【九】言未だ口より出でざるに禍已に及ぶ也。
【一〇】巧言は善言なり。善言流るゝが如く、其身をして安居せしむ。
【一一】元妃は嫡夫人。
【一二】招も過も哀公の弟。
【一三】癈疾は痼疾。
【一四】哀公憂恚して自殺せしなり。
【一五】干徵師は陳の大夫。
【一六】公子勝は大子偃師の殺されしを楚に愬ふるなり。
【一七】之は干徵師をさす。

巻の廿二

昭公 三

經 八年春、陳侯の弟招、陳の世子偃師を殺す。夏四月辛丑、陳侯溺卒す。叔弓、晋に如く。楚人、陳の行人干徴師を執へて之を殺す。陳の公子留、出で丶鄭に奔る。秋、紅に蒐す。陳人、其大夫公子過を殺す。大雩す。冬十月壬午、楚の師、陳を滅す。陳の公子招を執へて、之を越に放つ。陳の孔奐を殺す。陳の哀公を葬る。

傳 八年(周ノ景王十一年)春、石、(一)晋の魏楡に言ふ。晋侯、師曠に問うて曰く、『石、何の故にか言ふ。』對へて曰く、『石は言ふこと能はじ。(二)焉に馮れるものあらん。然らずんば、民の聽くことの濫ならん。抑ゝ臣又之を聞けり、曰く、「事を作すこと時ならず、怨讟、民に動けば、則ち非言の物なれども言ふことあり」と。今、宮室(三)崇侈にして、民力(四)彫盡し、怨讟竝び作りて、(五)其性を保つことなし。石の言ふこと亦宜ならずや』と。是に於て晋侯、方に

【一】魏楡は晋の地。
【二】精神有るものが石に馮依してものいふならん。
【三】崇侈は廣大華奢なり。
【四】彫は傷なり。
【五】民、其性命を保たざるなり。

二卦、之を告ぐ。(一七四)筮、夢に襲へるは、(周ノ)武王の曾て用ゐし所なり。從はずして何をか爲ん。弱足の者は(家ニ)(一七五)居るのみ。侯は、社稷を主り、祭祀に臨み、民人を奉じ、鬼神に事へ、會朝に從ふ。又焉ぞ居ることを得ん。各〻利する所を以てする、亦可ならずや』と。故に、孔成子、(一七六)靈公を立てたり。十二月癸亥、衞の襄公を葬る。

【一七四】國語に引ける大誓に曰く、朕が夢、朕が卜に協ひ、休祥に襲へり。商に戎せば必ず克たんと。此れ武王の辭なり。

【一七五】行くこと能はず。

【一七六】靈公は即ち元なり。

(一六二)史苟とをして之を相けしめん』と。史朝も亦夢みらく、康叔、己に謂ふ、『余、將に而の子苟と、孔烝鉏の曾孫圉とに命じて、元を相けしめんとす』と。史朝、成子を見て之に夢を告ぐ。夢(一六三)協へり。(一六四)晉の韓宣子、政を爲して諸侯に聘せし歲、婤姶、子を生めり。之に名づけて元と曰ふ。孟縶の足、(一六五)不良なり、行くに弱し。孔成子、周易を以て之を筮して曰く、『元、尙はくは衞國を享けて其社稷を主らん』と。(一六六)屯䷂に遇ふ。又曰く、『余尙はくは縶を立てん。尙はくは克く之に嘉かれ』と。屯䷂の(一六七)比䷇に之くに遇ふ。以て史朝に示す。史朝曰く、『(屯ノ卦ニ曰ク)元は亨る。又何ぞ疑はん』と。成子曰く、『(屯ノ元亨ハ名ノ元ヲ謂フニ非ズシテ)(一六八)長を謂ふに非ずや。』對へて曰く、『康叔、之に名づけたり。(一六九)長と謂ふべし。孟は(一七〇)人に非ざるなり。將に(一七一)宗に列ならざらんとす。長と謂ふべからず。且つ(一七二)其繇に曰く、『建て丶侯とするに利あり』と。(一七三)嗣吉ならば何ぞ建てん。建つるは嗣に非ざればなり。二卦に皆云ふ。子其れ之を建てよ。康叔、之を命じ、

【一六二】史苟は史朝の子。
【一六三】協は合ふ也。
【一六四】二年、韓宣子、諸侯に聘す。
【一六五】跛なり。
【一六六】震下坎上は屯なり。
【一六七】坤下坎上は比なり。
【一六八】長は年長なり。
【一六九】長は善の長なり。
【一七〇】足跛なれば、全人に非ずとなり。
【一七一】宗は宗主なり。
【一七二】繇は卦辭なり。
【一七三】建つるには特に設立するの義あり、因つて解を生ずる也。長子、父に繼ぐは、是れ順の至りにして、建の字を用ふるを得ず。今、卦に侯を建つると曰ふは、必ず是れ長子に非ざるなり。長子の宜しく嗣ぐべき者は、嗣と稱するなり。

十一月、季武子卒す。晉侯、(一四六)伯瑕に謂ひて曰く、『(一四七)吾が問ひし所の日食從へり。常とすべきか』對へて曰く、『不可なり。六物、(一四八)同じからず、民心、(一四九)壹ならず、事序、(一五〇)類せず、官職、(一五一)則あらず、始を同じくすとも終を異にす。胡ぞ常とすべけんや。(一五二)詩に曰く、「或は燕燕として居息し、或は憔悴して國に事ふ」と。其の終を異にするや是の如し。』公曰く、『何をか六物と謂ふ。』對へて曰く、『(一五三)歲・時・日・月・星・辰、是れを謂ふなり。』公曰く、『(一五四)多く寡人に辰を語りて、而も同じきことなし。何をか辰と謂ふ。』對へて曰く、『(一五五)日月の會、是れを辰と謂ふ。故に(一五六)以て日に配す』と。

衞の襄公の夫人(一五七)姜氏、子なし。嬖人婤姶、孟縶を生む。(一五八)孔成子、(或ル日)夢みらく、『(一五九)康叔、己に謂ふ。(一六〇)元を立てよ。余、(一六一)羈の孫圉と

【一四六】伯瑕は士文伯。
【一四七】晉侯、是歲四月、日食につきて士文伯と語れり。衞君季孫の卒すべきを言へり。今果して中れり。是れ常法とすべきかとなり。
【一四八】各〻時を異にする也。
【一四九】政教殊なる也。
【一五〇】變易あり。
【一五一】一法に非ず。
【一五二】小雅北山の篇。時としては或は燕燕と安逸にして休息し、時としては或は盡瘁して國のために奉公を爲すことあり。其の始と終との同じからざること此の如し。
【一五三】歲は一年、時は春夏秋冬、日は十干卽ち一日、月は十二ヶ月、星は二十八宿、辰は日月の會する所十二支の位なり。
【一五四】寡人に辰を語る者多けれども皆異なり。
【一五五】一歲に日と月と十二たび會す。其會する所を辰と云ふ。
【一五六】十二支を以て十干の日に合はせて用ふる也。
【一五七】姜氏は宣子。
【一五八】孔成子は衞の卿、孔達の孫烝鉏。
【一五九】康叔は衞の先祖。
【一六〇】元は孟縶の弟。夢みし時、元未だ生れざりしなり。
【一六一】羈は烝鉏の子。

考父に及び、(一二九)戴・武・宣を佐け、(一三〇)三命せられて玆益恭なり。故に(一三一)其鼎の銘に云へり、「一命せられて(一三二)僂し、再命せられて傴し、三命せられて俯し、(一三三)牆に循ひて走る。亦余を敢て侮るものなけん。(一三四)是に饘し是に鬻し、以て余が口を糊せん」と。其共や是の如し。(一三五)臧孫紇言へることあり、曰く、「聖人の明德ある者にして、若し(一三六)世に當らずんば、其後必ず達人あらん」と。今、其れ將に孔丘に在らんとするか。(一三七)我若し沒するを獲ば、必ず(一三八)說と何忌とを夫子に屬して、之に事へて禮を學ばしめて、以て(一三九)其位を定めよ」と。故に孟懿子と、南宮敬叔と、仲尼に師事せり。仲尼曰く、『能く過を補ふ者は君子なり。(一四〇)詩に曰く「君子に是れ則り是れ效ふ」と。孟僖子は則り效ふべきのみ』と。

(一四一)單獻公、(一四二)親を弃て、(一四三)羈を用ふ。冬十月辛酉、(一四四)襄・頃の族、獻公を殺して、(一四五)成公を立つ。

【一二九】三人は皆宋の君。
【一三〇】三命は上卿の位なり。
【一三一】其鼎は考父の廟の鼎。
【一三二】俯は傴よりも恭に、傴は僂よりも恭なり。皆、身をかがめて、うつむくこと。
【一三三】敢て安行せず。
【一三四】至儉を云ふ、饘は粥の濃きもの、鬻は薄きもの。
【一三五】武仲。
【一三六】世に當るは大位に當るなり。
【一三七】壽を以て終るを得ば。
【一三八】說は南宮敬叔。何忌は孟懿子。二人は皆僖子の子。
【一三九】禮を知るときは位安し。
【一四〇】詩は小雅。
【一四一】單獻公は周の卿士。
【一四二】親は親族なり。
【一四三】羈は羈旅の臣。
【一四四】襄公は頃公の父。
【一四五】成公は獻公の弟。

あり、兄弟、難を急にす」と。又曰く「（二六）死喪の威れは、兄弟孔だ懷へ」と。兄弟の睦じからずとも、是に於てか（二七）弔せざらば、況や遠人誰か敢て之に歸せん。今、又、衛の（二八）嗣に禮あらずんば、衛必ず我に叛かん。是れ諸侯を絶つなり」と。獻子、以て韓宣子に告ぐ。宣子說び、獻子をして衛に如きて弔し、且つ戚の田を反さしむ。

衛の齊惡、喪を周に告げ、且つ命を請ふ。王、（二九）成簡公をして衛に如きて弔し、且つ襄公に追命せしめて曰く、『（三〇）叔父（三一）陟恪して、我が先王の左右に在り、以て佐けて上帝に事ふ。余敢て（三二）高圉・亞圉を忘れんや』と。

九月、公、楚より至る。孟僖子、禮を相くること能はざりしを病み、乃ち之を（三三）講學し、苟も禮を能くする者には之に從へり。（三四）其の將に死なんとするに及びて（三五）其大夫を召して曰く、『禮は人の幹なり。禮なければ以て立つことなし。吾聞く、將に達者あらんとす、（三六）孔丘と曰ふ。（三七）聖人の後にして宋に滅びぬ。其祖弗父何は以て宋を有つべかりしをば、（讓りテ）厲公に授け、（三八）正

【二六】死喪あれば則ち兄弟宜しく相懷思すべきを言ふ。
【二七】弔は弔恤する也。
【二八】嗣は新君。
【二九】成簡公は王の卿士。
【三〇】叔父は襄公を云ふ。
【三一】陟恪は、のぼる也。魂、天に升るを謂ふ。
【三二】高圉は公劉の孫にして、亞圉は其子なり、周の遠祖なり。遠祖の事すら猶ほ忘れず、況や衛は文王の子孫なるをやとの意。
【三三】講は習也。
【三四】三十四年、孟僖子卒す。
【三五】其大夫は屬大夫なり。
【三六】僖子卒する時、孔子、年三十五。
【三七】聖人は殷の湯王をさす。
【三八】正考父は弗父何の曾孫。

たりとも國なり」と。而して三世、其政柄を執れり。其の物を用ゐるや弘く、其の精を取るや多く、其族、又大にして馮る所厚く、而して强死す。能く鬼を爲すこと、亦宜ならずや』と。

子皮の族、酒を飮みて度なし。故に(一〇五)馬師氏と(一〇六)子皮氏と惡しきことあり。齊の師の燕より還りし月に、罕朔、(一〇七)罕魋を殺す。罕朔、晉に奔る。韓宣子、(一〇八)其位を子產に問ふ。子產曰く、『君の羈臣、苟も容れられて以て死を逃るゝを得ば、何の位をか敢て擇ばん。(一〇九)卿の違るは大夫の位に從ひ、(一一〇)罪人は其罪を以て降すは、古の制なり。朔が敝邑に於けるは、(位)(一一一)亞大夫なり、其官は馬師なり。戾を獲て逃ぐ。唯だ執政の之を寘く所のまゝなり。其死を免るゝを得ば、惠たること大なり。又敢て位を求めんや』と。宣子、子產の敏なるが爲めに、(一一二)嬖大夫に從はしむ。

秋八月、衞の襄公卒す。晉の大夫、范獻子に言ひて曰く、『衞の晉に事ふること睦じと爲す。晉、禮せずして、(一一三)其賊人を庇うて(一一四)其地を取れり。故に諸侯、貳あり。(一一五)詩に曰く、「鶺鴒、原に在

【一〇五】馬師氏は公孫鉏の子罕朔。
【一〇六】子皮氏は馬師氏と同族なり。
【一〇七】罕魋は子皮の弟。
【一〇八】其位は朔を置くべき位。
【一〇九】禮を以て去る者は位一等を降すを云ふ。
【一一〇】罪重ければ降すこと多き也。
【一一一】亞大夫は上大夫に亞ぐなり。
【一一二】晉・鄭、皆、下大夫を嬖大夫と謂ふ。
【一一三】其賊人は孫林父。
【一一四】襄公二十六年、晉、戚の田を疆し、懿氏の邑六十を取りて以て林父に與ふ。
【一一五】小雅常棣の篇。鶺鴒は水鳥なるに、所を失ひて原に在り、飛鳴すること益〻切なり。兄弟に難あれば、奔走して急に之を救ふべし。

大叔、其故を問ふ。子産曰く、『鬼は歸する所あれば、乃ち厲を爲さず。吾、之が歸を爲せり。』大叔曰く、『（子孔ハ厲ヲナサルニ）公孫洩（ヲ立ツル）は何の爲めぞ。』子産曰く、『（九二）説けるなり。身の義なきが爲めに説かんことを圖れり。政に從ふには、（九三）之に反して以て媚を取る所あるなり。（九四）媚びずんば信せず、信せずんば民從はざるなり』と。子産、晉に適くに及んで、（九五）趙景子問うて曰く、『伯有、猶ほ能く鬼を爲さんか。』子産曰く、『能くせん。（九六）人生始めて化するを魄と曰ふ。既に魄を生ず。陽を魂と曰ふ。（九七）物を用ゐて精多ければ則ち魂魄强し。是を以て精爽にして神明に至るあり。匹夫・匹婦（ノ賤シキ）も、（九八）强死すれば、其魂魄猶ほ能く人に馮依して、以て淫厲を爲す。況や（九九）良霄は君の先君穆公の（一〇〇）冑、（一〇一）子良の孫、（一〇二）子耳の子、敝邑の卿にして、政に從ふこと三世なり。鄭、（一〇三）無腆なりと雖も、抑ゝ諺に曰く、「（一〇四）蕞爾

【九二】 伯有の身には義なきを妖鬼を以ての故に之を立つれば民を惑はさんことを恐る、幷せて洩を立てゝ大義を以て誅絕の後を存する者の如くならしめて、民人に解說する也。

【九三】 常道に反して民心に順ふことあり。

【九四】 悅んで而る後之を信するなり。

【九五】 趙景子は趙成。

【九六】 人の生るゝとき、始めて耳目鼻口などが出來て其働きを爲すを魄と曰ふ。既に魄を生ずれば、靈妙なる精神之に隨つて生ず、是れ魂なり。魄は形に著きて、陰の働きをなす。魂は陽の働きをなす。

【九七】 物は奉養の物をいふ。衣食等養ふ所の總名なり。

【九八】 强死は病まずして死するなり。

【九九】 良霄は伯有なり。

【一〇〇】 冑は後胤なり。

【一〇一】 子良は去疾なり。

【一〇二】 子耳は公係輒なり。

【一〇三】 無腆は土地廣大ならざるなり。

【一〇四】 蕞爾は小なる貌。

と克はず」と。施、將た懼らくは其先人の祿に任ふる能はざらんことを。其れ況や能く大國の賜に任へんや。縱ひ吾子、政を爲して可とするも、(七八)後の人、若し疆場の言あるに屬らば、(七九)敝邑、戾を獲て、豐氏、其大討を受けん。吾子、州を取らば、是れ敝邑を戾に免れしめて、豐氏を建置するなり。敢て以て請を爲す』と。宣子、之を受けて、以て晉侯に告ぐ。晉侯、以て宣子に與ふ。宣子、(八〇)初の言の爲めに、之を有つことを病み、以て(八一)原縣に樂大心に易へたり。

鄭人、相驚かすに伯有を以てして曰く、『(八二)伯有至れり』と。則ち皆走りて往く所を知らず。(八三)刑書を鑄るの歲の二月、或ひと夢に伯有、(八四)介して行きて、(八五)壬子に、『余、將に(八六)帶を殺さん、明年(八七)壬寅に、余、又將に(八八)段を殺さん』と曰ふとみる。壬子に及びて、駟帶・卒す。國人益〻懼る。(八九)齊・燕平ぐの月壬寅、公孫段・卒す。國人愈〻懼る。其明月、子產、(九〇)公孫洩と(九一)良止とを立て(大夫トナシ)、以て之を撫んず。乃ち止む。子

【七八】後の人は宣子に代りて政を爲す者。
【七九】鄭が晉の邑を取りたりとして鄭を罪せんとなり。
【八〇】初の言は趙文子と州の田を爭ひしを云ふ。
【八一】原縣は晉の邑、以て宋の大夫樂大心に賜ひしもの。
【八二】襄公三十年、鄭、伯有を殺せり、今其鬼至ると言ふ也。
【八三】刑書を鑄るの歲は前年なり。
【八四】介は甲なり。
【八五】壬子は公の六年三月三日。
【八六】帶は駟帶、子晳を助けて伯有を殺せる者。
【八七】壬寅は此年正月廿八日。
【八八】段は公孫段、豐氏の黨と
【八九】齊燕平ぐの月は此年正月なり。
【九〇】公孫洩は襄公十九年鄭人の殺したる子孔の子。
【九一】良止は伯有の子。

なり。敢て賀せざらんや』と。公懼る。乃ち之を反す。

鄭の子產、晉に聘す。晉侯、疾あり。韓宣子、客を逆へて、(六七)私して曰く、『寡君、疾に寢ぬること今に三月、竝に(六八)羣望に走れども、(疾)加ふることあれども瘳ゆることなし。今、黃熊、寢門に入ると夢みる。其れ何の厲鬼ぞや。』(子產)對へて曰く、『君の明を以てし、子、大政を爲すに、其れ何の厲かこれ有らん。昔、堯、(六九)鯀を羽山に殛せしに、其神、化して黃熊と爲り、以て羽淵に入り、實に、(七〇)夏、郊を爲し、三代、之を祀りき。晉、盟主と爲りて、其れ或は未だ之を祀らざるか』と。韓子、(七一)夏の郊を祭る。晉侯、間ゆることあり。子產に(七二)莒の二方鼎を賜ふ。子產、(七三)豐施の爲めに、州の田を韓宣子に歸して曰く、『日に(七四)君、夫の公孫段を以て、能く其事に任へたりと爲して、之に州の田を賜へり。今、(七五)無祿にして早世し、久しく德を享くるを獲ず。(七六)其子(豐施)敢て(州田)有たず。敢て以て君に聞せずして、私にこれを子に致す』と。宣子、辭す。子產曰く、『古人言へることあり、『(七七)其父、薪を析くに、其子、負荷するこ

【六七】私は私語する也。
【六八】望は山川を祀ること。
【六九】鯀は禹の父。
【七〇】鯀は禹の父なれば、夏の時之を郊祭せしなり。
【七一】夏の郊を祭るは鯀を祀る也。
【七二】莒より獻ぜし、二個の方鼎。
【七三】豐施は、鄭の公孫段の子、公の三年州田を晉侯より受く。
【七四】君は晉侯をさす。
【七五】此年正月、公孫段卒す。
【七六】子產の婉曲の言說なり。
【七七】父、勤勞して家を興せども、其子、負荷することすら能はずとの意。

りて可かず。曰く、『人言へることあり、「(五五)挈缾の知ありと雖も、守りて器を假さず」とは禮なり。(五六)夫子、君に從へり。而るに守臣、邑を失はば、(五七)吾子と雖も、亦、(我ガ不忠ヲ)猜ふことあらん。』季孫曰く、『君の楚に在るは、晉に於ては罪なり。又、晉に聽さずんば魯の罪重く、晉の師必ず至らん。吾、以て之を待つものなし。如かじ之に與へて、(五八)晉を間してこれを杞に取らんには。吾、子に(五九)桃を與へん。(六〇)成反らば、誰か敢て之を有たん。是れ二成を得るなり。魯、憂なくして、孟孫、邑を益さば、子何ぞ病まん』と。辭するに(桃ニ)山なきを以てす。之に(六一)萊・柞を與ふ。乃ち桃に遷る。晉人、杞の爲めに成を取る。

楚子、公を(六二)新臺に享す。(六三)長鬣の者をして相けしむ、(六四)好するに(六五)大屈を以てす。既にして之を悔ゆ。薳啓彊之を聞き、公に見ゆ。公、之を語る。(薳啓彊)拜賀す。公曰く、『何ぞ賀する。』對へて曰く、『齊と晉・越と、此を欲すること久し。寡君、適として與ふることなかりしに、これを君に傳へたり。君、其れ(六六)三鄰に備へ禦ぎ、愼みて守れ。寶

【五五】挈缾は汲む者、つるべの類。挈缾の小器に盈つるほどの小知の者も、人の爲めに器を守れば、猶ほ以て人に借さざるを知る。
【五六】孟僖子、魯君に從ひて、楚に在り。
【五七】吾子は季孫をさす。
【五八】晉を間すは、晉の間隙を候ふ也。
【五九】成の代りに桃の地を與へん。
【六〇】成、一度、杞に與ふとも、復た魯に反らば、桃と成と共に孟氏の手に歸せん。
【六一】萊柞は二山の名。
【六二】新臺は卽ち章華臺。
【六三】長鬣の者は鬚長き者。
【六四】好は宴好の賜なり。先づ魯公に夸らんと欲する也。
【六五】大屈は弓の名。
【六六】晉齊越。

公、楚に如く。鄭伯、(四五)師之梁に勞ふ。(四六)孟僖子、介たり、儀を相くること能はず。楚に及ぶ。郊勞に答ふること能はざりき。

夏四月甲辰朔、日、之を食するあり。晉侯、士文伯に問うて曰く、『誰か將に日食に當らんとする。』對へて曰く、『魯衞之に惡しからん。衞は大に魯は小ならん。』公曰く、『何の故ぞ。』對へて曰く、『(四七)衞の地を去りて魯の地に如けり。(四八)是に於て災ありて、魯、實に之を受けん。(四九)其大咎は其れ衞君か。魯は將に上卿ならん』と。公曰く、(五〇)『詩に所謂「彼の日にして食す、何に于て臧からざる」とは何ぞや。』對へて曰く、『政を善せざるを謂ふ也。國、政なく、善を用ゐざれば、則ち自ら謫を日月の災に取る。故に政は愼まざるべからざるなり。三を務むるのみ。一に曰く、人を擇ぶ。二に曰く、(五一)民に因る。三に曰く、時に從ふ』と。

(五二)晉人、來りて杞の田を治む。季孫、將に(五三)成を以て之に與へんとす。(五四)謝息、孟孫が爲めに守

【四五】師之梁は鄭の城門。
【四六】仲孫貜。
【四七】日、衞の地豕韋の末に食して、魯の地降婁の始に及びて乃ち息む。
【四八】禍、衞に發して、魯、其餘禍を受けん。
【四九】是歲八月、衞公卒し、十一月、季孫宿卒せり。
【五〇】小雅十月之交の篇。日食に應じて詩を問ふ也。
【五一】民の利とする所に因りて之を利す。
【五二】前に女叔侯來りし時盡く歸さず、今、公、楚に適く、晉人憚ばず、故に復た來りて杞の田を治めて之を求むるなり。
【五三】成は孟氏の邑にして、本、杞の田なり。
【五四】謝息は僖子の家臣。

して以て來り、敢て失隕せずして、これを宗祧に致せり。日に我が先君共王、領を引きて北望し、日に月に以て(魯ノ朝センコトヲ)冀ひ、傳序相授け、今に(三五)四王なれども、嘉惠未だ至らず。唯だ(三六)襄公の、辱く我が喪に臨まれしも、(三七)孤と其二三臣と心を悼ましめ圖を失ひ、社稷だにも皇あらず。況や能く君徳を懷思せんや。今、君、(三八)玉趾を歩ませ、辱く寡君を見て、楚國を(三九)寵靈して、以て蜀の役を信にし、君の嘉惠を致さば、是れ寡君既に貺を受くるなり。(四〇)何ぞ蜀を敢て望まん。其れ先君の鬼神、實に之に嘉賴せん、豈に唯だ寡君のみならんや。(四一)君若し來らずんば、使臣、行期を請ひ問ふ。(四二)寡君、將に質幣を承けて蜀に見えて、以て先君の貺を請はんとす』と。(四三)公將に往かんとす。襄公(四四)祖すと夢みる。梓愼曰く、『君行くことを果さじ。襄公の楚に適きしや、周公祖すと夢みて行きぬ。今、襄公實に祖す。君其れ行かざらんか。』子服惠伯曰く、『行かん。先君は未だ嘗て楚に適かず。故に周公祖して以て之を道びきぬ。襄公は楚に適けり。而して祖して以て君を道びく。行かずして何くに之かん』と。三月、

【三五】共王、康王、郟敖、靈王。
【三六】襄公二十八年、楚に如き康王の喪に臨めり。
【三七】哀喪に在りしが故なり。
【三八】趾は足也。
【三九】靈は福なり。楚國を寵して之に賜ふに福を以てするなり。
【四〇】兩君相見えば、寡君躬自ら福を受けん。蜀の盟の如く復た質子あるを望まず。
【四一】若し魯君來らずんば、其の蜀に至るの何時なるかを問はまほしとなり。
【四二】魯侯、若し來らずんば、將に師を出して以て公衡が逃れ歸れるの罪を問はんとす。
【四三】魯の昭公。
【四四】祖は祖道とて、行を送るの祭にて、出發前の饗飮也。

所（人）は、盜と罪を同じくす」とは、（吾が先君）（二四）汝を封にせし所以也。若し有司に從はゞ、是れ逃臣を執ふる所なきなり。逃げて之を舍すは、是れ（二五）陪臺なきなり。王の事、乃ち闕くることなからんや。昔、武王、紂の罪を數へて、以て諸侯に告げて曰く、「（二六）紂をば天下逋逃（ノ士）の主として萃る淵藪と爲す」と。故に、（二七）夫人、死を致せり。君王、始めて諸侯を求めて、紂に則らば、乃ち不可なること無からんや。若し（二八）二文の法を以て之を取らば、盜、在る所あらん。』王曰く、『而の臣を取りて以て往け。（二九）盜は寵あり、未だ得可からず』と。遂に（三〇）之を赦す。

楚子、章華の臺を成して、諸侯と（三一）之を落せんことを願ふ。大宰薳啓彊曰く、『臣能く魯侯を得ん』と。薳啓彊、來りて公を召ぶ。辭に曰く、『昔、先君成公、我が先大夫嬰齊に命じて曰く、「吾、先君の好を忘れず、將に（三二）衡父をして楚國に照臨し、其社稷を鎭撫し、以て爾の民を輯寧せしめんとす」と。嬰齊、命を（三三）蜀に受け、（三四）奉承

【二四】汝は楚の北境なり。善法を行ひしが故に能く疆を啓き北方汝水に至れり。

【二五】皆將に逃れんとするを云ふ。陪臺は陪臣たる臺の義。

【二六】天下の捕逃亡命の士、紂を以て淵藪となして集まりて之に歸す。

【二七】人々死を致して紂を討せんと欲せり。

【二八】周の文王と楚の文王との法を以て行はゞ、王も盜賊たろを免れ難きものあるべし。王が盜賊を宿したればなり。

【二九】王自ら盜と稱するなり。此盜は位尊ければ、未だ捕縛す可からず。戲れて言ふ也。

【三〇】之は無宇をさす。

【三一】落成の式を擧げんとす。

【三二】衡父は公衡なり。

【三三】蜀の盟は、成公二年に在り。

【三四】成公の此語を奉じて以て宗廟に告げたり。

閽（九）入る。無宇、之を執へんとす。（王ノ）有司與へずして曰く、『人を王宮に執へんとするは、其罪大なり』と。（一〇）執へてこれを王に謁ぐ。王、將に酒を飲まんとす。無宇辭して曰く、『天子は（一一）略を經し、諸侯は（一二）封を正すは、古の制なり。封略の內、何れか君の土に非ざる。土の（一三）毛を食ふもの、誰か君の臣に非ざる。故に、（一四）詩に曰く、「普天の下、王土に非ざるはなく、率土の濱、王臣に非ざるはなし」と。天に（一五）十日あり。人に（一六）十等あり。下の上に事ふる所以は、上の神に（一七）共する所以なり。故に王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は皁、皁の臣は輿、輿の臣は隸、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺なり。馬に（一八）圉あり、牛に（一九）牧あり、以て百事を待つ。今、有司の曰く、「女、胡ぞ人を王宮に執ふる」と。（二〇）將に焉くに之を執へんとする。周の文王の法に曰く、「亡ぐるものあらば、（二一）荒に閲せよ」とは、天下を得たる所以なり。吾が先君（楚ノ）文王も、（二二）僕區の法を作りて曰く、「（二三）盜、器を隱す

【九】閽、罪あり、逃げて章華宮に入りしなり。
【一〇】有司、無宇を執へて王につげしなり。
【一一】略は界なり。四海の境界を治むる也。
【一二】封を正すは、封疆を定め正すなり。
【一三】毛は五穀及び蔬菜等。
【一四】小雅北山の篇。天の被ひたる土地は皆天子の土地なり。四方の海濱までに住する者は皆天子の臣民なり。
【一五】甲より癸に至る。
【一六】王より臺に至る。
【一七】共は恭なり。
【一八】圉は馬を養ふもの。
【一九】牧は牛を養ふもの。
【二〇】到る處王土なるをいふ。
【二一】大いに檢閲して捕縛する也。
【二二】僕區は刑書の名。
【二三】盜の盜みたる器を匿すものは盜と同罪なり。

らず。吾が君は賄を貪り、左右は諂諛なり。大事を作すに信を以てせざれば、未だ嘗て可ならざるなり』と。

【經】七年春王の正月、齊と平ぐ。三月、公、楚に如く。(一)叔孫婼、齊に如き涖みて盟ふ。夏四月甲辰朔、日、之を食するあり。秋八月戊辰、衞侯惡・卒す。九月、公、楚より至る。冬十有一月癸未、季孫宿・卒す。十有二月癸亥、衞の襄公を葬る。

【傳】七年(周ノ景王十年)春王の正月、(魯)齊と平ぐは、齊、之を求むるなり。癸巳、齊侯、(二)虢に次る。燕人、成ぎを行ひて曰く、『敝邑、罪を知れり。敢て命を聽かざらんや。(三)先君の敝器、請ふ以て罪を謝せん』と。公孫皙曰く、『(四)服を受けて退き、釁を俟ちて動かんこと、可なり』と。二月戊午、(五)濡上に盟ふ。燕人、(六)燕姫を歸がす。賂ふに(七)瑤甕・玉櫝・斝耳を以てす。(簡侯ヲ納ルル)克はずして還る。

楚子の(八)令尹たりしとき、王旌を爲りて以て田す。芋尹無宇、之を斷ちて曰く、『一國に兩君あらば、其れ誰か之に堪へん』と。位に卽くに及びて、章華の宮を爲り、亡人を納れて以て之に實つ。無宇の

【一】婼は豹の庶子昭子なり。
【二】虢は燕の地。
【三】燕の先君の瑤甕玉櫝の屬を致して和睦を請ふなり。
【四】服は降服。
【五】濡は水名、易水の支流。
【六】燕の女を齊侯に嫁せしむるなり。
【七】瑤甕は玉の甕、玉櫝は玉の筐、斝耳は玉の杯。
【八】令尹の官に在りしが王の叔父たるが故に僭して楚王の旌を私に用ゐしなり。田は田獵なり。

逆へざらんとせり。叔向曰く、『楚は辟にして、我は衷し。若何ぞ辟に效はん。(六一)詩に曰く、「爾の教ふる、民胥效ふ」と。我に從はんのみ、焉ぞ人の辟に效ふを用ゐん。(六二)書に曰く、「聖は則を作す」と。無寧ろ善人を以て則と爲んのみ、而るを人の辟に則らんや。匹夫も善を爲せば、民猶ほ之に則る。況や國君をや』と。晉侯說び、乃ち之を逆ふ。

秋九月、大雩するは、旱せしなり。

徐の(六三)儀楚、楚に聘す。楚子、之を執へんとせしに、逃げ歸れり。其の叛かんことを懼れ、(六四)薳洩をして徐を伐たしむ。吳人、之を救ふ。令尹子蕩、師を帥ゐて吳を伐つ。豫章に師して、(六五)乾谿に次る。吳人、其師を(六六)房鐘に敗り、宮廏尹(六七)弃疾を獲たり。子蕩、罪を薳洩に歸して之を殺す。

冬、叔弓、楚に如くは、聘して且つ(六八)敗を弔ふなり。

十一月、齊侯、晉に如くは、北燕を伐たんことを(盟主に)請ふなり。(六九)士匄、士鞅を相けてこれを河に逆ふ。禮なり。晉侯、之を許す。十二月、齊侯、遂に北燕を伐ち、將に(七〇)簡公を納れんとす。晏子曰く、『(七一)入らざらん。燕に君あり。民、貳あ

(六一) 小雅角弓の篇。上教ふれば下效ふ。
(六二) 逸書。
(六三) 徐の大夫。
(六四) 楚の大夫。
(六五) 楚の東境。
(六六) 吳の地。
(六七) 鬪韋龜の父。
(六八) 敗は吳の爲めに敗られしをいふ。
(六九) 士匄は士鞅の父なり、されど父にして子の介たることあらず、王正の誤ならんとの說あり。
(七〇) 簡公は北燕伯。
(七一) 齊君未だ燕を征服することあたはざらんとなり。

而の宗室をも喪ぼせり。人に於て何か有らん。(四七)人も亦、女に於て何か有らん。(四八)詩に曰く、「宗子は維れ城なり。城をして壞れしむるなかれ。(四九)獨にして斯に畏るゝことなかれ」と。女其れ畏れんかな』と。

六月丙戌、鄭、災あり。

楚の公子弃疾、晉に如く。韓子(前年女ヲ送リシガ)に報ゆるなり。鄭を過る。鄭の罕虎・公孫僑・游吉、鄭伯に從ひ以てこれを(五〇)柤に勞ふ。辭して敢て見えず。固く請ふ。之に見ゆ。(五一)見ゆること王に見ゆるが如し。其乘馬八匹を以て(五二)私面す。子皮を見ること(楚ノ)上卿の如くにして、馬六匹を以てし、子產を見るに馬四匹を以てし、子大叔を見るに馬二匹を以てす。(五三)芻牧採樵を禁じて、田に入らせず、樹を樵らず、(五四)蓺を采らず、(五五)屋を抽かず、(五六)强ひて匃はず。誓ひて曰く、『命を犯す者あらば、(五七)君子は廢て、(五八)小人は降さん』と。舍りて暴を爲さず、(五九)主、賓を恩へず。往來是の如くなりき。鄭の三卿、皆、(六〇)其の將に王たらんことを知れり。韓宣子の楚に適きしや、楚人、逆へざりき。公子弃疾、晉の竟に及べるに、晉侯も將に亦

【四七】人も汝を愛すること能はざるべし。
【四八】大雅板の篇の語。
【四九】宗人離叛すれば汝獨りなり、汝既に獨りなれば畏懼あるに至るを云ふ。
【五〇】鄭の地。
【五一】弃疾鄭伯を見ること楚王を見る時の如く恭しきなり。
【五二】私面は私に見えるなり。
【五三】田種を犯さす。
【五四】蓺は種ゑたる者。
【五五】舍する所の家を毀裂せざる也。
【五六】人に就きて强ひて乞はざる也。
【五七】君子は身分高きもの。
【五八】小人は卑きもの。
【五九】主は鄭人、賓は楚人。
【六〇】弃疾遂に王たるべき德あるを知るなり。

夏、季孫宿、晉に如くは、(三四)莒の田を拜するなり。晉侯、之を享す。(三五)加籩あり。武子退きて行人をして告げしめて曰く、『小國の大國に事ふるや、苟も討を免れなば、敢て貺を求めず。貺を得とも三獻に過ぎず。今、豆に加あり、下臣堪へず。乃ち戾なることなからんや。』韓宣子曰く、『寡君は以て驩を爲さんとす。』對へて曰く、『寡君だも(三六)猶は未だ敢てせず。況んや下臣は君の(三七)隷なり。敢て加貺を聞かんや』と。固く請うて加を徹し、而る後に事を卒へたり。晉人、以て禮を知れりと爲して、其(三八)好貨を重くせり。

宋の寺人柳、(平公ニ)寵あり。大子佐、之を惡む。華合比曰く、『(三九)我、これを殺さん』と。柳、之を聞き、乃ち(詐リテ)(四〇)坎して牲を用ひ書を埋めて、公に告げて曰く、『合比、將に(四一)亡人の族を納れんとす。既に北郭に盟へり』と。公、之を視しむるに、(果シテ)これ有り。遂に華合比を逐ふ。合比、衞に奔る。是に於て、(四二)華亥、右師に代らんと欲し、乃ち寺人柳と(四三)比して、從つて之が徵を爲して曰く、『之を聞くこと久し』と。公、(四四)之に代らしむ。(四五)左師に見ゆ。左師曰く、『女は(四六)夫なり。必ず亡びん。女、

【三四】前年牟夷の邑を受けて討ぜられざりしを謝するなり。
【三五】籩豆の數常禮より多し。
【三六】未だ敢て此加に當らず。
【三七】隷は賤官。
【三八】好貨は宴好の貨。
【三九】以て媚を大子に求めんと欲する也。
【四〇】地を掘りて坎(アナ)を爲り、牲を用ひて盟書を埋め、詐りて盟處を爲る也。
【四一】亡人は華臣なり、襄公十七年、陳に奔れり。
【四二】華亥は合比の弟なり。合比、右師の官たり、弟華亥之に代らんと欲するなり。
【四三】比は比親する也。
【四四】之は合比をさす。
【四五】華亥、向戌に見えし也。
【四六】夫は賤夫なり。

（一九）今、吾子、鄭國に相として封洫を作り、謗政を立て、參辟を制して、刑書を鑄、將に以て民を靖んぜんとす。亦難からずや。（二〇）詩に曰く、「儀式とし刑るは文王の德、日に四方を靖んず」と。（二一）又曰く、「文王を儀刑とし、萬邦孚を作す」と。（二二）是の如くんば何の辟かこれ有らん。民、爭端を知れるに、將に禮を弃て、（二三）書に徵せんとせば、（二四）錐刀の末も將に盡く之を爭はんとす。亂獄滋〻豐に、賄賂竝び行はれん。子の世を終へば、鄭其れ敗れんか。肸、之を聞く、「國將に亡びんとすれば、必ず（二五）制多し」とは、其れ此を謂ふか』と。（二六）復書に曰く、『吾子の言の如し。僑、不才、子孫に及ぼすこと能はず。吾は以て世を救はんとなり。（二七）既に命を承けざれども、敢て大惠を忘れんや』と。（二八）士文伯曰く、『（二九）火見えば、鄭其れ（三〇）火あらん。火未だ出でざるに、火を作して以て（三一）刑器を鑄、（三二）爭辟を藏む。（三三）火如し之に象らば、火、あらずして何をか爲ん』と。

【一九】襄公三十年、子產、鄭に封洫を作り、公の四年に丘賦を作り、國人に謗らる。今又夏商周の三刑に法りて刑書を鑄て民を安んぜんとするは難し。
【二〇】詩は周頌我將の篇。
【二一】大雅文王の篇の語。儀刑は、のつとる也。萬邦孚を作すは、天下之を信ずる也。
【二二】文王の世、德と信とを以てせり、何ぞ刑を用ゐんや。
【二三】書は刑書をいふ。
【二四】錐刀の末は小事に喩ふ。

【二五】法令數〻改まりて規則徒に多し。
【二六】子產の復書。
【二七】叔向の言に從ひて改むるを得ざれども、其好意は忘れじとなり。
【二八】晉の士匄。
【二九】火は心星。
【三〇】火は火災。
【三一】刑器は鼎をいふ。
【三二】爭辟は爭端となるべき法。
【三三】火星若し是の火に象りて相感ずるときは、其出づるに及びて必ず火災あらん。

禦すべからず。是故に、之を閑ぐに義を以てし、之を糾すに政を以てし、之を行ふに禮を以てし、之を守るに信を以てし、之を(七)奉ずるに仁を以てし、祿位を制爲して以て(八)其從を勸め、刑罰を嚴斷して以て其(九)淫を威せり。其未だしきを懼る。故に之を誨ふるに忠を以てし、之を(一〇)聳ますに行を以てし、之に敎ふるに(一一)務を以てし、之を使ふに和を以てし、之に臨むに敬を以てし、(一二)之に涖むに(一三)彊を以てし、之を斷ずるに剛を以てせり。猶は(一四)聖哲の上・(一五)明察の官・忠信の長・慈惠の師を求めき。民、是に於てか、任使すべく、而も禍亂を生ぜざりき。(一六)民、辟あるを知るときは、則ち上を忌まず、(一七)竝に爭心あり、以て書に徵して、徼幸して以て之を成さんとし、爲むべからざらん。(一八)夏に亂政ありて、禹刑を作り、商に亂政ありて、湯刑を作り、周に亂政ありて、九刑を作れり。三辟の興るは皆叔世なり。

【七】奉は守りて失はざる也。
【八】敎に從ふことを勸む。
【九】淫は放逸なり。
【一〇】聳は聳動奬勵する也。
【一一】務は時の急に爲すべき事なり。
【一二】之に涖むは事に當る也。
【一三】彊は勉强なり。
【一四】聖哲なる王公。
【一五】明察なる卿大夫。
【一六】法已に定まるときは、民は上たる人の敢て法を越えて以て己を罪せざるを知るが故に、權、法に移りて、民、上をはばからざるに至らん。
【一七】法文には限あり、民の犯罪は窮りなし。法文を爲るとも、諸罪を網羅する能はず。民の犯す所、必ずしも正に法文と同じからず。疑はしき法文に因りて、以て上と罪を爭ふの心を生じ、刑律の文を證據に取りて僥倖を求め、以て其巧僞を成さんとし、治むること能はざらん。
【一八】夏商の亂ありて禹王湯王の法を著し、周の衰ふるに至りて刑書を爲る。是れ皆始盛の世に起らずして季世政治の善からざるが故に出でし也。

す。楚子、遂に（二四九）兵を坻箕の山に觀す。是行や、呉、早く備を設け、楚、功なくして還れり。蹶由を以て歸る。楚子、呉を懼れ、（二五〇）沈尹射をして命を巣に待ち、薳啓彊をして命を雩婁に待たしむ。禮なり。

秦の（二五一）后子、秦に復歸す。景公卒せしが故なり。

經 六年春王の正月、杞伯益姑・卒す。秦の景公を葬る。夏、季孫宿、晉に如く。杞の文公を葬る。宋の華合比、出で丶衞に奔る。秋九月、大雩す。楚の薳罷、師を帥ゐて呉を伐つ。冬、叔弓、楚に如く。齊侯、北燕を伐つ。

傳 六年（周ノ景王九年）春王の正月、杞の文公・卒す。弔すること同盟の如くす。（一）禮なり。

大夫、秦に如きて景公を葬る。（二）禮なり。

三月、鄭人、（三）刑書を鑄る。叔向、子産に書を詒らしめて曰く、「（四）始め吾、子に虞むことありき。今は則ち已みぬ。昔、先王、（五）事を議して以て制し、刑辟を爲らざりき。（六）民の爭心あらんことを懼れてなり。猶ほ禁

【二四九】兵威を示す也。
【二五〇】巣雩婁の地に滞留して兵備を整へ王命を待たしめたるなり。
【二五一】元年晉に奔りたるなり。
【一】昔、杞が晉に因りて其田を取りしを怨むれど、喪紀を廢せざるは、禮なり。
【二】先王の士は弔し大夫は葬を送るの禮に合へるなり。
【三】刑書を鼎に鑄て國の常法と爲すなり。
【四】初めは我は子産の善く政事を爲し後世の模範ともならんこと等を望みたりしが、今、刑書を鑄たるを聞きて、之を止めたり。
【五】事に臨みて刑を制し、豫め法を設けざりき。
【六】法豫め設くるときは、民、爭端を知る。

『克く知るべけん』と。君、若し(二三五)驩焉として好して使者を逆へば、敝邑の(二三六)休怠を滋して、其死を忘れて、亡びんこと日なけん。今、君、(二三七)奮焉として震電(二三八)馮怒し、使臣を虐執して、將に以て鼓に釁らんとせば、則ち吳、備ふる所を知らん。敝邑羸れたりと雖も、若し早く(二三九)脩完せば、(二四〇)其れ以て師を息むべし。難易、備あらば、吉なりと謂ふ可し。且つ、吳は社稷を是れトす。豈に一人の爲めならんや。使臣、軍鼓に釁るを得て、敝邑、備を知り以て不虞を禦がば、其の吉たること孰れかこれよりも大ならん。國の守龜は、(二四一)其れ何事をかトせざらん。(二四二)一臧一否、其れ誰か能く之を常にせん。(二四三)城濮の兆は、其報、邲に在りき。今、(二四四)此行や、其れ庸て報ゆる志あらん』と。(二四五)乃ち殺さず。楚の師、羅汭を濟る。沈尹赤、楚子に會して萊山に次る。遠射、繁陽の師を帥ゐて、先づ(二四六)南懷に入る。楚の師之に從ひ、(二四七)汝淸に及ぶ。(二四八)吳、入るべから

【二三五】驩焉は、よろこぶ也。
【二三六】休怠は懈怠なり。
【二三七】奮焉は、怒る貌。
【二三八】馮は怒盛んなる貌。
【二三九】脩完は器備を完くするなり。
【二四〇】吳の力、能く楚の師を息む可し。
【二四一】常にトするを云ふ。
【二四二】或は吉を著はし、或は凶を著はす。
【二四三】城濮の戰に、楚のト、吉なりしは、其效は乃ち邲の戰に在りき。
【二四四】今、此の師を犒ふの使に當りて、軍鼓に釁せられ、一敗すと雖も、トして吉を得たる報應は必ず何れの時にか至るべく、其れ以て之に報いんとするの志あるべし。
【二四五】楚王、蹶由の語を聞きて之に感じて乃ち殺さゞりしなり。
【二四六】南懷は楚の境。
【二四七】汝淸は楚の境。
【二四八】吳に備あり、楚軍、吳地に入ることを得ざりしなり。

は誘くなり。討するに師を以てせずして、誘きて以て之を成すは、惰なり。盟主と爲りて此二者を犯さば、乃ち不可なること無からんや。請ふ之を歸して、間あらんときにして師を以て討せん』と。乃ち公を歸す。

秋七月、公、晉より至る。莒人、來討し、備を設けず。戊辰、叔弓これを(二五)蚡泉に敗る。莒、未だ(二六)陳せざればなり。

冬十月、楚子、諸侯と東夷とを以て吳を伐ち、以て(二七)棘・櫟・麻の役に報ゆ。薳射、繁陽の師を以て（楚子ニ）夏汭に會す。越の大夫常壽過、師を帥ゐて楚子に(二八)瑣に會す。吳の師出づと聞き、薳啓彊、師を帥ゐて(二九)之を從ひ、遽にして備を設けず。吳人、諸を鵲岸に敗る。楚子、(三〇)馹を以て(三一)羅汭に至る。吳子、其弟蹶由をして、師を犒はしむ。楚人、之を執へ、將に以て鼓に釁らんとす。王問はしめて曰く、『女、來るを卜するに吉なりきや。』對へて曰く、『吉なりき。寡君、君の將に兵を敝邑に治めんとするを聞き、之を卜するに(三二)守龜を以てして曰く、「余、亟かに人をして師を犒ひ(三三)行を請はしめ、以て王の怒の(三四)疾徐を觀て、之が備を爲さんとす。尙くは克く之を知らん」と。龜兆、吉を告げて曰く、

【二五】魯の地。
【二六】敵未だ陳せざれば、之を某師を敗ると曰ふ。
【二七】棘櫟麻の役は四年の事。
【二八】楚の地。
【二九】之は吳師をさす。
【三〇】馹は傳車。
【三一】羅は水の名。
【三二】龜を燒きてうらなふ也。
【三三】行を請ふは楚の師至るの期日を問ふ也。
【三四】疾は急、徐は緩なり。

將に親を以て怨に易へ、實に無禮にして以て寇を速かんとす。（二一五）而れども未だ其備あらず、羣臣をして往きて之に禽を遺らしめ、以て君の心を逞くせんとならば、何の不可かこれあらん』。王曰く、『不穀の過なり。（二一六）大夫、辱うすること無かれ』と。厚く韓子の禮を爲す。（二一七）王、叔向に傲るに、其の知らざる所を以てせんと欲すれども、能はず。亦其禮を厚くせり。韓起反る。鄭伯、これを（二一八）圉に勞ふ。（二一九）辭して敢て見えず。禮なり。

鄭の（二二〇）罕虎、齊に如きて（自ラ爲メニ）子尾氏に娶る。晏子、驟〻之を見る。陳桓子、其故を問ふ。對へて曰く、『（二二一）能く善人を用ゐるは民の主なればなり』と。

夏、莒の牟夷、牟婁と防玆とを以て來奔す。牟夷は卿に非ざるに而も書するは、（二二二）地を尊びてなり。（二二三）莒人、晉に愬ふ。晉侯、公を止めんと欲す。（二二四）范獻子曰く、『不可なり。人朝して之を執ふる

【二一五】軍敗れて群臣をして敵の俘とならせて心よしと思はるるならば、晉の使者を辱かしむるも可ならん。

【二一六】王に對して言ふときは必ず拜跪屈伏して後言ふ。故に王云はく、此れ不穀の過失なり、大夫、以て勞辱する勿れ、當に反つて坐して自ら安んずべしと。薳啓彊に謝するなり。

【二一七】叔向にむつかしき質問を多く試みたれど、叔向少しも困しまざりしなり。

【二一八】圉は鄭の地。

【二一九】臣を以て君の勞を受くるは、禮に非ざるなり。

【二二〇】罕虎は子皮。

【二二一】能く子產の如き賢人を用ゐたるは民の歸服する所なりと子皮を稱するなり。

【二二二】地を重んずるなり、故に卿に非ざれども經に書するなり。

【二二三】莒人、魯が叛人を受けたるを晉に愬ふるなり。

【二二四】范鞅。

の・君に事ふる、(九三)臣は「可なり」と曰へり。諸侯を求むれば(九四)稟至し、昏を求むれば女を薦め、(九五)君親ら之を送り、(九六)上卿と上大夫と、之を致せるに、猶は之を恥づかしめんと欲するは、君も其れ亦備あらん。(九七)然らずんば奈何にせん。韓起の下には、(九八)趙成・(九九)中行呉・魏舒・范鞅・知盈あり、羊舌肸の下には、祁午・張趯・籍談・女齊・梁丙・張骼・輔躒・苗賁皇あり。(一〇〇)皆諸侯の選なり。(一〇一)韓襄は公族大夫たり、(一〇二)韓須は命を受けて使せり。(一〇三)箕襄・邢帶・(一〇四)叔禽・叔椒・子羽は皆大家なり。韓の賦七邑は皆(一〇五)成縣なり。羊舌の(一〇六)四族は彊家なり。晉人若し韓起・楊肸を失はば、(一〇七)五卿(一〇八)八大夫は韓須・(一〇九)楊石を輔けて、其(一一〇)十家九縣の(一一一)長轂九百、其餘四十縣の(一一二)遺守四千(乘)に因り、其武怒を奮ひ、以て其大恥を報いんと、(一一三)伯華之を謀り、(一一四)中行伯・魏舒、之を帥ゐなば、其れ濟らざることなけん。君、

【九三】臣は自ら稱する也。
【九四】稟至は群り至る也。
【九五】晉君親ら女を送りしを云ふ。
【九六】韓起・叔向、女を楚に致せり。
【九七】はづかしむとも其善後策をいかにせん。
【九八】趙成は武の子。趙成等五卿は、位、韓起の下に在りて、皆三軍の將佐たり。
【九九】中行呉は荀偃の子。
【一〇〇】皆凡人ならず。
【一〇一】韓襄は韓無忌の子。
【一〇二】韓須は韓起の子。
【一〇三】二人は韓氏の族。
【一〇四】叔禽等三人は韓起の庶子。
【一〇五】成縣は大縣なり。
【一〇六】伯華、叔向、叔魚、叔虎。
【一〇七】五卿は趙成以下。
【一〇八】八大夫は祁午以下。
【一〇九】楊石は叔向の子。
【一一〇】韓氏の七族、羊舌氏の四族を合せて其大數を擧ぐ。
【一一一】長轂は戎車。
【一一二】遺守は遺りて國を守るもの。
【一一三】伯華は叔向の兄。
【一一四】中行伯は荀呉。

あるべからず、況や國を恥づかしむるをや。是を以て、聖王は務めて禮を行ひ、人を恥づかしむるを求めず。朝聘に（七六）珪あり、（七七）享頫に璋あり、小に（七八）述職あり、大に（七九）巡功あり、（八〇）机を設くれども倚らず、爵盈つれども飲まず、（八一）宴に好貨あり、飧に陪鼎あり（八二）入るに郊勞あり、（八三）出づるに贈賄あり。（是レ）禮の至りなり。國家の敗れて、（八四）之が道を失ふや、則ち禍亂興る。（八五）城濮の役より、晉は、楚（二對スル）の備なくして以て（八六）邲に敗れ、邲の役より、楚は、晉の備なくして以て（八七）鄢に敗れたり。鄢より以來、晉は、備を失はず、而して（八八）之に加ふるに禮を以てし、之に重ぬるに睦を以てす。是を以て、楚は報ゆること能はずして親を求めたり。既に（八九）姻親を獲たり。又、之を恥づかしめ以て寇讎を召かんと欲す。之に備ふること若何にせん。（九〇）誰か其れ此よりも重からん。若し（九一）其人あらば、之を恥づかしむるも可なり。若し其れ未だ有らずば、君も亦之を圖れ。（九二）晉

【七六】珪は公侯伯相見る時に以て信と爲すもの。
【七七】朝聘の時、后夫人に享獻の禮を以て見ゆるときは、璋玉を用ふ。
【七八】諸侯、天子に適くを述職と曰ふ。
【七九】巡功は天子の巡狩。
【八〇】務めて禮を行ふを云ふ。
【八一】宴禮には相酬ゆる幣物あり、夕食には別段の馳走あり、以て慇懃を厚くす。
【八二】賓至れば之を郊に迎へ勞ふ。
【八三】出は賓の去る也。
【八四】之が道は朝聘宴好の道。
【八五】僖公二十八年。
【八六】邲の役は宣公十二年。
【八七】鄢の役は成公十六年。
【八八】君臣禮を加へ睦を重ねて相和せり。
【八九】婚を結びたるをいふ。
【九〇】怨の重かるべきをいふ。
【九一】其人は晉に敵する賢人。
【九二】晉の楚王に事ふること十分なり。

侯、是に於てか禮を知れり』と。

晉の韓宣子、(六五)楚に如き、女を送る。叔向、介たり。鄭の子皮・子大叔、これを(六六)索氏に勞ふ。大叔、叔向に謂ひて曰く、『楚王、汰侈已甚し。(六七)子其れ之を戒めよ。』叔向曰く、『汰侈已甚しきは、身の災なり。焉ぞ能く人に及ばさん。若し吾が幣帛を奉げ、吾が威儀を愼み、之を守るに信を以てし、之を行ふに禮を以てし、始を敬して終を思ひ、終に、(六八)復せざるなく、(六九)從ひて儀を失はず、敬して威を失はず、之を(七〇)道ふに訓辭を以てし、之を奉ずるに舊法を以てし、之を考ふるに先王を以てし、(七一)之を度るに二國を以てせば、汰侈なりと雖も我を若何にせん』と。楚に及ぶ。楚子、其大夫を朝せしめて曰く、『晉は我が仇敵なり。(七二)苟も志を得ば、其他を恤ふることなし。今、其來る者は、上卿・上大夫なり。若し吾、韓起を以て(七三)閽と爲し、(七四)羊舌肸を以て(七五)司宮と爲さば、以て晉を辱むるに足り、吾も、亦、志を得ん。可ならんか』と。大夫、對ふるものなし。薳啓彊曰く、『可なり。苟も其備あらば、何の故にか不可ならん。匹夫を恥づかしむるも、以て備なくんば

【六五】楚王の爲に晉侯の女を送るなり。
【六六】地名。
【六七】其禍に遭はぬやうに注意するなり。
【六八】幾たび繰り返しても差支無き樣にする也。
【六九】從は從順なり。
【七〇】道は言ふ也。
【七一】晉楚二國の勢を度りて之を行はば非道なることも爲すまじとなり。
【七二】志を晉に得ば、吾、其他を恤へずとなり。
【七三】閽は足を削りて門を守らしむるなり。
【七四】羊舌肸は叔向。
【七五】司宮は宦官なり、宮刑を加ふるをいふ。

に送る。子産、鄭伯を相けて、晉侯に邢丘に會す。

公、(五二)晉に如く。郊勞より贈賄に至るまで、禮を失ふことなし。晉侯、女叔齊に謂ひて曰く、『魯侯、亦禮に善からずや。』對へて曰く、『魯侯焉ぞ禮を知らん。』公曰く、『何爲ぞ。郊勞より贈賄に至るまで、禮、違ふ者なし。何の故にか知らずとする。』對へて曰く、『(五三)是れ儀なり。禮と謂ふべからず。禮は其國を守り其政令を行ひ其民を失ふことなき所以の者なり。今、政令、(五四)家に在れども、取ること能はず、(五五)子家羈あれども、用ゐること能はず、(五六)大國の盟を奸して小國を陵虐し、(五七)人の難を利して、(五八)其私を知らず、公室四分して、(五九)民、他に食ひ、(六〇)思、公に在るものなく、其終を圖らず、國君と爲りて難將に身に及ばんとするに、其所を恤へず。(六一)禮の本末は、將に此に於てか在らんとす。而るを、(六二)屑屑焉として儀を習うて以て(六三)亟にす。(六四)禮に善しと言はんは、亦遠からずや』と。君子謂へらく、『叔

【五二】位に卽きて、往きて見ゆるなり。
【五三】威儀のみ整へるなり、禮を知るといふ可からず。
【五四】家は大夫をいふ。
【五五】莊公の玄孫懿伯。
【五六】莒を伐ち鄆を取りしをいふ。
【五七】莒の亂に乘じ鄫を取りしを云ふ。
【五八】其國を守るを知らざるをいふ。
【五九】民、皆、三家に就きて生を爲す也。
【六〇】民の思、公に在るもの莫し。
【六一】民を恤み國を愛ふることに於て、始めて禮の本末はあるべきなり。
【六二】屑屑焉は、こせ〳〵する貌。
【六三】亟は急務とするなり。
【六四】此時晉侯も政を失へり、故に司馬叔齊此を以て諷す。

が祀を爲さん」と。(四一)日の謙に之くは鳥に當れり。故に曰く、「明夷于き飛ぶ」と。(四二)明にして未だ融ならず。故に曰く、「其翼を垂る」と。(四三)日の動に象る。故に曰く、「君子于き行く」と。(四四)三に當りて旦に在り。故に曰く、「三日食はず」と。離は火なり。艮は山なり。離を火と爲す。火、山を焚けば山敗る。人に於ては(四五)言と爲す。(四六)言を敗るを讒と爲す。故に曰く、「往く攸あり、主人、言あり」と。言あらば必ず讒ならん。純離を牛と爲す。世亂るれば讒勝つ。勝たば將に離に適かんとす。故に曰く、「其名を牛と曰はん」と。

(四七)謙は足らず、飛んで翔らず、垂れて峻からず、翼廣からず。故に曰く、「其れ子が後たらんか」と。吾子は亞卿なり。(四八)抑ゝ少しく終らざらん」と。

楚子、屈申を以て呉に貳ありと爲し、乃ち之を殺す。(四九)屈生を以て莫敖と爲し、令尹子蕩と與に晉に如き女を逆へしむ。鄭を過ぐ。鄭伯、子蕩を(五〇)氾に勞ひ、屈生を(五一)菟氏に勞ふ。晉侯、女を邢丘

【四一】離は日と爲し、鳥と爲す。離變じて謙となる。鳥は飛行す。故に于き飛ぶと曰ふ。
【四二】鳥に當れども、其容は明なれども、未だ十分の光色なし、故に其翼を垂ると曰ふ。
【四三】日の動くに象りて辭を爲す、故に君子于き行くと曰ふ。
【四四】旦の位は三にあり、又食時にあらず、故に三日食はず。
【四五】艮を言となす。
【四六】言、火の爲めに焚かる、故に言を敗るといふ。
【四七】謙は謙退の義にして、足らざる也、鳥飛べども天に向つて翔り奮はず、其翼を垂れて高く擧らず、其翼も廣遠ならず、故に歸りて吾子の後を承け繼がんと言ふ。
【四八】然りと雖も、少しく終を全くせざらん。
【四九】屈生は屈建の子。
【五〇】氾は鄭の地。
【五一】菟氏は鄭の地。

奔る。孟仲の子、これを（二四）塞關の外に殺して、其首を（二五）寧風の棘上に投ず。（二六）仲尼曰く、『（二七）叔孫昭子の・勞とせざるは、能くすべからざるなり。周任、言へることあり、曰く、「政を爲す者は私勞を賞せず、私怨を罰せず」と。（二八）詩に曰く、「覺き德行あれば、四國之に順ふ」と。』

初め、穆子の生るゝや、（二九）莊叔、周易を以て之を筮す。（三〇）明夷䷣の・（三一）謙䷎に之くに遇ふ。以て（三二）卜楚丘に示す。曰く、『是れ將に（三三）行らんとす。而れども歸りて子の（三四）祀を爲さん。讒人を以て入らん。其名を牛と曰はん。卒に以て餒ゑて死せん。明夷は日なり。日の數は（三五）十なり。故に（三六）十時あり、亦（三七）十位に當る。王より已下、其二を公と爲し、其三を卿と爲す。日は其中を上とす。（三八）食の日を二と爲し、旦の日を三と爲す。明夷の・謙に之くは、（三九）明にして未だ融ならず。其れ旦に當れるか。故に曰く、「（四〇）子

【二四】齊魯の界上の關。
【二五】齊の地。
【二六】孔子。
【二七】己を立つるを以て牛が功勞と爲して私せざりしは爲し難きことなりと稱するなり。
【二八】大雅。覺は直き也。德行直なるときは四方の諸國之に順從す。
【二九】穆子の父得臣。
【三〇】離下坤上は明夷なり。
【三一】艮下坤上は謙なり。
【三二】楚丘は卜人の姓名。
【三三】行は出奔する也。
【三四】祀は祭祀。

【三五】甲より癸に至るなり。
【三六】十時は日中、食時、平旦、鷄鳴、夜半、人定、黄昏、日入、哺時、日昳。
【三七】十位は王、公、卿、士、皁、輿、隸、僚、僕、臺。
【三八】食の日は食時の日。
【三九】離は日なり、坤は地なり、明夷は日地下に在るなり、謙道は卑退す、故に明にして未だ融ならずといふ。
【四〇】旦は卿なり、莊叔は卿なり、故に豹を卜して、卿と爲りたれば其嗣とならんと言ふなり。

を〔一〇〕投げ、〔一一〕士を帥ゐて之を哭す。〔一二〕叔仲子、季孫に謂ひて曰く、『帶、命を子叔孫に受く、曰く、『〔一三〕鮮を葬るには西門よりす』と。』季孫、杜洩に（西門ヨリスルヲ）命ず。杜洩曰く、『卿の喪、〔一四〕朝よりするは、魯の禮なり。吾子、國政を爲して、未だ禮を改めずして、又、之を〔一五〕遷へば、羣臣、〔一六〕死せんことを懼る。〔一七〕敢て自はざるなり』と。既に葬りて〔一八〕行れり。〔一九〕仲、齊より至る。季孫、之を立てんと欲す。南遺曰く、『叔孫氏厚きときは則ち季氏薄し。彼、實に家亂る。子、與り知ること勿れ。亦可ならずや』と。南遺、國人をして豎牛を助けて以てこれを〔二〇〕大庫の庭に攻めしむ。司宮、之を射る。目に中りて死す。豎牛、〔二一〕東鄙の三十邑を取りて以て南遺に與ふ。

昭子、位に卽き、其家衆を朝せしめて曰く、『豎牛、叔孫氏に禍して、〔二二〕亂をして大に從はしめ、適を殺して庶を立て、又、〔二三〕其邑を披きて、將に以て罪を赦されんとす。罪これよりも大なるはなし。必ず速に之を殺せ』と。豎牛懼れて齊に

【一〇】投は地に擲つ也、
【一一】叔孫の家臣を帥ゐて、叔孫の誣ひらるゝを痛む也。
【一二】叔仲子は子帶なり。
【一三】鮮は死者なり。死者を葬るには西門より出づると、叔孫氏が嘗て言はれたることありと曰ひて、正式の葬禮を爲さゞらしめんとする也。
【一四】朝は外朝なり。
【一五】遷は易ふる也。
【一六】後日、禮を易へたりとて、殺されんことを懼る。
【一七】敢て西門よりせざるなり。
【一八】杜洩、禍を避くるなり。
【一九】仲は仲壬。喪を聞きて來るなり。
【二〇】大庫は魯の城内に在る大庭氏の墟の上に作りたる庫。
【二一】叔孫氏の邑。
【二二】禍亂をして大いに至らしむる也。
【二三】南遺に剖きしをいふ。

【經】五年春王の正月、中軍を舍む。楚、其大夫屈申を殺す。公、晉に如く。夏、莒の牟夷、牟婁と防玆とを以て來奔す。秋七月、公、晉より至る。戊辰、叔弓、師を帥ゐて莒の師を(一)蚡泉に敗る。秦伯・卒す。冬、楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・沈子・徐人・越人、吳を伐つ。

【傳】五年(周ノ景王八年)春王の正月、(二)中軍を舍むるは、公室を卑しうするなり。(三)中軍を施氏に毀ち、これを臧氏に成せり。初め中軍を作るとき、公室を三分して(四)各〻其一を有ち、(五)季氏は盡く之を征し、叔孫氏は其子弟を臣とし、孟氏は其半を取れり。(六)其の之を舍むるに及びて、公室を四分して、季氏は二を擇び、二子は各〻一、皆盡く之を征して、公に貢するのみ。書を以て杜洩をして(七)殯に告げて曰はしむ、『子、固より中軍を毀たんことを欲せり。既に之を毀てり。故に告ぐ』と。杜洩曰く、『(八)夫子は、唯だ毀つことを欲せざりき。故に(九)これを僖閎に盟ひ、これを五父の衢に詛へり』と。其書を受けて之

【一】蚡泉は魯の地。
【二】中軍を罷めて、季孫は左師と稱し、孟氏は右師と稱し、叔孫氏は自ら叔孫を以て軍の名となす。
【三】季孫、其議を親らすることを欲せず、諸大夫を會して、施氏をして之を發議せしめ、臧氏をして可決せしめし也。
【四】三家各一軍の家屬を有せり。
【五】季氏は盡く賦を取りて公に入れず、叔孫氏は其父兄のみを公に歸し、孟氏は其子弟の半のみを取れり。
【六】今、中軍の制を舍めてよりは、公室を四分し、其二を季氏は擇び取り、孟叔二氏は其一を取り、公には時々に獻ずるのみとなりたるなり。
【七】殯は叔孫の柩。
【八】夫子は叔孫をさす。
【九】事、襄公十一年に在り、僖閎は僖公の宮廟の門。

仲昭子と（一六二）南遺とに賂うて、杜洩を季孫に（一六三）惡して之を去らしむ。杜洩、將に（一六四）路を以て葬り、且つ卿の禮を盡さんとす。南遺、季孫に謂ひて曰く、『叔孫、未だ路に乘らず。葬るに焉ぞ之を用ゐん。且つ（一六五）冢卿も路なきに、（一六六）介卿以て葬らば、亦左はずや。』季孫曰く、『然り』と。杜洩をして路を含めしむ。可かずして曰く、『夫子、（一六七）命を朝に受けて王に聘せしとき、王、舊勳を思うて之に路を賜ひしかば、復命して（一六八）之を君に致ししに、君、敢て王命に逆はずして復た之を賜ひ、（一六九）三官をして之を書せしめたり。（一七〇）吾子は、司徒と爲りて實に（一七一）名を書し、（一七二）夫子は、司馬と爲りて工正と與に（一七三）服を書し、孟孫は、司空と爲りて以て（一七四）勳を書せり。今、死して以ゐずんば、是れ君命を弃つるなり。書して公府に在りて而も以ゐずんば、是れ三官を廢つるなり。若し命服にして、生けるとき敢て服せず、死して又以ゐずんば、將に焉くにか之を用ゐんとする』と。乃ち以て葬らしむ。季孫、中軍を去らんことを謀る。（一七五）竪牛曰く、『夫子、固より之を去らんことを欲しき』と。

【一六二】南遺は季氏の家臣。
【一六三】惡は讒する也。
【一六四】路は周王より叔孫に賜はりし車。
【一六五】季氏。
【一六六】介卿は次卿。
【一六七】王に聘するは襄公二十四年の事。
【一六八】叔孫敢て乘らず、君に致したるなり。
【一六九】司空、司徒、司馬。
【一七〇】吾子は季孫をさす。
【一七一】名を書して位號を定むる也。
【一七二】夫子は叔孫をさす。
【一七三】服は車服の器。
【一七四】勳は功勳。
【一七五】夫子は叔孫豹をさす。牛、季氏に媚びて叔孫豹を誣ふるなり。

將に往かんとす。牛、之を止む。賓出づ。拘へてこれを外に殺さしむ。牛又強ひて仲と盟はんとす。可かず。仲、公の御・萊書と（二四九）公に觀ぶ。公之に（二五〇）環を與ふ。（二五一）牛をして入りて之を（叔孫ニ）示さしむ。入りて示さず。出で、命じて之を佩びしむ。（二五二）牛、叔孫に謂へらく、『仲を見えしめしは而何。』叔孫曰く、『何ぞ爲さん。』曰く、『見えしめざれども既に自ら（往イテ公ニ）見えたり。公、之に環を與へしに之を佩びたり』と。遂に之を逐ふ。（二五三）齊に奔る。（二五四）疾急なるとき、命じて仲を召さしむ。牛、許して召さず。（二五五）杜洩、見ゆ。（二五六）之に飢渇を告げ、之に戈を授く。（杜洩）對へて曰く、『之を求めば至らん。又何ぞ焉を去らん』と。豎牛曰く、『夫子疾病なり。人を見るを欲せず』と。饋を（二五七）个に寘きて退かしむ。牛進めず。則ち（二五八）虚を置き、（叔孫已ニ食セルガ如ク見セ掛ケテ）命じて（食器ヲ）撤せしむ。（二五九）十二月癸丑より、叔孫食はず、乙卯に卒す。牛、（二六〇）昭子を立てて之を相く。公、杜洩をして叔孫を葬らしむ。豎牛、（二六一）叔

【二四九】公宮に遊觀するなり。
【二五〇】環は玉環。
【二五一】仲壬、公のたまものを拜し、家に歸りて牛をして之を父穆叔に示さしめしに、牛示したるふりして出で來り、之を佩びさせたるなり。
【二五二】叔孫をして仲壬が父の命を待たずして公に見えたるを激怒せしめしなり。
【二五三】以上は病未だ篤からざりし時の事なり。
【二五四】穆子、臨終に近づき、仲壬を召すことを命ぜしなり。
【二五五】叔孫氏の宰。
【二五六】穆叔漸く牛の專恣を知り且つ己に食せしめざるを怒り杜洩に之を告げ戈を授けて殺さしめんとす、洩、牛の强を憚り辭を設けて免れしなり。
【二五七】東西の廂。
【二五八】空虚なる器を置きて、叔孫已に食せるが如く見せ掛くる也。
【二五九】三日、食を絶つなり。
【二六〇】叔孫穆子の庶子叔孫婼なり。
【二六一】叔仲昭子は叔仲帶。

姓を問へば、對へて曰く、『(二三六)余が子長せり。能く雉を奉じて我に從へり』と。召して之を見れば則ち夢みし所なり。未だ其名を問はず。之を號びて『牛』と曰へば、『唯』と曰ふ。皆其徒を召して、之を視しむ。遂に(二三七)竪たらしむ。寵あり。長じて(二三八)政を爲さしむ。(二三九)公孫明、叔孫を齊に(在リシトキ)知る。歸りて未だ國姜を逆へざるに、(二四〇)子明、之を取れり。故に怒る。(二四一)其子長じて後に之を逆へしめたり。(二四二)丘蕕に田して、遂に疾に遇ふ。竪牛、其室を亂して之を有たんと欲し、(二四三)強ひて孟と盟はんとす。可かず。叔孫、孟の爲めに鐘を鑄る。曰く、『(二四四)爾、未だ際せず。大夫を饗して以て之を落せよ』と。(二四五)既に具はる。竪牛をして日を請はしむ。入りて謁さず、出でて之に日を命ず。賓至るに及びて、(二四六)鐘聲を聞く。牛曰く、『孟、(二四七)北婦人の客あり』と。(二四八)怒る。

【二三六】襄公二年に竪牛は五六歳なり。
【二三七】竪は小臣なり。
【二三八】政は家政をいふ。
【二三九】公孫明は齊の大夫子明。
【二四〇】穆叔の妻たりし國姜を公孫明娶りしなり。
【二四一】孟丙と仲壬となり、母は國姜。
【二四二】丘蕕は地名。穆叔狩に行きて疾に罹る。
【二四三】孟は孟丙なり。盟約を結びて己の利を固くせんとするなり。
【二四四】際は交際する也。未だ魯の大夫等と相接見せざる故、鐘を鑄、血をぬり、落成式を擧げて諸大夫を饗せよと、父穆叔が命ぜしなり。
【二四五】孟丙、其準備成れるを以て、竪牛をして期日を父に請はせしに、牛、穆叔に請はずして勝手に日を定めて孟丙に命じたるなり。
【二四六】叔孫、賓を享するを知らず、鐘聲を聞きて怪しむ也。
【二四七】北婦人は國姜なり。客は公孫明をいふ。
【二四八】穆叔大に怒り、往きて之を處分せんとせしを、牛之を止め、來客の去りし後まで待たしめしに、穆叔之を諾し、客出でゝ後、孟丙を拘へて之を城外にて殺さしめしなり。

尹宜咎、鍾離に城づき、薳啓彊、巣に城づき、（二二一）然丹、州來に城づく。東國、水あり、以て城づくべからず。（二二二）彭生、（二二三）賴の師を罷む。

初め、（二二四）穆子、叔孫氏を去るとき、（二二五）庚宗に及び、婦人に遇ふ。私に食を爲さしめて宿す。其行を問ふ。之に故を告ぐ。（婦人聞キテ）哭して之を送る。齊に適き、（二二六）國氏に娶り、孟丙・仲壬を生む。（穆子）夢に、天、己を壓して勝へず。顧みて人を見れば、黒くして（二二七）上僂、深目にして（二二八）豭喙、之を號びて、『牛、余を助けよ』と曰へば、乃ち之に勝つとみる。旦にして皆（二二九）其徒を召すに、（二三〇）之なし。且つ曰く、『（二三一）之を志せ』と。（二三二）宣伯が（成公十六年）齊に奔るに及びて、（穆子）之に饋る。宣伯曰く、『魯、（二三三）先子の故を以て、將に吾が宗を存せんとす。必ず女を召さん。女を召さば何如にする』と。對へて曰く、『之を願ふこと久し』と。（二三四）魯人之を召す。告げずして歸る。既にして立つ。宿りし所の庚宗の夫人、（穆子ニ）獻ずるに雉を以てす。（二三五）其

【二二一】然丹は鄭の穆公の孫、襄公十九年、楚に奔れり。
【二二二】彭生は楚の大夫。
【二二三】鬬韋龜が賴に城づける師を罷めしなり。
【二二四】穆子は叔孫豹なり。成公十六年、叔孫僑如の難を避けて齊に奔りしを云ふ。
【二二五】庚宗は魯の地。
【二二六】齊の正卿姜姓。
【二二七】上僂は、せむし。
【二二八】豬の如き口つき。
【二二九】徒は從者。
【二三〇】牛といふ名の者なき也。
【二三一】之を記憶して置け。
【二三二】宣伯は僑如、穆子の兄。
【二三三】先子は叔孫兄弟の父莊叔得臣にて桓公の子。
【二三四】穆叔、魯より召され、宣伯に告げずして歸國せしに、直に魯の卿位に立ちし也。
【二三五】女の生めるを姓と曰ふ、卽ち子を謂ふ。子ありや否やと問ふ也。

國に令す。國、將に之を若何にせんとする』と。(一〇四)子寛以て告ぐ。子産曰く、『何の害あらん。苟も社稷に利あらば、死生、之を(一〇五)以ゐん。且つ吾聞く、『善を爲す者は其度を改めず。故に能く濟すことあり』と。(一〇六)民は逞しくせしむべからず。度は改むべからず。(一〇七)詩に曰く、『禮義愆らずんば、何ぞ人の言を恤へん』と。吾は(一〇八)遷らじ』と。(一〇九)渾罕曰く、『國氏は其れ先づ亡びんか。君子、法を(一一〇)涼に爲せども、(一一一)其敝猶は貪る。法を貪に爲さば、敝、將た之を若何にせん。(一一二)姬の列に在る者、蔡と曹・滕とは、其れ先づ亡びんか。(一一三)偪られて、禮なし。鄭は衞に先だちて亡びん。(一一四)偪られて、法なし。政、法に率はずして(一一五)心に制す。民、各〻心あり。(一一六)何の上かこれ有らん』と。

冬、吳、楚を伐ち、(一一七)棘・櫟・麻に入り、以て(一一八)朱方の役に報ゆ。楚の沈尹射、(一一九)夏汭に奔命す。(一二〇)箴

【一〇四】鄭の大夫。
【一〇五】以は用ゐる也。
【一〇六】人民には盡く其の欲する所を得しむ可からず。
【一〇七】逸詩。
【一〇八】初志を變移せざるなり。
【一〇九】子寛。
【一一〇】涼は薄きこと。
【一一一】敝は弊害。
【一一二】姬姓の列國に在るもの。
【一一三】蔡は楚に迫られ、曹滕は宋に迫らる。
【一一四】鄭は晉楚に迫らる。
【一一五】心に制すとは、私心を以て制度を創立するを言ふ。
【一一六】上を上とせざるなり。以上は、子産は時を權りて急を救ひ、渾罕は正道を以て之を譏るをいふ。
【一一七】皆、楚の東鄙の邑。
【一一八】朱方の役は本年の秋のこと。
【一一九】夏汭は漢水の江に入るところ、夏口なり。
【一二〇】もと陳の大夫、襄公二十四年、楚に奔れり。

侯を以て賴を滅ぼす。賴子、面縛して璧を銜み、士、袒ぎて、(九一)櫬を輿うて之に從ひ、(九二)中軍に造る。王これを椒擧に問ふ。對へて曰く、『(楚ノ)(九三)成王、許に克ちしとき、許の僖公、是の如くせしかば、王親ら其縛を釋き、其璧を受け、其櫬を焚けり』と。王、之に從ふ。賴を(九四)鄢に遷す。楚子、許を賴に遷さんと欲す。(九五)鬬韋龜と公子弃疾とをして(許ノ爲メニ)之に城づかしめて還る。申無宇曰く、『楚の禍の首は、將に此に在らん。諸侯を召せば來り、國を伐てば克ち、境に城づけば(九六)校ふるものなし。(九七)王の心違はず。(九八)民、其れ居らんや。民にして處らずんば、其れ誰か之に堪へん。王命に堪へずんば乃ち禍亂あらん』と。

九月、(九九)鄶を取るとは易きを言ふなり。莒亂れ、(一〇〇)著丘公立ちて鄶を撫まざりければ、鄶叛きて來れり。故に『取る』と曰ふ。凡そ邑に克ちて師徒を用ゐざるを『取る』と曰ふ。

鄭の子產、(一〇一)丘賦を作る。國人之を謗りて曰く、『(一〇二)其父は路に死し、己は(一〇三)蠆尾と爲り、以て

【九一】櫬は身に近き棺。
【九二】中軍は王の將ゐる所。
【九三】成王、許に克ちしは、僖公六年の事なり。
【九四】楚の邑。
【九五】令尹子文の玄孫。
【九六】校は妨害を爲すなり。
【九七】王の欲する所のまゝなるをいふ。
【九八】民將に事あらんとして、安きを得ざるを言ふ。
【九九】鄶は莒の邑。
【一〇〇】莒君去疾。
【一〇一】丘は十六井なり、井は一方里九百畝なり、當に馬一匹牛三頭を出すべし、今子產別に其田に賦課せしなり。
【一〇二】子產の父子國は尉氏の爲に殺されしなり。
【一〇三】蠆は、さそり、尾に毒ある蟲なり。子產の賦を重くし民を毒するをそしるなり。

こと無からんか』と。王聽かず。子產、左師を見て曰く、『吾、楚を患へず。汰りて諫に愎れり。十年を過ぎじ』と。左師曰く『然り。十年の侈ならずんば、其惡(八三)遠からじ。惡を遠くして而る後に(人二)弃てられん。善も亦之の如し。德遠くして而る後に興る』と。

秋七月、楚子、諸侯を以て吳を伐つ。(八四)宋の大子・鄭伯、先に歸り、宋の華費遂・鄭の大夫、(吳チ伐ツニ)從ふ。(八五)屈申をして(八六)朱方を圍ましむ。八月甲申、之に克ち、齊の慶封を執へて、盡く其族を滅し、將に慶封を戮せんとす。椒擧曰く、『臣聞く、「(八七)瑕なき者、以て人を戮すべし」と。慶封は唯だ(八八)命に逆ひしのみ。是を以て此に在り。其れ肯て(默シテ)戮に從はんや。(己ガ瑕チ)諸侯に播さんこと、焉ぞ之を用ゐん』と。王聽かず。(八九)之に斧鉞を負はせて、以て諸侯に徇へて、(人チシテ)言はしめて曰く、『(九〇)齊の慶封が其君を弑し、其孤を弱しとし、以て其大夫に盟へるが如くなること或ること無かれ』と。慶封は曰く、『楚の共王の庶子圍が、其君の兄の子麇を弑して之に代り、以て諸侯に盟へるが如くなること或ること無かれ』と。王、速に之を殺さしめ、遂に諸

【八三】遠方に及ばず。
【八四】此時、晉に屬する諸侯皆歸れり、鄭伯楚に久しかりしと、宋の大子時に見ることを得ざりしとの爲め、二人を特に擧げしなり。
【八五】屈申は屈蕩の子。
【八六】朱方は吳の邑、慶封が封ぜられし地。
【八七】自ら惡事無き人にして、始めて人を刑戮すべし。
【八八】君命に從はざりし也。
【八九】之は慶封をさす。
【九〇】襄公二十五年、齊の崔杼、其君莊公を弑し、景公を立つ。慶封は崔の黨、故に君を弑する罪を以て之を責む。

子産曰く、『小國は職に共す。敢て聞けることを薦めざらんや』と。公の諸侯を合するの禮六を獻ず。敢て(七三)守ることを薦めざらんや』と。伯・子・男の・公に會するの禮六を獻ず。君子謂へらく、『合左師は善く先代を守り、子産は善く小國を相く』と。王、椒擧をして後に侍して以て(二子ノ)過を規さしむ。事を卒ふるまで規さず。王、其故を問ふ。對へて曰く、『(七四)禮に吾が未だ見ざる者、六あり。又何を以て規さん』と。宋の大子佐、後れて至る。王、武城に田し、久しくして見ず。椒擧(之チ)(七五)辭せんと請ふ。王往かしめて曰く、『屬、武城に(七六)宗祧の事あり、(七七)寡君、將に幣を墮して、敢て後れて見るを謝せんとす』と。徐子は吳の出なり。以て貳ありと爲す。故にこれを申に執ふ。

楚子、諸侯に侈を示せり。椒擧曰く、『夫れ(七八)六王・(七九)二公の事は、皆、諸侯に禮を示す所以なり。諸侯の由りて命を用ゐし所なり、夏桀、(八〇)仍の會を爲して、有緡之に叛き、商紂、(八一)黎の蒐を爲して、東夷之に叛き、周幽、(八二)大室の盟を爲して、戎狄之に叛きぬ。皆、諸侯に汰を示し、所以なり、諸侯の由りて命を弃てし所なり。今、君、以だ汰れり。乃ち濟らざる

【七三】其の守る所の事。
【七四】左師と子産の獻ずる所の六禮は楚未だ嘗て行はざりし所なるを云ふ。
【七五】辭は辭謝する也。
【七六】宗廟の牲薦の爲めに田獵するを云ふ。
【七七】楚君、諸侯を會する時に、幣物を布きたる上にて後れて見えし事を申述べんとす。
【七八】六王は夏の啓王、商の湯王・周の武王、成王、康王、穆王。
【七九】二公は齊桓、晉文。
【八〇】仍は有仍國なり。有緡は有仍の姓なり。
【八一】黎は東夷の國名。
【八二】大室は中嶽。

を藏め、（火星出デ、畢ク分賦ス）弃て、用ゐず、〔五七〕風越らずして殺し、雷、發せずして震す。雹の菑を爲すこと、誰か能く之を禦めん。〔五八〕七月の卒章は、冰を藏むるの道なり」と。

夏、諸侯、楚に如く。魯・衞・曹・邾、會せず。曹・邾は辭するに難を以てし、〔五九〕公は辭するに時祭を以てし、衞侯は辭するに疾を以てす。〔六〇〕鄭伯先づ申に待つ。六月丙午、楚子、諸侯を申に合す。椒擧、楚子に言ひて曰く、「臣聞く、〔六一〕諸侯は歸するなし。禮以て歸するを爲す」と。今、君始めて諸侯を得たり。其れ禮を愼め。霸の〔六二〕濟否は、此會に在り。〔六三〕夏啓に鈞臺の享あり、商湯に景亳の命あり、周武に孟津の誓あり、〔六四〕成に岐陽の〔六五〕蒐あり、〔六六〕康に酆宮の朝あり、〔六七〕穆に塗山の會あり、齊桓に〔六八〕召陵の師あり、晉文に〔六九〕踐土の命あり、君其れ何を用ゐんとする。宋の向戌・鄭の公孫僑在り、諸侯の良なり。君其れ〔七〇〕これを選べ。」王曰く、「吾は齊桓（ノ召陵ノ會ノ禮）を用ゐん」と。王、禮を〔七一〕左師と〔七二〕子產とに問はしむ。左師曰く、「小國之を習ひ、大國之を用ゐる。

〔五七〕風は善く散らさずして物の害をなし、雷は激發せずして落下して害をなす。陰陽序を失ひ、雷風害をなすを云ふ。
〔五八〕詩の豳風。
〔五九〕魯公。
〔六〇〕鄭伯楚より先に會地に至るなり。
〔六一〕諸侯は定まりたる歸依する所無し、禮ある者に歸依す。
〔六二〕成ると成らざると。
〔六三〕夏啓は禹の子。
〔六四〕成は成王。
〔六五〕蒐は聚むる也。成王、諸侯を岐陽にあつむる也。
〔六六〕康は康王。
〔六七〕穆は穆王。
〔六八〕僖公四年。
〔六九〕僖公二十八年。
〔七〇〕用ふる所を選べ。
〔七一〕左師は向戌。
〔七二〕子產は公孫僑。

を出すや、朝の祿位、賓食・喪祭に、是に於てか之を用ゐる。其の之を藏むるや、(三五)黑牡・秬黍、以て(三六)司寒を享る。其の之を出すや、(三七)桃弧・棘矢、以て其災を除く。其の出入や時あり。(三八)食肉の祿は氷皆與る。大夫(三九)命婦は(四〇)喪浴に氷を用ゐる。(四一)寒を祭りて之を藏め、羔を獻じて(四二)之を啓く。公始めて之れを用ゐ、(四三)火出でゝ、畢く(四四)賦す。命夫・命婦より、(四五)老疾に至るまで、氷を受けざることなし。(四六)山人之を取り、(四七)縣人之を傳へ、(四八)輿人之を納れ、隸人之を藏む。夫れ(四九)氷は風を以て壯に、而して風を以て出だす。其の之を藏むるや(五〇)周に、其の之を用ゐるや(五一)徧きときは、則ち冬に(五二)愆陽なく、夏に(五三)伏陰なく、春に(五四)凄風なく、秋に(五五)苦雨なく、雷出でゝ震せず、菑する霜雹なく、癘疾降らず、民(五六)夭札せず。今、川池の氷

【三五】黑牡は黑牲、秬は黑黍。
【三六】司寒は玄冥卽ち北方の神。
【三七】桃の木にて作りたる弓と、棘木にて作りたる矢。
【三八】出したる時には、肉を食ふの祿ある者には皆分ち賜はる也。
【三九】命婦は大夫の妻。
【四〇】喪浴は死して屍を斂する時なり。
【四一】寒は司寒なり。
【四二】之は氷室をさす。
【四三】火星、昏に東方に見はるるは、三月の末、又は四月の初なり。
【四四】賦は分配する也。
【四五】老は致仕して家に在るもの。疾は病人。
【四六】山林を扱ふ官。
【四七】遂の屬。
【四八】輿人隸人は皆賤官。
【四九】氷は寒風を待ちて固くなり、春風を待ちて之れを出す。
【五〇】周密。
【五一】徧きは老病にも及ぶを云ふ。
【五二】愆陽は冬溫きをいふ。
【五三】伏陰は夏寒きをいふ。
【五四】凄風は寒き風。
【五五】苦雨は霖雨。
【五六】短折を夭と爲し、夭死を札と爲す。

楚子、子產に問うて曰く、『晉其れ我に諸侯を許さんか。』對へて曰く、『君に許さん。（二八）晉君、少しく安んじて、諸侯に在らず。其大夫は多く（二九）求りて、其君を匡すことなし。宋の盟に在りて、又曰へり、「（晉楚同ジクシテ）一の如くならん」と。若し君に許さずんば、將た焉くにか（三〇）之を用ゐん。』王曰く、『諸侯其れ來らんか。』對へて曰く、『必ず來らん。宋の盟に從ひ、君の歡を承け、（三一）大國を畏れず。何の故にか來らざらん。來らざらん者は、其れ魯・衞・曹・邾か。曹は宋を畏れ、邾は魯を畏れ、魯・衞は齊に偪られて、晉に親し。唯だ是のみ來らざらん。其餘は君の（威カ）及ぶ所のまゝなり。誰か敢て至らざらん。』王曰く、『然らば則ち吾が求むる所の者は、不可なることなからんか。』對へて曰く、『（三二）逞しくせんことを人に求むるは不可なり。人と欲するところを同じくせば、盡く濟らん』と。

大に雹ふる。季武子、（三三）申豐に問うて曰く、『雹禦むべきか。』（申豐）對へて曰く、『聖人上に在すときは雹なし。有りと雖も災を爲さず。（三四）古は日、北陸に在りては氷を藏む。西陸朝覿にして之を出す。其の氷を藏むるや、深山・窮谷は固陰・沍寒なれば、是に於てか之を取る。其の之

【二八】晉君遠く圖ること能はずして少小に安ぜり。
【二九】求は貪る也。
【三〇】之は宋の盟をさす。
【三一】大國は晉を云ふ。
【三二】人に求むるに吾が快意を求むるときは、人必ず之に違ふ。
【三三】魯の大夫。
【三四】十二月、氷を藏め、四月、氷を出して之を用ゐるを、天文の上より言ひしなり。陸は古へ日の行くと考へられし道なり。朝覿は奎星、朝に東方に見はるゝをいふ。

生ずる所なれども、興れる國なし。險と馬とを恃むは、以て固しと爲すべからざるなり。古より以に然り。是を以て、先王は務めて德音を脩めて以て（一八）神人に亨けらる。其の險と馬とを務むるを聞かざるなり。鄰國の難とても虞む可からず。或は難多くして以て其國を固め其疆土を啓くあり。或は難なくして以て其國を喪ひ其（一九）守宇を失ふあり。若何んぞ難を虞まん。齊には（二〇）仲孫の難ありて、（二一）桓公を獲、今に至るまで之に賴れり。晉には（二二）里・丕の難ありて文公を獲、是を以て盟主と爲れり。衞・邢（二國ノ）は難なかりしかども、（二三）敵、亦、之を喪ぼせり。故に人の難は虞むべからざるなり。此の三つの者を恃みて、政德を脩めざるは、亡ぶるに暇あらず。又何ぞ能く濟らん。君其れ之を許せ。紂は淫虐を作し、文王は惠和なりき。殷は是を以て隕ち、周は是を以て興れり。夫れ豈に諸侯を爭はんや』と。乃ち（二四）楚の使に許し、叔向をして對へしめて曰く、『寡君、社稷の事あり。是を以て（二五）春秋に時に見ゆるを獲ず。（二六）諸侯は君實に之を有せり。何ぞ命を辱うせん』と。椒擧、遂に（楚王ノ爲メニ）（二七）昏を請ふ。晉侯、之を許す。

【一八】神も人も喜悅して之をうくるをいふ。
【一九】守宇は四方の國境なり。國の四隅を宇といふ。
【二〇】仲孫は公孫無知にして、其難は莊公九年の事。
【二一】齊の桓公の如き偉人を生じ、爲めに今も其餘力に賴りて強國たるを言ふ。
【二二】里丕は里克と丕鄭とにして、其難は僖公九年の事。
【二三】閔公二年狄、衞を滅ぼし、僖公二十五年衞、邢を滅ぼす。
【二四】晉君、司馬侯の諫を納れて、楚君の請を許せり。
【二五】自ら往くを得ざるを言ふ也。謙辭。
【二六】諸侯は君の所有なり、敢て使者をして交涉せしむるに及ばずとなり。
【二七】昏は婚なり。

んと願ひ、畢をして（九）間を請はしむ。君若し苟も四方の虞なくんば、則ち願はくは（一〇）寵を假りて以て諸侯に請はん』と。晉侯、許すことなからんと欲す。司馬侯曰く、『不可なり。楚王方に侈れり。（一一）天或は其心を逞しくせしめ以て其毒を厚くして之に罰を降さんと欲するも、未だ知る可からず。其れ能く終へしめんも、亦未だ知る可からず。晉・楚は、唯だ天の相くる所のまゝなり。與に爭ふべからず。君其れ之を許して、德を脩めて以て（一二）其歸するを待て。若し德に歸せば、吾猶ほ將に之に事へんとす。況や諸侯をや。若し適に淫虐ならば、（一三）楚も將に之を弃てんとす。吾、又誰と與に爭はん。』（公）曰く、『晉に三の殆からざるあり。其れ何の敵かこれあらん。國險にして、馬多く、齊・楚には（一四）難多し。是の三つの者あり。何くに鄉つてか濟らざらん。』對へて曰く、『險と馬とを恃みて鄰國の難を（一五）虞むは、是れ三つの殆きなり。（一六）四嶽・三塗・陽城・大室・荊山・中南は九州の險なれども、是れ一姓ならず。冀の（一七）北土は馬の

【九】其の間暇ありや否やを問はしむ。

【一〇】晉君の威寵を假りて諸侯を楚に會合せんことを請はん。

【一一】其毒虐をして日に甚しからしめ、後に大なる禍を降して以て之を罰するならん。

【一二】楚王のいかなる樣に歸着するを待つべしとなり。

【一三】楚國の人民も楚王を顧みざらんとす。

【一四】難多しとは常に簒弑の難あるを言ふ。

【一五】虞は望む也。

【一六】四嶽は東西南北の名山にして、泰山、華山、衡山、恆山なり。三塗、陽城、大室、荊山、中南は皆山の名。天下の至險の地と雖も、德なければ其國滅亡し、其君主絕えて、一姓を以て永く保つこと能はず。

【一七】北土は燕代をいふ。

卷の廿一

昭公 二

經 四年春王の正月、大に雹ふる。夏、楚子・蔡侯・陳侯・鄭伯・許男・徐子・滕子・頓子・胡子・沈子・小邾子・宋の世子佐・淮夷、申に會す。楚人、徐子を執ふ。秋七月、楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・胡子・沈子・淮夷、呉を伐つ。齊の慶封を執へて之を殺す。遂に賴を滅す。九月、鄫を取る。冬十有二月乙卯、叔孫豹、卒す。

傳 四年(周ノ景王七年)春王の正月、許男、楚に如く。楚子、(一)之を止む。遂に鄭伯を止めて、(二)復た江南に田す。許男與る。椒擧をして晉に如きて(三)諸侯を求めしむ。(四)二君、之を待つ。椒擧、命を(晉三)致して曰く、『寡君、擧をして曰はしむ。日に、君、惠ありて、(五)盟を宋に賜うて曰く、「晉、楚の(六)從は交ゝ相見ん」と。歲の(七)易からざるを以て、寡君、(八)驩を二三君に結ば

【一】與に田せんと欲して止めたるなり。
【二】鄭伯、前年、楚子と江南に田せり、故に復と言ふ。
【三】諸侯を會することを晉に承諾せしめんとするなり。
【四】鄭許の二君、椒擧の晉より歸國し、諸侯を會する時まで、楚に滯在するなり。
【五】襄公二十七年の事。
【六】從は從國。
【七】易からざるは難あるを云ふ。
【八】諸侯を得て事を謀り闕を補はんと欲する也。

の備を具ふ。王（一〇七）以に江南の（一〇八）夢に田す。

齊の（一〇九）公孫竈・卒す。（一一〇）司馬竈、晏子を見て曰く、『又、子雅を喪へり。』晏子曰く、『惜しいかな。（一一一）子旗免れじ、殆い哉。姜族弱れり。而して（一一二）嬀將に始めて昌えんとす。（一一三）二惠、（一一四）競爽なれば猶ほ可なりしに、又（一一五）一个を弱くせり。姜其れ殆い哉』と。

【一〇七】以は「與に」なり。
【一〇八】雲夢の地。
【一〇九】子雅。
【一一〇】齊の大夫。
【一一一】子旗は不臣なれば滅亡を免れじとなり。
【一一二】嬀は陳氏。
【一一三】子雅子尾は齊の惠公の子孫、故に二惠と云ふ。
【一一四】競爽は相競うて爽盛なる也。
【一一五】一個。

好を忘れず。敬して以て之を逆ふとも、猶は其の貳あらんことを懼る。又（九七）一睦を卑しまば、羣好に逆らふなり。其れ舊の如くにして敬を加へよ。志に曰く、「能く敬すれば災なし」と。又曰く、「敬して來者を逆ふるは天の福する所なり」と。』季孫、之に從ふ。

八月、大雩するは、旱すればなり。

齊侯、（九八）莒に田す。（九九）盧蒲嫳見え、泣き且つ請うて曰く、『（一〇〇）余が髮此の如く種種たり。余、奚をか能く爲ん。』公曰く、『諾。吾、（一〇一）二子に告げん』と。歸りて之を告ぐ。子尾、之を復さんと欲す。子雅可かずして曰く、『彼、其髮は短けれども、心は甚だ長し。其れ或は（一〇二）我に寢處せん』と。九月、子雅、（一〇三）盧蒲嫳を北燕に放つ。

燕の簡公、嬖寵多し。諸大夫を去りて其寵人を立てんと欲す。冬、燕の大夫、（一〇四）比して以て公の外嬖を殺す。公、懼れて齊に奔る。書して、（一〇五）『北燕伯款、出でゝ齊に奔る』と曰ふは、之を罪するなり。

十月、鄭伯、楚に如く。子産相く。楚子、これを享して（一〇六）吉日を賦す。既に享す。子産、乃ち田

【九七】一の睦みたる小邦、即ち小邾をいふ。
【九八】齊の東境。
【九九】慶封の黨、襄公二十八年、之を境に放ちしなり。
【一〇〇】種種は短き貌、自ら衰老せしを謂ふなり。
【一〇一】子雅、子尾。
【一〇二】寢處せんは嫳が曾て二子を謂ひし言。
【一〇三】其の復た亂を作さんことを恐るゝ也。
【一〇四】比は相親比するなり。
【一〇五】簡公。
【一〇六】詩小雅、田獵を言へり。

人、日に敝邑を徵すに、『立王に朝せざるの故を以てす。敝邑にして往かば、則ち(八七)執事の、其れ、寡君を、而固より(八八)外心ありと、謂はんを畏る。其れ往かざらば、則ち(八九)宋の盟に云へり。進退、罪あり。寡君、虎をして之を(九〇)布かしむ』と。宣子、叔向をして對へしめて曰く、『君、若し辱く(九一)寡君を有せば、楚に在りとも何の害あらん。宋の盟を脩むるなり。君、苟も盟を思はば、寡君、乃ち戾に免るゝを知る。君、若し寡君を有せざらば、朝夕に敝邑に辱くすと雖も、寡君猜はん。(九二)君、實に心あらば、何ぞ命ずることを辱くせん。君其れ往け。苟も寡君を有せば、楚に在りても猶ほ晉に在るがごとけん』と。張趯、子大叔に謂はしめて曰く、『子が(此年春)歸りしより、小人、(九三)先人の敝廬を糞除して曰く、「子其れ將に來らんとす」と。今、子皮、實に來れり。小人、望を失へり』と。大叔曰く、『吉は(九四)賤し。來ることを獲ず。大國を畏れ、夫人を尊べばなり。且つ、(九五)孟、「而將に事なからんとす」と曰へり。吉(其言ノ如クナランコトヲ)庶幾へるなり』と。

小邾の穆公、來朝す。季武子、(九六)之を卑しめんと欲す。穆叔曰く、『不可なり。曹・滕・二邾は實に我が

【八七】執事は晉をさす。
【八八】外心は貳心。
【八九】宋の盟に、晉楚にかはるがはる見ゆべきを言へり。
【九〇】布は陳ぶる也。
【九一】寡君を有すとは寡君を有りとする也。
【九二】若し晉に事ふる心あらば楚に至るとも特に之を告ぐるを要せざる也。
【九三】先人より傳へられたる家を掃除する也。
【九四】上卿に非ざるを云ふ。
【九五】張趯。
【九六】諸侯の禮を以て之を待するを欲せざるなり。

く、『退け。（七四）二子の言は義なり。義に違ふは禍なり。余、余の縣を治むること能はず、又焉ぞ州を用ゐて、其れ以て禍を徼めんや。君子曰く、『（事ノ是非可否チ）知らざるは實に難し。知りて從はざるは、禍これよりも大なるはなし』と。州を言ふもの有らば必ず死せん』と。（七五）豐氏は故より韓氏を主とせり。伯石の州を獲るや、韓宣子、之が爲めに之を請へるなり。其の（晉ニ）復せんとき（自ラ）之を取らんが爲めの故なり。

五月、叔弓、滕に如きて滕の成公を葬る。（七六）子服椒、（七七）介たり。郊に及び、（七八）懿伯の（七九）忌に遇ふ。（八〇）敬子（八一）入らず。惠伯曰く、『公事には公利ありて私忌なし。椒請ふ先づ入らん』と。乃ち先づ館を受く。敬子、之に從ふ。

晉の韓起、齊に如きて（平公ノ爲メニ）女を逆ふ。（八二）公孫蠆、少姜の（平公ニ）寵ありしが爲めに、其子を以て公女に更へ、而して公の子を嫁せしむ。人、（八三）宣子に謂へらく、『子尾、晉を欺けり。晉、何ぞ之を受けん』と。宣子曰く、『我、齊を得んと欲して、（八四）其寵を遠ざけば、寵將た來らんや』と。

秋七月、鄭の（八五）罕虎、晉に如きて夫人を賀す。且つ告げて曰く、『（八六）楚

【七四】二宣子。
【七五】豐氏即ち鄭の公孫段の家は常に韓氏を主とせり。
【七六】惠伯
【七七】介は副使。
【七八】惠伯の叔父。
【七九】忌は忌日なり。
【八〇】叔弓。
【八一】惠伯の爲に聽と避けて入らざるなり。
【八二】公孫蠆は子尾なり。公孫氏は己の女を齊の景公の女に代へて晉君に歸がしめ、景公の女をば、他に嫁せしめしなり。
【八三】宣子は韓起。
【八四】寵臣即ち子尾。
【八五】子皮。
【八六】楚の靈王新に立ち鄭を朝せしめんとするを言ふ。

不祥なり。君子は非禮を犯さず、小人は不祥を犯さざるは、古の制なり。吾、敢て諸に違はんや』と。卒に其舊宅に復らんとす。公許さず。陳桓子に因りて以て請ふ。乃ち許さる。

夏四月、鄭伯、晉に如く。公孫段相く。甚だ敬みて卑しくし、禮、違ふ者なし。晉侯、嘉して之に授くるに（六三）策を以てして曰く、『（六四）子豐、晉國に勞ありしこと、余聞きて忘れず。女に（六五）州の田を賜ひて、以て乃の舊勳に酢いん』と。伯石、再拜稽首して策を受けて以て出づ。君子曰く、『禮は其れ人の急なるか。伯石の汰れるも、一たび禮を晉に爲すや、猶ほ（六六）其祿を荷へり。況んや禮を以て終始するをや。（六七）詩に曰く、「人にして禮なくんば、胡ぞ遄に死せざる」とは、其れ是れを謂ふか』と。初め、州縣は（六八）欒豹の邑なりき。欒氏亡ぶるに及びて、范宣子・趙文子・韓宣子、皆之を欲す。文子は曰く、『（六九）溫は吾が縣なり』と。二宣子は曰く、『（七〇）郤稱より以て別れて三傳せり。晉の、縣を別つこと、唯だ州のみならず。（七一）誰か之を治むるを獲ん』と。文子、之を病へ、乃ち之を舍く。二子曰く、『（七二）吾、正議を以てして自ら與ふべからざるなり』と。皆之を舍けり。文子が政を爲すに及びて、（七三）趙獲曰く、『以て州を取るべし。』文子曰

【六三】策は命を賜ふの書。
【六四】子豐は段の父。
【六五】州は晉の邑名。
【六六】祿を身に受くるをいふ。
【六七】國風相鼠の篇。
【六八】欒盈の族。
【六九】州は本と溫に屬せし也。
【七〇】郤稱は晉の大夫、始めて州縣を受け是より溫と分る、今に至る迄三家に傳へたり。
【七一】趙子取るを得ずとの意。
【七二】二宣子は、吾、正議を言ひたれば、自ら州を取るは尙善からずとて、亦舍きし也。
【七三】趙文子の子。

(五五)湫隘囂塵なり。以て居る可からず。請ふこれを(五六)爽塏なる者に更めん』と。辭して曰く、『(五七)君の先臣(其身)容れしなり。臣以て之を嗣ぐに足らずとするは、臣に於て侈れるなり。且つ小人、市に近く、朝夕、求むる所を得るは、小人の利なり。敢て(五八)里旅を煩はさんや。』公笑ひて曰く、『子、市に近し。(物價)貴賤を識れりや。』對へて曰く、『既に之を利とせり。敢て識らざらんや。』公曰く、『何ものか貴くして何ものか賤き』と。是に於て景公、(五九)刑を繁くして、踊を鬻ぐ者あり。故に對へて曰く、『踊は貴く屨は賤し』と。既已に君に告げき。故に叔向と語りて之を稱せり。景公、是れが爲めに刑を省けり。君子曰く、『仁人の言、其利博き哉。晏子、一言して、齊侯、刑を省けり。(六〇)詩に曰く、「君子如し祉せば、亂庶はくは遄に已まん」とは、其れ是れを謂ふか』と。晏子が晉に如くに及びて、公、其宅を更め、反れば則ち成れり。既に(六一)拜して、乃ち之を毀ちて里室と爲し、皆其舊の如くし、[illegible]則ち宅人をして之に反らしめ、曰く、『諺に曰く、「(六二)宅を是れトするに非ず。唯だ鄰を是れトす」と。二三子、先に鄰を卜せり。卜に違ふは

【五五】湫は土地低きなり。隘は狹きなり。囂は、かまびすしきなり。塵は塵埃たつ也。

【五六】爽塏は高爽乾燥なり。

【五七】君の先臣は晏子の先祖をいふ。

【五八】里旅は里の有司なり。

【五九】景公、人を刑すること多し。

【六〇】小雅巧言の篇。君子若し福を行ひて民を利せば、亂速に止まん。

【六一】既に拜受して乃ち毀ちて小家となし、舊の住人に反らしめしなり。拜は拜受する也。里室は里人の家なり。宅人は里室の舊の住人。

【六二】住宅をトするにあらず、唯だ鄰の善惡をトす。

胡公・大姬を相けて、已に齊に在り』と。叔向曰く、『然り。(四一)吾が公室と雖も、今亦季世なり。戎馬、駕せず、卿、軍行なく、公乘に人なく、卒列に長なし。庶民罷敝して、宮室滋〻侈り、(四二)道殣相望みて、(四三)女富溢〻尤し。民、公命を聞けば、寇讎を逃ぐるが如く、(四四)欒・郤・胥・原・狐・續・慶・伯、降りて皁隷に在り。政、(大夫)家門に在りて、民、依る所なし。君、日に悛めず、(四五)樂を以て憂を慆す。公室の卑しきこと、(四六)其れ何の日にかこれ有らん。(四七)讒鼎の銘に曰く、「(四八)昧旦に丕に顯にすれど、後世猶ほ怠る」と。況や日に悛めざるをや。其れ能く久しからんや』と。晏子曰く、『(四九)子將に若何にせんとする。』叔向曰く、『晉の公族盡きたり。肸、之を聞く「公室、將に卑しからんとするや、其(五〇)宗族の枝葉先づ落ち、則ち(五一)公之に從ふ」と。肸の宗は十一族なりしかど、唯だ羊舌氏の在るのみ。肸、又(五二)子なし。公室、(五三)度なし。(五四)幸にして死することを得ん。豈に其れ祀らるゝを獲んや』と。初め、景公、晏子の宅を更めんと欲す。曰く、『子の宅、市に近くして、

【四一】叔向、亦、晉の衰弱して、征討して諸侯を救ふこと能はざるを言ふなり。
【四二】道路に餓死せるもの。
【四三】寵愛を受くる婦女の家の富み榮ゆること、益〻甚だし。
【四四】欒等八姓は晉の舊家なれども今賤官に在り。皁隷は、賤しき身分の者。
【四五】娛樂を以て憂患を閑過す。
【四六】必ず近き内にあらん。
【四七】讒鼎は古の鼎の名。
【四八】昧旦は早朝。
【四九】身を處すること如何。
【五〇】同祖を宗となす。
【五一】公は公室。
【五二】賢子無し。
【五三】法度無し。
【五四】幸あらば天壽を以て終らん。

宴し、相與に語る。叔向曰く、『(二九)齊は其れ如何ん。』晏子曰く、『此れ季世なり。吾知らず、齊は其れ陳氏(有ノ)と爲らん。公、其民を棄てゝ、之を陳氏に歸せしむ。齊は舊と(三〇)四量、豆・區・釜・鍾あり。四升を豆と爲し、(三一)各ゝ其四よりして以て釜に登り、釜十は則ち鍾なり。(三二)陳氏は三量、皆一を登す。鍾乃ち大なり。(三三)家量を以て(入ニ)貸して、公量を以て之を收む。(三四)山木、市に如くも、山よりも加へず、(三五)魚鹽蜃蛤は、海よりも加へず。(三六)民、其力を參にして、二は公に入れて、其一に衣食し、(三七)公聚は朽蠹して、三老は凍餒せり。國の諸市は、(三八)屨は賤くして踊は貴し。民人痛疾すれば、或は之を(三九)燠休し、其の之を愛すること父母の如くにして、之に歸すること流水の如し。民を獲ること無からんと欲すとも、將た焉ぞ之を辟けん。(四〇)箕伯・直柄・虞遂・伯戲、其れ

【二九】興衰を問ふなり。
【三〇】四種の升あり。
【三一】四升を豆、四豆を區、四區を釜。
【三二】陳子の升は齊量に比すれば各其一づゝを加ふ、即ち五升を豆、五豆を區、五區を釜とす。
【三三】貸すは多くして收むるは少し。家量は陳家の私の升。公量は齊の公けの升。
【三四】山林の材木を市場に於て賣買するも山に於て賣買するも其價格同一なるを云ふ。
【三五】魚鹽辰蛤も皆海にて賣ると同一なる價なり。
【三六】民、其收入の三分の二を公に納む。
【三七】公の聚斂したる財穀はくさりて蟲の入る程なれど、上壽中壽下壽即ち八十以上の者は養はれざるなり。
【三八】刑せらるゝ者多き也。踊は足を刖られし者の履。
【三九】燠休は痛苦をいたはり慰むるを云ふ。
【四〇】箕伯以下四人皆舜の後にして陳氏の先なり。胡公は四人の後なり。大姬は其妃なり。陳、人臣たれど、其先祖の鬼神已に齊に在り。早晩陳氏が國を有つべきを謂ふなり。

事へんことを願ひて朝夕倦まず、將に質幣を奉じて以て時を失ふこと無からんとすれど、則ち國家多難にして、是を以て（願フ所ノ如キヲ）獲られず。不腆なる先君の（一四）適、以て內官に備へて、寡人の望を（一五）焜燿せしかども、則ち又（一六）無祿にして早世隕命し、寡人、望を失へり。君若し先君の好を忘れず、齊國を惠顧し、寡人を（一七）辱收し、福を（一八）大公・丁公に徼め、敝邑を照臨し、其社稷を鎭撫せば、則ち猶ほ先君の（一九）適及び遺れる（二〇）姑姊妹若而人あり。君、若し敝邑を棄てずして、辱く董して之を（二一）振擇し、以て（二二）嬪嬙に備へしめば、寡人の望なり』と。韓宣子、叔向をして對へしめて曰く、『寡君の願なり。寡君、獨り其社稷の事に任ふること能はず、（二三）未だ伉儷あらざれども、（二四）縗絰の中に在れば、是を以て未だ敢て請はざりしに、君、命を辱うするあり。惠、これよりも大なるは莫し。若し敝邑を惠顧し、晉國を撫有して、之が（二五）內主を賜はゞ、豈に唯だ寡君のみならんや、羣臣を擧りて實に其貺を受けん。其れ（二六）唐叔より以下（ノ神靈）も、實に之を寵嘉せん』と。既に（二七）昏を成し、晏子、（二八）禮を受く。叔向、之に從ひて

【一四】適は夫人の生みし少姜を云ふ。
【一五】焜燿は明かにする也。
【一六】無祿は不幸なり。
【一七】辱收は、あはれみたすくる也。
【一八】大公・丁公は齊の先君。
【一九】適は適夫人の女。
【二〇】遺れる姑姊妹は先君の女兄弟なり。
【二一】振擇は、收め、えらぶ。
【二二】嬪嬙は婦官。
【二三】夫人を喪ひ、未だ配偶あらざる也。
【二四】喪服。
【二五】內主は夫人。
【二六】唐叔は晉の祖。
【二七】昏を成すは婚約を成す也。
【二八】禮は賓享の禮。

るや。』子大叔曰く、『(三)將た已むを得んや。昔、(四)文・襄の霸たりしや、其務、諸侯を煩はさず、諸侯をして三歲にして聘し、五歲にして朝し、事あれば會し、協はざれば盟ひ、君、薨ずれば大夫弔し、卿、葬事に共し、夫人は士弔し、大夫、葬を送らしむ。以て禮を昭かにし・事を命じ・闕けたるを謀るに足るのみ。(五)命を加ふること無かりき。今、嬖寵の喪に、敢て(弔喪者ノ)位を擇ばずして、(六)數、(七)守適のごとし。唯だ戾を獲んことを懼る。豈に敢て煩を憚らんや。少姜、寵ありて死したれば、齊必ず(八)室を繼がん。今茲吾、又(九)將に來り賀せんとす。唯だ此行のみにあらざらん。』張趯曰く、『善い哉、吾、此數を聞くことを得たるや。然れども、今より吾子其れ事なけん。譬へば(一〇)火の如し。火、中すれば寒暑乃ち退く。此れ其極なり。能く退くこと無からんや。晉、將に諸侯を失はんとす。諸侯、煩を求むとも、獲ざらん』と。二大夫退く。子大叔、人に告げて曰く、『張趯、知あり、(一一)其れ猶ほ君子の後に在らんか』と。

丁未、滕子原・卒す。(一二)同盟なり。故に名を書す。

齊侯、晏嬰をして(一三)室を繼がんことを晉に請はしめて曰く、『寡君、嬰を使はして曰く、「寡人は、君に

【三】止むを得ざるを云ふ。
【四】晉の文公襄公。
【五】命に常ありしを云ふ。
【六】數は禮物の數。
【七】守適は適夫人。
【八】復た女を薦めん。
【九】其賀を致さんが爲に來り賀せざる可からず。
【一〇】火は心星なり、季夏の昏を以て中して暑退き、季冬の旦に中して寒退く。
【一一】張趯の知は、其れ猶ほ君子の列に在るべしと譽めたるなり。
【一二】襄公の世に同盟す。
【一三】復た女を以て少姜に繼がしめんと請はするなり。

月戊寅、縊る。これを周氏の【四五】衢に尸し、【四六】木を加へたり。

晉の少姜卒す。公、【四七】晉に如かんとし河に及ぶ。晉侯、士文伯をして來りて辭せしめて曰く、「【四八】伉儷に非ざるなり。請ふ君辱うする無かれ」と。公、還る。【四九】季孫宿、遂に服を致す。叔向、陳無宇を晉侯に言ひて曰く、「【五〇】彼、何の罪かある。君、【五一】公族をして之を逆へしめ、齊、上大夫(陳無宇)をして之を送らしめしを、猶は「【五二】不共なり」と曰はんには、君の求め以だ貪れり。國則ち不共にして其使を執ふるは、君の刑已だ【五三】頗なり。何を以て盟主たらん。且つ少姜も【五四】辭ありき」と。冬十月、【五五】陳無宇歸る。

十一月、鄭の印段、【五六】晉に如きて弔す。

【經】三年春王の正月丁未、滕子原卒す。夏、叔弓、滕に如く。五月、滕の成公を葬る。秋、小邾子來朝す。八月、大雩す。冬、大に雹ふる。北燕伯款、出でゝ齊に奔る。

【傳】三年(周ノ景王六年)春王の正月、鄭の游吉、晉に如きて少姜の葬を送る。(一)梁丙と張趯と、之を見る。梁丙曰く、「(二)甚だしい哉、子の此の爲めに來

【四五】衢は道なり。
【四六】木は罪名を書ける木札。
【四七】魯君、少姜を弔すべく、晉に往かんとせしなり。
【四八】正夫人には非ざるなり。
【四九】季孫、少姜の喪服を致すなり。
【五〇】彼は無宇をさす。
【五一】公族大夫なる齊須。
【五二】不共は不恭なり。
【五三】頗は偏頗なり。
【五四】無宇を赦さんことを請ふ辭ありしなり。
【五五】晉侯之を赦せしなり。
【五六】少姜を弔するなり。
【一】二人は晉の大夫。
【二】甚、嬖たる少姜の葬に會するは、禮に過ぎたりとの意。

游氏を去りて其位に代らんと欲するなり。傷疾作りて果さず。(三三)駟氏、諸大夫と與に、之を殺さんと欲す。子産、鄙に在り。之を聞き、及ばざらんことを懼れ、(三四)遽に乘じて至り、吏をして之を數めしめて曰く、『(三五)伯有の亂に、(三六)大國の事ありしを以て、未だ爾(罪ノ)を討せざりき。爾、亂心ありて、厭くこと無し。(三七)國、女に堪へず。專ら伯有を伐ちし、而の罪一なり。(三八)昆弟、室を爭ひし、而の罪二なり。薰隧の盟に、(三九)女、君位を矯はりし、而の罪三なり。死罪三あり。何を以てか之に堪へん。速に死せずんば、大刑將に至らんとす』と。再拜稽首して辭して曰く、『(四〇)死は朝夕に在り。天を助けて虐を爲すこと無かれ。』子産曰く、『人誰か死せざらん。(四一)凶人は命を終へざるなり。凶事を爲すを凶人と爲す。天を助けずして、其れ凶人を助けんや』と。(黑)(四二)印を以て(四三)褚師と爲さんと請ふ。子産曰く、『印や若し才あらば、君、將に之に任せんとす。不才ならば、將に朝夕に女に從はんとす。女の罪を恤へずして、又何ぞ請はん。速に死せずんば、(四四)司寇將に至らんとす』と。七

【三三】公孫黑の族。

【三四】傳車、驛馬。

【三五】襄公三十年の事。

【三六】大國の事とは大國の命令に供するを務めしをいふ。

【三七】鄭國汝を堪忍すること能はず。

【三八】室を爭ひしは游楚と徐吾犯の妹を爭ひしを謂ふ。

【三九】大史をして七子と書せしめしを謂ふ。

【四〇】我、創疾、現に作りて、死せんこと朝夕に迫れり。天、已に我を虐す。更に天を助けて虐を爲す莫かれ。

【四一】凶人は天壽を全うするを得ざるなり。

【四二】印は黑の子なり。

【四三】褚師は市官なり。

【四四】司寇は刑罰を司る官。司寇來りて罪を治めんとなり。

うて曰く、『(二三)送るは逆ふるの班に從ふなれど、大國を畏るゝや猶は(禮制ヲ改メ)易ふる所あり、是を以て亂作れり』と。

(二四)叔弓、晉に聘す。宣子(ノ此春來聘)に報ゆるなり。晉侯、(二五)郊勞せしむ。辭して曰く、『寡君、弓をして來りて舊好を繼がしめ、固く曰く、「女、敢へて賓と爲ること無かれ」と。(弓)命を執事に(二六)徹せば、敝邑の(二七)弘なり。敢て郊使を辱うせんや。請ふ辭せん』と。(二八)館を致す。辭して曰く、『寡君、下臣に命じ、來りて舊好を繼がしむ。好く合ひて使成らば、臣の祿なり。敢て大館を辱うせんや』と。叔向曰く、『子叔子は禮を知れる哉。吾之を聞く、曰く「忠信は禮の器なり。卑讓は禮の(二九)宗なり」と。辭、國を忘れざるは忠信なり。國を先にして、己を後にするは卑讓なり。(三〇)詩に曰く、「威儀を敬愼し、以て有德に近づく」と。夫子は德に近づけり』と。

秋、鄭の(三一)公孫黑、將に亂を作さんとす。(三二)

【二三】班は位列なり。送る者は逆ふる者と位を同等にするは禮の常なり。而るに、大國卽ち晉を畏敬するが故に、禮制を改め易へて、晉は公族大夫たる韓須をして逆へしめたるに、齊は上大夫たる陳無宇をして送らしめ、鄭重にしたるが爲めに、反つて煩はしき事件起るに至れりと也。少姜、諱にして以て譏を示す也。

【二四】叔老の子。

【二五】郊外に迎へて勞らはしむる也。

【二六】徹は達する也。

【二七】弘は大幸なり。

【二八】晉人、叔弓に大館を致したるなり。

【二九】宗は本なり。

【三〇】大雅民勞の篇。

【三一】子晳

【三二】公孫黑は嚢に游楚の爲に傷けられし故其族を害せんと欲するなり。

子曰く、『(八)宿、敢て此樹を(九)封殖せざらんや。以て角弓を忘るゝこと無けん』と。遂に(一〇)甘棠を賦す。宣子曰く、『(一一)起、堪へざるなり。以て(一二)召公に及ぶこと無し』と。

宣子、遂に齊に如きて(一三)幣を納る。子雅を見る。子雅、(一四)子旗を召し、宣子に見えしむ。宣子曰く、『保家の主に非ざるなり。(一五)不臣なり』と。子尾を見る。子尾、(一六)子彊を見えしむ。宣子、之を謂ふこと子旗の如し。大夫多く之を笑ふ。唯だ晏子のみ之を信じて曰く、『(一七)夫子は君子なり。君子は信あり。其れ以て之を知ることあらん』と。齊より衞に聘す。衞侯、之を享す。北宮文子、(一八)淇澳を賦す。宣子、(一九)木瓜を賦す。

夏四月、(二〇)韓須、齊に如きて(二一)女を逆ふ。齊の陳無宇、女を送り、少姜を致す。少姜、晉侯に寵あり。晉侯、之を少齊と謂ふ。(二二)陳無宇を卿に非ずと謂ひて、これを中都に執ふ。少姜之が爲めに請

【八】宿は武子の名。
【九】封殖は培養して成長せしむる也。
【一〇】詩召南、樹木に對しても其人を欽慕するを言へり。
【一一】起は宣子の名。
【一二】甘棠は召伯を頌する者。
【一三】平公の爲めに少姜を聘する也。
【一四】子雅の子。
【一五】志氣亢ぶるなり。
【一六】子尾の子。
【一七】夫子は韓宣子をさす。
【一八】詩の衞風、衞の武公を美めたる詩にて、宣子を之に類せりとするなり。
【一九】衞風、厚く報いて好を爲さんと言ふなり。
【二〇】韓須は韓起の子。
【二一】平公の爲に少姜を逆ふるなり。
【二二】中都は晉の邑なり。晉、齊をして適夫人の禮を以て少姜を送らしめんと欲したるなり、陳は上大夫なれども卿ならざる故之を咎むるなり。

らん』と。

十二月、晉既に(二九九)烝す。趙孟、南陽に適き、將に(祭二)(三〇〇)孟子餘に會せんとす。甲辰朔、(三〇一)溫に烝す。庚戌、卒す。鄭伯、晉に如きて弔はんとし、(三〇二)雍に及びて乃ち復る。

【經】二年春、晉侯、韓起をして來聘せしむ。夏、(一)叔弓、晉に如く。秋、鄭、其大夫公孫黑を殺す。冬、公、晉に如き、河に至りて乃ち復る。季孫宿、晉に如く。

【傳】二年(周ノ景王五年)春、晉侯、(二)韓宣子をして來聘せしむ。且つ(趙武ニ代リテ)政を爲すことを告げて、來り見ゆ。禮なり。書を大史氏に觀る。易の(三)象と魯の春秋とを見て曰く、『周の禮は盡く魯に在り。吾、乃ち今、周公の德と周の王たる所以とを知れり』と。公、これを享す。季武子、(四)緜の卒章を賦す。韓子、(五)角弓を賦す。季武子拜して曰く、『敢て子が敝邑を(六)彌縫するを拜す。寡君、(子ニ)望むことあり』と。武子、(七)節の卒章を賦す。既に享して、季氏に宴す。嘉樹あり。宣子、之を譽む。武

【二九九】烝は冬の祭なり。
【三〇〇】孟子餘は趙衰趙武の曾祖其廟晉の南陽溫縣に在り。
【三〇一】趙孟が溫邑に於て其家廟の烝祭を爲しゝ也。
【三〇二】鄭伯、雍に至りしに、趙氏之を辭せしなり。
【一】叔弓は叔老の子。
【二】韓宣子は韓起なり。公、位に卽くが故なり。
【三】象は上下經の象の辭。
【四】詩の大雅、文王、四臣ありて、緜々として興盛を致したるを言へり。
【五】小雅、兄弟の國は宜しく和親すべきを言へり。
【六】彌縫は隙間を補ひ塞ぐなり。縫ひて完くするをいふ。
【七】詩小雅、其卒章は萬邦を安んずべきを言へり。

るや、從車五乘なり。（二八八）叔向、秦の公子と食を同じくせしむ。皆百人の（二八九）餼なり。趙文子曰く、『秦の公子は富めり。』叔向曰く、『（二九〇）祿を厎すには德を以てす。德鈞しければ年を以てし、年同じければ尊を以てす。公子は國を以てす。富を以てするを聞かず。且つ夫れ千乘を以て其國を去るは、（二九一）彊禦甚し。（二九二）詩に曰く、「鰥寡を侮らず、彊禦を畏れず」と。秦楚は匹なり』と。后子と子干とをして（二九三）歯せしむ。辭して曰く、『鍼は選せらるるを懼れ、楚の公子は（上二）獲ず。是を以て皆來れり。（二九四）亦唯だ命のままなり。且つ臣と（二九五）羈と歯せば、乃ち不可なること無からんや。史佚言へるあり、曰く、「羈に非ずして何ぞ忌はん」と。』

楚の（二九六）靈王、位に卽き、薳罷を令尹と爲し、薳啓彊を大宰と爲す。鄭の游吉、楚に如き、郟敖を葬り、且つ立てる君に聘して歸る。子産に謂ひて曰く、『（二九七）行器を具へよ。楚王、汰侈にして自ら其事を說ぶ。必ず諸侯を合はせん。吾往くこと日なけん。』子産曰く、『（二九八）數年ならずんば未だ能はざ

【二八八】秦の后子鍼は從車千乘なりしが、叔向、之と楚の子干との祿食を同じくせろなり。
【二八九】餼は扶持米なり。
【二九〇】祿を與ふる也。
【二九一】彊禦はつよくして服從せしめがたきこと。
【二九二】大雅。
【二九三】年齡を以て座の高下をなす。
【二九四】二人共に奔りしものなれど、事に優劣あり、唯主人、處る所を命ぜよ。
【二九五】羈は羈旅なり。又己は今晉の臣と同じ、彼は羈旅の客なり、史佚の言の如く、客を敬せずして誰をか敬せんと、謙辭なり。
【二九六】卽ち公子圍。
【二九七】楚の國へ行くべき器具を用意せよ。
【二九八】靈王が諸侯を會するまでには何ほ二三年を要すべきを云ふ。

(二七五)穀の飛ぶも亦蠱と爲す。周易に在りては、女、男を惑はし、風、山を落す、之を(二七六)蠱䷑と謂ふ。皆(二七七)同物なり。』趙孟曰く、『良醫なり』と。其禮を厚くして之を歸す。

楚の公子圍、(二七八)公子黑肱・伯州犂をして(二七九)犨・櫟・郟に城づかしむ。鄭人懼る。子產曰く、『害あらず。令尹、將に(二八〇)大事を行はんとす。而して先つ(二八一)二子を除かんとするなり。禍、鄭に及ばじ。何ぞ患へん』と。冬、楚の公子圍、將に鄭に聘せんとす。伍擧、(二八二)介たり。未だ竟を出でず。(公子圍)王疾ありと聞きて還る。(二八三)伍擧、遂に聘す。十一月己酉、公子圍至り、入りて王の疾を問ひ、縊りて之を弑す。遂に(二八四)其二子幕と平夏とを殺す。(二八五)右尹子干出で丶晉に奔る。宮廐尹(二八六)子皙出で丶鄭に奔る。大宰伯州犂を郟に殺す。王を郟に葬る。之を(二八七)郟敖と謂ふ。鄭に赴げしむ。伍擧、應に後と爲すべきの辭を(鄭ニ至レル使ニ)問ふ。對へて曰く、『寡大夫圍』と。伍擧、之を更めて曰く、『共王の子圍、長たり』と。子干、晉に奔

【二七五】穀久しく積み置けば飛蟲となる。
【二七六】巽下艮上は蠱なり。巽を長女と爲し、風と爲し、艮を少男と爲し、山と爲す。長女、少男を惑はし、山木、風の爲めに落つ。內、外を惑はし、內、外を落す。害、中より生ずる也。
【二七七】同物は同類なり。
【二七八】圍の弟子皙。
【二七九】三邑は本と鄭の地。

【二八〇】大事は君を弑するの事を云ふ。
【二八一】二子は黑肱、伯州犂たさす。
【二八二】介は副使なり。
【二八三】伍擧獨り鄭に聘せしなり。
【二八四】其二子は皆郟敖の子なり。
【二八五】王子比。
【二八六】公子黑肱。
【二八七】即ち楚子麇。

て（二六二）五聲と爲る。淫ぐれば（二六三）六疾を生ず。六氣とは陰陽風雨晦明を曰ふ。分かれて四時と爲り、序でて（二六四）五節と爲る。過ぐれば則ち菑を爲す。（二六五）陰淫は寒疾し、陽淫は熱疾し、風淫は（二六六）末疾し、雨淫は腹疾し、晦淫は（二六七）惑疾し、明淫は（二六八）心疾す。（二六九）女は陽の物にして晦の時なり。淫すれば則ち內熱惑蠱の疾を生ず。今、君、節あらず、時あらず。能く此に及ぶこと無からんや』と。出でて趙孟に語る。趙孟曰く、『（二七〇）誰か良臣に當れる。』對へて曰く、『（二七一）主を是れ謂ふ。主、晉國に相として今に八年、晉國、亂なく、諸侯闕くること無し。良と謂ふ可し。和、之を聞く、「國の大臣、其寵祿に榮え、其大節に任じて、菑禍の興れるあるに、改むること無ければ、必ず其咎を受く」と。今、君、淫にして以て疾を生じて將に社稷を圖り恤ふること能はざらんとするに至れり。禍、孰れかこれよりも大ならん。主禦ぐこと能はず。吾是を以て云ふなり。』趙孟曰く。『何をか蠱と謂ふ。』（和）對へて曰く、『（二七二）淫溺惑亂の生ずる所なり。（二七三）文に於て、（二七四）皿蟲を蠱と爲す。

【二六二】商角羽徵宮。
【二六三】寒熱末腹惑心の病。
【二六四】金木水火土の五行の節。
【二六五】淫は過ぐるなり。
【二六六】四肢の疾。
【二六七】惑亂の疾。
【二六八】心勞るゝ疾。
【二六九】婦人は男子の陽事を行ふ者にして、時は晦夜に在り、故に度に過ぐるときは、陽淫の結果たる熱疾と晦淫の結果たる惑疾とを生ず。
【二七〇】良臣死せんとすと曰ひしを問ふなり。
【二七一】主は貴人に對していふ二人稱代名詞。
【二七二】淫溺は嗜欲に耽溺する也。
【二七三】文は文字なり。
【二七四】皿は飲食の器なり。皿に盛りたる食物、腐敗して化して蟲と爲るなり。

せん』と。叔向曰く、『善い哉。吾、未だ之を聞かざりき。此れ皆然り』と。叔向出づ。(二五一)行人揮、之を送る。叔向、鄭の故を問ひ、且つ子皙を問ふ。對へて曰く、『(二五二)其れ幾何かあらん。無禮にして人を陵ぐことを好み、富を怙みて其上を卑しむ、久しきこと能はざらん』と。晉侯、子產の言を聞きて曰く、『(二五三)博物の君子なり』と。重く之に賄ふ。

晉侯、醫を秦に求む。秦伯、醫和をして、之を視しむ。曰く、『疾、爲むべからざるなり。これを、女室に近づき、疾、(二五四)蠱の如しと謂ふ。鬼に非ず、食に非ず、(女色ニ)惑ひて以て志を失へり。良臣、將に死せんとす。天命祐けず。』公曰く、『女は近づくべからざるか。』對へて曰く、『之を節するなり。先王の樂は百事を節する所以なり。故に(二五五)五節あり。遲速本末(節ノ)以て相及ぼし、中聲にして以て降り、(二五六)五降の後彈ず容からず。是に於て、煩手淫聲することあれば、心耳を(二五七)慆堙して、乃ち平和を忘れしむ。君子は聽かざるなり。(二五八)物も亦之の如し。煩に至れば、乃ち舍めんのみ。(煩ニシテ舍メ)以て病を生ぜしむる無かれ。君子の琴瑟を近づくるは、以て(心ノ)儀節をするなり。以て心を慆にせんとするに非ず。天に(二五九)六氣あり、降つて(二六〇)五味を生じ、發して(二六一)五色と爲り。徵し

【二五一】行人揮は子羽なり。叔向、子產の館を辭して出づる時、子羽之を送るなり。
【二五二】將に敗れんとすること久しからざるを言ふ。
【二五三】博物は博識なり。
【二五四】蠱は惑疾なり。
【二五五】五聲の節。
【二五六】五聲皆降る也。
【二五七】まどはしふさぐ。
【二五八】百事皆樂の如し。
【二五九】陰陽風雨晦明。
【二六〇】辛酸鹹苦甘。
【二六一】白青黑赤黃。

か之を禜するのみ。君の身の如きは、則ち亦(二三七)出入・飲食・哀樂の事なり。(二三八)山川星辰の神又何をか爲ん。僑、之を聞く、「君子に四時あり、朝は以て政を聽き、晝は以て(二三九)訪問し、夕は以て(二四〇)令を脩め、夜は以て身を安んず」と。是に於てか、其氣を(二四一)節宣して、壅閉(二四二)湫底する所ありて以て其體を(二四三)露し、茲心爽ならずして(二四四)百度を昏亂せしむること勿かれ。今、乃ち(二四五)之を壹にして則ち疾を生ぜるなるなからんや。僑又之を聞く、「(二四六)內官は同姓に及ばず。(及べバ)其生、(二四七)殖せず、(二四八)美先づ盡き、則ち疾を相生ず。君子是を以て之を惡む」と。故に志に曰く、「妾を買ふに其姓を知らざれば、則ち之を卜す」と。(二四九)此二者に違ふは、古より愼む所なり。男女、姓を辨つは、禮の大司なり。今、君の內、實に(二五〇)四姬あり。其れ乃ち是なるなからんや、若し是の二者に由らば、爲むべからざらんのみ。四姬を省くことあらば猶は可なり。無くんば則ち必ず疾を生

【二三七】出入とは寢處內外の節度なきをいふ。

【二三八】實沈臺駘、君の疾をなさざるべきを云ふ。

【二三九】會議して事の可否を問ふなり。

【二四〇】前時の典刑を省み、後日の命令を修むる也。

【二四一】其氣を程よく通じ散ずる也。

【二四二】湫は集まるなり、底は滯るなり。

【二四三】露は羸れて骨あらはるゝなり。

【二四四】百事の節。

【二四五】四時を同一にするをいふ。

【二四六】嬪御。

【二四七】殖は繁殖なり。

【二四八】同姓の相與するは、相愛すること極めて美なり、美極まれば美盡く。

【二四九】四時を壹にすること無きと同姓の內官を取らざると。

【二五〇】晉の同姓なる姬氏の女四人あり。

(二一七)參を主らしむ。唐人是に因りて、以て夏商に服事す。(二一八)其季世を唐叔虞と曰ふ。武王の(二一九)邑姜の方に(二二〇)大叔を(二二一)震めるに當りて、夢に、(二二二)帝、己に謂へらく、「余、而の子に命けて虞と曰ふ。將に之に唐を與へ、諸を參に屬して、其子孫を蕃育せんとす」と。生まるゝに及びて、文の其手に在るあり、虞と曰ふ。遂に以て之に命けぬ。成王の唐を滅すに及びて、大叔を(唐ニ)封せり。(是レ晉侯トナス)故に參を晉星と爲す。これに由りて之を觀れば、則ち實沈は參の神なり。昔、(二二三)金天氏に(二二四)裔子あり、昧と曰ふ。(二二五)玄冥の師たり。允格・臺駘を生めり。臺駘、能く(二二六)其官を業にし、(二二七)汾洮を宣し、大澤に(二二八)障して、以て(二二九)大原に處れり。(二三〇)帝中ねて之を嘉し、これを汾川に封じ、(二三一)沈・姒・蓐・黄、實に其祀を守りしを、今、晉、汾を主りて、(二三二)之を滅せり。是に由りて之を觀れば、則ち臺駘は汾の神なり。抑ゝ此二者は(二三三)君の身に及ばず。(二三四)山川の神は、則ち水旱癘疫の災あれば、是に於てか之を(二三五)禜し、(二三六)日月星辰の神は、則ち雪霜風雨の時ならざれば、是に於て

【二一七】星宿の名。
【二一八】末世の君。邑姜の子は其名を取りし也。
【二一九】武王の后、齊の大公の女。
【二二〇】成王の弟叔虞。
【二二一】震は懷胎する也。
【二二二】帝は天帝。
【二二三】帝少皡。
【二二四】末子。
【二二五】玄冥の師は水官の長。
【二二六】昧の業を繼ぐ。
【二二七】汾水洮水を通ぜしなり。
【二二八】障は陂障なり。
【二二九】大原は晉陽なり。
【二三〇】顓頊。
【二三一】沈以下四國は臺駘の後。
【二三二】之は四國を指す。
【二三三】晉の君の身には關係無きなり。
【二三四】臺駘の如きもの。
【二三五】祈禱の小祭。
【二三六】實沈の如きもの。

莒の展輿、立ちて、群公子の（一九九）秩を奪ふ。公子、去疾を齊より召ぶ。秋、（二〇〇）齊の公子鉏、去疾を納る。（二〇一）展輿、呉に奔る。（二〇二）叔弓、師を帥ゐて（二〇三）鄆の田を疆す。莒の亂に因りてなり。是に於て莒の（二〇四）務婁・瞀胡と公子滅明と、（二〇五）大厖と常儀靡を以て齊に奔る。君子曰く、『（二〇六）莒の展の立たざるは人を棄てたればなるかな。人は棄つべけんや。（二〇七）詩に曰く、「競きこと無からんや惟れ人」とは、善いかな』と。

晉侯、疾あり。鄭伯、（二〇八）公孫僑をして晉に如きて聘し、且つ疾を問はしむ。叔向問うて曰く、『寡君の（二〇九）疾病なり。卜人の曰く、「實沈・臺駘、祟を爲す」と。史、之を知るものなし。敢て問ふ、此れ何の神ぞ。』子産曰く、『昔、（二一〇）高辛氏に二子あり。伯を閼伯と曰ひ、季を實沈と曰ふ。（二一一）曠林に居て、（二一二）相能まじからず。日に干戈を尋ゐて、以て相征討せり。（二一三）后帝臧せず、閼伯を（二一四）商丘に遷し、（二一五）辰を主らしむ。商人是れに因る。故に辰を商星と爲す。實沈を（二一六）大夏に遷し、

【一九九】秩祿。
【二〇〇】齊の公子鉏、莒の犂比公の子去疾を莒に納るゝ也。莒の公子と連合したるなり。
【二〇一】呉の外孫にあたる。
【二〇二】季孫。
【二〇三】此春、魯、鄆を取り、今其疆界を正すなり。
【二〇四】三人は展輿の黨。
【二〇五】莒の二邑。
【二〇六】群公子の秩を奪ひしをいふ。
【二〇七】周頌烈文の篇。人を得れば則ち國家强きを云ふ。
【二〇八】子産。
【二〇九】病は病篤き也。
【二一〇】帝嚳。
【二一一】地名。
【二一二】能は睦と曰ふがごとし。
【二一三】堯。
【二一四】宋の地。
【二一五】辰は大火星。辰星を祭ることを主らしむ。
【二一六】晉の地。

段・游吉・駟帶、私に（一八四）閨門の外に盟ふ。實に（一八五）薰隧なり。（一八六）公孫黑、強ひて盟に與り、大史をして其名を書せしめ、且つ（一八七）七子と曰ふ。（一八八）子產、討せず。

晉の（一八九）中行穆子、無終と群狄とを大原に敗る。（一九〇）卒を崇ぶなり。將に戰はんとせしとき、魏舒曰く、『彼は徒、我は車、遇ふ所、又（一九一）阨し。（一九二）什を以て車に共せば、必ず克たん。（一九三）諸を阨に困しめば、又克たん。請ふ皆（一九四）卒とせん。我より始めん』と。（魏舒）乃ち車を毀りて、以て（一九五）行を爲し、五乘を三伍と爲す。荀吳の嬖人、肯て卒に卽かず。斬りて以て徇ふ。五陳を爲して、以て（一九六）相離き、（一九七）兩を前に、伍を後に、專を右角と爲し、參を左角と爲し、偏を前拒と爲して、以て之を誘く。翟人、（一九八）之を笑ふ。（狄人）未だ陳せざるに、之に薄りて、大に之を敗れり。

【一八四】鄭の城門。
【一八五】門外の道の名。
【一八六】子晳。
【一八七】自ら、六卿に同じからんと欲して、七子と曰ひしなり。
【一八八】子晳強きが故に之を討せば國を亂らんことを恐るればなり。
【一八九】荀吳。
【一九〇】車戰を用ゐずして徒戰を用ゐしをいふ。
【一九一】地險にして車に便ならず。
【一九二】更に步卒十人を增して一車の用にあてば、必ず勝つべし。
【一九三】奇兵伏兵を用ひて敵を險阻の地に困しむるときは、又、勝つべし。
【一九四】卒は步卒なり。
【一九五】行は步陳なり。
【一九六】互に助け合ふ也。
【一九七】司馬法に云ふ、五十乘を兩と爲し、百廿五乘を伍と爲し、八十一乘を專と爲し、九乘を參と爲し、廿五乘を偏と爲す。但し此處にては臨時に處置せし名なり。
【一九八】其の常と異なれるを笑ふなり。

(一七三)若し能く此よりも少くば、吾何を以て見ゆるを得ん』と。(一七四)女叔齊、以て公に告げ、且つ曰く、『秦の公子は必ず歸らん。臣聞く、「君子能く其過を知れば、必ず(一七五)令圖あり」と。令圖は天の贊くる所なり』と。后子、趙孟を見る。趙孟曰く、『(一七六)吾子其曷か歸らん。』對へて曰く、『鍼、寡君に(罪)選へられんことを懼る。是を以て此に在り。將に嗣君を待たんとす。』趙孟曰く、『秦君は何如。』對へて曰く、『無道なり。』趙孟曰く、『亡びんか。』對へて曰く、『何すれぞ。一世無道なりとて國未だ(一七七)艾えざる也。天地に國するには、與に(助)立つるものあり。數世の淫にあらざらんには、斃るること能はじ。』趙孟曰く、『(秦君)夭せんか。』對へて曰く、『有り。』趙孟曰く、『其れ幾何ぞ。』對へて曰く、『鍼、之を聞く、「國無道なれども年穀和熟するは、天之を贊くるなり」と。(一七八)五稔ならざる鮮し』と。趙孟、(一七九)蔭を見て曰く、『朝夕、相及ばず。誰か能く(一八〇)五を待たん』と。后子出でて人に告げて曰く、『趙孟は將に死せんとす。民を主りて、(一八一)歳を翫りて日を愒る。(一八二)其れ與に幾何かあらん』と。

鄭、(一八三)游楚の亂の爲めの故に、六月丁巳、鄭伯、其大夫と公孫段氏に盟ふ。罕虎・公孫僑・公孫段・印

【一七三】此より車少からば、出奔の難あらざりしならん。
【一七四】司馬侯。
【一七五】令圖は善き謀なり。
【一七六】何の時に歸國するを得べきか。
【一七七】艾は絕ゆる也。
【一七八】五年位は保つ可し。
【一七九】蔭は日影なり。
【一八〇】五年。
【一八一】一年を貪り一日を貪り、苟くも樂むのみにして、經世を以て念と爲さゞるを云ふ。
【一八二】久しき能はざるをいふ。
【一八三】子南。

養はざるなり。(一六〇)君の曰く、『余、女を殺すに忍びず。女を宥すに(一六一)遠を以てす』と。勉めて速に行れ。而の罪を重ぬること無かれ』と。五月庚辛、鄭、游楚を呉に放つ。將に子南を(一六二)行たんとするに、子產、(一六三)大叔に咨ふ。大叔曰く、『吉や身を(一六四)亢ふこと能はず。焉ぞ能く(一六五)宗を亢はん。彼は國政なり。私の難に非ざるなり。子、鄭國(ノ)事を圖りて利ならば、則ち之を行て。又何ぞ疑はん。周公は管叔を殺して蔡叔を(一六六)蔡てり。夫れ豈に愛せざらんや。王室の故なり。吉、若し戻を獲ば、子將に之を行たんのみ。諸游に何かあらん』と。

秦の(一六七)后子、(一六八)桓に寵ありて、(一六九)景に二君の如し。其母曰く、『去らずんば、懼らくは(一七〇)選へられん』と。癸卯、鍼、晉に適く。其車千乘あり。書して『秦伯の弟鍼出で、晉に奔る』と曰ふは、秦伯(ノ弟ヲ容ルル能ハザルヲ)を罪するなり。后子、晉侯を享す。(一七一)河に造舟し、十里ごとに車を舍き、雍より絳に及ぶ。(一七二)歸りて酬幣を取らしめ、事を終るまで八反す。司馬侯、問うて曰く、『子の車此のみに盡きたるか。』對へて曰く、此をだに多しと謂へり。

【一六〇】鄭の簡公。
【一六一】遠謫。
【一六二】行は放つ也。
【一六三】大叔は游楚の兄の子なり、故に大叔に咨ふなり。
【一六四】亢は蔽ふ也。
【一六五】宗は一門なり。
【一六六】蔡は放つなり。
【一六七】后子は桓公の子、景公の母弟鍼。
【一六八】桓公。
【一六九】景公と鍼と二君あるが如し。
【一七〇】其罪を數へられん。
【一七一】舟橋を爲りて秦晉の道を通ずるなり。
【一七二】九獻の禮に用ふる品物を秦に歸りて取るなり。

のまゝなり』と。犯、二子に請ひ、女をして擇ばしめんと請ふ。皆、之を許す。(二四八)子晳盛飾して入り、(二四九)幣を布ねて出づ。(二五〇)子南は戎服して入り、左右に射、(二五一)超乘して出づ。女、房より之を觀て曰く、『子晳は信に美なり。抑ゝ子南は(二五二)夫なり。夫は夫たり婦は婦たるは、所謂順なり』と。子南氏に適く。子晳怒る。既にして(二五三)橐甲して以て子南を見、之を殺して其妻を取らんと欲す。子南、之を知り、戈を執りて之を逐ひ、(二五四)衝に及び、之を擊つに戈を以てす。子晳傷つきて歸る。大夫に告げて曰く、『我、之を(二五五)好見して、其の異志あるを知らざりき。故に傷つけり』と。大夫皆之を謀る。子產曰く、『(二五六)直鈞しければ、幼賤に罪あり。罪は楚に在り』と。乃ち子南を執へて之を數めて曰く、『國の大節、五あり。女皆之を(二五七)奸せり。君の威を畏れ、其政を聽き、其貴を尊び、其長に事へ、其親を養ふ。五つの者は國たる所以なり。今、君、國に在すに、女、兵を用ゐたるは、威を畏れざるなり。(二五八)國の紀を奸すは、政を聽かざるなり。子晳は上大夫、女は嬖大夫にして之に下らざるは、貴を尊ばざるなり。幼にして(二五九)忌はざるは長に事へざるなり。其從兄を兵するは、親を

【二四八】公孫黑。
【二四九】贄幣を布陳して出でたるなり。
【二五〇】公孫楚。
【二五一】身を躍らせて車にのるなり。
【二五二】丈夫なり。
【二五三】甲の上に衣を着る也。
【二五四】四つ辻なり。
【二五五】好見は好意を以て面會する也。
【二五六】子南先づ聘したるは直なり、子晳抗せざりしも直なり。
【二五七】奸は犯す也。
【二五八】國の法度を犯す。人を傷つくるを云ふ。
【二五九】忌は敬ふ也。

趙孟、(一三七)復た年せざらん。神怒らば其祀を歆けず、民叛かば其事に卽かじ。祀事(心ノ欲スル所ニ)從はずば、又何を以てか年せん』と。

叔孫(穆ノ會ヨリ)歸る。(一三八)曾夭、季孫に御して、以て之を勞ふ。旦より日中に及べども(一三九)出でず。曾夭、(一四〇)曾阜に謂ひて曰く、『旦より日中に及べり。吾罪を知れり、魯は、相忍ぶを以て國を爲せり。(一四一)其外に忍びて(一四二)其内に忍びざること、焉ぞ之を用ゐん。』阜曰く、『外に(在ルコト)數月なり。是に(一四三)一旦すとも庸何ぞ傷まん。(一四四)賈して贏を欲して囂を惡まんや』と。阜、叔孫に謂つて曰く、『以て出づ可し』と。叔孫、楹を指して曰く、『是を惡むと雖も其れ去る可けんや』と。乃ち出でゝ之を見る。

鄭の(一四五)徐吾犯の妹、美なり。(一四六)公孫楚之を聘す。公孫黑、又、(一四七)强ひて禽を委せしむ。犯、懼れて子産に告ぐ。子産曰く、『是れ國に政なきなり。子が患には非ざるなり。唯だ與へんと欲する所

【一三七】將に死せんとし、明年を見ること能はざらん。
【一三八】季孫の家臣。
【一三九】叔孫、季氏が莒を伐つたを恨みてあはざるなり。
【一四〇】叔孫の家臣。
【一四一】楚の戮を受けんとするを忍びたるを言ふ。
【一四二】日中迄出でざるを言ふ。
【一四三】半日を過ぐ。
【一四四】商賈の贏利を求むる者の諠囂の聲を惡むを得ざるが如く、莒を伐ち利を求めたれば、日中まで出でざるを惡むを得ずと也。
【一四五】鄭の大夫。
【一四六】子南、穆公の孫。
【一四七】禽は雁なり、納采に用ゐるなり。子晳が又無理に結納の禮を行ひたるなり。

且つ曰く、『吾が兄弟、(一二三)比して以て安んぜば、尨や吠ゆること無からしむ可し』と。穆叔・子皮、曹の大夫と興ちて拜す。(一二四)兕爵を擧げて曰く、『小國、(一二五)子に賴りて戻に免るゝを知れり』と。酒を飲みて樂む。趙孟出でゝ曰く、『(一二六)吾、此を復びせざるならん』と。

(一二七)天王、劉定公をして趙孟を(一二八)潁に勞はしめ、(一二九)雒汭に館る。劉子曰く、『(一三〇)美なる哉、禹の功、明德遠し、禹微かりせば、吾其れ(一三一)魚たらんか。吾と子と(一三二)弁冕端委して、以て民を治め諸侯に臨むは、禹の力なり。子盍ぞ亦遠く禹の功を續ぎて大に民を庇はざるや。』(趙孟)對へて曰く、『老夫、罪戻を是れ懼る。焉ぞ能く遠きを恤へん。(一三三)吾が儕は偸食して、朝、夕を謀らず。何ぞ其れ長きをせんや』と。劉子歸りて以て王に語りて曰く、『諺に所謂「老いて將に知ならんとして、(一三四)耄之に及ぶ」とは、其れ趙孟を謂ふか。晉の正卿と爲り、以て諸侯を主どりながら、(一三五)隷人に儕しくして、朝、夕を謀らず、(一三六)神人を棄つ。神怒り民叛かば、何を以てか能く久しからん。

【一二三】比は親しむ也。
【一二四】兕角の杯。
【一二五】子は趙孟をさす。
【一二六】我一生の中、斯る樂は二度あるまじとなり。
【一二七】天王は周の景王。
【一二八】水の名。
【一二九】水の曲流を汭となす。
【一三〇】河雒を見て禹の功を思ふなり。
【一三一】水中に栖むべきをいふ。
【一三二】弁冕は冠なり端委は禮衣なり。
【一三三】偸食は飲食して苟も生くる也。苟くも目前の事を免れんと欲するのみ、長久を思ふ能はざるを云ふ。
【一三四】八十を耄と曰ふ。耄は亂なり。
【一三五】賤人。
【一三六】神人を顧みざるなり。

以て道と爲ん。道として以て淫虐ならば、久しかるべからざらん」と。

夏四月、趙孟・叔孫豹・曹の大夫、(一〇八)鄭に入る。鄭伯、之を兼ね享せんとす。子皮、趙孟に(一〇九)戒む。禮の終りに、趙孟、(一一〇)瓠葉を賦せんといふ。子皮、遂に穆叔に戒しめ、且つ之を告ぐ。(一一一)穆叔曰く、『趙孟、一獻を欲するならん、子其れ之に從へ。』子皮曰く、『(一一二)敢てせんや。』穆叔曰く、『(一一三)夫の人の欲する所ならば、又何ぞ敢てせざらんや』と。享するに及びて、(一一四)五獻の籩豆を幕下に具ふ。趙孟、辭して子產に(一一五)私きて曰く、『武、(一一六)冢宰に請ひしなり』と。乃ち一獻を用ゐぬ。趙孟、(一一七)客と爲り、禮終りて乃ち宴す。穆叔、(一一八)鵲巢を賦せり。趙孟曰く、『武堪へざるなり』と。又(一一九)采蘩を賦せり。曰く、『(一二〇)小國は蘩たり、大國省み穡みて之を用ゐなば、其れ何ぞ實に命に非ざらん。』子皮、(一二一)野有死麕の卒章を賦せり。趙孟、(一二二)常棣を賦せり。

【一〇八】會罷み、鄭を過ぐる也。
【一〇九】享期を豫告する也。
【一一〇】詩小雅、微薄なる者にても禮を廢せざるを言へり。
【一一一】叔孫豹。
【一一二】子皮、一獻にてはあまり薄禮なりと思ひて、敢てせずといふなり。
【一一三】夫の人は趙孟をさす。
【一一四】子男爵の諸侯の享禮は五獻なり。
【一一五】私は私語なり。
【一一六】冢宰は子皮をさす。
【一一七】上客。
【一一八】詩の召南、晉君、國を有ち、趙孟之を治むるを喩ふ。
【一一九】召南、其信を享け其厚きを求めざるを言へり。
【一二〇】穆叔、采蘩を賦して、小國の微薄なる猶ほ蘩菜のごとくなれば、大國能く省愛し用ゐて棄てざらば、何ぞ敢て命に從はざらんやと言ふ也。
【一二一】召南、卒章に、君子徐に禮を以て來り、我をして節を失はしむる無きを言へり。
【一二二】詩小雅、兄弟の國の相親しむべきを言へり。

く(一〇〇)辯めん。(一〇一)吳・濮に釁あらば、楚の執事、豈に其れ盟を顧みんや。莒の疆事、楚與り知ることなくんば、諸侯、煩なけん。亦可ならずや。莒・魯の鄆を爭ふは、日たること久し。苟も其社稷に大害なくんば、(一〇二)亢ぐこと無かる可し。(一〇三)煩を去り善を宥めば、競勵せざるものなけん。子其れ之を圖れ』と。固く諸を楚に請ふ。楚人之を許し、乃ち叔孫を免す。

令尹、趙孟を享して、(一〇四)大明の首章を賦す。趙孟、(一〇五)小宛の二章を賦す。事畢る。趙孟、叔向に謂ひて曰く、『令尹自ら以爲へらく王たらんと。(成否)何如。』對へて曰く、『王弱く令尹彊し。(一〇六)其れ可ならんかな。可なりと雖も終へざらん。』趙孟曰く、『何の故ぞ。』(叔向)對へて曰く、『彊以て弱に克ちて、之に安んせば、彊くして不義なり。不義にして彊くば、其の斃れんこと必ず速なり。(一〇七)詩に曰く、「赫赫たる宗周、褒姒之を滅す」とは、彊くして不義なればなり。令尹、王と爲らば、必ず諸侯に求めん。晉少しく懦し。諸侯、將(楚)に往かんとす。若し諸侯を獲ば、其虐滋〻甚だしからん。民堪へざらん。將に何を以てか終らんとする。夫れ彊を以て取り、不義にして克たば、必ず(不義チ)

【一〇〇】辯は治むる也。
【一〇一】吳は東に在り、濮は南に在り。
【一〇二】亢は禦ぐ也。
【一〇三】往きて魯を討たずんば、諸侯煩無し、是れ煩を去る也。叔孫は賢人なり、今若し之を赦さば、是れ善を宥むる也。
【一〇四】詩の大雅、首章は文王上下に明々赫々なるを言へり。
【一〇五】詩の小雅、二章は各〻爾の儀を敬せよ、天命常ならざるを言へり。
【一〇六】成るべきを云ふ。
【一〇七】小雅。褒姒は幽王の后なり。幽王之に惑うて遂に滅びしなり。

患かこれ有らん。患の生ずる所は、汚にして治めず、難ありて守らざるより、由つて來る所なり。是の二つの者を能くせば、又何ぞ患へん。(八五)其能を靖んせすんば、其れ誰か之に從はん。魯の叔孫豹は能ありと謂ふ可し。請ふ、之を免して以て能者を靖んせん。子、會して(八六)有罪を赦し、又、(八七)其賢を賞せば、諸侯其れ誰か欣焉として楚を望みて之に歸すること、遠きを視ても邇きが如くならざらんや。(八八)彊場の邑は一彼一此、何の常かこれ有らん。(八九)王伯の(九〇)令ありしや、其封疆を(九一)引して、之が官を樹て、之が(九二)表旗を舉げて、(九三)之が制令を著し、過てば則ち刑あれども、猶ほ壹にすべからず。是に於てか、虞に(九四)三苗あり、夏に(九五)觀・扈あり、商に(九六)姺・邳あり、周に(九七)徐・奄ありき。令王なかりしより、諸侯逐ひ進み、狎ゝ齊盟を主れり。其れ又壹にすべけんや。(九八)大を恤み小を舍てば、以て盟主たるに足る。又(九九)焉ぞ之を用ゐん。封疆の削らるゝ、何の國か有ることなからん。齊盟を主る者、誰か能

【八五】賢能の士を安靖にせば衆附き從はん。
【八六】魯を伐たざるを云ふ。
【八七】叔孫を赦すを云ふ。
【八八】今は衰世にして疆場の地には定主なきを云ふ。
【八九】三王五伯。
【九〇】令は令德なり。
【九一】引は正す也。
【九二】表は旗を舉げて以て疆を表する也。
【九三】國境の制禁。
【九四】三苗は舜の時の國名。
【九五】觀扈は夏の時の二諸侯の國。
【九六】姺邳は殷の時の二諸侯の國。
【九七】徐奄は周の時の二諸侯の國なり。右の諸國はいづれも討伐せられたる小國なり。
【九八】大は篡弑滅亡の禍を云ふ。
【九九】なんぞ小事を治むることを用ゐんとなり。

魯必ず師を受けん。是れ之を禍するなり。何ぞ衞るとこれ爲ん。(七三)人の牆あるは、以て惡を蔽はんとなり。(七四)牆の隙壞あるは、誰の咎ぞや。(七五)衞りて之を惡しくせば、吾(ノ罪)又、これよりも甚し。季孫(ノ莒ヲ伐チシ)を怨むと雖も、魯國何の罪かある。(七六)叔は出で季は處る、自つて來ることあり。吾又誰をか怨みん。然れども鮒や(七七)賄をす。與へずんば已まじ』と。使者を召し、(七八)裳帛を裂きて之を與へて曰く、『帶には其れ褊ならん』と。趙孟之を聞きて曰く、『患に臨みて國を忘れざるは忠なり。(七九)難を思ひて官を越えざるは信なり。(八〇)國を圖りて死を忘るゝは貞なり。謀、(八一)三つの者を主とするは義なり。是の四つの者あり。又、戮すべけんや』と。乃ち諸を楚に請うて曰く、『魯、罪ありと雖も、(八二)其執事、難を辟けず、威を畏れて命を敬せり。子、若し之を免して以て(八三)左右を勸めば、可なり。若し、子の羣吏、處りて(八四)汚を辟けず、出でゝ(苟モ)難を逃れずんば、其れ何の

【七三】叔孫、國を衞るが爲めに、使して此に在り、故に牆を以て自ら喩ふ。

【七四】牆を造りし者の咎なり。卽ち季孫の莒を伐ちしを咎とするなり。

【七五】顧みるに、我、牆壁たる任に當り、國に危害を加ふるは、尙ほ罪深くなるべしとなり。

【七六】季孫、國を守り、叔孫出で使するは、其由來久し。

【七七】賄賂を求む。

【七八】裳に作るべき絹をさきて之に與へて曰く、是を以て帶と爲さば、幅狹かるべしと。卑下して言ふ也。

【七九】叔は出でゝ季は處ると言ふを謂ふ。

【八〇】貨を以て死を免れんとせざるを云ふ。

【八一】忠信貞。

【八二】叔孫。

【八三】群臣に此例を示して奬勵するなり。

【八四】汚は勞事なり。

く。(六一)子羽、子皮に謂ひて曰く、『叔孫は(六二)絞にして婉なり。宋の左師は簡にして禮あり。樂王鮒は(六三)字みて敬なり。(六四)子と子家とは之を持せり。皆保世の主なり。齊・衞・陳の大夫は其れ免れざらんか。國子は人に代りて憂へ、子招は憂を樂み、齊子は憂ふと雖も害あらずとす。夫れ及ばずして憂ふると、憂ふべくして樂むと、憂へて害あらずとするは、皆、憂を取るの道なり。憂必ず之に及ばん。(六五)大誓に曰く、「民の欲する所は天必ず之に從ふ」と。三大夫は、憂を兆せり。憂能く至ること無からんや。(六六)言以て物を知るとは、其れ是を謂ふなり』と。

季武子、莒を伐ちて鄆を取る。莒人、會に告ぐ。楚、晉に告げて曰く、『盟を尋めて未だ退かず。而るに魯、莒を伐つ。(六七)齊盟を瀆すなり。請ふ(六八)其使を戮せん』と。(六九)樂桓子、趙文子を相く。(七〇)貨を叔孫に求めて之が爲めに請はんと欲す。帶を請はしむ。與へず。(七一)梁其踁曰く、『貨は以て身を藩るべし。子何ぞ愛める。』孫叔曰く、『諸侯の會は、社稷を衞らんとてなり。(七二)我、貨を以て免れば、

【六一】會より退きて後、鄭の子羽、子皮と語りて、諸大夫を評するなり。
【六二】俗語に謂はゆる眞綿で首をしめる也。絞は譏切する也。婉は婉曲なり。
【六三】字は慈愛なり。
【六四】子は子皮なり、子家は蔡の公孫歸生なり。之を持すとは相持して優劣なき也。
【六五】逸書。
【六六】言を察して以て禍福の類を知る。
【六七】齊肅なる盟約をけがす。
【六八】叔孫豹、時に會に在り、之を戮せんと欲する也。
【六九】樂王鮒。
【七〇】貨を求むと言ひ難き故に帶を得んと求むるなり。
【七一】叔孫の家臣。
【七二】其使を戮せずんば必ず其國を伐たん。

く、『(四七)二りの戈を執るもの前なり』蔡の子家曰く、『(四八)蒲宮なれば、前あるも亦可ならずや。』

(四九)楚の伯州犂曰く、『此行や、辭して之を寡君に假れり。』鄭の行人揮曰く、『假りて反さゞらん。』

(五〇)伯州犂曰く、『子姑く子晳の背誕せんと欲するを憂へよ。』(五一)子羽曰く、『當璧猶ほ在り。假りて反さずとも、子其れ憂なからんや。』齊の(五二)國子曰く、『(五三)吾は二子に代りて愍ふ。』陳の公子招曰く、『(五四)憂へざらば何ぞ成らん。二子は樂しまん。』衛の(五五)齊子曰く、『(五六)苟もこれを知ることあらば、憂ふと雖も何の害あらん。』宋の(五七)合左師曰く、『大國は令し、小國は(五八)共す。(五九)吾は共を知るのみ。』晉の樂王鮒曰く、『(六〇)小旻の卒章は善し。吾は之に從はん』と。會より退

【四七】國君と同じく戈を執る者二人あり。

【四八】蒲宮は公子圍の居る所の宮の名。蒲宮の公子なれば、戈を持ちたる警護人あるも、亦可ならずや。

【四九】伯州犂、諸大夫の譏るを聞きて、いや實は楚王に申上げて此禮儀を借りたるなりと曰ふ。鄭の子羽すかさず、借りものはつまり返さぬものならんと皮肉を云ふなり。

【五〇】伯州犂も負けて居らず、それよりかも鄭の子晳の我儘なることを御心配あれ。

【五一】子羽怒らずして、當璧卽ち其弟棄疾が其寶物を更に受けんとするものなれば、なかなか御心配なりと。楚に公子棄疾あるをいふ。

【五二】國弱。

【五三】楚と鄭と皆憂あり、我は伯州犂に代りて公子圍を憂へ、子羽に代りて子晳を憂ふ。

【五四】いや心配無くば何事も出來ず、二人は却つて御樂のやうなりと。

【五五】齊惡。

【五六】先づ知りて備をなさば憂患ありと雖も損害なからん。

【五七】向戌。

【五八】共は恭と同じ、命令に從ふ也。

【五九】宋の向戌は、吾輩は大國に謹んで事へたならば、夫にて役目がすむものなりと。

【六〇】小旻は小雅の篇。詩の小旻の終の章に、暴虎馮河の畏るべきのみならず、小人を敬せざるも亦危しと云ひてあれば、吾は此語の意に從はん。

の力なり。令名を有てり。而るに、之を終るに恥を以てせんこと、午や是れ懼る。吾子其れ以て戒めざるべからず。』文子曰く、『(三八)武、(三九)賜を受けたり。然れども、宋の盟に、子木は人に禍するの心あり、武は人に仁するの心あり。是れ楚の晉を駕ぎし所以なり。今、武、猶ほ是の心なり。楚、又(四〇)僭を行ふとも、害する所に非ざるなり。武、將に信以て本と爲し、循ひて之を行はんとす。譬へば農夫の是れ穮り是れ蔉へば、饑饉ありと雖も必ず豐年あるが如し。且つ吾之を聞く「能く信なれば人の下と爲らず」と。(四一)吾、未だ能はざるなり。(四二)詩に曰く、「僭せず(四三)賊せざれば、則たらざること鮮し」とは、信なればなり。能く人の則と爲る者は、人の下と爲らず。吾(未ダ信ナルコト)能はざるを是れ難しとす、楚は患と爲らず』と。

(四四)楚の令尹圍、請ふ、牲を用ひ、舊書を讀みて牲上に加ふるのみならんと。晉人、之を許す。三月甲辰、盟ふ。

楚の公子圍、(四五)服を設けて離ね衛る。叔孫穆子曰く、『楚の公子は美なり、(四六)君なる哉。』鄭の子皮曰

【三八】趙文子の名。
【三九】午の言を受けたるを言ふ。
【四〇】僭は不信なり。
【四一】自ら未だ信なること能はざるを恐る。
【四二】大雅抑の篇。
【四三】賊は人を害ふ也。
【四四】楚、宋の盟に先づ歃れる故に、其舊書を牲上に加へ、晉をして先づ歃ることを得ざらしめんとするなり。舊書は宋の盟書。
【四五】楚君と同じき服裝を爲し、二人戈を執り前に陳ね以て自ら衛るなり。
【四六】美服、君に似たり。辭には褒むれども意には譏る也。

らずんは、敝邑は(楚ノ)館人の屬なり。其れ敢て豐氏の祧を愛まんや」と。伍擧、其の備あるを知るや、(二二)櫜を垂れて入らんと請ふ。之を許す。正月乙未、(二三)入りて逆へて出づ。遂に(二三)虢に會す。(二四)宋の盟を尋むるなり。(二五)祁午、趙文子に謂ひて曰く、「宋の盟に、(二六)楚人、志を晉に得たり。今、令尹の不信は、諸侯の聞く所なり。子、戒めずば、(二七)懼らくは又宋(ノ盟ノ時)の如くならん。(二八)子木の信は諸侯に稱せられしに、猶ほ(二九)晉を詐りて駕げり。況や(三〇)不信の尤しき者をや。楚重ねて志を晉に得ば、晉の恥なり。(三一)子、晉國を相けて以て盟主たること今に七年、(三二)再び諸侯を合はせ、(三三)三たび大夫を合はせ、(三四)齊・狄を服せしめ、東夏を寧んじ、(三五)秦の亂を平げ、(三六)淳于に城づき、師徒頓れず、國家罷れず、民、(三七)謗讟なく、諸侯、怨むること無く、天に大災なし。子

【二二】櫜は弓ぶくろ。弓ぶくろを垂るるは弓なきを示す也。
【二三】鄭人、兵備を嚴にせるを見て、伍擧、其敵意を棄て、鄭都に入り、遂に豐氏の女を逆へて出でしなり。
【二三】公子圍、諸侯の會に臨むなり。
【二四】襄公二十七年の事。
【二五】晉の祁奚の子。
【二六】盟に當りて先づ血を歃りしを云ふ。
【二七】楚復た志を得べきを云ふ。
【二八】楚の屈建。
【二九】張辯巧喩して先づ血をすすりしをいふ。
【三〇】公子圍をさす。
【三一】襄公二十五年始めて政を爲しなり。
【三二】襄公二十五年、夷儀の會あり、同二十六年、澶淵の會あり、諸侯の會二回なり。
【三三】襄公二十七年、宋の會あり、三十年、澶淵の會あり、今虢に會して、三回大夫の會あるなり。
【三四】同二十八年、齊侯・白狄、晉に朝せり。
【三五】同二十六年、秦晉成ぎを爲せり。
【三六】同二十九年、杞の淳于に城づけり。
【三七】讟は誹るなり。

子羽をして辭せしめて曰く、『敝邑褊小にして以て從者を容るるに足らざるを以て、(九)請ふ墠して命を聽かん』と。令尹、大宰伯州犂に命じ、對へしめて曰く、『(一〇)君、辱く寡大夫圍に貺ひて、圍に謂へらく、「(一一)將に豐氏をして、而の室を撫有せしめんとす」と。圍、凡筵を布き、(一二)莊・共の廟に告げて來れり。若し野にして之を賜はば、是れ君の貺を草莽に委つるなり。是れ寡大夫、(一三)諸卿に列するを得ざるなり。不寧唯だ是れのみならんや。又、圍をして其先君を(一四)蒙きて、將に寡君の(一五)老と爲るを得ざらしめんとす。(一六)其れ以て復することを蔑からん。唯だ大夫之を圖れ。』子羽曰く、『小國、罪なし。(一七)恃むは實に其罪なり。(鄭ノ楚ト婚スルハ)將に大國の己を安靖せんことを恃まんとするに、而るに(一八)乃ち禍心を包藏して、以て之を圖ること無からんや。(一九)小國、恃を失ひて諸侯を懲さば憾まざる者なからしめ、君命を距違して、壅塞して行はれざる所あらんことを是れ懼る。(二〇)然

【九】墠は神を祭る爲にはらひきよめたる庭。今、城外に之を爲りて昏禮を行はんと欲するなり。
【一〇】鄭君。
【一一】豐氏卽ち公孫段より妻を娶らんとするをいふ。
【一二】莊王は圍の祖、共王は圍の父。
【一三】卿の禮に從ふことを得ざるをいふ。
【一四】先君の靈に告げて來り、禮を女氏の廟に成すを得ず、故に欺くと言ふ。
【一五】老は大臣なり。
【一六】先君の廟に復命するを得ずとなり。
【一七】大國を恃むは是れ罪也。
【一八】楚が鄭を圖らんとするにあらずやとなり。
【一九】己の恃む所を失はゞ、諸侯憾恨して以て、楚君の命を距ぎ、壅塞して行はれざらん、懼るゝ所は是のみとなり。
【二〇】恃む所を失はせざらば鄭は楚の館人に屬するものと同様なり廟をなしますとなり。祧は遠祖の廟。

巻の二十

(一)昭公 一

【經】元年春王の正月、公、位に卽く。叔孫豹、晉の趙武・楚の公子圍・齊の國弱・宋の向戌・衞の齊惡・陳の公子招・蔡の公孫歸生・鄭の罕虎・許人・曹人に虢に會す。三月、鄆を取る。夏、秦伯の弟鍼、出でゝ晉に奔る。六月丁巳、邾子華・卒す。晉の荀吳、師を帥ゐて、狄を大鹵に敗る。秋、莒の去疾、齊より莒に入る。莒の展輿、出でゝ吳に奔る。叔弓、師を帥ゐて鄆の田を(二)疆す。邾の悼公を葬る。冬十有一月己酉、楚子麇卒す。楚の公子比、出でゝ晉に奔る。

【傳】元年(周ノ景王四年)春、楚の公子圍、鄭に聘す。且つ公孫段氏に娶らんとす。(三)伍擧、(四)介たり。(五)將に入りて館らんとす。鄭人、(六)之を惡み、行人子羽をして之と言はしむ。乃ち(七)外に館る。既に聘し、(八)將に衆を以て逆へんとす。子產、之を患へ、

【一】名は裯、襄公の子、母は齊歸。
【二】其封疆を正す也。
【三】椒擧。
【四】介は副なり。
【五】將に城中に入りて客舍に就かんとす。
【六】楚の詐を懷くを知り、之を惡むなり。
【七】城外。
【八】楚の令尹、兵を以て入り、婦を逆へんとするなり。

を以て、上下相固し。(一〇三)衞の詩に曰く、『(一〇四)威儀棣棣たり。選ふべからず』と。君臣・上下・父子・兄弟・內外・大小・皆・威儀あるを言ふなり。(マヽ)(一〇五)周の詩に曰く、「朋友の(一〇六)攝す攸、攝すに威儀を以てす」と。朋友の道は必ず相敎訓するに威儀を以てするを言ふなり。(一〇七)周書に、文王の德を數へて曰く、「大國は其力を畏れ、小國は其德に懷く」とは、畏れて之を愛するを言ふなり。(一〇八)詩に云はく「識らず知らず、帝の則に順ふ」とは、則りて之に象るを言ふなり。紂、文王を囚ふること七年、諸侯皆之に從ひて囚はれんとす。紂、是に於てか懼れて之を歸しゝは、(一〇九)之を愛すと謂ふ可し。文王、(一一〇)崇を伐てば、(一一一)再駕して降りて臣と爲り、蠻夷、帥ゐ服せしは、之を畏ると謂ふ可し。文王の功、天下誦して之を歌舞せしは、之に則ると謂ふ可し。文王の行、今に至るまで法と爲れるは、之に象ると謂ふ可し。威儀あればなり。故に君子は、位に在りて、畏るべく、(一一二)施舍、愛すべく、進退、度とすべく、周旋、則るべく、容止、觀るべく、(一一三)作事、法るべく、德行、象るべく、聲氣、樂むべく、動作、文あり、言語、章あり、以て其下に臨む。之を威儀ありと謂ふなり』と。

【一〇三】詩は、風柏舟の篇。
【一〇四】威儀が十分に習熟して、其多きこと數ふ可からざるなり。選は數ふる也。
【一〇五】大雅旣醉の篇。
【一〇六】攝は正す也。敎訓の義也。
【一〇七】泰誓。
【一〇八】大雅皇矣の篇。
【一〇九】諸侯、文王を愛したる故と謂ふべしとなり。
【一一〇】崇は國名。
【一一一】駕は師を興すこと。
【一一二】施舍は恩德を布き施すなり。
【一一三】作事は君子の爲す所の事功、卽ち政なり。

「子は鄭國を爲めよ。我は吾が家を爲め、以て庇はれて、其れ可なり、」と曰へり。今にして後に、(九八)足らざるを知れり。今より請ふ、吾が家と雖も、子に聽きて行はん』と。子產曰く、『人心の同じからざるは、其面の如し。吾、豈に敢て子が面を吾が面の如くせよと謂はんや。抑ゝ心の、危しと謂ふ所は、亦以て告げんなり』と。子皮、以て忠なりと爲す。故に政を委ぬ。子產、是を以て、能く鄭國を爲めたり。

衞侯、楚に在り。北宮文子、令尹子圍の威儀を見、衞侯に言ひて曰く、(九九)『令尹、君に似たり。將に他志あらんとす。其志を獲と雖も、終ふること能はざらん。(一〇〇)詩に曰く「初あらざること靡し。克く終あること鮮し」と。終りは實に難し。令尹、其れ將に免れざらんとす。』公曰く、『子、何を以て之を知る。』對へて曰く、『(一〇一)詩に云ふ「威儀を敬愼するは、惟れ民の則」と。令尹、威儀なし。民、則ることなし。民の則らざる所にして、以て民の上に在らば、以て終るべからず』と。公曰く、『善い哉。何をか威儀と謂ふ。』對へて曰く、『威ありて畏るべき、之を威と謂ひ、儀ありて象るべき、之を儀と謂ふ。君に君の威儀あれば、其臣畏れて之を愛し、則りて之を象る。故に能く其國家を有ちて、令聞、(一〇二)世を長くす。臣に臣の威儀あれば、其下畏れて之を愛す。故に能く其官職を守り、族を保ち、家に宜し。是より以下、皆是の如し。是

【九八】謀慮の其家を謀るに足らざるを自ら知れり。
【九九】令尹公子圍、楚君たる威儀態度を行ふに似たるなり。
【一〇〇】大雅蕩の篇。
【一〇一】抑の篇。
【一〇二】子孫長久なるをいふ。

せんことを求むるなり。今、吾子の人を愛するは、則ち(八九)政を以てす。猶ほ未だ刀を操ること能はざるに割かしむるがごとし。其(自)傷つくること實に多からん。子の人を愛するは、之を傷つくるのみならば、其れ誰か敢て愛を子に求めんや。子は鄭國に於て棟なり。棟折れば榱崩れん。(九〇)僑將に(九一)厭されんとす。敢て言を盡さざらんや。(九二)子に美錦あらば、人をして製つことを學ばしめざらん。(九三)大官大邑は、身の庇はるゝ所なり。而るを學ぶ者をして製たしめんとす。(九四)其の美錦たること亦多からずや。僑、學びて後に政に入るを聞く。未だ政を以て學ぶ者を聞かざるなり。若し果して此を行はゞ、必ず害する所あらん。譬へば田獵の如し。射御(九五)貫へば則ち能く禽を獲ん。若し未だ嘗て車に登りて射御せずんば、則ち敗績(九六)厭覆を是れ懼る、何ぞ獲ることを思ふに暇あらんや。』子皮曰く、『善いかな。(九七)虎、不敏なり。吾聞く「君子は、務めて大なる者遠き者を知り、小人は、務めて小さき者近き者を知る」と。我は小人なり。衣服の吾が身に附在するをば、我知りて之を愼み、大官大邑の身を庇ふ所以なるをば、我遠ざけて之を慢れり。(若)子の言微かりせば、吾は知らざりしならん。他日に、我、

【八九】政を與へんとす。
【九〇】僑は子產の名。
【九一】厭は壓なり、おこつぶさるる也。
【九二】美錦は裁つことの手習にはせじ。
【九三】邑宰は是れ家の大官なり。
【九四】官邑の重きことは美錦よりもまさる。
【九五】貫は習ふ也。
【九六】厭覆は、おされくつがへる。
【九七】虎は子皮の名。

曰く、『何ぞ爲ん。夫れ人、（八〇）朝夕より退きて焉に游びて、以て執政の善否を議す。其の善とする所の者をば、吾則ち之を行はん。其の惡とする所の者をば、吾則ち之を改めん。是れ吾が師なり。之を若何ぞ之を毀たん。我、忠善以て怨を損すことを聞く、威を作して以て怨を防ぐことを聞かざるなり。（八一）豈に遽に止まざらんや。然れども猶ほ川を防ぐがごとし。（八二）大決して犯す所は、人を傷ること、必ず多し。吾、救ふこと克はざらん。小決して道びかしめんには如かじ。吾聞きて之を藥とせんには如かざるなり』と。然明曰く、『（八三）蔑や、今にして後に、吾子の・信に事ふべきを知れり。小人實に不才なりき。若し果して（八四）此を行はゞ、其れ鄭國實に之に賴らん。豈に唯だ二三臣のみならんや』と。（八五）仲尼、是語を聞くや、曰く、『是を以て之を觀れば、人、子產を不仁なりと謂ふとも、吾は信せざるなり』と。

子皮、（八六）尹何をして（八七）邑を爲めしめんと欲す。子產曰く、『（尹何八年）少し。未だ可否を知らず。』子皮曰く、『（八八）愿なり。吾之を愛す、吾に叛かじ。夫をして往きて學ばしめば、夫も亦愈〻治を知らん。』子產曰く、『不可なり。人の・人を愛するは、之を利

【八〇】朝夕は朝に見ゆるを朝と曰ひ、暮に見ゆるを夕と曰ふ。朝夕より退くとは朝夕の朝廷の勤より退くなり。
【八一】鄉校を毀たば人皆おそれて論評を止むるならん。
【八二】大決は大いに潰決するなり。
【八三】然明の名。
【八四】此とは小決して道びかしめ之を藥として政を行ふを云ふ。
【八五】孔子、二十二年を以て生る、此時十歳なり、長じて後聞きて之を曰ひしなり。
【八六】尹何は子皮の臣。
【八七】邑は子皮の私邑。
【八八】愿は謹んで善良なる也。

なり。鄭を過る。印段迋いて棐林に勞ふ。(七三)聘禮の如くにして、勞辭を以てす。文子入りて聘す。子羽、行人たり。馮簡子、子大叔と與に(七四)客を逆ふ。事畢りて出づ。衞侯に言ひて曰く、『鄭に禮あり、其れ數世の福なり。其れ大國の討なからんか。(七五)詩に曰く、「誰か能く熱を執りて、逝に以て濯はざらん」と。禮の政に於けるは、熱の濯ふことあるが如し。濯ひて以て熱を救はゞ、何の患かこれ有らん』と。子產の政に從ふや、能を擇びて之を使ふ。馮簡子は能く大事を斷ず。大叔は(才貌)美秀にして文なり。(七六)公孫揮は能く(七七)四國の爲を知りて、其大夫の族姓・班位・貴賤・能否を辨じ、又善く辭令を爲れり。裨諶は能く謀り、(七八)野に謀れば則ち獲、邑に謀れば則ち否ず。鄭國、將に諸侯の事あらんとすれば、子產、乃ち四國の爲を子羽に問ひ、且つ多く辭令を爲らしめ、裨諶と與に(車ニ)乘りて以て野に適きて、可否を謀らしめ、而して馮簡子に告げて之を斷ぜしめ、事成れば、乃ち子大叔に授けて、之を行はしめ、以て賓客に應對す。是を以て、敗事あること鮮し。北宮文子の所謂禮あるものなり。

鄭人、(七九)鄉校に游びて、以て執政(得ノ失)を論ず。然明、子產に謂ひて曰く、『鄉校を毀たば如何。』子產

【七三】聘の禮を用ひて郊勞の辭を以てす。
【七四】客を逆ふは文子を迎ふるなり。
【七五】大雅桑柔の篇、熱き物を手に持ちたるときは、何人も必ず數〻水を以て手を濯ふをいふ。
【七六】子羽。
【七七】四方の鄰國。
【七八】野に謀れば謀る所を得るは寛にして間あればなり、邑に謀れば否ざるは喧囂なればなり。
【七九】鄉の學校。

莒の（五八）犂比公、去疾と展輿とを生む。既にして展輿を（五九）立て、又之を廢す。犂比公（六〇）虐なり。國人、之を患ふ。十一月、展輿、國人に因りて、以て莒子を攻めて之を弑し、乃ち立つ。去疾、齊に奔る。齊の出なればなり。展輿は吳の出なり。書して、『莒人、其君買朱鉏を弑す』と曰ふは、（六一）罪の在るを言ふなり。

吳子、（六二）屈狐庸をして晉に聘せしむ。（吳晉ノ）路を通ずるなり。趙文子これに問うて曰く、『（六三）延州來の季子は、其れ果して立たんか。（六四）巢、諸樊を隕し、（六五）閽、戴吳を戕へり。天之を啓くに似たり。何如。』對へて曰く、『立たざらん。是れ（六六）二王の命なり。季子を啓くに非ざるなり。若し天の啓く所は、其れ（六七）今の嗣君に在らんか。甚だ德ありて度あり。（六八）德は民を失はず、（六九）度は事を失はず。民親みて、事、序あり。其れ天の啓く所なり。吳國を有つ者は、必ず此君の子孫、實に之を終へん。季子は節を守る者なり。（七〇）國を有つと雖も立たざらん』と。

十二月、（七一）北宮文子、（七二）衞の襄公を相けて以て楚に如く。宋の盟の故

【五八】犂比公は密州なり、名は買朱鉏。
【五九】立てゝ世子と爲す。
【六〇】暴虐。
【六一】罪鉏に在るを曰ふ。
【六二】屈狐庸は巫臣の子、成公七年吳に適きて行人と爲る。
【六三】延州來は季札の邑。
【六四】巢人、吳子諸樊を殺したるは二十五年に在り。
【六五】閽の吳子餘祭を殺したるは二十九年に在り。
【六六】諸樊・戴吳の天命なり。
【六七】嗣君は夷昧なり。
【六八】民、德に歸する也。
【六九】度に循つて行ふ。故に事を失はず。
【七〇】國を有つの好機會ありと雖も、必ず立つを肯ぜざらん。
【七一】北宮文子は佗なり。
【七二】襄公は獻公の子。

や（五一）歸るが如く、無寧菑患あらんや。寇盜を畏れず、而して亦燥濕をも患へざりき。今、（五二）銅鞮の宮は數里にして、諸侯の舍は隷人の於し。門、車を容れず、而も踰越すべからず。盜賊公行して、（五三）天癘を戒めず。賓見ゆること時なく、命、知るべからず。若し又壞ることなくば、是れ幣を藏むる所なくして、以て罪を重ぬるなり。敢て請ふ、執事、將に何の之に命ずる所あらんとする。（五四）君に魯の喪ありと雖も、亦敝邑の憂なり。若し幣を薦むるを獲ば、垣を脩めて行らん。君の惠なり。敢て勤勞を憚らんや』と。文伯（晉君二）復命す。趙文子曰く、『信なり。我實に不德にして、隷人の垣を以ゐて以て諸侯を贏く。是れ吾が罪なり』と。士文伯をして不敏を謝せしめたり。晉侯、鄭伯を見るに、禮を加ふることあり、其宴好を厚くして之を歸す。乃ち諸侯の館を築く。叔向曰く、『辭の以て已む可からざるや、是の如きか。子產、辭あり、諸侯、之に賴れり。之を若何ぞ其れ辭を釋てん。詩に曰く、（五五）「辭の輯げるは、民の協ふなり。辭の繹べるは、民の莫まるなり」とは、（五六）其れ之を知れり』と。

鄭の子皮、印段をして楚に如かしめ、晉に適くを以て告ぐ。（五七）禮なり。

【五一】居心地よきをいふ。
【五二】晉の離宮。
【五三】癘は猶災の如し。
【五四】晉君、魯の喪に服すれど、鄭も魯と同姓なれば同じく憂なり。
【五五】辭を用ふること溫和なるときは人人自ら協同す。辭を用ふること悅ばしきときは、人人自ら安定する也。
【五六】子產、此詩の理に達せり。
【五七】大國に事ふるの禮を得たるなり。

む』と。對へて曰く、『敝邑の褊小にして大國に介り、(三八)誅求、時なきを以て、是を以て敢て寧居せず、悉く敝賦を索して、以て來りて(三九)時事に會するに、執事の間あらざるに逢ひて、未だ見ゆるを得ず、又、命を聞くを獲ず、未だ見ゆる時を知らず。敢て幣を輸されず、亦敢て暴露せられず。其れ之を輸さんとすれば則ち君の府實てり。(四〇)之を薦陳するに非ざれば、敢て輸されざるなり。其れ之を暴露せんとすれば、則ち恐らくは燥濕の時ならずして、朽蠹して、以て敝邑の罪を重ねんことを。僑聞く、文公の盟主たりしや、宮室(四一)卑庳にして、(四二)觀臺榭なく、以て諸侯の館を崇大にして、館、(四三)公寢の如く、庫廏繕脩し、司空、時を以て道路を平易にし、(四四)圬人、時を以て館の宮室を塓り、諸侯の賓至れば、(四五)甸は(四六)庭燎を設け、僕人、宮を巡り、車馬、(置クベキ)所あり、(四七)賓從、代ることあり、(四八)巾車、轄に脂さし、隷人牧圉、各々其事を瞻、百官の屬、各々(四九)其物を展み、(五〇)公、賓を留めずして、亦、事を廢するなく、憂樂、之を同じくし、事あれば則ち之を巡り、其不知を敎へて、其不足を恤みたりき。賓の至る

【三九】時を以て朝會する也。
【四〇】之を庭に陳列したる上にあらざれば、獻上すること能はざるなり。
【四一】卑庳は、ひくき也。
【四二】遊觀に供する臺榭。臺は土を高く築きたるなり。榭は卑く築きたるなり。
【四三】晉公の御座の間。
【四四】壁を塗るもの。
【四五】甸は甸師の職、薪などを掌るもの。
【四六】庭のかゞり火。
【四七】賓客を取扱ふ人が、從者に代りて用を足す也。
【四八】車を掌る官。
【四九】己の掌る所の物を省みる也。
【五〇】速に歸ることを得しむるなり。

ども猶は童心あり。君子、是を以て、其の終を能くせざらんことを知れり。
冬十月、滕の成公來りて葬に會す。(二七)惰りて涕多し。子服惠伯曰く、『滕君は將に死せんとす。其位に怠りて、哀しむこと已甚し。(二八)死所に兆あり、能く(其兆)從ふこと無からんや』と。
癸酉、襄公を葬る。
公薨せし月、子產、鄭伯を相けて以て晉に如く。晉侯、我が喪あるを以ての故に、未だ之を見ず。(二九)子產、盡く其館の垣を壞ちて車馬を納れしむ。(三〇)士文伯、之を讓めて曰く、『敝邑、政刑の脩まらずして、寇盜(三一)充斥し、諸侯の屬の、寡君に在るを辱くする者を、若何ともするなきを以て、是を以て、吏人をして客の館る所を完くし、其(三二)閈閎を高くし、其牆垣を厚くして、以て(三三)客使を憂ふること無からしめしに、今、吾子、之を壞てり。(三四)從者は能く戒むべしと雖も、其れ(三五)異客を若何にせん。敝邑の、盟主たるを以て、(三六)葺牆を繕完して、以て賓客を待つに、若し皆之を毀たば、其れ何を以てか命に共へん。寡君、匄をして(三七)命を請はし

【二七】惰るは敬せざるなり。
【二八】死すべき前兆あるをいふ。
【二九】子產、旅館の狭小にして粗末なるを改めしめんが爲めに、故らに旅館の墻垣を壞ちたる也。
【三〇】名は匄。
【三一】充斥は、多くしてはびこる也。
【三二】里門を閈と曰ふ、閎は門なり。
【三三】客使は客の使令する所の者。敢て賓客たる諸侯を斥言せざる也。
【三四】鄭の從者。
【三五】他國の賓客。
【三六】草の牆を修理する也。
【三七】御沙汰を請求せしむ。
【三八】誅求は大國よりの貢物の催促。

之に從ふ」と。君は楚を欲するかな。故に其宮を作れり。若し復た楚に適かずんば、必ず是宮に死せん』と。六月辛巳、公、楚宮に薨ず。叔仲帶、其（二六）拱璧を竊み、以て（二七）御人に與へ、これを其懷に納れて、從つて之を取る。是に由りて（二八）罪を得たり。

胡の女（二九）敬歸の子子野を立つ。季氏に次る。秋九月癸巳、卒す。（三〇）毀みたればなり。

己亥、孟孝伯、卒す。

敬歸の娣齊歸の子公子裯を立つ。穆叔、欲せずして曰く、『大子死したるときは、（三一）母弟あれば則ち立て、無ければ則ち長を立て、年鈞しければ賢を擇び、義鈞しければ則ち卜するは、古の道なり。適嗣に非ず、何ぞ必ずしも娣の子をせん。且つ是人や喪に居て哀しまず、（三二）慼に在れども嘉容あり。是れを（三三）不度と謂ふ。不度の人は患を爲さざること鮮し。若し果して之を立てば、必ず季氏の憂を爲さん』と。武子聽かず、卒に之を立つ。葬るに及ぶ比まで、（三四）三たび衰を易へしも、（三五）衰衽、故衰の如し。是に於て、（三六）昭公、十九年なれ

【二六】兩手の指を合はせたるほどの大いさの璧。
【二七】近習。
【二八】魯人より薄しとせられ、子孫遂に志を魯に得ざりしを言ふ。
【二九】敬歸は襄公の妾。
【三〇】父の喪に遭ひ哀毀すること甚だしく、遂に卒しぬ。
【三一】母弟は同母弟。
【三二】喪に在るなり。
【三三】不度は禮の法度に遵はざるなり。
【三四】公子裯、喪中に在りて嬉戲度なくして汚したる爲め、三度まで喪服を取替へし也。
【三五】喪服の腰に在る衽が摺れ切れて、古き喪服の如し。
【三六】昭公は卽ち裯なり。

以て（五）善を樹つべし。（韓起）君子なり。晉君は將に政を失はんとす。若し焉を樹てずして、早く魯に備へしめて、既にして政、大夫に在らば、韓子は懦弱なれば、大夫は多く貪り、求欲して厭くこと無からん。（六）齊楚は未だ與するに足らず。魯其れ懼れんかな。』孝伯曰く、『人生幾何ぞ。誰か能く偸にすること無からん。（七）朝、夕に及ばず。將た安ぞ樹つることを用ゐん』と。穆叔出でゝ、人に告げて曰く、『孟孫は將に死なんとす。吾、これに趙孟の偸なるを語れば、又、これよりも甚だし』と。又季孫と晉の故を語りしかど、季孫從はざりき。（八）趙文子卒するに及びて、晉の公室卑しくして、政、（九）侈家に在り。韓宣子、政を爲して、諸侯を圖ること能はず。魯、晉の求に堪へず、（一〇）讒慝弘に多し。是を以て、（一一）平丘の會あり。

齊の子尾、閭丘嬰を害とし、之を殺さんと欲し、（嬰ナシテ）師を帥ゐて以て（一二）陽州を伐たしむ。我、師の故を問ふ。夏五月、子尾、（一三）閭丘嬰を殺して以て我が師に說く。（一四）工僂灑・渻竈・孔虺・賈寅、出でゝ、莒に奔る。群公子を出す。

公、（一五）楚宮を作る。穆叔曰く、『大誓に曰く「民の欲する所は、天、必ず

【五】好を結ぶべし。
【六】齊楚は魯の盟主たるに足らず、故に晉と好を結ばざるときは魯國の恃む所の者無きに至らん、懼る可きなり。
【七】朝は朝の事を顧るのみ、夕の事を慮る暇あらざるを謂ふ。
【八】昭公元年に在り。
【九】侈家は大夫の驕傲なるもの。
【一〇】讒言奸惡。
【一一】昭公十三年に在り。
【一二】魯の地。
【一三】責を嬰に歸して殺しゝなり。
【一四】四人は嬰の黨なり。
【一五】公、楚に適きて其宮を好み、歸國の後之を模して宮を造り、楚宮と曰ふ。

のみ』と。子張怒り、退きて(二七)役を徵す。子產、晉に奔らんとす。子皮、之を止めて豐卷を逐ふ。豐卷、晉に奔る。子產、其田里を請うて、三年にして之を復し、其田里と(二八)其入とを反す。政に從ふこと一年にして、(二九)輿人之を誦して曰く、『(三〇)我が衣冠を取りて之を褚へしめ、我が田疇を取りて之を伍にす。孰か子產を殺さん。吾、其れ之に與せん』と。(三一)三年に及びて、又、之を誦して曰く、『我に子弟あり、子產之に誨ふ。我に田疇あり、子產之を殖す。子產にして死せば、誰か其れ之を嗣がん』と。

【經】三十有一年春王の正月。夏六月辛巳、公、楚宮に薨ず。秋九月癸巳、子野卒す。己亥、仲孫羯卒す。冬十月、滕子來りて葬に會す。癸酉、我が君襄公を葬る。十有一月、(一)莒人、其君密州を弑す。

【傳】三十一年(周ノ景王三年)春王の正月、穆叔、(二)會より至る。孟孝伯を見て、之に語りて曰く、『趙孟は將に死なんとす。其語偸にして民主に似ず、且つ年未だ五十に盈たずして、(三)諄諄焉たること八九十の者の如し。久しきこと能はざらん。若し趙孟死せば、政を爲す者は其(四)韓子ならんか。吾子、盍ぞ季孫と之を言はざる。

【二七】兵を召し子產を攻めんとするなり。

【二八】入は收入。

【二九】衆人。

【三〇】子產、奢侈を禁ぜし故、人民、沒收せられんことを恐れて、美しき衣冠を藏したり。子產政に從ふや、始め衆其嚴令を畏れ、子產を殺す者あらば之に贊成せんと歌ふ也。

【三一】三年の後、衆、大に子產の德を仰ぐに至れり。

【一】犂比公弑せられ子展輿立つ。

【二】會は澶淵の會なり。

【三】くどくどしき貌。

【四】韓起。

（一〇四）我が成ることあるに非ずや。其れ人に在らんや。何ぞ邑を愛まん。（一〇五）邑將に焉くに往かんとする。」子大叔曰く、『（一〇六）四國を若何にせん。』子產曰く、『（一〇七）相違はんとに非ずして、相從へんとてなり。四國何ぞ尤めん。鄭書にこれあり、曰く、「國家を安定するは、必ず（一〇八）大を焉れ先にす」と。姑く先づ大を安んじて、以て其の歸する所を待たん』と。既にして伯石懼れて邑を歸す。卒に之を與ふ。伯有既に死す。大史をして伯石に（一〇九）命じて卿たらしむ。辭す。大史退けば、則ち（二己）命ぜられんことを（二大史）請ふ。復た之に命ずれば、又辭す。是の如くすること三たび、乃ち策を受けて入りて拜す。子產、是を以て、其の人と爲りを惡み、（一一〇）己が位に次がしむ。子產、都鄙に（車服ノ）章あり、（一一一）上下に服あり、田に（一一二）封洫あり、（一一三）廬井に伍あらしむ。（一一四）大人の忠儉なる者には從ひて之に與へ、泰侈なる者をば因りて之を斃す。（一一五）豐卷、將に祭らんとす。田せんと請ふ。許さずして曰く、『（一一六）唯だ君のみ鮮を用ゐ、衆は給する

【一〇四】成功は我に收むるなり、他人に在るに非ざるなりとの意。

【一〇五】邑は依然として我が國に在るをいふ。

【一〇六】四隣の國。

【一〇七】國內互に相爭はんとするにあらず、相和順せんと欲するなり。

【一〇八】大は大族。

【一〇九】命は策命なり。

【一一〇】亂を作すを畏れて寵する也。

【一一一】上下の服制を制限するなり。

【一一二】封は疆、洫は溝なり。

【一一三】田中の廬舍及び井田に組合を立てゝ互に助けしむるなり。

【一一四】卿大夫。

【一一五】子張。

【一一六】君侯のみは鮮卽ち野獸を用ゐ、臣庶は有り合はせの牛羊を以て間に合するなり。

澶淵に會す。既にして宋に歸ることなし。故に、(九四)其人を書せず。君子曰く、『信は其れ愼まざるべけんや。澶淵の會に、卿書せられざるは、不信なればなり。夫れ、諸侯の上卿も、會して不信なれば、(九五)寵名皆棄てらる。不信の不可なること是の如し。(九六)詩に曰く「文王陟降して、帝の左右に在り」とは、信を謂ふなり。(九七)又曰く、「淑く爾の止を愼み、爾の僞を載ふことなかれ」とは、不信を謂ふなり。書して「某人・某人、澶淵に會す、宋の災の故なり」と曰ふは、之を尤めたるなり。魯の大夫を書せざるは、之を諱めばなり』と。

鄭の子皮、子產に政を授く。辭して曰く、『國小にして(九八)偪られ、(九九)族大に寵多し。爲むべからず。』子皮曰く、『(一〇〇)虎、帥ゐて以て聽かば、誰か敢て子を犯さん。子、善く之を相けよ。(一〇一)國、小なることなし。小も能く大に事ふれば、國乃ち寬なり』と。子產、政を爲す。(一〇二)伯石に事あり。賂うて、之に邑を與ふ。子大叔曰く、『(一〇三)國は皆其國なり。奚ぞ獨り賂はん。』子產曰く、『欲なきことは實に難し。皆其欲を得て、以て其事に從ひて、其成るを要せば、

【九四】大夫の名を書かず某人某人と貶したるなり。
【九五】寵名は族氏名字。
【九六】大雅文王の篇。文王の神、天に在り、或は升り或は降り、常に上帝の左右に在りて、暫くも離れざるは、信ありて天帝を感ずればなり。
【九七】逸詩。
【九八】大國に壓迫せらるゝ也。
【九九】大族强臣多きを云ふ。
【一〇〇】子皮の名。
【一〇一】小大は問ふ所にあらず。
【一〇二】伯石は公孫段なり。伯石を使はんと欲するなり。
【一〇三】國事は誰も皆憂ふべきもの、何ぞ賂うて國事を行はしむ可けんや。

終ふ可し。歲、此次に及ばざらんのみ』と。其亡ぶるに及びて、歲、(七九)娵訾の口に在り。其明年乃ち降婁に及べり。僕展、伯有に從ひ、之と與に皆死す。(八〇)羽頡、出でゝ晉に奔り、任の大夫と爲れり。(八一)鷄澤の會に、鄭の樂成、楚に奔り、遂に晉に適きぬ。羽頡、之に因り、之と(八二)比して、趙文子に事へ、鄭を伐つの說を言ふ。(八三)宋の盟を以ての故に可かれず。子皮、(八四)公孫鉏を以て馬師と爲す。

楚の公子圍、大司馬薳掩を殺して、(八五)其室を取る。(八六)申無宇曰く、(八七)『王子は必ず免れざらん。善人は國の主なり。王子、楚國を相け、將に善を是れ(八八)封殖すべきに、之を虐ぐるは、是れ國に禍するなり。且つ司馬は、令尹の(八九)偏にして、王の(九〇)四體なり。民の主を絕ち、身の偏を去り、王の體を芟りて、以て其國に禍す。不祥これよりも大なるはなし。何を以てか免るゝを得ん』と。

宋の災の爲めの故に、諸侯の大夫、會して、以て宋に財を(九一)歸らんと謀る。冬十月、叔孫豹、晉の趙武・齊の公孫蠆・宋の向戌・衞の(九二)北宮佗・鄭の(九三)罕虎と・邾の大夫とに、

(七九)　星宿の名。
(八〇)　馬師頡なり、伯有の黨。
(八一)　三年にあり。
(八二)　比は親しみ黨するなり。
(八三)　宋の盟に兵を弭めんことを約したる故なり。
(八四)　王子罕のの子。
(八五)　家財。
(八六)　芋尹。
(八七)　王子は圍をさす。
(八八)　封殖は養ひそだつる也。
(八九)　偏は半身。
(九〇)　四體は股肱。
(九一)　歸は贈る也。
(九二)　佗は括の子。
(九三)　虎は子皮。

て舊北門を伐つ。（六六）駟帶、國人を率ゐて以て之を伐つ。（駟氏伯有）皆、子產を召す。子產曰く、『兄弟にして此に及べり。吾は天の與する所に從はん』と。伯有、（六七）羊肆に死す。子產、之に襚し、之を股に枕させて之を哭し、斂めて、これを伯有の臣の市の側に在る者（ノ家）に殯す。既にしてこれを（六八）斗城に葬る。子駟氏、子產を攻めんと欲す。子皮、之を怒りて曰く、『禮は國の幹なり。有禮を殺すは、禍これよりも大なるはなし』と。乃ち止む。於是、游吉、晉に如きしが、還りて、難を聞きて入らず。（六九）介に復命せしめ、八月甲子、晉に奔る。駟帶、之を追ふ。酸棗に及び、（七〇）子上と盟ひ、兩珪を用ゐて河に（七一）質す。公孫肸をして入りて大夫に盟はしむ。己巳、（游吉）復歸す。書して『鄭人、良霄を殺す』と曰ひて、大夫と稱せざるは、外より入るを言ふなり。（七二）子蟜の卒せしときに於て、將に葬らんとし、公孫揮と裨竈と、晨に（七三）事に會せんと、伯有氏を過ぎりしに、其門上に（七四）莠を生ぜり。（七五）子羽曰く、『（七六）其莠猶ほ在らんや』と。於是、歲、（七七）降婁に在り、降婁、中して旦く。裨竈、之を指して曰く、『（七八）猶ほ以て歲を

【六六】子西の子にして子晳の宗主なり。
【六七】羊を賣る店。
【六八】鄭の地。
【六九】副使。
【七〇】駟帶。
【七一】盟のしるしとする也。
【七二】子蟜は公孫蠆、其死は十九年に在り。
【七三】事は葬事なり。
【七四】莠は、はぐさ也。
【七五】公孫揮。
【七六】侈れる伯有の死すべきと門上の莠に先だつべし。
【七七】降婁は星宿の名、周の七月卽ち陰曆五月、歲星の在るところ。
【七八】歲星の一終卽ち十二年間は伯有亡びざらんとも、次に歲星が降婁に在るまでには及ばざらんと也。

虺の志に云ふ、「亂るゝ者は之を取り、亡ぐる者は之を侮る」と。(五〇)亡を推し存を固くするは、國の利なり」と。(五一)罕・駟・豐は(五二)同生なり。伯有は(五三)汰侈なり。故に免れざりき。人、子產に謂へらく、『(五四)直に就き彊を助けよ』と。子產曰く、『(子晳ハ)豈に我が徒たらんや。國の禍難は、誰か敝まる所を知らん。或彊直を主とせば、難乃ち生せじ。(然ルニ今彊直者ナシ。)姑く吾が(五五)所を成さん』と。辛丑、子產、伯有氏の死者を歛めて之を殯し、(五六)謀に及ばずして遂に行る。印段、之に從ふ。子皮、(衆ヲシテ)之を止めしむ。(五七)衆曰く、『(五八)人、我に順はず、何ぞ止めん。』子皮曰く、『(五九)夫子、死者に禮あり。況や生者をや』と。遂に自ら之を止む。壬寅、子產入る。癸卯、子石(印段)入る。皆、盟を子晳氏に受く。乙巳、鄭伯、其大夫と(六〇)大宮に盟ひ、國人に(六一)師之梁の外に(六二)盟ふ。伯有、鄭人の己に盟ふと聞きて怒る。子皮の甲の・己を攻むるに與らざりしを聞きて、喜びて曰く、『子皮、我に與せり』と。癸丑、(六三)晨に墓門の瀆より入り、(六四)馬師頡に因り、(六五)襄庫に介して、以

【五〇】亡人たる伯有を退け存在せる子晳を固くするをいふ。
【五一】罕は子皮、駟は子晳、豐は公孫段。
【五二】兄弟。
【五三】おごる也。
【五四】時に、子晳は直にして三家は彊しと謂へり。
【五五】所は處置なり。
【五六】大夫の謀に會せざりしなり。
【五七】三家の大夫等なり。
【五八】人は子產をさす。
【五九】夫子は子產をさす。
【六〇】祖廟。
【六一】師之梁は鄭の城門。
【六二】伯有を以て戒として盟ふなり。
【六三】朝早く不淨門の溝より入る也。
【六四】頡は子羽の孫。
【六五】襄公の作りたる武庫に入りて甲を著くる也。

『(三八)女にして婦ならず。女は人を待つ。婦は事を義にするなり』と。

六月、鄭の子產、陳に如き、涖みて盟ふ。歸りて復命し、大夫に告げて曰く、『陳は亡國なり。與すべからざるなり。禾粟を聚め、城郭を繕ひ、此二者を恃みて、其民を撫でず。其君(三九)弱植にして、公子侈り、大子卑しく、大夫敖れり。政、(四〇)門多くして、以て大國(間ノ)に介まる。能く亡ぶること無からんや。十年を過ぎざらん』と。

秋七月、叔弓、宋に如くは、共姬を葬るなり。

鄭の(四一)伯有、酒を耆む。(四二)窟室を爲りて、夜、酒を飲み、鐘を擊つ。朝(スル)者至れども未だ已まず。朝する者曰く、『(四三)公焉にか在る。』其人曰く、『吾が公、(四四)壑谷に在り』と。皆、朝より(四五)布路して罷く。既にして(四六)朝す。則ち又將に子晳をして楚に如かしめんとす。歸りて酒を飲む。庚子、子晳、駟氏の(四七)甲を以て伐て之を焚く。伯有、(四八)雍梁に奔る。醒て後之を知り、遂に許に奔る。大夫聚り謀る。子皮曰く、『(四九)仲

【三八】是れ處女の行にして既に嫁ぎたる婦人の行にあらず。處女は外に出づるときは人を待ちて行くべし、獨り行くべからず。婦人は事の宜しきを度り必ずしも人を待つを要せず。伯姬は婦なるに人を待ちしは女と同じとて非る也。

【三九】志弱くして樹立せざるなり。

【四〇】一人に出でざるをいふ。

【四一】良霄。

【四二】地下室。

【四三】公は良霄をさす。

【四四】壑谷は窟室をいふ。

【四五】布路は分散する也。

【四六】伯有、鄭君に朝する也。

【四七】甲は甲兵。

【四八】鄭の地。

【四九】湯の左相。

蔡の景侯、大子般の爲めに楚より娶りて、これに通ぜしかば、大子、景侯を弑す。

初め、〔二五〕王儋季卒し、其子括、將に王に見えんとして歎ず。單公の子愆期、靈王の〔二六〕御士たり、〔二七〕これに廷に過ぎ、其の歎じて言へるを聞くに曰く、『〔二八〕烏乎必ず此を有たんかな』と。（愆期）入りて以て王に告ぐ。且つ曰く、『必ず之を殺せ。（父ノ死チ）感ますして願大に、〔二九〕視ること躁にして足高し。心、他に在り。殺さずんば必ず害あらん。』王曰く、『〔三〇〕童子、何をか知らん』と。靈王崩ずるに及びて、儋括、〔三一〕王子佞夫を立てんと欲す。佞夫知らず。戊子、儋括、蔿を圍みて〔三二〕成愆を逐ふ。成愆、〔三三〕平時に走る。五月癸巳、尹言多・劉毅・單蔑・甘過・鞏成、佞夫を殺す。括・瑕・廖、晉に奔る。書して『天王、其弟佞夫を殺す』と曰ふは、罪、王に在ればなり。

宋の大廟に叫ぶものあり。〔三四〕譆譆出出と曰へり。鳥、亳社に鳴けるも、譆譆と曰ふが如し。甲午、宋、〔三五〕大災あり。〔三六〕宋の伯姬卒す。〔三七〕姆を待つしなり。君子、宋の共姬を謂へらく、

〔二五〕周の靈王の弟。
〔二六〕近習。
〔二七〕朝廷にて括の居る所を通りたる也。
〔二八〕朝廷の權を有たんと欲するなり。
〔二九〕沈着ならざる貌。
〔三〇〕愆期。
〔三一〕靈王の子、景王の弟。
〔三二〕蔿邑の大夫。
〔三三〕周の邑。

〔三四〕譆譆は痛傷の聲なり。出出は詘詘なり、嗟歎の聲なり。大廟に叫ぶものあるも、鳥の鳴けるも、皆火の妖なり。
〔三五〕火災。
〔三六〕魯の女、宋の共公の夫人なり。
〔三七〕姆はおもりの老女なり。姆の來るを待つ間に焚死せしなり。

下して身の如くすれば、是れ其日數なり』と。(一五)士文伯曰く、『然らば則ち二萬六千六百有六旬なり』と。趙孟、其縣の大夫に問へば、則ち(一六)其屬なり。(趙孟)之を召して、過を謝して曰く、『武、不才にして、君の大事に任じ、晉國の・虞多きを以て、吾子を由ゐること能はずして、吾子をして(一七)辱められて泥塗に在らしむること久し。武の罪なり。敢て不才を謝す』と。遂に之を仕へしめ、助けて政を爲さしめんとす。辭するに老を以てす。之に田を與へ、君の(一八)復陶とならしめ、以て絳の(一九)縣師と爲して、(二〇)其輿尉を廢せり。是に於て、魯の使者、晉に在り、歸りて以て諸大夫に語る。季武子曰く、『晉は未だ(二一)媮くすべからざるなり。趙孟ありて以て大夫たり、(二二)伯瑕ありて以て佐たり、史趙・師曠ありて(二三)咨度し、叔向・女齊ありて以に其君に師保たり。其朝、君子多し。其れ庸ぞ媮くすべけんや。勉めて之に事へて而る後に可なり』と。

夏四月己亥、(二四)鄭伯、其大夫と盟ふ。君子、是を以て、鄭の難の已まざるを知る。

【一五】文伯は士弱の子、日數を明言せるなり。
【一六】趙武に屬したる者なり。
【一七】野外に居りて賤役に從事せしをいふ。
【一八】衣服を主る官。
【一九】地域を掌る官。
【二〇】老人を役したる輿尉。輿尉は衆を發し民を使ふを掌どる、抑も役は六十五歳にて免すべきに、今七十三の老人に役せしめたる故に、之を罷免せしなり。
【二一】媮は、よいかげんにするなり。疎略に取り扱ふことをいふ。
【二二】士文伯。
【二三】とひ、はかる。
【二四】鄭君微弱にして其臣を制することあたはざるなり。

子產、鄭伯を助けて以て晉に如く。叔向、鄭國の政を問ふ。(子產)對へて曰く、『(八)吾、見ることを得ると否ざるとは、此歲に在らん。(九)駟と、良と、方に爭ひ、(一〇)未だ成る所を知らず。若し成る所あらば、吾、見るを得んこと、乃ち知る可し。』叔向曰く、『既に和せしならずや。』對へて曰く、『伯有は侈りて愎り、子皙は人の上に在るを好み、能く相下ることとなし。其れ以て和せりと雖も、猶は惡を相積めり。惡の至らんこと日なけん』と。

二月癸未、晉の悼夫人、(一一)輿人の杞に城づく者に食はしむ。絳縣の人、或るもの、年長じて、子なくして往き、食に與れり。與ること有りて(事ヲ董ス吏)年を疑ひ、之をして年いはしむ。曰く、『臣は小人なり。紀年を知らず。臣が生れし歲は、正月甲子朔にして、(一二)四百有四十五甲子なり。其季、今に於て三の一なり』と。吏走りてこれを朝に問ふ。師曠曰く、『(一三)魯の叔仲惠伯が、郤成子に承匡に會せし歲なり。是歲や、狄、魯を伐ちき。叔孫莊叔、是に於てか、狄を鹹に敗り、長狄僑如と虺と豹とを獲て、皆以て其子に名づけたり。七十三年なり』と。(一四)史趙曰く、『亥に二首六身あり、二を

【八】吾、鄭國の政を見ることを得るや否やは、未だ知る可からず。
【九】駟は、子皙なり。良は、伯有なり。
【一〇】未だ其孰れが勝つべきかを知らず。
【一一】衆人。
【一二】四百四十五の甲子を經たり。最後の甲子は今日まで一甲子の三分の一なり。其日數は我が年月日なりとなり。
【一三】文公十一年。
【一四】史趙は晉の大史なり、文字上より其日數を言ふなり。亥の古文は[illegible]に作れり、人は算位の六(丅)の如し。今、上の二を下して竝列すれば二六六六となる。

ぞ之を辟けん。天、鄭に禍すること久し。其れ必ず子產をして之を息はしめん。乃ち（一三八）猶ほ以て戾まるべし。然らずんば將に亡びんとす』と。

【經】三十年春王の正月、楚子、（一）薳罷をして來聘せしむ。夏四月、（二）蔡の世子般、其君固を弑す。五月甲午、宋、災あり。宋の伯姬卒す。天王、其弟佞夫を殺す。王子瑕、晉に奔る。秋七月、叔弓、宋に如く。宋の共姬を葬る。鄭の良霄、出で、許に奔り、許より鄭に入る。鄭人、良霄を殺す。冬十月、蔡の景公を葬る。晉人・齊人・宋人・衞人・鄭人・曹人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人、澶淵に會す。宋の災の故なり。

【傳】三十年（周ノ景王二年）春王の正月楚子、（三）薳罷をして來聘せしむるは、（四）嗣君を通ずるなり。穆叔問ふ。『（五）王子の政を爲すこと何如。』對へて曰く、『吾儕は小人なり。（六）食うて事を聽くも、猶ほ命に給せずして戾に免れざらんことを懼る。焉ぞ政を與り知らん』と。固く問ふ。告げず。穆叔、大夫に告げて曰く、『（七）楚の令尹、將に大事あらんとす。子蕩、將に與らんとす。之を助けんとて其情を匿せり』と。

【一三八】鄭國定まるべし。
【一】即ち蔿氏なり。
【二】蔡の景公弑せられ、子靈王立つ。
【三】子蕩。
【四】楚の郟敖の即位を報ずるなり。
【五】王子圍、令尹たり。
【六】吾等、日々、飯を食ひて職を務むれども、猶ほ役に立たずして罪に至る有らんことを恐る。
【七】令尹貴くして、王郟敖弱し。故に其の亂を爲さんとするを知るなり。

曰く、『苟も高氏をして後あらしめば、請ふ邑(君二)を致さん』と。齊人、(二八)敬仲の曾孫酀を立つ。敬仲を(二九)良としたればなり。十一月乙卯、高豎、盧を致して出で、晉に奔る。晉人、緜に城づきてこれを寘く。

鄭の伯有、(三〇)公孫黑をして楚に如かしむ。辭して曰く、『楚・鄭、(三一)方に惡し。而るを余をして往かしむるは、是れ余を殺すなり』。伯有曰く、(三二)『世〻行きたり』。子皙曰く、『可なれば則ち往き、難あれば則ち已む。何ぞ世〻とすることこれ有らん』と。伯有、將に強ひて之を使はんとす。子皙怒り、將に伯有氏を伐たんとす。大夫之を和す。十二月己巳、鄭の大夫、伯有氏に盟ふ。裨諶曰く、『是盟や、(三三)それ幾何ぞ。詩に曰く、「君子屢〻盟ふ。亂是を用て長ず」と。今是れ亂を長ずるの道なり。禍未だ歇まざるなり。必ず三年にして後に能く紓けん。』然明曰く、『政、將に焉くにか往かんとする。』裨諶曰く、『善の不善に代るは、天の命なり。(三四)其れ焉ぞ子產を辟けん。(三五)擧ぐるに等を踰えざれば則ち位の班なり。善を擇びて擧ぐれば則ち世の隆なり。天、又之を(三六)除かんとして、伯有が魄を奪へり。(三七)子西、即世せば、將た焉

【二八】高偃。
【二九】賢良。
【三〇】子皙。
【三一】不和なるをいふ。
【三二】子皙の家世々行人たるを云ふ。
【三三】久しきこと能はざるをいふなり。
【三四】必ず子產に歸せん。
【三五】若し等級本位に言はゞ、子產の位地は政を執るべきなり。若し道德本位に言はゞ、子產の善行は一世の隆ぶ所なり。
【三六】除は開く也。
【三七】子西の死後は、子產ならでは其位を承くるものなしとなり。

將に(二七)戚に宿らんとす。鐘聲を聞く。曰く、『異なるかな。吾之を聞く、「辯ずれど德あらずんば、必ず戮せられん」と。(二八)夫子、罪を君に獲て、以て此に在り。懼るとも猶ほ足らじ。而るを又何をか樂まん、夫子の此に在るや、(二九)猶ほ燕の幕上に巢くふがごとし。(三〇)君、又殯に在り。而るを以て樂す可けんや』と、遂に之を去る。(三一)文子之を聞きて、終身、琴瑟を聽かず。晉に適き、趙文子・韓宣子・魏獻子を說びて曰く、『(三二)晉國は其れ三族に萃まらんか』と。叔向を說び、將に行らんとするとき、叔向に謂ひて曰く、『吾子、之を勉めよ。君侈りて良多く、大夫皆富めり。政、將に(三三)家に在らんとす。吾子、直を好む。必ず自ら難に免れんことを思へや』と。

秋九月、齊の(三四)公孫蠆・(三五)公孫竈、其大夫高止を北燕に放つ。乙未、出づ。書して『出でゝ奔る』と曰ふは、高止を罪するなり。高止、事を以て自ら功と爲んことを好み、且つ專なり。故に、難、之に及べり。

冬、孟孝伯、晉に如くは、(三六)范叔に報ゆるなり。

高氏の難の爲めの故に、(三七)高豎、盧を以て叛く。十月庚寅、閭丘嬰、師を帥ゐて盧を圍む。高豎

【二七】戚は孫文子の邑、衞に叛きて之に據る。才幹知略ありて能く治辯すとも、德あらざるときは、必ず刑戮を免れざるべし。
【二八】孫文子。
【二九】危きに喩ふる也。
【三〇】衞の獻公。
【三一】文子、義を聞きて能く改めしなり。
【三二】政、趙韓魏の三氏に集まるべし。
【三三】家は大夫をいふ。
【三四】子尾。
【三五】子雅。
【三六】士鞅。
【三七】高止の子。

人の弘なり。而れども猶は德に慙づることあり。聖人の難きなり』と。（二〇九）大夏を舞ふ者を見る。曰く、『美なる哉、勤むれど德とせず。禹に非ずんば其れ誰か能く之を修めん』と。（二一〇）韶箾を舞ふ者を見る。曰く、『德至れる哉、大なるかな。天の幬はざるなきが如く、地の載せざるなきが如し。甚だ盛德なるものと雖も、其れ以て此に加ふるなけん。（二一一）觀止まれり。若し他樂ありとも、吾敢て請はざらんのみ』と。（二一二）其の出で、聘するは、嗣君を通ずるなり。故に、遂に齊に聘す。晏平仲を說び、之に謂ひて曰く、『子、速に邑と政とを（二一三）納れよ。邑なく政なくば、乃ち難に免れん。齊國の政、將に歸する所あらんとす。未だ歸する所を獲ずんば、難未だ歇まざるなり』と。故に、晏子、陳桓子に因りて、以て政と邑とを納る。是を以て（二一四）欒·高の難に免れたり。鄭に聘す。子產を見て、舊相識の如し。之に（二一五）縞帶を與ふ。子產、紵衣を獻ず。子產に謂ひて曰く、『（二一六）鄭の執政侈れり。難、將に至らんとす。政必ず子に及ばん。子、政を爲さば、之を愼むに禮を以てせよ。然らずんば鄭國、將に敗れんとす』と。衞に適く。蘧瑗·史狗·史鰌·公子荊·公叔發·公子朝を說ぶ。曰く、『衞に君子多し。未だ患あらざるなり』と。衞より晉に如く。

【二〇九】大夏は禹の樂。
【二一〇】韶箾は舜の樂。
【二一一】此以上の者は觀る可からずの意。
【二一二】季札の出で、聘するは、吳子餘祭の嗣立せしを各國に通知するなり。
【二一三】公に歸せ。
【二一四】昭公八年に在り。
【二一五】吳の地は縞を貴び、鄭の地は紵を貴ぶなり。
【二一六】上卿は子皮なれども朝政は伯有に在りて敝れり。

主なし、其れ能く久しからんや』と。(九二)鄶より以下は、譏ること無し。之が爲めに(九三)小雅を歌ふ。曰く、『美なる哉、(九四)思うて貳ならず、怨みて言はず。其れ周德の衰へたるか。猶ほ先王の遺民あり』と。之が爲めに(九五)大雅を歌ふ。曰く、『廣き哉、(九六)熙熙乎たり、(九七)曲なれど直體あり。其れ文王の德か』と。之が爲めに(九八)頌を歌ふ。曰く、『至れる哉、直けれど倨らず、曲れど屈まず、邇けれど偪らず、遠けれど攜れず、遷れど(九九)淫せず、復れど厭はず、哀しめど愁へず、樂めど荒まず、用ゐれど匱しからず、(一〇〇)廣けれど宣べず、施せど費えず、取れど貪らず、(一〇一)處れど底らず、行けど流れず、(一〇二)五聲和し、(一〇三)八風平かに、節、度あり、守、序あり。盛德の同じき所なり』と。(一〇四)象箾・南籥を舞ふ者を見る。曰く、『美なる哉、(一〇五)猶ほ憾あり』と。(一〇六)大武を舞ふ者を見る。曰く、『美なる哉、周の盛なるや、其れ此の如きか』と。(一〇七)韶濩を舞ふ者を見る。曰く、『(一〇八)聖

【九二】鄶と曹とは其微なるを以て之を譏らざるなり。以上十五國風。
【九三】小雅は小正なり、變雅なり、周の衰へたるを刺る。
【九四】哀思して貳心なき也。
【九五】大雅は文王の德以て天下を正すことを陳ぶるなり。正雅なり。
【九六】廣き貌。
【九七】婉曲なれども剛直の體あり。
【九八】頌は其成功を以て神明に告ぐるものなり。
【九九】淫は度に過ぐる也。

【一〇〇】廣けれども善く蔵めて露出せざる也。
【一〇一】安處すれども停滯せず。
【一〇二】五聲は宮商角徵羽。
【一〇三】金石絲竹匏土革木の八音能く調ふ。
【一〇四】象箾、南籥は文王の樂。
【一〇五】文王の聖德にして、其恩澤未だ天下に洽からざりしは遺憾なり。
【一〇六】大武は武王の樂。
【一〇七】韶濩は殷湯の樂。
【一〇八】聖人の盛德なり。而れども猶ほ慙德無きこと能はず、聖人の難き所なり。

が爲めに鄭を歌ふ。(季札)曰く、『美なる哉、(七八)其細已甚し。民堪へざらん。是れ其れ先づ亡びんか』と。之が爲めに齊を歌ふ。曰く、『美なる哉、(七九)泱泱乎たり、(八〇)大風なる哉。(八一)東海に表たる者は、其れ大公か。國未だ量るべからざるなり』と。之が爲めに(八二)豳を歌ふ。曰く、『美なる哉(八三)蕩乎たり、樂んで淫せず、其れ(八四)周公の東せるか』と。之が爲めに秦を歌ふ。曰く、『此をこれ(八五)夏聲と謂ふ。夫れ、能く夏なれば則ち大なり。大の至なり。其れ(八六)周の舊か』と。之が爲めに(八七)魏を歌ふ。曰く、『美なる哉、(八八)渢渢乎たり、大なれども婉、險なれども行ひ易し。德を以て此を輔けば、則ち明主たりしならん』と。之が爲めに(八九)唐を歌ふ。曰く、『思ひ深き哉。其れ(九〇)陶唐氏の遺民あるか。然らずんば何ぞ其の憂ふることの遠きや。令德の後に非ずば、誰か能く是の若くならん』と。之が爲めに陳を歌ふ。曰く、『(九一)國、

【七八】細は煩碎なり。

【七九】泱泱乎は弘く大なる聲なり。

【八〇】大國の聲音。

【八一】大公は大公望呂尙父、齊に封ぜられて東海の表式と爲る。

【八二】豳は周の舊國。

【八三】蕩乎は廣大なる貌。

【八四】豳風は周公が管叔蔡叔の變に逢ひて東征せしときの詩なり。

【八五】秦は本、西戎汧隴の西に在り、秦仲、始めて車馬禮樂あり、戎狄の音を去りて、諸夏の聲あり、故に之を夏聲と謂ふ。

【八六】襄公、周を佐け、平王東遷するや、其故地を受く、故に周の舊と曰ふ。

【八七】魏は姬姓の國、閔公元年晉の獻公に滅されしもの。

【八八】渢渢は、汎浮する貌、堅くるしからざる也。

【八九】唐は晉の詩。

【九〇】晉は本、唐國なり、故に堯帝の遺風あり、遺民は遺風の誤なるべし。

【九一】陳國は世々荒淫の君ありて、民、之に倣ひ、君無きに同じ、故に主無しと曰ふ。

つ（六七）先君にして知ることあらば、毋寧夫人をこそ。而るを焉ぞ老臣を用てせんや』と。

（六八）杞の文公來り盟ふ。書して子と曰ふは、之を賤しみてなり。

吳の公子札、來聘す。叔孫穆子を見て之を說ぶ。穆子に謂ひて曰く、『子は其れ（六九）死を得ざらんか。善を好めども、人を擇ぶこと能はず。吾聞く、「君子の務めは、人を擇ぶに在り」と。吾子、魯の宗卿と爲りて、其大政に任ず。（人チ）擧ぐることを愼まずんば、何を以てか之に堪へん。禍必ず子に及ばん』と。（七〇）周の樂を觀んと請ふ。工をして、之が爲めに周南・召南を歌はしむ。（七一）曰く、『美なる哉、（七二）始めて之を基せり。（七三）猶は未だし。然れども、勤むれども怨みず』と。之が爲めに邶・鄘・衞を歌ふ。（季札）曰く、『美なる哉、（七四）淵乎たり、（七五）憂ふれども困まざる者なり。吾聞く、「衞の康叔・武公の德、是の如し」と。是れ其れ衞風か』と。之が爲めに（七六）王を歌ふ。曰く、『美なる哉、（七七）思へども懼れず。其れ周の東せるか』と。之

【六七】先君悼公は、むしろ夫人をこそ怪しまん、老臣を責むることを用ゐざらん。

【六八】魯、杞の田を歸したる故、來り盟ふ。夷禮を用ふる故に貶して子爵とせしなり。

【六九】壽を以て終るを得ざらん。

【七〇】魯、周公の故を以て天子の禮樂を有せり。

【七一】以下季札の爲に魯の樂師一々歌ふを聞き其聲に由り一一評を加へて歎賞するなり。

【七二】周南召南は王化の基。

【七三】然れども當時は猶ほ未だ洽く天下に及ばざりき。

【七四】深き貌。

【七五】憂に逢ひて能く憂ふれども、困窮して志を失ふに至らざるなり。

【七六】王は黍離の篇。

【七七】周室東遷す、故に憂思す。猶ほ先王の舊風あり、故に懼れざるなり。

者三耦するに、(五七)公臣足らず、(五八)家臣に取る。家臣は、展瑕・展玉父を一耦と爲す。公臣は、公の巫召伯仲・顏莊叔を一耦と爲し、鄫鼓父・黨叔を一耦と爲す。

晉侯、司馬女叔侯をして、來りて杞の田を治めしむ。(五九)盡く歸さず。晉の悼夫人慍りて曰く、『(六〇)齊や貨を取れり。先君若し知ることあらば、(六一)之を取りしを尙せざらん』と。公、叔侯に告ぐ。叔侯曰く、『(六二)虞・虢・焦・滑・霍・楊・韓・魏は、皆姬姓なり。晉是を以て大なり。若し小を侵すに非ずんば、將た何れにか取る所あらん。(六三)武・獻より以下、國を兼ぬること多し。誰か之を治むるを得ん。杞は夏の餘にして、東夷に卽き、魯は周公の後にして、晉に睦じ。杞を以て魯を封ずるも猶ほ可なり。而るに(六四)何か有らん。魯の晉に於けるや、職貢乏しからず、玩好、時に至り、公卿大夫、朝に相繼ぎ、(六五)史、書することを絕たず、(六六)府、虛月なし。是の如くにして可なり。何ぞ必ずしも魯を瘦せしめて以て杞を肥えさせん。且

【五七】公室卑微にして、公の臣、三耦を備ふること能はざるを言ふ。
【五八】大夫の臣。
【五九】晉君の母の生家なる故、前に魯の侵したる杞の田を歸さしむるに、歸す所少かりしなり。
【六〇】女齊は魯より貨を取りし故に杞の田を盡く歸さゞるなり。
【六一】賄賂を取りたることを不滿足に思はん。尙は嘉なり。
【六二】八國は皆晉の滅ぼす所なり。
【六三】武公、獻公は、晉を始めて盛にせし君。
【六四】杞に於て何かあらん。杞を愛護するは無益なり。
【六五】史、魯の朝聘を書するを絕たずとなり。
【六六】月々に魯の貢を受けざるは無し。

子曰く、『甚しいかな、其れ杞に城づくや。』子大叔曰く、『之を若何にせんや。晉國、(四四)周宗の闕けたるを恤へずして、(四五)夏肄に是れ屛づく。其の諸姬を棄つるも、亦知るべきのみ。諸姬を是れ棄てば、其れ誰か之に歸せん。吉や之を聞く、「同を棄てて異に卽く、是れを離德と謂ふ」と。(四六)詩に曰く、「其鄰を協比して、昏姻孔だ云る」と。晉、鄰せず。其れ誰か之に云らん』と。

齊の(四七)高子容、宋の(四八)司徒と與に、(四九)知伯を見る。(五〇)女齊、禮を相く。賓出づ。司馬侯、知伯に言ひて曰く、『二子は皆將に免れざらんとす。子容は專なり。司徒は侈れり。皆家を亡ぼすの主なり。』知伯曰く、『何如んぞ。』對へて曰く、『專なれば則ち(五一)速に及び、侈れば(五二)將に其力を以て斃れんとす。專なれば則ち人實に之を斃す。侈れば將に自ら及ばんとす』と。

(五三)范獻子來聘するは、(五四)杞に城づくを拜するなり。公、之を享す。展莊叔、(五五)幣を執る。(五六)射

【四四】周宗は姬姓の諸國なり。
【四五】夏肄は杞國を云ふ、肄は餘なり、夏の後なればなり。
【四六】小雅。同姓の諸侯と協力親比するときは、婚姻の異姓の諸侯も互に親附するをいふ。
【四七】高止。
【四八】華定。
【四九】荀盈。
【五〇】司馬侯、卽ち女叔侯。
【五一】速に禍に及ばんとなり。
【五二】自ら力有るを以て反って顚仆を致すをいふ。力負けする也。
【五三】士鞅。
【五四】魯が杞の爲めに城づくを謝する也。
【五五】賓客に差出す御禮の幣物なり。
【五六】享宴終りて後の射禮なり。二人を耦と爲す。

舟を觀る。閽、刀を以て之を弑す。

鄭の子展、卒す。(二九)子皮、位に卽く。是に於て、(三〇)鄭饑ゑて、未だ麥に及ばず、民病めり。子皮、(三一)子展の命を以て、國人に、粟、戸ごとに(三二)一鍾を餼る。是を以て、(三三)鄭國の民を得たり。故に、(三四)罕氏常に國政を掌りて以て上卿たり。宋の司城子罕、之を聞きて曰く、『(三五)善に鄰るは、民の望みなり』と。宋も亦饑ゑしかば、(子罕)平公に請うて、公の粟を出して以て貸し、大夫をして皆貸さしめ、(三六)司城氏は貸して書せず。(宋ノ)大夫の無き者の爲めにも貸せり。宋に餓人なし。叔向、之を聞きて曰く、『鄭の罕・宋の(三七)樂は、其れ後に亡びん者なり。二者其れ皆國を得んか。民、之に歸するなり。施せども德とせざるは、樂氏(三八)加へたり。其れ(三九)宋を以て升降せんか』と。

晉の平公は杞の出なり。故に杞を治む。六月、(四〇)知悼子、諸侯の大夫を合はせて以て杞に城づく。孟孝伯、之に會す。鄭の(四一)子大叔、(四二)伯石と與に往く。子大叔、(四三)大叔文子を見て之と語る。文

【二九】子皮、父に代りて上卿と爲るなり。
【三〇】麥を收むるまでの食物無きなり。
【三一】喪中なれば亡父の命をいふなり。
【三二】鍾は六斛四斗。
【三三】鄭國の人望を得たり。
【三四】子皮の家は罕氏なり。
【三五】善に倣へば民心を得るをいふ。
【三六】司城氏は施して德とせず。貸し付けたれども、之を記錄せざるなり。
【三七】樂は司城氏。
【三八】罕氏よりもまさりたるをいふ。
【三九】宋と盛衰を共にする也。
【四〇】知悼子は荀盈、知伯なり。
【四一】游吉。
【四二】公孫段。
【四三】衛の大叔儀。

公、入ること無からんと欲す。榮成伯、(二〇)式微を賦す。乃ち歸る。

五月、公、楚より至る。(二一)公冶、其邑を季氏に致して、終に入らず。曰く、『其君を欺くに、何ぞ必ずしも余を使はん』と。季孫、之を見れば、則ち(二二)季氏を言ふこと他日の如し。見ざれば則ち終に季氏を言はず。疾むに及びて、其臣を聚めて曰く、『我死なば、必ず冕服を以て斂すること無かれ。(二三)德賞に非ざればなり。且つ季氏をして我を葬らしむること無かれ』と。

(周ノ)靈王を葬る。鄭の(二四)上卿、事あり。子展、印段をして往かしむ。伯有曰く、『弱し。不可なり。』子展曰く、『其の往くこと莫からんよりは、弱くとも猶ほ愈らずや。詩に云く、「(二五)王事盬きこと靡し。啓處するに遑あらず」と。(二六)東西南北、誰か敢て寧處せん。堅く晉・楚に事ふるは、以て王室に(二七)蕃せんとなり。王事は曠しくすること無し。何の常かこれ有らん』と。遂に印段をして周に如かしむ。

吳人、越を伐ち、俘を獲て以て(二八)閽と爲し、舟を守らしむ。吳子餘祭、

【二〇】詩の邶風。式て微なり胡ぞ歸らざるといふ句によりて、公に歸ることを勸む。

【二一】公冶は季孫の臣なり、今其受けたる邑を還しゝなり。

【二二】季氏の家事を言ふなり。

【二三】公の冕服を賜はりしは、公冶の功德に因りしに非ず、季氏の臣たるが爲めに得たるなれば、德賞にあらずと云ふなり。

【二四】子展。

【二五】小雅四牡の篇。盬は脆くなり、膝をつきて居る暇無しとは多忙なるをいふ。

【二六】四方、其の在る所に隨つて、皆、王事なれば、安處す可からざるなり。

【二七】蕃は藩屏となりて守護する也。

【二八】閽は足頭をきる刑なり。

をして桃茢を以て、先づ殯を祓はしむ。楚人、禁せず。(一〇)既にして之を悔ゆ。

二月癸卯、齊人、莊公を北郭に葬る。

夏四月、楚の康王を葬る。公、陳侯・鄭伯・許男と葬を送り、西門の外に至る。諸侯の大夫、皆、墓に至る。楚の(一一)郟敖、位に卽く。(一二)王子圍、令尹と爲る。鄭の行人子羽曰く、『(一三)是れを宜しからずと謂ふ。必ず之に代りて昌えん。(一四)松柏の下は其草殖えず』と。

公還りて方城に及ぶとき、季武子、(一五)卞を取る。公冶をして(公ノ起居ヲ)問はしむ。(一六)璽書して追ひて之に與へて曰く、『卞を守る者將に叛かんとするを聞き、臣、徒を帥ゐて以て之を討じ、既に之を得たり。敢て告ぐ』と。公冶、(一七)使を致して退き、舍に及びて後に、卞を取るを聞く。公曰く、『(一八)之を欲して、叛きたりと言ふは、祇に疏まれしなり』と。公、公冶に問うて曰く、『吾、以て入るべきか。』對へて曰く、『君、實に國を有てり。誰か敢て君に違はん』と。公、公冶に(一九)冕服を與ふ。固辭す。之を強ひて後に受く。

【一〇】殯を祓するは、君の臣の喪に臨む禮なり、故に楚人後悔せしなり。
【一一】康王の子熊麇、時に年少なり。
【一二】康王の弟。
【一三】楚君の弱少にして令尹の强大なるを以て宜しからずと曰ふなり。
【一四】物、兩つながら盛んならざる也。
【一五】卞邑を取りて自ら益す。
【一六】璽は印章。季孫、捺印したる書を公冶に渡ししなり。
【一七】使は季氏の使命なり。
【一八】季氏、卞邑を得んと欲して、我を欺きて「卞邑叛かんとせり」と言ふは、我は季氏に疏んぜらるゝ也。
【一九】卿服の玄冕。

卷の十九

襄公　六

【經】二十有九年春王の正月、公、楚に在り。夏五月、公、楚より至る。庚午、(一)衞侯衎・卒す。(二)閽、呉子餘祭を弑す。仲孫羯、晉の荀盈・齊の(三)高止・宋の華定・衞の世叔儀・鄭の公孫段・曹人・莒人・滕人・薛人・小邾人に會して杞に城づく。晉侯、士鞅をして來聘せしむ。杞子來り盟ふ。呉子、札をして來聘せしむ。秋九月、衞の獻公を葬る。齊の高止、出でゝ北燕に奔る。冬、仲孫羯、晉に如く。

【傳】二十九年(周ノ景王元年)春王の正月、(四)公、楚に在りとは、廟に(五)朝正せざるを釋く也。楚人、(六)公をして親ら襚せしむ。(七)公、之を患ふ。穆叔曰く、「(八)殯に祓して襚すれば、則ち幣を布くなり」と。乃ち(九)巫

【一】衞の獻公卒し、子襄公惡立つ。
【二】守門者。
【三】高厚の子。
【四】魯公。
【五】朝正は廟に朝して歳の正月を告ぐるなり。
【六】襚は屍の衣なり。襚を贈るは使者の役なり。公自ら襚を贈るは辱なり。
【七】諸侯の使臣は襚する禮あれど、諸侯には其例無きを、楚人、魯君に之を命ぜし爲めに患へしなり。
【八】楚王の殯に向つて祓をなして不吉を除き、然る後襚を贈らば、平生朝聘の禮に幣を布くと同じきなり。
【九】桃茢は桃の柄のつきたる葦の帚なり。此帚にて不吉を祓ふなり。

ち恤へず。誰か其後を恤ふるに遑あらん。姑く歸らんに如かず。』叔孫穆子曰く、『叔仲子は、〔二一〕之を專にす。子服子は、〔二二〕始めて學べる者なり。』〔二三〕榮成伯曰く、『遠く圖る者は忠なり』と。公、遂に行く。宋の向戌曰く、『我は一人の爲めなり。楚の爲めには非ざるなり。飢寒をも恤へずして、誰か能く楚を恤へん。姑く歸りて民を息め、其の君を立つるを待ちて、之が備を爲さん』と。宋公、遂に反る。

楚の屈建卒す。趙文子、之に喪すること同盟の如くす、禮なり。

王人、來りて喪を告ぐ。崩日を問へば、甲寅を以て告ぐ。故に之を書す。〔二四〕過を徴にするなり。

〔二一〕獨り良策を占むる也。
〔二二〕未だ遠きを知らざるをいふ。
〔二三〕榮駕鵞。
〔二四〕徴は審なり、故なくして遲緩せしゆゑなり。

（一〇二）亂臣十人あり。崔杼は其れ有らんや。（一〇三）十人あらずんば以て葬るに足らず』と。既にして、崔氏の臣曰く、『我に（一〇四）其拱璧を與へば、吾、其柩を獻せん』と。是に於て之を得たり。十二月乙亥朔、齊人、（一〇五）莊公の殯を大寢に遷し、其棺を以て崔杼を市に尸す。（一〇六）國人猶は之を知り、皆曰く、『崔氏なり』と。

宋の盟の爲めの故に、（一〇七）公、宋公・陳侯・鄭伯・許男と楚に如く。公、鄭に過る。鄭伯在らず。伯有　きて黃崖に勞ひ、敬せず。穆叔曰く、『伯有、鄭に戾せらるゝ無くんば、鄭、必ず大咎あらん。敬は民の主なり。而るを之を棄てば、何を以て（一〇八）承守せん。鄭人討せずんば、必ず其辜を受けん。（一〇九）濟澤の阿も、行潦の蘋藻も、これを宗室に寘き、季蘭之を尸るは敬なり。敬棄つべけんや』と。（一一〇）漢に及ぶ。楚の康王卒す。公、反らんと欲す。叔仲昭伯曰く、『我は楚國の爲めなり。豈に一人の爲めならんや。行け。』子服惠伯曰く、『君子は遠き慮あり、小人は邇きに從ふ。飢寒だ

【一〇二】亂は治なり。亂臣は亂を治むる臣なり。

【一〇三】殯に葬るにも必ず十人を要すべし。崔氏は十人をして心を同じうせしむる能はざれば、其中には必ず純忠ならざる者あらん。而して事、其人より露顯せん。

【一〇四】拱璧は崔氏の大璧。拱は兩手の指を合はせたる大いさなり。

【一〇五】其棺を路寢に遷して、改めて之を殯する也。

【一〇六】既に一年餘を經たる屍なれども、衆人皆、其の崔杼に相違なきことを認めたる也。

【一〇七】魯公。

【一〇八】承守は先祖を承けて其家を守るなり。

【一〇九】阿は、くま。薄土賤菜も宗廟に薦め、潔白なる女をして之を主らしめ、神猶ほ之を享くるは其敬あるが故なり。

【一一〇】漢水。

崔氏の亂に、羣公子を喪へり。故に、公鉏、魯に在り、叔孫還、燕に在り、賈、句瀆の丘に在り。慶氏が亡ぶるに及びて、皆之を召し、其器用を具へて、其邑を反す。晏子に（九四）邶殿の（九五）其鄙六十を與ふ。受けず。子尾曰く、『富は人の欲する所なり。何ぞ獨り欲せざる。』對へて曰く、『慶氏の邑は欲するに足る。故に亡げたり。吾が邑は欲するに足らず。之に益すに邶殿を以てせば、乃ち欲するに足らん。欲するに足らば、亡げんこと日無けん。（出テシ）外に在らば、吾が一邑をも宰するを得ざらん。邶殿を受けざるは、富を惡むには非ざるなり。富を失はんことを恐れてなり。且つ夫れ富は布帛の幅あるが如くにして、之が（九六）制度を爲して、（九七）遷ること無からしめんとす。夫れ民は、生厚くして用利あらせんとす。是に於て、正德以て之を幅り、（九八）黜嫚すること無からしむる、之を（九九）幅利と謂ふ。利過ぐれば則ち敗を爲す。吾敢て多きを貪らざるは、所謂幅なり』と。北郭佐に邑六十を與ふ。之を受く。子雅に邑を與ふ。多きを辭して少きを受く。子尾に邑を與ふ。受けて、稍く之を（公）致す。公以て忠なりと爲す。故に寵あり。盧蒲嫳を（一〇〇）北竟に釋つ。崔杼の尸を求めて、將に之を（一〇一）戮せんとすれども、得ず。叔孫穆子曰く、『必ず之を得ん。武王は

【九四】邶殿は齊の別都。
【九五】鄙は邊鄙。
【九六】制度は、きまり。
【九七】遷るは増減する也。
【九八】黜は退くなり。嫚は過ぐる也。幅の内外に出入するなり。
【九九】幅利は利の爲めに制限を立つる也。
【一〇〇】北竟は北境。
【一〇一】戮は戮辱なり。尸をさらすを云ふ。

曰く、『(八一)羣臣は君の爲めの故なり』と。(八二)陳須無、公を以て歸り、(八三)服を稅ぎて內宮に如く。慶封歸る。亂を告ぐる者に遇ふ。丁亥、西門を伐つ。克たず。還りて北門を伐つ。之に克つ。(八四)入りて內宮を伐つ。克たず。反りて(八五)嶽に陳し、戰はんと請ふ。許さず。遂に(八六)來奔し、車を季武子に獻ず。美にして澤あり、以て(形チ)鑑みるべし。(八七)展莊叔、之を見て曰く、『(八八)車甚だ澤あれば、人必ず瘁ろ。宜なり其の亡びしこと』と。叔孫穆子、慶封に食はしむ。慶封、(八九)氾祭す。穆子、說ばず。(九〇)工をして之が爲に(九一)茅鴟を誦せしむ。亦知らず。既にして齊人來り讓む。吳に奔る。吳の(九二)句餘、之に(九三)朱方を予ふ。其族を聚めて之に居り、其舊よりも富めり。子服惠伯、叔孫に謂ひて曰く、『天殆ど淫人を富まさんとす。慶封又富めり。』穆子曰く、『善人の富める之を賞と謂ひ、淫人の富める之を殃と謂ふ。天其れ之に殃するなり。其れ將に聚めて旃を殲さんとするならん』と。

癸巳、天王崩ず。未だ來り赴げず。亦未だ書せざるは、禮なり。

【八一】公室を尊ばんと欲す、亂を爲すに非ず。
【八二】陳文子。
【八三】祭服を脫ぎて內宮に入りしなり。
【八四】陳鮑、公の所に在るが故なり。
【八五】里の名。
【八六】慶封、魯に來奔したる也。
【八七】魯の大夫。
【八八】人民の膏血をしぼり取りて車を立派にするときは、人民必ず疲瘁す。
【八九】禮に、食するときに祭るは、先んずる所あるを示すなり。氾祭は祭る所を遠ざけ散じて不恭なるなり。
【九〇】工は樂師。
【九一】茅鴟は逸詩、不敬を刺るなり。
【九二】句餘は吳子夷末なり。
【九三】吳の邑。

戕り梁を發つ。(六九)盧蒲姜、癸に謂ひて曰く、『事ありて我に告げずんば、必ず捷たじ』と。癸、之を告ぐ。姜曰く、『(七〇)夫子は愎れり。之を止むることなくば、將に出でざらんとす。我請ふ之を止めん。』癸曰く、『諾』と。十一月乙亥、大公の廟に嘗す。慶舍、(七一)事に涖まんとす。盧蒲姜、之を告げ、且つ之を止む。聽かず。曰く、『誰か敢てせん者ぞ』と。遂に出で丶公(所ノ)に如く。麻嬰、尸と爲り、慶奊、(七二)上獻と爲る。盧蒲癸・王何、寢戈を執り、慶氏、其(七三)甲を以て公宮を環らす。陳氏・鮑氏の圉人、(七四)優を爲す。慶氏の馬は善く驚く。士、皆、甲を釋き馬を束ねて酒を飲み、且た優を觀んとして、(七五)魚里に至る。(七六)欒・高・陳・鮑の徒、慶氏の甲を介し、子尾、(七七)桷を抽きて扉を撃つこと三たび。盧蒲癸、後より子之を刺し、王何、戈を以て之を撃ち、其左肩を解く。(七八)猶ほ廟桷を援りて甍を動かし、俎壺を以て投げて、人を殺して後に死せり。遂に(七九)慶繩・麻嬰を殺す。(八〇)公懼る。鮑國

【六九】姜は慶舍の女、盧蒲癸の妻。
【七〇】夫子は慶舍をさす。慶舍は性剛愎にして人の言を用ひず、故に之を止めずんば、出でざるべし。吾請ふ之を止めて出でしめん。
【七一】事は祭事。
【七二】先づ獻するもの。
【七三】武裝せる兵士。
【七四】優は俳優。
【七五】魚里は地名、こゝに演劇を觀んとするなり。
【七六】欒は子雅、高は子尾、陳は陳須無、鮑は鮑國。
【七七】桷は小椽にして、後の廟桷と同じからず。子尾、用意したる小椽を引き抽き、門扉を撃ちて合圖をなす也。
【七八】慶舍多力にして、左肩を斬られながら廟の屋のたるきをつかまへて、瓦を動かし祭器を投げつけ等して敵を殺し防戰して後に死せるなり。
【七九】慶奊。
【八〇】景公。

は敢て出さじ、盟ふありて可なり。』(五九)子家曰く、『子の言に云ふ。又焉ぞ盟を用ゐん』と。北郭子車に告ぐ。子車曰く、『人、各〻以て君に事ふることあり。(六〇)佐が能くする所に非ざるなり』と。陳文子、(六一)桓子に謂ひて曰く、『禍、將に作らんとす。吾、其れ何をか得ん。』對へて曰く、『(六二)慶氏の木百車を莊に得ん。』文子曰く、『愼み守るべきのみ』と。

盧蒲癸・王何、慶氏を攻めんことをトし、子之に(六三)兆を示して曰く、『或ひと讎を攻めんことをトす、敢て其兆を獻ず。』子之曰く、『克たん。血を見ん』と。冬十月、慶封、萊に田す。陳無宇從ふ。丙辰、文子、之を召さしむ。請うて曰く、『無宇の母、疾病なり。請ふ歸らん』と。(六四)慶季、之をトし、之に兆を示して曰く、『死なん』と。(六五)龜を奉じて泣く。乃ち歸らしむ。『(六六)慶嗣、之を聞きて曰く、『禍將に作らんとす』と。子家に謂へらく、『速に歸れ。禍の作らんは、必ず(六七)嘗に於てせん。歸らば猶ほ及ぶ可し』と。子家聽かず。亦、悛むる志なし。子息曰く、『亡びん。幸にして吳越に在ることを獲ん』と。(六八)陳無宇、水を濟りて、舟を

【五九】慶封なり。
【六〇】佐は子車の名。
【六一】文子の子無宇。
【六二】無宇、慶氏の敗れんことを知り、其所有の木百車を莊より得んと云ふなり。莊は六通の路なり。是れ陳氏父子、隱語を爲して以て相諭すなり。莊は國中の要路なれば、將に之に代りて齊國の政を執らんとするを言ふ也。
【六三】龜兆。
【六四】慶季は慶封、子家は其字。
【六五】桓子・其母の死兆を得たるを見て泣くなり。
【六六】慶嗣は封の族、字は子息。
【六七】秋の祭。
【六八】慶封が來りて慶舍を救ふことを得ざらしめんと欲するなり。

（四三）内を易へて酒を飲む。數日、國、（四四）遷りて朝す。諸の（四五）亡人の賊を得たる者をして以て告げしめて之を反す。故に、（四六）盧蒲癸を反す。癸、（四七）子之に臣たり。寵あり。（子之、女ヲ以テ）之に妻はす。慶舍の士、盧蒲癸に謂ひて曰く、『（四八）男女、姓を辨ず。子、（四九）宗を辟けざるは何ぞや。』曰く、『宗、余を辟けず。余獨り焉ぞ之を辟けん。詩を賦するにも章を斷つ。余は求むる所を取らんとするのみ。焉ぞ宗を識らん』と。（五〇）癸、王何を言ひて之を反す。二人皆嬖せらる。（五一）寢戈を執りて之を先後せしむ。

（五二）公膳は日に雙鷄なり。（五三）饔人、竊に之に更ふるに鶩を以てす。（五四）御者之を知り、則ち其肉を去て、（五五）其洎を以て饋る。（五六）子雅・子尾、怒る。慶封、盧蒲嫳に告ぐ。盧蒲嫳曰く、『之を譬へば禽獸の如し。吾、之に（五七）寢處せん』と。析歸父をして晏平仲に告げしむ。平仲曰く、『嬰の衆は用ゐるに足らざるなり。（五八）知は能く謀るなきなり。言

【四三】内を易ふるは妻妾を交換する也。
【四四】嫳の家に就きて慶封に朝するなり。
【四五】諸の逃亡せる者の盜賊を捕獲して材力ある者は、歸參を許す也。
【四六】癸は盧蒲嫳の族。
【四七】慶舍。
【四八】同姓は娶らざる也。
【四九】宗家慶氏をさす。
【五〇】盧蒲癸、王何、共に莊公の黨にして、二十五年、崔子の亂に出奔せしもの、今慶氏に寵せられ、莊公の讎を報いんと窺ふなり。
【五一】二人をして起臥共に兵器を放さず護衞せしむる也。
【五二】朝廷にて卿大大夫に賜はる常の食。
【五三】料理人。
【五四】給仕人。
【五五】洎は肉汁なり。
【五六】子雅子美は共に惠公の孫。
【五七】寢處は殺して其皮を席にする也。
【五八】能く謀るだけの知謀は無けれども、此事など他言せざるべし。

九月、鄭の游吉、晉に如きて、將に楚に朝して以て宋の盟に從はんとするを告ぐ。子産、鄭伯を相けて以て楚に如く。(三六)舍りて壇を爲らず。外僕言ひて曰く、『昔、先大夫の、先君を相けて四國に適けるには、未だ嘗て壇を爲らずんばあらず。是れより今に至るまで、亦皆之に循へり。今、子は(三七)草舍す。乃ち不可なるなからんや。』子産曰く、『大、小に適くときは則ち壇を爲る。小、大に適くときは苟も舍るのみ、焉ぞ壇を用ゐん。僑、之を聞く、大の小に適くは、五美あり。其罪戾を宥し、其過失を赦し、其菑患を救ひ、其德刑を賞し、其の及ばざるを敎ふるなり。小國困しまず、懷服すること歸するが如し。是故に壇を作りて以て其功を昭かにし、後人に宣告して、德に怠ること無からしむ。小の大に適くは五惡あり。(三八)其罪戾を說き、其の足らざるを請ひ、(三九)其政事を行ひ、其職貢を(四〇)共し、其時命に從ふなり。然らずんば則ち其幣帛を重くし、以て其福を賀し其凶を弔ふなり。皆、小國の禍なり。焉ぞ壇を作りて以て其禍を昭かにするを用ゐん。子孫に告ぐる所以は、禍を昭かにすること無くして可なり』と。

齊の慶封、田を好みて酒を耆む。(四一)慶舍に政を與へ、則ち(四二)其內實を以て盧蒲嫳氏に遷り、

【三六】相匹敵せる國の郊に至れば、地を除ひ土を封じ壇を爲りて、以て効勞を受くるなり。
【三七】草舍は上述の壇を爲らざるなり。
【三八】其罪の申譯を爲す也。
【三九】大國の政を奉行する也。
【四〇】共は供と通ず。
【四一】慶封の子。
【四二】內實は寶物妻妾なり、之を移して嫳が家に居るなり。

これ有らん。必ず而の君をして、而の封守を棄て、山川を跋渉し、霜露を〔二七〕蒙犯して、以て〔二八〕君の心を逞くせしめよ」と。小國は將に君を是れ望まんとす。敢て唯だ命是れ聽かざらんや。〔二九〕乃ち盟載の言に非ずして、以て君の德を闕きて、執事、不利あること無からんや。小國是れ懼る。然らずんば、其れ何の勞をか敢て憚らん』と。子大叔歸りて復命し、子展に告げて曰く、『楚子は將に死せんとす。其政德を脩めずして、諸侯を貪昧して、以て其願を逞くせんとす。久しからんと欲すとも得んや。周易に之あり。復☷☳の（變ジテ）頤☶☳に之くに在りて、曰く、「〔三〇〕迷うて復る、凶なり」とは、其れ楚子を謂ふか。〔三一〕其の願に復らんと欲して其本を棄つ。復歸せんとするに所なし。是れを迷うて復ると謂ふ。能く凶なること無からんや。君其れ往け。〔三二〕葬を送りて歸り、以て楚の心を快くせしめよ。〔三三〕楚は十年に幾からずんば、未だ諸侯を恤ふること能はじ。吾、乃ち我が民を休めん』と。〔三四〕裨竈曰く、『今茲、周王及び楚子皆將に死せんとす。歲、其次を棄てゝ、明年の次に旅し、以て〔三五〕鳥帑を害せり。周・楚、之に惡し』と。

〔二七〕蒙犯は、をかす也。
〔二八〕楚王。
〔二九〕盟載の言に非ず、信を失へば、則ち諸侯離れん、是れ楚の不利なり。
〔三〇〕復卦上六の爻辭。
〔三一〕其貪昧の願を遂げんと欲して、其本たる德を棄てゝ修めざる也。
〔三二〕楚子必ず死せん、君の往く頃には當に其葬を送るなるべし。
〔三三〕今後十年を經ずんば楚の勢振はざらん。
〔三四〕鄭の大夫。
〔三五〕鳥尾を帑と曰ふ、鶉火鶉尾の星を鳥帑と曰ひしなり、周楚の分野にあたる。

く、「猶ほ將に之を更むるならん」と。今還り、享を受けて惰る。乃ち其心なり。小國に君とし大國に事へて、惰傲以て己が心と爲さば、(一六)將た死することを得んや。(一七)若し免れずば、必ず其子に由らん。其の君たるや、(一八)淫にして父たらず。僑之を聞く、「是の如き者は恆に子の禍あり」と。』

(一九)孟孝伯、晉に如く、(二〇)將に宋の盟の爲めの故に楚に如かんとするを告ぐるなり。

蔡侯の晉に如くや、鄭伯、游吉をして楚に如かしむ。漢に及ぶ。楚人、之を還して曰く、『(二一)宋の盟に、君、實に親ら辱うせんと。今、吾子來る。寡君謂へらく、「吾子、姑く還れ。吾、將に(二二)馹をして奔りてこれを晉に問はしめて、以て告げんとす」と。』(二三)子大叔曰く、『宋の盟に、(二四)君命ずらく、「將に小國を利して、亦、其社稷を安定し、其民人を鎭撫して、禮を以て天の休を承けしめん」と。此れ君の(二五)憲令にして小國の望なり。寡君、是故に、吉をして其皮幣を奉せしめ、(二六)歲の易からざるを以て、下執事に聘せしむ。今、執事、命ありて曰く、「女、何ぞ敝令に與ることか

【一六】天年を以て終ることを得ざるべし。
【一七】若し死を免るゝを得ずとするならば、其子の手にかゝりて死するならん。
【一八】蔡侯、大子般の妻に通ぜり、故に、父たらずと曰ふなり。
【一九】孟孝伯は仲孫羯なり。
【二〇】魯は晉の屬なる故に羯に告げて楚にゆくなり。
【二一】君は鄭伯なり、宋の盟によりて鄭伯自身に鄭に來るべき理なるに、今其臣來るは不可なり。
【二二】傳車。
【二三】游吉。
【二四】楚王。
【二五】憲法なり、命令なり。
【二六】歲、饑荒の難あり。

星なり。宋・鄭、必ず饑ゑん。玄枵は中を虚にするなり。枵は耗の名なり。土虚して民耗す。饑ゑずして何をか爲さん』と。

夏、齊侯・陳侯・蔡侯・北燕伯・胡子・沈子・白狄、(一〇)晉に朝す。宋の盟の故なり。齊侯、將に行かんとせしに、慶封曰く、『我は盟に與らざりしに、何をか晉に爲さん。』陳文子曰く、『(一一)事を先にして賄を後にするは禮なり。小の大に事ふる、未だ事を得ざるも、之に從ひて(大國ノ)志の如くするは禮なり。盟に與らざりしかども、敢て晉に叛かんや。(一二)重丘の盟は未だ忘る可からざるなり。子其れ行を勸めよ』と。

衞人、甯氏の黨を討ず。故に、石惡出で、晉に奔る。衞人、其從子圃を立て、以て石氏の祀を守らしむ。(一三)禮なり。

邾の悼公來朝するは、(一四)時の事なり。

秋八月、大雩するは、旱せしなり。

蔡侯、晉より歸りて鄭に入る。鄭伯、之を享せしに、敬せず。子產曰く、『(一五)蔡侯は其れ免れざらんか。日に其の此を過りしとき、君、子展をして東門の外に勞はしめしに、傲れり。吾曰へら

【一〇】陳、蔡、胡、沈は楚に屬せしを、宋の盟に、晉楚の從は交〻相見えんと誓ひし故に、晉に朝するなり。

【一一】朝聘の事を第一にし、貨用を惜まざる也。

【一二】二十五年に在り。

【一三】石惡の先石碏、衞國に大功あり、故に其祀を存するは禮にかなへる也。

【一四】時の事は四時の朝聘をいふ。

【一五】蔡侯必ず禍に遭はん。

叔向曰く、『薳氏の楚國に後あるや宜なる哉。(二五)君命を承けて敏を忘れず。子蕩、將に政を知らんとす。敏にして以て君に事へば、必ず能く民を養はん。政其れ焉にか往かん』と。

(二六)崔氏の亂に、申鮮虞、來奔し、野に(二七)僕賃して、以て(二八)莊公に喪したりき。冬、楚人之を召す。遂に楚に如き、右尹と爲る。

十一月乙亥朔、日、之を食するあり。(二九)辰、申に在り。司歴の過なり。再び閏を失へるなり。

[經] 二十有八年、春、氷無し。夏、衞の石惡、出でゝ晉に奔る。邾子來朝す。秋八月、大雩す。仲孫羯、晉に如く。冬、齊の慶封、來奔す。十有一月、公、楚に如く。十有二月甲寅、(一)天王崩ず。乙未、(二)楚子昭卒す。

[傳] 二十八年(周ノ靈王二十七年)春、氷なし。(三)梓愼曰く、『今玆、宋・鄭、其れ饑ゑんか。(四)歲、(五)星紀に在り。而して(六)玄枵に(七)淫す。以て(八)時菑あり。陰、陽に堪へざるなり。(九)蛇、龍に乘る。龍は宋・鄭の

【二五】君命を受けて外に使し、能く行き屆きたる也。
【二六】二十五年に在り。
【二七】雇人となる也。
【二八】齊の莊公の爲めに喪服を服する也。
【二九】斗柄の指す所、十二辰に於ては申に在りとなり。周の十一月は陰曆九月卽ち戌に當るに、今申を指せり、これ閏月二回闕けたるなり。
【一】周の靈王崩じ、景王立つ。
【二】楚の康王卒し、郟敖立つ。
【三】魯の大夫。
【四】歲星。
【五】星紀は丑に在り、斗牛の次なり。
【六】玄枵は子に在り、虛危の次なり。
【七】淫は行き過ぐる也。
【八】氷なきを云ふ。
【九】蛇は玄武の宿、虛危の星なり、龍は歲星、歲星は木なり、木を青龍となす、次をあやまちて虛危の下に出で蛇の爲に乘ぜらる。

日、又告ぐ。慶封曰く、『苟も（二〇）夫子に利あらば必ず之を去れ。難あらば、吾、女を助けん』と。九月庚辰、崔成・崔彊、東郭偃・棠無咎を（二一）崔氏の朝に殺す。崔子怒りて出づ。（二二）其衆皆逃ぐ。人を求めて駕せしめんとすれども得ず。（二三）圉人をして駕せしめ、（二四）寺人をして御せしめて出づ。且つ曰く、『（二五）崔氏、福ありて、（難）余に止まらば、猶ほ可なり』と。遂に慶封を見る。慶封曰く、『崔・慶は（二六）一なり。是れ何ぞ敢て然る。請ふ子の爲に之を討ぜん』と。盧蒲嫳をして甲を帥ゐて以て崔氏を攻めしむ。崔氏、其宮に（二七）堞して之を守る。克たず。國人をして之を助けしむ。遂に崔氏を滅し、成と彊とを殺して、盡く（二八）其家を俘にす。其妻縊る。嫳、崔子に復命し、且つ御して之に歸る。至れば則ち歸るべきところなし。乃ち縊る。崔明、夜（二九）これを大墓に辟す。辛巳、崔明（三〇）來奔す。慶封、（三一）國に當る。

楚の（三二）薳罷、（三三）晉に如きて涖みて盟ふ。晉侯、之を享す。將に出でんとして、（三四）既醉を賦す。

【二〇】崔杼。
【二一】崔子の朝とは、卿大夫の家にも亦内朝外朝あり、此れ蓋し内朝ならん。
【二二】崔杼の從臣。
【二三】圉人は馬を養ふもの。
【二四】寺人は宦官。
【二五】家を滅さんことを恐るゝ也。
【二六】一家の如し。崔杼、別に成等を討ぜんと思はざりしに、慶封野心ある故に、此亂を平げんと曰ふなり。
【二七】宮のまはりに卑き土塀を作りて之を守る也。
【二八】崔氏の家中の人。
【二九】先人の塚を開きて以て之を藏む。
【三〇】魯に來り奔りしなり。
【三一】政を秉る。
【三二】令尹子蕩。
【三三】荀盈に報ゆるなり。
【三四】既醉は詩の大雅、景福を大にするを言へり。

子曰く、『(九四)「彼己の子は邦の司直」とは(九五)樂喜を謂ふか。(九六)「何を以て我を恤ましめん。我其れ之を收めん」とは、向戌を謂ふか』と。

齊の崔杼、成及び彊を生みて、(九七)寡となり、東郭姜を娶り、明を生む。東郭姜、(九八)孤を以て入る。(九九)棠無咎と曰ふ。東郭偃と與に崔氏を相く。崔成、疾ありて之を廢して明を立つ。成、(一〇〇)崔に老せんと請ふ。崔子、之を許す。偃と無咎と、予へずして曰く、『崔は(一〇一)宗邑なり。必ず(一〇二)宗主に在らん』と。成と彊と、怒りて將に之を殺さんとし、慶封に告げて曰く、『(一〇三)夫子の(一〇四)身も亦子の知る所なり。唯だ無咎と偃とに是れ從ひ、(一〇五)父兄、進むことを得るもの莫し、大に恐らくは夫子に害あらん。敢て以て告ぐ』と。慶封曰く、『子、姑く退け、吾、之を圖らん』と。(一〇六)盧蒲嫳に告ぐ。盧蒲嫳曰く、『(一〇七)彼は君の讎なり。天或は將に彼を弃てんとす。彼實に家亂る。子何ぞ病へん。(一〇八)崔の薄きは、慶の厚きなり』と。(一〇九)他

【九四】詩の鄭風羔裘の篇の辭。
【九五】子罕。
【九六】逸詩の辭。恤は愼なり。何事を以てか我を愼ましめんとする。我唯だ其直言を收めて之を用ふるに在り。
【九七】其妻を失ふ也。
【九八】孤兒。
【九九】棠無咎は東郭姜の先夫棠公の子。
【一〇〇】崔邑に隱居せんと請ふ。
【一〇一】宗廟所在の邑。
【一〇二】宗主は、よつぎ、崔明をいふ。
【一〇三】夫子は崔杼。
【一〇四】身は身事なり。
【一〇五】宗族。
【一〇六】慶封の屬大夫。
【一〇七】崔杼が莊公を弑したるを言ふ。
【一〇八】崔氏敗るゝときは慶氏興らん。
【一〇九】他日、崔成、崔彊、復た慶封に告ぐるなり。

びんものなり。上に在りて降ることを忘れず。印氏は其次なり。樂しみて荒ます。樂しみて以て民を安んじ、淫せずして以て之を使ふ。後に亡びんこと亦可ならずや』と。

宋の(八八)左師、賞を請ひて曰く、『(八九)死を免れたるの邑を請ふ』と。公、之に邑六十を與ふ。以て子罕に示す。子罕曰く、『凡そ諸侯、小國は、晉・楚の、兵を以て之を威す所なり。畏れて後に上下慈和し、慈和して後に能く其國家を安靖して、以て大國に事ふるは、存する所以なり。威なければ則ち驕り、驕れば則ち亂生じ、亂生ずれば必ず滅ぶるは、亡ぶる所以なり。天、(九〇)五材を生じて、民、竝に之を用ふ。一を廢するも不可なり。誰か能く兵を去らん。兵の設けられたるや久し。不軌を威して文德を昭かにする所以なり。聖人は以て興り、亂人は以て廢る。廢興・存亡・昏明の術、皆兵に由れり。而るを、子、之を去らんことを求むるは、(九一)亦誣かずや。誣道を以て諸侯を蔽はゞ、罪これよりも大なるは無し。縦ひ大討なくとも、而も又賞を求むるは、厭くこと無きの甚だしきなり』と。(九二)削りて之を投ず。左師、邑を辭す。向氏、(九三)司城を攻めんと欲す。左師曰く、『我將に亡びんとせしを、夫子、我を存せり。德これよりも大なるは莫し。又、攻む可けんや』と。君

【八八】向戌。
【八九】生死を賭して得たる功績に對する賞として邑を請ひしなり。
【九〇】金木水火土。
【九一】兵は去る可からず、而るに之を去らんことを求むるは誣くなり。
【九二】左師を賞すと云ふ書を削り去りて、之を投棄したるなり。
【九三】子罕。

趙孟曰く、『(七六)牀の言は閾を踰えず。況や野に在るをや。(七七)使人の得て聞く所に非ざるなり』と。子西、(七八)黍苗の四章を賦す。趙孟曰く、『寡君在り。武、何ぞ(コレ)能くせん』と。子產、(七九)隰桑を賦す。趙孟曰く、『武、請ふ(八〇)其卒の章を受けん』と。子大叔、(八一)野有蔓草を賦す。趙孟曰く、『吾子の惠なり』と。印段、(八二)蟋蟀を賦す。趙孟曰く、『善いかな、家を保つの主や。吾、望むことあり』と。公孫段、(八三)桑扈を賦す。趙孟曰く、『(八四)「匪の交り敖らず。福將に焉くに往かんとする。」若し是言を保たば、福祿を辭せんと欲すとも得んや』と。享を卒はる。文子、叔向に告げて曰く、『(八五)伯有は將に戮せられんとす。詩は以て志を言ふ。志、其上を誣ひて之を公怨して、以て賓の榮と爲す。其れ能く久しからんや。幸にして後に亡びん。』叔向曰く、『然り、已だ侈れり。所謂「(八六)五稔に及ばず」とは夫子の謂なり。』文子曰く、『其餘は皆數世の主なり。子展は其れ(八七)後に亡

【七六】牀笫はゆかいた、ゆかのすのこ、閨中の義なり。閨中の言は門外に出さす、況や野外に出さんや、我等の聞くべき所ならんや。
【七七】趙孟自らいふ。
【七八】黍苗は小雅。四章は召伯の德を言へり。
【七九】隰桑は小雅。君子を見て樂しきを言へり。
【八〇】卒の章には中心之を藏めて忘れざるを言へり。
【八一】野有蔓草は鄭風、邂逅して相遇うて我が願に適へるを言へり。
【八二】蟋蟀は唐風、良士は善く禮儀を顧みるをいへり。
【八三】桑扈は小雅、君子は禮文ありて天祐を受くるを言ふ。
【八四】匪の交云々は其卒章也。
【八五】伯有、鶉之賁賁を歌ひしは、鄭君の淫なるを誣ふるに當る、公然之を怨みて賓の榮と爲す如きは、命脈長からざるべし。
【八六】五年。
【八七】後に亡ぶとは、最も長く榮えんとの意。

ばなり。

壬午、宋公、晉楚の大夫を兼ね享す。趙孟を（六六）客と爲す。子木、之と言ふ。趙孟對ふること能はず。叔向をして侍りて言はしむ。子木も亦對ふること能はず。乙酉、宋公、諸侯の大夫と（六七）蒙門の外に盟ふ。子木、趙孟に問ひて曰く、『（六八）范武子の德如何ん。』對へて曰く、『夫子の家事治まり、晉國に言ふに情を隱すこと無く、其祝史、信を鬼神に陳べて、辭に愧づること無し』と。子木以て王に語ぐ。王曰く、『尙き哉、能く神人に（六九）歆ばるゝこと。宜なり（七〇）其五君を光輔して以て盟主と爲りしことや。』子木、又、王に語げて曰く、『宜なり晉の伯たるや。叔向の以て其卿を佐くるあり。楚、以て之に當るもの無し。與に爭ふ可からず』と。晉の荀盈、遂に楚に如きて涖みて盟ふ。

鄭伯、（七一）趙孟を垂隴に享す。子展・伯有・子西・子產・大叔・（七二）二子石從ふ。趙孟曰く、『七子、君に從ひて以て（七三）武を寵せり。請ふ皆（詩ヲ）賦して以て君の貺を卒へよ。武も亦以て七子の志を觀ん』と。子展、（七四）草蟲を賦す。趙孟曰く、『善いかな、民の主たること。抑〻武や以て之に當るに足らず』と。伯有、（七五）鶉之賁賁を賦す。

【六六】享宴の禮に賓旅多しと雖も一人を客となす。

【六七】宋の城門。

【六八】范武子は士會、賢名、諸侯に聞えしなり。

【六九】歆は欣々として喜び服する也。

【七〇】五君は文襄靈成景なり。

【七一】趙孟、宋より還りて鄭を過ぐるなり。

【七二】二子石は印段公孫段也。

【七三】武は趙孟子なり

【七四】草蟲は詩の國風召南、君子を見たるを喜ぶを言へり。

【七五】鶉之賁賁は詩の鄘風、君の淫亂を刺るなり。

に因りて以て病を守らば、則ち夫能く死を致さん。宋と與に死を致さば、(五八)楚に倍すと雖も可なり。子何ぞ懼れん。(五九)又是に及ばざらん。兵を弭めんと曰ひて、以て諸侯を召して、兵を擧げて我を害せば、(六〇)吾が庸多し、患ふる所に非ざるなり』と。

(六一)季武子、叔孫に謂はしむるに公命を以てして曰く、『邾・滕に視へよ』と。既にして、齊人、邾を請ひ、宋人、滕を請ふ。皆盟に與らず。叔孫曰く、『邾・滕は人の(六二)私なり。我は列國なり。何の故にか之に視へん。宋・衞は吾が匹なり』と。乃ち盟ふ。故に(六三)其族を書せざるは、命に違へるを言ふなり。晉・楚、(六四)先を爭ふ。晉人曰く、『晉固より諸侯の盟主たり。未だ晉に先だつ者あらざるなり。』楚人曰く、『子、「晉・楚は匹なり」と言へり。若し晉常に先だゝば、是れ楚は弱きなり。且つ晉・楚、狎〻諸侯の盟を主るや久し。豈に專ら晉のみに在らんや』と。叔向、趙孟に謂ひて曰く、『諸侯、晉の德に歸せり。其の盟を尸るに歸するに非ざるなり。子、德を務めよ。先を爭ふこと無かれ。且つ諸侯の盟に、小國、固より必ず盟を尸る者あり。(六五)楚、晉の細を爲さば、亦可ならずや』と。乃ち楚人を先にす。書して晉を先にするは、晉に信あれ

【五八】力、楚に倍すべし。

【五九】又楚人もさる無謀なることはすまじとなり。

【六〇】晉獨り信を取る、故に其功多し。

【六一】季武子、晉楚に兩屬せば魯の貢賦重からんことを懼れ小國に比せんとし、公命として叔孫豹に謂はしむる也。

【六二】私屬。

【六三】經に、唯豹と書せしを釋きて、公命に違へる故といふなり。

【六四】血を歃るに先後を爭ふなり。

【六五】楚を先にして晉よりも小なる國とする也。

左還して宋に入らば、我を若何にせん』と。辛巳、將に宋の西門の外に盟はんとす。楚人、（五一）甲を衷にす。伯州犂曰く、『諸侯の師を合せて、以て不信を爲さば、乃ち不可なること無からんや。夫れ諸侯、信を楚に望む。是を以て來り服す。若し不信ならば、是れ其の諸侯を制する所以を棄つるなり』と。固く、甲を釋がんと請ふ。子木曰く、『晉・楚、信なきこと久し。利を事とするのみ。苟も志を得ば、焉ぞ信あるを用ゐん』と。（五二）大宰退きて人に告げて曰く、『令尹、將に死せんとす。三年に及ばざらん。志を逞しくせんことを求めて、信を棄てば、志將た逞しくせられんや。志以て言を發し、言以て信を發し、信以て志を立て、（五三）參して以て之を定む。信亡びなば、（五四）何を以て三に及ばん』と。趙孟、楚の甲を衷にするを患へて、以て叔向に告ぐ。叔向曰く、『何ぞ害あらん。匹夫だも一たび不信を爲せば猶は不可なり。單く斃れて其れ死せん。若し諸侯の卿を合はせて以て不信を爲さば、必ず捷たじ。（五五）言を食む者は病まざらんや。子の患に非ざるなり。夫れ信を以て人を召しながら、（五六）僭を以て之を濟さば、必ず之に與するもの莫からん。安ぞ能く我を害せん。且つ（五七）吾、宋

【五一】鎧を衣服の下に著る也。會に因りて晉を擊たんと欲する也。
【五二】伯州犂。
【五三】志言信の三者具はりて後に身安存するなり。定は安なり。
【五四】三年に至らずして死せん。
【五五】言を食む者は自ら病まんのみ、人を病ますこと能はざる也。
【五六】不信。
【五七】楚の爲に病ましめられなば、宋城に入りて守らん。然れば宋人も死力を致して之を禦がん。夫は人々なり。

を從うて至る。丙辰、邾の悼公至る。壬戌、楚の公子黑肱先づ至り、(三八)言を晉に成す。丁卯、宋の向戌、陳に如き、子木に從ひて言を楚に成す。戊辰、滕の成公至る。子木、向戌に謂へらく、『(三九)請ふ晉楚の從は、交ゝ相見えしめん』と。庚午、向戌、趙孟に復す。趙孟曰く、『晉・楚・齊・秦は(四〇)匹なり。晉の齊に(四一)能はざるは、猶ほ楚の秦に能はざるがごとし。(四二)楚君、若し能く秦君をして敝邑に辱くせしめば、寡君敢て固く齊に請はざらんや』と。壬申、左師、子木に復言す。子木、(四三)馹を以て諸を王に謁げしむ。王曰く、『齊秦を釋てゝ、他國は相見えんことを請ふ』と。秋七月戊寅、左師至る。是夜や、趙孟と(四四)子晳と盟ひて、以て(四五)言を齊ふ。庚辰、子木、陳より至る。陳の孔奐・蔡の公孫歸生、至る。曹・許の大夫皆至る。(四六)藩を以て軍を爲し、(四七)『晉・楚、各ゝ其偏に處る。(四八)伯夙、趙孟に謂ひて曰く、『楚の(四九)氛甚だ惡し。懼らくは難あらん。』趙孟曰く、『(五〇)吾、

【三八】盟載の言を成して晉楚ともに相ゆるすなり。

【三九】晉楚に從へる諸侯をしてかはるがはる相朝見せしめんとなり。

【四〇】同等。

【四一】能はずとは、命令して使ふ能はざる也。

【四二】若し楚君にして秦君をして晉に朝せしめなば晉君も齊君に請ひて楚に朝せしめんとなり。

【四三】傳車。

【四四】子晳は楚の公子黑肱。

【四五】豫め其言を齊一にする也。

【四六】壘塹を設けず藩を以て軍を爲し、相忌まざるを示すなり。

【四七】晉、北に處り、楚、南に處るなり。

【四八】荀盈。

【四九】氛は氣色なり。

【五〇】左にめぐりて宋の東門に入らば、楚、我に手を下すを得ざらんとなり。

宋の向戌、〔二八〕趙文子に善く、又、〔二九〕令尹子木に善し。諸侯の兵を弭めて以て名を爲さんと欲す。晉に如きて趙孟に告ぐ。趙孟、諸大夫に謀る。韓宣子曰く、『〔三〇〕兵は民の殘なり、財用の蠹なり、小國の大菑なり。將に之を弭むる或らんとす。〔三一〕可ならずと曰ふと雖も、必ず將た之を許せ。許さずんば、楚、將に之を許して以て諸侯を召さんとす。則ち我、盟主たるを失はん』と。晉人、之を許す。楚に如く。楚も亦之を許す。齊に如く。齊人、之を難んず。〔三二〕陳文子曰く、『晉・楚、之を許すに、我、焉ぞ已むを得ん。且つ人、「兵を弭めん」と曰へるに、我許さずば、則ち固より〔三三〕吾が民を攜さん。將た焉にか之を用ゐん』と。齊人、之を許す。秦に告ぐ。秦も亦之を許す。皆、小國に告げて、會を宋に爲さんとす。五月甲辰、晉の趙武、宋に至る。丙午、鄭の良霄至る。六月丁未朔、宋人、趙文子を享す。叔向、〔三四〕介たり、〔三五〕司馬、〔三六〕折俎を以ふ。禮なり。〔三七〕仲尼、是禮を擧げしむるや、以て文辭多しと爲せり。戊申、叔孫豹・齊の慶封・陳須無・衞の石惡至る。甲寅、晉の荀盈、趙武

〔二八〕 晉の趙武。
〔二九〕 楚の屈建。
〔三〇〕 兵は民をそこなふ者なり、又、財用を費す者なり、小國の大災難なり。蠹は物を害する小蟲なり。
〔三一〕 行はる可からずと以爲ふと雖も、許さゞる可からざるなり。
〔三二〕 齊の大夫須無。
〔三三〕 吾が人民は皆背き離れん。況んや諸侯は誰か之に與せん。
〔三四〕 介は副使。
〔三五〕 司馬は會同を掌る官。
〔三六〕 折俎は卿の饗宴の禮なり。肉を切りて俎に載せて差出す也。
〔三七〕 後年、孔子、門人をして此時の禮を記錄せしめ、其賓主共に禮に嫻ひて、儀文辭說多しとして、之を美めたり。

を納れし者は死せり。(二六)賞罰、章なし、(二七)何を以て沮み勸めん。君、其信を失ひて國に刑なきは、亦難からずや。且つ(二八)鱄、(二九)實に之を使めたり』と。遂に出で、晉に奔る。公、之を止めしむれど(三〇)可かず。河に及びて、又之を止めしむ。使者を止めて(三一)河に盟ふ。(三二)木門に(三三)託して、衞國に鄕ひて坐せず。木門の大夫、之に仕へんことを勸む。可かず。曰く、『仕へて其事を廢するは罪なり。(三四)之に從へば、吾が出づる所以を昭かにするなり。(三五)將た誰にか愬へん。吾は以て人の朝に立つべからず』と。身を終ふるまで仕へざりき。(三六)公、之に喪すること稅服の如くにして、身を終れり。公、免餘に邑六十を與ふ。辭して曰く、『唯だ卿のみ百邑を備ふ。臣は六十なり。下にして上の祿を有つは亂なり。臣敢て聞かず。且つ甯子は、唯だ邑多し。故に死せり。臣、死の速に及ばんことを懼る』と。公、固く之に與ふ。其半を受く。以て少師と爲す。公、卿と爲らしむ。辭して曰く、『大叔儀、貳あらずして、能く大事を贊く。君其れ之に命ぜよ』と。乃ち(三七)文子をして卿と爲らしむ。

【二六】賞罰の法度なき也。
【二七】惡を止め善を勸むるを得ずとなり。
【二八】公子鮮の名。
【二九】實に甯喜をして獻公を入れしめしなり。
【三〇】敢て留まらず。
【三一】河に盟ひて還らずと誓ひしなり。
【三二】晉の邑。
【三三】託は寄寓する也。
【三四】若し其職を修めば、何故に衞を去りしかを明にするなり。
【三五】吾不德にして、君をして惡を行はしめたり、愬ふる所なし。
【三六】獻公、身を終るまで稅服の如きものを服せりとなり。稅服は日月已に過ぎ去りて後喪を聞きて服する者。
【三七】大叔儀。

齊の慶封、來聘す。其車、美なり。孟孫、叔孫に謂ひて曰く、『(五)慶季の車は、亦美ならずや。』叔孫曰く、『豹、之を聞く、「(六)服の美稱はざれば、必ず惡を以て終る」と。車を美にして何をか爲ん』と。叔孫、慶封と食す。不敬なり。爲めに(七)相鼠を賦すれど、亦（諷セラル、チ）知らざるなり。

衞の甯喜、專なり。公、之を患ふ。(八)公孫免餘、之を殺さんと請ふ。公曰く、『(九)甯子微かりせば此に及ばじ、吾。(一〇)之と言へり。(一一)事未だ知る可からず。祇に惡名を成さん。止めよ。』對へて曰く、『臣、之を殺さん。君、與り知ること勿かれ』と。乃ち(一二)公孫無地・公孫臣と謀り、甯氏を攻めしむ。克たずして皆死す。公曰く、『臣や罪なくして、(一三)父子、余に死せり』と。夏、免餘、復た甯氏を攻め、甯喜と右宰穀とを殺して、之を朝に尸す。(一四)石惡、將に宋の盟に會せんとし、命を受けて出づ。其尸に衣せ、之に股を枕させて之を哭し、斂めて以て亡げんと欲す。免れざらんことを懼る。且つ曰く、『命を受けたるなり』と。乃ち行く。子鮮曰く、『(一五)我を逐ひし者は出で、我

【五】季は慶封の字。
【六】身分不相應の衣服を用ふる者は必ず其終を全うせず。
【七】詩の鄘風の篇名。鼠に皮あり、人に儀なかる可からざるをいふ。
【八】衞の大夫。
【九】獻公、甯喜の爲に歸國するを得たるをいふ。
【一〇】政事は總て之に委任せんと約せり。
【一一】又之を謀るとも、結果は豫め知るべからず。
【一二】無地臣の二人は共に衞の大夫。
【一三】公孫臣の父は、十四年、孫林父の爲に殺されしなり。
【一四】衞の大夫。
【一五】逐ふものは孫林父、納れしものは甯喜。

政を爲すに及びて、乃ち卒に之を治めたり。文子、晉侯に言ひて曰く、『晉は盟主たれば、諸侯相侵すこと或るや、則ち討じて其地を歸さしむ。今、烏餘の邑は皆討ずべき類なり。而るを之を貪らば、是れ以て盟主たること無けん。請ふ之を歸さん。』公曰く、『諾、孰をか使ふ可き。』對へて曰く、『(一四)胥梁帶、能く師を用ゐること無けん』と。晉侯、往かしむ。

【經】二十有七年春、(一)齊侯、慶封をして來聘せしむ。夏、叔孫豹、晉の趙武・楚の屈建・蔡の公孫歸生・衞の石惡・陳の孔奐・鄭の良霄・許人・曹人に宋に會す。衞、其大夫甯喜を殺す。衞侯の弟鱄、出でゝ晉に奔る。秋七月辛巳、豹、諸侯の大夫と宋に盟ふ。冬十有二月乙亥朔、日、之を食するあり。

【傳】二十七年(周ノ靈王二十六年)春、胥梁帶、諸邑を喪へる者をして、(二)車徒を具へて以て地を受けしむらく、『(三)必ず周にせよ』と。烏餘をして車徒を具へて以て封を受けしむ。烏餘、其衆を以て出づ。諸侯をして、(四)烏餘の封を效す者なりと僞らしめ、遂に之を執へ、盡く之を獲、皆、其邑を取りて諸侯に歸す。諸侯、是を以て晉に睦じ。

【一四】胥梁帶は晉の大夫、權謀を以て烏餘の奪ひし地を收めて、之を諸侯に歸すを得んとなり。

【一】景公位に卽きたれば、嗣君を通ずる也。

【二】車馬徒御。

【三】周は密なり。地を受くるを名と爲さずして、密に來るべき由を、齊魯宋の三國に命ぜしなり。

【四】烏餘には正式に地を與へんと通告して召し、來會の諸侯は皆地を烏餘に致す爲なりと僞りたるなり。

を利せんとには非ざるなり。若何ぞ之に從はん』と。子展說び、寇を禦がず。十二月乙酉、南里に入り、其城を墮ち、〔一六〇〕樂氏より涉り、〔一六一〕師之梁を門む。縣門發づ。〔一六二〕九人を獲たり。氾より涉りて歸り、而して後に許の靈公を葬る。

衞人、〔一六三〕衞姬を晉に歸がす。乃ち衞侯を釋す。君子、是を以て(晉)平公の〔一六四〕政を失ふを知れり。

晉の〔一六五〕韓宣子、周に聘す。王、〔一六六〕事を請はしむ。對へて曰く、『晉の〔一六七〕士起、將に〔一六八〕時事を宰旅に歸せんとするのみ。他事なし』と。王、之を聞きて曰く、『韓氏は其れ晉に〔一六九〕昌阜せんか。辭、舊を失はず』と。

齊人、〔一七〇〕郟に城づきし歲、其夏、齊の〔一七一〕烏餘、廩丘を以て晉に奔り、衞の羊角を襲ひて之を取り、遂に我が高魚を襲ふ。大雨あり、〔一七二〕其竇より入る。〔一七三〕其庫に介して以て其城に登り、克ちて之を取り、又、邑を宋に取れり。是に於て范宣子卒してより、諸侯を治むること能はざりしに、趙文子が

【一六〇】津の名。
【一六一】鄭の城門。
【一六二】縣門とぢたる故、入りおくれし鄭人九人だけ、楚に獲られしなり。
【一六三】平公の四姬の一。
【一六四】罪を討じて女を取るも、同姓に婚するも、皆政を失へるなり。
【一六五】韓起。
【一六六】其故を問ふ也。
【一六七】諸侯の大夫、天子の國に入れば、士と稱するなり。
【一六八】貢を天子に獻するをいふ也。時事は四時の貢物なり。宰旅は冢宰の下士なり。
【一六九】昌阜は、さかゆる也。
【一七〇】二十四年に在り。
【一七一】齊の大夫
【一七二】雨水の流れ出づる穴。
【一七三】其庫に入りて甲をつけたるなり。

え、子反之に死し、鄭叛き吳興れり。楚の、諸侯を失ひしは、則ち苗賁皇の爲なり』と。子木曰く、『是れ皆然り。』聲子曰く、『今又此よりも甚だしき者あり。椒擧、申公子牟に娶る。子牟、戾を得て亡ぐ。君大夫、椒擧に謂へらく、「女實に之を遣りたり」と。(椒擧)懼れて鄭に奔り、領を引きて南望して曰く、「庶幾はくは余を赦さんことを」と。亦(一五四)圖らざるなり。今や晉に在り、晉人、將に之に縣を與へて、以て叔向に比せんとす。彼、若し楚國を害せんと謀らば、豈に患を爲さゞらんや』と。子木懼れ、これを王に言ひて、其祿爵を益して之を復す。聲子、(一五五)椒鳴をして逆へしむ。

許の靈公、楚に如き、(一五六)鄭を伐たんことを請ふ。曰く、『師、興らずんば、孤(國)(二)歸らじ』と。八月、楚に卒す。楚子曰く、『鄭を伐たずんば、何を以てか諸侯を求めん』と。冬十月、楚子、鄭を伐つ。鄭人、將に之を禦がんとす。子產曰く、『晉楚、將に平がんとし、諸侯、將に和せんとす。楚王是の故に(一五七)一來を昧るなり。(一五八)遲しくて歸らしむるに如かじ。乃ち成ぎ易からん。夫れ(一五九)小人の性は、勇に釁きて禍に嗇り、以て其性を足して名を求めんとする者なり。國家

【一五四】楚にては打ち棄て置きたり。

【一五五】椒鳴は伍擧の子。

【一五六】鄭、許と宿怨あり、故に許、之に報いんと欲する也。

【一五七】昧は貪冒する也。前後の考も無く、軍勢を出し來る也。

【一五八】思ふまゝにさせて歸すに如かず。然するときは後日和議をなすに容易なるべし。

【一五九】小人とは鄭人の戰はんと欲する者をいふ。血氣の勇にはやり、困難を以て己が利益と爲し、己の心を滿足し、功名を求むる者なり。

戰はんとす」と。（一三九）歸る者を行りて楚の囚を逸す。楚の師、宵潰ゆ。晉、彭城を降して、これを宋に歸し、魚石を以て歸れり。楚、東夷を失ひ、（一四〇）子辛之に死せしは、則ち雍子の爲なり。子反、（一四一）子靈と夏姫を爭ひて、其事を（一四二）雍害せしとき、子靈、晉に奔りしに、晉人之に邢を與へて以て謀主と爲し、北狄を扞禦して、吳を晉に通じ、吳をして楚に叛かしめ（一四三）之に、車に乘り射御驅侵することを敎へ、其子狐庸をして吳の行人たらしむ。吳是に於て、巢を伐ち、駕を取り、棘に克ち、州來に入れり。楚（一四四）奔命に罷れ、今に至るまで患を爲すは、則ち（一四五）子靈の爲なり。（一四六）若敖の亂に、伯賁の子賁皇、晉に奔りしに、晉人之に（一四七）苗を與へて以て謀主と爲す。

（一四八）鄢陵の役に、楚、晨に晉の軍を壓して陳す。晉、將に遁れんとす。苗賁皇曰く、「楚の師の良は其中軍の王族に在るのみ。若し井を塞ぎ竈を夷げ、陳を成して以て之に當り、（一四九）欒・范、（一五〇）行を易へて、以て之を誘かば、（一五一）中行・二郤必ず（一五二）二穆に克たん。吾、乃ち其王族に（一五三）四萃せば、必ず大に之を敗らん」と。晉人、之に從ふ。楚の師大に敗れ、王夷つき師熠

【一三九】老幼孤疾及び二人の中の一人を遣り返す也。
【一四〇】五年、楚人、陳叛くの故を以て、令尹子辛を殺せり。
【一四一】子靈は巫臣。
【一四二】雍害は妨害する也。
【一四三】之は吳をさす。
【一四四】度々の軍役に疲勞する也。
【一四五】子靈の事、成公の七年に在り。
【一四六】宣公四年に在り。
【一四七】晉の邑。
【一四八】成公十六年。
【一四九】欒書、范燮。
【一五〇】行伍を變易するを云ふ。
【一五一】中行偃、郤錡、郤至。
【一五二】楚の子重、子辛、共に穆王より出づ、故に二穆といふ。
【一五三】四面より集まり攻む。

ること無し。今、楚は（二二三）淫刑多し、其大夫、死を四方に逃れて、之が謀主と爲りて、以て楚國を害することゝ、救療す可からず。所謂、（二二四）能はざるなり。（二二五）子儀の亂に、析公、晉に奔る。晉人、諸を（二二六）戎車の殿に寘き、以て謀主と爲す。（二二七）繞角の役に、晉、將に遁れんとせしを、析公曰く、「楚の師は輕佻にして（二二八）震蕩し易し。若し鼓を多くし（二二九）聲を鈞しくし、夜を以て之に軍せば、楚の師必ず遁れん」と。晉人之に從ふ。楚の師、宵潰ゆ。晉、遂に蔡を侵し、沈を襲ひて其君を獲、申息の師を桑隧に敗り、申麗を獲て還れり。鄭、是に於て敢て（二三〇）南面せず。楚、（二三一）華夏を失ひしは、則ち析公の爲なり。雍子の父兄、雍子を譖りしとき、君と大夫と（二三二）是に善からざりき。雍子、晉に奔れば、晉人、之に（二三三）鄐を與へて、以て謀主と爲す。（二三四）彭城の役に晉・楚、靡角の谷に遇ひ、晉將に遁れんとせしを、雍子、命を軍に發して曰く、「老幼を歸し、（二三五）孤疾を反し、（二三六）二人役すれば一人を歸し、（二三七）兵を簡び乘を蒐め、馬に秣ひ、蓐に食ひ、師陳して（二三八）次を焚け。明日、將に

【二二三】濫刑。
【二二四】用ゐること能はざる也。
【二二五】文公十四年に在り。
【二二六】戎車は晉侯乘る所の車を謂ふ。殿は臀なり、車後をいふ。
【二二七】成公の六年に在り。
【二二八】震蕩は、ふるひ、うごく。
【二二九】一度に鼓を鳴らす。
【二三〇】南面は楚に朝するをいふ。
【二三一】中國を云ふ。
【二三二】雍子と中わるかりき。
【二三三】晉の邑。
【二三四】成公十八年。
【二三五】孤兒と病者。
【二三六】一家の中二人役する者は其一人を歸すなり。
【二三七】兵器をえり分け兵車を集めて調ぶる也。
【二三八】次は宿舍なり。次を燒き棄つるは必死を示す也。

聞く、「善く國を爲むる者は、賞僭はずして刑濫ならず」と。賞僭へば則ち淫人に及ばんことを懼れ、刑濫なれば、則ち善人に及ばんことを懼る。若し不幸にして過たば、寧ろ僭ふとも濫なること無かれ。其の善を失はんよりは寧ろ其れ淫を利せよ。善人なくんば則ち國、【二四】之に從はん。【二五】詩に曰く、「人の云に亡ぶる、邦國殄瘁す」とは、善人なきを謂ふなり。故に、【二六】夏書に曰く、「其の不辜を殺さんよりは、寧ろ【二七】不經に失せよ」とは、善を失はんことを懼るればなり。【二八】商頌にこれあり、曰く、「僭はず濫ならず、敢て【二九】怠皇せず、【三〇】下國に命じて、封に厥の福を建てしむ」と。此れ湯の天福を獲たる所以なり。古の民を治むる者は、【三一】賞を勸びて刑を畏み、民を恤みて倦まず、賞するには春夏を以てし、刑するには秋冬を以てす。是を以て將に賞せんとすれば、之が爲めに【三二】膳を加ふ、膳を加ふれば則ち賜に飫かしむ。此を以て其の賞を勸ぶを知るなり。將に刑せんとすれば、之が爲めに擧はず、擧はざれば則ち樂を徹す。此を以て其の刑を畏むを知るなり。夙に興き、夜に寐ね、朝夕、政に臨む。此を以て其の民を恤むを知るなり。三者は禮の大節なり。禮あれば敗る

【二四】之に從つて亡びん。
【二五】大雅瞻卬の篇。善人無くなるときは、國家も從つて衰亡す。
【二六】尙書大禹謨。
【二七】不經は常法を用ゐざるなり。
【二八】殷武の篇。
【二九】怠皇は、おこたる也。
【三〇】湯王、下國に在りて、上天に眷命せられて、大いに其福を建つ。
【三一】賞を行ふを樂しみて刑を用ふるを惡む。勸は歡と通ず。畏は惡む也。
【三二】平常の食物よりも品數を多くする也。

鄭伯、晉より歸る。子西をして晉に如きて聘せしめ、辭して曰く、『寡君、來りて執事を煩はせり。戻を免れざらんことを懼る。（一〇四）夏をして不敏を謝せしむ』と。君子曰く、『善く大國に事ふ』と。

初め、楚の伍參、蔡の大師子朝と友たり。其子伍擧、（一〇五）聲子と相善し。伍擧、王子牟に娶る。王子牟、申公と爲りて（罪ヲ獲テ）亡ぐ。楚人曰く、『（一〇六）伍擧、實に之を送れり』と。伍擧、鄭に奔り、將に遂に晉に奔らんとす。聲子も將に晉に如かんとし、之に鄭の郊に遇ひ、（一〇七）荊を班きて相共に食ひて、（一〇八）故に復らんことを言ふ。聲子曰く、『子行け。吾、必ず子を復せん』と。宋の向戌が將に（一〇九）晉と楚とを平げんとするに及びて、聲子、使を晉に通ず。還りて楚に如く。令尹子木、之と語り、晉の故を問ひ、且つ曰く、『晉の大夫と楚と孰れか賢なる。』對へて曰く、『晉の卿は楚に如かざれども、其大夫は則ち賢なり。皆卿の材なり。（一一〇）杞梓・皮革の・楚より往くが如し。（一一一）楚に材ありと雖も、晉は實に之を用ゐるなり』と。子木曰く、『（一一二）夫れ獨り族姻なからんや。』對へて曰く、『有りと雖も、而も楚の材を用ゐること實に多し。（一一三）歸生、之を

【一〇四】子西の名。
【一〇五】子朝の子。
【一〇六】申公の逃げしは伍擧の送り出せるなりと、とがめられしなり。
【一〇七】草を敷きて坐する也。
【一〇八】故に復るは楚に歸ること也。
【一〇九】晉と楚と平ぐは明年に在り。
【一一〇】杞は柳の類、梓はあづさ、皮は毛皮、革は、なめし皮、皆楚の產なり。
【一一一】楚の亡人は材能あるゆゑ晉人善く之を擧用せり。
【一一二】夫れは晉をさす。
【一一三】歸生は聲子の名。

公、之を視しむれば則ち（九三）信あり。これを（九四）夫人と左師とに問へば、則ち（九五）皆曰く、『固より之を聞けり』と。公、大子を囚ふ。大子曰く、『唯だ佐や能く我を免かれしめん』と。（九六）召して請はしめんとす。曰く『日中まで來らずんば、吾、死せんことを知る』と。左師之を聞き、（九七）聒しく之と語る。期を過ぐ。（大子）乃ち縊れて死す。佐、大子と爲る。公、徐く其の罪なきを聞き、乃ち伊戾を亨る。左師、（九八）夫人の馬を歩まする者を見て、之を問ふ。對へて曰く、『君夫人氏（ノ馬）なり。』左師曰く、『（九九）誰をか君夫人と爲す。余胡ぞ知らざらん』と。（一〇〇）圉人、歸りて以て夫人に告ぐ。夫人、之に錦と馬とを饋り、之に（一〇一）先んずるに玉を以てして、曰く、『君の妾棄、（一〇二）某をして獻せしむ』と。（一〇三）左師、改め命けて君夫人と曰ひ、而して後に、再拜稽首して之を受けぬ。

【九三】信は證據。
【九四】佐の母棄。
【九五】棄は我が子佐の爲に、向戌は大子を惡める爲に、共に之を實なりといふなり。
【九六】佐を召して君に請はしめんとて、使者を遣はしたるなり。
【九七】向戌、佐を大子の所に到らしめじと、態と長坐して、時期をあやまたしむる樣にやかましく談話したるなり。
【九八】夫人の家の馬を牽き歩く者に出會ふ也。
【九九】此時、棄は未だ夫人たらず。私に稱して夫人と爲せるなり、馬を歩まする者、公然、私號を稱す、故に之を尤むる也。向戌、心に、夫人の、佐を立てたるを德として、我に賂を致すべしと期せしに、無かりければ、君夫人といふものは宋國に無き筈なり、有らば元老たる我が知らざることあらんやと言ふなり。
【一〇〇】馬丁。
【一〇一】先づ贈る。
【一〇二】某は、使者自ら稱するなり。
【一〇三】向戌賂遺を悅び、妾棄と曰ひて來りしを、君夫人と曰ふ稱に改めて言ふなり。

を見て、之を視ること尤だし。姬、これを御に納る。（棄）嬖せられて（七六）佐を生む。（佐）惡けれども（七七）婉なり。大子痤、美なれども（七八）很なり。（七九）合左師畏れて之を惡む、（八〇）寺人惠牆伊戾、大子の（八一）內師と爲りて寵なし。秋、楚の客、晉に聘するに宋を過ぐ。大子（八二）之を知る。野にて之を享せんと請ふ。公、往かしむ。伊戾、（八三）之に從はんと請ふ。公曰く、『（八四）夫れ女を惡まずや。』對へて曰く、『（八五）小人の君子に事ふるや、之に惡まるとも、敢て遠ざからず、之に好せらるとも、敢て近づかず、敬して以て命を待つのみ。敢て貳心あらんや。（八六）縱ひ其外に共すること有りとも、其內に共すること莫からん。臣請ふ往かん』と。之を遣る。至れば則ち（八七）欲して（八八）牲を用ゐ、（八九）書を加へて之を（九〇）徵として、馳せて公に告げて曰く、『大子、將に亂を爲さんとす。既に楚の客と盟へり』と。公曰く、『（九一）我が子たり。又、何をか求めん。』對へて曰く、『（九二）速ならんと欲するなり』と。

【七六】佐は後の宋の元公。
【七七】柔順。
【七八】剛情。
【七九】合左師は向戌。
【八〇】奥向きの小吏。
【八一】奥向の事を監督する役。
【八二】楚の客と舊と相知れるを謂ふ。
【八三】大子、既に往きて、而る後之を請ひし也。
【八四】夫れは大子を指す。
【八五】君子は位高き者、小人は位卑き者。
【八六】共は供なり。縱ひ其公事には供給すれども、其一朝私曲などあらん時は、之が用に供せらるゝことは爲さじ。
【八七】欲は坑なり。詐りて盟處を作るなり。
【八八】盟のにえ。
【八九】盟書。
【九〇】證據。
【九一】我が子にして大子たり、亂を作して求むるわけなし。
【九二】速に君たらんと欲するなり。

を拜せしむ。曰く、『寡君、敢て齊君の・我が先君の（六五）宗祧を安んずるを拜し、敢て鄭君の貳あらざるを拜す』と。國子、晏平仲をして叔向に（六六）私せしめて曰く、『晉君、其明德を諸侯に宣べ、其患を恤へて其闕けたるを補ひ、其違へるを正して其煩はしきを治む。盟主たる所以なり。今、（六七）臣の爲めに君を執ふるは、これを若何にせん』と。叔向、趙文子に告ぐ。文子、以て晉侯に告ぐ。晉侯、（六八）衞侯の罪を言ひて、叔向をして二君に告げしむ。國子、（六九）轡之柔矣を賦す。子展、（七〇）將仲子兮を賦す。晉侯、乃ち衞侯を歸さんことを許す。叔向曰く、『鄭の（七一）七穆にては、罕氏は其れ後に亡びん者なり。子展は儉にして壹なり』と。

初め、宋の（七二）芮司徒、女子を生む。赤くして毛あり。これを堤下に棄つ。（七三）共姬の（七四）妾、取りて以て入る。之を名づけて棄と曰ふ。長じて美なり。平侯入りて（七五）夕す。共姬、之と與に食ふ。公、棄

【六五】宗廟。

【六六】私に語る。

【六七】臣たる孫林父の爲に君たる衞の獻公を執ふるはいかゞとなり。

【六八】衞侯の罪は、晉の戍三百人を殺したるを以てなり、林父の故ならずと告げしなるべし。

【六九】柔き轡の剛き馬を御する事を言へる詩、周書に在り、政を寬にして以て諸侯を安んずべきことを言ふ也。

【七〇】將仲子兮は詩の鄭風、衆言恐る可し、卽ち衞侯の罪別に有るならんが、衆人は猶ほ晉が臣の爲に君を執へたりと謂ふならんとの意なり。

【七一】七穆は鄭の穆公の子十一人あり、其中卿たりしもの七人、其子孫をいふ、卽ち罕氏、駟氏、國氏、良氏、游氏、豐氏、印氏。

【七二】芮司徒は宋の大夫。

【七三】共姬は宋の平公の母。

【七四】召使。

【七五】夕は母の安否を見る爲めに夕に來るなり。

は其れ然らざらん。(五一)若し、「君、鄭國に勤めたるを拜す。君の惠徼かりせば、楚の師は其れ猶ほ敝邑の城下に在らましを、」と曰はゞ、其れ可ならん』と。從はず。遂に行く。秦人予へず。(五二)幣を更へて、子產(ノ言)に從ひ、而る後に之を獲たり。

六月、公、晉の趙武・宋の向戌・鄭の良霄・曹人に、澶淵に會して、以て衞を討じて(五三)戚の田を疆し、衞の西鄙懿氏(五四)六十を取りて、以て孫氏に與ふ。(五五)趙武を書せざるは、公を尊びてなり。向戌を書せざるは(會)期に後れたるなり。鄭、宋に先だつは、(五六)所を失はざればなり。是に於て、衞侯、之に會す。秦人、甯喜・(五七)北宮遺を執へ、(五八)女齊をして以て先づ歸らしむ。衞侯、晉に如く。晉人執へて之を(五九)士弱氏に囚ふ。秋七月、(六〇)齊侯・鄭伯、衞侯の爲めの故に、晉に如く。晉侯、兼ねて之を享す。晉侯(六一)嘉樂を賦す。(六二)國景子、齊侯を相けて、(六三)蓼蕭を賦す。子展、鄭伯を相けて(六四)緇衣を賦す。叔向、晉侯に命じて、二君

【五一】楚軍、秦を憚りて早く鄭より引上げたりと、秦人を悦ばしむるなり。

【五二】幣を更へて子產の辭を用ゐて、遂に印菫父を歸らしむるを得たるなり。

【五三】戚の境界を正す也。

【五四】田六十井。

【五五】晉人と書して趙武の名を擧げざるを釋くなり。

【五六】期の如く至る也。

【五七】北宮括の子。

【五八】晉の司馬侯。

【五九】士弱は晉の獄を主どる大夫。

【六〇】齊鄭の君、衞君を赦免せられんことを晉に運動するなり。

【六一】嘉樂は詩の大雅、令德ありて民人に宜しく、祿を天に受くるを言へり。

【六二】景子は國弱。

【六三】蓼蕭は小雅。太平の澤、遠方に及ぶを言へり。

【六四】緇衣は詩の鄭風。相和合して違はざるを言へり。

夏、(四一)中行穆子來聘するは、公を召すなり。

楚子・秦人、吳を侵して雩婁に及び、吳に備あるを聞きて還り、遂に鄭を侵す。五月、城麇に至る。鄭の皇頡、之を戍る。出でゝ楚の師と戰ひて敗らる。(四二)穿封戌、皇頡を囚ふ。(四三)公子圍、之と之を爭ひ、伯州犂に(曲直ヲ)正す。伯州犂曰く、『請ふ囚に問はん』と。乃ち(四四)囚を立つ。伯州犂曰く、『爭ふ所(ノ人)は(四五)君子なり。其れ何ぞ知らざらん』と。其手を上げて曰く、『夫の子を王子圍と爲す。寡君の(四六)貴介弟なり。』其手を下げて曰く、『此の子を穿封戌と爲す。方城外の縣尹なり。誰か子を獲たる。』囚曰く、『頡、王子に遇うて弱れたり』と。(四七)戌、怒り、戈を抽きて王子圍を逐ふ。及ばず。楚人、皇頡を以て歸る。(四八)印菫父も、皇頡と與に城麇を戍りき。楚人、之を囚へて、以て秦に獻ず。鄭人、貨を印氏に取りて(以テ秦ニ賂ヒ)以て之を請はんとす。子大叔、(四九)令正たり。以て爲めに請はんとす。子產曰く、『(五〇)獲られざらん。楚の功を受けて、貨を鄭に取らば、國と謂ふべからず。秦

【四一】中行穆子は荀吳なり。荀偃の子。
【四二】穿封戌は楚人。
【四三】公子圍は楚の共王の子、後の靈王なり。
【四四】囚人を取りて證人と爲す也。
【四五】君子は歷々の人といふ意なり。
【四六】介は大なり。
【四七】穿封戌、王子圍の功に歸せしを怒り、戈を以て之を逐ひしなり。
【四八】鄭の大夫。
【四九】令正は辭令を作ることを主どる役。
【五〇】楚人の功を秦に獻ずるは秦の名譽大なり。貨を以て之を免ゆすならば、小利の爲に大名譽を棄つるなり。故に秦はさやうなることは爲すまじとなり。

(三一)衛人、戚の東鄙を侵す。孫氏、晉に愬ふ。晉、(三二)茅氏を戍る。(三三)殖綽、茅氏を伐ち、晉の戍三百人を殺す。孫蒯、之を追ひ、敢て撃たず。文子曰く、『(三四)厲にだも如かず』と。(三五)遂に衛の師を從うて之を圉に敗る。(三六)雍鉏、殖綽を獲たり。復た晉に愬ふ。

鄭伯、(三七)陳に入るの功を賞し、三月甲寅朔、子展を享して、之に(三八)先路三命の服を賜ひて、八邑に先だつ。子產に次路再命の服を賜ひて、六邑に先だつ。子產、邑を辭して曰く、『(三九)上より以下、降殺、兩を以てするは禮なり。臣の位、四に在り。且つ子展の功なり。臣、敢て賞禮に及ばず。請ふ邑を辭せん』と。公、固く之を予ふ。乃ち三邑を受く。公孫揮曰く、『子產、其れ將に(四〇)政を知らんとす。讓りて禮を失はず』と。

晉人、孫氏の爲めの故に諸侯を召す。將に以て衛を討せんとするなり。

【三一】林父叛くを以ての故なり。
【三二】茅氏は戚の東鄙の地。
【三三】殖綽は齊人なれど此時衛人を助けしなり。
【三四】厲は幽靈の類。厲鬼すら猶ほ報ゆることを知る。晉の戍三百人、誰が爲めにか死せるや。汝、之が爲めに仇を報いずんば厲鬼にも如かざるなり。激勵の辭。
【三五】孫蒯父の言に感じ更に還つて敵を敗りしなり。
【三六】雍鉏は孫氏の臣。
【三七】鄭の陳を敗りしは前年に在り。
【三八】先路と次路とは車なり。三命と再命とは、周の官の位階なり。鄭伯之を卿に賜ひしなり。路と命服とを以て邑の先に賜ひしなり。物を遺るときは、輕きを先にし重きを後にするなり。
【三九】降殺は順次にそぎへらすこと、二邑づゝ下すは禮なり。故に子產の位四ならば二邑を受くべし。此時上卿は子展、次卿は子西、其次は良霄、其次は子產の順たり。
【四〇】政を爲す。

(二五)戚を以て晉に如く。書して、『戚に入り以て叛く』と曰ふは、孫氏を罪するなり。(二六)臣の祿は君實に之を有つ。義なれば則ち進み、否ざれば則ち身を奉じて退かんのみ。(二七)祿を専にして周旋するは、戮なり。

甲午、衞侯、入る。書して『復歸す』と曰ふは、國、之を納るゝなり。(二八)大夫の竟に逆ふる者には、其手を執りて之と與に言ひ、道に逆ふる者には車より之を揖し、門に逆ふる者には之を頷くのみ。公至る。(二九)大叔文子を讓めしめて曰く、『寡人、淹恤して外に在るとき、二三子、皆、寡人をして朝夕衞國の言を聞かしめしに、吾子は獨り(心)寡人に在らず。古人言へることあり、曰く「怨むる所に非ずんば怨むること勿かれ」と。寡人、怨めり』と。對へて曰く、『臣、罪を知れり、臣不佞、(三〇)羈紲を負ひて以て君に從ひ、牧圉を扞ること能はず、臣の罪一なり。出づる者あり、居る者あり、臣、貳ありて外内の言を通じて、以て君に事ふること能はず、臣の罪二なり。二罪あり。敢て其死を忘れんや』と。乃ち行りて近關より出づ。公、之を止めしむ。

【二五】戚の地を以て晉に入りしなり。
【二六】人臣の食む所の邑は、君の賜ふ所なり。其の専ら以て己の有と爲す可からざるを言ふ。
【二七】戚の地を以て晉に如くをさす。
【二八】獻公漸次に驕りて敬禮の薄くなりしをいふなり。
【二九】文子は大叔儀。
【三〇】君に從つて外に出で牧者圉人の役を取らざりしこと一罪、獻公、外に在り、君剽、内に在り、貳心を有して内通せざりしこと一罪なり。

くを得ざりき。敢て其の入るを聞かんや』と。遂に行りて近關より出づ。(一四)右宰穀に告ぐ。右宰穀曰く、『不可なり。罪を(一五)兩君に獲ば、天下誰か之を畜はん。』(一六)悼子曰く、『(一七)吾、命を先人に受けたり。以て貳あるべからず。』穀曰く、『我、請ふ使して之を觀ん』と。遂に公に夷儀に見ゆ。反りて曰く、『君(一八)淹しく恤へて、外に在ること十二年。而るに憂色なく、亦、寛言なし。猶は夫の人のごときなり。(一九)若し已めずんば、死せんこと日なけん。』悼子曰く、『子鮮在り。』右宰穀曰く、『(二〇)子鮮在りとも何の益かあらん。多くとも能く亡げんのみ。我に於て何をか爲ん。』悼子曰く、『然りと雖も、以て已む可からず』と。孫文子は戚に在り、(二一)孫家は齊に聘し、孫襄のみ居守せり。二月庚寅、甯喜・右宰穀、孫氏を伐つ。克たず。(二二)伯國、傷つく。甯子、(二三)出でゝ郊に舍る。伯國死す、孫氏、夜哭す。國人、甯子を召ぶ。甯子、復た孫氏を攻めて之に克つ。辛卯、(二四)子叔と大子角とを殺す。書して『甯喜、其君剽を弑す』と曰ふは、罪の甯氏に在るを言ふなり。孫林父、

【一四】右宰穀は衞の大夫なり。甯喜、伯玉が逃れし爲、更に右宰穀に向つて獻公歸國の事を談ぜしなり。
【一五】獻公と剽。
【一六】甯喜。
【一七】其父惠子が死に臨みて遺言せしこと二十年に在り。
【一八】久しく憂ふるなり。
【一九】此相談を廢止せずして獻公を復位するならば、我等の滅亡も遠からざらんとなり。
【二〇】子鮮は賢者にして義を重んずる人なれども、手の下しやう無く、せい〳〵のところ國を逃げて奔るだけならん。
【二一】家と襄とは共に孫文子の子なり。
【二二】孫襄なり。
【二三】將に奔らんとせしなり。
【二四】子叔は衞侯剽なり、諡無き君なり。

『秦・晉、和せざること久し。今日の事、幸にして集らば、晉國、之に賴らん。集らずんば、三軍、骨を暴さん。子員は二國の言を道ひて私なし。子は常に之を(四)易ふしくす。姦以て君に事ふる者は、吾が能く御ぐ所なり』と。(朱)(五)衣を拂うて之に從ふ。(六)人、之を救ふ。平公曰く、『晉其れ(治マルニ)庶からんか。吾が臣の爭ふ所の者大なり』と。師曠曰く、『公室懼らくは卑しからん。臣、心に競はずして力に爭ひ、德を務めずして爭うて善とす。私欲已だ侈れり。能く卑しきこと無からんや』と。

(七)衞の獻公、子鮮をして復るを爲さしむ。(子鮮)辭す。(八)敬姒强ひて之を命ず。(子鮮)對へて曰く、『君、信なし。臣懼らくは免れざらん』と。敬姒曰く、『然りと雖も、(九)吾が故を以てせよ』と。(子鮮)許諾す。初め、獻公、(一〇)甯喜と與に言はしむ。甯喜曰く、『(一一)必ず子鮮在れ。然らずんば必ず敗れん』と。故に公、子鮮を使ふ。子鮮、(一二)命を敬姒に獲ず。公命を以て甯喜と言ふ。曰く、『苟も反らば、政は甯氏に由らん。祭は則ち寡人なり』と。甯喜、蘧伯玉に告ぐ。伯玉曰く、『(一三)瑗は君の出づるを聞

【四】易は輕ふしくする也。
【五】腕を奮ひて進む也。
【六】子朱怒るを叔向叱し、將に鬪はんとする故に、或人之を救解せしなり。
【七】獻公、十四年より出でゝ外に在り、己の爲に其弟子鮮をして歸國の運動をなさしむるなり。
【八】獻公と子鮮との母なり。
【九】我が爲めに盡力せよ。
【一〇】甯喜は衞國の相。
【一一】必ず子鮮をして、其間に在らしめよ。子鮮、賢にして、國人之を信ず、故に必ず子鮮をして其間に在らしめんと欲するなり。
【一二】命を獲ずは、辭したるに許されざりしをいふ。
【一三】瑗は伯玉の名。

卷の十八

襄公 五

【傳】夷儀に會せし歲(二十四年)、齊人、郟に城づく。其五月、秦・晉、成ぎを爲し、晉の韓起は秦に如きて涖みて盟ひ、秦の(一)伯車は晉に如きて涖みて盟ひぬ。成げども(二)結ばざりき。

【經】二十六年春王の二月辛卯、衞の甯喜、其君剽を弑す。衞の孫林父、戚に入りて以て叛く。甲午、衞侯衎、衞に復歸す。夏、晉侯、(一)荀吾をして來聘せしむ。公、晉人・鄭の良霄・宋人・曹人に澶淵に會す。秋、宋公、其世子痤を殺す。晉人、衞の甯喜を執ふ。八月壬午、許男甯、楚に卒す。冬、楚子・晉侯・蔡侯・陳侯、鄭を伐つ。許の靈公を葬る。

【傳】二十六年(周ノ靈王二十五年)春、秦伯の弟鍼、晉に如きて、成ぎを修む。叔向、命じて行人子員を召す。行人子朱曰く、『朱や(二)御に當れり』と。三たび云ふ。叔向應へず。子朱怒りて曰く、『班爵(子員ト)同じきに、何を以て朱を朝に黜くる』と。劍を(三)撫して之に從ふ。叔向曰く、

【一】伯車は秦の景公の弟公子鍼。
【二】結ばずとは、固からざるなり。

【一】荀吳は荀偃の子。
【二】御に當るとは、應接を勤むべき順番に當るをいふ。
【三】撫は持つ也。

定まらざれば、其耦に勝たず。而るを況や君を置きて定まらざるをや。必ず免れじ。（一五六）九世の卿族、一擧して之を滅さんとす。哀しむ可き哉』と。

【一五六】甯氏は衞の武公より喜に至るまで九世なり。

如く、不仁者を見ては、之を誅すること（一四三）鷹鸇の鳥雀を逐ふが如くせよ』と。子産喜び、以て子大叔に語り、且つ曰く、『他日、吾、（一四四）蔑の面を見るのみ。今、吾、其心を見たり』と。子大叔、政を子産に問ふ。子産曰く、『政は（一四五）農功の如し。日夜、之を思ひ、其始を思うて其終を成し、朝夕にして之れを行ひ、（一四六）行、思を越ゆること無きこと、（一四七）農の畔あるが如くならば、其過鮮し』と。

衛の獻公、夷儀より、（一四八）甯喜と言はしむ。甯喜、之を許す。大叔文子、之を聞きて曰く、『烏呼。（一四九）詩に謂はゆる「我が躬すら說れられず、我が後を恤ふるに遑あらんや」といふものなり。甯子は、其後を恤へずと謂ふ可し。將た可ならんや、殆ど必ず不可ならん。君子の行は（一五〇）其終を思ふなり、（一五一）其復を思ふなり。（一五二）書に曰く「始を愼みて終を敬せば、終に以て困むまじ」と。（一五三）詩に曰く、「夙夜懈らず、以て一人に事ふ」と。今、甯子、君を視ること（一五四）弈棋に如かず。其れ何を以てか免れん。弈者も、（一五五）棋を擧げて

【一四三】鷹鸇は、たか也。
【一四四】蔑は然明。
【一四五】農功は農事。
【一四六】行ふ所、思ふ所に越えざる也。
【一四七】田の界限あるが如きを言ふ。
【一四八】國に復ることを相談するなり。
【一四九】小雅の谷風、小弁に皆此文あり。說は容れらるゝ也。

【一五〇】其終を思ふとは、成る可きを爲すを求むる也。
【一五一】其復を思ふとは、繼ぐ可きを爲すを求むる也。
【一五二】書は逸書。
【一五三】詩は大雅烝民の篇。
【一五四】奕棋は圍碁。
【一五五】棋子を下すときは、大局の上に決定したる方針を得て、徐に手を下し、始めて敵に勝つを得べきなり。

を表し、(二三一)疆潦を數へ、(二三二)偃豬を規り、(二三三)原防を町にし、(二三四)隰皐を牧にし、(二三五)衍沃を井にし、(二三六)入るを量りて賦を脩め、(二三七)車を賦し馬を籍し、(二三八)車兵・徒卒・甲楯の數を賦す。既に成りて以て子木に授く。禮なり。

十二月、吳子諸樊、楚を伐ちて、以て(二三九)舟師の役に報ゆ。巢を門む。巢の牛臣曰く、『吳王は勇にして輕し。若し(二四〇)之を啓かば、將に親ら門むるならん。我、之を射ることを獲ば、必ず殪れん。是君や死せば、疆其れ少しく安からん』と。之に從ふ。吳子門む。牛臣、短牆に隱れて以て之を射る。(吳子)卒す。

楚子、舒鳩を滅せるを以て、子木を賞す。辭して曰く、『先大夫蔿子の功なり』と。(二四一)以て蔿掩に與ふ。

晉の程鄭・卒す。(二四二)子產、始めて然明を知る。政を爲すを問ふ。對へて曰く、『民を視ること子の

【二三一】疆潦は疆界の流水。
【二三二】偃豬はたまり水。
【二三三】原は廣平の地。防は水に近き地にして作物の出來る所なり。町にすとは區畫をつける也。
【二三四】隰は下濕の地。皐は澤なり。之をば牛馬を牧ふ場所にする也。
【二三五】衍沃は平坦にして肥えたる地。之をば井田にして分ち耕す也。
【二三六】前の各地よりの收入を計りて租稅を定むる也。
【二三七】車を割りあて、馬を帳簿に記入し、軍用に供する也。
【二三八】車兵は車に乘る甲士の持つ兵器。徒卒は徒兵の誤、步卒の持つ兵器。甲冑楯などの數を割り當て、出さしむる也。
【二三九】舟師の役は二十四年。
【二四〇】吳王をおびき出す也。
【二四一】蔿子馮、前年、師を退け、其叛を須たんと請ひしが、是に至りて、舒鳩を滅したるが故、其子蔿掩を賞せるなり。
【二四二】然明、前年程鄭の死すべきを豫言せしが、今適中せるが故に、子產、始めて其人の用ゐるべきを知りしなり。

人曰く、『何の故に戎服する。』對へて曰く、『我が先君(一一九)武・莊、平・桓の卿士たり。城濮の役に、文公、命を布きて曰く「各ゝ舊職に復せよ」と。我が文公に命じて戎服して王を輔けしめ、以て楚の捷を授けたり。敢て王命を廢せざる故なり』と。士莊伯、詰ること能はず。趙文子に復す。文子曰く、『其辭順なり。順を犯すは不祥なり』と。乃ち之を受く。冬十月、子展、鄭伯を相けて晉に如き、(一二〇)陳の功を拜す。子西復た陳を伐つ。陳、鄭と平ぐ。仲尼曰く、(一二一)『志に之れあり。「言以て志を(一二二)足し、文以て言を足す」と。言はずんば誰か其志を知らん。(一二三)言の文なきは行はるとも遠からず。晉、(一二四)伯と爲りて、鄭、陳に入る。文辭に非ずんば功を爲さじ。辭を愼まん哉』と。

楚の(一二五)蔿掩、司馬と爲る。子木、(一二六)賦を庀へ、甲兵を數へしむ。甲午、蔿掩、(一二七)土田を書し、(一二八)山林を度り、藪澤を鳩め、(一二九)京陵を辨ち、(一三〇)淳鹵

【一一九】鄭の武公莊公、周の平王桓王の卿士たり。
【一二〇】晉が其捷を受けて、以て罪と爲さずして、功を鄭に歸せるを拜謝する也。
【一二一】志は古書。
【一二二】足は成す也。
【一二三】言ふ所の辭、撲直にして、文章無きときは、行はるゝを得と雖も、遠きに及ぶこと能はず。
【一二四】伯は霸なり。
【一二五】蔿掩は蔿子馮の子。
【一二六】庀は具ふる也。租税の出づる所を調べ具へ、軍に用ふる甲冑兵器を閲し數へて完全にする也。
【一二七】土地田地を調べて帳簿に記入する也。
【一二八】山林藪澤は種々の物を生ずるが故に之を計る也。度ははかる。鳩は聚め計る也。下文の數も規も皆同じ。
【一二九】絕高を京と曰ひ、大阜を陵と曰ふ。
【一三〇】淳は水のひたりたる處。鹵は草木の生ぜざる處。共に地味の薄き處なり。之を表はして別にする也。

は、(一〇六)五父を奉じて之を立てしに、蔡人、之を殺せり。我、又、蔡人と與に厲公を奉戴し、(一〇七)莊・宣に至るまで、皆我によりて立てり。夏氏の亂に、成公、(一〇八)播蕩せしも、又我によりて入れり。君の知る所なり。今、陳、周の大德を忘れ、我が大惠を蔑にし、我が姻親を弃て、楚の衆に介恃して、以て我が敝邑を(一〇九)馮陵すること、(一一〇)億逞せしむべからず。我、是を以て往年の告ありき。(一一一)未だ成命を獲ざるに、則ち我が東門の役あり、陳の隧に當りし者、井は堙ぎ木は刊れり。敝邑大に懼らくは、競はずして大姬(羞ノ)を恥ぢしめんことを。(一一二)天、其衷を誘き、(一一三)敝邑の心を啓き、陳、其罪を知り、(一一四)手を我に授けたり。用て敢て功を獻ず』と。晉人曰く、『何の故に小を侵せる。』對へて曰く、『先王の命に、「唯だ罪の在る所は、各〻其(一一五)辟を致せ」と。且つ昔、天子の地は(一一六)一圻、列國は(一一七)一同、是より以て(一一八)衰あり。今や、大國、多きは數圻なり。若し小を侵すこと無くば、何を以てか焉に至らん。』晉

【一〇六】五父は佗。
【一〇七】莊公宣公は皆厲公の子なり。
【一〇八】播蕩は、國を失ひて逃げ奔る也。夏徴舒、靈公を弑し、成公、晉に奔りしこと、宣公十一年に在り。
【一〇九】馮陵は、しのぐ也。
【一一〇】億逞は、其慾を滿足せしむる也。
【一一一】陳を伐つの命を得ざるに又東門の役ありしなり。
【一一二】天、人を導きて、中道を得しむ。
【一一三】敝國、始めは唯だ懼れて愁痛せしが、俄にして報伐の意氣あるに至りしは、此れ其心を啓く也。
【一一四】降服するを云ふ。
【一一五】其辟を致すとは、其法を行ふ也。辟は法なり。
【一一六】圻は方千里。
【一一七】同は六百里。
【一一八】衰は、等級。

如かず。請ふ其私卒を以て之を誘かん。（九三）師を簡びて陳し、以て我を待て。我克たば則ち進み、（我）奔らば則ち亦（九四）之を覗よ。乃ち以て免る可し。然らずんば、必ず呉の禽と爲らん』と。之に從ふ。五人、其私卒を以て、先づ呉の師を撃つ。呉の師奔り、山に登りて以て望む。楚の師の繼がざるを見て、復た（九五）之を逐ひ、これに其軍に傅く。（九六）簡師、之に會す。呉の師大に敗れぬ。遂に舒鳩を圍む。舒鳩潰ゆ。八月、楚、舒鳩を滅す。

衞の獻公、夷儀に入る。

鄭の子產、（九七）捷を晉に獻ず。（九八）戎服して事を將ふ。晉人、陳の罪を問ふ。對へて曰く、『昔、虞の（九九）閼父、周の（一〇〇）陶正と爲り、以て我が先王に服事せしが、我が先王、其の器用を利とすると、其の（一〇一）神明の後たるとに賴りて、庸て（一〇二）元女大姬を以て胡公に配して、これを陳に封じて、之を（一〇三）三恪に備へたり。則ち我が周より出で、今に至るまで是れ賴れり。（一〇四）桓公の亂に、蔡人、（一〇五）其出を立てんと欲す。我が先君莊公

【九三】師を簡ぶとは、精兵をえらぶ也。
【九四】形勢を見て之を救助せよ。
【九五】呉還つて五子を逐ひ其本軍に至る。
【九六】簡師は、よりすぐりたる軍。
【九七】陳に捷ちて獲たる所の物を晉に獻ずるなり。
【九八】戎服は軍服なり。
【九九】閼父は舜の後、胡公は其子滿。
【一〇〇】陶正は陶器を作る長官。
【一〇一】神明とは、聖德あるをいふ。
【一〇二】元女は長女。周の武王、其女大姬を胡公に配せし也。
【一〇三】三恪は、黃帝堯舜三聖の子孫。恪は賓客の待遇をなす義。
【一〇四】桓公の亂とは、陳の桓公鮑卒し陳の亂れしこと、桓公五年に在り。
【一〇五】蔡人の出は厲公。

（八〇）飮を承りて進獻す。（八一）子美、入りて俘を數へて出づ。祝、社に祓ひ、司徒、民を（八二）致し、司馬、（八三）節を致し、司空、地を致す。乃ち還る。

秋七月己巳、重丘に同盟するは、齊成ぐが故なり。

（八四）趙文子、政を爲す。諸侯の（八五）幣を薄くせしめて其禮を重くす。穆叔、之に見ゆ。穆叔に謂ひて曰く、『今より以往、兵其れ少しく弭まん。齊の崔・慶、新に政を得たり。將に善を諸侯に求めんとす。武や、（八六）楚の令尹を知れり。若し敬んで其禮を行ひ、之を道びくに文辭を以てし、以て諸侯を靖んぜば、兵以て弭むべけん』と。

楚の薳子馮・卒す。屈建、令尹と爲り。屈蕩、莫敖と爲る。舒鳩の人、卒に楚に叛く。令尹（八七）子木、之を伐ちて（八八）離城に及ぶ。呉人、之を救ふ。子木、遽に右師を以て（八九）先んず。（九〇）子彊・息桓・子捷・子駢・子盂、左師を帥ゐて以て退く。呉人、（九一）其間に居ること七日。子彊曰く、『久しくば將に（九二）墊隘せんとす。隘せば乃ち禽にせられん。速に戰ふに

【八〇】酒を杯に盛り、璧を加へて以て進獻する也。承は盛る也。

【八一】子美は子產、俘囚を數ふるのみ、ひきゐゆかざる也。

【八二】致すは、かへす也。陳の當事者に引き渡す也。

【八三】節は兵符也。

【八四】趙文子は晉の趙武。

【八五】贈物を輕くして其禮を嚴重にする也。

【八六】楚の令尹は屈建子木。

【八七】子木は屈建。

【八八】離城は舒鳩の城。

【八九】先づ舒鳩に至りしなり。

【九〇】五人、子木に及ばず、呉に相遇うて退きしなり。

【九一】其間とは楚の兩軍の間なり。

【九二】墊隘は低くして狹き也。雨ふりつゞくときは、水溜りて路の困難なるべきをいふ。

晉侯、魏舒・宛沒をして（六九）衞侯を逆へしむ。將に衞をして之に夷儀を與へしめんとす。（七〇）崔子、其帑を止めて以て五鹿を求む。

初め、陳侯、楚子に會して鄭を伐ちしや、陳の（七一）隧に當る者は、井は堙ぎ木は刊りき。鄭人、之を怨む。六月、鄭の子展・子產、車七百乘を帥ゐて以て陳を伐ち、宵、陳城を（七二）突き、遂に之に入る。陳侯、其大子偃師を扶けて（七三）墓に奔る。（陳ノ）司馬桓子に遇ひて曰く、『余を載せよ。』曰く、『（七四）將に城を巡らんとす』と。（七五）賈獲が其母と妻とを載するに遇ふ。之を下して、公に車を授く。公曰く、『而の母を（車上ニ）舍け。』辭して曰く、『（七六）不祥なり』と。其妻と與に其母を扶けて以て墓に奔る。亦免る。子展、師に命ずらく、『公宮に入ること無かれ』と。子產と與に、親ら（七七）諸を門に御む。陳侯、司馬桓子をして、賂ふに宗器を以てせしむ。陳侯、（七八）免して社を擁し、其衆をして、男女別れて纍がれ、以て朝に待たしむ。（七九）子展、縶を執りて見ゆ。再拜稽首して

【六九】衞の獻公、十四年を以て齊に入りしなり。
【七〇】崔子、獻公の妻子を止め、衞の五鹿の地を求めしなり。
【七一】隧は軍行の道。
【七二】突は不意を擊つ也。
【七三】墓は冢間をいふ。
【七四】陳侯を載するを欲せずして、城を巡らんとすと曰ひしなり。
【七五】賈獲は陳の大夫。
【七六】男女、車を同じうするは亡國の凶象なり。故に不祥なりと曰ふ。
【七七】之を服せんと欲するのみ。故に侵掠を禁ずる也。
【七八】免は喪服なり。喪服を著け、社の木主を抱くは、自ら亡を期するを示す也。
【七九】縶は、馬の足を縛る紐。子展、縶を執り見ゆるは、臣僕の禮を修むるなり。

公を北郭に(五二)側し、(五三)丁亥、諸を士孫の里に葬る。(五四)四翣のみにて(五五)蹕せず。(五六)下車も七乘のみ。(五七)兵甲を以てせず。

晉侯、(五八)泮より濟り、夷儀に會し、齊を伐ち、以て(五九)朝歌の役に報ゆ。齊人、(六〇)莊公を以て說き、(六一)隰鉏をして成ぎを請ひ、慶封をして師に如かしむ。(六二)男女、班を以てし、晉侯に賂ふに、(六三)宗器樂器を以てす。(六四)六正・五吏・三十帥・三軍の大夫・(六五)百官の正長・(六六)師旅より、(六七)處守の者に及ぶまで、皆、賂あり。晉侯、之を許す。叔向をして諸侯に告げしむ。(六八)公、子服惠伯をして對へしめて曰く、『君、有罪を舍して以て小國を靖んず。君の惠なり。寡君、命を聞けり』と。

【五二】側には二說あり、其一は棺當に壁に作るべしとして、棺の外に瓦をおく也。其一は棺ばかりにして外槨無き也。二說皆通ず。いづれにても粗末なる取扱をいふ。

【五三】死後五月を待つは諸侯の例なるに十三日にして葬りしなり。

【五四】翣は喪車の飾。諸侯は六翣なるべき筈なり。

【五五】蹕は人拂ひ。

【五六】下車は、穴の中へ納るゝ車、諸侯は下車九乘なるべき筈なり。

【五七】兵器甲冑。謂はゆる明器なり。之をも略して用ひざる也。

【五八】泮は川の名。

【五九】朝歌の役は二十三年に在り。

【六〇】莊公、晉を侵したるが故に、之を弑したりと晉に說きしなり。

【六一】隰鉏は隰朋の曾孫

【六二】男女各〻別に囚はれて臣妾たるを示す也。

【六三】宗器は祭祀の器、樂器は鐘磬の屬。

【六四】六正は六軍の卿なり。五吏は、一正の下に五吏あり。三十帥は、一軍ごとに五人の帥あり、六軍にて三十人の帥あるなり。

【六五】百官の正長は羣有司。

【六六】師旅は官屬。

【六七】處守の者は、晉に留守するもの。

【六八】公は魯君。

て曰く、『崔・慶に與せざる所のものあらば(上帝ノ如キコトアヲン)』と。晏子、天を仰ぎて歎じて曰く、『嬰は、唯だ君に忠に社稷に利ある者に是れ與せざる所あらば、上帝の如きこと有らん』と。乃ち〔三九〕歃る。辛巳、〔四〇〕公、大夫及び莒子と盟ふ。大史書して曰く、『崔杼、其君を弑す』と。崔氏之を殺す。其弟嗣ぎて書す。而して〔四一〕死する者二人。其弟又書す。乃ち之を舍く。〔四二〕南史氏、大史盡く死せりと聞き、〔四三〕簡を執りて以て往く。既に書せりと聞き、乃ち還る。閭丘嬰、帷を以て其妻を〔四四〕縛して之を載せ、〔四五〕申鮮虞と與に乘りて出づ。鮮虞、〔四六〕推して之を下して曰く、『君昏くして匡すこと能はず、危くして救ふこと能はず、死して死すること能はず、而して〔四七〕其暱を匿すことを知る、其れ誰か之を納れん』と。行きて〔四八〕弇中に及び、將に舍らんとす。嬰曰く、『崔・慶其れ我を追はん』と。鮮虞曰く、『〔四九〕一、一に與る。誰か能く我を懼さん』と。遂に舍り、〔五〇〕轡を枕にして寢ね、馬に食ませて食ひ、駕して行く。弇中を出づ。嬰に謂ひて曰く、『速に之を驅れ。崔・慶の衆には當る可からざるなり』と。遂に〔五一〕來奔す。崔氏、莊

【三九】歃るは、血をすゝりて誓ふ也。
【四〇】公は景公をさす。
【四一】前者を并せて死する者三人なり。
【四二】南史氏は、齊の史官にして外に在る者。
【四三】簡は字を書する竹簡。
【四四】縛は束れ卷くなり。
【四五】丘嬰鮮虞二子は莊公の近臣なり。
【四六】嬰の妻を車より下すなり。
【四七】其暱は其妻をいふ。
【四八】弇中は狹道なり。
【四九】道狹ければ一人と一人と相對すべし、衆と雖も恐るゝに足らず。
【五〇】馬を失はんことを恐るゝ也。
【五一】魯に來奔せしなり。

に反するなり』と。之と與に皆死す。崔氏、(二八)蔑を平陰に殺す。晏子、崔氏の門外に立つ。(二九)其人曰く、『死なんか。』曰く、『獨り吾のみの君ならんや、吾死なんや。』曰く、『行らんか。』曰く、『吾、罪あらんや、吾亡げんや。』曰く、『歸らんか。』曰く、『君、死せり、安んぞ歸らん。民に君たる者は、豈に以て民を陵がんや、社稷を是れ主どる。君に臣たる者は、豈に其(三〇)口實の爲めならんや、社稷を是れ養ふなり。故に、君、社稷の爲めに死せば之に死し、社稷の爲めに亡ぐれば則ち之に亡ぐ。若し己が爲めに死して己が爲めに亡ぐれば、其(三一)私暱に非ざらんには、誰か敢て之に任せん。且つ、人、君ありて、之を弑す。吾焉ぞ之に死するを、得ん。而た焉ぞ之に亡ぐるを得ん。將た庸何ぞ歸らん』と。門啓けて入り、(齊公ノ)尸を(己ノ)股に枕せしめて哭す。興ちて、(三二)三たび踊りて出づ。人、崔子に謂へらく、『必ず之を殺せ』と。崔氏曰く、『(三三)民の望なり。之を(三四)舍かば民を得ん』と。盧蒲癸、晉に奔り、王何、莒に奔る。(魯ノ)叔孫宣伯の齊に在りしや、(三五)叔孫還、(三六)其女を靈公に入れ、嬖せられて景公を生めり。丁丑、崔杼、(三七)立てゝ之に相たり。慶封、左相と爲る。國人に(三八)大宮に盟ひ

【二八】鬷蔑は平陰の大夫、莊公の外嬖。
【二九】其人は從者。
【三〇】口實は食祿。
【三一】私暱は親愛する所。
【三二】三たび踊るは、哭するの甚しき也。踊はをどりあがる。
【三三】民の望なりとは、人望のあるをいふ。
【三四】舍は置く也。赦すこと。
【三五】叔孫還は齊の群公子。
【三六】其女は宣伯の女。
【三七】景公、齊君と爲る。
【三八】大宮は大公の廟。

て以て晉に說かんと欲す。而れども間を獲ず。公、侍人賈擧を鞭うちて、又之を近づく。(賈擧)乃ち(一七)崔子の爲に公を間ふ。夏五月、莒、且于の役の爲めの故に、莒子、齊に朝す。甲戌、これを北郭に饗す。崔子、疾と稱して事を視ず。乙亥、公、崔子(ノ疾)を問ひ、遂に姜氏に從ふ。姜氏、(一八)室に入り、崔子と與に側戶より出づ。公、楹を拊ちて(一九)歌ふ。侍人賈擧、衆從者を止めて入り、門を閉づ。(二〇)甲興る。公、臺に登りて(免サレンコトヲ)請ふ。許さず。盟はんと請ふ。許さず。廟に(還リテ)自刃せんと請ふ。許さず。(崔子ノ臣)皆曰く、『君の臣杼、疾病にして、(公ノ)命を聽くこと能はず。(崔杼ノ家)公宮に近ければ、陪臣(二一)干掫するに、淫者あり。(二二)二命を知らず』と。公、墻を踰えんとす。又、之を射る。股に中つ。反りて隊つ。遂に之を弑す。(二三)賈擧・州綽・邴師・公孫敖・封具・鐸父・襄伊・僂堙、皆死す。祝佗父、(二四)高唐に祭る。至りて復命し、(二五)弁を說がずして崔氏に死す。申蒯は(二六)侍漁者なり。退きて其宰に謂ひて曰く、『爾、(二七)帑を以て免れよ。我は將に死なんとす』と。其宰曰く、『免れば是れ子の義

【一七】賈擧、恨みて乃ち崔子の爲めに公の間隙をうかゞふなり。

【一八】室は、燕室。休息の室。

【一九】歌を以て姜に意を通ぜんとする也。

【二〇】崔子の甲兵興る。

【二一】干掫は夜まはり。

【二二】二命を知らずとは、主人の命を受けて淫者を討するのみ、他の命令を受くるを知らずとなり。

【二三】賈擧等八子皆勇力の臣、莊公に嬖せられしもの、皆崔氏の家にて死せしなり。

【二四】高唐に齊の別廟あり。

【二五】弁は祭服。

【二六】侍漁者は蓋し魚稅を收むるを監する者ならん。

【二七】帑は、蒯の妻子をさす。

齊の（五）棠公の妻は、東郭偃の姉なり。東郭偃、（六）崔武子に臣たり。棠公死す。偃、武子に御して以てこれを弔ふ。（武子）棠姜を見て之を美とし、偃をして之を取らしめんとす。偃曰く、（七）「男女は姓を辨つ。今、（八）君は丁より出で、臣は桓より出づ。（同姓ナリ）不可なり」と。武子、之を筮す。困䷮の大過䷛に之くに遇ふ。史、皆、曰く、「吉なり」と。陳文子に示す。文子曰く、「（九）夫、風に從へり。風、妻を隕す。娶るべからざるなり。且つ（一〇）其繇に曰く「石に困み（一一）蒺梨に據る。其宮に入りて其妻を見ず。凶なり」と。石に困むとは往きて濟られざるなり。蒺梨に據るとは恃む所にして傷つくなり。其宮に入りて其妻を見ず、凶なりとは、歸する所なきなり」と。崔子曰く、「（一二）嫠なり。何ぞ害あらん。（一三）先夫之に當れり」と。遂に之を取る。莊公これに通じ、驟〻崔氏に如く。崔子の冠を以て人に賜ふ。侍者曰く、「不可なり。」公曰く、「崔子たらずとも其れ冠なからんや」と。崔子（一四）是に因れり。又、（一五）其間を以て晉を伐つや、曰く、「（一六）晉必ず將に報いんとす」と。公を弑し

【五】棠公は齊の棠邑の大夫。
【六】崔武子は崔杼。
【七】婚姻は必ず男女の姓異なるべきを云ふ。
【八】崔氏は丁公の裔、東郭氏は桓公の裔。
【九】坎は中男なり、變じて巽と爲る、故に夫と曰ふ、巽の風が兌の妻を落すは、夫妻相傷ふの象あり。故に娶る可からず。
【一〇】其繇とは困卦六三の爻辭をいふ。
【一一】蒺梨は、ひし。刺あり。
【一二】嫠は寡婦。
【一三】先夫は棠公をさす。
【一四】是に因りて公を怒るなり。
【一五】晉の難ある時を利用して之を伐つ也。
【一六】此れ崔子、人をおどすの言なり。

將に死せんとす。然らずんば將に亡びんとす。貴くして懼を知り、懼れて降らんことを思へば、乃ち(五八)其階を得ん。人に下らんのみ。又何ぞ問はん。且夫れ既に登りて降階を求むる者は、知人なり。(五九)程鄭に在らず。其れ(六〇)亡釁あらんか。然らずんば、其れ惑疾あり、將に死せんとして憂ふるなり』と。

【經】二十有五年春、齊の崔杼、師を帥ゐて我が北鄙を伐つ。夏五月乙亥、齊の崔杼、其君光を弑す。公、晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に夷儀に會す。六月壬子、鄭の公孫舍之、師を帥ゐて陳に入る。秋八月己巳、諸侯、重丘に同盟す。公、會より至る。衞侯、夷儀に入る。楚の屈建、師を帥ゐて舒鳩を滅す。冬、鄭の公孫夏、師を帥ゐて陳を伐つ。十有二月、呉子遏、楚を伐ち巢を門む。卒す。

【傳】二十五年(周ノ靈王二十四年)春、齊の崔杼、師を帥ゐて我が北鄙を伐つは、以て(一)孝伯の師に報ゆるなり。公、之を患へ、晉に告げしむ。(二)孟公綽曰く、『崔子、將に(三)大志あらんとす。我を病ましむるに在らず。必ず速に歸らん。何ぞこれを患へん。其來るや(四)寇せず、民を使ふこと嚴ならず。他日に異なり』と。(果シテ)齊の師、徒に歸る。

【五八】其階は道の端。
【五九】是れ知人の行ふ所にして、程鄭の能くする所に非ざるなり。
【六〇】亡釁は亡ぶるきざし也。
【一】前年、魯、仲孫羯をして齊を伐たしめたり。
【二】孟公綽は魯の大夫。
【三】大志とは君を弑せんと欲するをいふ。
【四】寇せずとは、寇害を加へざるなり。

吳人、楚の(四七)舟師の役の爲めの故に、舒鳩の人を召す。舒鳩の人、楚に叛く。楚子、(四八)荒浦に師し、(四九)沈尹壽と師祁犂とをして之を讓めしむ。舒鳩子、敬んで二子を逆へて、之れなしと告げ、且つ盟を受けんと請ふ。二子復命す。王、之を伐たんと欲す。(五〇)薳子曰く、『不可なり。彼「叛かじ」と告げ、且つ盟を受けんと請ふ。而るを又之を伐たば、罪なきを伐つなり。姑く歸りて民を息めて、以て其卒を待たん。卒にして貳あらずば、吾、又何をか求めん。若し猶ほ我に叛かば、(五一)辭なくして庸あらん』と。乃ち還る。

陳人、復た慶氏の黨を討ず。鍼宜咎、出でゝ楚に奔る。

齊人、(五二)郟に城づく。穆叔、周に如きて聘し、且つ城づきしを賀す。王、其の禮あるを嘉し、之に(五三)大路を賜ふ。

晉侯、程鄭を嬖し、(五四)下軍に佐たらしむ。鄭の行人公孫揮、晉に如きて聘す。程鄭これに問うて曰く、『敢て問ふ、(五五)階を降るは何にか由らん』と。(五六)子羽、對ふること能はず。歸りて以て(五七)然明に語る。然明曰く、『是れ

【四七】舟師の役は此年の夏に在り。
【四八】荒浦は舒鳩の地。
【四九】沈尹壽師祁犂は皆楚の大夫。
【五〇】薳子は令尹薳子馮。
【五一】彼に辭なく我に功あり。
【五二】郟は洛邑なり、齊人、晉に叛き、媚を天子に求めんと欲し、王城を築く。
【五三】大路は天子賜ふ所の車の總名。
【五四】程鄭をして欒盈に代らしめしなり。
【五五】程鄭は既に卿の位を得、自ら驕れり、故に意を降して人に降下する道は如何にせば可ならんと問ひしなり、愚なる問なり。
【五六】子羽は公孫揮。
【五七】然明は鬷蔑。

を戒めて曰く、『大國の人には、(三七)與るべからざるなり』と。(射犬)對へて曰く、『(三八)衆寡あること無く、其上は一なり』と。大叔曰く、『然らず。(三九)部婁には松柏なし』と。(四〇)二子、幄に在り、射犬を外に坐せしめ、既に食して後に之に食はせ、(四一)廣車を御して行かしめ、己は皆(四二)乘車に乘る。(四三)將に楚の師に及ばんとす。而して後に之に從つて乘り、皆(四四)踞轉して琴を鼓く。(楚師)近づく。(射犬)告げずして之に馳す。(二人)皆、冑を嚢より取りて冑る。壘に入りて皆下り、人を搏ちて以て投げ、禽を收め囚を挾む。(射犬、二人ヲ)待たずして出づ。(二人)皆超乘し、弓を抽きて(敵ヲ)射る。既にして免れ、復た踞轉して琴を鼓く。曰く、『(四五)公孫、同乘は兄弟なり。胡ぞ再び謀らざる』と。對へて曰く、『曩には入るに志すのみ。(故ニ告グルヲ忘ル)今は則ち怯なり。(故ニ待タズシテ出ヅ)』と。皆笑うて曰く、『公孫の(四六)亟なることよ』と。楚子、棘澤より還り、薳啓彊をして、師を帥ゐて陳無宇を送らしむ。

【三七】卑下せざる可からざるを云ふ。與は敵し當る也。
【三八】上の尊ぶべきは、國の大小衆寡によりて異なることなし。
【三九】小丘には大木なし。部婁は田の中の小高き岡。
【四〇】二子は張骼、輔躒。
【四一】廣車は兵車。
【四二】乘車は安車。
【四三】二人楚軍に近き頃射犬の乘れる車に乘るなり。
【四四】轉は衣裝なり。踞轉は、兩足を衣裝の上になげだして琴を鼓する也。
【四五】公孫よ、同じく車に乘る者は、兄弟同様なり。何故に再度相談も無くして驅け出せしや。
【四六】亟は事に趨るに急疾なる意。此れ其器宇褊小にして事に臨みて寛假せざるを以て、之に戲るゝ也。

孟孝伯、齊を侵すは、（二四）晉の故なり。

夏、楚子、舟師を爲して、以て吳を伐つ。（二五）軍政を爲さず。功なくして還る。

齊侯、既に晉を伐ちて懼れ、將に楚子を見んと欲す。楚子、薳啓彊をして、齊に如きて聘し、且つ（二六）期を請はしむ。齊人（二七）社し、（二八）軍實を蒐め、客をして之を觀しむ。陳文子曰く、「齊、將に寇あらんとす。吾之を聞く、『（二九）兵戢めざれば、必ず其族を取る』」と。秋、齊侯、將に晉の師あらんとすと聞き、（三〇）陳無宇をして、薳啓彊に從ひて、楚に如きて（三一）辭し、且つ師を乞はしむ。崔杼、師を帥ゐて之を送り、遂に莒を伐ちて（三二）介根を侵す。

夷儀に會するは、將に以て齊を伐たんとするなり。水ありて克はず。

冬、楚子、鄭を伐ちて以て齊を救ひ、東門を門め、棘澤に次る。諸侯還りて鄭を救ふ。晉侯、張骼・輔躒をして（三三）楚の師を致さしめんとす。御を鄭に求む。鄭人、卜するに、（三四）宛射犬吉なり。（三五）子大叔（三六）之

【二四】前年、齊、晉を伐てり、魯、晉の爲めに報侵するなり。
【二五】軍政は軍中の法則。
【二六】期は會期。
【二七】社とは社を祭るなり。
【二八】軍器を陳列して薳啓彊に見せしなり。
【二九】兵器は之を藏め置かざれば、却て自ら害を取る。
【三〇】陳無宇は陳文子。
【三一】辭は、楚に朝する能はざりしことをいひわけするなり。
【三二】介根は莒邑。
【三三】楚の軍勢を引き出して戰をしかくる也。
【三四】宛射犬は鄭の公孫。
【三五】子大叔は游吉。
【三六】之とは射犬をさす。

壞れん。何すれぞ(二五)沒沒たる、將に焉くにか賄を用ゐんとする。夫れ(二六)令名は德の輿なり。德は國家の基なり。基あれば壞るゝこと無し。亦是を務むること無からんや。德あれば則ち樂しむ。樂しめば則ち能く久し。(二七)詩に曰く、「樂只の君子は、邦家の基」とは令德あればなるかな。(詩大雅二)(二八)「上帝女に臨み、爾の心に貳あること無し」とは、令名あればなるかな。(二九)恕思して以て德を明かにせば、則ち令名、載せて之を行る。是を以て遠きものは至り、邇きものは安んず。毋寧、人をして、子を「子、實に我を生ず」と謂はしめよ。而るを「子、我に(三〇)浚りて以て生ず」と謂はしめんや。「象は齒ありて以て其身を焚す」といふは、賄あればなり』と。宣子說び、乃ち幣を輕くせり。是行や、鄭伯、晉に朝するは、重幣の爲めの故なり。且つ陳を伐たんと請ふなり。鄭伯稽首す。宣子辭す。子西相けて曰く、『陳國の(三一)大國に(三二)介恃して、敝邑を陵虐するを以て、寡君、是を以て(三三)罪を請はんと請ふ。敢て稽首せざらんや』と。

【二五】沒沒は利を貪りて悟らざる也。
【二六】德は令名を須ちて以て遠く聞ゆる也。
【二七】詩は小雅南山有臺の篇。只は助辭、其心樂易なる君子は能く邦家の基礎となる。樂しきは、德に安んじて心廣きが故なり。
【二八】天神、武王を擁護して、天下の人民、武王の心に離叛するもの無し。
【二九】己の欲せざる所を人に施さゞる心を以て、明德の根柢と爲すときは、令名、自然に遠きに聞ゆ。
【三〇】浚は財物を浚へ取る也。
【三一】大國は楚國なり。
【三二】介恃はよりたのむ。
【三三】陳に向つて、何の罪ありて鄭を陵虐したるやと詰問せんことを晉に請ふ也。

(七)唐・杜氏たり、晉、(八)夏の盟を主ど（至ルニ）りて、(九)范氏と爲れり。其れ是を謂ふか」と。穆叔曰く、「豹が聞く所を以てせば、此をこれ(一〇)世祿と謂ふ。朽ちざるには非ざるなり。魯に先大夫あり、臧文仲と曰ふ。既に沒すれども、其言、(一一)世に立てり。其れ是れを謂ふか。豹、之を聞く「大上は德を立つるあり。其次は功を立つるあり。其次は言を立つるあり。久しと雖も廢れざるは、此をこれ不朽と謂ふ」と。若し夫れ姓を保ち氏を受けて、以て(一二)宗祊を守り、世〻祀を絕たざるは、國として之なきは無し。祿の大なる者なり。不朽と謂ふ可からず」と。

范宣子、政を爲し、諸侯の幣重し。鄭人、之を病ふ。二月、鄭伯、晉に如く。子產、書を子西に寓せて、以て宣子に告げて曰く、「子、晉國を爲むるに、四鄰の諸侯、令德を聞かずして、幣を重くするを聞く。(一三)僑や之に惑ふ。僑聞く、「君子の・國家に長たる者は、賄なきを患ふるに非ずして、令名無きを難しとす」と。夫れ諸侯の賄、公室に聚まらば、則ち諸侯貳れん。若し吾子之に(一四)賴らば、則ち晉國貳れん。諸侯貳れば則ち晉國壞れん。晉國貳れば則ち子の家

【七】唐杜は二國の名。
【八】諸夏の盟主と爲る。覇者となる也。
【九】殷の末より、豕韋、唐に國せり。周の成王、唐を滅し、之を杜に遷し、杜伯と爲す。杜伯の子隰叔、晉に奔り、四世にして士會に至り、邑を范に食して范氏と爲れり。
【一〇】世祿は、子孫の永く續きたる幸福をいふ。
【一一】廢絕せざるを謂ふ。
【一二】宗祊は先祖の廟。祊は廟門。
【一三】僑は子產の名。
【一四】賴るは恃み用ゐる也。

とす。鼠に非ずして何如』と。(二五七)乃ち田を與へず。仲尼曰く、『知の難きや、臧武仲の知ありて、魯國に容れられざりしは、抑〻由あるなり。(二五八)作すこと順ならずして (二五九)施すこと恕ならざればなり。(二六〇)夏書に曰く、「茲を思ふこと茲に在り」とは、事に順にして施すことを恕にするなり』と。

【經】二十有四年春、叔孫豹、晉に如く。仲孫羯、師を帥ゐて齊を侵す。夏、楚、吳を伐つ。秋七月甲子朔、日、之を食するあり。(一)既く。齊の崔杼、師を帥ゐて莒を伐つ。大水あり。八月癸巳朔、日、之を食するあり。公、晉侯・宋公・衞公・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に、夷儀に會す。冬、楚子・蔡侯・陳侯・許男、鄭を伐つ。公、會より至る。陳の鍼宜咎、出で、楚に奔る。叔孫豹、京師に如く。大に饑う。

【傳】二十四年(周ノ靈王二十三年)春、穆叔、晉に如く。(二)范宣子、之を逆ふ。問うて曰く、『古人言へることあり、「死して朽ちず」とは、何の謂ぞや。』穆叔未だ對へず。宣子曰く、『昔、匄の祖や、(三)虞より以上は(四)陶唐氏たり、夏に在りては(五)御龍氏たり、商に在りては(六)豕韋氏たり、周に在りては

【二五七】臧孫、莊公を賀せざる故に、公、與へんとせし地を取り消したるなり。臧孫、齊侯の將に敗れんとするを知り、其邑を受くるを欲せず、故に以て鼠に比し、怒りて止まらしめし也。

【二五八】長を廢して少を立てしをいふ。

【二五九】廢せられし者の心を思ひやらざりしをいふ。

【二六〇】夏書は逸書。此事を考ふることは此心に在る也。

【一】既は皆既蝕なり。

【二】范宣子は士匄。

【三】虞は舜。

【四】陶唐は堯の治めたる地。

【五】御龍氏劉累の事昭公二十九年に在り。

【六】豕韋は國名。

戰はんとし、(一四三)壽舒に期す。(一四四)杞殖・華還、甲を載せて、夜、且于の(一四五)隧に入り、莒の郊に宿る。明日、先づ莒子に(一四六)蒲侯氏に遇ふ。莒子、重く之に賂ひて、(一四七)死するなからしめんとして曰く、『請ふ盟ふあれ。』(一四八)華周對へて曰く、『貨を貪りて(一四九)命を棄つるは、亦君の惡む所ならん。昏にして命を受け、日未だ中せずして之を棄てば、何を以てか君に事へん』と。(一五〇)莒子親ら之に鼓うち、從つて之を伐ちて、(一五一)杞梁を獲たり。莒人、成ぎを行ふ。齊侯歸り、杞梁の妻に郊に遇ひ、之を弔はしむ。(杞梁ノ妻)辭して曰く、『殖にして罪あらば、(一五二)何ぞ命を辱うせん。若し罪より免れなば、猶ほ(一五三)先人の敝廬の在るあり。下妾、(一五四)郊弔に與ることを得ず』と。齊侯、歸りて諸を其室に弔す。

齊侯、將に臧紇に田を(一五五)爲へんとす。臧孫、之を聞き、齊侯に見ゆ。(齊侯)之と、晉を伐ちしを言ふ。對へて曰く、『(一五六)多きことは則ち多し。抑ゝ君は鼠に似たり。夫れ鼠は晝伏して夜動き、寢廟に穴たざるは、人を畏るゝが故なり。今、君、晉の亂を聞きて而る後(兵ヲ)作せるも、寧くば將に之に事へん

【一四三】壽舒は莒の地。
【一四四】杞殖華還は齊の二大夫。
【一四五】隧は狹路。
【一四六】蒲侯氏は莒に近き邑。
【一四七】杞殖華還に死戰することなからしめんと欲するなり。
【一四八】華周は華還。
【一四九】命は君命。
【一五〇】莒君怒り自ら出でゝ戰ひしなり。
【一五一】杞梁は杞殖。
【一五二】公の命を受くるに及ばじとなり。
【一五三】先人は杞梁をさす。
【一五四】郊弔は途中にての弔問。
【一五五】爲は與ふる意。
【一五六】齊君、晉を伐ち其功に矜りければ、臧孫、功は多くとも鼠の如き功なり、と貶せしなり。

（二三一）我に盟はんか。』臧孫曰く、『（二三二）辭なからん』と。（果シテ魯）將に臧氏に盟はんとして、季孫、（二三三）外史の（二三四）惡臣を掌るものを召して、（二三五）盟首を問ふ。對へて曰く、『（二三六）東門氏に盟ふや、「東門遂が公命を聽かずして（二三七）適を殺して（二三八）庶を立てしが如くなること或ること毋かれ」といひ、叔孫氏に盟ふや、「（二三九）叔孫僑如が國常を廢し、公室を蕩覆せんと欲せしが如きことあること毋かれ」といふ』と。季孫曰く、『臧孫の罪、皆此に及ばず。』（二四〇）孟椒曰く、『盍ぞ其の門を犯し關を斬りし（罪ノ）を以てせざる』と。季孫之を用ゐ、乃ち臧氏に盟ひて曰く、『臧孫紇が國の紀を干し門を犯し關を斬りしが如くなることあること無かれ』と。臧孫、之を聞きて曰く、『國に人あり。誰ぞや。其れ孟椒か』と。

晉人、欒盈に曲沃に克ち、盡く欒氏の族黨を殺す。欒魴出でて宋に奔る。書して、『晉人、欒盈を殺す』と曰ひて、大夫と言はざるは、（二四一）外よりするを言ふなり。

齊侯、晉より還りて（國ニ）入らず。遂に莒を襲ひ（二四二）且于を門め、股に傷つきて退く。明日、將に復た

【二三一】魯、紇が罪惡を陳べて諸大夫に盟ひ、戒となすを云ふ。
【二三二】罪の盟ふ可き辭無からん。
【二三三】外史は書記。
【二三四】惡臣は出奔者。
【二三五】盟首は盟辭。
【二三六】東門氏の事は宣公十八年に在り。
【二三七】適は嫡子。
【二三八】庶は庶子。
【二三九】叔孫僑如、成公と季孫孟孫とを晉に譖せしなり。
【二四〇】孟椒は孟獻子の孫の子服
【二四一】欒盈を大夫と書せざるは其外より君を犯して入りしがゆゑなり。
【二四二】且于は莒の邑。

斬りて、以て出で、邾に奔る。初め、臧宣叔、(二六)鑄に娶りしに、(其の妻)賈と爲とを生みて死せり。(二七)室を繼ぐに其の(二八)姪を以てす。(二九)穆姜の(三〇)姨の子なり。紇を生む。公宮に長ず、姜氏、之を愛せり。故に之を立てしなり。臧賈・臧爲、出で、鑄に在り。(三一)臧武仲、邾より臧賈に告げ、且つ(三二)大蔡を致さしめて曰く、『紇、不佞にして(三三)宗祧を守ることを失へり。敢て(三四)不弔を告ぐ。紇の罪、祀られずといふまでには及ばざらん。(三五)子、大蔡を以て納請せば、其れ可ならん』と。賈曰く、『是れ家の禍なり。子の過には非ざるなり。賈、命を聞けり』と。再拜して龜を受け、爲をして以て納請せしめしに、遂に(三六)自ら爲にせり。臧孫、(三七)防に如き、來り告げしめて曰く、『紇、能く害せんとせしに非ざるなり。(三八)知足らざればなり。敢て私に請ふのみに非ず。苟も先祀を守り、(三九)二勳を廢すること無くば、敢て邑を辟けざらんや』と。乃ち臧爲を立つ。臧紇、防を致して齊に奔る。(四〇)其人曰く、『其れ

【二六】鑄は國名。
【二七】室を繼ぐは後妻なり。
【二八】姪は兄弟の子なる女子。
【二九】穆姜は魯の成公の母。
【三〇】姨の子は母方のをばの子。
【三一】臧武仲は紇。
【三二】大蔡は吉凶を占ふ時に用ふる大龜。
【三三】遠祖の廟を祧と爲す。
【三四】不弔は天の爲めに弔恤せられざるをいふ。
【三五】先人の爲めに後を立つるを請へとなり。
【三六】賈、其弟爲をして請はしめしに、爲、自身の爲めに請を爲せるなり。
【三七】防は臧孫の邑。
【三八】甲兵をして己に從はしめしは、但事を慮ること淺かりしのみ。
【三九】二勳は文仲宣叔の二人の功。
【四〇】其人は、從者也。

ち季氏、信に臧氏よりも力あらん』と。(一〇四)應へず。己卯、孟孫、卒す。公鉏、羯を奉じて(一〇五)戸側に立つ。季孫至り、入りて哭して出づ。曰く、『秩焉くにか在る。』公鉏曰く、『羯此に在り。』季孫曰く、『孺子長ぜり。』公鉏曰く、『何の長かこれあらん。唯だ其れ才なり。且つ(一〇六)夫子の命なり』と。遂に羯を立つ。秩、邾に奔る。臧孫入りて哭す。甚だ哀しみ涕多し。出づ。其御曰く、『(一〇七)孟孫は子を惡みしに、而も哀しむこと是の如し。季孫若し死せば、其れ之を若何にせん。』臧孫曰く、『季孫の我を愛するは(一〇八)疾疢なり。孟孫の我を惡みしは藥石なり。美疢は惡石に如かず。夫の石は猶ほ我を生かす。疢の美なるは其毒滋〻多し。孟孫死せり。吾が亡びんこと日なけん』と。孟氏、門を閉ち、季孫に告げて曰く、『(一〇九)臧氏、將に亂を爲さんとし、我をして葬らしめず』と。季孫信ぜず。臧孫、之を聞きて戒む。冬十一月、孟氏、將に(一一〇)辟せんとし、(一一一)除を臧氏に藉る。臧孫、(一一二)正夫をして之を助けしむ。東門に除するに、(一一三)甲を己に從へて之を視る。孟氏、又、季孫に告ぐ。季孫怒り、命じて臧氏を攻めしむ。乙亥、臧紇、(一一四)鹿門の(一一五)關を

【一〇四】季子應へざるは、承諾せざるなり。
【一〇五】戸側に立つとは、喪主たるなり。
【一〇六】夫子は孟莊子。
【一〇七】中惡しき孟孫の喪に是の如く悲しまば、若し季孫死せば、如何なる悲哀に陷るべきかとなり。
【一〇八】疾疢は、やまひ。
【一〇九】孟氏、豐點の謀により、公鉏の爲に臧孫を陷るる也。
【一一〇】辟は葬道を開く也。
【一一一】除は道普請の工夫。
【一一二】正夫は、人足頭。
【一一三】甲は甲士。臧孫、孟氏を畏れ、甲兵を從へて之を監視する也。
【一一四】鹿門は魯の南城の東門。
【一一五】關は門のくわんぬき。

孫、(九二)色を失ふ。季氏、公鉏を以て(九三)馬正と爲す。慍りて出でず。閔子馬、之を見て曰く、「子、然すること無かれ。禍福は門なし。唯だ人の召く所のまゝなり。人の子たる者は孝ならざるを患へよ(九四)所なきを患へざれ。父命を(九五)敬共せよ。何の常かこれあらん。若し能く孝敬ならば、富、季氏に倍せんも(九六)可なり。(九七)姦回不軌ならば、禍、下民に倍せんも可なり」と。公鉏、之を然りとし、朝夕に敬共し、恪みて(九八)官次に居る。(九九)季孫喜び、「己に酒を飲ましめよ」とて、其を以て往き、盡く之を舍けり。故に公鉏氏富めり。又(一〇〇)出でゝ公の左宰と爲りぬ。孟孫は臧孫を惡み、季孫は之を愛せり。孟氏の御騶豐點、(一〇一)羯を好す。曰く、「余が言に從はゞ必ず孟孫(後ノ)と爲らん」と。再三云へり。羯、之に從ふ。孟莊子疾む。豐點、公鉏に謂へらく、「苟も羯を立てば、請ふ(與ニ)(一〇二)臧氏を讎とせん」と。公鉏、季孫に謂ひて曰く、「孺子秩は(一〇三)固より其所なり。若し羯立たば、則

【九二】季孫、公鉏の從はざらんことを恐れて色を失ふ。

【九三】馬正は家司馬。

【九四】所は居る所の位地。

【九五】敬共は敬恭。

【九六】可なりとは、亦其所なりと曰ふが如し。

【九七】姦回はよこしま。

【九八】官次は官舍。

【九九】季孫、公鉏に向ひ、我に酒を飲ませよとて、器具一切を持ち行き、飲みて後、其器具を與へて歸りしなり。

【一〇〇】季氏の家を出で、公に仕ふ。

【一〇一】羯は孟莊子の庶子、孺子秩の弟即ち孝伯なり。

【一〇二】公鉏、內心、臧氏を怨めり。

【一〇三】固より嗣子として立つべき者なり。之を立つるとも、以て功と爲すに足らず。羯は立つべきにあらざるを、季氏之を立てば、信に功あり。羯必ず其恩に感ぜん。力は功なり。

（七六）武軍を（七七）熒庭に張り、郫邵を戍り、（晉ノ戸チ）（七八）少水に封じて、以て平陰の役に報いて、乃ち還る。

（七九）趙勝、東陽の師を帥ゐて以て之を追ひ、（八〇）晏氂を獲たり。

八月、叔孫豹、師を帥ゐて（八一）晉を救ひ、雍楡に次る。禮なり。

季武子、適子なし。（八二）公彌、長ぜり。而れども（八三）悼子を愛して、之を立てんと欲す。（八四）申豐に訪うて曰く、『彌と紇とは、吾皆之を愛す。才を擇びて之を立てんと欲す』と。申豐趨り退く。歸りて（八五）室を盡して將に行らんとす。（武子）他日又訪ふ。對へて曰く、『其れ然らば、將に敝車を具へて行らんとす』と。乃ち止む。臧紇に問ふ。紇曰く、『我に酒を飲ませよ。吾、子の爲めに之を立てん』と。季氏、大夫に酒を飲ましめ、臧紇を（八六）客と爲す。既にして（酒チ）獻ず。臧孫、命じて（八七）北面に席を重ね、樽を新にして之を絜くせしめ、悼子を召し、（臧孫）降りて（八八）之を逆ふ。（八九）大夫皆起つ。（九〇）旅に及びて、公鉏を召し、（九一）之と齒せしむ。季

【七六】武軍を張るとは、壘壁を築きて晉の都に迫る也。
【七七】熒庭は晉の地。
【七八】少水の地に敵の屍を積み上げて京觀を爲り、以て武功に誇る也。
【七九】趙勝は趙旃の子
【八〇】晏氂は齊の大夫。
【八一】盟主を救ふなり。
【八二】公彌は公鉏。
【八三】悼子は紇。
【八四】申豐は季氏の屬大夫。
【八五】家財を殘らず携へて逃げんとする也。
【八六】客は上賓なり。
【八七】卿の禮を以てこれを待つなり。
【八八】之とは、悼子をさす。
【八九】大夫皆起ちて禮する也。
【九〇】旅は獻酬の式終りて衆人共に飲む也。
【九一】公鉏を呼びて堂下に來りて衆主人と並ばしむ。庶子の禮に從ふ也。

邢公に御たり、盧蒲癸、右たり。(六五)啓は、牢成、襄罷師に御たり、狼蘧疏、右たり。(六六)胠は、商子車、侯朝に御たり、桓跳、右たり。(六七)大殿は、商子游、夏之御寇に御たり、崔如、右たり、燭庸之越、(六八)駟乘たり。衞より、將に遂に晉を伐たんとす。晏平仲曰く、『君、勇力を恃みて以て盟主を伐つ。若し濟らずんば國の福なり。不德にして功あらば、憂必ず君に及ばん』と。崔杼も諫めて曰く、『不可なり。臣之を聞く、『小國、大國の敗を間ひてこれを毀たば、必ず其咎を受けん』と。君其れ之を圖れ』と。聽かれず。(六九)陳文子、(七〇)崔武子を見て曰く、『將に君を如何にせんとかする。』武子曰く、『吾、君に言ひしに、君聽かざるなり。(晉)以て盟主と爲して而も其難を利す。(七一)群臣若し急あらば、君に於て何かあらん。子姑く之を止めよ』と。文子退き、其人に告げて曰く、『崔子は其れ將に死なんか。君を甚だしと謂ひて、而も又(七二)之に過ぎたり。其死を得じ。(七三)君に過ぐるに義を以てしても、猶ほ自ら抑ふるなり。況や惡を以てするをや』と。齊侯、遂に晉を伐ち、朝歌を取る。二隊を爲り、(七四)孟門に入り、(七五)大行に登り、

【六五】左翼を啓と曰ふ。
【六六】右翼を胠と曰ふ。
【六七】大殿は後軍。
【六八】駟乘は四人共に殿車に乘る也。
【六九】陳文子は陳完の孫須無。
【七〇】崔武子は崔杼。
【七一】群臣若し齊國に危急のことあらば、君を顧みること能はず、之を弑して晉に說かんとせん。
【七二】君を弑するは、盟主に背くよりも甚だし。
【七三】君よりも賢なる者ありても、善なれば君を稱し、過てば己之を負ふ、否れば義なりとも亦罪なり、況や惡を以て君より過ぐるをやと也。
【七四】孟門は晉の隘道。
【七五】大行は山の名。

かざる所のものあらば、日の如きこと有らん』と。乃ち（五〇）豹を出して之を閉づ。督戎、之を從ふ。（豹）（五一）隱を踰えて之を待つ。督戎踰えて入る。豹、後より擊ちて之を殺す。范氏の徒、（五二）臺後に在り。欒氏、公門に乘る。宣子、鞅に謂ひて曰く、『矢、（五三）君の屋に及ばゞ、（五四）之に死ね』と。（五五）鞅、劍を用ゐて以て卒を帥ゐる。欒氏退く。（五六）車を攝して之を從ふ。（五七）欒樂に遇ふ。曰く、『樂、之を勉めよ。（五八）死すとも將に女を天に訟へんとす』と。欒、之を射る。中らず。（五九）又注けんとす。則ち（六〇）槐本に乘りて覆る。或るひと戟を以て之に鉤け、肘を斷ちて死す。欒魴傷つく。欒盈、曲沃に奔る。晉人、之を圍む。

秋、齊侯、衛を伐つ。（六一）先驅は、穀榮、王孫揮に御たり、召揚、右たり。（六二）申驅は、成秩、莒恆に御たり、申鮮虞の子傅摯、右たり、曹開、戎に御たり、晏父戎、（六三）右たり。（六四）貳廣は、上之登、

【四九】必ず丹書を消さんと誓ふなり。日の如しとは約を渝へざるを云ふ。
【五〇】督戎が門に迫り來るに及びて、豹を門外に出し、城門を閉づる也。
【五一】隱は卑き塀。
【五二】臺後は、公の宮殿の一なる臺のうしろ。
【五三】君は主君。
【五四】死を決して之を防げよ。
【五五】范鞅、短兵敵に接せしなり。
【五六】范鞅、劍を拔きて步戰せしが、敵欒氏退くや、乃ち戎車を整頓して、乘りて以て之を逐ふ。
【五七】欒樂は盈の族。
【五八】死すとも汝の罪をゆるさじとなり。
【五九】注は矢を弦につくるなり。
【六〇】槐本はゑんじゆの木の根の凸出せしところなり。車之に觸れて覆りしなり。
【六一】先驅は先鋒軍なり。
【六二】申驅は第二隊。
【六三】右は公の御右。
【六四】貳廣は公の副車。

の柄を執れり。將た何ぞ懼れん。欒氏が得る所は、其れ唯だ魏氏か。而れども、(三五)強取すべきなり。夫れ、亂に克つは權に在り。子、懈ること無かれ』と。公、(三六)姻の喪あり。王鮒、宣子をして(三七)縗冒絰を墨にし、(三八)二婦人のごとく、輦して以て公に如き、公を奉じて以て固宮に如かしむ。(三九)范鞅、魏舒を逆ふるに、則ち(魏舒)(四〇)列を成して既に乘り、將に欒氏を逆へんとせり。(范鞅)趨り進みて曰く、『欒氏、賊を帥ゐて以て入る。鞅の父と(四一)二三子と、君の所に在り。鞅をして吾子を逆へしむ。鞅、請ふ(四二)驂乘せん』と。(四三)帶を持ちて遂に(四四)超乘し、右に劍を撫し、左に帶を援り、命じて之を驅りて出でしむ。(四五)僕請ふ。鞅曰く、『公に之け』と。宣子、諸を階に逆へ、其手を執り、之に賂ふに曲沃を以てす。初め斐豹の(四六)隷たりしや、(四七)丹書に著さる。欒氏の(四八)力臣を督戎と曰ふ。國人之を懼る。斐豹、宣子に謂ひて曰く、『苟も丹書を焚かば、我は督戎を殺さん』と。宣子喜びて曰く、『而之を殺さば、(四九)君に請うて丹書を焚

【三五】強取は、威力を以て取る也。
【三六】姻は外親の總名。杞公の喪中を云ふ。
【三七】喪服と頭に冒る衣と絰の麻布とを墨染にする也。
【三八】宣子、女裝して公宮に入りしなり。
【三九】魏舒は魏獻子の名、宣子の子。范鞅、欒王鮒の說を用ゐ魏舒を強ひて迎へ取るなり。
【四〇】列は行列。
【四一】二三子は諸大夫。
【四二】驂乘は共に車に乘る也。
【四三】帶を持つとは、魏獻子の帶を持つ也。
【四四】超乘は、とび乘る。
【四五】僕御、何處に至るべきかを請ひ問ふなり。
【四六】隷は罪ありて沒して官奴となりしなり。
【四七】丹書は丹を以て其罪名をしるしたる也。
【四八】力臣は多力の臣。

欒孺子を得ば何如ん。』對へて曰く、『(一八)主を得て之が爲めに死すとも、猶は死せざるがごとけん』と。皆歎ず。泣く者あり。爵行る。又言ふ。皆曰く、『主を得ば、何ぞ貳すること之あらん』と。(一九)盈出で、偏く之を(二〇)拜す。四月、欒盈、曲沃の(二一)甲を帥ゐて、魏獻子に因り、晝を以て(二二)絳に入る。初め、欒盈、(二三)魏莊子に下軍に佐たり、獻子(二四)私せり。故に之に因れり。趙氏は(二五)原屏の難を以て欒氏を怨み、韓と趙とは方に睦じく、(二六)中行氏は秦を伐ちし役を以て欒氏を怨み、而して固より范氏と和親し、(二七)知悼子は少くして中行氏に聽き、程鄭は(二八)公に嬖せられたり。唯だ魏氏と(二九)七輿大夫とのみ(三〇)之に與せり。樂王鮒、范宣子に侍坐す。或るひと告げて曰く、『欒氏至れり』と。宣子懼る。(三一)桓子曰く、『君を奉じて(三二)固宮に走らば、必ず害なけん。且つ欒氏は怨多し。子は政を爲し、欒氏は外よりせり。子は位に在り、其利多し。既に(三三)利の權あり、又、(三四)民

【一八】盈のために死を惜まざるを云ふ。
【一九】欒盈、衆心の歸服するを見て遂に其席に出でしなり。
【二〇】拜するは衆の己を思ふを謝する也。
【二一】甲は武裝せる兵士。
【二二】絳は晉の國都。
【二三】魏莊子は魏絳、獻子の父。
【二四】私とは、父の副官たるを以て特に親愛せし也。
【二五】成公八年に在り、趙原趙屏等罪を得たり。
【二六】中行氏は十四年欒黶が荀偃の命に違ひしを怨む也。
【二七】知悼子は知罃の子荀盈、程鄭と共に中行氏と祖を同じくせり。
【二八】公は晉君。
【二九】七輿大夫は官名。
【三〇】之は欒盈をさす。
【三一】桓子は樂王鮒。
【三二】固宮は宮の名。
【三三】利の輕重を自由にするを得べきをいふ。
【三四】賞罰を民に行ふ地位にあるをいふ。

(六)版隊ちて人を殺せり。(七)役人相命じて、各〻其長を殺し、遂に慶虎・慶寅を殺す。楚人、公子黄を納る。君子謂へらく、『慶氏は不義なり。(八)肆うすべからざるなり。故に(九)書に曰く「維れ命、常に于いてせず」と。』

(一〇)晉、將に女を吳に嫁がせんとす。齊侯、(一一)析歸父をして之に媵せしめ、(一二)藩を以て欒盈と其士とを載せしめ、これを(一三)曲沃に納る。欒盈、夜、(一四)胥午を見て之に告ぐ。對へて曰く、『不可なり。天の廢する所、誰か能く之を興さん。子必ず(禍)免れじ。吾、死を愛むに非ざるなり。集らざるを知ればなり。』盈曰く、『然りと雖も、子に因りて死せば、吾、悔なけん。(一五)我は實に不天なり。子は咎なし』と。許諾す、(一六)之を伏せて曲沃の人に觴す。樂作る。午言ひて曰く、『今や(一七)

【六】城普請の最中に、板偶〻墜ちて、人に中りて死す。役夫、素より二慶に服せず。是に於て忿怨して相呼びて起る也。

【七】役人は役夫。

【八】不義の行を爲しゝ者は、長く富貴に居られず、忽ち滅亡すべきなり。肆は長きなり。

【九】周書康誥。命に常なく、義あれば則ち存し、義なければ則ち亡ぶるをいふ。

【一〇】晉と吳と同姓にして婚するなり。

【一一】析歸父をして媵を送らしむるなり。媵とは嫁する女に從ふ姪妾の類にして、嫁する女子と同姓の中よりえらばるるを例とし、齊女を晉の女の媵とするは異例也。

【一二】藩は車の障蔽あるもの。

【一三】曲沃は欒盈の邑たりし地なり。

【一四】胥午は曲沃を守る大夫なり。

【一五】事成らずして死せば、是れ我、實に天の祐くる所と爲らざるなり、子の咎に非ざるなり。

【一六】胥午遂に許諾して、盈を匿し、曲沃の衆に飲ましむるなり。

【一七】孺子は少年の稱。盈は少年の時より曲沃の人に知られたるを以て、猶、慣稱する所を稱するなり。

卷の十七

襄公　四

經 二十有三年春王の二月己酉朔、日之を食するあり。三月己巳、(一)杞伯匄卒す。夏、邾の(二)畀我來奔す。杞の孝公を葬る。陳、其大夫慶虎と慶寅とを殺す。陳侯の弟黄、楚より陳に歸る。晉の欒盈、復た晉に入り、曲沃に入る。秋、齊侯、衞を伐ち、遂に晉を伐つ。八月、叔孫豹、師を帥ゐて晉を救ひ、雍楡に次る。己卯、仲孫速卒す。冬十月乙亥、臧孫紇、出でゝ邾に奔る。晉人、欒盈を殺す。齊侯、莒を襲ふ。

傳 二十三年(周ノ靈王二十二年)春、杞の孝公卒す。晉の(三)悼夫人、之に喪す。平公、樂を徹せず。禮に非ざるなり。禮には、隣國の爲めにも(四)闕くなり。

陳侯、楚に如く。公子黄、(五)二慶を楚に愬ふ。楚人、之を召す。(二慶敢テ自ラ往カズ)慶樂をして往かしめしに、之れを殺しぬ。慶氏、陳を以て叛く。夏、屈建、陳侯に從ひて陳を圍む。陳人、城づきしに、

【一】杞の孝公卒し、弟文公姑容立つ。
【二】畀我は邾の大夫。
【三】悼夫人は、杞の孝公の妹。晉の平公の母。
【四】闕は樂を去る也。
【五】二慶は虎と寅となり。二十年、二慶、公子黄を譖りし故、楚に愬ふるなり。

復らしめ、(六六)游氏をして怨むること勿らしめて曰く、『(六七)惡を昭はすこと無かれ』と。

【六六】游氏は大叔の一族。
【六七】交ゝ怨めば父の惡益ゝ明なるなり。

たり。吾懼る。敢て見ずんばあらず。吾過たば、子姑く我に告げよ。何ぞ我を疾める。』(叔豫)對へて曰く、『吾、(子ガ罪ニ連坐シテ)免れざらんことを是れ懼る。何ぞ敢て子に告げん。』曰く、『何の故ぞ。』對へて曰く、『昔觀起、子南に寵あり。子南が罪を得しや、觀起は車裂せられぬ。(五五)何の故にか懼れざらん』と。(五六)自ら御して歸る。道に當ること能はず。八人の者に謂ひて曰く、『吾、申叔を見る。(五七)夫子は、所謂死を生かせて骨に肉つくるなり。我を知ること夫子の如きは則ち可なり。然らずんば請ふ(五八)止めん』と。八人の者を(五九)辭す。而して後に、王之に安んぜり。

十二月、鄭の(六〇)游販、將に晉に如かんとす。未だ竟を出でざるに、妻を逆ふる者に遭ひ、之を奪ひて以て邑に(六一)館る。丁巳、其夫、子明を攻めて之を殺し、其妻を以て行る。子展、(六二)子良を廢して(六三)大叔を立て、曰く、『國卿は君の(六四)貳なり、民の主なり。以て苟にすべからず。請ふ(六五)子明の類を舍めん』と。妻を亡ひし者を求めて、其所に

【五五】子南、寵臣ありし故に、君に忌まれたり。子馮、今寵臣にして兵馬を有するもの八人あり、君に忌まるゝこと明なり、其友たらば、申子自身も懼ろしく思ふなり。

【五六】子馮始めて悟り、瞿然としておそれ、自ら御してよろよろとして家に歸り、八人の者を辭せしなり。

【五七】夫子は申叔をさす。

【五八】交を息めん。

【五九】辭すとは辭して之を遣るなり。

【六〇】游販は公孫蠆の子、字は子明。

【六一】館は舍止する也。

【六二】子良は游販の子。

【六三】大叔は販の弟。

【六四】貳は副なり。

【六五】子明の類は、子明の如き不賢なる者。

の(四五)不能は爾が知る所なり。國、將に討せんとす。(四六)爾其れ居らんか。』對へて曰く、『父戮せられて子居らば、君焉ぞ之を用ゐん。(四七)命を洩らして(臣ノ)刑を重くせんことは、臣も亦爲さじ』と。王、遂に子南を朝に殺し、觀起を四竟に(四八)轘にす。子南の臣、弃疾に謂へらく、『請ふ(四九)子の尸を朝より徙せ』と。曰く、『(五〇)君臣は禮あり。唯だ二三子のまゝにせん』と。(五一)三日にして、弃疾、尸を請ふ。王之を許す。其徒曰く、『行らんか。』曰く、『吾、吾が父を殺すに與る。行るとも將に焉くにか入らんとする。』(徒)曰く、『然らば則ち王に臣たらんか。』(弃疾)曰く、『父を弃てゝ讎に事ふるは、吾、忍びざるなり』と。遂に縊れて死す。復た薳子馮をして令尹と爲らしめ、公子齮を司馬と爲し、(五二)屈建を莫敖と爲す。薳子に寵せらるゝ者八人あり。皆、祿なくして馬多し。他日朝して申叔豫と言ふに、(叔豫)應へずして退く。之に(五三)從へば、人中に入る。又(五四)之に從ひしに、遂に歸る。(薳子)朝より退りて、之を見て曰く、『子、三たび我を朝に困め

【四五】不能は不善。

【四六】爾は能く止まりて我に事ふるや否や。

【四七】命は君命。

【四八】轘は車裂の刑。

【四九】子の尸は子南の尸なり。子は君なり、之を肆ぶ也、朝に肆されたる屍を下げ戾さんとする也。

【五〇】君臣には禮あるを以て、吾は敢て禮を犯して父の尸を移さゞるなり。然れども唯だ諸大夫の爲す所のまゝにせん。而して實は命を待つに如かずとの意。

【五一】三日にして命無し、故に之を請ふ也。凡そ尸を肆すは三日を以て限りと爲す。

【五二】屈建は子木。

【五三】從は、あとをつけて行くなり。

【五四】叔孫、子馮の從ひ來るを顧みず、遂に自家に歸りしなり。

九月、鄭の（三二）公孫黑肱、疾あり。邑を公に歸し、室老宗人を召して（三三）段を立つ。而して官を黜け祭を薄くし、（三四）祭には（三五）特羊を以てし、（三六）殷には（三七）少牢を以てし、以て祀に（三八）共するに足るのみにして、盡く其餘邑を歸さしめて曰く、『吾之を聞く、「亂世に生れて、貴くして能く貧しければ、民求むること無し。以て（三九）後に亡ぶべし」と。（四〇）敬共して君と二三子とに事へよ。生は（四一）敬戒に在り。富に在らざるなり』と。己巳、伯張卒す。君子曰く、『善く戒めたり。（四二）詩に曰く、「爾の侯度を愼みて、用つて不虞を戒めよ」とは、鄭の子張其れ有り』と。

冬、沙隨に會するは、復た欒氏を錮するなり。欒盈、猶ほ齊に在り。晏子曰く、『禍將に作らんとす。齊、將に晉を伐たんとす。以て懼れざる可からず』と。

楚の觀起、令尹子南に寵あり。未だ祿を益さずして、（四三）馬數十乘あり。楚人、之を患ふ。王、將に討せんとす。子南の子弃疾、王の（四四）御士たり、王之を見る毎に必ず泣けり。弃疾曰く、『君三たび臣に泣けり。敢て問ふ、誰の罪ぞや。』王曰く、『令尹

【三二】公孫黑肱は、子張卽ち伯張。
【三三】段は子石、黑肱の子。
【三四】祭は四時の祀。
【三五】特羊は一匹の羊。
【三六】殷は盛なり。三年目の大祭。
【三七】少牢は羊と豕。
【三八】共は供なり。
【三九】容易に亡びずとの意。
【四〇】敬共は敬恭。
【四一】敬戒は儆戒。
【四二】詩は大雅抑の篇。爾の諸侯の守る所の法度を愼みて、以て不虞の禍を戒めよ。
【四三】子南、觀起を寵して富ましむるなり。
【四四】御士は左右に侍する士。

(二二)嘗酎に見え、(二三)燔を執るに與れり。二年を間て、君將に(二四)東夏を靖んぜんとすと聞き、四月に、又朝して以て事の(二五)期を聽けり。朝せざるの間も、歲として聘せざること無く、役として從はざること無し。大國の政令の常無く、國家罷病して、不虞荐りに至るを以て、日として惕れざること無し。豈に敢て職を忘れんや。大國、若し之を安定せば、(二六)其れ朝夕、庭に在らん。何ぞ命を辱うせんや。若し其患を恤へずして、以て(二七)口實のみを爲さば、其れ乃ち君命に堪任せずして、(楚ニ)蘗られて(晉ノ)仇讎と爲ること無からんや。敝邑是れ懼る。其れ敢て君命を忘れんや。諸を執事に委ぬ。執事實に(二八)重く之を圖れ』と。

秋、欒盈、楚より齊に適く。晏平仲、齊侯に言ひて曰く、『(二九)商任の會に、命を晉に受けたり。今、欒氏を納れば、將に安くにか之を用ゐんとする。小の大に事ふる所以は信なり。信を失へば立たず。君其れ之を圖れ』と。聽かれず。退きて陳文子に告げて曰く、『人に君としては信を執り、人に臣としては(三〇)共を執る。忠信篤敬は、上下之を同じくす。天の道なり。君の自ら弃つるや、(三一)久しきこと能はざらん』と。

【二二】嘗酎は、春造りの酒が成りて、始めて先祖の廟に備ふること。
【二三】燔を執るは、祭の後にて下げたる肉を頂戴する也。燔は燒きたる肉。
【二四】二十年澶淵の會を云ふ。
【二五】期は會期。
【二六】自ら將に往かんとす、來り召くを用ひずとの意。
【二七】但其言有るのみをいふ。
【二八】重くは深く也。
【二九】商任の會に、齊、欒氏を錮するの命を受けしなり。
【三〇】共は恭なり。
【三一】久しく君位を保つこと能はざらん。

く、「昔在晉の先君悼公の九年(魯ノ襄公八年)、我が寡君是に於て位に卽けり。位に卽きて八月にして、我が先大夫子駟、寡君に從ひて以て(八)執事に朝せしに、執事、寡君に禮あらざりき。寡君懼れぬ。是の行に因りてや、我が二年六月、楚に朝せり。晉、是を以て(九)戲の役ありき。楚人猶ほ競ひて、(一〇)禮を敝邑に申ねければ、敝邑、執事に從はんと欲すれども、而も大なる尤たらんことを懼れて曰く、「晉其れ我を(一一)有禮に(一二)不共なりと謂はん」と。是を以て敢て楚に攜貳せざりき。我が四年三月、先大夫子蟜、又寡君に從ひて以て(一三)釁を楚に觀き。晉、是に於て(一四)蕭魚の役あり。我が敝邑に謂へらく、「邇く晉國に在ること、諸を草木に譬ふれば吾が(一五)臭味なり。而るを何ぞ敢て(一六)差池する」と。楚も亦競はざりしかば、寡君、其の(一七)土實を盡し、これに重ぬるに(一八)宗器を以てし、以て(一九)齊盟を受け、遂に群臣を帥ゐて執事に隨ひて、以て歲終に會し、楚に貳ある者、子侯・(二〇)石盂をば、歸りて之を討じき。(二一)湨梁の明年に、子蟜老せり。公孫夏、寡君に從ひて以て君に朝し、

【八】執事は晉侯をいふ。直に晉の君を指して言はざる也。
【九】戲の役は九年の事。
【一〇】禮を敝邑に申ぬとは、楚の鄭を伐つを飾りて言ひしなり。
【一一】有禮とは晉をさす。
【一二】不共は不恭。
【一三】楚に朝せしことを飾りて言ふ也。
【一四】蕭魚の役は十二年の事。
【一五】臭味は同類。晉鄭同姓なり、故に臭味と云へり。
【一六】差池は齊一ならざる也。或は服し或は叛くをいふ。
【一七】土實は土地の產物。
【一八】宗器は貴重なる禮樂の器。
【一九】齊は肅なり。
【二〇】石盂は石㚟。
【二一】湨梁は十六年。

莊公、(八八)勇爵を爲す。殖綽・郭最、與らんことを欲せり。州綽曰く、『東閭の役に、臣が左驂迫り、門中に還り、其枚數を識れり。其れ以て此に與るべきか。』公曰く、『子は晉君の爲めなり。』對へて曰く、『臣は(八九)隷と爲ること(尙)新なり(故ニ未ダ勇チ效スチ得ザルナリ)。然れども(九〇)二子は、禽獸に譬ふれば、臣、其肉を食うて、其皮に寢處せるなり』と。

經　二十有二年春王の正月、公、會より至る。夏四月。秋七月辛酉、叔老卒す。冬、公、晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・薛伯・杞伯・小邾子に沙隨に會す。公、會より至る。楚、其大夫公子追舒を殺す。

傳　二十二年(周ノ靈王二十一年)春、臧武仲、晉に如く。雨ふりて(一)御叔に過る。御叔、其邑に在りて、將に酒を飮まんとせり。曰く、『焉ぞ(二)聖人を用ゐん。(三)我將に酒を飮まんとす。而るに己は雨ふりて行く。何ぞ聖を以て爲ん』と。穆叔之を聞きて曰く、『(四)使ふべからざるなり。而して使人に傲る。國の蠹なり』と。其賦を倍せしむ。

夏、晉人、(五)朝を鄭に徵す。鄭人、(六)少正(七)公孫僑をして對へしめて曰

【八八】勇爵は勇士に爵する位器。
【八九】隷は僕隷。
【九〇】州綽嘗て二子を射て之を得たるをいふ。
【一】御叔は魯の御邑の大夫。
【二】時人、臧武仲を聖人といひしなり。
【三】天の將に雨ふらんとするを知らずして泥路に困す。我が家に在りて酒を飮みて樂しむに若かず。謂はゆる聖人は用ふるに足らざるなり。
【四】使用するに任へず、且つ使人を敬せざるは、國の蠹なりとし、罰として賦を倍して出さしめしなり。
【五】鄭伯を晉に朝せしめんとするなり。
【六】少正は鄭の卿官。
【七】公孫僑は子產。

めて之に效ふは、其れ又焉より甚だし』と。(七六)司徒をして欒氏を掠むる者を禁じて、取る所を歸さしめ、(七七)候をしてこれを(七八)轘轅より出さしむ。

冬、曹の武公來朝するは(位ニ卽イテ三年)始めて見ゆるなり。

商任に會するは、欒氏を(七九)錮するなり。齊侯・衞侯・敬せず。叔向曰く、『二君は必ず免れじ。會朝は禮の經なり。(八〇)禮は政の輿なり。(八一)政は身の守なり。禮を怠れば政を失ふ。政を失へば立たず。是を以て亂るゝなり』と。

(八二)知起・中行喜・州綽・邢蒯、出でゝ齊に奔る。皆、欒氏の黨なり。樂王鮒、范宣子に謂ひて曰く、『盍ぞ州綽・邢蒯を反さゞる。勇士なり。』宣子曰く、『(八三)彼は欒氏の勇なり。余何をか獲ん。』王鮒曰く、『(八四)子、彼の欒氏と爲らば、乃ち亦子が勇たらん』と。

齊の莊公、朝す。殖綽・郭最を指して曰く、『是れ寡人の(八五)雄なり。』州綽曰く、『君以て雄と爲さば、誰か敢て雄とせざらん。然れども、臣、不敏にして、(八六)平陰の役に、二子に先だちて(八七)鳴けり』と。

【七六】司徒は人民を取扱ふ官。
【七七】候は都鄙の境の間を往來し取締る役人。
【七八】轘轅は關名。
【七九】錮は禁錮。其身を禁じて自由を得ざらしめ、諸侯も納るゝことを得ざらしむる也。
【八〇】政は禮を待つて行はる。
【八一】政存すれば身安し。
【八二】知起等四人は晉の大夫。
【八三】欒氏の爲めには勇者たりとも余の爲めに用ゐられざらん。
【八四】子之を遇すること欒氏の如くならば、亦子の用とならん。
【八五】雄は勇士の意。
【八六】平陰の役は十八年の事。
【八七】雄は鳥に因めり故に鳴けりといふ。

澤、實に龍蛇を生ず。彼は美なり。余懼らくは其の(六一)龍蛇を生じて以て女に禍し、女は(六二)敝族たらんことを。(六三)國に大寵多し。(六四)不仁の人之を間せば、亦難からずや。余何ぞ愛まん』と。往きて(六五)寢を視しむるに、叔虎を生めり。美にして勇力あり。欒懷子、之を嬖す。故に羊舌氏の族、難に及べり。

欒盈、周に過る。周の西鄙のもの之を掠む。(王ノ)(六六)行人に辭して曰く、『天子の陪臣盈、罪を(六七)王の守臣に得て、將に罪を逃れんとするに、(六八)罪、郊甸に重なりて、伏竄する所なし。敢て其死を布く。昔、陪臣(六九)書、能く力を王室に輸して、王、惠を施せり。其子黶、其父の勞を(七〇)保任すること能はざりき。(然レドモ)(七一)大君、若し書の力を弃てずんば、亡臣猶は逃るゝ所あらん。若し書の力を弃てて黶の罪を思はゞ、臣は(七二)戮餘なり。將に死に(七三)尉氏に歸せんとす。敢て還らじ。(七四)敢て四體を布く、唯だ大君焉を命ぜよ』と。王曰く、『(七五)尤

【六一】龍蛇は人を害す、故に族に禍する人に比する也。
【六二】敝は衰壞なり。
【六三】六卿の權を專にするをいふ。
【六四】不仁の人は即ち龍蛇なり。不仁の人が其間に立つ也。
【六五】寢を視しむとは、枕席を薦むる也。
【六六】行人は賓客を取扱ふ役人。
【六七】王の守臣とは、晉君をさす。
【六八】郊外を郊、郊外を甸と曰ふ。侵掠に遇へるをいふ。
【六九】欒書の功をのぶるなり。
【七〇】保任は保守負任　能く其力を繼ぎて墜さゞるを言ふ。
【七一】大君は天王。
【七二】戮餘は罪戮の餘。
【七三】尉氏は姦を討する官。
【七四】刑戮を待つをいふ。
【七五】蓋し欒黶は汰虐の人にして嘗て周の地を暴せしこと有らん。故に王曰く、既に黶の暴を尤めたるに、今、又、之に倣ひて、其子の財を掠むるは、更に之よりも甚しきなりと。

親を弃てざれば、其れ焉れあらん』と。是に於て（四九）祁奚老せるが、之を聞き、（五〇）馹に乗りて、宣子を見て曰く、『（五一）詩に曰く、「我を惠みて疆り無し。子孫之を保つ」と。（五二）書に曰く、「聖にして謩勳あるは、明徴定め保んず」と。夫れ謀りて過鮮く、惠み訓へて倦まざる者は、叔向あり。社稷の固めなり。猶ほ將に十世も之を宥して以て能者を勸めんとす。今、壹たびにして其身を免さず、以て社稷を弃つるは、亦惑ならずや。（五三）鯀（五四）殛せられしも禹興り、（五五）伊尹は（五六）大甲を放ちしも（大甲）之を相とし、卒に怨める色なし。（五七）管・蔡、戮せられしも、周公、王を右けたり。之を若何んぞ其れ　（五八）虎を以て社稷を弃てん。子、善を爲さば、誰か敢て勉めざらん。多く殺して何をか爲ん』と。宣子説び、之と與に乗りて、以て諸を公に言ひて之を免す。（五九）叔向を見ずして歸る。叔向も、亦、免されしことを告げずして朝す。初め、叔向の母、叔虎の母の美なるを妬みて　（六〇）使しめず。其子、皆、其母を諫む。其母曰く、『深山大

【四九】祁奚が公族大夫を去りて隱退せしは三年に在り。
【五〇】馹は驛馬。
【五一】周頌烈文の篇。文王武王百姓を惠むこと疆無し、故に子孫之に保賴す。
【五二】書は逸書。勳は訓の誤なるべし。先王聖哲にして深く謀りたる教訓あり、其功明證ありて國家を定め保んずべし。
【五三】鯀は禹の父。
【五四】殛は刑罰なり。
【五五】伊尹は湯王の臣。
【五六】大甲は湯王の孫。
【五七】管叔蔡叔罪せられしが其兄弟たる周公は王の重臣たりとなり。
【五八】虎は叔虎。
【五九】祁奚、叔向を見ず、叔向も亦免されし禮を告げずして朝せりとなり。
【六〇】叔向の父に見えしめざりしなり。

空靖・郤豫・董叔・郤師・申書・〔三七〕羊舌虎・叔熊を殺し、伯華・叔向・〔三八〕籍偃を囚ふ。人、叔向に謂ひて曰く、「子、罪に離れり。其れ不知なりとせんか。」叔向曰く、「〔三九〕其の死亡せんよりは若何ぞ。〔四〇〕詩に曰く、「優なる哉游なる哉、聊か以て歳を卒へん」とは知なり」と。〔四一〕樂王鮒、叔向を見て曰く、「吾、子の爲めに請はん」と。叔向應へず。〔四二〕出づ。拜せず。〔四三〕其人、皆、叔向を咎む。叔向曰く、〔四四〕「必ず祁大夫ならん」と。室老、之を聞きて曰く、「樂王鮒、君に言へば行はれざること無し。（鮒）吾子を赦さんことを求むるに、〔四五〕吾子許さず。〔四六〕祁大夫の能はざる所ならん。而るに必ず之に由らんと曰ふは何ぞや。」叔向曰く、「樂王鮒は君に從ふ者なり。何ぞ能く行はれん。祁大夫は外を擧ぐるに讎を弃てず、内を擧ぐるに親を失はず。其れ獨り我を遺さんや。〔四七〕詩に曰く、「覺たる德行あり、四國之に順ふ」と。夫子は覺たる者なり」と。晉侯、叔向の罪を樂王鮒に問ふ。對へて曰く、「（叔向）〔四八〕其

〔三七〕羊舌虎は叔向の弟叔虎。
〔三八〕籍偃は上軍の司馬。
〔三九〕囚はるゝは死亡にまさらん。
〔四〇〕詩は逸詩。君子、衰世に優游して害を避け壽を卒るを云ふ。
〔四一〕樂王鮒は、晉の大夫樂桓子。恩を市らんとする也。
〔四二〕樂子出づるに、叔向拜せざるなり。
〔四三〕其人は叔向の知人等。
〔四四〕祁大夫は祁奚なり。叔向必ず祁奚の力によりて赦されんとて樂王鮒を顧みざる也。
〔四五〕吾子許さずとは、應へず、又出づるときに拜せざりしを云ふ。
〔四六〕祁大夫は君を動かすこと能はざるべし。
〔四七〕詩は大雅抑の篇。德行直ければ天下之に順ふべきをいふなり。覺は直くして曲らざる也。
〔四八〕其弟羊舌虎と謀を同じくするならん。

(二二)欒桓子、范宣子に娶りて、(二三)懷子を生む。范鞅、(二四)其亡げたりしを以て欒氏を怨む。故に欒盈と與に公族大夫と爲りながら相能からず。桓子卒す。(二五)欒祁、其老州賓と通じて(二六)幾ど室を亡はんとす。懷子、之を患ふ。祁、(二七)其の討せられんことを懼れ、諸を宣子に愬へて曰く、『盈、將に亂を爲さんとし、范氏を以て、(二八)桓主を死せりとして政を專にすと爲して曰く、「吾が父、鞅を逐ひしに、怒らずして(二九)寵を以て之に報い、又、吾と(三〇)同官にして之を專にせしめ、吾が父死して益〻富み、吾が父を死せりとして國を專にす。(三一)死するあらんのみ。吾、之に從ふ蔑からん」と。其謀是の如し。懼らくは主に害あらん。吾敢て言はずんばあらず』と。范鞅、(三二)これが徵を爲す。懷子、施を好み、士多く之に歸す。宣子、其の士多きを畏れ、之を信ず。懷子、(三三)下卿たり。(三四)宣子、(三五)著に城づかしめて、遂に之を逐ふ。秋、欒盈出でゝ楚に奔る。宣子、(三六)箕遺・黃淵・嘉父・司

【二二】欒桓子は欒黶。
【二三】懷子は欒盈。
【二四】范鞅、桓子の爲め秦に奔りしは十四年の事。
【二五】欒祁は、范子の女、盈の母。范氏は堯の後、祁姓なり。
【二六】貨財蕩盡せんとする也。
【二七】其とは州賓をさす。
【二八】桓主は欒黶。桓は謚。主は大夫の稱。
【二九】之に位を與へしをいふ。
【三〇】同じく公族大夫たり。
【三一】范氏斯く專にするを見るに忍びず、死すとも之に從ふまじと。以上欒盈の言なりとて、其母欒祁が范宣子に讒するなり。
【三二】其證を擧げしなり。
【三三】下卿は下軍の佐。
【三四】宣子先づ欒盈に著城を築かしむる爲に外に出し而して之を逐ひしなり。
【三五】著は晉の都。
【三六】箕遺等は皆欒盈の黨。

在り、允に茲を出すは茲に在り、惟れ帝、功を念へ」と。將に(一五)己が壹を由ゐるを謂はんとするなり。信に己の壹を由ゐて、而して後に功念ふべきなり」と。庶其は、卿に非ざるなり。地を以て來れば、賤しと雖も必ず書す、地を重んずるなり。

齊侯、(一六)慶佐をして大夫と爲らしむ。復た公子牙の黨を討じて、(一七)公子買を句瀆の丘に執ふ。公子鉏、來奔す。叔孫還、燕に奔る。

夏、楚の子庚・卒す。楚子、薳子馮をして令尹たらしむ。(子馮)(一八)申叔豫に訪ふ。叔豫曰く、『國、寵多くして王弱し、國爲むべからず』と。遂に疾を以て辭す。(一九)暑に方りて、地を闕り氷を下して牀し、繭を重ね裘を衣、食を鮮くして寢ぬ。楚子、醫をして之を視しむ。復して曰く、『瘠は則ち甚だしきも、(二〇)血氣未だ動かず』と。乃ち(二一)子南をして令尹たらしむ。

【一四】此事を爲さんと思ふは、己が心に在り。心に能く思うて已まざるときは、必ず得る所あるなり。又此事を除き廢せんと思ふも、亦、己が心に在り。善惡邪正の名を正して之を言ひ、名づくる所、其實を愆らざるは、己が一心を盡して以て之を定むるに在り。其心、一ならずんば、則ち表既に正しからず、何を以て影の直きを求めんや。實に此事を發出して之を天下に施し、天下、之を孚とし、萬世まで永く御蔭を蒙るは、唯だ己が一心に由る有るのみ。故に皇帝惟だ己の心を誠にして成功を思ひたまへとの意。

【一五】由は用ふる也。己が心の專一なるを用ひて、其心を二三にせざるをいふ。

【一六】慶佐は崔杼の黨。

【一七】公子買公子鉏叔孫還は皆齊の公族。

【一八】叔豫は叔時の孫なり。子馮、王命を受くべきや否やを、叔豫を訪ひて其意見を問ひ、遂に疾を以て辭せしなり。

【一九】暑月、牀下に氷を置き衣を重ねて、病者の如く見するなり。繭は綿衣なり。

【二〇】血氣未だ動かずとは、疾無きを云ふ。

【二一】子南は公子追舒。

むべからざるなり。(五)紇又能はず。』季孫曰く、『我に(六)四封ありて、其盜を詰む。何の故に不可ならん。子は司寇たり。將に盜を是れ務めて去らんとすべし。之を如何んぞ能はざる。』武仲曰く、『子、(七)外盜を召して大に焉を禮すれば、何を以てか(八)吾が盜を止めん。子、(九)正卿と爲りて外盜を來し、紇をして之を去らしめんとす。將た何を以てか能くせん。庶其、邑を邾に竊みて以て來れり。子、姫氏を以て之に妻はせて、之に邑を與へ、其從者まで、皆、賜あり。若き大盜あらば、これを禮するに君の姑姊と其大邑とを以てし、其次には(一〇)皁・牧・輿馬をし、其小なる者には衣裳劍帶せしめば、是れ盜を賞するなり。賞して之を去らせんとは、其れ或は難からん。紇や之を聞く、「上位に在る者は、(一一)其心を洒濯して、壹にして以て人を待ち、(一二)軌度ありて其れ信にして、明徵すべく、而して後に以て人を治む可し」と。夫れ上の爲す所は、民の歸する所なり。上の爲さゞる所にして、民、或は之を爲さば、是を以て刑罪を加へて、敢て懲りざること無からん。若し上の爲す所にして、民も亦之を爲さば、乃ち其所なり。又た禁ず可けんや。(一三)夏書に曰く、「(一四)茲を念ふことも茲に在り。茲を釋くことも茲に在り。茲を名づけ言ふことも茲に

【五】紇は臧武仲の名。
【六】四封は四境。
【七】外盜は庶其をさす。
【八】吾が盜は國中の盜。
【九】正卿は政を爲す卿。正は政と通ず。
【一〇】賤役者を給するなり。
【一一】心を洗ひて汚穢の念を去り、專一に私なく他を待遇するなり。
【一二】軌度は法度。明徵は明に驗ある也。
【一三】夏書は逸書。

子、(二四)所を去りて曰く、『臣堪へざるなり』と。

衞の甯惠子疾む。(二五)悼子を召して曰く、『吾、(二六)罪を君に得て、悔ゆれども及ぶこと無し。名は藏りて諸侯の(二七)策に在り、「孫林父・甯殖、其君を出す」と曰へり。君入らば則ち(二八)之を掩はん。(二九)若し能く之を掩はゞ、則ち吾が子なり。若し能はずんば、猶ほ鬼神あらば、吾は餒うること有らんのみ。(三〇)來り食はじ』と。悼子許諾す。惠子遂に卒す。

【經】二十有一年春王の正月、公、晉に如く。邾の庶其、漆・閭丘を以て來奔す。夏、公、晉より至る。秋、晉の欒盈出でゝ楚に奔る。九月庚戌朔、日、之を食するあり。冬十月庚辰朔、日、之を食するあり。曹伯、來朝す。公、晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子に商任に會す。

【傳】二十一年(周ノ靈王二十年)春、公、晉に如くは、(齊ヲ伐ツノ)師と(一)邾の田を取りしとを拜するなり。邾の(二)庶其、漆・閭丘を以て(魯ニ)來奔す。季武子、公の(三)姑姉を以て之に妻はす。皆、其從者に賜あり。是に於て、魯に盜多し。季孫、臧武仲に謂ひて曰く、『子、盍ぞ盜を(四)詰めざる。』武仲曰く、『詰

【二四】所を去るとは席を避くる也。
【二五】悼子は甯喜。
【二六】孫文子、甯惠子、其君獻公を逐ひしこと十四年に在り。
【二七】策は書策。
【二八】惡名を掩ひかくすを得べからん。
【二九】君を歸國せしめて我が惡名を掩ひ罪を償はんと心掛けしかど及ばざれば汝よく我が志を繼げよと言ふ也。
【三〇】來り食はじとは、祭を享けじとなり。

【一】邾の田は卽ち漷水の田。
【二】庶其は邾の大夫。
【三】姑姉は父の姉。
【四】詰は取り締り正す也。

欲して曰く、『吾が（一三）先君、（一四）踐土の盟に與れり。晉は弃つべからず。且つ兄弟なり』と。楚を畏れて、行ふこと能はずして、（魯ノ宣公十七年）卒せり。楚人、蔡を使ふこと（一五）常なし。公子燮、先君に從つて以て蔡を利せんことを求め、能はずして死す。書して、『蔡、其大夫公子燮を殺す』と曰ふは、（一六）民と欲を同じくせざりしを言ふ也。『陳侯の弟黃、出で〻楚に奔る』とは、其罪に非ざるを言ふなり。公子黃、將に出奔せんとす。國に呼んで曰く、『慶氏、無道にして陳國を專にせんことを求め、其君を（一七）暴蔑して其親を去てたり。五年にして滅びずんば、是れ天なきなり』と。

（魯ノ）（一八）齊子初めて齊に聘するは、禮なり。

冬、季武子、宋に如くは、（一九）向戌の聘に報ゆるなり。（二〇）褚師段、之を逆へて以て（國ニ入リ）享を受けしむ。（二一）常棣の七章を賦して以て卒る。宋人重く之に賄ふ。歸りて復命す。公、之を享せしに、（二二）魚麗の卒章を賦す。公、（二三）南山有臺を賦す。武

【一三】先君は文侯の父莊公甲午。

【一四】踐土の盟は僖公二十八年に見ゆ。

【一五】徵發に常準なきをいふ。

【一六】民と欲を同じくせずとは衆に違ふを云ふ。

【一七】暴蔑は陵暴輕蔑する也。

【一八】齊子は叔老なり。齊魯怨ありて朝聘の禮の久しく絕えたるを今始めて復た通ずるなり。

【一九】向戌の聘は襄公十五年に見ゆ。

【二〇】褚師段は共公の子子石。

【二一】常棣は小雅の篇名にして、兄弟を燕する詩なり。常棣の第七章を歌ひ、終りの章まで歌ふなり。二國の好合して、相親しむこと兄弟の如くならんことをいふ。

【二二】魚麗は小雅の篇名、宋に聘すること其時を得たるをいふ。

【二三】南山有臺は小雅、君子は邦家の光なるをいふなり。

經 二十年春王の正月辛亥、仲孫速、莒人に會して向に盟ふ。夏六月庚申、公、晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に會して、澶淵に盟ふ。秋、公、會より至る。仲孫速、師を帥ゐて邾を伐つ。蔡、其大夫公子燮を殺す。蔡の公子履、出でゝ楚に奔る。陳侯の弟黃、出でゝ楚に奔る。叔老、齊に如く。冬十月丙辰朔、日之を食することあり。季孫宿、宋に如く。

傳 二十年（周ノ靈王十九年）春、莒と平ぐ。（一）孟莊子、莒人に會して（二）向に盟ふ。（三）督揚の盟の故なり。

夏、（四）澶淵に盟ふは、齊（晉ト）成げるが故なり。

（五）邾人、驟ゝ至れど、（六）諸侯の事を以て、報ゆること能はざりき。秋、孟莊子、邾を伐ちて以て之に報いぬ。

蔡の（七）公子燮、蔡を以て（楚ニ背イテ）晉に之かんと欲す。蔡人、之を殺す。公子履は其母弟なり。故に出でゝ楚に奔る。陳の（八）慶虎・慶寅、公子黃の偪（リテ其政ヲ奪ハントス）るを畏れ、諸を楚に愬へて曰く、『（九）蔡司馬と（一〇）謀を同じくす』と。楚人、以て（一一）討ずることを爲す。（一二）公子黃、出でゝ楚に奔る。初め蔡の文侯、晉に事へんことを

【一】孟莊子は仲孫速。
【二】向は莒の邑。
【三】督揚の盟は前年の事。
【四】澶淵は衞の地。
【五】十五年十六年魯を伐ちしを云ふ。
【六】魯、連年、諸侯の會盟征伐の事に從ふをいふ。
【七】公子燮は莊公の子。
【八】慶虎慶寅二氏は陳の卿。
【九】蔡司馬は公子燮。
【一〇】晉に之かんと欲するなり。
【一一】討は陳を責むる也。
【一二】公子黃出でゝ楚に奔りしは、自ら辯明せんが爲なり。

齊の慶封、(七三)高唐を圍む。克たず。冬十一月、齊侯、之を圍む。衞が城上に在るを見て、之を(七四)號ぶ。乃ち(七五)下る。守備を問ふ。備なきを以て告ぐ。(齊君)(七六)之を揖す。乃ち(衞)登る。師、將に(城)傅かんとするを聞き、(七七)高唐の人に食はしむ。(七八)殖綽・工僂、會し、夜、(七九)縋して師を納る。衞を(八〇)軍に醢にす。

西郛に城づくは、(八一)齊を懼るればなり。

齊、晉と平ぐ。大隧に盟ふ。故に(魯)穆叔、范宣子に(八二)柯に會す。穆叔、叔向を見て、(八三)載馳の四章を賦す。叔向曰く、『肸、敢て命を承けざらんや』と。穆叔歸りて曰く、『(八四)齊猶ほ未だし。以て懼れざるべからず』と。乃ち武城に城づく。

衞の(八五)石共子卒す。(八六)悼子哀まず。孔成子曰く、『是れを(八七)其本を蹷すと謂ふ。必ず其宗を有たざらん』と。

【七三】高唐を圍むとは、夙沙衞を攻むるなり。
【七四】號は聲をあげて召す也。
【七五】衞下りて齊侯と語るなり。
【七六】衞に禮を爲して之と別るる也。
【七七】高唐の人をして力を盡さしめんと欲して御馳走を爲す也。
【七八】殖綽工僂は共に齊の大夫。
【七九】縋は繩梯子にすがりて上らしむる也。
【八〇】軍は齊侯の本營。
【八一】前年、晉と與に齊を伐ち、又、其器を鑄て鐘を爲る、故に懼るゝ也。
【八二】齊と晉と平らぎ、魯、齊を懼るるが故に、柯の會をなして以て自ら固くするなり。
【八三】載馳の四章を歌ふは、大國を引きて自ら救助せんと欲するを取るなり。
【八四】齊の未だ晉に服せざるをいふ。
【八五】石共子は卽ち石買。
【八六】悼子は買の子石惡。
【八七】親は身の本なり、親を忘るゝは、是れ其本を仆す也。

秋八月、齊の崔杼、高厚を(五九)灑藍に殺して、其(六〇)室を兼ぬ。書して『齊、其大夫を殺す』と曰ふは、(六一)君に昏きに從へばなり。

鄭の子孔の政を爲すや專なり。國人、之を患ふ。(六二)乃ち西宮の難と純門の師とを討す。(六三)子孔、罪に當る。其(六四)甲と子革・子良氏の甲とを以て(自ラ)守る。甲辰、子展・子西、國人を率ゐて之を伐ち、子孔を殺して其室を分つ。書して、『鄭、其大夫を殺す』と曰ふは、專なればなり。(六五)子然・(六六)子孔は(六七)宋子の子なり。士子孔は圭嬀の子なり。圭嬀の(六八)班、宋子に亞ぎて、相親しきなり。士子孔も亦相親しきなり。(六九)僖の四年、子然・卒し、(七〇)簡の元年に、士子孔・卒す。(七一)司徒孔、實に子革・子良の室を相けて、三室、(七二)一の如し。故に(二子)難に及べり。子革・子良、出でゝ楚に奔る。子革、右尹と爲る。(鄭ノ簡公猶ホ幼ナレバ)鄭人、子展をして國に當り、子西をして政を聽かしめ、子産を立てゝ卿と爲せり。

【五九】灑藍は齊の地。
【六〇】室は貨財采邑。
【六一】高厚は靈公の昏昧なるに從へばなり。
【六二】西宮の難と純門の師とは十年尉止等の難と前年子孔が楚師を召し純門に至らしめたるとを指すなり。
【六三】子孔、自ら其罪に當りて辭せず。
【六四】甲は甲兵。
【六五】子然は子革の父。
【六六】子孔は子良の父。
【六七】宋子圭嬀は、皆、鄭の穆公の妾なり。
【六八】班は班位。
【六九】僖の四年は卽ち魯の襄公六年なり。
【七〇】簡の元年は卽ち魯の襄公八年なり。
【七一】司徒孔は子孔、
【七二】心を同じうするを云ふ。

廢するは不祥なり。諸侯を(四六)間すは難し。光の立つや(四七)諸侯に列なれり。今、故なくして之を廢せば、是れ專ら諸侯を黜けて、難きを以て不祥を犯すなり。君必ず之を悔いん。』公曰く、『(四八)我に在るのみ』と。遂に大子光を(四九)東せしめ、高厚をして牙に傅たらしめ、以て大子と爲し、夙沙衞を少傅と爲す。齊侯疾む。崔杼、微に光を逆へて、(五〇)疾病なるに之を立つ。光、戎子を殺し、これを朝に尸す。禮に非ざるなり。婦人には(五一)刑なし。刑ありと雖も(五二)朝市に在らず。夏五月壬辰晦、齊の靈公卒す。(五三)莊公、位に卽く。公子牙を(五四)句瀆の丘に執ふ。(五五)夙沙衞を以て己を易へたりとす。衞、高唐に奔りて以て叛く。

晉の士匄、齊を侵して穀に及ぶ。(齊ノ)喪を聞きて還る。禮なり。

四月丁未に於て、鄭の(五六)公孫蠆卒す。晉の大夫に赴ぐ。范宣子、晉侯に言ふに、(五七)其の秦を伐つに善かりしを以てす。六月、晉侯、王に請ふ。王、之に(五八)大路を追賜して、以て(葬禮チ)行はしむ。禮なり。

【四六】間は犯す也。
【四七】諸侯の會に列せしなり。
【四八】大子を廢立すること、我に在り。諸侯を憚らざるを言ふ。
【四九】廢して之を東鄙に徙しゝなり。
【五〇】齊の靈公尙ほ大病中なるに、崔杼、齊の莊公を立つ。
【五一】刑は刖黥等の刑。
【五二】朝市にさらすことはなしとなり。
【五三】莊公は卽ち大子光。
【五四】句瀆の丘は蓋し齊國の獄舍の在る所ならん。
【五五】靈公に勸めて牙を光に易へしめたりと爲して、之を罪せんとせしなり。
【五六】公孫蠆は子蟜。
【五七】十四年、晉、秦を伐つとき、子蟜、諸侯の師を見て、之に勸めて涇を濟らしむ。
【五八】大路は天子賜ふ所の車の總名。

季武子、齊より得し所の（三一）兵を以て、（三二）林鍾を作りて魯の功を銘す。臧武仲、季孫に謂ひて曰く、「禮に非ざるなり。夫れ鐘銘は、天子は（三三）令德を（銘）し、諸侯は（三四）時を言ひ功を計り、大夫は（三五）伐を稱す」今、伐を稱せば則ち（三六）等を下すなり。功を計らば則ち（三七）人に借れるなり。時を言はゞ則ち民を妨げしこと多し。何を以てか銘を爲らん。且つ夫れ大、小を伐てば、其の得る所を取りて、以て（三八）彝器を作り、其功烈を銘して、以て子孫に示す。明德を昭にして無禮を懲らすなり。今將た人の力を借りて以て其死を救ひしのみ。之を若何んぞ之を銘せん。（三九）小國、大國に幸あり、而して獲る所を昭にして、以て之を怒らすは、亡の道なり」と。

齊侯、魯に娶る、（四〇）顏懿姬と曰ふ。子なし。其（四一）姪鬷聲姬、光を生む。以て大子と爲す。（四二）諸子に（四三）仲子・戎子あり、戎子、嬖せらる。仲子、牙を生む。諸を戎子に（四四）屬す。戎子、以て大子と爲んと請ふ。（齊侯）之を許す。仲子曰く、「不可なり。（四五）常を

【三一】兵は兵器。
【三二】林鍾は律の名、鐘を鑄る聲に因って名づく。
【三三】令德は善德。
【三四】或は其事の時節に叶ひ、或は其事の功あるをいふ。
【三五】伐は攻城野戰の功。
【三六】等を下るとは、大夫に從ふが故なり。
【三七】晉人の力を借りたるなり。
【三八】彝は常なり、鐘鼎は宗廟の常器たるなり。
【三九】小國、僥倖にして大國に勝ちし也。
【四〇】顏懿は二姬の母姓、因りて以て號となす、懿聲は皆諡なり。
【四一】姪は兄の子。
【四二】諸子は宮人。
【四三】仲子戎子は皆宋の女。
【四四】屬は屬託。
【四五】嫡を立つるの常道を廢するなり。

を請ふ。曰く、『(一九)鄭甥可なり』と。二月甲寅、卒す。而して(二〇)視て、含す可からず。宣子盥うて之を撫で丶曰く、『(二一)呉に事ふること、敢て(二二)主に事へしが如くならざらんや』と。猶ほ視る。(二三)欒懷子曰く、『其れ未だ事を齊に卒へざる爲めの故ならんか』と。乃ち復た之を撫で丶曰く、『主、苟に終れども、(二四)事を齊に嗣がざる所のものあらば、河の如きことあらん』と。乃ち瞑して含を受く。宣子出で丶曰く、『(二五)吾は淺いかな丈夫たるや』と。

晉の(二六)欒魴、師を帥ゐて、衞の孫子に從ひて、齊を伐つ。

季武子、(二七)晉に如きて師を拜す。晉侯之を(二八)享す。范宣子(荀偃ニ代リテ)政を爲し、(二九)黍苗を賦す。季武子興つて再拜稽首して曰く、『小國の大國を仰ぐや、百穀の膏雨を仰ぐが如し。若し常に之を膏さば、天下輯睦せん。豈に唯だ敝邑のみならんや』と。(三〇)六月を賦す。

【一九】荀呉、其母は鄭の女。

【二〇】荀偃死してなほ目をふさがず口をとぢゐたるなり。含は死者の口中に玉をふくましむるなり。

【二一】呉は荀呉、偃の子。

【二二】大夫を主と稱す。偃をさす。

【二三】欒懷子は欒盈。

【二四】必ず偃の志をつぎて齊を伐つべきをいふ。

【二五】荀偃は死後尚ほ國事を憂ふる忠臣たるを知らずして、其家の後事を憂へて瞑目せざるものと考へし我は、實に淺丈夫なるかな。

【二六】欒魴は欒氏の族。

【二七】齊を討ぜしを謝するなり。

【二八】享は饗應する也。

【二九】黍苗は詩の小雅、召伯の諸侯を勞來するを美むる者。

【三〇】六月は尹吉甫が天子を佐けて征伐するを言へる詩。

伐つ。秋七月辛卯、齊侯環卒す。晉の士匃、師を帥ゐて齊を侵し穀に至る。齊侯卒すと聞き、乃ち還る。八月丙辰、仲孫蔑卒す。齊、其大夫高厚を殺す。鄭、其大夫公子嘉を殺す。冬、齊の靈公を葬る。西郛に城づく。叔孫豹、晉の士匃に柯に會す。武城に城づく。

[傳] 十九年(周ノ靈王十八年)春、(二)諸侯、沂上より還り、(三)督揚に盟ひて曰く、「大、小を侵すこと毋かれ」と。邾の悼公を執ふるは、其の(四)我を伐つ故を以てなり。遂に(五)泗上に次り、我が(六)田を疆し、邾の田を取りて、(七)漷水より、之を我に歸す。晉侯、先づ歸る。

(八)公、(九)晉の六卿を蒲圃に享して、之に三命の服を賜ふ。軍尉・司馬・司空・輿尉・候奄まで皆一命の服を受く。荀偃に(一〇)束錦・加璧・(一一)乘馬を賄ひ、(一二)吳の壽夢の鼎を先にす。荀偃、(一三)癉疽して(一四)瘍を頭に生ず。河を濟り、著雍に及びて、(一五)病み、目出づ。大夫の先づ歸りし者も皆反る。(一六)士匃、見えんと請ふに、(一七)內れず。(一八)後

【二】諸侯は、前年、齊を圍みし者。
【三】督揚は即ち祝柯、地名。
【四】我を伐つとは、十七年、邾、魯を伐ちしをいふ。
【五】泗は水の名。
【六】田を疆すとは、邾と魯との界を正す也。
【七】漷水より以北。
【八】公は魯の襄公。
【九】六卿、皆、魯を過りしなり。
【一〇】束錦は五匹の錦。
【一一】乘馬は四馬。
【一二】吳子乘即ち壽夢の魯に贈りたる鼎を以て束錦、璧、馬よりも先に贈る也。
【一三】癉は熱なり、疽は癰るゝなり。
【一四】瘍は腫物の名。
【一五】病は大病。
【一六】士匃は中軍の佐。
【一七】目出でたるを以て、人の之を見るを惡み、故に納れざるなり。
【一八】後は後任者。

張は鄭伯に從ひて齊を伐ち、子孔・子展・子西は守れり。(八五)二子、子孔の謀を知りて、(八六)完守して入りて保つ。子孔、敢て楚の師に會せず。楚の師、鄭を伐ち、(八七)魚陵に次る。右師、上棘に城づき、遂に潁を涉りて旃然に次る。蔿子馮・公子格、鋭師を率ゐて、(八八)費・滑・胥靡・獻于・雍梁を侵す。右、梅山を回り、鄭の東北を侵し、蟲牢に至りて反る。子庚、純門を門む。城下に(八九)信して還る。(九〇)魚齒の下を涉るとき、甚雨之に及び、楚の師多く凍え、役徒幾ど盡きんとせり。晉人、楚の師あるを聞く。師曠曰く、『害あらじ。吾、驟〻(九一)北風を歌ひ、又、南風を歌ふに、南風競はずして死聲多し。楚必ず功なからん。』董叔曰く、『(九二)天道多く西北に在り。南師、時ならず。必ず功無からん。』叔向曰く、『(九三)其君の德に在るなり』と。

【經】十有九年春王の正月、諸侯、祝柯に盟ふ。晉人、邾子を執ふ。公、齊を伐つより至る。(一)邾の田を取ること、漷水よりす。季孫宿、晉に如く。曹の成公を葬る。夏、衞の孫林父、師を帥ゐて齊を

【八五】二子は子展・子西。
【八六】其守備を完くして、本城に入りて固く守る也。
【八七】魚陵は鄭の地。
【八八】費滑等は皆鄭の邑。
【八九】信は二日滯在すること。
【九〇】魚齒は山の名。
【九一】晉は楚の北に在り、楚は晉の南に在り。音樂を以て兩國の軍勢を試みるに、南の音は奮はずして勢甚だ弱し。
【九二】歲は豕韋に在り、月は亥の月なり、故に多く西北に在りと曰ふ。
【九三】天の時と地の利とは人の和に如かざるを云ふ。晉人三人皆楚師の功無きを豫言するなり。師曠は音樂者、董叔は曆數家、叔向は政治家、各〻見る所あり。
【一】邾の田を取りて漷水を以て界と爲す也。

ふ。君必ず之を待て』と。(七〇)將に之を犯さんとせしかば、大子、劒を抽きて(七一)鞅を斷つ。乃ち止まる。甲辰、(晉師)東侵して(七二)濰に及び、南、(七三)沂に及ぶ。

鄭の子孔、(七四)諸大夫を去らんと欲し、將に晉に叛きて楚の師を起し以て之を去らんとす。(人ヲシテ)(七五)子庚に告げしむ。子庚許さず。(七六)楚子之を聞き、(七七)楊豚の(七八)尹宜をして子庚に告げしめて曰く、『國人謂へらく、不穀、社稷を主どりてより師を出さず、(七九)死して禮に從はれざらんと。不穀、位に卽き、今に於て五年、師徒出でずんば、人、其れ不穀を以て、自ら(八〇)逸んじて先君の業を忘れたりと爲ん。大夫之を圖れ。其れ之を若何にせんか』と。子庚歎じて曰く、『君王、其れ午を(八一)安を懷ふと謂へるか。吾は以て社稷を利せんとするなり』と。使者を見て、稽首して對へて曰く、『諸侯、方に晉に睦まじ。臣請ふ(八二)之を嘗みん。若し可ならば、君而ち之を繼げ。若し不可ならば、師を收めて退け。以て害なかる可く、君も亦辱なからん』と。子庚、師を帥ゐて兵を(八三)汾に治む。是に於て、鄭の子蟜・伯有・(八四)子

【七〇】齊君、其言を聽かずして無理に逃げ走らんとする也。
【七一】鞅は馬のむながひ。
【七二】濰は水の名。
【七三】沂は水の名。
【七四】權を專にせんと欲するなり。
【七五】子庚は楚の令尹公子午。
【七六】楚子は康王。
【七七】楊豚は地名。
【七八】尹は官名。
【七九】其喪の禮を略する也。先君の業を承け功を建つることを能はざるが故なり。
【八〇】逸は安逸を貪る也。
【八一】安は安逸。
【八二】之を嘗みんとは、其難易を試みる也。
【八三】汾は地名。
【八四】子蟜は公孫蠆也。

と欲し、魯衛は（五一）險を攻めんと請ふ。己卯、荀偃・士匃、中軍を以て（五二）京茲に克つ。乙酉、魏絳・欒盈、下軍を以て（五三）邿に克つ。趙武・韓起、上軍を以て（五四）盧を圍む。克たず。十二月戊戌、（五五）秦周に及び、雍門の（五六）萩を伐る。范鞅、雍門を門む。其御追喜、戈を以て（五七）犬を門中に殺す。（五八）孟莊子、（五九）其櫄を斬り、以て公の琴を爲る。己亥、雍門と西郭・南郭とを焚く。（六〇）劉難・士弱、諸侯の師を率ゐて、申池の竹木を焚く。壬寅、東郭・北郭を焚く。范鞅、（六一）揚門を門む。州綽、（六二）東閭を門む。（六三）左驂迫り、門中に還り、以て閭を枚數す。齊侯駕して、將に（六四）郵棠に走らんとす。（六五）大子、（六六）郭榮と與に馬を扣へて曰く、『（六七）師、速にして疾し。（六八）略するなり。將に退かんとす。君何ぞ懼れん。且つ社稷の主は、以て（六九）輕ふしくす可からず。輕ふしくすれば則ち衆を失

【五一】險は固く城守する者。
【五二】京茲は地名。
【五三】邿は地名。
【五四】盧は地名。
【五五】秦周、雍門は共に齊の城門。
【五六】萩は楸と通ず。樹の名、ひさぎ。
【五七】犬を殺し琴を爲る等は皆其間暇あるを示すなり。
【五八】孟莊子は孺子速。
【五九】櫄は木の名。此時、櫄を斬り、國に歸りて、以て公の琴を爲るは、長く武功を輝かさんとなり。
【六〇】劉難士弱共に晉の大夫。
【六一】揚門は齊の西門。
【六二】東閭は齊の東門。
【六三】州綽の乘りたる車の左の驂へ馬、急に走り、城門の中にてぐる／＼旋りて、危かりしが、綽、悠々として門のとびらの鋲を數へたり。閭は門の扇、枚は鋲なり。
【六四】郵棠は齊の邑。
【六五】大子は光。
【六六】郭榮は齊の大夫。
【六七】師は諸侯の師。
【六八】其地を略行せんと欲するのみ、久しく攻むるの意なきなり。
【六九】輕率なる可からず。

晉侯に告げて曰く、『(三六)烏鳥の聲樂めり。齊の師其れ遁げたらん。』(三七)邢伯、(三八)中行伯に告げて曰く、『(三九)班馬の聲あり。齊の師其れ遁げたらん。』叔向、晉侯に告げて曰く、『(四〇)城上に烏あり。齊の師其れ遁げたらん』と。十一月丁卯朔、(晉ノ師)平陰に入り、遂に齊の師を從ふ。夙沙衞、(四一)大車を連ねて以て隧を塞ぎて殿す。殖綽・郭最曰く、『子、國の師に殿たるは、(四二)齊の辱なり。子、姑く先んせよ』と。乃ち之に代はりて殿す。衞、(四三)馬を隘に殺し、以て道を塞ぐ。晉の(四四)州綽之に(追ヒ)及び、殖綽を射て、肩に中て、兩矢、(四五)脰に夾む。曰く『止まらば將に三軍の獲と爲さんとす。止まらずんば將に(四六)其衷を取らんとす』と。顧みて曰く、『私誓を爲さん。』州綽曰く、『(必ズ汝ヲ殺サゞルコト明ナル)日の如きことあらん』と。(州綽)乃ち弓を弛めて、(四七)後より之を縛す。(四八)其右具丙も亦(四九)兵を舍てて郭最を縛す。皆、(五〇)衿甲にして面縛せられ、中軍の鼓下に坐す。晉人は歸る者を逐はん

【三六】烏、空營を得て樂しむ。されば齊の師は遁げたるならん。
【三七】邢伯は晉の大夫邢侯。
【三八】中行伯は獻子。
【三九】班馬は還馬。班は還る也。
【四〇】烏、城上にあるは、城中に人なき爲めなり。
【四一】一時、大車を並べ連れて往來を塞ぎ、追兵を禦ぐ也。
【四二】齊の辱とは閹人なるがためにいふ。
【四三】衞恨み、馬を殺して道を塞ぎ、遂に晉君をして追ひ及ばしむるやうにする也。隘は險にして狹き處。
【四四】州綽は勇士の名。
【四五】脰はえりくび。
【四六】復た兩矢の中央を射て汝を殺さんとす。
【四七】州綽乃ち後より殖綽を縛せしなり。
【四八】其右は州綽の車の右方にある副將。
【四九】兵は兵器。
【五〇】衿甲は甲を解かざる也。

て復た濟ること無からん。唯だ爾有神、之を（二一）裁せよ』と。玉を沈めて濟る。冬十月、（二二）魯濟に會して、（二三）溴梁の言を尋め、同じく齊を伐つ。齊侯、諸を（二四）平陰に禦ぎ、（二五）防門に塹して、之を廣里に守る。夙沙衞曰く、『（二六）戰ふこと能はず、險を守るに若くは無し』と。（齊君）聽かず。諸侯の士門む。齊人多く死す。（二七）范宣子、（二八）析文子に告げて曰く、『吾、子を知れり。敢て情を匿さんや。（二九）魯人・莒人、皆、車千乘を以て其鄕より入らんことを請ひ、旣に之を許せり。（魯人莒人）若し入らば（齊ノ）君必ず國を失はん。子、盍ぞ之を圖らざる』と。子家、以て公に告ぐ。公恐る。晏嬰之を聞きて曰く、『君、固より勇なし。而して又是を聞く。（三〇）久しきこと能はざらん』と。齊侯、巫山に登りて、以て晉の師を望む。晉人、司馬をして山澤の險を（三一）斥はしめ、至らざる所と雖も、必ず（三二）旆して之を疏陳し、車に乘る者をして、左は（三三）實、右は（三四）僞にして、旆を以て先だゝせ、（三五）輿は柴を曳きて之に從はしむ。齊侯之を見、其衆なるを畏れ、乃ち脫れて歸る。丙寅晦、齊の師、夜、遁る。師曠、

【二一】裁は裁決。
【二二】魯濟は齊の地。
【二三】溴梁の言は、十六年に見ゆ。
【二四】平陰は齊の地。
【二五】防門の外に塹を掘り、又廣里の地を守りて敵を防ぐなり。
【二六】防門の防禦危きを云ふ。
【二七】范宣子は士匄。
【二八】析文子は齊の大夫子家。
【二九】宣子譎りて齊をおどすなり。
【三〇】久しく留まりて晉に敵すること能はざらん。
【三一】斥は候ふ也。敵の有無を候ふ也。
【三二】まばらに旌旗を立てゝ以て陳と爲し其衆きを示す也。
【三三】實は實際の人。
【三四】僞は人形の類。
【三五】以て塵を揚ぐる也。

爲めの故なり。

秋、齊侯、我が北部を伐つ。(五)中行獻子、將に齊を伐たんとす。夢に、(晉ノ)(六)厲公と訟へて勝たず。公、戈を以て之を擊つ。首、前に隊つ。跪きて之を戴き、之を奉げて以て走り、(七)梗陽の巫(八)皐を見ると、みる。他日、(九)諸を道に見て之と言ふに、(一〇)同じ。巫曰く、「今茲、(一一)主、必ず死せん。(一二)若し、東方に事あらば、則ち以て逞しくすべし」と。獻子許諾す。晉侯、齊を伐つ。將に河を濟らんとす。獻子、朱絲を以て玉(一三)二瑴を繫けて禱りて曰く、「齊の(一四)環、其險を怙恃して、其衆庶を負み、好を棄て盟に背き、(一五)神主を陵虐せり。(一六)曾臣(一七)彪、將に諸侯を率ゐて以て討せんとす。其(一八)官臣偃、實に之を先後す。(一九)苟も捷ちて功あらば、神の羞を作すこと無からん。官臣偃、(二〇)敢

なり。

【五】中行獻子は荀偃。

【六】厲公は荀偃が弑せし君。

【七】梗陽は晉の邑。

【八】皐は巫の名。

【九】諸は巫皐をさす。

【一〇】巫皐も亦同樣なる夢を見たり。

【一一】主は大夫の稱。中行獻子をさす。

【一二】巫、獻子に死すべき徵候あるを見る、故に快意に齊を伐たんことを勸むるなり。逞は志を得る也、師、利を得るを言ふ。

【一三】瑴は雙玉なり。

【一四】環は齊の靈公の名。

【一五】神主は民を云ふ。師曠曰く、夫れ民は神の主なりと。神主を陵虐すとは、數〻魯を伐つて民人を殘ふをいふ。

【一六】曾臣は最下の臣、晉の平公を卑下していふ也。

【一七】彪は晉の平公の名。

【一八】官臣は官を守る臣。

【一九】苟くも捷ちて功あらば、我、敢て身を愛して以て神の恥を爲す莫からん。是れ身命を棄てゝ武功を祈るの辭なり。

【二〇】荀偃、巫の言を信じ死たる以て自ら誓ふなり。

子罕、之を聞き、親ら朴を執りて、以て築く者を行りて、其の勉めざる者を抶ちて曰く、『吾が儕小人も、皆(三九)闔廬あり、以て燥濕寒暑を辟く。今、君、一臺を爲るに、速に成さずんば、何を以てか役と爲さん』と。謳ふ者乃ち止む。或るひと其故を問へば、子罕曰く、『宋國は(四〇)區區たり。而るに(四一)詛あり祝あるは、禍の本なり』と。

齊の晏桓子卒す。晏嬰、(四二)麤縗斬し、(四三)苴の經帶、(四四)杖、(四五)菅屨し、鬻を食ひ、(四六)倚廬に居り、苫に寢ね草を枕にす。其老曰く『(四七)大夫の禮に非ざるなり。』(晏嬰)曰く、『(四八)唯だ卿のみ大夫を爲すなり』と。

【經】十有八年春、白狄來る。夏、晉人、衞の行人石買を執ふ。秋、齊の師、我が北鄙を伐つ。冬十月、公、晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾子に會して、同じく齊を圍む。曹伯負芻、師に卒す。楚の公子午、師を帥ゐて鄭を伐つ。

【傳】十八年(周ノ靈王十七年)春、(一)白狄始めて(魯ニ)來る。

夏、晉人、衞の行人石買を(二)長子に執へ、孫蒯を(三)純留に執ふ。(四)曹の

【三九】闔は門の扉、廬は屋根。
【四〇】區區は小なる貌。
【四一】一人をばのろひてうらみ、一人をばいはひてよろこぶが如きは、國の禍なり。
【四二】麤縗斬は、喪服の重きもの。荒き麻布の衣にして端を縫はざる者。
【四三】苴は子ある麻、經は喪の時首につくる麻、帶は麻の帶。
【四四】杖は竹の杖。
【四五】菅屨は草履。
【四六】倚廬は喪者の居る小屋。
【四七】嬰のなす所士の服なり。
【四八】我は大夫の子なれば士の服を服すと遜辭せし也。
【一】白狄は狄の別名。
【二】長子は地名。
【三】純留は地名。
【四】前年衞、曹を伐ちしが故

宋の華閲卒す。(二四)華臣、(二五)皐比の(二六)室を弱しとして、賊をして其宰華呉を殺さしむ。賊六人、(二七)鈹を以てこれを(二八)盧門の(二九)合左師の(三〇)後に殺す。左師懼れて曰く、「老夫、罪なし。」賊曰く、「皐比、私に呉を討することあるなり」と、遂に(三一)其妻を幽へて曰く、「余に而の大璧を畀へよ」と。

(三二)宋公、之を聞きて曰く、「臣や唯だ其宗室を是れ暴ふのみならず、大に宋國の政を亂せり。必ず之を逐へ。」左師曰く、「臣や亦(宋ノ)卿なり。大臣の不順なるは國の恥なり。之を蓋はんに如かず」と。乃ち之を舍す。左師、(三三)己の短策を爲り、苟も華臣の門を過ぐれば必ず騁す。十一月甲午、國人、(三四)瘈狗を逐ふ。瘈狗、華臣氏に入る。國人、之を從ふ。(三五)華臣懼れ、遂に陳に奔る。

宋の皇國父、大宰たり、平公の爲めに臺を築き(三六)農收を妨ぐ。子罕、農功の畢るを俟たんと請ふ。公許さず。築者謳うて曰く、「(三七)澤門の晳、實に我が役を興し、(三八)邑中の黔、實に我が心を慰む」と。

【二四】華臣は閲の弟。
【二五】皐比は閲の子。
【二六】室は家なり。
【二七】鈹は劔の類。一に曰く、兩刃の小刀なりと。
【二八】盧門は宋の城門。
【二九】合左師は向戌。
【三〇】後は屋後。
【三一】其妻は華呉の妻。
【三二】宋公は平公。
【三三】策は馬の鞭なり。自ら短策を爲りて、華臣の門を過ぐるときは、御者を助け馬を撃ちて馳する也。策は御者の執る所なり。故に「己の」と曰ふ。門を過ぐるときは必ず騁するは、入りて之を見るを欲せざればなり。
【三四】瘈狗は狂犬。
【三五】華臣心自ら安ぜず國人の犬を逐ふを見て驚き走る也。
【三六】九月は農家の收穫の時なり。
【三七】澤門は宋の東城の南門。皇國父は白晳にして、其居、澤門に近し。
【三八】子罕は黑色にして邑中に居りしなり。

て曰く、『親ら（七）而の君を逐ふ。爾の父は（八）厲たらん。是れをこれ憂へずして、何を以て田することを爲る』と。夏、衞の（九）石買・孫蒯、曹を伐ち重丘を取る。曹人、晉に愬ふ。

齊人、其の未だ志を我に得ざるを以ての故に、秋、齊侯、我が北部を伐ち桃を圍む。高厚、臧紇を（一〇）防に圍む。師、陽關より臧孫を逆へんとして、（一一）旅松に至る。（一二）郰叔紇・臧疇・（一三）臧賈、甲三百を帥ゐ、宵、齊の師を犯し、（一四）之を送りて復る。（一五）齊の師之を去る。齊人、（一六）臧堅を獲たり。齊侯、（一七）夙沙衞をして之を（一八）唁はしめ、且つ曰く、『（一九）死すること無かれ』と。堅、稽首して曰く、『命の辱きを拜す。抑ゝ（二〇）君の臣に賜ふことは終らず。姑く又、（二一）其刑臣をして（二二）士を禮せしめたり』と。杙を以て其傷を抉りて死す。

冬、邾人、我が南鄙を伐つは、（二三）齊の爲めの故なり。

【七】蒯、其父林父と與に君を逐ひしこと十四年に在り。
【八】厲は惡鬼。
【九】石買は石稷の子。
【一〇】防は臧紇の邑。
【一一】旅松は防に近き地。
【一二】郰叔紇は叔梁紇。
【一三】臧疇賈は紇の兄弟、
【一四】臧紇を旅松に送りて復た還つて防を守るなり。
【一五】臧紇を失ひしが故なり。
【一六】臧堅は臧紇の族。
【一七】夙沙衞は閹人なり、宮刑をうけし者。
【一八】生を弔ふを唁と曰ふ。生獲せられしを以ての故に、之を唁ふ也。
【一九】自殺すること勿れ。
【二〇】夙沙衞の如き賤人をして己を唁はしめしを怨む也。
【二一】其刑臣とは夙をさす。
【二二】士とは自らいふ。
【二三】齊、未だ志を魯に得ず、故に邾人之を助くる也。

るに及ぶ比ほひには、恐らくは及ぶこと無からん』と。(三四)中行獻子を見て(三五)圻父を賦す。獻子曰く、『假、罪を知れり。敢て執事に從つて以て同じく社稷を恤へざらんや。而るを魯をして(三六)此に及ばしめたり』と。(三七)范宣子を見て(三八)鴻雁の卒章を賦す。宣子曰く、『匄、此に在り。敢て魯をして(三九)鳩まること無からしめんや』と。

[經] 十有七年春王の二月庚午、(一)邾子牼卒す。宋人、陳を伐つ。夏、衞の石買、師を帥ゐて曹を伐つ。秋、齊侯、我が北鄙を伐ち、桃を圍む。高厚、師を帥ゐて我が北鄙を伐ち、防を圍む。九月、大雩す。宋の華臣、出でゝ陳に奔る。冬、邾人、我が南鄙を伐つ。

[傳] 十七年(周ノ靈王十六年)春、宋の莊朝、陳を伐ち、(二)司徒卬を獲たり。(三)宋を卑しみたればなり。

衞の(四)孫蒯、曹の隧に田し、馬に(五)重丘に飮ひ、(六)其瓶を毀つ。重丘の人、門を閉ぢて之を詬り

【三四】中行獻子は荀偃なり。
【三五】圻父は詩の小雅の篇名。穆叔、魯を以て王の爪牙に比し、晉が來り救はざるを責むる也。
【三六】此は此憂。
【三七】范宣子は士匄。
【三八】鴻雁は詩小雅、鴻雁于きて飛びて、哀鳴嗸々たり云々とあり、魯の憂困するを諷するなり。
【三九】鳩は和集なり。人民離散せず、安心して生活する也。

【一】邾子牼は宣公。
【二】司徒卬は陳の大夫。
【三】陳、宋を卑しみて備を設けざりし也。
【四】孫蒯は林父の子。境を越えて曹の隧に獵す。隧は地を闕きて通じたる路なり。曹の隧は曹の邊境の阻固なる處なり。
【五】重丘は曹の邑。
【六】瓶は水を汲む器。馬に水を飮ませて其瓶をこはすは、惡戯の甚だしき者なり。

會す。(一九)書して『鄭伯に會す』と曰ふは、夷しきが爲の故なり。

夏六月、(二〇)棫林に次る。庚寅、許を伐ち、(二一)函氏に次る。晉の荀偃・欒黶、師を帥ゐて楚を伐ち、以て宋の(二二)楊梁の役に報ゆ。楚の公子格、師を帥ゐて晉の師と湛阪に戰ふ。楚の師敗績す。晉の師遂に方城の外を侵し、復た(二三)許を伐ちて還る。

秋、齊侯、(二四)郕を圍む。(二五)孟孺子速、之を(二六)徼ふ。(二七)齊侯曰く、『是れ勇を好むものなり。之を去りて以て之が名を爲さん』と。速、遂に(二八)海陘を塞ぎて還る。

冬、穆叔、晉に如きて聘し、且つ(二九)齊の故を言ふ。晉人曰く、『寡君の未だ(三〇)禘祀せざると(三一)民の未だ息まざるとを以てなり。然らずんば、敢て忘れざるを』と。穆叔曰く、『齊人の・朝夕に(三二)憾を敝邑の地に釋くを以て、是を以て大に請ふ。敝邑の急なる、朝、夕に及ばず。領を引きて西望して曰く、「(三三)庶幾からんか」と。執事の間あ

【二〇】棫林は許の地。
【二一】函氏は許の地。
【二二】楊梁の役は十二年に見ゆ。
【二三】許未だ遷らざるが故なり。
【二四】郕は魯の孟氏の邑。晉に貳あり、故に魯の邑を撃つ也。
【二五】孟孺子速は孟獻子の子、莊子。
【二六】徼は要撃する也。
【二七】齊の靈公、實は怖れて逡巡せしなり。
【二八】海陘は魯の北境の隘道。
【二九】齊の故は齊の再び魯を伐ちし事。
【三〇】禘祀は三年の喪畢るの吉祭。
【三一】民の未だ息まずとは、新に許と楚とを伐ちしを言ふ。
【三二】齊人、未だ志を我に得ざるは、是れ憾なり。大いに勝ちて志を得るは、是れ憾を釋く也。
【三三】今にも晉の援兵來らんかと待つ也。

を改め官を脩め、曲沃に烝す、(六)警守して(七)下り、湨梁に會し、命じて(八)侵田を歸さしめ、(九)我が故を以て、邾の宣公・莒の犂比公を執へ、且つ曰く、『齊・楚の使を通せり』と。晉侯、諸侯と溫に宴し、諸大夫をして舞はしめて曰く、『(一〇)詩を歌ふこと必ず類せよ』と。(一一)齊の高厚の詩、類せず。荀偃怒り、且つ曰く、『諸侯、異志あり』と。諸大夫をして高厚に盟はしめんとす。高厚逃げ歸る。是に於て、叔孫豹・晉の荀偃・宋の向戌・衞の甯殖・鄭の公孫蠆・小邾の大夫・盟ひて曰く、『同じく(一二)不庭を討せん』と。

許男、(一三)遷らんことを晉に請ふ。諸侯、遂に許を遷さんとす。(一四)許の大夫可かず。(一五)晉人、諸侯を歸す。鄭の子蟜、將に許を伐たんとすと聞き、遂に鄭伯を相けて以て諸侯の師に從ふ。(一六)穆叔は(一七)公に從ひ、(一八)齊子は師を帥ゐて、晉の荀偃に

【六】警守は國都の守備を戒むる也。
【七】下るは河に順ひて東に行く也。
【八】侵田は諸侯の相侵し取りたる田。
【九】邾人莒人先年魯を侵しゝ故なり。
【一〇】詩を歌ふこと必ず舞と相類する者を以てすべし。古は舞と歌と必ず相類し、自ら一定の義例あり。
【一一】齊に貳心あるが故なり。
【一二】不庭は周の天子に朝覲せざる者。
【一三】許男、楚に叛き晉に遷らんとするなり。
【一四】是時、大抵、臣强くして、君、以て爲す有る可からざりしなり。
【一五】諸侯を歸國せしめ其師を以て許の遷るを肯ぜざるを討ぜんとする也。
【一六】穆叔は叔孫豹の字。
【一七】穆叔は魯君に從ひて歸國す。
【一八】齊子は叔老なり。齊子は師を帥ゐて荀偃に從ふなり。
【一九】荀偃は兵を主れども臣なり。諸侯と同等にすべからず。故に先づ鄭伯を書せるは、諸侯と大夫とを同等にするの嫌あるが爲めなり。夷は同等なり。

國譯春秋左氏傳 下卷

文學博士　兒島獻吉郎譯並註

卷の十六

襄公　三

經 十有六年春王の正月、晉の悼公を葬る。三月、公、晉侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・薛伯・杞伯・小邾子に溴梁に會す。戊寅、大夫盟ふ。晉人、莒子・邾子を執へ以て歸る。齊侯、我が北鄙を伐つ。夏、公、會より至る。五月甲子、地震ふ。叔老、鄭伯・晉の荀偃・衞の甯殖・宋人に會して、許を伐つ。秋、齊侯、我が北鄙を伐ち、成を圍む。大雩す。冬、叔孫豹、晉に如く。

傳 十六年（周ノ靈王十五年）春、晉の悼公を葬る。(一)平公、位に卽く。(二)羊舌肸、傅となり、(三)張君臣、中軍司馬となり、祁奚・(四)韓襄・欒盈・士鞅、公族大夫となり、虞丘書、乘馬御となる。(五)服

【一】平公は悼公の子彪。
【二】羊舌肸は叔向。
【三】張君臣は張老の子。
【四】韓襄は無忌の子。
【五】喪服を改めて吉服と爲し、祭の掛官を取り揃へて、曲沃なる晉祖の廟に於て冬期の祭なる烝祭を爲す。

目次

國譯漢文大成

經子史部
第六卷

春秋左氏傳
下卷



(2) vol 2 Chun Chiu Tso Chuan

2 vols



